收容書目

日本經濟叢書

卷十五

日本經濟叢書刊行會

日本經濟叢書卷十五目次

目次終

解題

林子平上書（一、三）

本書は本叢書第十二卷に收錄したる第一上書より、數年の後に同じく仙臺藩の政府へ呈出したるものにて、其の大體の主意は、自分は非常の人物なるが故に、藩の財政改革を自分に一任せられ、二十年間何人も干渉がましきことを云はずに、放し飼に放任し置かるゝならば、自分は大枚一千兩の金子を調達して、之を元金となし、二十年間金貸をなして、貨殖の途を計るべしと云ふ、大抱負を述べたるものなり、其の仕方は左の如し

金千兩を元金に仕り候て、二十年貨殖の次第を荒增胸算用仕候に、元金千兩二步懸に二十年分算用仕候得ば、二十年目三萬兩程に相成り申候、二分

半懸りに仕候得ば八萬兩程に相成、三分懸りに仕候得ば二十萬餘に相成申候、扨貨殖の儀は最早二三千にも相成候得ば、只壹人にては難ㇾ働候に付、金銀殖候に隨候て、豪富の才人を五人も八人も手先に用候て相働候得ば、三分懸には推付られ可ㇾ申候、しかし二十年目取仕舞際に働き候手先の者へ二千兩宛も謝禮に與へ候積りに仕り見候得ば、手先十人にて二萬兩はつぶれ申候、又外に二三萬は蹈倒され候見詰にて、都て三分懸り二十餘萬の內にて五萬は無き物に仕候得ば、殘る十五六萬は手に入り申候、先內場に十五萬と見候ても、一方請持候御經濟は出來可ㇾ申候

而して此の純益金十五萬兩は、大略左記の費途に充つる計畫と見えたり

金十五萬兩也、此內一萬兩は學校の入用に可ㇾ仕候、其一萬兩の遣ひ方、千兩は普請、二千兩は書籍を買入れ、二千兩は馬、或は武具、馬具、天官道具、又は樂器等を買可ㇾ申候、殘る五千兩は學校附の金に仕り、諸方へ貸付置候て息錢を取候て學校永代の遣ひ用に可ㇾ仕候、又二萬は御買穀一遍に振

向け置候て、一ヶ年兩度宛も折返し〳〵御買穀被㆓成置㆒候はゞ、一方の御益に相成可ㇾ申候、又殘る十餘萬は先づ十貫五兩の割を以て、總御家中へ十年賦に貸附可ㇾ申候、荒増を積り候に、總御家中へ十五萬貫出居り候見詰にて、七萬五千兩有ㇾ之候得ば、總御貸付行渡り申候、又殘る三萬餘は所々へ振向可ㇾ申候、所々と申候內第一に長町口を丈夫に見事に普請仕度奉ㇾ存候、拙者儀諸國遍歷仕候て諸城を見候に、何れの城下も內は不ㇾ存候得共、何れも入口は存じの外見事に仕置候、是は古實にて壯觀を示し又國威を現はす爲に御座候、然るに御城下は南北共に入口甚麁相にて、其上取締りも無ㇾ之候故他國人など一覽致候ても、是が仙臺御城下歟と侮り候容子にて千萬殘念至極、且は御國威も輕く候て、彼是甚あしき事に奉ㇾ存候得ば、此處に二千も入れて普請を仕、又千兩も橋附に除け置き候て、上の如く息錢を取可ㇾ申候云々

自ら非常の人物を以て任じ、世俗も亦大豪傑を以て目する所の林子平其人の

意見は、大體先づ斯くの如きものにして、當時と今日とは、貨幣の價値に如何に莫大の差異あるにもせよ、六十萬石、否、事實百萬石以上の大藩と稱せられたる仙臺藩の財政改革案としては、餘りに「シミタレ」たる仕方にあらずや、殊に城門を壯にして國威を示すなどに至ては、聊藪醫の玄關政策の如き氣味なきにあらざるなり、然れども藩中の殖産工業を奬勵し、所謂三木即ち桑・櫨・楮の植付を盛にし、煮海鼠・乾鮑等を製し、鹽・馬・織物等の國産を興し、日用の小間物・膳・椀・草履等より、食料品など、悉く自國に於て生産して、國外(他藩)よりの輸入を防ぐべしと云ふ說などは、大に見るべきものなきにあらず

第三上書中にある楮幣事略なるものは、甚奇拔なる考案にて所謂楮幣とは、紙幣にあらずして、銅板を用ゐ、一種の銅錢を鑄造せんとするの案なり、而して其の之を行はんとする理由は、「去年中一旦楮幣を行はれたるも、御仕方思はしく無ㇾ之、御國の人情にかなひ兼候故、止み果候事に罷成候、乍然公儀へも願ひ濟みの上にて、折角相始められ候を、下より止められ候て、其の儘に

被捨置候ては、第一公儀への御申分けも難立、又下より止られ候て、其儘に被指置候は、御國家の御威風も薄き樣に御坐候云々」と云ふにて、全く武士の意地づくに行はんとするものなり、封建時代に於ける武士の經濟說は、往々斯る瘠我慢に基因するものなることを記憶せざる可からず、然れども子平が此の銅幣を發行するに付、其の兩替引替相場を、事細かに算定したるが如きは、流石林子平にして、その思慮の周到なるは、他の慷慨家一流の遠く及ばざる所なり

第二上書は、天明元年に差出し、第三上書は同五年に差出したるものなれども、此の兩書は、殆んど同一の主意を一貫して、開陳したるものなり

町人考見錄

本書は主として京都の富豪が、諸大名への金貸、驕奢若しくは其他の原因に依つて、破產沒落したる大略を記述したるものなり、全部四卷の內、其後の

一卷は、商業叢書本には、追加となしあり、著者の原本は、固と三卷にして、此の一卷は全く後人の追補したるものなること明なり

著者三井高房は、通稱八郎右衛門、崇清と號し、三井總領家の主人にして、現代八郎右衛門氏より、八代の祖なりと云ふ、貞享元年生れ、寬延元年歿す、歲六十五

本書は享保十三年の著作にして、久しく寫本を以て行はれしが、近年國書刊行會が、其の商業叢書中に收容したる外、俣野義郎なる人、又單行本として出板したりと云ふ

天明大政錄

本書は重もに松平越中守（白河樂翁）が、執政たりし時の事跡を、記るしたるものにして、書體は頗る雜駁を極め、首尾一貫したるものにあらず、或は當時の公文書を載せ、或は私人の談話、世上の風說などを、揭げたるものなれど

も、其の中經濟上の事は、夫の天明の饑饉及洪水等に基因する、米價騰貴問題を中心として、民間に種々の困難を惹起したるを、越中守が不世出の英才を以て、救濟せんとしたる政績の一斑を示したるものなり、著者湯淺明善は、大に越中守を欽慕する人と思はる

湯淺明善は通稱新兵衞と云ひ、常山（亦新兵衞と云へり）の子にして、父の後を嗣ぎ、岡山藩に仕ふ。著す所は本書の外に、續備藩典刑及吉備孝子傳等あり

嚶鳴館遺草 同附錄

本書は著者が政治經濟上の意見を國字にて、平易に書認めて、米澤侯に進呈したる野芹を始め、其他種々の論文を著者の子、德昌が編集刊行したるものなり、本書は其の論題、各々同じからざれども、大體は孝悌。忠信。仁義。禮讓を以て、爲政の根本となし、專ら節儉を行つて、實力を養はざる可からざることを論述して、頗る親切を極め、其の誠心誠意の存する所、躍如として紙上

に溢るゝを見るべし

細井德民、字は世馨、通稱は甚三郎、平洲又如來山人と號す、尾藩の鴻儒なり、其の米澤侯の賓師となるや、同國の爲め經濟上に、貢獻する所、少なからざりしは、世人の周く知る所なり、享和元年歿す、蔵七十四、著す所、本書の外に詩經古傳・同毛鄭異同考・同夷考・同大訓・松島紀行・紫海紀行・嚶鳴館遺稿、其の他數種あり

肥後物語

本書は肥後熊本藩の執政、堀平太左衞門を始め、其の他稻津彌右衞門、及長岡主水等、數人の政績及人物等に關する逸話を、記載したるものなれども、書中の事柄は、民政及經濟上に涉ること尠からず、全體大に參考に資すべきものなれば、此に之を收錄せり、著者龜井魯は、筑前姪濱の人にして、有名の儒醫なり、字は道載、南冥と號し、吉益東洞及永富獨嘯に從て、醫術を學び、

後に山縣周南に就て、儒學を修め、徂徠學派有數の碩學となる、文化十一年、歳七十二にして歿す、著す所は、本書の外に、論語語由・左傳講義・半夜物語・南冥集等あり

農家訓

本書は道德上より、農家の訓戒となるべき語を標示して、一々親切に、之を說明したるものなり、第一、天地君親の四恩より五常、農民用心の說、赤子養育成人辨、準繩曲尺辨義、始末の大旨は早く知るに在る說、天下の三民同恩の辨、小童への勸學の說、堪忍兩義章、三光天象不違義、孝行意得の說、及上下通情の辨の十一章に分け、和漢の事實を引證して、農民一般の心得を述ぶること、最も詳なりと云ふべし

著者山名文成は、紀州名草郡永穗村の農夫にして、農業の餘暇に、之を著作したる由にて、其志誠に奇特なりと雖も、憾らくは其傳記傳はらず

本書は天明四年、大坂の書肆より、出板發行したるものなり

大正四年八月　瀧本誠一

解題終

上書（二、三）

林子平著

上書（第二）

林子平著

存寄

乍レ恐書附を以て申上候、拙者儀先年も存寄申上候て、又以て此度存寄申上候儀、身分をも不レ顧筋にて千萬恐入奉レ存候得共、御國家之御爲と心附候儀を不二申上一候て、默止候も無二本意一奉レ存候條、又又存寄之趣書記差上げ申候、先以て逐年御究迫に被レ爲レ至候御儀、甚危き御事に奉レ存候、依レ之上にも色々御艱難被レ遊候て、種々御工夫も有レ之候得共、差立候御經濟も出來不レ仕候、第一不レ宜候御儀は、右之通大御究迫に被レ爲レ至候故、金銀之事に於ては、所々方々へ御不信なる事共數々有レ之候に付、江戸中は不レ及レ申、日本國中にて苦々敷取沙汰共多く承り候て、且耻敷又殘念千萬に奉レ存候、乍レ然只今如何樣に被二思召一候ても、急々筋道の附き可レ申御國家に無二御座一候、因レ之拙者儀も彼是工夫仕候得共、力不足にて差當り御益に可二相成一手段出來不レ仕候、依レ之不レ得二已事一甚廻り遠なる事に御座候得共、後來之御益に可二相成一儀心附候故、其品書付差上申候、當時御逼迫の御時節の處、此存寄は眼前の御益の筋に無二御座一候故、時を不レ存候者と被二思召一候得共、是は是にて別の物に被二成置一、眼前の

御祭共の後詰と可レ被二成置一候、扨此存寄之趣に被二成置一候はゞ、左に記し候年數を積候後、貨殖の大業も成就可レ仕奉レ存候、先以て經濟之筋日種々有レ之候得共、日本當時の經濟金銀より先なるは無二御座一候、尤聖人の道にも利用厚生を先と仕り、又禮記の王制にも經濟の制形を悉く申候得ば、兎角金穀の富を致候は、國家第一の政事にて御座候得共、其富みを致すに時勢と人情とを知て、術を施し候事肝要の事に奉レ存候、亦古語にも「有二非常之功一者、必待二非常之人一」と申候、己れが口より申候は如何敷奉レ存候得共、拙者儀ゟ非常之人數にて有レ之候條、何卒非常之功を立候て國恩に奉レ報度奉レ存候、因レ之下に申上候金子の存寄を被二相用一、尤拙者をも二十年の間江戸に放し飼に被二差置一候て、內々の御金ぐりの儀可レ被二相任一候、委き事は下に相記し申候、扨放し飼に被二成置一候はゞ、二十年の間は少も御構ひ不レ被二成置一、金銀の出入も一圓御問不レ被二成置一候て、拙者存分一盃に御任せ可レ被二下置一候、都て十分の働を仕候には、頭に指支を申す者有レ之候ては、難レ働ものに御座候故如レ此奉レ願候

一　第一富を致すの政を仕度奉レ存候ても、和漢古今の事跡を多く存じ候ねば了簡ゟ湧出不レ申、規繩も立不レ申候に付、第一御國に學校を建立候て人々を敎立て、先人才を取立候て其上に政談に可レ及事に奉レ存候、扨學校も只今迄の仕方にては、指て人才の爲にゟ相成不レ申候條、左に圖し候如く十分に取立候て、文武を講じ申度奉レ存候、此處甚廻り遠なる事の樣に御座候得ど、都て御國諸士の人氣輕薄に御座候て、しかゟ情弱を兼候故、經邦の術は不レ及レ申、弓馬鎗刀等の技藝に至り候迄上達の人は甚

不足にて、未練未熟の輩のみ多く御座候、せめて偏文になづみ候歟、又は偏武に陷る人にてさ多き風俗に候はゞ、亦一國の風とも可レ被レ申候得共、それさへ無二御座一候、只暗然として武夫ともつかず、文人とも付ず、空く中宇に迷ひ候て成佛致兼候者計に御座候、右のわけ故萬事踏込み候所行も無レ之、又は壹年先も難二見通一御座候、たま〳〵見付候者も徒に心を傷しめ候までにて、其術を述行ひ候程の志氣無二御座一候、是皆才力の不足より起る所に御座候間、まづ學校を建立候て人才を生じ候が第一にて御座候、併し學校を建て候にも金子不足にては難二相成一候間、左に申上候如く金子千兩を元手に仕、貨殖次第に學校を建て可レ申奉レ存候、悉く下に相記し申候、扨一條に筋は宜御座候得共、餘り廻り遠に御座候條、是をば永久之御爲に被二相行一候て、扨當座之爲には假りに新御條目十四五箇條も被二相立一候て、まづ人氣を御定め可レ被二成置一候はゞ可レ然奉レ存候、都て御國之風俗は他所御家中と相違ひ、御國一統のかたぎ無レ之、皆面々我々にて御座候、乍レ恐此風甚不レ宜御儀に奉レ存候

一　先年申上候存寄は、御國家未だ只今程に大御究迫に無二御座一候故、ころばぬ先の杖の心持にて申上候、只今は大ころびに相成候御時節に罷成候、大物の横に相成候は急には立直しがたきものに御座候條、何卒火急に御爲に相成候儀を仕り上げ度奉レ存候得共力不レ及候得ば、無二是非一迂遠至極には御座候得共、二十年も過候て金銀の殖可レ申手段を申上候事に御座候、乍レ然ケ様に廻り遠き事は日本風にて好み不レ申候上、別て御國の御風は火急に目前に利を見候事に無二御座一候得ば、御取用無レ之候に付、

火急に利を取候事有ㇾ之候はゞ幾品も被㆓相行㆒候て、この一條をば實に別事と被㆓思召㆒、除物に被㆓成置㆒候て、ゆる〱と可ㇾ被㆓相行㆒候、此存寄をたとへて申候はゞ、初年の懸金千兩切りにて、其後年々の懸金なしに廿年目に十五萬兩の大賴母子を取り候仕形に御座候、面白き術にて實に御國家の御益に相成候術に御座候間、何卒被㆓相行㆒候樣に奉ㇾ存候、扨元金千兩當時大御窮迫の御時節故、上より可ㇾ被㆓相出㆒御金の無㆓御座㆒候儀は見へ渡り罷在候事故、何卒拙者働にてせめて二三千の金子を引出し候て、此内にて千兩を元手に仕度、三四年已前より心懸候得共、前文にも申上候通り、當時御當家をば甚恐れ候て誰れも金子出し候者無㆓御座㆒候、因て如ㇾ此延々に相成候得共、元來一日も早く取懸り申度筋合に御座候得ば、此上は御國中にて四五人にも被ㇾ爲㆓仰付㆒、寄合候て千兩調達仕候はゞ、此人數の内にて前文の貨殖の働可ㇾ被㆓仰付㆒候、若又拙者手より調達仕り指上候はゞ、拙者に可ㇾ被㆓仰付㆒候

一　先年も申上候如く大名の御身の上に、公儀より被㆓仰付㆒候御手傳之外に大物入成事五ッ御座候、五ッとは軍旅、饑饉、水難、火難、病難にて御座候、此五ッは變にて御座候、變は定りなきものに御座候故、何時到來可ㇾ仕も難ㇾ計ものに御座候、先只今太平の御代故、軍旅はしばらく差置候て、饑饉、水、火、病、の四難交到來仕候はゞ如何可ㇾ被㆓成置㆒候や、其時に至て千變萬化の御才覺被㆓仰付㆒候とも、此四難を救ひ候程の御手當は決して出來仕間鋪候、依ㇾ之拙者存寄は彼是不虞の御備の爲に、人しらず金子を拵置候て變に備へ申度奉ㇾ存候、扨亦寒暖の國柄を考見候に、奥羽の二州程陽氣薄き土地は無

レ之様に奉レ存候、其わけは奥州は北極の出地三十七度より四十二度に至り候寒地にて御座候、都て土地の勢三十五六度迄は地面へ陽氣能至り候て、少々の不氣候にても稲麥等皆無には不二相成一候、三十七八度より北の土地は、少しの不氣候にも稲麥皆無に成易き土地に御座候、其證據は箱根より西南の諸國は、人の死候程の饑饉は二百年來一度も無レ之由に御座候、奥羽の二州は二百年來に人の死候饑饉四度有レ之候由及レ承候、然ば三四十年に一度ツヽ饑饉に相成候土地と相見申候、是に因て考候得ば、寶暦五年の凶作より既に二十七年に及候得ば、預め凶年を申上候様に御座候得共、又近年の内に人の死候程の大饑饉の至るべき年數近寄候歟と奉レ存候、是に付候ても金穀の御政事御油斷有間敷御時節に奉レ存候、若又御運强く御座候て右體の大變二十年の間無二御座一候はゞ、積年貨殖の金銀を一ツに取集め候はゞ、十七八萬にも可二相成一候、是を御元手に被二成置一候て國を富すの御政事を宗と仕り學校を造營仕り、且つ鹽を煑山を開き、又は下に申候如く寒土に負不レ申漆、桑、楮木を夥く植立候て、國の大産物を取立、或は紅花等の高貴の價を得候品にても、良田を費やして作り候物をば抑へて、餘りはびこらざる様に被二成置一候て、色々抑揚褒貶被二成置一候て、改弊の術に御心附られ候はゞ、三十年の後には御分國は日本第一の御國と可二相成一候、如レ此被二成置一候て、たとひ御倉は空虚にても、御分國さへ富て罷在候得ば、則ち上の富と申ものにて御座候ヤ、此處經濟第一の趣意に御座候、能々御賢慮可レ被二成置一候

一　金千兩を元金に仕り候て、二十年貨殖の次第を荒增胸算用仕候に、元金千兩二步懸に二十年分算用仕候得ば、二十年目三萬兩程に相成り申候、二分半懸りに仕候得ば八萬兩程に相成、三分懸りに仕候得ば二十萬餘に相成申候、扨貨殖の儀は最早二三千にも相成候得ば、只壹人にては難レ働候に付、金銀の殖候に隨候て、豪富の才人を五人も八人も手先に用候て相働候得ば、三分懸には推付られ可レ申候、しかし二十年目取仕舞際に働き候手先の者へ、二千兩宛も謝禮に與へ候積りに仕り見候得ば、手先十人にて二萬兩はつぶれ申候、又外に二三萬は踏倒され候見詰にて、都て三分懸り二十餘萬の內にて五萬は無き物に仕候得ば、殘る十五六萬は手に入り申候、先內場に十五萬と見候ても、一方請持候御經濟は出來可レ申候

一　右之如く貨殖仕候儀御國元に於候ても相成候筋に御座候得共、折角貨殖仕り取集めて見候處、取も直さず御國中の金銀にて御座候得ば、上御壹人の御益には相成候得共、さして御國中の益と申候筋に相成不レ申候、押て申候得ば身で身を喰ふ喩の如く、上は富候ても下は愈衰微可レ仕と奉レ存候、然る故に右貨殖の事は江戶及び他所に於て事を勤め候て、他邦の金銀を御國へ取入れ候工夫を專一に奉レ存候

一　右之通り仕終せ候て、十五萬の金銀御手に入候はゞ、先づ以て學校を造營可レ仕候、此學校の次第委く下に相記し申候、扨十餘萬の遣ひ方も荒增左に記し申候

一金十五萬兩也、此內一萬兩の遣ひ方、千兩は普請、二千兩は書籍を買入れ、二千兩は馬、或は武具、馬具、天官道具、又は樂器等を買可レ申候、殘る五千兩は學校附の金に仕り、諸方へ貸付置候て息錢を取候て學校永代の遣ひ用に可レ仕候、又二萬は御買穀一遍に振向け置候て、一ヶ年兩度宛も折返し〳〵御買穀被二成置一候はゞ、一方の御益に相成可レ申候、又殘る十餘萬は先づ十貫五兩の割を以て、總御家中へ十年賦に貸附可レ申候、荒增を積り候に、總御家中へ十五萬貫出居り候見請にて、七萬五千兩有レ之候得ば總御貸付、行渡り申候、又殘る三萬餘は所々へ振向可レ申候、所々と申候內第一に長町口を丈夫に見事に普請仕度奉レ存候、拙者儀諸國遍歷仕候て諸城を見候に、何れの城下も內は不レ存候得共、何れも入口は存じの外見事に仕置候、是は古實にて壯觀を示し又國威を現はす爲に御座候、然るに御城下は南北共に入口甚麁相にて、其上取締りも無レ之候故、他國人など一覽致候ても、是が仙臺御城下歟と侮り候容子にて千萬殘念至極、且は御國威も輕く候て、彼是甚あしき事に奉レ存候得ば、此處に二千も入れて普請を仕、又千兩も橋附に除け置き候て、上の如く息錢を取可レ申候、扨又大橋は御城下第一の場所にて御座候得ば、御直普請に可レ被二成置一はづの處、他所人の御受普請に被二成置一候御儀、是又不レ宜候御事に奉レ存候、以來は此金高の內四五千も大橋附に除け置候て、是又平生は息錢を取置候て此御普請に備へ申度奉レ存候、又殘る二萬餘は諸色御國產に振向け、其上十年賦の上納金集り次第、段々御國產の元手に可レ仕候、又其上に段々申上置候俵物の儀を御

執行候て、長崎交易成就仕候はゞ、彼是取合候て大都會に相成、實に東方の長崎と申候樣に可二相成一奉レ存候、此段御明察可レ被二下置一候、乍レ然一旦の功には成就仕るものに無二御座一候、上にも申上候如く、三十年の後成就と可二思召一候、都て大業を子孫に托し候は大器の人の致す所にて御座候、異國にては湯武の所業、又は韃靼の唐山を取り、阿蘭陀、莫斯哥未亞(ムスコビア)などが地を廣め候大業、皆一代一主の力にて致す事に無二御座一候、皆掟を遠く子孫へ傳へ候故に御座候、此所深き意味に御座候

一　學校之儀當時勾當臺の養賢堂は空名にて、其實は餘り麁相に御座候、殊に其修方拙く御座候故、人才を生じ候程の業は出來不レ仕候、拙者儀諸國を經歷仕候て國々の事を見聞仕候に、尾州には練兵堂と申候稽古所有レ之候て、諸士に武藝を敎へ申候、肥後には時習館と申候學校有レ之候て、文武を敎へ申候、備前には靜雲寮と申候學校有レ之候て、文武を敎へ申候、薩州鹿兒島には江戸の聖堂を移し候て、大成殿と申候學校を建立候て敎を施し申候、其外薩摩の內、加治木、今泉などゝ申候所は薩州御家臣大身者の在所にて外城と唱へ申候、其所にても相應々々に學問所を立置候て習はせ申候、然し此國々の仕形十分に調ひ候と申すに無二御座一候得共、然れども其國人共幼少より文武の大略を見聞仕候故、多くの內には早く上達に至り候者も出來申候、其外小家の御大名にても、上より文武の世話被レ致候家筋の家士は志もするどく候故、自ら果敢の士も出來仕候、其上他所人へ對し候て言語應對に推し減りも不レ仕候故、かりそめの出會にも見事に御座候、如レ斯の益有レ之儀に御座候得ば、拙者存寄は勾當臺の學

間所を推廣め候て、大に文武場を搆へ申度奉ㇾ存候、先其文武場には聖堂を建候て是を文武場の根本に仕、其外六藝場を設候て六藝を教へ、又醫學校、天文臺、相撲場等迄設候て夫々に教を施し、又大馬場、幷に大池を搆候て人馬の馳引、水練、舟楫等の事に至候迄教へ申度奉ㇾ存候、先其大略を申候はば、聖堂には書籍を夥く入置候て人々に讀書出精爲ㇾ仕、博覽を勸め候て萬藝の元手に爲ㇾ仕べく候、又醫學校は本道のみに不ㇾ限、外科、鍼、灸、ともに講論可ㇾ爲ㇾ仕候、尤此醫學校をば直に施藥所に仕り申度奉ㇾ存候、御國には大槪の御手當は皆揃ひ候得共、施藥所の無㆓御座㆒候は殘念に奉ㇾ存候、乍ㇾ然妄りに御施藥と申候はゞ、不ㇾ殘御施藥所へ入可ㇾ申候間、茲には掟の定め方可ㇾ有ㇾ之奉ㇾ存候、先大公儀の御藥園は窮人へ御藥を賜り候御趣意に御座候得共、是も御藥園へ入り候人數に限り有ㇾ之候て、其上は何程願候ても不ㇾ被㆓相入㆒候、扨此極り高の內本復致候歟、又は死候て極り高の內不足に成候得ば、先に願置候者より順々に被㆓相入㆒候、大公儀さへ如ㇾ是に御座候得ば、御國の施藥所は猶以て致方可ㇾ有ㇾ之事に奉ㇾ存候、拙者存寄には何病に不ㇾ限、難病の者ばかり被㆓相入㆒候て、諸醫に療治被㆓仰付㆒候はば御惠にも相成、又諸醫の修行にも可㆓相成㆒奉ㇾ存候、扨天官の儀も昔より御世話被㆓成置㆒候て、代々日稽古人をも被㆓相附㆒傳授致候得ば、少しは天官の樣に御座候得共、或は面々の屋敷內に微かに司天臺の樣なるものを補理、又は天度の器物も一代切りに拵候類に御座候得ば、何れも微々たる事のみに御座候て、指立候儀無㆓御座㆒候故に御座候へば、此以後は永代の天官屋敷に被㆓相定㆒候て臺をも丈夫

に拵置、代々の稽古も此所にて定め、後々は御國府に被二成置一可レ然奉レ存候、又禮、樂、數、は一輪に被二成置一候て、仕附形、亂舞、音樂、算勘等を教可レ申候、射は堂形幷に指南役數多有レ之候得ば是にて事足り候得共、御國風にて諸の射手共大的の下手なる事に御座候得ば、大的場を構置候て勝手次第大的を爲レ射可レ申候、其外奉射、帶佩、賭弓等又は鐙弓を爲レ射可レ申奉レ存候、又角力場を立置候て有力人を集め、角力稽古爲レ仕度奉レ存候、角力は元來武士の業にて御座候得共、近來は卑賤の所業に相成申候、乍レ然御國は世々關取の出候所にて、日本第一の相撲國と被レ唱候て罷在候得共、餘り御手當無二御座一候故、此末關取も出申間敷樣に可二相成一奉レ存候得ば、少し人氣を引立、大物を出し候爲に角力場を被二相建一可レ然奉レ存候、扨火消の儀只今迄は御物頭役一日切りに、面々の屋敷に人馬を呼候て相勤來候得共、甚不辨利なる事に奉レ存候、第一櫓へ遠き屋敷は鐘の聞付も遲く、火事の方角も不分明にて、彼是うろたへ候事に御座候、此以後は櫓下に人馬を入れ置候小屋を少々補理候て、馬をば馬具共に二三疋被二差置一、扨當り前の御物頭、御足輕等、櫓下へ交替致候て相勤候はゞ、鐘も早く聞、方角も直に知れ候て、駈付の爲にも辨利に有レ之、面々の宅も騷動不レ仕、日々馬を牽替候勞も無レ之候て、萬端よろしかるべく奉レ存候、尤門内火消も所を被二相定一可レ然歟と奉レ存候、此七條皆學校に相附候事故荒增を申上候、委き儀は事に臨み候て如何樣にも制作可レ有レ之御事に奉レ存候、又武具庫を建置候て、武具馬具等を夥く入置、一ヶ月兩三度ヅ、人馬武具を取付け候て、騎射、歩射、組打、鐙走り、

早馳、楯持、這寄等の事を爲ㇾ致候て人馬を鍛ひ申度奉ㇾ存候、又池水を構置候て舟をも浮べ置き、水練、水馬の藝、或は舟の取廻し、楫、棹等の遣ひ方艪櫂の取あつかひ迄教へ置申度奉ㇾ存候、扨學校に馬百疋計立置候て、當世流の乗方を相改め古流に復し、其上唐阿蘭陀等の乗方を少々相交へ候て度々大當物を仕り、眞の用馬に仕込可ㇾ申候、尤ヶ様に仕候得ば馬のみに不ㇾ限、人も當世の武藝とは品替り候て、是又古體の武道を會得可ㇾ仕奉ㇾ存候、此馬術一件は別卷に相認め、此卷末に相添置申候、此別卷御覽被㆓成置㆒候得ば、當世の馬のむだ物なるわけ相知れ可ㇾ申候、扨學校之圖は左に出し申候

學校之圖（略）

右の如く建立仕候て、其上に能く文武を呑込候者を身分重く被㆓成置㆒、學校の總首立に被㆓仰付㆒、添役をも兩人程被㆓仰付㆒候て、十分に文武の御世話被㆓成置㆒候はゞ、諸藝人の眼目も開け可ㇾ申候、當時御國の諸藝人多くは其形ばかりを存候て、眞味の大趣意に暗き者十に八九有ㇾ之候様に奉ㇾ存候條、右の如く御取立被㆓成置㆒候はゞ格別に文武の道も開け候て、百に五六は武の上達名人多く出來可ㇾ仕候、名人の出來仕るのみならず、御國永久の御寶と可ㇾ申もの歟と奉ㇾ存候、此段拙者第一の存寄にて御座候得共、金銀不足にては此術も始め不ㇾ被ㇾ申候故、無ㇾ據貨殖の儀を第一に仕り、此條を第二に申上候事に御座候、實は此學校を建立可ㇾ仕爲めの貨殖の術に御座候

一　第三には馬草と蠟、蠶、紙の四品に御座候、まづ秣は御分國中平原廣野の地、又は地頭有ㇾ之候地面

にても、五年も七年もあらし候て捨置候地面等を御家中諸士は不ㇾ及ㇾ申、諸陪臣又は町人宿守等の者面々に場所を見立願出候はゞ、願之通り其地面を向百年被㆓借下㆒候て、地の廣狹に隨て御年貢に薬引を爲ㇾ出、其餘の作物は何によらず、其地面耕作致候者の作徳たるべく候段被㆓仰出㆒候はゞ、望み人夥く出來可ㇾ仕候、扨其薬引の出高を積候に、まづ壹反の地より薬引千五百程出可ㇾ申候、御分國中千ヶ村と積り候て、荒地又は新開發等一ヶ村より一反ヅヽの取立は可㆓相成㆒候、左候得ば千ヶ村にて千反取立ち申候、一反より千五百と見候て、千反より百五十萬出來申候、ヶ様に被㆓成置㆒候得ば、薬引の御益一ッ、荒地取立の御益壹ッ、雜石千反だけ出來の御益一ッ、都て此一ヶ條にて三御益は眼前に相見へ申候、扨馬一疋一日の食を大概に積り、一日に薬引二十把、（但五把ヅツ四度飼ノツモリ、）一ヶ月六百把、一ヶ年七千二百把にて御座候、右の割に仕候得ば、百疋一ヶ年の食七十二萬把、二百疋一ヶ年の食、百四十四萬把にて御座候、然れば拜借地千反よりも出る百五十萬把にて、馬二百疋心易く養はれ候事に御座候、又外に野草を刈取候て馬に飼候事、薬引に增し候程の物に御座候、又薬を飼候事も御座候

一　土地には南北寒暖の差別御座候故、一樣には不ㇾ被ㇾ申候得共、其寒暖相應の物を考候て、國產を仕立候がよく御座候、國產無㆓御座㆒候得ば、其國中金銀の通用不足にて、國柄さび敷ものに御座候、されぱとて金銀を多く可ㇾ致爲めに、良田を費し候て國產を仕立候得ば、金銀は多く相成候ても穀物不足に相成申候、是は失政の筋にて甚忌み候事に御座候、まづ御國にて仕立可ㇾ申大產物三四箇條左に相

記中候、何れにも産物は良田を費し不レ申、良夫の力を費し不レ申候て、物は多く出來候樣に取廻し候が、産物を司り候者の眼の附け所にて御座候

一 上にも段々申上候如く、御國は東北の邊地にて御座候得ば、妄りに四國九州の暖地の物を移し候て仕立候とも用立不レ申、扨御國の土地に相應の品は、陸には漆、桑、楮、海には海鼠、鮑にて御座候、其外小産物には鹽、銅、鐵、鉛等にて御座候、何れも古より御國にて仕來り候産物に御座候得共、只人々の物數寄にてかせぎ候迄にて、上より御世話不レ被二成置一候間、大產物に相成り候て日本中へ行渡り候程の物一品も無二御座一候、是は御仕方の惡きにて御座候間、此度右御仕方の儀を申上候、扨拙者儀諸國經歷仕候節、長州の楮の植方を見申候所、田地の畔或は木篠山、川岸、街道の傍、又武士町家の屋敷々々の境垣、又庭の片隅、厠の近所等、都て一尺も空隙の地へは皆々楮を植置候て、是に大人は構ひ不レ申、皆婦女子等のほまちかせぎに仕候、扨楮皮の定直段は上より定め被レ置候て、所々に買集め場を被二立置一候故、三才の小兒が賣候ても無二相違一代錢受取來り候故、是を樂に存候て婦女子共吾おとらじとかせぎ申候故、城下へ在々より漸々に集り候得ば、大成して夥き事に罷成候、又近年播州九州邊にて牽牛子を植候て、其實より油を取候て貨殖致候事流行申候、其牽牛子の植方を見候に、是又長州の楮の植方同樣にて、其上是は蔓物故、屋根へも、壁へも、垣へも、藪へもはびこり候物故、猶致しよく御座候、尤是も婦女子のかせぎにて御座候、さて何國にも有レ之候事にて、微賤の小兒共餡菓

子等を買食ひ可レ申爲めに、父母へ錢をはたり候節は、父母其兒を戒め候て、空手にて錢をはたり不レ申、實を拾ひ參り候樣に申付候得ば、小兒共こゝかしこ尋候て一つかみ二つかみ宛拾來り候得ば、定直段の割合にて錢を與へ申候、扨此實も在々共に買集人を被二定置一候て、次第に大成致候て城下の御買集め場に取集め候得ば、國の大小に隨候て千石二千石萬石も有レ之申候故、其油の利夥き事に御座候、扨此油の貨殖は肥後にては年々萬兩以上、播州立野にては年々千兩以上有レ之由及レ承申候、實に此利は少も田地を費し不レ申、少しも大人の力を奪ひ不レ申候て、只拾ひ取候樣なる物に御座候得ば、何國にて致候ても不益に相成候筋は無二御座一候へども、土地の寒暖により候て、實の多少又油の多少も有レ之事に御座候得ば、御國にては何程の御益と申候事預め不レ被二申上一候、只古より仕來り候蠟、桑、楮、海鼠、乾鮑等之儀を左に申上候、乍レ然別に六ヶ敷筋にも無二御座一、只長門の楮、九州の牽牛子、はぜ等の植方を手本に仕り割出し候事に御座候

一　桑は御分國中總百姓に被二仰付一候て、桑の木十本二十本宛田地の畔、其外庭の片隅、庭の傍、又は藪の內、屋敷境等都て田畑の障りに不二相成一候所に植置候て、扨男子は構ひ不レ申、只婦女兒の片手間業に蠶を四五枚ヅヽ飼候て、繭二三升ヅヽ家々にて是非仕立候樣に可レ被二相定一候、扨其二三升の內五合は上納仕り、殘り一二三升の繭は壹升に付錢百四五十文に定直段を被二相定一候て、不レ殘御買上げに可レ被二成置一候、扨御分國中總村數を千ヶ村と見候て、其村に大村、中村、小村の三段可レ有レ之候、

是を大村三百、中村四百、小村三百〆て千ヶ村と積り候て、其村々の百姓の家數大村百五拾家、中村百家、小村五十と立候て、是を平均致候得ば一ヶ村百家ヅヽに相成申候得ば、千ヶ村にて十萬戸に相成申候、扨一戸より五合ヅヽ十萬家より上納致候得ば五百石に相成申候、扨蛹壹斗より織物壹反ヅヽ出來致候積りに見候得ば、五百石より五千反出來申候、此五千反にて御當家奥表の御着用物は事足り可レ申候、餘り候分は御進物になりとも、御拂物になりとも可レ被二成置一候、扨此上納五百石の外に殘り蛹二升ヅヽ、十萬戸より御買上げ被二成置一候得ば此蛹二千石有レ之候、是を壹升百四十文ヅヽに御買上被二成置一候得ば、二千石にて錢三萬貫程に御座候、扨茲に申上候は百姓より出候蛹計りの積り高に御座候、此外に士凡町家の屋敷、又は在鄕諸屋敷、又諸陪臣の屋敷々々迄五七本ヅヽ植立候樣可レ被二相定一候、尤御城下諸士の屋敷表は塀に候ても、三方は大概竹垣にて御座候を、漸々に桑に植かへ候樣可レ被二仰付一候、如レ此植立させ候て、扨上に申上候如く、最も婦女子のほまち仕事に蛹少々ヅヽ仕立候て賣上げ候樣被二相定一、是は上納蛹なしに壹升百三十文位に御買上可レ被二成置一候、右之如く被二成置一候へば、此蛹內ばに積り候ても二千石餘も可レ有レ之候、前段の百姓蛹と取合五千石程に相成申候、反數も前に申上候如く、一斗一反と積り候得ば、五千石にて五萬反出來申候、扨又右屋敷蛹二千餘石を御買上可レ被二成置一候代錢是又三萬貫程、百姓蛹御買上の錢と取合せ六萬貫程相出申候、扨右の蛹を鍋かけ、わくがへし、織方の儀はまづ士凡町家の婦女ども望み候者へ、一人一日の仕業蛹三四升の割を

以て此レ被ニ相渡一候、此鍋がけ、釜がへしの工人三百人も有レ之候はゞ、年に五千石の蛹をばこなし可レ申候、可者共へは壹ヶ年に一人扶持ヅヽ可レ被ニ下置一候、又織方は其業に上中下を相立候て、上は二人扶持、中は壹人半扶持と可レ被ニ下置一候、反物も夫々の懸目を被ニ相定一候て被ニ相渡一、尤一ヶ月に織反と云數も御定め候て可レ被ニ相渡一候、此織方三百人も有レ之候はゞ御間に合可レ申候、然れば兩御扶持取合せ千人扶持にて、此俵數四千俵なり、江戶相場に仕候て千五六百兩に罷成候、商仲の蛹代六萬貫なり、是を金壹兩に錢五貫の割に仕り金に直し得候ば、壹萬五百兩程に相成申候、御扶持米四千俵の代千六百兩と取合せ候得ば、壹萬貳千百兩に御座候、此壹萬二千百兩にて織物五萬反御物に相成申候、是を割合見候得ば大概壹反壹分少內に相當り申候、是を平均貳分貳朱ヅヽに御拂被ニ成置一候得ば、右五萬反にて大概壹萬五六千兩の御益金相見へ申候、先づ是にて桑の條は大概相濟可レ申候、但し初にも申上候如く良田を費し良夫の力を費し不レ申候樣嚴敷御敎へ可レ被ニ成置一候、扨奈良晒と申候て日本中へ行渡り候も、奈良奉行の押切判致候者は年々二十萬位に御座候、然るに此御國產も五萬反に御座候得ば、奈良晒の四分一程は日本中へ行渡可レ申奉レ存候

一　蠟ははぜ程實の能く附候者は無ニ御座一候、九州にてためし見候處、大木には壹本の樹に實七八十斤宛附申候間、是程利なる物は無ニ御座一候得共、是は御國の土地に合不レ申候得ば力不レ及候、只昔より有來り候漆を夥く植立候が宜く御座候、此植方も桑の植方の通り總百姓の家每に五六本ヅヽ、上よ

り苗木歟、種歟を被㆓下置㆒候て御植立可㆑被㆓成置㆒候、扨桑の條下に申上候如く、御分國中の總百姓十萬戸と見候て、壹人前五本と積り候得ば五十萬本植立ち申候、扨右の漆の實は附き次第、不㆑殘上へ指上候樣に可㆑被㆓相定㆒候、實は樹壹本に五合宛と見候て、一家五本の木より二升五合取れ申候得ば、十萬戸より二千五百石出申候、蠟の出方を積り候に、實二升五合より蠟半斤取れ候積りにて、二千五百石の實より蠟五萬斤取れ申候、是を平均二十目懸の蠟燭に拵候へば、壹斤にて八挺、五萬斤にて四拾萬挺出來申候、是を一日千挺宛の御遣ひ用と積り候て、壹ヶ年三十六萬挺にて御座候、殘り四萬挺は御進物其外萬事に可㆓相成㆒候、扨是は百姓十萬家より出候計りの積りにて御座候、外に前文に申上候如く、諸屋敷又は空地或は街道ふちの樹より出候漆の實、又二千石も可㆑有㆑之奉㆑存候、但し屋敷漆は一升十四五文の定直段にて御買上に可㆑被㆓成置㆒候、又此屋敷漆にて二十目懸け三十萬挺も出來申候、扨壹升錢二十文宛の御買上に被㆓成置㆒候て、二千石にて四千貫に御座候、扨製方は御蠟燭師は不㆑及㆑申、市中の蠟燭屋共に御蠟を被㆓分渡㆒、扨壹人前にシン代七貫文、御扶持方貳人分宛被㆓下置㆒製法可㆑被㆓仰付㆒候、此蠟燭師百人と見候て御扶持方二百人分、心代七百貫にて御座候、是に上の四千貫を加へ（四千貫ヲ七百兩ト見テ）取合千三百兩にて、二十目掛の蠟燭七十萬挺餘出來仕候、此内初に申上候如く、三十六萬挺は御遣ひ捨に相成り、殘り三十四萬挺之內、壹挺錢二十文宛に三十萬挺御拂被㆓成置㆒候得ば、此代錢六千貫に御座候、又殘り四萬挺は御進物に可㆑被㆓成置㆒候、四萬挺は百挺入四百箱に相成候得ば、大

概の所は此品にて御間に合可ㇾ申候、如ㇾ此被二相行一候得ば、大概御物入なしに七十萬挺の蠟燭御手に入申候、蠟燭の心は紙心を第一に仕、其外葭、麻柄、隨分宜く御座候
追て心附申候、近江國御領所にはぜを御植立御覽可ㇾ被二成置一候、近江は九州程には無二御座一候得共、關東筋より餘程暖地にて、土地も宜く御座候間、實を結び候事も可ㇾ有ㇾ之哉と奉ㇾ存候、實のり候はば不ㇾ殘召上物に被二成置一可ㇾ然哉と奉ㇾ存候
一楮の植方は上二品の如く、先づ十萬戶の百姓家每に十根二十根宛是非々々植立候樣に可ㇾ被二相定一候、扨楮皮は一家より五寸結繩壹把ヅヽ上納致させ、其餘は右結繩一把に付皮はぎ料十五文宛婦女子へ可ㇾ被二下置一候、扨右結繩壹把を百五十目と積り候て、千ヶ村十萬戶より上納の總高を積り候得ば、壹萬五千貫目に相成申候、此紙高を積り候に、百五十目より大紙二十五枚出候割に見候て、壹萬五千貫目より大紙二百五十萬枚出來申候、五十枚一帖に造候て五萬帖に相成申候、是を一日に百帖宛の御遣ひ用と見候得ば、壹ヶ年三萬六千帖にて相濟申候、殘る壹萬四千帖は御進物亦は御拂等に可ㇾ被二成置一候、但し是は十萬戶より上納に相成候分計りの積り高に御座候、此外村々よりの御買上、又諸屋敷屋敷より出候楮皮、又處々御植立の楮皮ども取集め候はば、是又壹萬五千貫目可ㇾ有ㇾ之候、扨此一把百五十目を錢十五文ヅヽに御買上げ被二成置一候へば、壹萬五千貫目にて千五百貫に罷成候、外に紙漉共の御手當、亦は諸普請、板箱等の御入用に千貫も懸り候得ば、都て二千五百貫程御入用懸り候て、十

萬帖の御紙出來仕り候、此内上に申上候如く、三萬六千帖は御遣ひ捨りと見候て、殘る六萬四千帖を、壹帖に付錢四十文ヅヽに六萬帖御拂被二成置一候得ば貳千四百貫文に相成申候、殘る四千帖は御進物に可レ被二成置一候、如レ此積り候得ば差立候御益は不二相見一候得共、御遣ひ捨りの紙と御進物四千帖が只物に罷成申候、是も不レ輕事に奉レ存候、是にて紙の一條大概相濟申候

右三種の植方は初より段々申上候如く、決して良田を費さず、良夫の力を用ず候て、捨り地と婦女子等の力にて如レ此大仕懸に仕り候が、產物を仕立候大主意に御座候、然るに誰蹈込候て世話致候者も無之、亦年數も歷不レ申候て、只枕を高くして居ながら大利を求候存意にて、やれ產物々々と取さわぎ候事は餘りに無本意に奉レ存候

扨亦反物、蠟燭、紙此三品澤山に有レ之候はヾ、大概の御附屆け御進物に隨分事足り可レ申候、少々は此三品にて相濟し難き所をも推て濟し候得ば、其通りに相成候事世の中に多く御座候得ば、先づは此三品にて世界中を御仕舞可レ被二成置一候、扨只今迄は御國中の漆の木は御帳に附候て、枯候も植候も見分等を受候て六ヶ敷御座候故、百姓共漆の木を所持致候事を好み不レ申候、是は漆の木不足に候故ヶ樣に六ヶ敷御座候、只今よりは御帳に附け候事は被二相止一候て士は不レ及レ申百姓町家、又は在鄕屋敷、諸陪臣屋敷共に漆の木五本は無くて不レ叶事に可レ被二相定一候、尤桑楮も右漆の如く屋敷每に十本二十本と被二相定一候て、是又無くて不レ叶事に可レ被二相定一候、都て此三木を御國產の大物に取立

候事可ㇾ然歟と奉ㇾ存候、扨午ニ次手ㇾ申上候、都て產物は薩摩の國產の如く仕立候が宜く奉ㇾ存候、先づ薩摩一手より出候て日本中へ行渡り候物は、樟腦、黑砂糖、七島表にて御座候、樟腦は年々十四五萬斤ヅヽ製し申候、此內七萬斤程は定り候て阿蘭陀へ賣渡し、二萬斤程は唐へ賣渡申候、殘六七萬斤を日本中へ渡し申候、大概壹斤に付三匁位に賣渡し候故、十五萬斤にて八千兩程に御座候、黑砂糖は大概壹ヶ年に百二十斤入六萬樽程の賣方に御座候、此內貳萬樽程は年貢に納り候品にて、四萬樽は御買上に被ㇾ成置、商人共の手に懸け不ㇾ申、直に國主の御賣渡し物に御座候、大概壹斤に付七分位の御賣方故、壹樽八十匁位と積り候て、六萬樽にて四千八百貫目、此金八萬兩に御座候、七島表も大概年々百萬枚位と承り申候、是を上中下平均六分の御拂と見候て壹萬兩に御座候、此三品薩州の大產物に御座候、此外に他國よりも生じ候得共、まづは薩州より重に出候物が赤樫、貝杓子、馬の髮、蠟燭、陶器にて御座候、又小產物には布類、燒酎、植物類にて御座候、何れに薩州は古より能く國產に心を附け候事と相見へ申候、御國も隨分土產の仕立られ候土地に御座候得共、只今迄踏込世話致候人無ㇾ御座ㇾ候故御國產不足に御座候間、當時より御世話被ㇾ成置ㇾ候て、今より後の御賓と可ㇾ被ㇾ成候

一　煎海鼠、乾鮑の二品は長崎にて俵物と唱候、唐船へ代り物に被ㇾ相渡ㇾ候重の品に御座候、又唐人の方にても、第一銅第二俵物と立候て、外の品は有合次第、此二品は是非々々渡さねば合點不ㇾ仕事に

御座候、然る處近年長崎の山師十人申合せ大公儀へ奉レ願候て、日本國中の俵物右十人の手へ買入れ候て長崎へ納候事に拵へ申候、然るに右俵物は十人組の手を除き候て、國主々々より長崎へ直送りに被二成置一候て、長崎に於て大公儀の御藏へ御買被二成置一候得ば、大公儀にも御益有レ之、其國々にも大に益ある事に御座候、其御益の荒增を申候はゞ、長崎へ御直送り被二成置一候て、長崎に於て俵物方へ御買渡し、其俵物の代銀丈け藥種を御取寄被二成置一候て、御國中にて快く藥種を遣ひ候樣に可レ被二成置一候、此儀拙者初發よりの大願に御座候、其わけは昔より只今に至候迄、御國中に於て都て醫者たる者快く藥種を遣ひ候て、快く療治を致候事は決して不二相成一候筋合御座候、其筋合と申候は、江戶及び上方、長崎邊は全體金銀多き處にて、藥種は下直なる所に御座候、夫故賤き藥種を遣ひ候て能き藥禮を取候所に御座候、右故十分に藥種も遣はれ、十分に療治も致し屆けられ申候、御國は是に反し候て金銀不足の地にて、藥種は貴き所に御座候、此故に高き藥種を遣ひ候て、僅かの謝禮を受候事故、都て醫者たる者心に存ながら、能き藥種を遣ひ十分に療治致候事相成不レ申御國にて御座候、然る故に俵物の代り藥種を御取寄候て、御國中へ安く被二拂下一十分に藥種を遣ひ候樣に被二成置一候はゞ、療治の致方も病の治し樣も只今迄より一倍に可二相成一奉レ存候、左候得ば此故を以て難病、夭死等を免候者幾千萬か不レ可レ知と奉レ存候、然る時は此御恩德山よりも高く、海よりも深く、實に國君の隱德是に過たるは不レ可レ有奉レ存候、ケ樣のわけ有レ之事に御座候得ば、俵物御直送りの儀被二相行一候樣奉レ存候、此儀被二

相行㆒候得ば、藥種の外何にても御望み次第御取寄被㆓成置㆒候事相成候事に御座候、但し右俵物代りに藥種幷に萬物を御取寄被㆓成置㆒候儀、長崎において私に買求め候筋に無㆓御座㆒候、長崎にて唐物を買候に除き願受と申候て、天下はれての買樣二通り御座候得共、此儀茲に略し申候、尤御直送りの被㆑成方、又御直送りに被㆑成候得ば、却て大公儀の御益五ッ、御國の御益三ッ有㆑之申候得共、此儀も相略し申候、御用に御座候はゞ別紙に相認差上可㆑申候

右五品の御國產は何卒々々被㆓相行㆒候樣に奉㆑願候、但し此內俵物之儀は當年よりも相成候事に御座候、殘る三品の御益を現はし候は、桑、楮の二品は初年より三年目に小利を現はし、四年目より段段大利を現し可㆑申候、漆は初年より二十年過候て段々御益を現し可㆑申候、繰言ながら二十年を御待遠に被㆓思召㆒候て可㆑被㆓打捨㆒御儀に無㆓御座㆒候、三木の內漆には別して御世話可㆑被㆓成置㆒御事に奉㆑存候

一　小產物の內鐵も有㆑之候得共、眞の刄鐵一圓無㆓御座㆒候、是は製法を不心得にて可㆑有㆑之奉㆑存候條、雲州より刄鐵を製し候ものを被㆓召呼㆒御製し方被㆓仰付㆒候て、彌眞の物出來候はゞ、第一烟草庖丁其外色々の刄物の打方を御國鍛冶どもに被㆓仰付㆒候て、他所仕込を嚴に可㆑被㆓相停㆒候、然る時は是又一ッの御國產に可㆓相成㆒候

一　鉛も少々產し候得共、是は鉛にて可㆑被㆓相貯㆒候、丹、白粉等も鉛より製し候物に御座候得共、是は

無用の物に御座候得ば、あたら鉛を費し候事於二武道一無二本意一奉レ存候條、鉛は鉛にて御貯被二成置一可レ然奉レ存候

一　鹽は餘程御製し方御座候得共、十分に御製し不レ被二成置一候故、他所廻しは扨置、御分國中へも十分に行渡り不レ申候、初めに申上候千兩貨殖の儀被二相行一候はゞ、右御貨殖成就の後、鹽の御元金只今迄より一倍に被二相増一候て、夥く煮候樣に可レ被二成置一候、其上御分國中にて用ひ餘る程に相成候はゞ、其後は他國出しを被二成置一候はゞ、是又御益に可二相成一候

一　馬は御國の産は日本第一と被レ唱候て名高き御國産に御座候得共、馬に付候て上の御益に相成候筋一圓無二御座一候、御益は扨置、年々御買上の御馬代金千兩だけ御不益の樣に相成申候條、何か御仕方にて此千兩を埋候致方可レ有レ之候得共、拙者儀御國中總御馬の御仕方の儀分明に心得不レ申候故、詳かに辨じ不レ被二申上一候、扨薩州の馬の御仕方を見候に、先づ御國中に牧を多く被二仕立一候て、只今は二十八牧程有レ之申候、然れ共皆小牧に候故、馬數は多くも生じ不レ申候得共、然れ共年々三百六十疋の御撰取り御座候、此内良馬四十疋は御廐入に相成、殘る三百二十疋は他所御拂に被二成置一候、此御貨殖は大なる事には無二御座一候得共、四十疋只御取り被二成置一候て、其上に三百疋分の代銀他所より御國へ入り候事故、御當國の御仕方と競候へば雲泥の御損益に御座候

一　御國風にて呉服物等を初と仕り、日用の小間物、膳椀、草履、はき物、又は食物等に至り候迄多

く他所仕込に仕候故、御國の金銀は年々他所へ吸取られ申候、是等の事餘程御失政の方に御座候、是程の御大國にて、しかも人も多き御國柄に御座候得ば、段々御世話被二成置一、種々の細工人を御仕立可レ被二成置一候、扨細工人仕立候とて、別に御扶持等を被二下置一候ても御物入有レ之筋には無二御座一候、只細工の致様と、又空く月日を送り不レ申候樣に御教へ被二成置一候迄の事に御座候、其大數を申候はゞ、膳椀、磁器、傘、小田原挑灯、草履、木履、扇子、櫛笄、印籠、根付、墨、漉紙等何に不レ限、士凡町人等の差別なく相製し、別て隱居、無息の類は猶無二油斷一相製候樣に御教諭可レ被二成置一候、是等の雜物御國細工にて御國中へ行渡り、猶餘り候はゞ他所出し可レ被二仰付一候、越中富山反魂丹の初りを承り候に、其土地山間の一在所にて萬事不辨利なる所に候得ど、山國故熊膽多き事を察し候て、上より元手を御貸し候て製し初め候由、只今は北陸道の熊膽は皆々富山へ集り候故甚製し易く、今は元手の段にて無レ之、上へも運上多く上り候由に御座候、又秋元家の袴地も悉く家中の細工に候處、是も其初は元手を御貸し候て製し始め候由に御座候得共、只今は大國產に罷成候、都て細工物は壹人立にて仕り候ははかの行ざるものに御座候、せめて十四五人二十人位ヅヽ組合候て同細工を仕候得ば、甚はか取り候ものに御座候、此所能く御教諭可レ被二成置一候、江戸にて火消挑灯、安藝草履、玄蕃傘、長門印籠などゝ申候も細工物の事にて御座候、然れども是は小細工の事に御座候、大國產は上にも申上候如く、薩州砂糖、肥前の磁器、會津蠟、越後縮、上州絹、青梅縞、伏見扇子、奈良晒の類こそ眞の國產と可

レ申物に御座候、何卒御國にても日本中へ行渡り候程の大產物を四五品取立申候て、他邦の金銀を御國へ取入、御國中を潤澤に仕り、人々衣食を足し申度奉レ存候、國貧しく御座候得ば、自ら義理も恥とは不レ知樣に罷成候

一 又御國產の類に一ッの工夫御座候、先づ近來段々御究迫に被レ爲レ至、御上下ともにつかれ苦み候得共、是を御救ひ可レ被ニ成置一御手だて無ニ御座一候、只楮幣を可レ被ニ相行一御用意專一と及レ承候、然るに拙者儀功者なる老人の物語を承り候に、何國にても其國大窮迫に至り候て楮幣を始め候得ば、國中色色姦く騷立候て、遂に半途にして止み候ものゝ由に御座候、扨半途に止み候のみならず、是より國綱次第に解け候て、楮幣を始め不レ申以前より國柄一段取亂れ候ものゝ由咄し申候、茲には折入候物語御座候得共長文故相略候、是に附候て相考候得ば、當時御國も大御窮迫にて御座候得ば、楮幣を被ニ相用一候御儀不レ可レ然奉レ存候、被ニ相始一候はゞ必姦商共の爲に御國中を被レ苦候事出來可レ仕と奉レ察候、其わけ又相略し申候、右に付候て拙者存寄は甲州金の例に倣ひ候て、仙臺一分と申者を鐵か銅にて三十萬兩分被ニ相製一、急に不ニ相用一、漸々に眞の金銀に取交へ通用被ニ相始一、初發半年程は兩替の少しも不レ滯樣に被ニ仰付一、尤錢相場も眞の金と壹文も相違無レ之通用致候樣可レ被ニ相定一候、但し鐵札を以て眞の金に取替候時は、壹枚に十文ヅヽ附候て替候樣に可レ被レ成候、扨兩替も無レ滯、錢相場も違ひ無レ之上は諸人安堵仕り無レ疑通用仕候時に至り候て段々被ニ相出一候て、遂に三十萬兩分おだやかに通用仕り、眞

の金銀も隱れ不申、鐵札に肩を並べ候て通用有之候はゞ、國人通用の多きを悅び、奸行も出來不仕、穩便に治り可申候、扨其一分判の形は如何樣にても御製作可被成置候、假に形を付候はゞ表（仙臺二朱）裏（御幣二片換金一步）如此にも可有御座や、（圖畧）是は御物數寄次第に御座候、扨此品を被相行候はゞ、段々御年限を被仰延候て、遂に御國永久の通寶に可被成置候、左候得ば眞金銀の外に三十萬兩の助け定物成に通用仕候故、御國の潤澤不過之奉存候、若亦此品不便利なる筋合も御座候はゞ、壹錢にて百文代りの錢百五十萬貫程鑄出し、通用被當置候はゞ可然御儀に奉存候、其形も又假りに畫き候はゞ、（仙臺直百但シ圖畧）大さは朝鮮の十文錢、常平通寶程にて可然哉と奉存候、尤兩替之儀は上の通りに可被相定候、扨此兩品は銅宜く御座候得共、御物入りを御厭ひ候はゞ鐵にても能く御座候、若し鐵に被成置候はゞ、上鐵を上磨に可被成置候、扨此鐵札の儀世間に類例も無御座候得共、楮幣々被行候も、鑄錢を被成置候も同じ筋合に御座候、紙札と鐵札と小錢と大錢との違ひ迄の事に御座候得ば、大公儀は無異議相濟可申事歟と恐ながら奉存候

一　右に段々申上候如く、御國產共を被相仕立、且鐵判、大錢の內出來候て、彼是御國中潤澤に相成候はゞ、一の奧の手には前文に申上候學校に於て、十分に文武を講じ御國風を一變仕り候て、日本無雙の文武國に可仕儀此一策に御座候樣に奉存候、乍然段々申上候如く、甚廻り遠なる事のみ申上候得ば、時をも不存妄りに我慢の存寄申上候樣にも可被思召哉と、此所も甚恐入候得共、然れども

大器は遲く成ると申候得ば、御國などは天下の大器にて御座候條、何れに早速の功は成就仕間鋪奉ㇾ存候、右の條々身分をも不ㇾ顧申上候儀千々萬々恐入候得共、初發にも申上候如く、御國家の御爲と心附候儀を不ニ申上一、空く默止候も千萬無ニ本意一奉ㇾ存候に付、又々書記し差上申候、以上

天明元年辛丑十一月

林　子　平

友直華押

上　書（第　二）終

上書（第三）

御國產と銀札と肩を並べ候て、仕手、脇と相成候て大貨殖を可ㇾ仕存寄書

一　土地に南北寒暖の差別有ㇾ之事に御座候へば、妄に四國九州等の暖地　宜き品を御國の寒土へ移し候ても無益に相成申候事有ㇾ之者に御座候得ば、此所の勘辨第一にて御座候事

一　產物を仕立候には古き事ながら、良田を費し不ㇾ申、良夫の力を用ひ不ㇾ申候て、只捨地と婦女兒等の力にて仕揚候事、產物を司り候者の眼の附け所にて御座候事

一　產物にても細工物にても、壹人前の作り方は微に候ても、御國中を取集候て大成致候得ば夥き事に相成候事

一　先づ御國の寒地に負不ㇾ申品は漆、桑、楮の三木にて御座候、先以て此三木を夥く仕立可ㇾ申候、次には秣を仕立候て御馬貳百疋の飼料を取可ㇾ申候、此四品の致方下に相記申候

一　蠟を取候木の實種々有ㇾ之候得共、御國にて生ひ立候木は漆にて御座候、此品も先規より少々は御仕立も御座候得共、十分に行屆不ㇾ申候故、蠟の出方甚不足にて一方の御益に相成不ㇾ申候、拙者存寄

右三木の植方は九州の烏臼木(タウヘゼ)、長門の楮の植方に倣ひ可ㇾ申候、扨遠慮至極なる事に御座候得共、先づ御分國中の御百姓の戶數と、武家幷に凡下諸陪臣等迄の屋敷數とを積り候に、御分國中を千ヶ村と積り可ㇾ申候、扨千ヶ村に大中小の三等有ㇾ之候得ば、其村々の民戶を積り候に、大村百五十戶、中村百戶、小村五十戶と積り候て、是を平均致候得ば大小推並べて一ヶ村百戶宛に相成申候故、千ヶ村にては民戶十萬に相成申候、扨漆の木は只今迄の樣に植度存候者は植、又植度無ㇾ之者は不ㇾ植と申事にては大産物には成不ㇾ申候條、此以後は御百姓一戶每に漆の木五本宛是非共に植立候樣に可ㇾ被ㇾ相定ㇾ候、扨實植に致候得ば三四年にて實を結候ものに御座候得共、五年目より實を取候事に可ㇾ仕候、扨實の出方を積り候に、內場に積り候處木一本より實五合ヅヽ、五本にて二升五合也、是御百姓一戶よりの上納物也、其餘は木主の物たるべく候、扨一人前二升五合宛十萬集候得ば二千五百石也、是御百姓十萬戶より上納の總高にて御座候、扨諸士、諸陪臣等の居屋敷、在鄕屋敷等を計候に凡五萬程可ㇾ有ㇾ之奉ㇾ存候、右の屋鋪々々にも御百姓の如く、一家に漆の木五本ヅヽ、植させ候て、是も前文の如く一家より二升五合ヅヽ、屋敷役に上納可ㇾ爲ㇾ仕候、ヶ樣に爲ㇾ仕候得ば此實の出高千二百五十石也、前の二千五百石と取合三千七百五十石に相成申候、又處々御用地には上の御植立として、山野、街道、道端、御堀端、御裏林等へ被ㇾ相植ㇾ候はゞ、此實又千二百五十石は可ㇾ有ㇾ之候、前の三千七百五十石に千二百五十石取合都合五千石に相成申候也、蠟の出高を積り候に、實五升より蠟一斤取れ候積にて、五千石より十萬

斤取れ申候、是を平均二十日掛の蠟燭に致候得ば一斤にて八挺、十萬斤にて八十萬挺也、是を一日に千挺ヅヽ御遣捨と積候得ば、一ヶ年に三十六萬挺にて御座候、殘る四十四萬挺の內四萬挺は御進物、四十萬挺は御拂可ㇾ被ㇾ成置ㇾ候

但一挺に付三十二文ヅヽに御拂被ㇾ成置ㇾ候得ば、四十萬挺にて一萬二千八百貫文也、金にして千六百兩程にて御座候、尤御國相場にて金一兩に錢七貫九百文之積也

右之通被ㇾ成置ㇾ候得ば、御遣ひ蠟燭と御進物は只物にて、其上千三百兩程の御益有ㇾ之候、乍ㇾ然右八十萬挺の製方に千兩も懸り可ㇾ申候得ば、正金の御益は只三四百兩程にて可ㇾ有ㇾ之奉ㇾ存候

附、蠟燭を製候には水油を用ひ申ものにて御座候所、別に水油を御買入被ㇾ成置ㇾ候ては御不益に御座候條、是は牽牛花を所々に植立候て水油を取申候、此法別に記申候

右にて蠟の一件は大概相濟申候

一　桑の植方も漆の如く御百姓十萬戶、諸士諸陪臣五萬家、都合十五萬家にて御座候、植方は是は一家に桑の木二十本は是非々々植させ可ㇾ申、是又田畑の障りに不ㇾ相成ㇾ樣に、庭の片隅、田畑の畔、藪の內、厩の傍、地境、屋敷境、垣等に植置候て、都て男は一圓に構ひ不ㇾ申、只婦女兒等の農業の片手間業に蠶を十枚程ヅヽ飼候て、蛹五升宛は家々にて是非々々仕立させ可ㇾ申候、右一家五升蛹の內一升ヅヽ上納可ㇾ爲ㇾ仕候、左候得ば十五萬家にて蛹千五百石納り申候、扨繊物は蛹壹斗より一反出來候積

りにて、千五百石の蛹より一萬五千反出來也、是を屋形樣姫君樣御曹司樣御三方樣にて一ヶ年に千反ヅヽ被レ爲レ召、殘りは一萬二千反也、此内二千反は御進物に被二成置一、一萬反は御拂可レ被二成置一候但一反に付て平均三切宛に御拂被レ成候得ば、一萬反にて三萬切にて、兩に直し候得ば七千五百兩也、ヶ樣に被二成置一候得ば、御召料と御進物は只物にて、外に七千五百兩御益金相見得申候、但一萬五千反の織方諸入料二千兩も懸り可レ申候へば、殘る五千兩程の御益も相見得申候、扨是は五升の内より一升上納致候五分一の蛹より出候織物也、殘る四分之蛹を積り候に、四升ヅヽ十五萬家は六千石也、此蛹も一斗一反の割に見候得ば六萬反出來申候、是は所々に自分織物場を建候て、色々の品を織出させ候はゞ、是又一ツの御國產に可二相成一奉レ存候、是を平均一切半ヅヽに賣渡し候ても、九萬切にて二萬二千五百兩宛は每年御國へ入可レ申候、扨々御指繰も被レ爲レ直、又銀札も能く行はれ候樣に被二成置一候て、右の銀札を以て六萬反不レ殘御買上被二成置一、江戶へ御出し候て御拂ひ被二成置一候はば、又正金にて一萬兩も御益相付可レ申奉レ存候事

右織物之大概にて御座候

一 楮の植方も前文之通、御百姓十萬戶、武家諸陪臣の屋鋪五萬、都合十五萬家と見候て、扨家每に楮二十株ヅヽ植させ候て、是も婦女兒ほまち業に皮はぎを可レ爲レ致候、扨て皮を積り候に、二十株の楮より一尺結繩五把ヅヽ出來可レ申候、是も五分一の上納にて、五把の內より一把ヅヽ納させ候得ば上

納皮十五萬把也、右一把より大方紙二十五枚ヅヽ出來と見候て、十五萬把より三百七十五萬枚出來也、是を五十枚一帖に致候て七萬五千帖也、是を一日百帖ヅヽの御遣捨りと見候得ば、一ヶ年三萬六千帖也、殘る三萬九千帖の内九千帖は御進物に相成、殘る三萬帖は一帖五十文に御拂被ニ成下一候ても千五百貫文也、乍レ然此千五百貫文は漉方諸入用に懸り可レ申候へば、金錢の御益は無レ之候得共、御遣ひ用と御進物は只物に相成申候、是は十五萬家より五分一上納の皮にて出來候紙也、殘る四分の皮を積り候に、四把ヅヽ十五萬家は六拾萬把也、此六拾萬把は所々の自分漉方場に相渡し紙に製し候はゞ、大概十五萬把七萬五千帖の四倍也、三十萬帖出來可レ申候、前の直段に積候得ば一萬四千貫程にて御座候、尤前に申上候如く楮幣を以て此紙を不レ殘御買上被ニ成置一、江戸にて御拂被ニ成置一候はゞ、又貳千兩計の御益に可ニ相成一奉レ存候

附、拙者儀染紙の法種々相心得罷在候條、奉書仕立の紙又は白石の延半切の肌に製候て、染半切に被ニ成置一、御進物に被ニ相用一候はゞ、是又一ツの御國產に可ニ相成一奉レ存候、近頃仕出し候花摺紙は直段のみ高貴にて、模樣がら手重く不ニ面白一紙かと奉レ存候、直段高貴に候故夥く製し候事も不ニ相成一、又模樣がら手重く候故、世間にて存の外稱美も不レ仕候事

右にて紙の大概相濟申候

一　秣は荒地を興し可レ申候、是も前文の如く御分國中千ヶ村と積り候て、扨一ヶ村にて一反ヅヽの畑

を開發可ㇾ仕候、又御家中諸士の知行所、又は寺社領等の内にも數年荒し置候所可ㇾ有ㇾ之候、右の地を諸士、凡下諸陪臣、町人、宿守たりとも開度存候者は其地を見立可二願出一候、則被二借下一候間、右御年貢には畑一反に付て葉引千五百把ヅヽ相納め、其餘の作物は何によらず耕候者の作德たるべき旨被二仰出一候はゞ、人々我も我もと望み可ㇾ申候、たとへば一ヶ村にて一反ヅヽ起し候ても、千ヶ村にては千反也、一反より葉引千五百把ヅヽ上納致候得ば、千反にては葉引百五十萬把出來申候、扨馬壹疋の食を積り候に、一日に葉引二十把、（四把ヅヽ五度飼）一ヶ月六百把、一ヶ年七千二百把也、此割にて積り候得ば御馬百疋一ヶ年の食七十二萬把也、二百疋一ヶ年の食百四十四萬把にて御座候、然れば取立地千反より出候秣にて、二百疋は心易く養はれ候事

但私領たりとも此御仕方に仕候て異議有間敷筋かと奉ㇾ存候、其故は只捨置候得ば永く廢地にて有ㇾ之候を、上の御世話を以て取立被ㇾ遣候事故、地頭々々よりさのみ異議を申出候筋に無ㇾ之樣に奉ㇾ存候、尤地頭々々の益には不二相成一候得共、千反丈開き候得ば夫だけ天下の不毛の地を有毛に仕る功德也、御勤にも相成候筋と奉ㇾ存候得ば愈以て地頭より異議申出候筋に無ㇾ之奉ㇾ存候事

右四品は御國の大產物にて、各一分の御益と相成候御事に御座候、此仕立方も只今新規に新法を始め候筋合には無二御座一候、只今迄の仕來りを押廣め候迄の御儀に御座候事

此下小產物十七品

一　黄海鼠、乾鮑の事は先年別段に申上候通にて、御國の薬種をふやし候て下直に仕、人々に療養の儀を手一盃に爲ㇾ仕度奉ㇾ存候事に御座候、此一事國君の御惠に此上もなき御恩徳にて可ㇾ有ㇾ之奉ㇾ存候、當時の振合にては人々手一盃の療養難ㇾ成譯は、先年申上候通に御座候事

一　鰹節凡五百萬節　一　乾鰯　一　鹽鰹　一　鹽赤鯛

一　煙艸葉凡二十萬俵 玉凡三十萬　一　紅花凡二十駄　一　川芎　一　澤瀉

一　黄蓮　一　蓮肉　一　三稜

但紅花、川芎、澤瀉等の本田地を費し候品は、誠に國產を司り候者の忌み候筋に御座候事

一　眞綿凡二十駄　一　縞紬　一　袴地　一　龍紋　一　かびたん

近世御國の織物は他所他國にて次第に稱美致出候故、此勢に乘じ候て前件の如く仕方相始、織方七萬五千反も廣め候はゞ、日本國へは三四年の間に行渡候樣に可ㇾ相成ㇾ奉ㇾ存候、世間にて奈良晒と申候て廣く用候物も、奈良奉行の押切判を致し候は僅二十萬疋前後にて、只四十萬反にて御座候處、是は數年の物故か日本中へ行渡申候、御國織も近年の中に奈良晒同樣の大國產に仕度奉ㇾ願候事

一　銅

是は熊澤山を早く掘申度奉ㇾ存候、此山は先年明和年中江戸の山師黒川所右衛門掘懸り候て最早盛りに相成、彌出方も宜く相成候時節、右所右衛門別の貨殖に相懸り大に仕損じ候て相止め候由にて、今以

て右所右衛門甚残念がり罷在候、尤熊澤の儀は日本中へ響き候銅山にて、長崎にても望み候山に御座候條、外々の山をば指置先づ此熊澤より懸り申度奉レ存候事

附、正體も無レ之金山等へ御物を御懸候て掘候事抔は、此節先以て無用の御費かと奉レ存候、上には御逼迫に御苦み候て、金を只掘出す思召にて御物を被ニ相入一候、又掘方の者共は能き餌を得候思入にて、長く掘たがり候事に御座候得共、多くは成就不レ仕ものに御座候、只熊澤は證據正しき山に御座候得ば、是へは急ぎ取懸度奉レ存候事

一鉛　一朱砂　一紺青

鉛より丹、白粉等も生じ候ものに御座候得共、是等の品は無用の翫物にて御座候得ば、武用に相成候鉛をつぶし候て制し候事、武門に於て有間敷御事に奉レ存候、鉛は鉛にて御貯被ニ成置一可レ然やと奉レ存候

一鐵　一鋼

都て御國に鐵は多く御座候得共鋼一向に無ニ御座一候故、宜敷打物出來不レ仕候、是は雲州、播州等より鋼師を被ニ召呼一候て制し方を致させ、御國へも傳授させ候て鋼を制作致し、其上に色々の刄物を打せて御國産に仕度奉レ願候、就レ中御國に多く用ひ候刄物は煙草庖丁にて御座候處、當時は皆下り庖丁を相用ひ申候、せめて御國用の烟草庖丁計りも御國打を用ひ候樣に仕、他所仕込を相止申度奉レ存候事

一　馬

一　馬の儀

馬は御國の產を以て日本第一と稱し候得共、只今迄の御仕方思はしく無二御座一候、公益に相成候筋は無二御座一、却て御費有レ之様に御座候、當時馬に付候て御益と申候は、只御境目の駒の口計と相見得申候、是又外に御仕方可レ有レ之奉レ存候、薩州の馬の御仕方は上に餘程御益相附候様に聞得申候、乍レ然是は野馬にて御座候故、致し能き事も可レ有レ之候、此馬の一事は言葉長に相成候故相記不レ申候

一　向後は馬の儀、馬の尾等は在々にて刈捨を取集め上へ納め候様被二成置一候て、毛篩其外毛細工物に被二成置一候はゞ、是又小產物に可二相成一奉レ存候事

右御國產の大略にて御座候、乍レ然段々申上候如く、良田を費し良夫の力を盡し候て黄金計を得たく存候事は、國產を司り候者の忌み候事にて御座候事

是迄は土地より生じ候產物にて御座候、此外に細工物を仕立候て小利を得候工夫御座候、委細下に相記申候、都て貧國は上下大小むだ喰の人多く、富國には上下大小力を盡し候て產物を製し、又は細工物等を仕候者に御座候、此儀は國柄貧に相成候故、元手も無レ之様に相成候て、むだ喰の人多く相成候事に御座候哉、又むだ喰の人多く候故國柄不レ榮候哉、何れ相互の事とは申ながら、上富て下を教導致候得ば、むだ喰の人不足に相成候様に被レ存候事

是より細工物

一　押掛

只今は千廐にて計り製し候事の様に相成候得共、あながち千廐に限り候筋にも有レ之間敷儀かと奉レ存候、向後は御家中士凡男女のひま人ども勝手次第製作致候様に被二仰付一候はゞ、是又一ッの御國産に可二相成一奉レ存候

一　墨

御國は松の木多き土地に候故、松煙を取候て墨を製し御國用に充候て、他所仕込を被二相止一申度奉レ存候事

一　扇子　一　團扇　一　桃灯（大小色々別して小田原桃打）　一　紙子類

一　張拔細工　一　張文庫類　一　傘　一　竹細工

一　毛篩　一　毛細工　一　烟管　一　筆

松萩の二筆は上方及び西國九州にも稱美致候得ば、此細工人を別て多く仕度候事

一　膳椀（其他漆細工）　一　曲物類（箱物、七ッ入子の類、重箱、折類）　一　陶器

都合細工十三品、右數品を士凡諸陪臣、町人、宿守の隱居、又は婦女等に教て製作致させ、所々に小利を得させ候て衣食を足し候はゞ、是又一ッの御政務かと奉レ存候事

一　紙布と紙子とを夥しく製して御國中にて着服と仕、他國より木綿を買入候事を嚴く禁じ申度奉レ存

候、御國中より他へ金の出候大物は木綿にて御座候、此木綿さへ止み候得ば御國中餘程富み可ㇾ申候

一　御國産をば右の如く仕立候て、扨其上は楮幣にて御座候、楮幣の事は別册に相記し下に附し候通に被二成置一候て、四十萬兩程能く行はれ候節、此數々の産物又は細工物等を楮幣を以て不ㇾ殘御買上被二成置一、扨仙臺屋と申候大店を江戶の眞中に建候て、御國産の品を一粒も不ㇾ殘右の仙臺屋にて賣弘めさせ、駿河町の越後屋、飯田町の萬屋抔と肩を並べ候大商人に仕立置候て、扨此仙臺屋にて賣溜の金子をば江戶詰の御家中へ被二渡下一候催合金に相用可ㇾ申候、ヶ樣に仕候と御手繰も宜敷、其上江戶詰の諸役人一統に指繰も宜敷候て、江戶詰を嫌ひ候事も相止み、江戶詰の御家中振りも直り可ㇾ申奉ㇾ存候事

一　諸人肝膽をくだき候て存寄申上候も、詰る所は上の御指繰を直し上げ度一事にて御座候得共、今以成就不ㇾ仕候、拙者此度の大工夫は御國産を夥く仕立候て、其上に楮幣四拾萬兩製作仕、御國産と楮幣と仕手、脇と相成候て、打返〳〵御國益を相附可ㇾ申妙慮に御座候條、何卒此兩條は早々御取始被二成置一候樣に仕度奉ㇾ願候、ヶ樣に被二成置一候と三四年の間には御國中の貧を取直し、人氣も古に復し候て目出度御國柄と可二相成一と乍ㇾ恐奉ㇾ存候、乍二縷言一御國産を夥く仕立候ても、楮幣無ㇾ之候得ば御益薄く、又楮幣計り四拾萬兩出來候ても、御國産無ㇾ之候得ば是又御益薄く御座候、兎角御國産と楮幣と仕手、脇を相成し候て、打返〳〵御益道も相附候事、拙者存寄の眼目にて御座候事

一　御國産と楮幣と何れをか先にと評し候時は、先づ楮幣を製し候方可ㇾ然奉ㇾ存候、其故は楮幣能く

行はれ候得ば、先づ指當り候て御國中士凡萬民の通用宜敷相成候故、眼前の饑寒を免れ候て急難を救ひ可レ申候、其上御家中凶作にて御米不足の節抔も渡り懸りに不レ被レ成下、楮幣を以て皆渡りに相成候得ば、御家中士凡の人氣安穩にて朝暮を營み可レ申候、且又近年打續惣御家中究迫致し罷在候得ば、楮幣を以て百石五兩の割にて十年賦に被二貸下一候はゞ、是又急を御救ひの一ッかと奉レ存候條、先づ楮幣を製し候方可レ然かと奉レ存候、右の譯合故、楮幣は急務にて御座候得共、是のみにて御國產を不二仕立一候得ば、其一を得て其二を失ふにて御座候、何れにも御國產の方も不二指置一御取始の儀專要に奉レ存候、扨此兩條は無二相違一御國中寛に相成、遊人隠人も小產物小細工に取懸り、むだ喰ひの人も無レ之樣に相成、都て御國中に乞食菰被等の一人も無レ之樣に仕たき大願に御座候

右楮幣と御國產と仕手、脇と相成候て、御國益を可レ仕存寄の大略にて御座候、此下楮幣の儀を相記申候。

楮幣事略

去年中被㆓相出㆒候楮幣の行はれ不㆑申候は、第一に御引替所無㆑之候故、人人疑心相生じ通用しぶり申候、二ッには銀遣ひを不㆑存候土地へ、何匁何分と申す銀札を被㆓相出㆒候故、相互に取引の間に疑心迷惑交も生じ候て通用しぶり申候、三ッには正金の通用を嚴く被㆓相禁㆒候故、彌疑心強く相成、彌通用しぶり申候て、終に上より被㆓相止㆒候には無㆓御座㆒候得共、當時は一圓に影もなき樣に相成申候、然處貧國を救ひ候には楮幣よりよきは無㆓御座㆒候得共、御仕方思はしく無㆑之、御國の人情にかなひ兼候故止み果候事に罷成候、乍㆑然大公儀も相濟折角相始められ候を、下より止られ候て其儘に被㆓捨置㆒候ては、第一大公儀への御申分けも難㆑立、又下より止られ候て其儘に被㆓指置㆒候は、御國家の御威風も薄き樣に御座候故、何卒銀札再興仕候て御國家の御威風をも相加へ、御國中の貧究をも助け申度奉㆑存候に付、此儀再興の工夫を相極め、取懸りの金主をも仕可㆑申候、大坂表丸屋平兵衛後見手代長武左衛門、幷に武州足立郡白幡村大庄屋金子儀左衛門右兩金主を同道にて、先以て金二千兩持參仕、前文の御國產と楮幣と兩樣に取懸り申度奉㆑願候、仍て兩件の仕方書相添相達申候、何卒此楮幣の儀早く御決斷を被㆓相加㆒、不㆓取置㆒御取行ひ候樣に奉㆑願候

一　都て楮幣を行候は下の爲め第一にて御座候處、取かへ者を高く致し候は、急に上の御益と金主の

利とを急ぎ候故にて御座候、是は實に下を救にては無二御座一候、當分は上にて少々御損の懸る程にして能く遣ひ、終に諸人引替を望み可レ申候時に至候て、多く行ひ出して通用致し、其時に札を以て國産を買て、他國へ出して正金にする所上の御益に相成候事に御座候間、利を急がずに能く遣ひ終せ候事を急ぎ候が、はがきを遣ひ候始よりの大主意にて御座候、當分之間は上にて大御損のなき様に仕候方法のみにて御座候、後の大利をふくみ申事也

一　都て楮幣は紙にて製し候札にて御座候得共、拙者存寄は銅にて仕度奉レ存候、銅に仕候譯二ッ御座候、第一には御國の人情にて紙札を以ての外賤み候故、銅札に仕候て人情を堅く仕度奉レ存候、二ッには楮幣と申候物は年限有レ之もの故、其年限盡候得ば相止め候ものに御座候處、銅に致置候得ば追願被二成置一候て、萬々世に傳へ申度奉レ存候、其節御引替の勞も無レ之、又濕損引破り等の患も無二御座一候故、銅札に仕候て萬世の重寶に仕度奉レ願候

一　此度銅札に被二成置一候とも、別段に大公儀へ御願には決て不レ及候御儀に奉レ存候、其故は先達て楮幣の事相濟罷在候事に候得ば、只一通り紙札にては國士の人情に協ひ不レ申候故、紙札を銅札に改候と御届一通りにて相濟可レ申哉と奉レ存候、なまじひに御願ひ被二成置一候はゞ、色々故障の儀可二申來一奉レ存候、既に甚重き仙臺通寶の御國錢さへ相濟罷在候事に候得ば、銅札の儀は御届一通りにて相濟候事と奉レ存候

一　右銅札に被二相改一候樣御屆にも相成候はゞ、御貯の銅幾萬斤を以て銅札幾萬札相製候と御屆被レ成置一可レ然奉レ存候、御貯銅と被二仰立一候得ば、銅座より邪魔を入れ候筋も御座あるまじくと奉レ存候

一　此度の銅札は何匁何分と申候銀遣ひを被二相止一、只御國人の口馴れ候言葉にて一切札（ヒトキレ）、半切札（ハンキレ）、三百札と三通に可レ被二成置一候

一　銅札の極印に二十三世と申候文字を打候事、二十三世の君の御功德と申候事を、萬々世の後迄御分國中の人々に知らせ可レ申術にて御座候、銅札の形、幷に四十萬兩の銅札に用ひ候銅の貫目、幷に代積り、又引替所の數、或は引替賃錢の事等、左に相記申候

銅札之形（圖略す）

形は如レ此にて可レ然哉と奉レ存候（但御紋幷に文字は極印に打可レ申候、裏は無地）

銅　積　り

一　板銅壹枚に付掛目百五拾目　此買代二匁三分

但一尺に一尺二寸、是は板銅の寸法の定法にて御座候

右一枚を以て七分に一寸二分の銅判百四十出來申候、右銅判一ッを金一切の札に仕候得ば、二匁三分之板銅一枚にて金百四十切分の札出來申候、兩にして金三十五兩也

一　同七枚にて掛目一貫目　此買代二十三匁

同銅判一切札九百八十出來　兩に直して二百四十五兩也

一　同七十枚にて掛目十貫目　此買代二百三十匁（三兩三分五匁也）

同銅判一切札九千八百出來　兩に直して二千四百五十兩也

一　同七百枚にて掛目百貫目　此買代二貫三百目（三十八兩一歩五匁也）

同銅判一切札九萬八千出來　兩に直して二萬四千五百兩也

一　同七千枚にて掛目千貫目　此買代二十三貫目（三百九十兩也）

同銅判一切九十八萬出來　兩に直して二十四萬五千兩也

是迄一切札

一（半切札）同七千枚　此買代右に同じ

同銅判九十八萬出來　右を半切判に仕候得ば十二萬二千五百兩也

右半切判

一（三百文札）同三千枚　此買代右に同じ

同銅判九十八萬出來　右を三百札に仕候得ば二萬四百十四兩也

右三百判

三口合銅板二萬枚、掛目三千貫目、買代金にて千百五十兩

右三千貫目を馬荷に仕候得ば、一駄四十貫目附に仕候て八拾駄に相成申候、一駄に駄賃錢一兩と積り候て八十兩掛る

右駄賃錢八十兩加へて、總元懸り千二百三十兩に相成る

一　銅判の數二百九十四萬也、此二百九十四萬之銅判を九十八萬ヅヽ、三通りに遣ひ申候割方、左の通に御座候

一　銅判の數二百九十四萬也

內

一歩判二十四萬五千兩分　銅判の數九十八萬

二朱判十二萬二千五百兩分　同

三百判二萬四百十四兩分　同

合三十八萬七千九百十四兩に成る

右取合千二百三十兩にて、三十八萬七千九百十四兩の貨を通じ候策に御座候

右銅判引替所幷取替貨の儀、左に相記申候

一　引替所は御國中に五十箇所相建可レ申候、其相立て候場所は御城下に十箇所、殘る四十箇所は在々の內最寄宜敷所に可レ被二相立一候

一 右引替所一箇所毎に正金五百兩ヅヽ指置候積に仕候得ば、五十箇所にて二萬五千兩也、乍レ然場所に因て五百兩無レ之候共間に合候所可レ有レ之奉レ存候得ば、引替の手當金は一萬兩も有レ之候はヾ、めぐり／＼候て間に合可レ申かと奉レ存候

一 引替賃は左の通にて可レ然哉と奉レ存候

札を以て錢に引替候時

三百札一枚引替賃壹錢　半切札一枚同三錢　一切札一枚同六錢

右の通札の方より可ニ相出一候

錢を以て札に引替候時

一 錢三百文を以て札一枚に引替候時　兩替賃壹文

一 正金半切分の錢を以て半切札に引替候時　同　四文

一 正金一切分の錢を以て一切札に引替候時　同　六文

一 錢九百文を以て三百札三枚に引替候時　同　三文

一 正金一切分の錢を以て半切札二枚に引替候時　同　八文

餘是に准じて可レ知

一 正金を以て札を買候はヾ、一切に付て三文ヅヽ札の方より可レ出レ之

一札を以て正金に引替候時は、一切に付十文ヅヽ、札の方より可ㇾ出ㇾ之

右の通にて、御引替所の定式は可ㇾ然哉と奉ㇾ存候

一御引替所にては無ㇾ之、賣錢致候店に於て銅判を以て錢を買候時

但時の相場は板に書て店に掛させ可ㇾ申候

一正金一切に錢壹貫八百文の相場の節、一切札を以て買候はゞ、右定の相場より六文引て可ㇾ賣ㇾ之、餘押て可ㇾ知

一半切札を以て買候時は、相場より四文引て可ㇾ賣ㇾ之、三百札は一文引て可ㇾ賣ㇾ之、右は御引替所には無ㇾ之店にて自分賣錢の定なり

一賣買の節始めわり三百、半切、一切と直段相極候時、札にて相拂候節は、相互に引替賃等の勘定なしに、一切札は正金一切、半切札は正金半切の勘定にて取替可ㇾ致事

一賣買の節たとへば二百文にて買ひ候所に、三百札を以て相拂候はゞ、賣方の人より百文つりを出して可ㇾ受ㇾ取之、餘は是に准じて可ㇾ知

右賣買の節の定

一引替賃の儀は前文に相記候通にて可ㇾ然哉と奉ㇾ存候、引替所も前文の通御國中に五十箇所相建候て、一箇所毎に正金五百兩ヅヽ、振置可ㇾ申候得ば此金二萬五千兩也、扨引替賃の儀を積り候に先銅判四

十萬兩也、毎日の引替は四十萬の十分一と見候て、毎日四萬兩の引替と積り可ㇾ申候、扨四萬兩分一日の引替賃を計候に、前書の如く一切札六文に致候得ば、一兩に付て二十四文にて御座候、其積り左の通に御座候

一兩二十四文　　十兩二百四十文　　百兩二貫四百文

千兩二十四貫文　　萬兩二百四十貫文　　四萬兩九百六十貫文

右四萬兩一日引替賃にて御座候、是を一年分三百六十合せ候得ば、左の通に相成申候

一日九百六十貫文　　十日九千六百貫文　　百日九萬六千貫文

三百六十日三十四萬五千四百貫文

右三十四萬五千四百貫文を金壹兩に錢八貫文の相場にて金に直し候得ば、四萬三千百七十兩二歩と相成る、然ば五十箇所の振金二萬五千兩引て、殘一萬八千七十兩二歩徳用

一　右の割は毎日かけめなしに四萬兩ヅヽ丁ど壹箇年兩替續き候處の割にて御座候得共、板木にて押候樣にも無ㇾ之事に候得ば、此割より出入は可ㇾ有ㇾ之奉ㇾ存候

一　右の割を以て考候得ば、二萬五千兩半年ねかし候得ば、一萬八千百七十兩二歩の徳用有ㇾ之事に候得共、此樣に首尾能く丁どにも參る間敷候、乍ㇾ然引替所にては損金仕候事は決て無ㇾ之樣に割出し申候

一　前文には一箇所毎に五百兩ヅヽの振金にて、五十箇所にて二萬五千兩と認め候得共、在々の御引

替所には屹度五百兩ヅヽ無レ之候共御間に合可レ申奉レ存候、御城下の御引替所も十箇所にて遣りくり致候はゞ、是又一箇所毎に五百兩ヅヽ無レ之候共、間に合候事に奉レ存候事

一　前文に申上候割は毎日四萬兩ヅヽ、かけめなしに壹箇年兩替致候得ば、四萬三千百七十兩貳歩の兩替賃取れ候事に御座候得共、楮幣さへ能く通用致來候得ば、引替賃だけの損に相成候故、可レ成丈は引替不レ申樣に人々致候事故、初め二三箇月の間計頻に引替候て試み候て、其定の如く御引替被二下置一候得ば人々疑心消候て、其後は引替所無レ之候ても相濟候ものゝよし、楮幣を遣ひ候國々の人の物語に御座候條、此度の御引替所も實は二萬五千兩も相入不レ申候、尤御引替所を屹度被二相立一候も、僅か四五箇月の間の事にて可レ有レ之奉レ存候得ば、御引替所を被二相立一候とも左のみ大金の入候事にも無二御座一候得共、當分計正金一萬兩計御座候はゞ御間に合候て、其後の引替金は段々集り候引替賃にて事足り可レ申奉レ存候

一　右の通一萬兩も有レ之候得ば、かな〳〵にも御引替所も當分の間被二相立一候御事に御座候、然る所右萬一兩の內五千兩は、此度拙者召連れ罷下り候、長武左衛門金子儀左衛門兩人にて出し可レ申候、殘五千兩の所は御國中の者共に寄合候て相出し相勤候樣に被二仰付一候はゞ、皆々寄合候て相勤可レ申筋合に奉レ存候、尤前文にも申上候如く、己れの正金を出し候は只取懸りの當座のみにて、四五箇月過候得ば段々集り候引替賃にて御間に合候事故、誰も可二相勤一筋と奉レ存候

一　御引替所は其所々の有徳なる者の隣家が向に相建可ㇾ申候、是は御引替所にて利を得て見せ候はば、彼の有徳の者羨く存じ候て加金もそろ〳〵仕、後には一箇所を持受候様にも可二相成一哉と奉ㇾ存候
右の通にて御國産と銅判と、仕手、脇と相成候て大貨殖を可ㇾ仕御事の大略は相濟可ㇾ申と奉ㇾ存候

一　右兩條の大義成就仕候はゞ、勾當臺の學校を押廣め候て文武兼備の大學校に可ㇾ仕候、右大學校の圖は先達て指出置候通に御座候、此學校相立候得ば永く御國の御寶と申ものにて可ㇾ有ㇾ之奉ㇾ存候條、是非々々被二相建一候様に仕度奉ㇾ願候、尤右學校の御普請其外書籍、武具、馬具等の御入料迚も、上の御金迚は一金も出不ㇾ申候筋に御座候得ば、彌以て拙者存寄の通被二建下一候様是非々々奉ㇾ願候事
此學校に別して大身の者を入候て、能く看候て夫々の役人につかひ候て、御役料と申事を相止候はば、是にて一萬石も御益出來可ㇾ申候

右之條々何分奉ㇾ願候、以上

天明五年十一月　　林子平印

右急に認上候故、御賢察御讀可ㇾ被ㇾ下候、以上

急なる御財用は急ぐ方の役人を用ゐ、又如ㇾ此四五年も經て御益の見ゆる筋は、ゆるりと働く役人を可ㇾ用事

金をつかはずにならぬ故、國中に不足なる米を穿鑿して登せる故、國中彌々米不足になるなり、又國

中の米を多くせんとすれば遣べき金なし、此米に取かへるに產物を以てするがよし、產物をはがきにて買て金にして遣ひ候て、其米をば國中に殘すが上策也

上書（第三）終

町人考見錄

三井高房著

町人考見錄序

夫天下の四民士農工商とわかれ、おの〳〵其職分を勤め、子孫業を繼で其家をとゝのふ、就レ中町人は商賣それ〳〵に分るといへども、先は金銀の利足にかゝるより外なし、しかるに田舍の町人は夫々に國主地頭にはゞかり、其上目にさのみ美麗を見ざる故に、おのづから心ゝ移る事なし、是を以てたゞ代を累ねて業をつとむ、京大坂江戸の町人は、其元祖或は田舍、又は人手代より次第に經上り、商賣をひろげ富を子孫に傳へんと、其身一代身をつめ、家業職方の外他の心なし、艱難辛苦の行を積で其子家を繼、其者は親のつましき事を見覺え、身は其家のさまで富ざる内に生立習ふ故に、漸その一代は守り勤むといへども、又其子孫の代に至りては、はや家の富貴より育立、物事の艱難、また金銀の大切冥加をおもはず油斷を生じ、自然と世風を見ならひ、心も高ぶり家職を人まかせにし置て、うか〳〵と月日を暮し、身體に物入多くなるまゝに、其身もやう〳〵年老、物心附といへども家業の道をしらず、物入の多くなるにまかせ、手廻に人の金銀を請込、次第に利まとひに成、果は家を潰す事世の習はしとなる、凡京師の名有町人二代三代にて家を潰し、跡かたもなくなる事眼前にしる所也、古語にもはじめをよくする者はあれども、終をよくするものは少しと、又安きに居て危ふきを忘るゝ事なかれと

は、一代の内に家を興し、富を得るもの丶事也、ましてや親の溜置讓りを受て、育立より富を保つものをや、唐の太宗皇帝臣下に問て曰、戰國の時來て、四方の敵を討拂ひ淸めて天下を治ると、又天下を有て四夷を治め、國家の泰平をたもつと、いづれか得がたきと尋ね給ふ、この時魏徵といふ名臣答てまうすは、戰國に敵と戰ひ、國を鎭め家を興す事は、其身油斷ある時は、敵より忽ち犯し取るを以て、心正敷身を守り、晝夜によく勤む、是を以やすしといふ、又四方敵なく、天下漸く治る時は、其身自然と守り薄く奢生ず、夫故に昔より治世は守り難しといへり、かたじけなくも東照神君の御遺訓に、戰國には身を愼しみ油斷不致、國の仕置を勤むる故、國民共に能治る、また泰平なれば上も民も怠り、艱難を思はぬ故治めがたしとの上意なり、古今名言は同じ、賴朝公は武將の基を立給ふといへども、其子賴家卿は鞠を好み、實朝公は和歌にこゝろをよせて、國の政を忘れ、終に三代にて天下を失ふ、足利將軍は四十餘年の大亂を治めて天下を得、十餘代傳ふといへども、漸五代目の義政公職を忘れ、茶湯遊樂を好むを以て應仁の亂起り、末には將軍家は名のみにて、あれども無き如し、諸家の衰微も皆是に同じ、職を忘るゝを以て先祖の大事を空敷す、まして町人などをや、百姓職人等は數代家を傳ふる事は、一日も家業を怠る時は忽ち食を失ふ、故に尤能つとむ、たゞ商家のみ後は手代任せに、其身は家業を忘るゝ故に終に家を失ふ、前車の覆へるは後車のいましめなれば、見及び聞傳ふる京都の町人盛衰を大略こゝにしるす事しかり

町人考見録元之巻

三井高房著

石川自安

一 其先祖は尾州犬山の城主にてありしが、關ヶ原御陣頃か、如何の譯か、金銀財寶等を白晝に持運びて、京師に立退き浪人致候よし、しかるに石川が門葉おほく、其内自安は惣領家のよしにて、專ら榮耀をなしくらす處に、七八十年以前（一本有薩州無藝淺）肥後細川家藝州淺野家などを始め、其外西國の御大名方多く金銀の斷有レ之に付、彼石川も大名がしにて渡世致故、其節身上潰れ申候、今京都町人の内銘物の道具多くは石川の所持也、古瀨戶の鑓の鞘の茶入、高麗筒の花生、杵のをれの花生、割高麗の茶碗、其外繪讃墨跡等の類、多くは彼ものゝ所持也と承り傳へし、終に大分の身上大名がしにて潰れ申候後は、其日をも暮しかねるやうに成行申候、其節門葉ことごとく跡方なく成果申候、武家にて、御旗本の內、其外尾州抔にも同姓多くこれあり、人々もよく存候ところ也

袋屋常昭（一本作晧）　弟　與左衞門

一　其頃京都にて一二の富家の名高く、先祖より室町三條邊に長崎商ひ致し候もの〻手代にて、其後自分も折々に長崎へ通ひ段々仕出し、彼常昭、與左衞門代に、因州松平右衞門督殿へ身上不ㇾ殘取替、剩ひ後は他の金銀まで借受用達候處、件の御家御斷有ㇾ之故、家屋敷まで分散し終に潰れ申候、世盛の節は四方四面に藏を建、結構に普請し、其節の諸司代板倉周防守殿華麗の作事とて、御とがめを請候程の事也、哀や後は弟與左衞門少々の後世も成がたく、からうすふみ其日を送りけるよし、常昭家は因州より其節合力米を貳三百俵程賜りて、漸々夫にて相續致し、今日其跡纔に殘り申候、世の盛衰といひながら哀の事也、三井淨貞、那波屋抔も常昭とは緣家にて、凡六拾年以前如ㇾ此成果て申候

萬　屋　清　六

一　名字は田中といふ、元は武家にて、其先祖は御旗本のよし、殊に佐渡國の公役なども勤候よし、いかゞの仔細にや、浪人して金銀多く持傳へ、居宅は兩替町行當り、佐保山の御屋敷の隣に大屋舖を構ひ、當時錢屋丁喜屋敷是也、しかるに南部大膳大夫殿へ四五年以來（一本作四五十年以前）に大分の金銀を取替相濟不ㇾ申、いかさま南部大膳の家人の入道御屋敷を取替相濟不ㇾ申、其外尾州紀州へも多く御用を達候處、何方も差支身上潰れ申候、清水寺奥院御堂は、この萬屋清六建立す、其頃迄は清水の執行妻帶なりしが、清六娘を遣し緣者故、御堂建立したりと承り傳へ申候

二　村　壽　安

一　越後家の浪人なりしが、一伯卿の御浪人と成り京住す、居宅は下立賣室町兩替屋善六がやしき、

元は壽安が宅地也、高屋などは緣者なりしが、是も大分の金銀を薩摩細川など、其外御大名方へ取替置、石川と同時に潰れ、尤其身一代にて果申候、夫故大名がしの商ひは博奕の如くにて、始め少々宛の損を見切ず、夫が種となり元を動さんと、終に又かしては損亡となり潰れる也、偖大名の金借り役人留守居抔は、夫をお鳥にいひなし、世話にいふ鼠のあぶらげとやらにて、終にわなにかゝり大損いたし申候、然らばこの借貸は止み可ㇾ申事なるに、博奕をうつもの、はじめより負んとてかゝるものは壹人も無ㇾ之、又町人へかし候得ば大金は廻り難し、其上町人身上さし支ひる時は、少々の分散を請取申候て、相手は跡方もなくなり申候ゆへ、金銀持ても可ㇾ致樣なくて、大名がしをはじめる也、扨その大名借の金銀、約束の通取引有ㇾ之候得ば、此上もなき手廻しにて、ㇵ數はかゝり不ㇾ申、帳面壹冊にて、天秤壹挺あると埒明き、誠に正眞の寐て居て金儲けとは此事也、古語の如く、一得あれば一失ありとて、左樣のうまき事は大なる尻が來るもの也、あながち大名がしにはよるまじく、能々考あるべき事なり

平野祐見

一　御代官平野藤次殿一家にて富榮にて、居宅は今の惣笠隱居、西洞院六角下る町池須町の屋敷也、其後兩替町へ移り住す、尾州紀州其外御大名方へあまた取替、右返濟滯り、五拾年以前に身上潰れ申候、其内多は尾州紀州の御滯のよし承及申候

糸屋重右衛門（一本作十）

一　越前敦賀の津の者にて、元來かの湊にて商賣致し、（一本作米商賣）大坂廻しの米にて年々仕合し、後京に住す、所は烏丸三條下ル町、七八十年以前は、是も石川などゝ同時に薩州細川、其外西國大名へ貸候所取持滯、其後上の京聚樂に引籠り、三代目にて行衞なく身上果申候、一二代重右衛門能道具共を持事數多也、其內龜屋何某の味噌屋肩衝の茶入を、判金千枚にて調ひ、右代銀を車に積みて白晝に引廻り、請取渡しをいたし候と申傳へ候、洛西鳴瀧に禪院を建立す、今の妙光寺是也、其寺院の內に人麿の尊像を安置し、一宇を建立す、人麿堂と號す、彼堂の內陣を印金を以張たり、世に鳴瀧の印金堂といふ、和歌を好むより、町人の身分として堂上の歷々に交り、其身の本心をわすれ、終に大分の身上滅亡す、是其職分をしらざるもの也、昔時賴朝公筑後守俊兼が甚美々敷出立せしを、其小袖のつまを自ら切ておほせけるは、當時千葉介常胤、土肥次郞實平等は、高祿を持ながら武に長じ、儉約を專として家高、家人をも多く持てり、汝が知行兩士に不ㇾ及、文才あれども是非を辨へず、美麗を好む、是財を用ゆる法を不ㇾ知也とおほせられて、ふかくとがめ賜ふ、夫奢に貮ッあり、身の奢、心の奢也、多くは心の奢り生ずる故に華麗を好む、此重右衛門などは身はあくまで奢り、心も又あくまで奢りて、かゝる振舞に及ぶ、奢る時は士人は國を失ふ、小人は身を失ふ、先祖艱難の功を積で、晝夜金儲けに身の油を出して溜置し金銀を、せめてふやし儲くる事はなくとも、其身は先祖の冥加を思ひて能守るべき所

に、たはなくして、終には家を失ふ事何事ぞや、商賣思ひ入違損を致すと、又金廻しにて損すると、みな其身の職にはまりの薄きによる故なれども、是非に及ばず身上潰るゝに至る事もあり、能々心得べき事ども也（此子孫越前敦賀に両替屋商賣して相續す（一本無屋字））

兩替屋善六

一 是は下地輕き兩替より段々富有となりて、終に七八十年以前は、京壹番の兩替商賣有德者と成る、二代目善六代に、作州津山城主森美作守殿へ一萬貫目餘取替候所、滯候に付身上潰れ申候、其節善六江戸に趣き、件の森家取替銀をば公儀へ願訴すといへども、森家より善六は扶持方を給ひ置家來の由申立る故、却て善六難儀に及び、剩ひ善六江戸にて果申候、其外御大名さへも取替置候所是も滯、加州の御用も承居候所是も滯候、元祿の中頃ゟ身上さしつかひ、外町人の金銀を請込候處、返濟に差支家沽却し、跡形もなく成行申候、世盛の時は凡貳三拾萬兩の分限と風聞致し候、居宅は下立賣烏丸西へ入町にて、凡壹丁四方程の屋敷也、彼もの後銀座中村內藏助方に同居す、善六が繁昌の時は、不斷茶湯亂舞を好み、其外樣々の遊樂に奢りを極む、極て大名方へ出入の町人、其有德なる時は多く扶持米を贈りて屋舗にくゝり付、其身上衰行時は彼扶持方合力米も薄く成、後々にはいつとなく相止申候、畢竟は餌を與へ身體をつる仕方也、呉々も町人は少しなりとも、御大名方より合力米扶持米等受る事有べからず、此善六も森家より扶持米を給りしゆへ、大分の借附は捌置、家來の名目になりて其

身も是を愁ひ病死しぬる、愚成事共かな、武士は計略を廻し勝手を專とす、是軍務の職也、町人はよき程に金儲して、殘銀をば見切こそ肝要也、武士は四民の頭、智謀兼備の役人を使ふ故、其手は見通し、却てかたらをくはせ、先を取て彼方よりよき程取込と斷を申出し、町人の竹鎗を以て武士の眞劍に向ふが如く、相手に及ず、夫大名の仕送り、始より理屈の詰ざる事に、誰か大切の金銀を出し可ㇾ申歟、年々大坂廻米を引宛、元利仕拂ふて少し預りに相成樣に相見へ、先初年は其工面になしても、翌年はや江戸臨時の物入、公役普請等の入用迄かさみ、せんぐりに銀高上り、後には廻米あれば先仕送方へ引請、算用に成つく故算用不ㇾ立、其上極りの廻し高のうち國拂して、正銀にて江戸へぬかし、果は斷と成る事にて、大名方のならはし也、兵書にも敵を知り己をしるを名將といふ、町人として武士を計らんとは敵をしらざる也

（一本無屋字）
雨替屋善四郎

一所は室町通大門町に住す、五十年以前長州毛利家へ壹萬三千貫目取替候所相滯、漸く年賦に斷相立候所、其外御大名方の取替共滯と相成候、剩ひ町人の金銀を請込、段々にさしつかひ、三代目に潰れ申候、凡大名借、他借を請込、貸候樣に成ては潰れと存じ可ㇾ申候、近世那波屋、家原、辻、三木等、其外右の類多く皆我手元は大名方へ取られ、用事を承り不ㇾ申候得ば、元金も動き不ㇾ申候故、つなぎをせんとて如ㇾ件、他借をして用達申候得ば、元金は動かすつもりの處更に不ㇾ動、大名方はまた甘味

があると有丈出させんと工夫する、町人は弱をみせては元銀も捨たる事故、肩を張て見せかけ候得ども、果は弱きが負るの道理、他借は日々に利足崇み、仕替の月限に至り候得ば、手際あしく見せかけ間敷と才覺致し相渡しけれど、果は屋舖方よりは貸銀の上に借金を頼み、段々出銀多く成、廻米はいつにても高の極りたる事、屋舖より不勘定になり候得ども可ㇾ致様なく、終に件の如く潰れと相成候也

阿形宗珍

一　此先祖は七十年以前、江戸大火事後京に引越申候、元祖は日光の御普請にかゝり、奥州延澤金山にて身上能成、江戸にて仙臺の御屋舖へ金銀の御用達、其後三代目宗珍京にて陸奥守殿へはまり込取替、其外町人より借銀も有ㇾ之處、終に御斷にて、三四十年以前身上つぶれ申候、宗珍忰甚兵衛仙臺へ引越、知行五百石給はり、御家中へ召かゝへられ、于ㇾ今彼御家に仕官す、尤阿形一家多く有ㇾ之處、宗珍方へ金銀を一積に遣し置、仙臺御屋しきへ取替に成、不ㇾ殘身上つぶれ、今は京都に阿形一家壹軒も相見へ不ㇾ申候

小牧宗右衛門(一本作左)

一　三條通武藤町に住す、兩替商賣にて、江戸に紙店も有ㇾ之、駿河町に兩替店有ㇾ之、此者出生は勢州松坂より西南に當りて小牧村と申村也、親類の手代致し居、輕きものより仕出し、元祖宗右衛門法體して頓古と申候、諸大名方の仕送り金銀用達し、殊の外手廣く商賣致し候處、五十年以前に町人

の金子九萬兩程借込、（一本作五千貫目）大名方の借金は滯り、借方へは年賦に斷を立、暫く商賣致し居候處、又々四十四五年以前、二代目の惣右衞門代に四五千貫目計方々に借銀出來、身上潰れ申候、元祖の頃古は珠數をつまぐり、寺町筋其外方々寺方の祠堂銀を大分請込、寺方をたふし申候、當時は此類多く、或は萬日開帳などを取持、建立事の世話やきと成、講中の頭取いたし、佛の爲と申、上べは殊勝がほに見せかけ、彼參物を請込、終に算用不合、住持も漸くこゝろ付、勘定の儀を申出候得ば、ヶ樣に寺の爲とて隙を費し致候を自分私のあるやうに申さるゝは、不屆などゝ却て逆言を言散し、元より出家の事、其者にまかせ置事なれば、しかとした證文も無之、仕廻はわやとなり申候、其以下の講中世話やきなどは、左樣に取込などは致し不申、寺にて物を食ひ酒を吞むを慰みに心得申族數多在之も、元より何れも佛道の心ざしは無之、年は寄る、世上の付合は無之、外の事にて參會致し候へば物入も有之故、寺方の取持を慰みと心得、集る金銀自然と請込候樣に成候得ば、夫より惡心出來て、仕廻は不埒を致す樣成申候、又身體少々不廻りに成候て他かし致候得ば、高利などでは調ひ不申、夫にては身體薄く見へ候故、中々自由には調ひ不申、夫より心附て和尙方へ取入、ヶ樣の世話やきにかゝり、根が祠堂金と參錢を目がけの工み也、何にても油斷ならざる時節なり、心得可申事也

平野屋清左衞門

一　此者は元衣棚二條下る町に住し、後下の町に住す、袋屋なども一家にて身上よろしく、不斷大掛

も不レ致、町貸質物等を取、六七十年以前凡二千貫目の身上にて、二代目は人の出合も出來がたき程の病身者にて、母親女ながらも發明なるものにて、不斷に銀を藏に入置、町人の大名貸、商人の當分さし支ひ、或は見込ものなどにて入用の節は、此平野屋尼の方へ申談じ候得ば其程を見合、元來は藏に入置金銀の事故、手堅く引合取替て渡世致し、夫々にて店も手堅き商ひ暮し居候處、此尼も相果、尤二代目は件の病身もの故、尼より以前に果申候、三代目清左衞門若年、其上生付不足なるもの故、人にだまされ、又は前々より古き手代無レ之、新參手代共にて長崎の唐藥を買置、又は土佐の材木を商賣に取かゝり、凡四十年以前に潰れ申候、是は大名がしにて潰れしにては無レ之、其者の愚成より潰成身上跡方もなく成したり、彼尼は金銀を藏に入置、不斷燈明を藏にともし申候とて、世に燈明藏と申候、則其屋敷今は橋井利兵衞近年求めて是に住す、彼燈明藏今の表の藏是なり

岡　子　口

一　是は長崎問屋にて、室町御池上る町西側也、八十年程以前町人の借金千四百五貫目引負申候に付、御奉行板倉周防守御裁斷にて、町人の分際にて、千貫目餘の銀子引込候段不屆之至思召、岡子には磔におほせ付られたり、夫人々身上に不足相見へ候得ば、早速貧乏の皮を抜き斷を申立、又跡の相續致候樣の工面仕形は、いか程も時節可レ有レ之處を、外聞を思ひて身體の蓋を致し、成丈借銀を請込、必至の場所に至り露顯いたし候故、如レ此成果申候、凡て一切の事共、輕き内に直し候得ば直るも

の也、病も初發能良藥を飲で療治を加へ候得ば、大病にならずして治す、又木の枝を思ふやうに致度候得ば、若めのいまだかたまらざる内にたはめ申候得ば、如何樣にもなる、早枝榮へ候得ば、曾て撓めがたし、只何事も事の大きならざる内に考へ可レ有也、二葉には手を以て拔也、其儘に致置候得ば、後には斧を以伐といふ譬ひ此事に候哉

大黒屋德（一本作左）右衛門

一 新町二條下る東側上より角に住す、是も長崎問屋致し、方々借銀千二百貫目（一本作千二三百貫目餘）不足有レ之、時の御奉行板倉周防守殿任二古例一獄門被二仰付一候、凡六十年頃に成申候、問屋は客の荷物を請込、夫を支配して纔の口錢を取て渡世致す、世話にもいふ如く、問屋長者に似たり、見かけは大手に相見へ、家内の人數多く賑ひ候得ども、件の利薄の商ひ故、其身の奢りに物入多く成、又大欲を望んで思ひ入を致し、客の荷物を買置、或は客方賣附仕切の金銀滯多くなり、是は荷物質物と存候へども、下りを請候得ば終に滯に相成、其外荷物の前借送り銀を前借し、段々借金かさみ、餘程の利まといに成、果はつぶれ申候、何商賣も同じ事とは云ひながら、元問屋商賣は口錢纔成商賣にて、其德分を以渡世致す事なれば、萬事夫にならひて、つましく致し不レ申候得ば、此商賣は成難しと可レ存候

三宅五郎兵衛

一 中立賣りに住す、大名がしにて中位の身上なれども、世上によく存候故に爰に記す、右三宅一家

上中京にも數家有レ之候得ども、何れも大名がしにて潰れ申候、五郎兵衛後は宗囚といふ、其子五郎兵衛法體して（一本作也）宗屋といふ、段々困窮に及び、元立花家へは久敷出入の町人にて、關ケ原御陣の節、立花殿大坂方にて彼軍やぶれて、暫く三宅が宅へかくし置、歸國の後立花家の重寶千とせの硯箱を賜ふ、此硯箱近世銀座深井氏求めて有りしが、彼銀座闕所の節公儀へ上る、外の道具は入札にて御拂候得共、いかゞの譯歟、片輪車の手箱、但し是は和州法隆寺の什物、又若狹盃、この千とせの硯箱三品は出不レ申留り申候、扨かの宗屋身上は皆々立花家へ借取られ、二十人扶持賜ふといへども、其身は中風をわづらひ、殊に娘は忰諸共に借銀にせがまれ、家財とくに賣拂ひ、古き手代はあれども、年老病人同前、旁其日を暮しがたく、夫故娘は尼になり、北野眞成寺に遣し置、かの手代も見捨がたく、是非なく少々の扶持方を分て、其身は京に住がたく、はるばる筑紫へ忰同道にて下り、柳川侯へ借銀の願やら、又京も暮しがたき故、いつまでも彼地へ滯留して、立花殿の養を請罷在居申候、この宗屋は家原自元と從弟にて、見知由緒有レ之者也、夫は人は衰候得ば曾て惠み申さぬもの、既に當分の出入にて金銀取替滯候とて、何の取上可レ申哉、人の情は世に有レ之時と昔より申傳へし

新屋伊兵衛

一　是は親の時節三條通にて、身上は中位の者にて有しが、男子一人にて、後の伊兵衛是也、親愛に溺れ、幼年より能藝をならはし、親果て成長に隨ひ、彌能を好み、夫につれて行跡あしくなり、元來

しか〳〵したる家業は無之、纔に三十年程以前身上つぶれ申候、夫より詮方なく、終に蜂須賀淡路守殿へ能太夫に有付、一生終り申候、惣體町人の小供能藝を好み習ふもの、是まで家相續致すものは無之、子細は藝にはまり、商賣をわすれ、能役者と出會、朱に交れば赤くなる、人は善惡の友によると言ふ事にて、行跡はいよ〳〵あしくなり、仕舞は家を潰し、其果は可致業はなく、後は其筋の指南、又は少しの扶持方にて役者に在付、跡方もなくなり申事、此伊兵衛には限り不申、室町通大門町に大黒屋善兵衛といふもの、淨瑠理を好みて家を潰し、果は淨瑠理太夫となり、今は市町にて芝居致し候、何れも事は替り候得共、品は同じ事也、假初にも幼少の小供に遊藝を習し申事、第一其親のあやまり也、一言一句も善き事を子供に申聞せ見習せ申事、是親の慈悲とも可申に、當分の愛に眼くらみて衣裳を飾らせ、髮形を役者子供のやうにしなし、他人は當座の挨拶に譽らるゝ誠に心得違ひ、能藝につのり遊藝をいたし候は何事ぞ、天竺の獅子は百丈の峯より深谷へおのが子を蹴落し、その猛きをこゝろむる、鷹は岩壁に巣を喰ふ、人來て其子を掠といへども、子鷹の貴人に養はるゝ事を悦び、子を見る事なし、其外禽獸も子をつれ餌をはむ事を教ゆる、しかるに人の親として渡世はをしへず、却てあしき道に引入るゝ事、禽獸にも劣り申候

米澤屋久左衛門

一　三條通柳馬場西へ入町に住す、代々羽州米澤の城主上杉殿へ出入致し、彼國の麻苧の問屋にて、

上杉家の御用達相勤め、米澤にも店を出し、手代も多く家來の片付能致し、慥成身上にて、三四代相續し、繁昌に暮し、東洞院四條上ル町にも大家を持ける、しかしさのみ金銀多分所持せぬと云ふ沙汰也、然るに四代目の久左衞門米澤より米穀を送り出す道筋を工夫し、願出候て山を切開き、右の一件にて所持の金銀も此普請に入果し申候、剰ひ上杉家よりも大分の金銀を拜借仕候處、夫をも入込候得ども、中々大造の事、容易には成就不致、三十年程以前身上潰れ申候、家財等迄もうしなひ、今は跡方もなく成果申候、元來は身上薄く成に隨ひ、山師ごゝろになりて、しらぬ事にもかゝり、大欲になりて終に身上をも果す也、其元は大方奢りより物入も多くなり、入拂の算用不合、夫より段々欲心出來て、諸事の請負事にかゝり、仕舞は家を潰す物也、此米澤屋先祖は、京都白川口に床髮結してありしが、其頃は白川口邊賑ひ、旅人多く往來す、然るに上杉殿の飛脚の者、金貳百兩彼髮結床に落し置けるを拾ひ置て、其事を彼國の便りに申遣し、飛脚を呼寄せ金子を戻しける、如此正直もの成を段々上杉殿の御聽に達し、米澤屋を召下し、夫より追々上方の用事を承り候由申傳ふ、抑山事にかゝり家を失ひ申はじめは、皆々如此古今多事也、往昔志方とやらんといふもの、佐渡の金山にかゝり、拾壹萬兩(一本作數十万兩)の金を儲け江戶に住す、彼儲けにて水さし口をぬかんとて、水拔の普請にかゝり、漸拔おほせたと存候へば、又わきより水さし、此水拔にかゝりて終につぶれ候由承り及び候、近年蛸藥師通西洞院西へ入町河合又右衞門と申者、木藥商賣にて所持の金銀もありしが、身の奢りより身體の薄くなり、夫に付江州よ

り越前敦賀に通ふ七里半の川筋を船を通す願ひにより家を潰、後法體して河井松室といふ是也、七里半の願事にて、人をたほし申事前々より數多有ㇾ之、皆々越前山師どもの申達しにて、彼所成就致し候得ば越前へ水落、湖水の惣磯端二三町は干潟となり、其田地湖水の惣磯ばたにて夥敷事也、夫を直打にいたし、凡一反に付只今入銀何程差入候得ば、纔にて手に入申事などゝ、品々うまく云廻し、金銀を請込工み也、江戸にも金絞りとて、銅の內より吹ぬき金を取候得ど、則竿銅より金を持て素人に見せ候故、それにかたられ、人々多く金を入て、果は彼金絞りは金銀をとり込欠落致しける、惣て銅の內より手間を入候得ば、少しの金は出候物のよし、然れども炭又人夫入目算用致候得ば、中々渡世には成り不ㇾ申、夫故に阿蘭陀は彼國にて銅より金をぬく事上手のよし申傳ひ、日本にては夫は知りながらあはぬ事故、其まゝにて渡し申候、又金山とても、何方にも少々の金銀は有物のよしに候得共、纔の出方にては、彼金絞りの通算用合不ㇾ申、然るを其山の石などゝと見せ工む故、よき事と心得、下地は少かわき申身體でんぼの心になり、終にかたられ、少しの所持もなく致して仕廻ふもの、世上におほき事也

那波屋九郎左衛門

一　先祖は播州那波より出候、何事やらん公事願より事起り、所を立退江戸へ下り、御城の女中衆の娘を娶りて、其緣より申込、裁件に理を得候、彼女中後に壽林尼(一本無院字)院といふ、是近頃京都町奉行河野殿

の養女也、其故に那波屋とは緣家也、親を常有といふ、子供貳人あり、惣領を九郎左衛門、後法體して素順といふ、弟を十右衛門といふ、後法體して正齋と號す、親常有の時分七八十年以前は、〔一本無貳字〕京壹貳番の有德者也、親果て家を兄弟に分、素順は五六千貫目、正齋は貳三千貫目の身上と其頃風聞致し候、常有一代は兄弟の子供手代同樣に致し、方々の借引の請取渡しにも子供を召仕申所、親果てより兩人の兄弟に早奢り出て、兄は小川二條上ル町にて、松平加賀守殿御屋舖を求めて大造の普請し、弟は小川三條上ル町仙臺の御屋舖を求めて居住す、段々奢りの餘り、素順は其頃松平右衛門督殿より、合力米貳百俵賜り、彼御家人と申、折々京都の町を鎗を持せて往來す、弟の正齋は醍醐三寶院宮門跡へ金銀を御用達、御心易出入いたし候、彼門跡大峰入の節山伏と成て、馬上にて帶刀鎗をつかせ御供に加はる、時の町御奉行板倉內膳正殿兩人を召れ、町人として如レ此の有樣不屆の至に思召、兩人共あがり屋入被二仰付一、其後御仕置にも可レ被二仰付一筈の所、御慈悲を以首代として、宇治橋かけかへ被二仰付一候、則近頃迄の宇治橋は那波屋掛申候也、此橋前の普請は、昔座頭の檢校に、眼明の町人料物を出して檢校と成、官物等を取候由、後に御吟味となりて、其過怠にて宇治橋掛替被二仰付一候由舊例と承候、扨素順跡は惣領九郎左衛門相續すといへども、はや其代身上も薄く成、是も早世し、其弟相續し是も又早世し、素順末子新町通三條下ル町信濃屋道喜方へ幼年より養子に遣し置けるを取戻し、九郎左衛門と改名し家督を繼といへども、是又四十歲計にて果、最早家を繼可レ申ものも無レ之處、元來三

井淨貞三代目三郎右衛門は那波屋聟也、彼娘に出生の悴四代目三郎右衛門是也、幸弟有レ之を那波屋へ引取、素顚五代目の九郎左衛門是也、然るに江戸駿河町兩替店にて、南部殿へ用達取替相增、凡四萬兩餘（一本作四五萬兩）取替高に相成候處、彼家より御斷に相成、終に身上指支、其外京都町人より請込高五六百貫目有レ之を、年賦に斷申立、南部殿より米にて年々相渡し可レ申約束置候處、此米もはや初年より借方年賦渡し方程も不レ參候故、九郎左衛門江戸に下り、藝州御屋舖、又は有馬御屋舖に相願、則藝州より銀百貫目拜借致し、有馬殿より明年春御歸國御手當米の內、大坂にて當分壹萬石代當分拜借し、翌年御歸國の御用米差出し可レ申由約束にて拜借、漸く其萃借り方初年の年賦を相渡候處、明年有馬殿歸國の節、差出用米才覺出來不レ申候故、有馬殿大に御立腹あり、則京都町御奉行へ御屆被ニ申入一候得ども、那波屋は可レ致樣なく、輕き閉門被ニ仰付一門をしめ居申候、又秋元家より泉州御知行所壹萬石有レ之を、那波屋御出入故數年請込、江戸へ仕送り候處、右の銀子是又四五百貫目引込申候、此屋敷よりも京都町御町奉行へ訴訟有レ之候得共、先に有馬殿よりの御斷故閉門被ニ仰付一候の旨、御奉行所より御返答在レ之由、一方さへあるに、那波屋の門はいつ開く事ぞ、牢下しといふ事はあれども、閉門下しとは珍らしなど評判也、江戸大坂は名前も替り申故其儘にて有レ之候、弟正齋家は三十年程以前につぶれ申候、那波屋火事以後久敷座敷等不レ建候處、近年普請致し、座敷庭廻りも見事に作事いたす故、近頃は藝州有馬殿なども手廻しよく成候故、如レ此普請致事と存候所、今思ひば內證段々不手廻しに相成申候故、

世上の方便みせかけに普請致候事と存候、是迄家作美くしく致し內證よく見せ、世上取引心よく致し可ㇾ申工みにて、終には間もなく倒れ申族多く、那波屋の普請もこの工み也、萬事氣可ㇾ付事也（異本以下ナシ）此後滅亡家多、先其中之十分之一分云哉、我聞金座御仕置罷成、下立賣堀川百萬兩の損なり、寶物曰、赤關石燈籠、同庭大石、貞宗脇差一、狩野家掛物二十一番迄、唐人筆、定家卿色紙一、親王寄合和歌屛風、金作大小、茶器其數不ㇾ知、佛僧武士之名筆、古筆及古器、珍物、天下之道具、金銀、古作、名木香之數不ㇾ可ㇾ勝計、朝手洗水淸水音羽水也、凡昔如ㇾ斯、召仕女十九人、下女五人、下男十人、廣澤の池を泉水に拵へて別莊有、今は松平陸奥守家來三千石領なり、大文字屋奧州公に潰され、今御扶持千石の家來なり、室町通あら木同じく潰る、三條龜屋同じく潰る

町人考見錄　元之卷　終

町人考見錄亨之卷

兩替善五郎

一　名字は井川といふ、所は室町下立賣上ル町、五十年以前京大坂にては一番の大兩替にて、諸大名方の仕送り金銀の取引手廣く、京中の町人金銀肝煎致し、大名がしの本紙元にて、方々より銀子請込、何れも彼者持手形にて差出し申事、畢竟大名がしの問屋といふもの也、凡壹ヶ年には千貫目も延し申候身上と風聞致し、其頃迄は直に大名方へ出すと申事は無レ之、多くは如レ此善五郎がかはりにて候故、大分の金銀取引致し、誠に長者どのと相見へ申候、然るに此三十年以前より必至と差支ひ、不手廻しに相成申候、然れども本紙元故借方のものも、善五郎を潰し候得者、皆々やしき方滯金銀捨りに相成候故、無二是非一立置、少しヅヽにても屋鋪方にて請取候得ば、取れ可レ申心入にて居申候得ども、時節柄故不手廻しの善五郎、當用は承り不レ申、證文は古暦とやらんにて、少しも渡り申事無レ之、剩ひ賜り申合力米扶持方米さへ、次第に相止み申樣に成行、善五郎が帳面にては小百萬兩も有レ之樣に承候得共、最早今日も差支候樣成行申候、借方の者共其人々の身上さへ差支候故、段々公事等に成候得共、元取引の入組算用づく故、早速に被二仰付一も成がたく、町人立會の勘定に相成、善五郎不埒

故、手代段々手錠に相成、行末は成べき様なく、日本國廻國行脚の様に、江戸は不ㇾ申及、諸大名の御國元へさへ廻りて歎き願候得共、差て埒明不ㇾ申、銀貳拾枚三十枚拜借致し候得共、漸々路次の入用にも足り不ㇾ申仕合也、質物を入れて仕舞、財寶は最早賣仕廻、困窮至極とは此善五郎が身上也、何にても勘定〆は有物にて、其年々延と不足は有なれど、分て兩替大名貸は、何程年々多く延金相見へ候得ども、元是算用合の取引にて、皆々帳面の上證文の紙計にて、手に取申事にては無ㇾ之、然るをおのれは慥成身上と心得、奢り榮耀を致し、世上皆々此見違ひより出來申候、請込申借方へは年々正銀にて利拂へ致し、我方へは屋敷方算用合にて、取替の高へ新手形に成る、其を正銀と心得居申候、夫故に世話にいふ算用合ふて錢不足とやらんにて、勘定にては大分の身上にても、十分一にたらざる算用にて、十萬兩の身上も壹萬兩の身上也、終に家をつぶし申候也

辻　治郎右衛門

一　是も中比善五郎後の大兩替屋にて、加州藝州細川、其外諸大名方多く引請仕送り致し居申候、居宅は室町出水上ル貳三十間間口の大屋鋪にて、近代の大兩替屋にて、方々町人の銀子を請込手廣く致し居候故、家來手入の者は言に及ばず、或は寺方の祠堂金、後家の寺詣金、婆々の針箱の貯ひ金、年年蟻の塔を積様に溜置しへそくり銀など、慥に存じ縁を求めて彼店へ預け置候所、終に貳拾年已前に潰れ申候、左様の自分銀は、善五郎、次郎右衛門が爲になくしたるもの世上夥敷有事、あながち是

には限り不ㇾ申、大名借の兩替などへは慥に存候得者、宿ニ置てはふゆる事なく候間、少しにても利銀を取り申度、賴みニ預け申事にては、世上にある物百貫目よりは、百目の銀子大切成もの共の持たむるものをなくし、夫故に詮方なく、或は夫が病となり、命までしてやらんと申族多く有ㇾ之事、其源は壹人のやうに候得共、末つかれて大勢の難儀に成申事、能々心得べし

金屋勝右衛門

一　是は二條通室町西へ入町也、其先祖は室町通にて、九十年以前長崎問屋にてありしが、其頃迄は唐人京迄參り候由、夫故に唐人の宿をも致し候處に、有德なる商人唐人の代呂物銀子を大分に預り申置處に、其已後切支丹の宗門御改つよく、唐船の通路も皆留り申樣に相成候時節、彼預け置候唐人如何いたし候哉、終に參り不ㇾ申候故、則金屋が德分に成て、夫より身上能なり、三代目祐竹が時節、手代へ長崎問屋株をわたし、問屋致させ候所、彼もの不行跡もの故、金屋が銀子千貫目餘も請込倒し申候、是は大かた二三十年程已前の事に候、其後難波安治川邊より住吉の邊迄、新田を開き取立申候所、海より高汐を度々打込水入、其土手普請旁た千貫目計も入れ申候、少々宛長崎商賣致し候得共、時節あしく下りを請申のみにて、祐竹は其以前に相果、子共は不行跡にて、終に今勝右衛門代に家を潰し、彼新田七八十町、其内半分は汐入にてなくなりける、然れども持地故惣高にて銀子百七拾貫目(一本七八十貫目)に相渡し、居宅も半分賣申候、逼塞いたし申候、是は大名貸にて無ㇾ之、右の始末にて潰れ申候

八文字屋宗貞

一八文字屋淨巴弟は宗貞といふ、淨巴は四條通に住す、宗貞は三條通東洞院西へ入町なり、兄淨巴は鍋島殿へ貳千貫目取替、三十七八年已前に潰れ申候、扨弟宗貞は身上もよろしく、悴彦三郎代に成り、段々大名方へ貸銀多く、追々滯り差支と相成、夫故彦三郎是を患ひ、俄に中風にて死す、其子藤三郎代になり、方々へ借方より催促請、其内より御用銀抔公事等に相成申候、是を嚴敷被二仰付一候ては、彌藤三郎身上さしつまり、又方々取替置候大名方御返銀も下り不レ申事と存候て、惣借方も寄合致し、一同にしめし合、御奉行所へ願に出、藤三郎身上潰れ候得ば、大勢の貸方難儀仕候由申上、彼の公事に成候借銀は、如レ斯首尾故相詫び、皆々年賦の樣に取扱ひ、八九百貫目の借方却て藤三郎味方と成扱ひ仕舞ふ、是は人々の借銀藤三郎を立置、御屋鋪方より取せ可レ申工面にて、如レ此世話いたし申候、盜人におひとやらんにて、催促は扨置、藤三郎が爲に御公儀にて願に出候儀、人々の難儀と申ながら、珍らしき時節、此世上は多くは窮鼠却て猫を喰ふの諺の如く、後には借方弱くなり、終に少々の分散にて事濟やうに成行申候

久住權兵衞

一所は西洞院二條上ル町那波屋隣、今の雲州御屋鋪是也、末久住が一家京都に有レ之候得共、皆逼塞の體に相成申候、先祖は勢州神戸より出しものにて、長崎商賣致し、其後大名借致居申候。前々那波

屋和久屋抔と言ふ中京の有德者の內に候處衰ひ、十ヶ年以前に跡形もなく成果申候

和久屋九郎右衞門

一　室町通二條上ル町に住す、元長崎商賣、又は大名貸致居候處、段々不手廻しに相成、其上後の九郎右衞門不行跡者にて、旁以身上潰れ申候、那波屋井筒屋などゝも緣家にてあるよし、今の西洞院池須町屋鋪は、中比和久屋了運が屋敷にて、其節藝州の太守を請待せん爲に、殊の外結構に普請など致し申候、今は和久屋跡もしれず成果申候

三井三郎左衞門

一　元祖紹貞は宗壽抔の兄也宗壽、若き時分世話などゝも致されし故、段々紹貞店繁昌し、身上よくなられ候、紹貞今の室町御池町、近頃まで押小路通無レ之、藥師町と並び有レ之處、今の居宅は北隣藥師町百足屋がやしきともと一所にて、凡廿間々口程の地、屋鋪計を銀百貫目に相求め申され候、藥師町分は御池町なれば、彼町より望みにまかせ附遣し申され候、其頃迄は室町五町の內、右の通家屋鋪高直に有レ之、扨紹貞は極て大氣成人にて、表棚の方に常舞臺を建置、倅三郎右衞門に能をいたさせ申され候、其頃五六千貫目の身上と風聞致し候、元祖紹貞は五十年已前に相果申され、二代目三郎左衞門後淨眞といふ、親の代より結構にそだちて、曾て商人心は無レ之樣に榮耀に暮し、茶湯道具數多買上、數寄屋を建て慰み、後は聚樂にて松屋町通に引籠り、あくまで心奢りて樣々普請し、庭數寄歌風流成事人

に越、盤將其外遊藝に能達し、町人には無類の榮耀者也、夫ゆへ中々商用には不ㇾ構遊び暮し候處、紀州御家細川殿に四千貫目取替有ㇾ之、右の銀子皆々滯り、とても融通も出來兼候得ども、江戸店の餘澤にて兎も角も暮し居ける、前々の樣になくとも、先々一生無事に暮し申候、三代目三郞左衞門江戸御納戸御用相勤、年々江戸へ通ひ申候得ども、元來其身不器量物、親の代より商人にては無ㇾ之故、店ぶりあしく成、段々掛銀も出來、廿年已前も買方へ斷りを申入、年賦に相成、漸く相續致參候處、三代目三郞左衞門も果て、其子惣領家督を繼といへども、彼那波屋方へ名跡に參りし弟幼年にて、三郞左衞門名跡を相續いたし候處、是も早世し、家督可ㇾ繼者無ㇾ之、大坂鴻池善右衞門（今の善右衞門）は二代目淨貞聟なり、夫故に彼者の子をもらひ、三郞左衞門家督相續致す、是二代目の淨貞おのが町人の家業をわすれ勤ざる故、其報いにて子孫早世し、不仕合と相成候、其故よき家督もあしく持成事、正宗の劍も時々硏げばよし、不ㇾ硏は銹出て用に立ず、神鏡の明なるも時々不ㇾ磨ば、後には曇りて終に鍋蓋に同じ、元祖よく取立置ても、子孫とぎみがきを不ㇾ致故、終に店ぶりあしく成り如ㇾ此衰ひ申也

三井六右衞門

一　後法體して道恵といふ、所は御池の町三郞左衞門方の南隣に住す、元祖紹貞弟助三郞が忰成を紹貞養子に致し、二代目淨貞が弟に致し置、江戸店貳ヶ所にて千貫目餘の讓り致置候處、其身殊の外不行跡ものにて、中々商賣に構ひ不ㇾ申奢り餘り、後は鳴瀧に山莊をかまひ夫へ引籠り、種々の榮耀を極め

ける、其頃鳴瀧の龍宮と沙汰いたし候、黄檗の禪法を間、異形の者と成、終に三十七八年にて江戸店貳ヶ所ともに潰し、其上借銀千貫目餘も有ㇾ之、漸く纔壹貳歩の分散にて、家屋舗も沽却し、其後年老て江戸に下り、御納戸蠟燭御用を相勤め、彼地にて果申候、娘は奉公に出し、忰六右衛門とて末々江戸に居可ㇾ申候得共、居所も存じ不ㇾ申候、養父といひ伯父の大恩を蒙り、結構なる家督をもらひ、其身の奢りより跡方もなく失ひ候事人非人也、夫皆奢りのこゝろより氣高ぶり、あるひは遊藝を學び、あるひは禪法を學び、ます〳〵人柄あしく成申候也

是前々より見聞に及ぶ所也、那波屋素順も黄檗の禪法に歸依し、家内に禪堂を建置客僧を集む、これは抑いかなる事ぞ、禪法に志あらば其ための寺也、偏に榮耀に餘り、物數奇慰みに左樣の事を致し、夫故におのが家業も次第に衰微し、果は家を破り候事古きためし也、能々可ㇾ考事也

浦井七郎兵衛　浦井彥右衛門

一　兄を七郎兵衛、弟を彥右衛門といふ、親常貞には凡貳三千貫目の身上と申候、兄弟の子供の世に成、段々奢り、行跡もあしく成、家業に心を不ㇾ入、身上さし支ひ、大名方の返金は滯り、後見七郎兵衛は酒井雅樂頭殿へ大分の取替滯、終に彼御家より扶持方を受て侍になり、浦井多仲と名乘、京にも住れ不ㇾ申、江戸へ引越申候、弟彥右衛門は奥平殿身上打込すべきやうなく奥平殿家來に成、星合彥右衛門と名乘帶刀致し居申候、程なく相果、今は跡方なく成申候、爰に江戸に河村隨見といふ者あり、

元は紀州熊野邊の輕きものにて、江戸に下り車力重右衞門とて、御普請樣々の請負しける、元來其身極て發明なるものにて、次第に立身致し、五十年以前の禁裡の御普請も請負、其外奥州にて銀山にかかり、又川筋の普請などにて鍛練し、大坂の川普請を致し、今に隨見山とて大坂川口に殘れり、只今に土手普請の齒口に、茅を切テ小口をならべ下じきに致す事、是隨見が工夫を承り傳へ候、江戸當小屋普請入札に、不斷多く入用物には直段を上て、適々の入用ものは殊の外下直に致し、惣〆にて銀高合る仕方あり、是を今に隨見入札と申候、先年參州岡崎の大橋普請の節、弟の祐見（一本作榮見）入札を致し申候、其節兄隨見弟に語りて申樣、何事も商の道也、大儀ながら其方此度の普請にて暫く牢舍致し呉候らへば、大分の利德を得申事といふ故、此儀を請合、元より仕法帳面の表とは相違の事故、不屆之旨にて普請半に祐見は牢舍致す、其時兄隨見罷出願候は、弟儀積りしらず普請を請合、不調法至極仕候、私弟の爲身上を打込、御普請成就爲レ致可レ申候間、弟は赦免被二成下一候樣にと實義を以て相願候に、願之通弟は入牢御免にて、隨見普請にかゝり、實義を見せかけ、諸役人に音物を贈り、何れも油斷在レ之處を見込、思ふ樣に手を〆申候て、大分德を得候由、此隨見は樣々奇妙の働致候者にて、夫故老候得共公儀へ被二呼出一、其時河村平太夫と名字御免、攝州普請相勤、今大坂南堀江は其節出來申候、然るに悴新五兵衞なす〳〵器量の人にて、身體は至極よろしく有レ之候得共、給りし御知行の分限に　家作り普請等も被レ致候てよく被レ勤候故、御旗本と御取立、終に御普請奉行になられ申候、隨見いまだ町人の節、居

宅は靈岸島に住す、同じ武士に成候得ども、此溜見と浦井などは各別雲泥の違ひにて、或人に隨見かたりていはく、夫人の心は少く細く持て、其業にいたりては大きく延し、畢竟傘の樣に心得可ㇾ申候、傘は元はろくろの小さきより、自由に大きくひろがり、又しめ申候得ばしまり申候、能心得を不ㇾ申候ては、大立身は成不ㇾ申候、大方世上の大氣も入と申は、彼傘のひろがり申計にて、元のしまり無ㇾ之故、自由に相成不ㇾ申候、終に一旦のでんぼにて立身致すといへども、忽なく成申候と語被ㇾ申、誠に大丈夫の金言能々味ひて見るべし

千切屋惣左衛門

一　所は烏丸三條下ル町、四五十年以前親の代には二千貫目餘の分限と汰沙致し申候、然るに此武士（マヽ）年以前今の與惣左衛門身上半つぶれに成、借金方へ年賦に斷を申立、漸くかすかに相續致し、表の金入の商賣より仕出し、段々身上よろしく相成、金廻しを致し、終に不ㇾ殘大名かたへ貸なくし申候、其内わけて非伊掃部頭殿へ取替相滯り、如ㇾ斯成行申候、五十年以前は京三條通より江戸までの路次第一番の身上と沙汰致し申候者にて、元何商賣にても夫より仕出し申候は、いつ迄も其商賣を大切と心得精出し可ㇾ申處、大方は身上よく成、所持の金銀多く出來候得ば、金廻しにて渡世し、前の商賣は手代にくれ、金廻し商賣にて、心樂みて暮すべしと心得る也、中々左樣の心易き事にて、渡世出來る事にては無ㇾ之、後には元手銀は扱置、他借迄打込、家を潰し申事皆々世上におほき事也、兎角まだるくと

も、元の仕出した商賣にて、利分にて內證の物入を濟し、所持の金銀は助けと存じ、一心に元の家職を勤め候得ば、冥加にても家は繁昌に相續致し可ㇾ申道理也、又時節柄にして商ふ手合などにて、其店を仕廻申候者も有ㇾ之。夫は其もの丶商ひにはまり不ㇾ申故、其職に不手合と心得べし、昔もみな〳〵金銀は出來申せし事にて無ㇾ之、世の中はむかしも今も替る事なく、金もうけは大體にてはならぬことと心得可ㇾ申候

三木權太夫

一 是は先祖より三代目にて、元播州より出しもの也、三木と申は播州の在名にて、居宅は下立賣室町東へ入町に住す、先祖は浪人ものにて、京に出て町人と成、黑田殿の家老栗山何某は緣者によりて、元は筑前屋と名乘、彼御家の用向相達候處、子細ありて黑田家を栗山立退申候、夫故三木も出入留り候得共、御別れの黑田甲斐守殿へは出入致し、仕送り致居處、其時分の沙汰には、貳三千貫目の身上と申唱へ候、然る處今の權太夫長州紙の藏元を致し、長州の町人松坂屋又右衞門と申者相仕に成勤申故、取引の金銀加判等致し申候所、この又衞門不屆の者にて、長州の銀子までも大分引負致し、終に御國へ召よせられ、又右衞門幷手代までも御仕置になり、京都の居宅財寶等は借方の分散になりて仕廻ふ、其節權太夫加判の分年賦に斷を立、右の始末にて權太夫身上半潰れ成申候、其上黑田甲斐守殿仕送りにて身上なく致し、借金夥敷有ㇾ之故、道具迄も賣候て逼塞致し申候

玉屋忠兵衛

一後好意といふ、室町通中立賣下ル町に居住す、親好叔と申ものは殊の外商人心の者也、凡五十年以前は京壹番の大名貸にて、元は両替善五郎に加はり、諸大名方へ銀を出し居申候處、其後自分貸にて仕送り致候、前方古手形共の銀主不手廻しにて動き不レ申候を、少の銀子にて買取、先々御屋舗へ相戻し、借なしをし、夫より元銀共に動き、彌有德に成し由承り傳へ候、二代目好意殊の外成不行跡ものにて、野郎傾城狂ひに大分金銀なくし、親のしらざる惡性銀夥敷借り受、扨好叔果てより不埒ものにて、其上越前御屋舗、并戸田釆女頭殿、松平大和守殿、細川釆女頭殿へも大分取替相滯、三十四五年以前迄は壹萬貫目も大名かし致し候由沙汰致し申候、玉屋がいまは道具も賣なくし、居宅は質物に入、必至と潰れ申候、誠に後のかゞみと致事に候、好叔は元來銀儲け一筋の心故、曾て外の事は不レ知者にて、好意が內證の借金などは不レ存故、元祖自分の身體の帳面を好意に見せ候所、彼大名借し帳面夥敷銀高ゆへ、壹ヶ年には利足何程とつもりて見れば、餘程の利分入候算用故、いよ／＼行跡もあしく成候由承り申候、善五郎篇に記す通、正銀にてあらざるを心得違ひ致すと存ずれば、大名かし致すもの、はじめは少し宛取替致候節は、掛りものも雜用も無レ之、又少しは滯りても元銀の少々取替故、さのみ身上の難儀にもならず、然るにすこしにては何の味も無レ之とて、本紙元仕送り方など勝手に致し候故、終に後には本紙送りにかゝり、手を廣げ申候、尤も直出し故利足の月入れ、未代の請込、旁

勝手は相見へ申候得共、又屋舗を勤候故、振廻の附届のと物入多成り、日見なと致候得ば、家老役人など内證さし込、殿様御直々に無ㇾ據御用金御頼みに、引に引れぬ石車、仕廻の果は他借迄致し差出やうになり行、終にはつぶれ申候、是を譬へば、博奕の場にて素人の數寄小附いたし、夫より甘味を覺え、後は胴取になり、終に身上を打込申と同事也、是は大概大名がし仕迯りと因縁同じと可ㇾ心得也

上澄屋治兵衛

一 室町通佛光寺下ル町に住す、元蒔繪の上澄商賣にて、先祖は輕きものに候處、諸事つましく致し、段々立身し、四五十年以前は善五郎辻なんどに加はり、大名貸凡四五千貫目の身上を沙汰致し候、然るに皆々相滯り、三四十年以前に二代目にて身上潰れ申候、去ながら外よりは借銀も無ㇾ之故、今三代目元の上澄商賣致居申候

百足屋久左衛門

一 親の代は室町御池の町西側に住居す、四十四五年以前より西洞院御池西へ入ル町へ引越申候、其節久左衛門が身上千四五貫目の分限と沙汰致し申候、尤少々ヅヽ屋舗方へ銀子を出し候得共、大方は町人かし、又は兩替などへ手廣く銀子を出し、自分内證は隨分こまやかに、物入なきやうに暮し候得ども、元來高利を好み候故、終に先々滯り、三十四五年以前につぶれ申候、今其跡とても無ㇾ之、弟の仁左衛門が跡室町御池町に兩替屋致し居申候、抑碁を打にも、勝ん心かけずに、負ぬ樣にと心得打べ

しとは、其道の師のをしへ也、兵書にも夫軍は可レ勝とのみ不レ思、其人數のそこねぬ樣にするをむねとすとあり、商業も損せぬ樣に手前をかたくし、扱貨元をとく〳〵吟味し、構成先を心掛るを第一とす、この久左衞門只利徳をのみ先々と心掛て、尻の考を不レ致者なり、世の人くせと申は、先徳を先へあげて、失を跡にはかるもの也、大能無欲といふ事是ぞとおもふべし

花房一堂（一本作黨）

一　室町通蛸藥師に丸屋とて、一家同町に五六軒有レ之、名字を花房といふ、御旗本にも同姓一家も有候て、何れも大名がし致し、外に商賣とてもなき故段々相滯、三十四五年以前に潰れ申候て、只今は壹軒も無レ之成果申候

田邊屋平三郎（一本作十）

一　四條通に住す、元五六十年以前までは江戸通致し道具屋にて、時節よく立身いたし、廿四五年先までは三四千貫目大名がし致し、四條通にては一番身體と沙汰致し申候、二代目の平三郎に成、段々取替も滯り、身上さし支ひ、貳拾年以前に潰れ申候て、今は逼塞致し居申候

藤屋市兵衞

一　室町通御池の町に住す、元祖市兵衞同所藤屋清兵衞と申もの、手代にて、宿入致し候節主人より銀五百目元手銀をもらひ、長崎へかよひ商賣いたす、極て商ひごゝろ有者故、段々立身身上よく成、

一生に貳千貫目の分限を成申候、尤元手銀五百目にては長崎商致し難き故、其節袋屋へ手よりを以て銀百貫目借受、夫を元立にて商賣致す、袋屋も市兵衛がよき商人に成べき器量あるを察し、大分の金子を小身ものへ取替、商ひ致し申候、其身持質朴なる者にて、此市兵衛が始末咄し、諸人の能知る所也、永代藏といふ書を著す、扨世上に長崎にて唐物入札致者、はる〳〵の海上を經て下る事にて、其內商賣人立並び札を入申に付、其者の札落ざる時は外聞旁を思ひ、自然と買氣に成、思ひ入よりは直段も相增買取申事大方如ㇾ斯、夫故大根右の拍子にて買申物故、上方へ爲ㇾ登ても間々損を致す、然るに此市兵衛ある時長崎に下りけるに、其年の入札の樣子考、中々拍子に乘り高直の位を見て、是にては賣物に不ㇾ成と存じ入札不ㇾ致、其節穀物相場下直に有ㇾ之、唐物は不ㇾ買、九州にて穀物を買とり、件の穀物を大坂にて賣拂、大分の利を得候由、是商人はまり時見て、變に應ずるの働き、尤可ㇾ感事也、元祖市兵衛は五十四五年以前に果、二代目市兵衛も手代を長崎へ遣はし商賣致し、外に慥に町貸などを致し、代呂物を藏に積置、利無ㇾ之時はいつまでも貯ひし故、古き渡りの代呂物ども多く、所持いたしがたき大金の物も買取貯ひ置ける、三代目市兵衛に成て、其身不行跡に奢物故、身上物入多く成、先祖の如く丈夫に代呂物貯置ては、中々金廻りまだるく存、其上年中入拂算用あはぬ樣に、內證物入おほく成にまかせ、ふと大名貸にかゝり、引に引かれず足をくゝられ、後は他借まで致し、夫も滯り、十四五年前に必至と潰れ申候、此大名がしも緣なきはしはわたられずとやらにて、此三代目市

兵衛見方の浦井七郎兵衛大名がし故、折節彼方にて大名の留守居役人などゝ出合、夫に引込れ、又浦井もおのが元手は貸とられ、市兵衛が加はり候得ば、やしきの聞へもよく、返銀の働きにも相成ゆへ、いよ／＼市兵衛を引込、終に兩家とも取込れ潰れ申候、先祖は如レ此家を起し、身をつましく致し、根を丈夫に家業を立置候處、身の奢りより元祖の掟をわすれ、根元を捨て大名がし致し申事、元祖市兵衛は商人のかゞみ、三代目市兵衛は子孫のあしき手本と心得べし

津久井太郎左衛門

一　東洞院三條下ル町に住す、先祖の太郎左衛門は勢州白子より出て、江戸本町四丁目に小間物店出し、夫より段々仕出し、凡貳千貫目程の身上と承り申候、彼者貳三間間口家より一代に大き成身上に成る位の者故、内證のこまやか成事、藤屋の元祖市兵衛よりは勝るとも劣らぬ者也、如レ此立身して四十年前に相果申候、二代目太郎左衛門迄は無二別條一家相續致來候處、三代目太郎左衛門家業を不レ勤候故、江戸店も段々掛銀出來、不商に成、三州の質屋店も有レ之處損分出來、皆々相仕廻潰れ申候、尤よき業なれども、其主家業を精出さぬ故、店も次第にあしく成、終には潰れ申候

播磨屋長右衛門

一　二條新町西へ入町藥種商賣にて、京壹番の藥屋と沙汰致し申候、然るに二代目長右衛門若年より花麗に暮し、和歌蹴鞠を好み、家業をわすれ、其外品々の奢りにて身上なく致し、後は山師にかゝ

り、和州金峰山の金山を願ひ、終に身上不如意になり、十七八ヶ年に潰れ申候、惣て何商賣も同じ事にて、とは乍ㇾ申別て藥種などは一しほ相場ものにて、商考あしき時は、代呂物にて大分の下りを喰ひ、思はぬ損亡す、渡船少き時は、きのふまで少しの價の物も、今にて十倍になるはこの商ひぞかし、然るに不斷歌鞠遊行に日を暮し居ては、何程の身上なりともなどか續き可ㇾ申や、只かせぎに追付貧乏なしとて、其身の拵次第なり、此者の人參も甘草のあまみもなくなりたり、凡て一藝ありといはるゝ者は、大方身體を持崩すもの也、又親は隨分無藝にして、人出會にも片事計を申、不骨物といはれ、其子は親に似ず立居振舞よく、壹言いはせてもさつぱりと申なし、しかも諸藝を恥かゝぬほど覺て、人には親に似ぬ子といはれても、肝心の商賣にうとく、次第に衰行事世上の習ひ也、是は外の事に氣を奪はれ、其業うとく成、親は無二他事一かせぎに氣を入居申ゆへ、人出會にも、笑れても、一物の業よく次第に身上經上り、自後は下座にも置れず、片事いふても人の用ゆる樣に成事、是只心の置樣也、千里の道も一歩より起る、始よりの心向祉肝要也、只はじめをよく〳〵思案して、戒め愼べき事也、所謂萬能一心といふは是ぞとしるべし、多く若もの共のあしくなるは、諸藝を習ふ序に友達出來、夫より身持あしく成事先通例也、適々心附て身を改めんと思ひども、友達のあしきに引れ、終に一生の大事を失ふもの也、人の善事は見習ず、あしき事は覺ゆる、若きものゝ習ひ也、凡我に應ぜざる身上よろしきもの、又行跡宜しからざるもの、下品の者、奢りの者、其程々の人柄を見合、よく付合

者は善き友達とまもふべし、人は善惡の友によるといふ事を、しばらくも忘れぬ樣に心掛べき者也

薩摩屋新兵衛

一　後素朴といふ、親を道甫といふ、其時分は二三千貫目の身體と申候、道甫素朴が廿四五歲の頃相果申候、夫より殊の外行跡あしく成り、女色に耽り金銀を費し、法體して小川通中立賣下ル町に引込、茶道を業として身の遊樂を專らと振舞けるが、終に盲と成て、四十三四歲にして相果たり、夫故に身上も段々衰ひ、所持の道具抔も質物に置流し、大名方の取替は不レ戻、身上潰れ申候、今弟宇兵衛素朴が名跡を繼といへども、是もおとらぬ不行跡者也、然れども二代共に沙汰に及位の不行跡者故、金銀を人々取替不レ申故、急に催促致す借金もなく、不行跡ながらも暮し行申候

此薩摩屋惣領家は、室町中立賣上ル町薩摩屋祐仁也、薩州むかしは借銀の御斷も有レ之處、五六十年以前は御內證もよく候や御斷も無レ之故、祐仁方は前々より此屋舖へ御用達相勤、銀子も出し置候間、無事に致し勤居申候、錢屋丁喜是も同じく御用達にて、勝手よく暮し居申候、右祐仁丁喜共に外々の大名方へ取替候銀子は皆近年滯りける、薩州一方にて渡世致し居申候

家原自元

一　親は自仙といふ、所は西洞院竹屋町上ル所に住す、自仙代より細川家は大分取替滯候得共、猶相續致居候處、四ッ寶新銀立替の節、又貳三百貫目程相滯、其上金借旁借方には年賦を斷申立、扨自元

肥後へ下り、段々御救を願候處、大守公は元來茶を御好被レ成候、一しほ自元へは御目をかけられ被レ下候間、先は願之通に相調ひ、古借の內へ新銀七十五貫目ヅヽ、五年の間渡しの積りにて、一兩年も右の如く相渡來候處、自元之相果し其前年の暮より、はや約束の通に相渡り不レ申、殊に立花飛驒守殿へ取替、前々より滯り居候處、自元起し出し、大坂町人共と相仕と成、仕送りを致處、初年は極めの如く渡りけるに、翌春ははや江戶屋舖不時の物入多く打續き、引に引れず、纔五年の內に四五百貫目滯り、身上差支申候、夫故居宅賣拂ひ逼塞致し、尙又今の次郎兵衞肥後へ下り段々願候得共、御國も凶年の折柄故、はか〴〵しく渡し方無レ之、漸く救ひ銀の內渡りを請取居申候、大方大名がしの筋はおなじ事とはいひながら、其內わけて細川家は前々より不埒成御家柄にて、度々町人の借金斷り有レ之、此節玉屋家原皆々此屋敷へ大分の滯故潰れ申候、初年は手堅き引合にて、約束の如く渡り候得共、皆々跡は不埒成事に相成申候、あながち細川家にも限り不レ申、大名方は年賦斷通例と可レ存候

大黑屋九右衞門（一本作左）

一　一名は富山と申候、祖父は淨圓と云、勢州伊澤の人也、江戶本町壹丁目吳服店有レ之、凡七八百貫目の身上也、然るに三代目九右衞門、弁弟助右衞門、伯父六郎右衞門など若氣の者共打寄、跡はなしの大掛りを仕出し、吳服物の直段を引下げ賣出し申故、一花店も賑ひ申故、貳丁目に屋しきを求め大普請を致し、滅多無上に賣を勝手と心得、算用なしの商ひ也、夫故に表は商ひ賑ふ様に相見へ候得

共、元小體成身㝡知レ此取廣げ候故、京にて大分の借金を請込、利足の高下不レ構、時の間さへ合ば割を幸ひと、大取引の下り坂にて、借金は段々と次第にかさみ、商ひさへあれば算用合ふと心得、江戸にては京の內證ひどき事はしらず、新參の寄合手代の血氣成に、〆くゝりなしの商ひ無上に賣出し、跡なしの注文、江戸にても京にても、暗打のめつた商ひ、如レ斯七八年も取廣げて、兎角勘定なしの㝡商賣、五六千貫目借金を請込、九左衞門は御裁判を請江戸に下り、御代官方の上納金共を請込候故、久敷手錠に成り、他人は言ふに不レ及、在所の一家知音の銀子まで取込て、果は九左衞門、六郞右衞門も店處もなく成果、詮方なく出家致し、今は跡形もなく成申候、彼者の一家大坂にて大和屋といふ者、大黑屋が店を仕廻ふて、今江戸本町貳丁目に吳服商賣致し居申候、此大黑屋が潰れば、大名がしの如く損金の證文もなく、又商にて掛先の在所も無レ之、只見せ賣の法界をきちらし、京にては借銀利足に出し果、畢竟銀肝煎にて細野が立身とは成たる也、世俗にいふきいたか[illegible]の拍子にて、後は思風に帆をあげて、どこへ行やら其身もしらず、血氣にまかせ京にても藥師町に大家を求め、主人は奢り、家內は元來寄合、初發より仕廻まで算用なしのめつた商ひ、馬鹿潰れとはこの大黑屋が事也

片木勘兵衞

一所は大宮糸屋町樋の口なり、糸商賣にては一番の商人、西陣の長者殿とて、末々の手代まで㊤のうれんを、昔の和田の一門は九十三騎、こゝ片木の類葉は百餘軒をならべて糸商賣なるに、內證

はいざしらず、繁昌なりし片木なるに、其身の奢りより身體も薄くなりて、この貳十年以前両替店を出し、代官方の御年貢銀を請込、大名がしを致し、辻次郎右衛門にも貳三百貫目引込れ、其上小笠原佐渡守殿へ銀子御用達、夫より御領分の銀山にかゝり、終に身上潰れ申候、數代西陣の名代者、殊に身上とても片木のやうに覺へ候處、麻からの力もなく、頻葉の㊤文字さへ今は見るかげもなく思はれ、昔にかはる糸屋町、御前代の江戸御用の商ひに、糸屋町にあまりて横町まで並居たる商人、今は漸く明店借成、所柄なれば外の商人は住れず、たま〳〵店を借者あれば、糸屋者といはれなんとて、其上近年は諸屋敷共に直段の御吟味多く、江戸買には其筋の商賣店にて入札落に被仰付候故、呉服屋方も困窮、果は糸屋町に響き、又店方も持出しの商ひに手代共の引込、商の有うちはせんくりに主人の勘定をおよぎこし候得共、最早近年の不商にては其手も遣はれず、跡が明き申故、手代の引負今はあらはれて、身上仕舞申者多く成行、件の如く糸屋町も漸くさびしく成果申候

町人考見錄 亨之卷 終

町人考見錄　利之卷

家城太郎次郎

一　江戶店は本町貳丁目、京仕入店は室町御池の町、兩替店は名代重（一本作十）郎兵衞新町姉小路上ル町、大坂兩替店は今橋筋也、生國勢州伊澤に住す、尤江戶店も伊豆藏富山家城とて本町にて名代の大店、文昭院樣御代甲府御殿よりの御出入故、御召呉服御用まで被二仰付一、則同苗長右衞門勤レ之、江戶店の地を拜借致し、其裏の會所地まで預り、手廣く商ひ致し候得ども、元身上さのみ名代ほどには無レ之、他貸又は御代官方の御年貢を預り、兩替店の商ひ、又呉服店の用を調ひ來り申候、江戶店にても元如レ此の元立故、利倍を好み、賣物は並々より高直に賣出し、諸屋敷方へ通帳を多く出しおき、右の使勞にて店も細簡に御人入も賑やか見へ候得ども、右の仕方故通先の掛も多く出來致し、夫故通商も近年は引申候、現銀の見せ賣心掛、この三四年片店へ小間物を出し、夫を中立にて呉服店の賑やかに成る樣に工夫致し、札を配り店を拵りて商賣致候處、當代は御代官方御年貢の納め藏敷御取立ゆゑ、中々孕には相成不レ申、却而請込も段々取立に差候て工夫も違ひ、段々工面もあしくなりて、世上にては是を存じ、油斷不レ致取引心得申候に付、終にさし支ひ、京にては借金貫掛四五百貫目有レ之を、漸く年賦にて斷を

立、まづは相續致居申候得ども、江戸にては其節問屋方の買がゝり、其外請込も有レ之候得ども、近世は彼御地にて左樣の御取立も無レ之故、先方も無二是非一內證にてしづまり申候由、京店は新町の兩替店へ壹所につぼみ、江戸にて商ひは致し候得共、京にて件の買掛り、其筋の商人職人よりあてがい物を請取て江戸へ下し、世上劔の刄を渡る樣の世渡を致し、始終の商ひ次第につまり候樣相見へ申候、昔より商人の一旦斷を申立て、貳度立身致したる店なしとは、右の道理と可レ存候、其上內證のかわきより、近年兩替店にて小判相場にかゝり、大坂にて米の持はた致し損銀出來、又御納戸御用承り、屋敷拜領、預り地をいたし、外聞はよく候得共、是もたゞはならず、取入方へ大分の金銀を遣ひ、大方求候よりは多く卷ちらし、其景氣より本町の眞中に大門を建て、物入夥敷、果は算用不レ合、終に借金買掛り斷申出し候

中川淸三郎

一 生國勢州松坂にて、京兩替店は新町三條下ル町、江戸兩替店は本兩替町、米店は伊勢町、大坂兩替店は會所町也、江戸にて町屋敷拾ヶ所ばかりも有レ之、御爲レ替御用も相勤む、親常故、叔父常印より仕出し、慥成身上にて、親叔父とも貳十ヶ年已前相果、惣領淸三郎、弟孫三郎家相續致來候處、いかゞ思ひけん、佛道にふかく入、其身共に出家致し、剩ひ妻娘までも尼に致し、兒を常有弟を常立と名乘、常有は新町の居宅を退き、聖護院御門前へ引込、佛殿家作庭廻り結構に取繕ひ、樂隱居の遁世

ものとなり、常立は松坂の居宅を離れて、是も庵室を儲け、彼室へ引籠り、兩人とも家業は手代まかせに致し、子供は未だ十三四歳のものなりしが、如ㇾ此取廣げし身體、誰が主となりてするといふ事にもしまりなしの仕方故、自分家内の備ひも失ひ、手代どもの身持もあしく、段々引負を仕出し、濡の件の如くなるもの、末は治らぬのためし、天道自然の道理にて、終に京にて三四百貫目の借銀請込、身體潰れ、借方へは斷を申出し、當分はまかなひ致置候ても、始終の相續見えがたし、是偏に先祖の冥加を忘れ、畢竟は心儘の振廻故、終には罰の至る所也、常有夫婦は四年以前果候、常立も伊勢の庵に引籠居候得共、身上差支候故、又々京へ登り、武度身體の世話にかゝり、剰ひ米會所の賣米口錢請取の商ひ致し、再び清三郎と名乘是を勤む、嗚呼佛道に入りて遁世ものならば、家を捨て遠き山の奥にもかくれて、法心修行可ㇾ致に、庵室佛殿の莊嚴を飾り、草花木石を翫び、安樂を好むは、心の奢り何事ぞや、夫誠の法心者にはあらず、奢り出て生涯樂をこのむといふもの也、往昔梁武帝佛道に入りて、終に敵勢都に入るといへども、文武の官人馬にのる事をしらず、歩行に遁走り悉く討れ、武帝は內裡を閉れ、自食を斷て死す、秦の始皇帝は阿房宮を建て、武帝の寺を建立する事も、品はかはるといへども心持はおなじ事也、故に武帝に達磨大師是を無功德と答ひ給ふ、忝くも大聖世尊正宮の尊きをさりて、だんどくの深山に御身を捨る、然るを佛道に入ると名付て生涯の樂とす、これ翫ぶにあらずや只本心實あらば、祈らずとても神や守らむの御誓ひ、よく〳〵おもひはかるべきもの也

（異本以下一段ナシ）早（マヽ）夫讀二此書一而甚善也、然末二色禁一、故爰記、普世人之備二一覽一、古昔三國之世、在二曹操云人一、爲二大名一、近邦出馬、同大名戰勝、爲レ得二此城一時、此大名之後家、至爲二美人一、操爲レ是酒呑、已爲二敗北一、謀臣亡二勇士一、而元來知者也、而于二三軍一爲二下知一曰、酒勿レ呑、酒亂二本心一、于レ時大儒孔子之末孔融云人、聞レ之謂、于レ天酒星在、地有二酒泉郡一、禁レ酒何於二婚姻一不レ禁哉、又或孔融語云、大好色自レ酒發、酒不レ呑好レ色者雖レ有、多爲レ酒迷、呑レ酒狂レ心、有レ色台（マヽ）レ心、有レ行二非道一、奢レ心谷得二天下一、失レ身亡二家國一、事自レ是無（カ）レ甚乎

愚謂、書曰、惡衣惡食羞者與議不レ足云、夫儒者舍レ身、神佛尤雖レ善也、佛法者人之迷也、其故此書可レ見、然實佛法歸依成不レ如レ斯、是則奢也、然是佛僧罪也、元爲レ酒、酒生二奢色一、奢色生二非道一、非道人之惡也、千人受惡滅亡、得二天下一、此書佛法如レ好者、自レ奢雖レ生、是好二佛前一乎者、然時佛法者則迷法、其漸々所レ生、則猶以二奥書一可レ見焉

平清盛公奢極好レ色、終惡得二天下一、一家滅亡至、清盛公元直、而舍二富貴一、而心大奢、未レ足而戀色又生者、自レ是非道無理、而惡受二天下一、其身及レ沒、一門忽亡

右之以章、爲二酒色之一家亡、本所レ以レ知、夫此不レ可レ不レ愼乎

右者不レ奇二文字一矣、而記レ是者也

水鏡生語

門弟子　水性居士書（花押）

日野屋長左衞門

一　所は問の町二條下ル町、親の代より數十年關東問屋にて、凡問屋商賣、此商にては壹貳番の商高致來候所、長左衞門七八歲の頃親にわかれ、幼年より旦那にて商賣相續致し來候、然るに長左衞門其身すこし小器量も有者故、手代九兵衞が仕方を疑ひ、十七八歲自分勘定を請取金銀の取引自分に致來候故、若氣の至り段々身持あしくなり、人にすゝめられ、大小名へ金銀の取替、又は押小路邊道具屋と出會、日利講道具會に立まじり、吹そやされて當世道具を買求め、自分はさまで好まねど茶湯をいたし、終に問屋の身持を忘れ、心有手代異見を加ゆるといへども是を不ㇾ用、其後追々身上差支候て又々催促を請、詮方なく終に相續なりがたく、讓の相談致し、家問屋株も人手に渡し、幼年の子供を引連て逼塞致しける、是は畢竟長左衞門自分として金銀勘定引取致しけるゆへ、自然と自由に成、夫より如ㇾ此成行申候、扨求置候道具共、盜人に見せても五六拾貫目には慥にいたし可ㇾ申と思ふ處に、賣拂候得ば漸く貳拾貫目計に相成申候、始に銀を出す時は百五十貫目餘の道具の由、拍子に乘せられ求候故件の如し、能々若き人の心得可ㇾ有事也

柴田宮内

一　堺町二條下ル町也、養父は下玄と云浪人にて、貯も有レ之候得ども、中々壹錢目もすかしは致さず、金銀の入替を致し、其分合にて渡世を致す、夫故隨分內證つましく、慥成浪人也、娘壹人もてり、其頃水野美作守殿御家滅びて、家老水野玄蕃京都へ引越してありしが、親果て其子貳人あり、兄を平六、弟を左仲といふ、若き者共故終に身持あしく成りて遊所へはまり、段々所持の金銀を遣ひ果す、然るにいかゞの譯歟、弟左仲を下玄養子に致し、名を宮內と改め、娘にめあはせける、件のつましき內證故、夫婦共に不自由に存、今の北脇市兵衞がきやうといふ時分故、彼者を賴み、世にいふ死一倍とやらん惡性銀をかり受、當分金の出ぬ事故に、元來愚なる宮內、きやうが申にまかせ、證文共を致し遣はし、年來右の如くにて內證仕送りいたし來候、然る處親下玄果て、拔拜借銀の勘定に利倍をかけ、市兵衞算用仕立、證文を以て銀子請取申故、所持の金銀も多くは市兵衞にとられて、夫より夫婦中もあしく成、宮內は離緣して立退き、兄の平六ははやそれより先に身上なくなり、關東に趣く、兄弟共に後に聞けば淺間しく成果候由、是北脇が身上はじけめ也、しかし左樣の事にて仕出候身上故、其頃はきやうもあじをやりて、よい衆顏を致し候處、かゝる市兵衞さへ身體限の有銀越前へかしとられぬ、是は柴田の如き名高き身體にはあらねど、內證がしにて家を失ひしを、こゝに爲二心得一にしるし置也

（以下一本ニナシ）註曰、其後此市兵衞盜人に住宅を建もらひ候、今に衣棚二條上ル西がわ三げんめに流破に構有レ之候

菱屋重右衛門（一本作十）

一御池の町にて卷物商ひ致し、三四十年以前親の代には二千貫目の身體と申候、今の重右衛門若年より家督を續き外へ別居し、其身氣隨の不行跡ものにて、殊更母親へ不孝のものにて、あくまで我儘に振廻ふ、元來大名がしなどは致さず、慥成身上には候得ども、件の人物故終に身上潰れける、是天理のなす處也、いかなる慥成身上にても、行跡あしき時は忽ち家をうしなふ、爰に一ッの物語あり、西國方の輕き家中、同心格の人に多く金銀を貯ひ、御家中百姓町方へも取替いたしけるを、御領主かかる輕き人の大分の金銀を所持致す事御不審に思召し、又は外よりのそねみにて申上候やらん、終に御吟味に成て牢舍いたしける、其時彼者役人にむかひ申樣、我身輕きものゝ多分の金銀貯ひ候を、御不審のだん一通は御尤に奉レ存候得ども、また自分兩度損致候故、貯高を減じ申候由答候間、その元來のよりの勘定おほせ付られける、はじめの少しの元手より段々四十年來の利をあげて勘定致候處、其内にて兩度の滯損有レ之故、是を減じ候得ども勘定詰見候得ば、夥敷銀高と成候故、始て御不審はれ、しかも實體の名を顯しける、又江府御旗本一二百石の御身上にて、しかも其身發明にうまき生れ付たれども、多分の貯ひ有レ之、或時同じ身上柄の人々御出會にて、皆々申候はいかゞ致候得ば御身分のやうに金子貯出來候や、何卒御傳受得申度と申候時、只金さへ御すき被レ成候得ば、いつにても出來申候と答候ゆへ、人々夫は誰も好かぬ者はなくと答候、其時かの人御尋には、然らば只今各の望程金銀を御持候は

ばいかゞ被レ成候哉、思ひ入を承り度と申時、夫々の了簡より申には、是程金を持たらば如何程は除置、餘分にて見苦しき家作を修覆し、又は借金を濟しなど、樣々被レ申ける、其時彼人皆々其心持故金は持れ不レ申候、誠にもたぬ先よりはや遣ふ分別也、某は家作をかまはず、衣服も不レ致、只金が好也と御申被レ成候由、誠に尤なる金言ぞかし、町人などは別て金銀なくては渡世ならず、夫さへ不得心にて、持は借置、有物さへなく致し申候、此一言よく／＼心得べし

吉野屋惣左衛門

一　押小路柳馬場東へ入町に住す、親は嘉右衛門、後宗吾といふ、實父にては無レ之、元來惣左衛門は宗吾が妻の兄弟なり、名跡となりて惣左衛門氣上もの故、二條向御代官方、又は長崎筋を相勤め、兩替商賣にて長崎會所の兩替を致し、身體は左のみ有德のものにては無レ之候得共、方々勤廻し候故、分限よりは世上にて能存じのもの也、長崎にて會所の用事を達し、天草御代官所の御年貢金を請込、長崎にて商人などへ爲レ替に渡し、又は入札の買物など致しける、然るに長崎會所にて賣德の上納銀を上方へ爲レ替名目に立、九州の御大名方へ借付、會所渡りに致來り候處、長崎表諸事御改に付、右の納孕み金も皆納致すやうに被二仰付一候處、如レ件大名方へかし置候故、早速取立相成不レ申、夫ゆゑ年賦に致し取立候得ども、初年はやう／＼相濟、跡は是もさし支ひ申候間、十年賦に相成候由、凡銀高八九千貫目の由、右の內二千貫目程細川殿、三千貫目程筑前黑田殿、九百貫目計柳川立花殿、其外九州の

大名方、又は御家中迄も取替置、年々せんぐりに致來候處、此銀高の內上納は二三萬兩程の儀、餘分は長崎會所の手廻しにて、彼地の町人寺の祠堂銀、後家隱居僧侶の銀迄請込出し置候所、右の如く滯年々長崎困窮の上、彌地下人のいたみとなり、吉野屋も多く會所へ金銀入置候故身上差支、京都にて斷を申上て、惣借高五百五十貫目、是を六ヶ年賦年一割利足に致し、則會所へ吉野屋より六百貫目銅代出し置候よし、右の銀子六年賦年一割の利足にて請取申候筈のよし、是を借方引當にいたし度、此外に九百貫目會所へ入置よし、是は利なし十ヶ年賦に請取申趣書付を以斷申間、借し方も得心致しける旨、身上先祖續致し、今年迄年賦無二相違一渡來候、然し九百貫目の銀子は、件の大名方へ會所より出し置候得ば、中々心當には不二相成一、然ば銅代の年賦は借方と一盃の身體有物は見え不レ申候、右此長崎會所の銀子は上納の事故、長崎御奉行より度々御催促有レ之候得ども、右の樣に不埒にて返濟無レ之、左候得ば大名方町人共の返金無レ之は尤とも可レ申歟、元來惣左衞門長崎の兩替より仕出し、また其筋より差支申候

銀座

一　三十年以來元祿御吹替の筋より、十二三年以前迄に五度吹改り、其時に吹賃申請候積りを大略考申に、中すみにて四五十萬貫目と立、此吹賃四分より六分迄被レ下、是を中分五分とみて二萬四五千貫目、是を五度合せ申時は十二萬貫目と成申候、然るに纔に十年計の內に、銀座中家財共に沽却し、末

末は大方今日も續がたく、或は下京邊にて淺間しき切手燈籠を細工致し、又は淨瑠璃を語り渡世いたし候ものゝ有ㇾ之、此節座中一軒も宜敷暮し致候ものも相見へ不ㇾ申、そも如何成事ぞ、世盛なる時は夜普請をいたし、家藏を建、見るをみまねに道具茶器を我も〳〵と求め、能囃子見物參詣には衣服をかざり、兩替町風とて一際人目にかゝる出立、妻子は乘物にのりちらし、腰もと召仕までそれぞれと風情ありて花々敷有樣、いつしか夫に引替、家藏もこぼちて賣拂ひ、旦那殿は無僕、奥さまは歩行して、道具は質物に置流し、又は圓山靈山にて入札にし、また家作はいまだ新らしき色も變らぬ、庭木はやう〳〵生長の時分、われも〳〵こぼち賣拂ふ、むかしより座中のありさま、有る時は一度に奢り、なくなると皆々如ㇾ此、畢竟元職人業にて、世にいふたゝきやめば喰やむとは此事なるべし、往昔延澤銀山盛りの時如ㇾ此と承り及候

但し朱座も大かた銀座にかはりたる風儀もなし、よりて身上皆々さし支申候

(一本此條ナシ)文化九年の頃金座も是に同じく、不埒有ㇾ之に依て、御仕置に相成申候

糸割符

一 是は小錢大錢あはせて十四五年も吹申候、元割符は、長崎にて京へ百丸の糸を元直段にて被ㇾ下、賣拂ひ、其餘分を以て仲間の雜用を引、跡をそれ〳〵配分致す事也、仲間は大勢、中に割符計にては、よき時にても、又格別の家督にても無ㇾ之ては不㆓立行㆒、就て錢座を請合に、錢の吹方殊の外手を拔仕方

を工夫して鑄けるが、其節は老分の年寄共にて、隨分仕方をよく諸事を勤め、吹所の入用も、内證物入も無ㇾ之工面致し、又新錢の拂方も、多くは京にて拂候得ば錢下り申故、西國廻り又は北國などへも船積して、先にて穀物に換ひ、又は調等致し、その代物に錢を渡し、その穀物は勝手よき所にて拂申候、如ㇾ此差繰致し、元來仲間は多人數故、それ〳〵役儀をあて、細かにいたし候故、小錢にて少し利分も有ㇾ之候處、然るに其節の年寄長崎屋忠七、若年寄稻垣對馬守殿へ御出入致し居けるが、大欲を思立、大錢吹出し申度と、運上も夥敷候樣願出候處、御拂底の時節柄故願の通被㆓仰付㆒候間、大錢を一ケ年吹出候所、是にて大分德用も在ㇾ之故、仲間はや上拍子になり、銀座のやうに奢り驕ぎ候處、翌春御代替り、大錢御停止被㆓仰出㆒、錢座忽必至と行盡、右の一件にて大分借錢をいたし吹元へ入候所、殘るものとては大錢計、それゆへ皆々困窮す、又近年長崎も諸事改る、よりて割符へはかゝり物なし、元直段にて被ㇾ下候を、銅の直違惣高へ掛り、彌割符配當も薄くなり、仲間差つまり候上、豫州銅山請合致居候處、彼山元入に先年より拜借有ㇾ之、段々返濟被㆓仰付㆒候得共、件の如く故可ㇾ致樣なく、銅山をも人へ渡し、年寄共居宅を明て逼塞致居申候得共、拜借は未だ皆納出來不ㇾ申、此末はいかゞ可㆓成行㆒か難ㇾ計、苦敷有樣に成果申候

呉服所共

一　御公儀呉服所、幷京都にて諸大名方の名代の呉服所用達共、何れも身上よろしきは無ㇾ之、段々困

窮致し申候、元來商人にかぎらず、呉服の元直段に歩附をとり、又御合力米御扶持方を申請、畢竟町人心を忘れて、武士の樣に心得、外へ出れば袴も着、子供は不斷其殿の御家來なんどゝ大用に見せかけ、子供の時より如レ此育ち候故、毛のはへぬ侍の眞似をして暮す故、銀はたまらず、借金買掛りは次第に出來、其上近來何方の御屋敷も御儉約の元〆、諸事を改め、呉服物も諸方の店々を聞合、下直なるを調ひ、數物の入用なれば、入札にて申付る樣になるまゝ、次第〱に御用はすくなく、今はむかしの由緒久しき出入のかんばん迄に、少々ヅヽの註文を受、御公家樣の御殿の樣に家は大きく、人はすくなし、上京の家々も鳥のねぐらの聲立て、庭木の影に春の日の昔しのぶの草生て、名計の家居とぞなりにける

兩替屋

一　兩替屋は百年以來、上品の身上は此記にしるす如く、中位の身上は其數をしらず、今の跡とて何程も相見へ不レ申候、別て兩替商賣は六ッかしきものと心得可レ申候、江戶大坂とて同斷、其子細は兩替といふものは、元金銀錢の直違少しの利分を以渡世商賣のものぞかし、然るにか少し元手出來ると、少しの店賣はまだるく、夫より大名商人へ借引致し、人の金銀の肝煎せんよりも、身上よく見請候得ば、安利にして持かけ預ける故、主人手代ども金銀をば自然と大切に不レ存、元の兩替筋を忘れ、大欲になりて分際不相應廣げちらし、少しのつまづきも元が無理から故、直に滅亡する也、亡るのはやき此

商ひ第一と心得べし、殊に近年はむかしと違ひ、相場喰違ひ多く、米同前に手先の思ひ入と成り、夫より手代共もあしく成、一旦思ひ入が當りて、少し得分あるといへども、終には其すじにて無くなる事、是當世の大博奕也、今京都に身體に此疵を負ぬ兩替屋は、四五軒ならでは無ㇾ之候、日野屋又右衛門同甚太郎、百足屋仁左衛門、手前兩替店也、能々此次第を考ひ工夫可ㇾ致事也、然るには今兩替の內家も榮ひ、工面よく致し參るもの大坂鴻池善右衛門、（親喜右衛門也）此親了信といふ、今の喜右衛門十五六歲にて家督を渡し、上町へ隱居す、喜右衛門隨分商人心なるもの、其上親了信へ孝行第一に致し、親も他人へ子の噂をする程の孝子也、喜右衛門廿歲ばかりの時親了信果たり、夫より四十年來家督相續、殊に家業よく勤め、伜の孝心の冥加を受候やらん、近年大名がし致候もの、將棊倒しに成行申處、此鴻池は上手に廻し、よくます／＼身上厚く相成候事、偏に若年より家業にはまり、身上を愼しみ、又孝行の惠みを得て富を得候事、是則天道眼前の道理也、能々心得申べきもの也

跋

一　右は京都をばかりいひ傳ひ、あらましこゝにしるす、其外大坂抔は、ましして買置の相場物には利を得、艱難の功を積まざる故、よきときは常と心得、有たけにくらしゆき、終に又損をし、あとかた

もなくなり行、又江戸も公儀の御普請、其外山事品々の請合にて仕合し、千里一はねの有徳を得るといへども、世話にいふ川だちは川にて果るのためし、博奕の金の如く、其筋にて終になく成事、人々知る所也、先祖は家業よく勤置て、畢竟子孫へ田野の畦筋の溝を附るが如く、子孫時々にみぞをさらひてよく水を通し、田畑の草をとり、耕に精出すに等し、商の掛引時節に隨ひ考を凝し、時を見變を思ふべし、夫商の掛引も時節に隨ひ考ひ思はざる時は、溝をさらはず、田畑の草をとらぬと同じ事にて、終に唐ぶりあしくなり、よき家督も失ふべし、必其職にもあらざる事にこゝろを費す事なかれ、町人の武士の眞似をし、神儒佛の道は尊きをしへなれど、それに深くはまる時は却て家を破る也、まして其外の遊藝をや、たゞ暫くも忘れざるものは家業也としるべし、爰に江戸に伏見屋四郎兵衛といふもの有り、其親材木屋にて時節よく仕合し、悴四郎兵衛代になり、殊の外氣かさなるものにて、甚だ花麗を好み、京へも折々登りて、二代目計の三井淨貞、其子三郎左衛門方へ四郎兵衛娘縁組すといへども、四郎兵衛跡を聞傳ひ、後々を考離縁せりとぞ、其後四郎兵衛長崎にて銀高五千貫目の代呂物替の事を願ひ、運上を差上願相調申候て長崎へ罷下り、二年計滯留し、彼地の下人又は寺社方へ大分の金銀を分とらせ、洛東眞如堂に稻荷社大師堂を建立し、幷に常念佛一字を建立せり、尤其身の榮耀人に目をおどろかす處に、長崎の町年寄高木彦右衛門より伏見屋の運上より相増し願出けるによりて、則伏見屋は召上られて、高木へおほせ付られ是を勤む、夫故四郎兵衛詮方なく成行、廿餘年を經て、果は喰物

もなく、餓死いたしける、扨高木彦右衛門右勤方、公用の御爲よく帯刀を願ひ、長崎の御扶を預り、威勢を振舞ける、然るに高木が悴彦八が子出生して、宮參の路次あしき折ふし、鍋島殿御家中何某殿の輕き侍通りかゝり、其方より彦右衛門が孫の供廻りに行當、土足の泥を蹴上たりしを、彦八が子の供廻り腹立、一先供より徬輩をかり催し、彼何某殿の屋舗に大勢參り、狼藉無禮して罷歸候、彦右衛門は此事をば夢にもしらずして居たりしが、扨翌日未明に高木方へ何某殿の家來大勢加勢とも百餘人の人數にて押懸、彼侍高木が亭へ入り、彼狼藉の中間共可レ出と申入けれども、とやかく隙とり出さゞりける内に、はや數十人切入けれ共、根が町人の事故、あるへは屋根越に逃退、又は塀を越て隣へはしり、高木悴彦八も立退ける、件の相手の侍壹人玄關にて腹を切、惣勢は引取ぬ、扨後日公儀の御沙汰として、彦八併親彦右衛門討れ候節立退候仕方不屆に付、高木家財は沒收、追放おほせ付られける、彦八は京に登りて大佛邊にかすかの住居してありけるよし、此高木元の町人ならば、ケ樣の儀も有まじきに、奢のこゝろより入ざる武士に成りて、其身纔の權威を以地下人輕しめ候故、家來の下人まで上を學ぶといふやらにて、纔の中間より事起り、高木が家滅亡す、又爰に大坂の町人に淀屋古庵といふもの、代々彼地に住し家名高く、則居所の前の橋を世に淀屋橋といふ、數十ケ所の家屋舗を持ち、有德なる者也、但古庵果て其子辰五郎幼年より家督を續ぎ、やう〳〵成長にしたがひ、京大坂の風俗はやわるごゝろ出來て、遊所通ひにはまり、夜を晝に遊樂す、古庵より附置候手代半七といふもの、折

折異見を加へ諫むるといへども中々用ひず、剰ひ半七居ては金銀思ふ儘にならぬ故、何卒彼者を追出し度、幸其頃大坂町御奉行松野河内守殿へ心易く出入致す浪人者を語らひ、松野殿へ賄賂と號し、浪人は色々金銀重寶を掠取、半七を追出す惡だくみ致しける、時なるかな、天に口なし、人をしていはしむの金言、誰いふとなく河内守殿の耳に入りぬ、河内守殿聞召、後年世人のみせしめのためにとて、辰五郎は家財闕所おほせ付られ、浪人は御仕置被仰付、代々名高き淀屋の家こゝにおいて滅亡しぬ、辰五郎は大分の家財を失ふといへども、古庵が代に名前をかひ、山城國八幡の邊に田地をおほく調置し故、其後は八幡に住し、百姓侍となる、あはれむべし、半七は比干心をつかれ、伍子胥が眼をくじる如く、忠言むなしく、其人にあらざればつかふべからずの古語尙いちじるし、辰五郎其身の奢より忠臣を疎み毒を喰はゞ皿ねぶれとやらんいふ譬ひの如く、如斯成行申候、又江戸小船町に石川六兵衞といふ町人、元は問屋商賣より仕出し、其妻女殊の外奢りものにて美麗を盡す、終に天網にかゝる、武君常憲院殿御代はじめて上野へ被爲成候御道筋、彼六兵衞が妻召仕までさま〳〵に出立拜し奉る時、武君大名高家の妻ならんと思召、忝も御近侍に御尋させられ候所、彼ものゝ妻と被爲聞、還御の後六兵衞夫婦町奉行所へ召出され、分限にも過たる奢者、上を恐ざるの條不屆に爲思召、家財御取上、重き御仕置にも被仰付候筈の處、御慈悲を以て江戸追放となる、嗚呼所謂女鳥の時を作れば、其家かならず祟あり、妻女の夫を蔑にして奢るは、其家平日の備による事也、これ女鳥の時を作るに

同じ、これ必ず家滅ぶといふ金言是なる哉、中昔江府に三文字屋常貞といふて、元は切付屋より仕出し、其身極めてしわきものにて、未明に起出て通り町往來に捨てある馬の沓わらんずを己の杖にてかきあつめ、下部に取入させて、すさに切て家用にす、右位の始末故有德の名高く、然るに親道貞死後、惣領與左衛門二男久左衛門、三男與惣左衛門遊樂にはまり、段々所持の金銀を遣ひ、手薄に成るに隨ひ、はじめて夢覺め、日暮て道を急ぐのたとひにて、色々の請負事にかゝり、或は相州の干鰯濟の獵師を請込、何れ兄弟元しらざる事故損をし、其後松平加賀守殿御守殿御普請にかゝり、御普請過て、右入方凡御屋舖にて積らせ被ㇾ成二御覽一候處、過分の入用高故に不首尾に成、其内の金子幾ならでは渡らず、殘りは年賦となり、其さへ不ㇾ渡、終に身體滅亡す、後に二男又左衛門は本庄にあさましき燒豆腐を商ひ渡世す、其頃江戶に名高き町人磯田、井口、石堀、樋口、伏見屋一統、藏田、紀伊國屋、何れも身上潰れ、其跡有ても無が如し、元來町人の身上は、極る祿も無きものなれば、時の仕合を得て有德になり、其子供何程の富を受續といへども、元親の働きより世上の通用金銀暫時預るに同じ、則預り人守りあしき時は忽離散す、近世年若きものゝ、親果てより病氣と申立引籠り、隱居のやうにいたし居、おのづから隙に任せて行跡あしく成、世間體外樣をしらずして人に義理を失ひ我儘をふるまひ、其家の衰微をはじむるもの也、是等は人道にあらず、夫鳥類畜類さへに劣る也、人間はいふに及ばず、天地の間に生有ものは、皆々其業を勤めて食を求むる事、天性自然の道理也、然るに老朽もせぬ若

き身のかゝる振舞は、天命を知らざる也、夫沙門は年來勤行して、年老て大寺の住持となりて、其法儀を来に傳ふるを要とす、況俗家に生れて物樂しみをはやく好むは、苦を好むに同じ、誰もみな家を富し、眷屬をよく撫育して、長命を得て、天然にまかせ臨終を得ば、是則即身成佛ともいはむ、又若き時樂を好み、老て家衰へ、こゝろ泰ならずして終りなば、忽無間地獄ならずや、長壽と富とは好まぬものなし、病苦と貧苦とは誰も嫌ふもの也、よく心を保つ事は堅し、一心の置所より種々に變化す、是職と家とを大切に不ㇾ思故也、商人は賢者に成ては家衰ふ、天下を治るに王道覇道有、王者は戰を好まず、我爲をせずして、只天下の爲人の爲をす、是王道也、覇者は仁義を表にかりて、家の爲身の爲にす、是覇道也、昔より名聞を好む者は覇道としるべし、一日も仁義を離れては人にあらず、然りとて算用なしに慈悲を施す、愚かや、仁義を守り軍師の士卒を遣ふが如く、商ひに利ある樣に心得べし、尚後々町人の盛衰あらば、此記にかきつゞけて後世子孫の心得となすべきもの也

一　此書は中西宗助より予に語りて、古今先祖親々の功業によりて、同名一致に家業をつとめ、先は時節を得、商ひに不足なしといへども、町人の盛衰は其主人の守りにあり、依て昔より町人の家を失ふ趣を親に尋ねてしるし置、家門の輩へも見せ度旨をすゝむ、故に此事を親に告ぐ、時に老父七十年來見及び聞及ぶまゝを書しるし予に與ふ、しばらく序跋を加へて文義をかざらず、是をとゞむるもの也

高房印

町人考見録利之卷終

町人考見錄 貞之卷

辰巳屋一件

一 爰に攝州大坂西横堀に、辰巳屋久左衞門といふ炭問屋あり、其元はさまで人々の知る程の者にても無レ之所、前々久左衞門は大もと木津屋吉兵衞と申同商賣問屋の四男にて有レ之候を、辰巳屋へ養子に參り、後剃髪して休貞といふ、則享保十六年六月二日死す、此休貞天性質朴なる者にて、未明に起出て表に落たる紙屑を拾ひ、草履草鞋を取集め、家内は勿論、中戸口に入物を置て紙屑を撰び出し、草履草鞋は家用の壁のすさとし、紙はすかしなんど樣々身を勤めて、休貞一代に大坂中にしられ候分限と成、世上にては渡邊の穢多の金を請込廻して、次第〳〵に如レ此仕出し申候樣專ら取沙汰致し候、何樣休貞辰巳屋へ養子に參候年數凡五十年にも相成可レ申歟、其節まで河内屋宗圓方に手代の樣に致居申候由、辰巳屋へ參候砌も、持參少々計の銀子を持、養子に參候など申事に候、河内屋宗圓は休貞姉聟にて、今の平野町壹丁目河内屋太郎右衞門が家是也、次の久左衞門は休貞惣領にて、二男三男女子壹人以上四人の兄弟也、貳男は木津屋吉兵衞養子と成、木津屋吉兵衞と名乘る、三男茂兵衞は長堀に別宅致す、休貞娘は内寺町大和屋善右衞門方へ緣付、しかるに木津屋吉兵衞相果候に付、其跡へ大和屋善

右衛門夫婦共に相續に入候處、是も四五年にして夫婦とも死す、是によつて三男茂兵衛木津屋相續して、吉兵衛と改名す、今の吉兵衛是也、惣領久左衛門休貞跡相續致し、ます〳〵家榮え、金銀多く所持致候故、炭問屋分にては廻り兼候間、御大名大屋舗四五軒も御用達し、年分二三百貫目も延候由申候、大名方御屋鋪、又は町方家質等も取申候、外より借付置候をもせり込貸申候、當時大坂壹番の分限の樣に沙汰致し申候、時に享保十七年子年、西國中國五畿内稻に虫付、大に不作にして、國々飢死に及ぶ者多し、古銀にて石に二三拾匁の相場に至る、夫故に京江戸大坂町々の職人下々まで甚以困窮におよぶ、是によつて御公儀より町々困窮の人々には御扶持方米被下置、其上其所に貯ひ有之者は、相應に貧窮人を救候樣御觸有之、大坂にては大和屋三郎右衛門、平野屋五兵衛、和泉屋吉右衛門、辰巳屋久左衛門等心ざしの銀子鳥目を以て御奉行所へ差出す、是を以て大坂町貧窮の者共へ、御公儀御救米の外に件の銀錢分ち賜る、今年翌春へ向て、右西國中國虫入夥敷、御地頭方へ御公儀より御米拜借被仰付候、右御屋敷方の渡し方、又拜借米返納等の支配の世話を右の四人の者へ被仰付候、其内大和屋儀は別て頭取相務候、畢竟殘三人は三郎右衛門下知を受候樣の振合にて勤方致し居申候、右の御米返納等も相濟候上にて、居宅の町役御免許被仰付候、夫故自ら四人の者仲間の樣に相成、萬端御公儀向相勤候樣成行、就中大和屋は四人の内の頭取の樣に勤來候處、久左衛門儀重病を受、元文四年正月四日死す、既に死に及ばんとする時、三郎右衛門を相招き、跡の儀萬端親類同樣に賴置由申入、

手代共へも夫々遺言申聞せ、扨木津屋吉兵衞儀甚不行跡ものにて、段々木津屋身上も薄く致し、宅などども家質にさし入申程の仕合、纔の文才を人にそやされて、別屋敷に學問所と名付建置、御町奉行所へも相達、書物披見致度ものは、右場所にて學問させ扶持可ㇾ致など、上を不ㇾ憚儀など致候不埒もの故、久左衞門死去後、弟の事故辰巳屋へ入込申ては、家の衰微とも存候て、手代共申合久左衞門實印を密に取出し、吉兵衞事辰巳屋跡式、并諸事彼是不ㇾ申樣にとの遺言認置候處、手代の內吉兵衞へ心ざしの者有ㇾ之候て、右の趣を相知せ候間、吉兵衞立腹し、謀書に印形せし荷擔の者は、古き手代どもたりとも追出し、自分辰巳屋吉兵衞と名乘、中陰の內花麗の衣服を着し、芝居遊所へ入込、御奉行へも辰巳屋と名乘、辰巳屋後見の樣申出御禮等相勤、人法に過候奢りを極め、人の耳目を驚し申候、公邊の儀は諸事大和屋三郎右衞門を賴むよし遺言の處、賴事も不ㇾ致、其後養子の忰に手代共差添、御奉行所へ吉兵衞儀を相願候處、却て謀書の儀殊の外御叱を受、其上久左衞門實子いはと申娘名代として、養子里方唐銅屋より付來候手代新六牢舍など被二仰付一候由、先久左衞門妻は森田屋藤右衞門娘にて、女子いはを出生の後死去す、此娘へ泉州佐野の住人唐銅屋與茂作忰養子に致し置候處、又阿州公被二仰付一候由にて大和屋より內意申聞、吉兵衞隱居分に相成、養子忰久左衞門と改名致候得共、中々少しもかまはせ不ㇾ申、吉兵衞は心の儘に榮耀を極め申て、京へ登り堂上方の御家人と相成圖書と改名、かんせいの圖子と申處にて大屋舖を求め、堂上の御歷々樣を御招請可ㇾ致覺悟、其身帶刀打物にて大坂往來

をも可ㇾ致積の處、大坂の御役所へ何の御屆も不ㇾ致、右の仕合故、大坂への路次へ大和屋より內證申遣しける故、大坂へは元の町人にて、行列もなしに着致しける、如ㇾ此の仕合、京大坂にて山師共時を得て取入、無用の金銀をやしき方へ出させ、堂上方の手引を致し、正眞の鳥の毛をむしるやうに、いろ〳〵の事を取組、或は醫師伽のものには、故もなき金銀をとらせ、遊山所へは妻召仕などを引具し、人の耳目をかゞやかしたるしだら故、笑はぬ者こそなかりけり、久左衞門召仕の腹に今壹人の娘ありけるを、吉兵衞悴綱次郎に嫁せしめんと披露致し、久左衞門より貸付金證文等の名前を綱次郎名前に替遣など、種々の不埒を働きける、然る處先達て暇を出し候手代共は江戶へ下り、件の不埒の次第一々書認め、御評定所へ至り訴訟箱に入置ける、忝くも上へ達し、日月の光をてらし給ふ御惠み、曇りたる空のはるゝ如く、上聞に達し、元文五年庚申正月五日大坂御奉行所にて被ㇾ仰付、左の通の人數東武へ召下さる

一　此度江戶にて願人は暇出し候手代共平野町御靈筋角饅頭屋也、此者は辰巳屋家守にて、休貞由緒有ㇾ之ものゝよし

江戶御召之分左之通

一　辰巳屋吉兵衞　但し木津屋吉兵衞（一本作良）町內（一本作內）へ被ㇾ仰付、町役付下る

一　大和屋宗左衞門（一本作惣）　但し宗左衞門御召に候得共、老年病氣に付、三郎左衞門下る、（一本一作內）町役差添

一　同　三郎左衛門

一　同　手代作兵衛

一　阿波屋喜兵衛　是は口入にて、銀子肝煎筋の儀に付、下る

一　布屋卯之松　是は辰巳屋一家にて、召下さる

一　長堀平右衛門町町人

一　年

一　銀主　　堺住人具足屋

右者平右衛門町に具足屋掛屋敷在レ之候を、銀五拾貫目に家質に入、久左衛門方へ取置候處、久左衛門相果候忌中の内、銀高拾貫目增、吉兵衛名前に證文仕替候に付、右判人被二召呼一候由

一　辰巳屋裏横通に五間口の屋敷在レ之、銀高五拾貫目に吉兵衛求候由、右に付町内の者江戸へ被レ召候に付下候由、勿論賣主も下候よし

一　木津屋吉兵衛抱屋敷由本町其外にも有レ之、家質に入置候處、右家質は辰巳屋の銀子を以返濟致候、右抱屋舗の町並銀主被二召下一候由

一　如軒と申茶人、吉兵衛より合力銀貰ひし由にて被二召下一候由

一　御小人町にさがみと申茶人、是は辰巳屋へ出入の醫師を以出入致し候所、身上不如意に付、金百

兩合力を受候由にて被㆑召下㆑候よし

右は正月十一日御召の分、此外にも被㆑下候由相聞へ申候、扨又町人御預けの分も有㆑之由、道頓堀茶屋升屋三郎兵衛などゝ御預け也

二月上旬御召之分

一　辰巳屋久左衛門

一　唐銅屋興茂作

一　森田屋藤右衛門　但し年寄町人付添

一　河内屋太郎右衛門　右同斷、平野町壹丁目年寄也

一　紙屋吉右衛門　右同斷

一　辰巳屋下女の類も下候由

一　辰巳屋手代　正助　庄右衛門　九右衛門

一　辰巳屋宿持手代喜兵衛

一　同　仁兵衛

一　同　平兵衛

右何れも町人付添有㆑之候

一　曾根崎新地百姓壽八郎
但し庄屋年寄下る、是は田地質物出入の由
一　馬場源四郎
當月三日御留所にて被ㇾ仰付ㇾ御白洲より直に網乘物にて、與力同心合六人付添、警固にて出立
候由
江戸にて御裁許相濟候次第
申渡覺
稻垣路淡守
今度大坂町人辰巳屋久左衞門養子當久左衞門と、木津屋吉兵衞出入之儀被ㇾ遂ㇾ御吟味ㇾ候處、吉兵衞不
屆の品共相決候て、一件夫々御仕置相濟候、去春二月吉兵衞其方役所へ屆候得ば、辰巳屋吉兵衞と改、
見久左衞門養子當久左衞門後見致候旨申達候、此儀奉行所にて承り置間敷事に候、其子細は先久左衞
門遺狀、幷諸親類證文等も無ㇾ之處、吉兵衞自分に押て後見に成候儀、一向難ㇾ立儀に候、且又五月朔
日當久左衞門に手代差添願出候節、差添の手代新六入牢申付、此段は家來馬場源四郎申口を承込取捌
候と相見へ、奉行人に不ㇾ似合ㇾ事に候、其上申付ゆるがせに候故、右源四郎事吉兵衞と馴合、或は金
子の無心、又は音物受納致し、其上其方儀も吉兵衞贈物受納致し候段、不屆に被ㇾ思召ㇾ依ㇾ之御役被ㇾ

召放、知行半知に被召上、閉門被仰付者也

大坂橋町通貳丁目
木津屋吉兵衛
三十八歳

申正月十九日入牢

右吉兵衛儀、兄辰巳屋久左衛門死後、辰巳屋入込居て、久左衛門同様に存候様手代共へ申渡、後見致候由屆出候節は、淡路守幷家來共へ過分の音物致し、其上淡路守家來馬場源四郎へ賴込、公邊事を承り可申爲に、賄ひとして品々贈物致し、辰巳屋の身體を我儘に取計ひ、手代の內六人無體に暇を出し候節は、御答申上相濟候儀に候旨申渡、久左衛門は淡路守へ出訴致候日より、勘定部屋へ不參候樣、次間へ隔候て戸を建、剰ひ南蠻錠をおろし、錠出來候內一夜は釘〆に致し候樣申付、兄久左衛門娘いは事實姪の事に候故、萬端憐を加ひ可申處、重病打臥候を打捨、上京遊興に日を暮し、いは死後辰巳屋を悴綱次郎に相續可爲致ため、いは妹しう綱次郎と夫婦の盃事爲致、久左衛門所々へ貸附置候金子百貫目已上之方、當久左衛門吉兵衛連名の證文に仕替、或は貸增致し、吉兵衛又は綱次郎名前に書替させ、手代平兵衛には辰巳屋銀子を以家屋敷調ひ遣し、其上夥敷金銀放埓に遣ひ捨、諸道具買込、木津屋の商ひ仕入家質借銀內拂等に引取、時節を見合當久左衛門に非難を付、實父方へ相返し、辰巳屋

の身體奪ひ可﹅取と相工み候旨、重々不屆至極に付、遠島被﹆仰付﹅候

大坂町奉行

稻垣淡路守家來用人

馬　場　源　四　郎

四十歳

右源四郎儀木津屋吉兵衞と心易致し、同道にて茶屋等に罷越、吉兵衞振舞にて遊興致し、吉兵衞辰巳屋へ引越後見致候儀、淡路守へ申達し候樣相願候處、先久左衞門弟の儀故、尤の事の由及﹆挨拶﹅淡路守幷家來用人共へ吉兵衞祝物品々致﹆持參﹅候節、彼是取持致し淡路守へ差出候、音物餘り過分の品故、贈物目錄共に相返し、役人共は贈り候音物樽と壹品は留置、殘りは可﹆相返﹅旨淡路守申付候に付、外役人共は肴代相返候得共、源四郎儀は淡路守申付をも不﹅用、右の品々不﹅殘及﹆受納﹅其上贔屓に存候事故、吉兵衞惡工み仕候儀跡形も無﹅之儀抔淡路守へ取成申聞、吉兵衞儀は此者へすがり、公邊事も可﹆承合﹅ため、不﹆目立﹅候樣に品々贈物致し、忰吉三郎へ金拵ひの小脇指壹腰遣し候處、致﹆受納﹅候上湯治致候間、路金合力致吳候樣無心申掛、金五十兩貰ひ候儀は、奉行所に相勤候身分、別て重々不屆に付、松平右近將監殿御差圖によつて死罪被﹆仰付﹅候

申二月十九日揚り屋入

申三月十九日

大坂平右衞門町
具足屋治兵衞
五人組
近江屋重兵衞
同所山本町年寄
荒物屋七郎兵衞

右之者儀五人組支配之内、具足屋治兵衞、奈良屋源右衞門儀、先辰巳屋久左衞門方より家賃にて銀子借居候處、久左衞門死後借增致し、吉兵衞幷綱次郎宛名前に證文書替候儀、得と不レ遂二吟味一候工み成證文致二役判一候儀不埒に付、過料として五拾貫文ヅヽ被二仰付一候

覺

大坂橋町二丁目
木津屋吉兵衞
遠島入牢
稻垣淡路守家來
馬場源四郎
入牢
辰巳屋久左衞門手代

入牢

與兵衛

平兵衛

正右衛門

牢死

大坂中島町

病氣に付不二罷出一候

大和屋宗左衛門

同 三郎左衛門

五十日戸〆

手代

作兵衛

無構、急度叱預け

家持

喜兵衛

辰巳屋久左衛門手代

仁兵衛

喜兵衛

無構預け

無構、銀子は追々久左衛門方へ可レ返候事

於ニ大坂ニ五拾貫文ヅヽ過料申付る

急度叱預け

忠兵衛

九右衛門

庄助

同所南新町貳丁目

大口如軒

同所平右衛門町

重兵衛

同所山本町

七郎兵衛

年寄

喜左衛門

月行司

市郎兵衛

太郎兵衛

攝州大坂曾根崎村

無構預け

馬場壽八郎

庄屋

年寄

大坂内兩替町

布屋卯之松

同平野町

森田屋藤右衞門

同所壹丁目

河内屋太郎右衞門

同道修町三丁目

紙屋吉右衞門

無構

泉州佐野浦

唐銅屋與茂作

大坂吉野屋町

辰巳屋久左衞門

構い無レ之、家督是迄之通相續仕、元手代は呼出し可ニ召使一、家質名代之儀は勝手改候樣可ニ申渡一レ之

木津屋吉兵衞手代
宗　助

入牢

同所龜井町
橋屋久兵衞

辰巳屋久左衞門手代
半兵衞
萬兵衞
加兵衞
源兵衞
新　六
宗兵衞

此度の儀に付、已後
不レ仕候樣可ニ申付一候事

申渡

大坂橋町二丁目
木津屋吉兵衞

手代
宗助
元助
左助

其方共儀主人吉兵衛非輕く成候樣に、深川八幡町智岩、神田永井町宇田川正順相賴候處、取持遣し可レ申由智岩正順僞申候故、此度吉兵衛持參致し候辰巳屋よりの金子を以、公邊の役人へ賄賂として金子端物差出し、芝神明前茶屋にては野良および、新吉原にては遊女を買揚振舞致し、其上吉兵衛儀牢舍申付置候處に候得ば相愼可二罷在一處、右振舞に事よせ自分も野良遊女を買上、吉兵衛持參の金銀猥に遣ひ捨遊興致し候事共、不屆至極に付重き追放申二付之一

深川永代寺門前町
久左衛門店
禪僧
智岩

其方儀木津屋吉兵衛非輕く成候樣取持吳候樣、吉兵衛手代共賴候儀を幸に、金銀を爲レ出かたり可レ取と工み、役人に知る人多候間可二願遣一旨にて、重き役人の家來、或は今度吟味にかゝり候役人の名

をさし、賄賂に遣し候由僞り申、金子端物數多かたり取候儀、重々不屆至極に付、町中引廻し獄門に
申二付之一

大傳馬町貳丁目家主
箱屋勘右衛門

其方儀木津屋吉兵衛手代共を智岩方へ同道致し引合遣し、其上智岩賴みに任せ、吉兵衛方より辰巳屋
の金子三拾兩、近江屋加兵衛と申宛名にて借り遣し候儀不埒に付、江戶拂申二付之一

神田永井町茂兵衛店
宇田川正順

其方儀木津屋吉兵衛手代共、吉兵衛宿預けの相談申懸候に付、かゝり役人の內知る人有ㇾ之間承合可
ㇾ遣由申聞、金貳百疋貰ひ候故、與力衆の名前を書付爲ㇾ見、かゝり役人へ振舞致候由手代共へは僞り
申聞せ、聖天町喜八を以水野備前守組與力福島佐太夫へ申込、兩度まで新吉原にて爲二振舞一佐太夫と
吉兵衛手代共へ引合、宿預けの儀相賴み遣し、右兩度共其方儀も遊女買上、入用金は吉兵衛手代共に
差出させ、吉兵衛宿預けにも成候はゞ、禮金過分にねだり取可ㇾ申とたくみ候儀、重々不屆至極に付、
死罪に申二付之一

淺草聖天町家主

喜八

其方儀宇田川正順と申合、福島佐太夫方へ罷越、木津屋吉兵衛宿預け之儀申聞せ、手代共面談致し候様に相工み、新吉原にて振舞爲ﾚ致、其節間違に付翌日正順申合、吉兵衛手代共を佐太夫方へ召連參り、吉兵衛宿預の儀尙又相賴、又々新吉原にて振舞致し、兩度共其方も罷越、遊女買上げ入用金は吉兵衛手代共よりさし出させ、萬一吉兵衛宿預けにも相成候得ば、手代共より過分の禮金ねだり取可ﾚ申と工み候儀、重々不屆至極に付、重き追放申ニ付之ニ

本石町三丁目太左衛門店

嘉兵衛

其方儀木津屋吉兵衛宿預け之儀、功者成ものへ賴度由吉兵衛手代共申に付、宇田川正順へ引合せ遣し、新吉原にて振舞致させ候節、案內致し罷越、其上正順方より吟味にかゝり候與力共の名前を申、書付を手代共へ遣候節も使致し、不埒に付江戶拂申ニ付之ニ

本石町家主

木津屋吉兵衛

江戶宿

淸兵衛

其方儀宇田川正順取持候て役人を振舞候間、參り吳候樣吉兵衞手代申に付、同道にて罷越遊女買上遊び候て、拂代金手代宗助より請取、其上吉兵衞金子三百兩吉兵衞入牢後手代共より預候て、可ㇾ訴出ㇾ候處無ㇾ其儀ㇾ段々吟味之上右之段白狀に及候段、不埓に付江戶拂申ㇾ付之ㇾ

水野備前守組與力

福島佐太夫

二十八歲

其方儀今ㇾ吟味ㇾ候處、町人喜八申旨に任せ、辰巳屋手代共出銀爲ㇾ致、其上遊女買上候節に同道人より買上代金壹兩壹分請取、自分入用に遣ひ、惣て組之儀は御詮議に拘り候儀故、諸事可ㇾ相愼ㇾ處、背ㇾ神文ㇾ振舞等請候段、重々不屆に付死罪申ㇾ付之ㇾ

四月六日

別紙申來

石川土佐守組與力

藤田淸兵衞

平塚伊右衞門

右兩人も福島一件にて御暇被ㇾ仰付ㇾ候

御本丸御小性

小出相模守

右者御役柄御不相應之儀有レ之に付、靑山大膳亮殿へ御預け、御親父小出左近改易被ニ仰付一候

丹羽正伯老

右小普請入被ニ仰付一候

加納遠江守樣御用人

富樫彌助

御暇出申候

御同人御目付

永井兵右衞門

無構

右辰巳屋一件に付被ニ仰付一候由

大坂順慶町

近藤目短方に居候者

與兵衞

四十五歲

申二月廿二日入牢

右與兵衞儀、傍輩仁兵衞、喜兵衞、幷辰巳屋久左衞門親類共四人可レ致ニ久離一旨共々申合置、裏返り吉

兵衞へ致二内通一、仁兵衞儀久左衞門印判を盜出し可レ申由、幷召仕と密通など、、無二證據一儀ども吉兵衞へ僞り申聞せ候に付、忠義之者に候間、町内にて家屋舖幷商仕入銀をくれ可レ申由吉兵衞申居候所、其後吉兵衞こゝろに不レ叶候儀有レ之、又々變心致し、吉兵衞惡事をさぐり、吉兵衞不埒ものゝ由佐々美濃守番所に密訴に出候に付、去四月廿九日暇遣候由吉兵衞申渡候所に候、吉兵衞儀久左衞門弟之儀に候得ば、理運可二相成一奉レ存、右屋敷幷仕入銀等をもらひ可レ申欲心にて、此度吉兵衞相呼候跡よりしたひ參道中にて詑致し、非分吉兵衞に荷擔致し、此度吟味之節も不埒成書付持參致し候儀不屆至極に付、重き追放申二付之一

大坂吉野屋町久左衞門手代

平　兵　衞

卅九

二月廿二日入牢

右平兵衞儀辰巳屋の有銀にて、家屋敷壹ヶ所木津屋吉兵衞調呉候に付、欲心より吉兵衞に荷擔致し、辰巳屋の金銀心次第に相渡し、拂等引取せ、其上咎輕く成候樣に存て、吉兵衞遣ひ捨候高の金銀申爭ひ、久左衞門居所釘〆に致し候儀無レ之由、傍輩正右衞門申合僞成書付差出、是亦吉兵衞出牢致し候ば可レ遣と、金七百兩久左衞門へは不二申聞一持下、雜物の内隱し置候由に候得共、吉兵衞仕置申渡候上

は、可二申出一處無二其儀一畢竟盜取可レ申ため隱し置儀共、重々不屆に付、重き追放申二付之一

大坂中島町

大和屋宗左衛門（一本作惣）

同　三郎左衛門

右兩人儀吉兵衛と久左衛門手代共出入に及び候節、取扱にかゝり落着不レ致内退候段、未熟の致し方不埒に付、五十日戸〆被二仰付一候

右手代

作兵衛

右作兵衛儀吉兵衛手代共へ暇申渡候節、立合候砌一言も申間敷旨主人三郎左衛門申付遣し候處、吉兵衛暇申渡候節彼是助言申、主人申付に背候段不埒に付、急度叱り申二付之一

大坂町奉行

佐々美濃守

大坂町人辰巳屋久左衛門手代共より、木津屋吉兵衛事押領之次第も相見え候に付、其方役所へ訴出候節、大和屋宗右衛門三郎左衛門取扱ひ可レ致旨願出訴狀申付候、先久左衛門より證文も無レ之儀に候故、取上間舖儀に候處、訴狀下ゲ取扱の爲、奥向の面々奉行役人へ訴訟人願人等之事願がましき事無

㆑之樣にとの段々、前々より心得有㆑之事に候得共、左樣の儀有㆑之歟に相聞へ、老中若年寄其外御役人の家來等より願がましき儀候はゞ、老中又は支配へ無㆓遠慮㆒可㆑被㆓申達㆒候

有之趣可㆓相達㆒旨御沙汰有㆑之候に付可㆓申達㆒候、此段可㆓申通㆒候

五月十二日

如㆑此御裁許相濟、皆々四月中旬大坂參着致す、扨淡州公御同役美州公は御遠慮被㆓仰付㆒、當月は堺御奉行水野信濃守樣御出坂にて、暫く町方の御仕置被㆑遊候、御城代太田樣には永々御病氣にて、終に右落居濟不㆑申内御逝去被㆑遊、大坂町方は御假役樣計にて、何とやら物ごとひそめき申樣に存じられ候、吉兵衞己が欲心より、大勢の御歷々樣御名を穢し人を損じ、其身も終に流刑に沈む、唯可㆑愼は不法の邪欲也、吉兵衞如きは少々文字を讀、書を集め學問所を私に建申者が、人法に背き、一文不通の人にも劣るは何事ぞや、大和屋は御免許を蒙り候後、中の島の宅に大門作りに普請致し、御免許札を門にかけ、相撲を好み、取手のものを召抱置、爰かしこ興行にも、大和屋の相撲などゝ沙汰に及ぶなど、件の御免許より御身を高ぶり、人の己を尊敬するぞと思ふより、辰巳屋如き他人の事にかゝり、此度ヶ樣成公邊事に及ぶはいかんぞや、御身の勤ぶりを人に及ぼすならずや、御評定所にて判を出す時、金を以て作りし印を出し候由、内々にて其沙汰ありけると也、乍㆑恐大樹公の御印は金を以作る、左樣の猥の事をなす、剩ひ名木をむざとたき捨て、鶴を料理する抔、畢竟井戸熊川の茶碗にて茶漬を喰ふ

が如し、却て心なき賤の仕業におとる也、然るにさまで御咎めもなくすみける事こそ幸なれ、是は先年凶歳の時貧窮のものを救ひける積善のしるしとおもはる、町々夫々の家業ありて、其道の外に人に負まじと思ふは、前生人魅といふものぞとしるべし、只愼みを一日も忘るべからず、佛世には生れがたく、泰平には逢がたしと云へり、既にかゝる聖徳治世の御時に逢ひぬる事をや、しばしも朝夕君恩の忝き事を疎に不ㇾ可ㇾ思もの也

町人考見錄 貞之卷 終

天明大政録

湯淺明善著

天明大政録巻之一

備藩　湯淺明善著

一　近年諸國凶作打續、米穀高直、そのうへ去年關東洪水にて、江都中別して米穀拂底、諸人甚困窮に及び、末々餓死に及んとす、しかるに町々の米屋ども、人の苦しみもかへりみず、銘々米を買ひ込しめ賣する事意恨にぞんじ、市井無頼の輩集りて、ともに力をあはせて、天明七年丁未五月廿日の夜より町々の米屋を打こはし、家財器財をみぢんに碎き、同廿三日迄晝夜となく、先々へおして行、凱歌をあげ、家をたゝきこわしける音は火事場の如く、官吏も制する事を得ず、亂妨甚し、民間の困窮公聽に達しければ、同廿四日より救金賜るべきの官命あり、しかれども公倉の米粟拂底にて、いかんとも被レ成がたければ、諸民のくるしみ旦夕にせまり、官裁も其計を失ひ給ひければ、六月八日關東の御郡代伊奈半左衛門忠尊を召て、將軍家自命ぜらる

御小姓組御番頭格被レ仰付　伊奈半左衛門

米穀拂底に付、取あつかひの儀可レ仕旨於二御前一被二仰付一候、將軍家の仰を蒙り退しに、御次の間にて

水野出羽守殿被₂仰渡₁趣

伊奈半左衛門

近年不作打續、世上米拂底難儀におよび候、譜代の家來多く、常々諸御用向等も手廣相務馴候家筋に付、石數方取計ひ被₂仰付₁候、依ﾚ之御小性組御番頭被₂仰付₁候

一　翌九日半左衛門叙爵被₂仰付₁、從五位下攝津守拜任被₂仰付₁候

一　六月十一日町々壹番組より拾壹番組まで、月行事名主伊奈半左衛門どの役所へ呼出し、白洲にお いて左之通り被₂申渡₁

皆々太儀、扨々此度は米穀高直に付、みなのもの嘸難儀に及ぶべし、町々難儀に付此度取計らひの仰を蒙り、不あんない甚心勞をする間、皆も心を添てくれ、此末此方にて存寄ありて、追々廻米次第、米穀下直に致てつかはす、其節猶また役人ども懸合致すであろふ、ともに心を添てくれよ、運上も追々申上、止て遣すべし

一　同十日

石河土佐守

於₂御前₁町奉行役被₂仰付₁

但風說に、是迄の與力同心取替被ﾚ下候は、御請可₂申上₁旨被ﾚ申候と沙汰せしなり

一　伊奈半左衛門殿此度の御用被₂仰付₁候に付て、町方見分所有ﾚ之町同心被₂召連₁候處、同心いづ

れも衣ふく帯刀等、殊の外華美なる事につき、其方共わづかの扶持給とり、妻子を養ひ候ゆへ、古來より御定も有レ之皮柄、革下緒、着ふくは麻帷子、羽織可レ着事なるに、いかゞして如レ斯立派は仕るぞ、甚以其意を得ず、此度公命に左様の者召連ては立がたし、依レ之今日延引可レ致候、何も取替可レ申候、時刻も移り候間、支度申付るとて、鹽汁にしほいわしにて麁飯を被レ下候、何れも地を掘て這入り度ほどに恐入迷惑いたし、俄に麁服に相改候由、其外町々にて同心にもねだり事して、物をとる事嚴しく相止候なり

一　町々にて兼て米穀を圍ひ置し者共、追々きびしく吟味ありて、是を出させ、是迄の罪科なし、就レ中本所に大きなる藏に米を多く積重ね置、前通りには炭俵を積申候處、半左衛門殿自分見聞あつて藏に積置候は何ぞと問れしに、炭のよし答ける故、其價を改めさせ、此炭俵残らず御用に付、御買上に相成候趣被ニ申渡一候て、戸前封印をして、御用伊奈半左衛門と記したる幟を建おき、上の御取上にあひしとなり

一　六月十六日より半左衛門取計らひとして、町々人別改有て、生れ子に至る迄、壹人前に黒米壹合皮麥五合宛、江戸中不レ殘御救として被ニ相渡一、代金當時取立は無レ之、追々上納致すべし、町中借家店賃共、當時は不レ及ニ差出一旨申渡有レ之なり

一　半左衛門より取計らひにて、公儀金拾萬兩程出され、近國津々浦々まで家來の者を相廻し、江戸

にて高き相場を以御買上有るの段を申觸有レ之、有合候ものは自分の飯米を殘し置、餘米の分は殘らず差出候樣相願候由申觸させ候得ば、諸民心服して居る、半左衞門殿の下知なればとて、忽諸方より我も我もと差出し、不日に江戸中米穀夥しく成て、六月十八日より十五六日中に、都合三度半左衞門殿より御救米出たり、上をへらして下を恤み給ふ取扱なれば、速に靜謐になり、諸民大きに安堵して、御恩澤の程を心服して、難レ有がりけるとなり

一　曲淵甲斐守小普請支配に被二仰付一、六月十日石河土佐守政武、右の代り町奉行職被二仰付一候ところに、奉行所附送りの公用人といへるもの有レ之、先役よりの傳へを能存こみ居ければ、何れの人にても直に抱へられけるが、土佐守殿存寄有レ之とて召抱へられず、奉行所に召仕候役人は不調法なるが宜候、當御役は中々家來任せに致さるゝ樣にては不二相成一候、以來萬事の事自分聞て判斷するがあたり前の事とて、公用人は無用に成りしとなり、扨又是までの與力事に預りたる者ども、勤方所存に叶はず、よつて御取替被二仰付一被レ下候樣にと願出られ、兩奉行組の與力筆頭壹人ヅヽ、御暇被レ下、早速に居宅引拂ひ候樣に仰渡されしとなり、殘りて四五人の與力罪も有レ之候者共に候得ども、土佐守殿貰はれ候て、其儘被二差置一しとなり

一　土佐守役宅北の奉行所まへ小家へ張札、土州より定められし由

定

一　公事訴訟人作法能物靜に可ㇾ致事
一　辨當持參の者飯香のゝの味噌の外堅無用、たとへ町役人へ振廻候とも同前之事
但寒夜たりとも、酒堅無用之事
一　敷物代終日にても、壹枚に付拾貳錢に限るべし、尤幾人居候共、勝手次第たるべし
但是迄は二汁五菜位の料理のよし
一　茶代壹錢ヅヽ、藥鑵土瓶の類は八錢に限るべし
一　茶屋ども公事訴訟取持まじく由堅く申付候間、其旨心得臨時の用に差し出す間敷事
以上
未七月
一　喧嘩致し候者土佐守へ訴出候得ば、相手兩人片手ヅヽ左右一所に手鎖おろし、座食進退大小便まで、兩人互にともなはねばならずゆゑ、自然と怒氣も靜り和談して、兩人とも斷申出でめされ候也
一　夏方或町に身つまり、覺悟して首縊死せし者ありて、檢使の同心遣され、いつもの如く大屋、名主、近隣の者共の口上書を數通とり歸り出しければ、土佐守共方共見分として遣はすは、如ㇾ此死人は自身覺悟して死したる歟、又は外より殺したるかを首縊の拵ひたるも難ㇾ計ければ、其虛實を見屆て參れとの事也、口書といふものは、能程に拵へて差出す物ゆへ、曾て證據にならぬものなり、いらざる

無用の事に筆紙を費し候もの哉、已後は無用に致させ、此書は見るにおよばず、其虛實能見屆たるかとしかられ、同心ども恐入、右死人自身首縊候に相違無レ之段見屆し由申候得ば、自身覺悟して死たる事なれば、是非に及ばぬ事也、取捨候得と申付べきよし被二申渡一しと也、是迄かやうの事に無益の手間をかけ候故、町中費用多く、其外公用にて町方へ同心出候節も、銘々腰付辨當に致し候樣に被二申付一候故、町々の諸懸り物費用大に減じ候と也

一　土佐守町奉行職の命を蒙りて歸宅の後、內室へ公命は難レ有けれ共、年寄て迷惑なる仰を蒙りぬ、しかしながら御奉公の事なれば、力の及ぶ程は勤むべき迚、速に白木の箱壹ツ被二申付一（此箱の中へ、切腹之せつの着用の心にて、水色の上下に、九寸五分の短刀一腰入被レ置しなり）居間の床の正面に置、毎朝毎晩恭しく頂戴いたされしと也、その內の品は知る人更になく、先年京都の町奉行職の時如レ此大切に致されけるが、御役御免の後、或人問ければ、大切の守りなれども、今は無用のものなれば、見せ置べしとて開かれければ、右の貳品にてありしとなり、此度早く被二申付一箱も彼ものを納置れしとなん、人みな感じけるとなり

一　六月十九日　　松平越中守定信

加判之列上座被二仰付一、侍從に拜任被二仰付一、右於二御座之間一御直に被二仰付一候

一　越中守殿平日登城之衣服、夏は晒の染かたびら、津戻子（つもし）の肩衣、松枝平の袴を着し給ふに依て、同列の執政も是までとひきかへて麁服になりしと也、同席の執政連、駕籠脇供立、引詰はや足にて登城

被レ成來りなれば、その通りに可レ致哉と司より伺被レ申ければ、元是は駕籠訴をきらひての事也と聞及びぬ、我等訴訟入させ可ニ取扱一職也、しかるに其道をとむるは本意なきことなり、同列はとも角も我等はかねての供を靜に往來すべしと仰付られしと也、日々執政の登城互に遠見を付置、御用番の登城を見かけ扇を上ると一時に出宅ありしかども、何れこくげんは究候事也、少々の遲速は不レ苦事自分遠見付置候事は無用にせよと仰ありて、其後相止し也

一　有德院殿の御時は、大下馬に目安箱を出置、次の御代より何とて相止候かと越中守殿問給へば、將軍家御病身にて、御覽被レ成がたければ相止み候よし承りぬと答へければ、目安の書付さへ上覽難レ被レ成位の御病身にては、恐ながら將軍の御任御勝へ難レ被レ成候、以來は被ニ差出一可レ然と仰ありしとなり

一　將軍家御短慮のよし越中守殿被ニ聞召一、畢竟御我儘よりの御事なり、御性急御無理なる事は、上意といへども御請申上げず諫奉るべし、さすれば自然と御短慮もなほるべし、上意とさへあれば、何にてもとほる事と思召により、次第に御我儘に被レ爲レ成候、彌御性急に被レ爲レ募べし、輕き輩は短慮にしても人が請ぬゆへ、自然と左はなりがたし、しかれば御側御用承る人則大切の事、能々心得有べしと仰有しと也

一　將軍家日々御食の間の菓子召上られ、朝夕の御飯至て少きよし、越中守殿被ニ聞召一、それは御養生

によろしからざる事也、御食の間に菓子は御無用に被ㇾ成候へと被㆓仰上㆒相止候に、御膳の間殊の外御空腹にて、御難儀の御樣子也、すこしヅヽの御菓子はあげべきかと近侍より越中守殿へ伺ければ、朝の御目覺何時に候哉、朝の御膳何時にめし上られ候哉と問給ふに、朝御膳は五時過、御目覺は五ッ前後の由答ければ、それはおそく候、向後朝六ッ時の御目覺、其後五ッ時迄は武藝等の御稽古遊され、御身を御運動遊ばされ候而、御膳被㆓召上㆒然るべしと被㆓仰上㆒、翌朝より右のごとく遊ばされければ、忽御膳御快よくめし上げられ、夕御膳までの間何も被㆓召上㆒候に及ばず、又夕御膳も御進み遊ばされ、御夜食も同じく召上られ、御菓子など被㆓召上㆒候事なくして、御養生の御爲に甚宜くなりしと也

一　將軍家御馬を被ㇾ爲ㇾ召候時、御伽の人々御相乘して、御戯にて乘勝候へば、乘負たる人の耳をひくことにて、御伽の人某乘まけければ、殊の外その人の耳をひかせられ大に痛み、膏藥など張て出仕しけり、其砌或日御伽の加藤寅之助拾三四才なるが、今日は私御相乘仕たきよし申上候て、乘勝候得ば、將軍家の御耳を強く引きければ、大に御氣色損じ、大奥へ被ㇾ爲ㇾ入けるに、近侍の人々寅之助を大に叱ければ、いやこれは兼ての御約束にて御耳を引奉る事なりと答へければ、されどもまへ〳〵より終に御勝申たるものなし、たとひ勝申たるとも、さる事あるべからずと叱られければ、御耳を引て御氣色損じ候段甚恐入奉る、此上は如何樣とも罪に行はるべし、其段は覺悟仕候よし申ければ、何分差扣可㆓罷在㆒由にて退出しけるが、公聽に達しければ、更に御咎有なく、早々出仕候へとの上意にて

ありしが、越中守どの御前へ出給ひ、此事甚感じ奉りぬ、扨々難レ有事、且は恐悦の事にてこそ候得、扨も〳〵將軍の御器量にぞ渡らせ給ふ處と稱譽し奉り、扨寅之助を是へ被レ爲レ召しかるべしと有ければ、則寅之助出ければ、其方今日の致し方は金心あつての事とぞんじ候、人々の迷惑を上樣には御ぞんじなきゆへ、御覺へ遊ばされ候樣にとの御諫のこゝろと見へたり、年もゆかぬ、扨々かんばしき事也、自今已後も彌忠節を勵みて御奉公勤らるべし、でかされたりと稱美せられ、一段の首尾にて有しと也

一　六月初旬曲淵甲斐守町奉行職御免、小普請入被二仰付一

一　七月朔日御禮過、重て御白書院へ出御、高家衆、詰衆、御奏者番、其外布衣以上詰衆の面々一役より壹人ヅヽ、西御丸付にも御目見、有德院樣御代之通入念相勤候やう上意有レ之、入御已後上意之趣猶又無二油斷一相守候樣、於二同席一掃部頭老中列座伊勢守申二渡之一、相濟ける後越中守書付を以申達候趣有レ之、若年寄中侍座

阿部伊勢守殿御達候御書付

上意之趣何も厚く相心得、御爲第一に奉レ存候て、主役專一に出精致相勤可レ申候

松平越中守殿御達候御書付

心得之覺

心得之趣沙汰致し置申候

只今の上意難ㇾ有儀に御座候、毎々享保年中御規定御作法等御穿鑿も被㆓仰出㆒、其上御役人の勤下々數苦之儀迄も、御こまやかに御沙汰も有ㇾ之候て、御代々の思召を被ㇾ爲ㇾ繼、俊明院様の思召に達られ候様にと被㆓思召㆒候、誠に恐悦奉㆓恐入㆒候儀に御座候、以來御役人猶更一和致し、我意を不㆓相立㆒、御爲の所を以私の儀は打捨、取計らひ候事も下へのみ任せおく事無ㇾ之様必至に存込候て、右上意之旨一日も早く行屆き、御あんしん遊ばされ候様忠勤を可㆓相勵㆒候、互に身を保ち家を全う致し候も、ヶ様の節御奉公第一相勤候爲にて候、同席も一同申談じ、必至に心懸申合候に付以來一己に打はまり、御奉公向は勿論、家中取しまり家領の治めかた迄も厚く心を用ひ、聊榮耀ケ間敷事無ㇾ之、御役人世上風儀之手本にも候間、猶更厚く愼み、御爲の儀主役之事には器量一盃に心懸可ㇾ被ㇾ申候、扨又只今迄縦令少少不行屆儀、心得違之儀有ㇾ之候とも、過去之儀者一向に被ㇾ爲ㇾ捨候との御沙汰に候、今日は上意有ㇾ之候より、已來は心懸の善惡に付、急度御糺可ㇾ被㆓仰付㆒候間、兼て左様可ㇾ被㆓心得㆒候、一時の功をのみ相計、永代の御爲を不ㇾ計儀有ㇾ之間敷儀勿論に候、一日も早く御安心被ㇾ遊候様仕候事、此上もなき忠勤の功を以立身出世等致し候はゞ、一己に取候ても此上なき事に候得者、いづれも申合出精可ㇾ被ㇾ致候

阿部伊勢守殿御渡候御書付壹通、心得之ため相達候間、被ㇾ得㆓其意㆒無㆓遲滞㆒順達留りより松浦和泉守

方へ可レ被二相返一候、以上

七月廿八日　　　　　　　　大目付

大目付へ

文武之儀者、誰々も相嗜候事勿論之儀に候得共、別して當時其通出精師範等も致し候者は、其ものゝ名所、頭々、支配々々より書出し候樣可レ被レ致候

一　學問致二指南一候程之者、且講釋等致し候程の者、幷軍學天文學の類も右に准じ候之事

一　武藝、弓馬、劍術、柔術、火術之類、當時別て出精致し候者、幷免許目錄を得指南等いたし候もの、事

右は學問武藝その師之名所、幷流儀之名、且其者の年齡居所等差出候樣可レ被レ致候事

右之趣頭々支配々々へ可レ被レ達候

七月

松平越中守殿被二仰渡一候御書付之寫し貳通、相達し候間被レ得二其意一、無二遲滯一順達留りより松平對馬守かたへ可レ被二相返一候、以上

八月七日　　　　　　　　大目付

大目付へ

近年質素節儉之儀取計らひ失ひ、專外見之心懸耆がましき族も有レ之哉に相聞え候、右之風儀に有レ之

候得者、自分勝手向も不如意に相成候間、勤方幷武備等の心懸、家中領内の手當までも、不ㇾ任二心底一候樣に可二相成一哉に候、常々儉にても不如意に候ものは是非に不ㇾ及、儉素の儀を心懸、不行屆候て不如意之儀のみ相歎き候は、一己之不如意にて、享保年中被二仰出一候通、衣服は勿論嫁娶之規式、或は饗應、幷普請その外道具類供廻り等之儀迄も堅相守、專ら儉素に致し候て、下々風儀之手本彌々厚く可二心懸一候

右之趣可ㇾ被二相觸一候

八月

大目付へ

近年打續作毛不ㇾ宜、御收納も相減候上、去年出水等有ㇾ之、別て御物入等も莫太に及び候に付、去る卯年被二仰出一候御儉約之年限に拘らず、此度改て當未年より來る酉年迄三ヶ年の間、嚴敷御儉約被二仰付一候、近年何方も作毛不ㇾ宜候て、手當救方物入等も可ㇾ有ㇾ之儀に候、右に付何も儉素之儀別て心懸可ㇾ被ㇾ申事專一に候、依ㇾ之右年限中は將軍宣下招請も見合可ㇾ被ㇾ申候、且各々音物之儀、表向幷定式のさまで輕き品たりとも、相贈り被ㇾ申間敷事

右之趣可ㇾ被二相觸一候

未八月

大目付へ

萬石以上以下末々に至迄、常々分限に應じ、可ニ相成一程は儉約を用ひ、勝手向取亂し不レ申、御奉公出精相勤る心懸專要に候、儉約を相守り候とて、知行高相應之人馬武器等不ニ相嗜一儀は有レ之間敷候

一　文武忠孝は前々より御條目第一の事に候得ば、別て心懸可レ申儀に候、若き面々は平日武藝等も隨分出精可レ致候、亂舞其外は畢竟慰の筋に候得ば、程能相用可レ然候、事に致候ては自然と武道薄く可ニ相成一候間、其所に心を用ひ候樣可レ被レ致候

右之趣向々へ可レ被ニ相觸一候

未六月

大目付へ

都て朱幷朱墨之儀、朱座之外にて取扱ひ候儀は勿論、猥に賣買は難ニ相成一條前以觸置候、然る所近頃出所しれざる朱賣買致候趣相聞へ、不埒の至に候、前々も相觸候通り彌急度相守り、紛敷朱賣買致まじく候、萬一出所不レ知朱持參賣拂度よし申者有レ之候はゞ押へ置、其すじの奉行所へ早速訴出可レ申候、若隱し置外より相知れるにおいては嚴敷可ニ申付一候

未七月

右之通可レ被ニ相觸一候

文武之師家左之通

一儒學

一禮

一樂

一書　閑院宮諸大夫

一（神道流）馬術　山城加茂社家

一同　大御番

一（竹林院）射術　閑院宮御家來

一（南部流）鐵炮　備後三好士

一（關口流（まゝ））柔　伊達遠江守家來

（小普請組）中坊金藏支配　山田茂平（未六拾歳）

荻野正右衞門　指南

（松平紀伊守家來）松崎才藏

（京都官人）高橋若狹守　指南

（郢曲）持明院宰相殿　指南

（横笛京都樂人）豐原市正

（筆道古法）木村日向守　傳授

西池主水正　免許

三浦數馬　免許

縣主膳　免許

倉光與惣右衞門　免許

大久保七太夫　免許

一忠孝直眞流劍術　同人家來　杉山學右衞門　免許
一心流同斷　元御持組方　服部莊會　免許
一武藏流同斷　甲州鄕士　馬場嘉平次　免許
一同斷　父山田甚太夫　家傳
一萬流同斷　藝州浪人　井上與惣兵衞　免許
一食勇流同斷　右同人　免許
一佐分利流鎗術　備後三好　佐分利庄內　免許
一同　同斷　湯淺七郎兵衞　印可
一伊賀流兵學　細野雲助　免許

右忠孝文武之道多年無二怠慢一修行仕候得共、甚未熟に付、指南弟子取等一切不レ仕候、以上

未八月　山田茂平

萬石以下御旗本之面々へ申聞覺

一衣食住道具隨分有合用ひ、古く共見合無レ搆可レ用、新規之儀可レ爲二無用一候、朔望廿八日其外御規式等之節は格別、平日は白小袖不レ及二着用一候事

但上着只今迄島類着用無レ之候、向後は可レ致二着用一候事

一　家中之衣服猶以被レ用候程は可レ用レ之、幷綿布取交候とも、いづれ勝手に能樣に可レ被ニ申付一候、尤公儀へ拘り候儀は格別、家督嫁娶初一類贈答、只今迄の半分たるべき事

一　家督嫁娶之振舞は、近年御意之趣をもつて輕く可レ致、其餘之祝儀は吸物盃事ばかり、振舞無用に候、少身の輩は一向盃事たるべく候

但常々參會、平日用ひ候給ものゝ儀、少しも取繕ひ申まじく候

一　相成候程は、知行所者召抱置可レ然、惣じて相對に召置候ものも、いか樣にも用事辨じ候得ば、男ぶりに構ひなく召置べき事

右之通、三ヶ年急度可ニ相守一事

八月

享保年中被ニ仰出一候趣を以、猶以心得のため相觸候、近年衣類飮食無用之費之事おほく候、肝要心懸之儀は薄く相成、幷定の人數等も不足有レ之趣相聞へ候、畢竟本末取失ひ候事に候、能々可ニ心掛一候

右之趣萬石以上之面々へ可レ被ニ相觸一候

八月

天明大政錄卷之一終

天明大政錄 巻之二

御役人方へ被二仰出一覺

近年打續凶作之處、去午年關東洪水にて、御收納過半相減候上、御救御普請、并に在町御救御手當不レ少、其上吉凶に付ての御物入夥敷儀に付、御勝手向御差支に相成申候、依レ之去卯年被二仰出一候御儉約之年限に不レ拘、當未年より來々酉年迄、役所々々出精打はまり候て、御入用減じ高の勘辨いたし、一年の御定高申上候樣致べく候、唯今迄御定高は有レ之候ても、臨時の御入用相增候儀も有レ之、尤年々御入用向にしたがひ、增減はあるべき儀に候へども、只今迄の御定高に不レ拘、銘々役所限り出精をもつて、御定高なるたけ相減じ候樣に致し置候段、御入用筋被二仰渡一候ても、差廻し可レ然儀にまたく差略いたし、宜筋等は聊無二遠慮一役所限りの儀存念評議之趣申上候樣可レ致候、役所々々御入用減じかた、勘辨之趣早速可レ被二申付一候、右之通り一役所限り、出精勘辨を以て御入用減じ候得ば、其もの勤向も別て相顯候儀に候間、厚く心懸出精可レ被レ致候、惣て御手當御仕置筋御差支なきための御儉約に候、下々の困窮に相および候得ば、御趣意に相背候儀に候、只人々儉約の儀相用、賄賂筋一己の私打捨候て潔白の道相磨き、御無益御費無レ之樣、器量一盃之儀可二相勤一御儉約專要に候事

未八月

御老中方被二仰合一

着服之儀、以來は裏附上下も茶宇縞をかぎり、小紋并織上下棧留等專らに相用ひ可レ申候、琥珀決して着用致間敷候、小袖等も右に准じ相心得、白小袖も裝束の節、并熨斗目着用之外は、重て着用致間敷候、尤平日は白小袖にも限らず、取交着用致べく候、夏袴も一通りの精好を限り相用可レ申候、尤茶宇精好の類も目立候ほどの地合等、上品は用ひ間敷候事

一　部屋番并供廻りの衣類、主人の衣服に准じ、花美に無レ之樣可レ致候、琥珀の羽織袴等は着用致申間敷事

一　用人取次有合の麁服相用候共勝手次第、格別不敬に無レ之樣に心得、主人唐棧留に候得ば、家來は和棧留用ひ候ても不レ苦候程の心得にて申付候事

一　使者徒士使共外表向へ拘り相勤候ものも、右に准じ花美に無レ之樣可二申付一候事

八月十一日

一　都て慶び事等申合にて、只今迄表使を以鮮魚遣し候處、以來生肴相止、干鯛一懸相贈可レ申事

但用人側用人使者を以祝儀物等遣し候儀も有レ之候、樽代卷物等も相止、干鯛一箱に限り可レ申候

一　御役被二仰付一候節、格別重き儀同席に相成候事に付、樽代卷物相贈可レ申候、併別段に内々贈物無

用可レ致事
一　師範と申にては無レ之候得ども、間合等いたし候方へは、別段卷物樽代等相贈申候事、この外に別段贈物無用可レ致候事
一　暑寒見舞書札肴遣來候處、肴相止め、書札にて見舞可二申遣一候事
一　月並にて申付候品、只今まで三四度遣し來候處、以來相止候事
但内約束にて同席懇意の上贈候は勿論、とかく心次第之事、併是とても繕ケ間敷迄り候者は無用可レ致事
一　御内献上の品々の內、御殘配りの儀有レ之候處、以來は相止可レ申事
一　年始三ケ日御規式濟、月番へ書札を以肴遣候分、是又表使は口上計可二申遣一事
一　御法事御用懸の節、爲二見舞一菓子折幷に宅へ麵類遣候得共相止、宿坊へ精進物一種遣可レ申事
一　病氣見舞、日數引込候得ば、爲二見舞一輕き肴遣し可レ申候、四五日の儀は音物等に及び申間敷、使者計遣可レ申事
一　差合の節も輕きは使者ばかり、重きは精進物一種、使者を以相贈可レ申、其外音物に及び申間敷事
一　唯今迄祝物等來候節答禮遣し、又答禮の挨拶使は遣し候儀有レ之候得共、右猶また答禮の挨拶使は

相止め可ㇾ申事

但都て右の心得にて、無益の使者は取り遣等無ㇾ之樣可ㇾ致候

一　若年寄衆御側衆へも、右に準じ取計らひ可㆓申遣㆒事

一　右之外不時の儀、都て手輕に限り、見合候て可㆓取計㆒候、猶又其節に至り申談じ、過不及無ㇾ之樣可ㇾ致事

八月

申合書付　　但御老中

一　御鷹の鳫披、御役日の祝儀、例年客來有ㇾ之候得ども、年限中は相止可ㇾ申候事

八月廿四日

御勘定方へ被㆓仰渡㆒候御書付

一　百姓は國の本にて候、百姓の辛苦察し、飢寒無ㇾ之樣心を盡し可ㇾ申事

一　百姓の風儀近年奢耀がましく、おのづから業にも怠り候樣相成候に付、荒地等も出來いたし、手入等無ㇾ之候に付、作かたも多分不ㇾ宜候樣に成行候事甚以不ㇾ可ㇾ然候、右に及び候は、畢竟御代官の面面心得違ひ有ㇾ之故に候、以來はきつと心がけ候て、衣食住の儀は勿論、聊奢耀がましく儀無ㇾ之、萬事節儉相用、取計らひ候事も手代まかせに仕らず、自身勤候儀肝要に候

一　百姓は上より遠く候に付疑ひ有レ之ものに候ゆへ、上よりもおのづから下を疑ひ候樣に相成候、上下疑ひ無レ之樣潔白正路にははからひ可レ申事

一　願訴訟等も上へ出不レ申、押へ置候樣にのみ心掛候樣に相成候て、下情も達し難しとて、小事も後には事もつれ候に付、其節に至り下より止事を得ず强訴におよび、或は江戶へも自然と出相重り、難儀候樣に成行事、甚以然るべからず候事

一　山林竹木猥りに伐採るべからず旨、古來より制禁に候、近年諸國山々もおほく荒候樣に相成候間、おのづから國用も乏しく、川々等も埋り、出水の變も生じ候、前條古來より制禁彌堅相守り、苗木植立ゆだんなく可ニ申付一候事

一　近年一己の巧を可レ立ため、運上又は新田等の儀申出、永久の儀をば不ニ相計一候て、古田は却て荒候樣に相成、あるひは用事乏しく下々彌增困窮に及び候をも厭ひ不レ申樣に相成候事、王政の旨に違ひ甚以不レ可レ然候事

東都より沙汰之趣丁未九月十三日

一　尾州公去年已來、當春米高直之節も五斗買より高き儀は無レ之由

一　去年已來孝子善人七拾餘人、御褒美これあるよし

一　白河公初て御歸國ありし時鷹狩し給ひしに、百姓の家へ立よらせ給ひ、百姓の給物腰辨當御自身

出し給ひ、給物を御もらひ有レ之、御立歸り御家老達を召して、この給もの今日放鷹先にて百姓申請とり歸り候、給て見候へと仰られ、扨々不便千萬なる事也と仰あり、其以後は格別儉素にしたまひ、御肌着より御上着迄綿服に被レ成、夜具までも木綿になされ、平日始終綿服めされしと也、御家中も武器類は格別、ほか〳〵道具に銀用ひ候事堅相成かね候よし、御家中三味線停止とはなけれども、侯御好なきゆへ、一向に三味せんなど持候人なしとなり

一　侯の夫人夏はきびらにうるし紋の帷子を用ひ給ひしとなり

一　御同席松平周防守殿抔侯より御文通に極樣に御書、いつにても御用向奉レ伺と書せられ、甚謙遜に御座ありしなり

一　京都市中も何となく、奢もすくなく、衣服も質素になりしとなり

右之沙汰は慥成說とて申來候也

九月十一日　　井伊掃部頭

依二内願一役儀御免、備前祐定御刀拜領被二仰付一、をり〳〵は御用部屋へ可二罷出一旨被二仰出一候

同十五日　　上杉越前守

當職以來隱居被仰付候迄も、國政の儀格別に有之趣達上聞、一段之儀被思召上候、家政の儀猶又厚く心添致候樣被仰出候

右於御白書院御緣頰老中列座、周防守申渡之

御羽織三　右同人

右は此度病氣の處、押て登城致し候に付被下候旨、於同席老中列座、周防守申渡之

九月

享保年中より於聖堂日々講釋の儀、林大學頭へ被仰付候間、貴賤に限らず罷り越候樣との御事に候

同廿五日　松平越中守

右被仰出之趣、於東都御家中一統に御觸有之

御議定御勝手御しまり向御役被仰付候

一　同廿六日諸大名殘らず登城、御代替に付武家諸法度被仰出候御書付、林大學頭讀之

丁未十一月　田沼能登守

田沼主殿頭勤役中、不正之取計有之候に付達御聽、不埒之至思召候、依之相良之城地被召上、此度三萬七千石御取上、隱居被仰付、壹萬石嫡孫承祖龍助へ被下置候、主殿頭儀下屋敷罷越、蟄居致し

可レ被二罷在一候、此段可二申達一、於二御白書院一溜老中列座、備後守申渡書付相二渡之一

田沼主殿頭

其外勤役中不正之取計共有レ之候段追々達二御聽一、重々不埒之至思召し候、御先代御病中達二御聽一、御沙汰之趣も有レ之候に付、今度三萬七千石御取上、隱居被二仰付一候、下屋敷へ相越し蟄居いたし、急度愼可二罷在一候

田沼龍助

其方儀父主殿頭勤役中、不正之儀有レ之候に付、隱居被二仰付一蟄居致し、急度愼可レ有旨被二仰付一候、主殿頭儀御先代御取立之儀に付、御先代にも御宥恕の御旨有レ之候に付、其方へ爲二家督一壹萬石下しおかれ、遠州相良之城は被二召上一、差控可二罷在一候

田沼龍助
家老共

田沼主殿頭事勤役中、不正の取はからひ有レ之段追々達二御聽一、重々不埒のむねに付、此度高三萬七千石被二召上一蟄居いたし、急度相愼可二罷在一旨被二仰付一候、御先々代御取立、御先代御宥恕の御旨も有レ之候に付、嫡孫龍助へ家督として壹萬石被二下置一、遠州相良之城被二召上一、差扣可二罷在一旨被二仰付一候、龍助儀幼年之儀に付、家老共申合、萬端相愼、諸事入念可二申付一候、火之元別して念いれべく候、

在所家老共にも同樣可₂相心得₁候

一　大目付松浦和泉守同道にて、能登守主殿頭宅へ相越し、父子へ被₂仰渡₁候趣立合申₂渡之₁、幷家老共へも申₂渡之₁

但右被₂仰渡₁候趣、主殿頭不快平臥にて罷在、難₂罷出₁趣に候得ば、寢所へ罷り通り、面前にて可₂申渡₁、闇き間抔に候ば、障子明候て明白に致し、平臥にて夜具着居候へば夜具引明け、面體慥に見請候て可₂申渡₁旨、能登守ならびに和泉守へ被₂相達₁候旨

同三日

岡部美濃守

遠州相良之城請取、在番被₂仰付₁候、二萬五千石の役高を以可₂致₁用意₁候

御使番

永井伊藏

御書院番

久留十左衞門

右者城引渡被₂仰付₁候間、可₂致₁用意₁候

右牧野備後守申₂渡之₁

同五日

御使番
大久保　宗兵衛
御小性組
井上平兵衛

右者城當分取締り罷越候樣、備後守申㆓渡之㆒

御用番牧野備後守へ被㆓差出㆒候窺ひ書

私儀遠州相良城請取として在番發足之儀被㆓仰付㆒候、御役高用意仕、人數不足之處は在所より呼寄、私儀は御當地より直に彼地へ罷越候樣仕度候、在所程遠之儀故、此段申上候、以上

十月五日　岡部美濃守

| 永井伊織久留十左衛門申合可㆑有㆓出立㆒候 |

覺

一　私儀相良表へ發足之儀、何頃之心得に可㆓罷在㆒哉

一　是迄城請取在番等相勤候面々、多分在所最寄にて被㆓仰付㆒候樣相聞候、私在所之儀は遠路之儀ゆへ、相良在番中彼地に相詰可㆑申儀に御座候哉、または勤番之家來共殘置、私儀は御當地へ罷出可㆑申

儀に御座候哉、右之通り奉レ伺候、以上

家來計殘置、當地可二罷在一候

十月五日　岡部美濃守

一　此度遠州相良城請取在番被二仰付一候に付、御黒印頂戴仕候儀に御座候哉

御黒印被二成下一にて可レ有レ之候

一　御黒印被二下置一候ば、相良城内へ持參仕り、何方へ返上可レ仕哉

在番中所持、在番御免之砌可レ被二相伺一候

右之通奉レ伺候、以上

十月五日　岡部美濃守

覺

令二承知一候

一　相良城請取在番被二仰付一候に付、誓紙奉レ願度候

一　此度被二仰付一候永井伊織久留十左衛門より、先達て罷越可レ申哉、跡より罷越候樣可レ仕哉

右之通奉レ伺候、以上

十月五日　岡部美濃守

覺

一　此度奉レ伺候儀共、寶暦八寅年松平能登守濃州郡上の城請取、在番被ニ仰付一候節之先例を以奉レ伺候儀御座候

一　相良へ召連候騎馬幷武器等之儀、貳萬五千石の先格難ニ相知一候に付、貳萬石と五千石の騎馬差積り、書出申儀に御座候

一　相良へ召連候惣人數之儀、猶又相伺ひ候上、追々申上候樣可レ致候、以上

十月五日　　岡部美濃守

一　貳萬石役高

騎馬貳拾五騎　　鐵炮六拾挺

旗七本　弓貳拾挺　　長柄六拾本

右之通御座候、此積にて用意可レ仕と奉レ存候、先格相知れがたく候に付、此段奉レ伺候、以上

可ニ伺之通たる一候

十月五日　　岡部美濃守

例書

享保八酉年十二月松平紀伊守樣、和州郡山御城御請取御在番被ニ仰付一候節、翌年正月御當地を御發足、同二月郡山御城御請取相濟申候

一　寶暦八寅年十二月松平能登守様、濃州郡上御城御請取、御在番被仰付候節、翌年二月御當地御發足、同四月郡上御城御請取相濟申候

右之通御座候、此段各様迄申上候、以上

十月五日

岡部美濃守家來

府川仁助

相良へ召連候人數

家老　中　與左衛門

栗宮七郎兵衛

番頭　濱田七郎左衛門

那須爲右衛門

用人　平生右兵衛

御旗奉行　桑山友右衛門

甲賀頭　前川元右衛門

大塚兵右衛門

留守居　府川仁助

徒士頭　乾　新　助

取　次役　三　人

足　輕　頭　三　人

長柄奉行貳人

大　目付　貳人

使番　貳人

馬廻り之者　拾人

近習士　四拾貳人

甲賀士　五拾人

徒士　貳拾八人

〆侍方百六拾七人

右已下小頭小役人足輕中間

千五百八拾五人程

都合人數高千四百六拾人餘

來十一月三日美濃守殿御出立、拜見之人より書付來る

先備　弓鐵砲　長柄數多、其外諸物頭家老平士等

貳番備　鐵炮五拾挺、是は持筒搏手五拾人、士と相見へ附
　　　　添居申候

　　　　　　　侍已上は塗笠と相見へ申候

此貳の手　弓廿張、長柄貳拾本、騎馬の侍ひ拾貳人計

旗本　　弓鐵炮に長柄貝太鼓迄引具し、太鼓は負せ候て
　　　　太鼓打の裝束見事なることのよし

一　騎馬廿五騎と書出にはあれども、餘程多く候、朝五ツ半時より先手くり出し、八ツ時迄通しとなり

一　弓鐵炮凡かぞへ見しに、百貳拾挺、弓貳拾張程有しとなり

一　家中の持たせ候弓餘程おほく見へし、尤臺弓はなし、壹張ヅヽの弓を持たせ、中には馬先へ矜箙（箙カ）などもたせる人もまゝありし、甚見事のよし、其外腰にさし候騎馬士もあり、種々の出立見事也、尤總體綿服のよし

但　當春高松公京都へ御名代の人數より多く有しとの評判、岡部侯の人數凡三千人といふ沙汰之由

一　岡部殿御馬先へ、種ケ島と見へし鐵炮五挺、一文字に並び供せしとなり

一　跡乘家老粟宮七郎兵衞行列りつぱ成事のよし、對鑓四本、持鎗貳本、はな馬牽馬以上貳疋のよし

一　岡部殿御出馬通り町筋御通行

將軍も御すき見遊ばされしとの風說有しなり、夫ゆへ通り町すじ御出馬と風聞有りしなり

丁未十二月

阿部伊勢守殿にて御留守居被召呼、左之通り御書付御渡被成候

岡部美濃守

遠州相良城破却被仰付候に付、取毀之儀井上武三郎、本多伯耆守、西尾隱岐守へ被仰付候、右三人より人數差出し候筈に候間、可被得其意候

岡部美濃守

遠州相良城破却被仰付候に付、城破却にしたがひ、在番人數追々減少可致候

一　右城付武器之儀、別紙之通り可被心得候、米金鹽味噌等の儀は、御勘定奉行承りあはせ、御代官へ引渡し候樣致さるべく候

天明大政錄卷之二終

天明大政錄卷之三

本多伯耆守

遠州相良城附武器之內

一 長柄　五拾筋
一 弓　四拾張
一 弓臺　五ッ
一 弦〆革　三拾貳
一 鐵炮　六拾五挺
一 靫　四ッ
　內
一 鐵炮 三百目壹挺鑄形附
一 拾匁　五挺
一 三匁五分　貳拾七挺

一 同替鞘　五拾
一 征矢　五百五拾本
一 關弦　七拾
一 矢柄簞笥　壹荷
一 手鎗　拾八本
一 弓〆革五
一 百目　壹挺
一 六匁　三拾三挺
一 胴亂　八

一 火繩 四拾五
一 鐵炮革覆 貳
一 陣貝 壹
一 陣太鼓
一 數具足 貳拾領
一 陣笠 六拾
一 鑄鍋 壹
一 藥入 八
一 貳拾目 壹挺
一 玉箱 貳荷
一 四匁三分 五挺
一 小性具足 貳拾領
一 三ッ道具 三組

右之通城附候間、岡部美濃守相談可レ被ニ請取一候

西尾隱岐守

遠州相良城破却被ニ仰付一候、取毀之儀被ニ仰付一候條、人歩被ニ差出一候樣可レ被レ致候、委細之儀は御勘定奉行可レ被ニ承合一候

西尾隱岐守

遠州相良城附武器之内

一 長柄 四拾本
一 手鎗 拾五本
一 同替鞘 四拾貳
一 關弦 五拾三

一 弓 三拾六張
一 靫 四ツ
一 弓臺 四
一 弓〆革 四
一 弦巻 貳拾五
一 鐵炮 六拾挺
一 征矢 四百七拾本

内

一 百目 壹挺鑄形附
一 火繩 四拾五
一 五拾目 壹挺
一 鐵炮革覆 貳
一 拾匁 四拾挺
一 數具足 貳拾領
一 六匁 貳挺
一 玉箱 壹荷
一 五匁 貳拾壹挺
一 小性具足 拾七領
一 四匁三分 五挺
一 三ツ道具 三組
一 三匁五 分貳拾五挺
一 鑄鍋 壹ツ
一 胴亂 七
一 藥入 七

右之通横須賀城附に御預被二仰付一候間、岡部美濃守相談可レ被二相請一候

十二月　　井上武三郎

遠州相良城附武器之内

一 長柄 八拾筋　一 弓臺 六
一 同替鞘 七拾五　一 弓〆革 六
一 手鑓 貳拾五本　一 關弦 百
一 弓 六拾張　一 弦〆革 六
一 征矢 八百五拾本　一 鐵炮 百挺
一 靫 六

内

一 弩 壹
一 三百目 壹挺 鑄形附　一 火繩 六拾
一 五十目 壹挺 同　一 鐵炮革覆 三
一 百目 七拾挺　一 玉箱 貳荷
一 拾匁 七拾挺　一 陣貝 壹
一 六匁 五挺　一 陣笠 七拾

一　四匁三分　七挺　　一　三ツ道具　五組
一　三匁五分　貳拾挺　　一　ねぢ板　壹本
一　胴亂　拾貳　　一　鑄鍋　壹
一　藥入　拾
右之通濱松城附に御預被ㇾ成候間、岡部美濃守相談可ㇾ被ㇾ請取ㇾ候
丁未十二月
明善根武器三口之高左之通
一　長柄鎗　合百七拾七本　　一　手鎗　五拾八本
一　弓　百三拾六張　　一　征矢　千八百七拾本
一　鐵炮　貳百貳拾五挺　　一　小性具足　七拾貳領
一　數具足　八拾領
一　金　壹萬三千兩　　一　米　千俵
一　味噌　拾樽　　一　鹽　三拾俵
右之通御勘定奉行久世下野守殿御差圖相濟、相良城へ殘し置候樣田沼龍助へ被ㇾ仰渡ㇾ候旨
未十一月

一　相良城岡部殿御請取後、刹捨之儀被二仰付一候、晴天十日の內に日々人夫壹萬人ヅヽ出し、打崩し引くづし、木石、戸障子等まで其所に其まゝに捨置候樣にとの御事之由、世の人いへるは不忠の人築の城地なれば、刹捨になりしかといへりとぞ

田沼主殿頭殿へ被二仰渡一之趣

其方儀積年御側を相勤、格別蒙二御懇意一、拔群之以二御厚恩一追々結構之身分に候得ば、責ては寸忠を立、御學問を御すゝめ申上、何卒御政事に御自親被レ爲二知召一已後は、御先代樣御同樣の御盛立にも被レ爲レ有、上下一統御仁德を奉二感戴一候樣いかにも心付、諸事御傳受可二申上一處、無たいして御讀書の儀はもちろん、本朝古來の義士勇忠臣諫臣等の議論にかゝはり候儀、御側向より不レ申候樣嚴しく禁制申付、たとへば小兒同樣に御仕立申、御政事之筋は夢にも御存知不レ被レ遊、天然の御物好計にて、世の中何れも殷富とのみ被二思召一、御物好之所より阿諛を以附入追々巧智をめぐらし、近年薦擧進途之權家は、みな〱其方親族のものばかりにて、其方召仕の妾を願望のはかりごととなし、度々登城仕ことに數日逗留、その節は莫太の金帛相おくり、內外の親睦を締ひ置き候儀、人口にも不レ顧致し方に候、その上悴事は御奉公の年功も無レ之ところ、右の巧智をもつて若年寄に經上り候、是また才德有レ之もの無二餘儀一事に候得ども、あ一愚の生質にて、親の權威をかりて諸家の金銀寶物をむさぼり集め、すでに佐野何某の爲に遂二狂死一候程の惡行跡、恥辱無二此上一事に候處、その節も慈服恐懼の顏色すこしも

無レ之、公然たる勤方言語に絶し、甚以人情に遠き樣子に候、尤其以前より權勢あひつのり、まことに天下の御政務その身壹人に歸し候にしたがひ、總じて御儉約と申名目を立、御賄部より始御召物、その外一切の御用のこらず代金のみに相拘り、自然と麁薄に相成、是等も誠に以冥加恐しき儀に候、扨儉約と申は聖人の大德にて至て宜事に候得ども、上たる御壹人またはしんみたるものゝ上にて、兎かく君臣たる人の行候儀にて、臣子たるものより君親たる人のために行候道にては無レ之、その上誠に儉約と申仕方に無レ之、收斂の筋に候得ば、下々より自然と上を奉レ恨候樣に成行き候、此段文盲ゆへと存候、儉と悋と表裏にて候儀、相わからず御政害此上なき事に候、それゆへ追從の諸役人吝嗇の筋を儉約とこゝろ得ちがひ、下々痛みに成候ても上へ御利益付候得ば、諸事遠慮なく興行申候、依て姦智のものどもたゞ近年吝嗇のすじより立身いたし、諸大夫に至り候人間々有レ之候、是等は民の袖をしぼり、上の御仁德を損じ候て、不忠不義可レ申樣なき次第に候、吝嗇のすじより御代々御傳來之御武器等年々疎と御手入も仕らず、見分の處上直し候得ども、誠の御用にも不レ立儀あまた有レ之候、是等は其掛りにて心得有レ之候、諸役人は平生不レ堪ニ歎息一事に候

一　拾ヶ所火消屋敷は火事の節、御手當とは申ながら、其實は御深慮の有レ之御大切の御役屋敷にて候、然處御儉約と名目ゆへ、十五年前辰どし大火已後、別して御普請麁末の時ぶん、その後御修覆も無レ之、近年壁等落候て、外より內まで樣子見へ透し候處も有レ之候事

一　伊勢天照大神宮之御社は、貳拾五年目には新規御造營有レ之來候處、願候ても取上不レ申候、傳通院は御先祖樣格別之御由緒有レ之御寺に候處、近年及ニ破損一候故、度々願出候得共取上不レ申、御宮から御寺からゆゑ、賄賂金差出候儀無レ之故聞屆致さず、追々大破に相成候、此外相準候儀種々有レ之候得共、右貳ヶ所は重典のものとも可レ申、何等の御用差置候ても、第一御普請無レ之候ては不ニ相叶一事に候ところ、秋毫も不レ留ニ心頭一候得ば、自然と上の御德輝も薄く成行候事

一　其方儀御役屋敷內之儀は同席と違ひ、格別美麗をつくし、衣食幷翫器木石にいたるまで、天下に無ニ比類一結構にて、居間の釘隱し等も金銀無垢にて作り、是又銀座のものどもより賄賂にて相贈候のよし、是に准じ其餘一々擧るに不レ過候、木挽町屋敷は唐木作りに造り候座しき有レ之、物見座敷も通りの堀御用に託（なぞら）へ浚申付、濱町屋敷者御當代初より花美を極め、三方の堀是又御用に託浚申付、その上類燒後間も無レ之、以前より格別之再造營申付、大火後御家人初一統夥敷難儀致し候儀、眼前に能々存ながら、其歎を不レ顧、自分壹人の嬉樂を極候儀、役がら不相應の心得に候、其身は勿論召仕之妻自由自在之驕奢、家來重立候ものども榮耀權勢日々超過、甚しくは非理非法をもつて、公法破り候事も間々有レ之候、上之御威光年々におとろひ、その方壹人の權勢日々盛に相成候、たとひ上樣には萬事御儉約のみにて、その身始家來のもの共まで莫太の奢りを極候事如何心得候哉、附り諸大名官位之儀者、天聽へ奏達も有レ之候て至て重き儀に候處、金銀をもつて賄賂候得ば、容易に取持世話いたし候儀有レ之、

溜間詰席之儀者御補佐役にて、時に取候ては重き御政事にも相かゝり候得者、家柄といへ共若年又は行跡不正之人は其用捨可レ有レ之處、賄賂候得者その選も不レ致候て格別無レ之候事

一 家柄之諸侯金紋之儀、賄賂金にて取持彼是取繕ひ、願之通り被ニ仰付一候上にて、また／＼被ニ差留一候儀、全くその方一存之取はからひにて、金銀に迷ひ候致し方顯然に候

一 岸山の儀者良蔭の清流岩石の地にて、御先々代様は御深慮にて放し馬御取寄、厚く御世話被レ遊候、御牧場繁昌候之處、是又山師共より賄賂金銀を以、御爲御益と申名目に泥み、樹木を伐り出し候ゆへ、日蔭薄く清流も汙候て、牧馬夥敷死失に及候事

一 近年御用金と申名目にて、呉服所より諸大名へ御借金有レ之候、もつとも右金子者呉服御用金之内にて、其利分金を以年々御召物代金に相成候由、縦ひいか程御儉約に相成候て御爲とは申ながら、御借金の利足を以御召呉服代金相補ひ候儀、鄙劣の至言語同斷之事、その上右御借金之名目にて諸權門家來金銀儲居候ものも差加り、畢竟上の御威光にて元利滯なく取立、損金無レ之樣にと姦商の巧にはまり、上之御德を穢し候事

一 近年町人共へ御借金之儀に付姦曲之儀有レ之、その上預り候町人殊の外難儀及ニ迷惑一候事

一 金座之儀者御由緒有レ之候得共、元來町人の事に候得者家業がらと申、平生帶刀曾て及不レ申候處、是迄賄賂金を以取扱、平生帶刀にて相勤候樣に相成來、依レ之御家人惣て信服不レ致候事

一　百姓町人帶刀は重き制度にて、古來より人數も大かた相定候、然處御領御代官よりさしたる儀無レ之候を、兎や角と申出候得者、御褒美として金銀被レ下候て可二相濟一候處、帶刀御免被二仰付一候もの金銀賄賂より相調候事

一　御用達町人共の內、家業柄又は御由緒有レ之ものにも、年來知行幷御扶持等被レ下、拜領屋敷等も有レ之ものは格別に候へども、身元慥成と計にて被二仰付一、中興の御用達の者共の內、火事場幷道中帶刀賄賂金差出相願候得者、取持御免有レ之事

一　於二殿中一熨斗目着用の儀御家人といへども不二容易一の處、御用達町人共のうち、是又賄賂金差出し取扱候故御免被二仰付一、尤是等一統之御用に候得共、一同に可二仰付一候處、壹人又は貳參人限り候儀、全く賄賂金にて相調候事顯然明白に候事

一　波鑄錢の儀者目方近年別して輕く相成候、依レ之通用之位年々相減、是等は最初より姦滑のもの深巧、眞實之洞智無レ之ゆへ、諸人之難儀にて、世々衰微相成候事少しも心付不レ申、當然之賄賂金に迷ひ候事

一　南鐐銀の儀者表に八片を以小判壹兩に換と申銘有レ之候得ども、全體姦猾ものゝ巧みゆへ性分不レ宜、唯今にて者彌怪敷相成、中々八片にて小判壹兩に換不レ申候、是又上より下を欺被レ遊候に相當り、畢竟賄賂金取り候て御益御爲と申筋より行はれ候得ども、後代衰微の端しと相成候、近年通用新鑄錢

全體方具に佐土を交候ゆへ、通用の內何程歟くだけ捨候儀不ニ相知一候、寛永通寶といふ大切の文字をすへて文錢同樣通用被ニ仰付一候ところ、全御威光にて下を御欺き被レ遊候者無理の至候へども、是また賄賂金にて相調候之事

一　御曲輪の內屋敷等地面廣く出張るか、普請幷火除之地俄新屋敷出來候儀、賄賂金差出候得者、近年願之通り被ニ仰付一候事

一　淺草御藏前火除地、格別の御用地に候得共、近年町家の者へ賣渡しに被ニ仰付一候、其方全賄賂金にて相調候事

一　中橋廣小路の儀者古來より火除地にて、其上爲ニ通用一先年御堀へ掘割の儀御用吟味被ニ仰付一候て內吟味有レ之候得共、近年御用達町人共よりまいない差出候て願候へども、追々拜領に被ニ仰付一候事

右數ヶ條之儀者、畢竟金子貪取候爲、御制度幷御用地等權威を以賣物に致し候に相當り、其罪深重候

一　駿遠參三ヶ國は御代々關閲の地に付、かならず交代相勤候場所にて候處、近年御役望のものは、在所に罷在候ては御役替りの間に合不レ申ゆへ、金子をもつて賄賂のとり扱大方在所へ罷り越し不レ申、病氣と申立いたし滯府候故、右三ヶ國諸侯至つて相減候、是等は古來より御大切の國に候處、等閑に相成候事如何心得候哉、畢竟賄賂金に迷ひ候故、諸規定も混亂に相成候事

一　近年諸國鐵の儀、大坂表鐵座被ニ仰付一候處、賄賂金差出し願候處は、鐵座の外賣出し候樣に相成

候事

一　九州邊にて近年川境爭論有レ之、双方より重立候役人出府有レ之程の儀に候、是また最初より賄賂金取候て、片落偏頗の執計より事起り候事

一　其方家來潮田典膳奴僕、先年神田橋御門番所にて夜中狼藉のせつ、權威に任せ無法の取捌、稻葉何某家來當番の重役人不調法に相成候、依レ之列座の諸侯及二憤怒一候事

一　近年不學庬術の醫師共賄賂金差出願候得者容易に御目見被二仰付一候事、是等の儀は重々不屆に候、第一司命之職に候へば、御撰も可レ有レ之筈之處、其所心付不レ申甚不實之至、就レ中その方及二嘲哢一候事、是等は上之御格條被レ任二權威一候にあたり候之事

一　其方御加條拜領采地之砌、近隣又は遠境にて、諸侯方累年領し來り候膏腴之良田を引替候ゆへ、從來困窮之諸侯彌以及二難儀一候、依レ之其方へ意恨を含候儀數多有レ之事

一　八丈島產物之儀者多年問屋有レ之、前金差出し所々にて數人渡世致し來り、然る處此度上より新規に御買上の御役所を相立候、依レ之是までの問屋共より差出置候前金みな〳〵損金に相成、家業にはなれ候て困窮におよび、其上已後は御役人の働にて、定て長崎にて唐船荷物御買上同樣に下直に可二相成一候事、古來よりその證據有レ之候ゆへ、八丈島のもの後來は直段引合中間敷候得共、是非なく沖中にて拔賣等いたし候儀忽然に候、その節公法を以罪科に被二仰付一候儀も可レ有レ之候、是又全く下々金

銀を御しぼり被レ成候筋にて聚歛と申ものに候、聚歛の臣あらむよりは、寧盗臣あれとの聖言恐れざる愼より取計らひに候、辛政よりも恐しとは今の世の事を申たるなり、金銀賄賂うけ候て、彼是筋も無レ之權威を以取計らひ候て、家來重き役人共是また金銀私よくに公法を破り候ゆへ、夫を見習ひ諸役人をはじめ、輕きもの下々役儀を以萬事取計らひ、壹人の私欲より天下の士精をうしない、唯今にては武士之義理捨り候て、金銀を集め身分不相應の驕奢を極め候を、業と人々相こゝろ得居候樣に相成、自然と惡敷風儀押移り候儀、共根本は其身壹人の大罪不レ遁候

一　原惣兵衛企之一件取行候もの、誠以天下亂亡たる事必勝なり、右の外上州絹相場、無人島蝦夷印旛沼の儀は不レ及ニ沙汰一候事

天明七未十月二日

丁未　七月廿二日

松平久五郎殿御家賴へ、松平越中守殿御役人より申達候

久五郎樣御在所館林去年出水以後は、下々別して困窮致し候處、御手當御救等も格別に有レ之候由及ニ御聞一なされ、御尤の御事に被ニ思召一候、久五郎樣には御幼年の御事に候得者、別して御家老衆、并その外御役人衆心配有レ之儀と被ニ思召一候、右御沙汰宜趣御用序にても薄々御咄し合の御儀に候得者、越中守樣御間柄之儀に付、別して御大慶被ニ思召一候、此段申述候樣にと被ニ仰付一候

七月廿一日

松平越中守殿御家來御用人へ被二仰聞一候御書付

其身不肖に候得ども、當御代御撰に預り天下の政道を掌り、いまだ御幼稚にまします將軍家を補佐し奉る、誠に任にあたはず、中々天下の御爲に可二相成一とも存よらず、右申談の上にて事を取捌き、津々浦々までも安固と搖りなく治りなびきしたがふ御政道猶更大切に存候、依ㇾ之某存るところを腹藏なく申聞候、所存不所存の事有ㇾ之においては、右存念を殘さず可ㇾ被二申聞一候、國主城主都て萬石以上迄の輩には、譜代恩顧の家臣等數多召し仕へ、就中家臣の忠たるものは、其主人に非道有ㇾ之時は、諫を入れ家の仕置を正し申故、其家に限り國民も安く候、御旗本萬石以下の輩を譜代の家臣と申候も稀にて、新規に召抱へたる家來にて、または自身家を治むる事にて候故、其身正しからざれば忽ち家齊はず、能々考見らるべく候、銘々の先祖たるものは多く候、東照宮に仕へ奉り數度の戰場に身を碎き骨を粉にして相働き、其勳功によつて知行を宛行はれ、今に至つてその身安固に妻子を扶助し、諸人に御旗本と敬れ候、是みな先祖の勳功によつての所なり、しかるに其先祖の恩を忘れ、宛行はれ候知行所を自分のものと心得、百姓をしひたげ、聊も撫めぐむこゝろなし、良もすれば課役を申付るなど致す輩は、みな心正しからず行届かざるより、不學にして何事も不ㇾ辨そだち候ゆへの事に候、父母に孝をなし、兄弟の間をむつまじく、夫婦の別ある事をぞんじ、傍輩に信をもつて附あひ、君臣の間義理

を重とし、此五道を取はづさず相守る時は、其身に恥る事なし、御奉公を勤るに力ありて御用に相立候なり、人倫の本は夫婦にはじまるところ、本妻の外に妾といふものを寵愛し、是が爲に本妻の中をへだて、或は離ゑんの沙汰にいたり、又は妾腹に生るゝ子を愛し、本妻の長子をうとみ、妾のはからひにより長子を廢し庶子をたつる程の事に至るも、まゝおほくあり、是妾におほはれて其身のくらくなるより事起り候、その妻といふもの元傍輩の女を迎ひ候事、假初の事にはこれなく、上へ申上御許を蒙りたる上の事にて候得ば、如何樣の事ありても容易に離縁の沙汰に可レ及といふ共、吾朝において其夫婦の和順を第一といたすは、是等において唐土の風を習ふべきにても無レ之候、離縁を致さず共、夫の心得次第にて、いか樣とも事の鎭らざるといふ事あるべからず、旣に離ゑんいたすには、傍輩の女に瑾をつくるにて、其身親兄弟の間にひま出來、殿中において面會いたすといへども、相互に言語をもまじへず、憤をふくむ事、是奉公のさまたげにも相成候へば、不忠の筋にては是なく候哉、是等の處を相考申べき事にこそ候、又一旦妻を持、その妻死去致し候はゞ、幾度も再縁の事を可二取結一事に候、近年は再緣いたさず、召仕候女にて事をすまし候故、その人がらおのづから損じ候て、輕々しく下ざまの眞似をいたし、たとへば樂しみと致候事も、古來の稀和哥を詠じ、蹴鞠の會茶道具、或ひは連歌俳諧碁等の遊び業ありし處、今にては御旗本に不二似合一三味線淨瑠璃をかたり、隱しては河原ものゝ眞似を致す事もまゝあるよし、是みな本妻といふものなく、召仕の女にて家内を治るゆへ、輕々敷相成

不相應なるものを奥ふかく出入をゆるし不締ゆへ、其身職をおもはず、我儘なる行跡に成行は、爰においては自分勝手不如意に相成、嗜むべき武具をも不㆑嗜、益もなき事に金銀をつひやし、是を償はんが爲、おほく筋なきものゝ子を金銀の持參に愛で貰ひ、賤きものゝ子も緣金によつて養女とし嫁と致すより事おこり、自然と家風を取亂る、天和の法制にありし養子は、同姓より致すとも筋目を正すべき法制に候、某が存るには、已後養子致す共、嫁とり致すとも、緣金と申事は停止せしめ、姓を正し婚姻すべき時節を延さず、相互に可㆓取結㆒事に候、不勝手なる輩は娘を片付候に、金銀の用意これなく自然と時節おくれ候時は、男女の道おのづから正しからざるに至り候、此せつふかく可㆓相考㆒事に候、婚姻の時節をはづれては、年若き面々遊所へ入こみ、不相應の遊び事を致し、風俗を亂し、衣類の紋を略し、夜行の時挑灯の印をかへる抔、衣服の紋は其家に定り候事にて、既に總領家にては何、庶流にては何と差別の事にて、幕の紋より衣服に至る、聊人に不㆑紛樣に致す事に候、夫を心得違其時に至紛敷致しつくる時は、末代に至殘る時は家の紋紛敷相成候、挑灯の印は猶又夜行の時人と違ざる爲に候得者、急度其印をあらはすべき事に候、衣服の事は我朝古來より其制有㆑之、官位の高下によりて定れる法有㆑之候、地下においても上中下の差別有㆑之事に候、然る處享保の頃より上より御儉約といふ事を被㆓仰出㆒候に付、衣類の制詞被㆓仰出㆒候、諸國には心得違相用候へば、儉約と相成と心得違、士も町人も百姓も同じ形裝に成候事、我朝の風を取違たるにて候、同武士といふにも格式有㆑之候て、衣類

を着する事にて候、上に立ものも下に居る者も同衣類體にては、何を以か出立に容體の違ひ可ㇾ申哉、高知を取候者、小知を取候者、重き役を勤るもの、輕き奉公を致すもの、面々相應の衣類を着用可ㇾ致事に候、此度被ㇾ仰出ㇾ候事節儉を相用候樣にとの事に候、儉約を衣類の事とのみ心得違、分限不相應の體たらくと成行候、身を正敷致事に候を、衣服を以致事に相心得候は違候、我朝に古しへの風にならひ、冠婚喪祭に禮式を取失はず、其身相應に取計候事、何も角も元手輕く事を略するは、質素にて無ㇾ之樣の事は、質素の二字物知る人に尋ねて銘々可ㇾ心得ㇾ候、御政道を預り候者近來の御記錄を龜鑑に致し、先役の申次第を先格と心得、本朝政事の元律令格式ある事を不ㇾ知候、去によつて享保の頃神尾若狹守、伊田丹後守ごとき者猥に御政道を預り、御儉約と申事を表に致し、天領へ繩を入天民を困窮せしめ、御料をしへたげ下の痛を不ㇾ顧、是迄御爲と心得候は不調法の至に候、治平ひさしく候得ば、有德世のみだるゝといふに遠き慮りはなく、目前の利用を以御爲と存る事、古を考ざるより事起り候、有德院樣御代しろしめし候時、專ら御儉約の事被ㇾ仰出ㇾたるは、常憲院樣文昭院樣御代ともに、天下華美に過て御寶庫も空しく不慮の御備に有餘これなき故に、專ら御儉約と申事を被ㇾ仰出ㇾたるにて候、且諸家風公家めかしく成候に付、弓馬の道を御勵み被ㇾ成候故、諸家とゝ武邊だに心得候へば事濟候樣におもふ、是又心得違に候、孝悌忠信の道を學び、心を正しうなし家を齊るを脇に致し候ゆへ、自然と風儀をみだし候、於ㇾ殿中ㇾ月並の講釋被ㇾ仰付ㇾ、聖堂においても日々講釋有ㇾ之候て、年若き面々懈怠なく日

奢いたし、志を正しく可㆓相嗜㆒事とぞんじ候、節倹質素を心得違候儀に至ては、吾朝の古法は不㆑及㆑申、東照宮の神慮にも不㆑叶候、外國通信の事重き事に候得者、入津の唐物我朝において價と交易致事にて候、倹約の事のみに拘り、則ち唐土の織物その外毛類など、士以上の者着用不㆑致時は、自然と入津いたす唐物もいたしがたくなり、其品商賣に致す町人に至ても自分衰微に至候、然ば共に天下の御爲とは不㆓相成㆒、士は諸侯より己下に至る迄務を致すをもつて夫々の知行を取、其知行の收納にて身分を賄しに、是はならぬ、あれはならぬと身を改候時は、物成を積り外は無㆑之、壹ヶ年の貯を慥に致し有餘有㆑之程可㆑致事に候、唐物を用ひ候事心得有㆑之候、無益の費を不㆑致候て相用ひ候得者、共に天下の御爲に候、己々一分の勝手づくを存候て、天下の衰微と成候處へ深く可㆓心得㆒候、天下は壹人の天下にあらず、則天下の天下にぞんずべき事に候、その短才不學にて事を分別致し、申出一々その利に不㆑當候はんか、其品一々助言せられ、天下の御爲に可㆓相成㆒事は、えんりよなく評議せらるべく事に候、寺社奉行、御勘定奉行、町奉行此三職は猶重き事に候、平日の寄合もおほく古しへを考、非道を取捌かずやうに支配下御代官支配勘定人を撰、聊も私慾の心ある人を不㆓召抱㆒候様、下の痛にならざる温潤の人柄を撰可㆑申事に候、御目付たる人は見ず聞ずして、人々の自身耻を存じたしなみの出來候様可㆑致事に候、上の裁許に預り候事は、御旗本以下御家人迄の耻辱に候、御家人の耻辱は取りも直さず天下の耻にて、諸の國主城主の面々へ對し候ても銘々可㆑耻事に候、諸の國主城主には能家來多

く、其國郡を能治め文道の道も相應に行れしゆへ國々よく治り候、多く風俗の正しからざるは御旗本以下御家人にて、可レ歎事に候、是皆々諸役人番頭組頭等の心得違より事起り候とぞんじ候、猶追々可ニ申談ニ事長く候得者、却て費多く候ゆへ申殘し候、銘々存寄承度候也

天明大政錄卷之三終

天明大政錄卷之四

大目付へ

通用金之儀切金輕目おほく相成、通用差つかへにも可二相成一候に付、金座において切金輕目相直し候て、江戸表兩替屋とも役金申付、金座へ相渡させ、右に付兩替屋にて切金輕目金即刻引替、または兩替屋致し候節、切輕目の輕重に相應の步金差出候樣可ㇾ致旨去る辰年相觸候處、兩替屋より役金金座へ相渡し候儀相止候うへは、辰年已前之通り五步迄の切金四厘迄の輕目金無ㇾ滯通用致し候、右に付步金等請取間敷旨兩替屋共へ申渡候、其旨可ㇾ被二相心得一候、京大坂之儀は追て可二相觸一候

未八月

大目付へ

朝鮮種人參之儀は享保年中御世話遊ばされ、諸國にて出來段々增長候に付、末々輕きもの迄病用の節容易に相用候ため、寶曆十三未年被二仰出一、神田紺屋町三丁目に人參座相立、望みのものへ相わたし候之處、此度人參座相定、已來は元飯田町中坂の上、人參製法所において相渡し候はづに候、只今迄武家は兼て印鑑つかはしおき、在町の方は名主家ぬし印判をもつて請取來候得ども、諸人求やすきため其儀相

止、人參座のものは製法所へ代金持參候得者相渡し候筈に候、且人參の儀次第に增長いたし、當時澤山に作出候に付、代料の儀も別紙之通申渡候、右人參望のものは、勝手次第製法所へ請取に參り可申候

丁未 十一月

朝鮮種人參製法所にて相渡し候代料、左の通り

上人參一兩目に付　　並人參一兩目に付

代銀七匁五分　　代銀五匁

割人參一兩目に付　　肉折人參一兩目に付

代銀四匁　　代銀三匁

細髭人參一兩目に付

代銀二匁

但並肉折髭は小半兩包まで相渡し、割は五分包まで相渡す筈に候

右之通に候事

大目付へ

朝鮮種人參之儀近來紛敷賣捌き致し候もの有之趣粗相聞候に付、以來人參極印製法共取改、捌き方之

儀は吟味の上本町組薬種問屋どもへ申付候間、右問屋方より諸國在町薬種屋どもへ相渡す事に候、右に付ては向後無二極印一は不レ及レ申、まぎらはしき極印人參は、國々薬種屋見懸け次第封印致し訴へ候筈に候間、これまで人參買請所持致し候ものは、來る正月晦日迄に伊奈攝津守役所へ差出し、增極印請取候樣可レ致候

右之趣御料は御代官、私領は領主地頭、寺社領は最寄の御代官より相觸可レ申候

丁未　十一月

右之趣可レ被二相觸一候

一　天明七未年九月於二本多彈正少弼殿、松平越中守殿、阿部伊勢守殿一、大目付大屋遠江守殿、御目付初鹿野傳右衛門殿立合、左之面々儒學講釋之儀御改め有レ之候

書經　御小性組　宮部齋宮　三十七

左氏傳　岩本内膳正組　御小性組　大場十藏　五十七

書經　宮城久三郎組　小普請　鈴木正之助　三十四

禮記　天野山城守支配　同　中根五左衛門　三十九

詩經　奥御右筆　本所二ッ目二百五十石　深澤伊兵衞　四十
書經　御腰物方　三番町三百五十石　青木百之助　五十八
詩經　進物取次番　友野榮次郎　四十六
蒙求　御作事方手代　松本藤藏
春秋　細川越中守家來　森川傳八　三十六
大學　桂川甫筑弟　御外科　桂川甫春　三十五
論語　天文方出役　春日井權太夫　四十三
孝經　稲葉多宮組　御徒　太田直次郎　三十八
孟子　松平隱岐守家來　岡野四郎右衞門　三十一
孝經　天文出役　井上寛治　三十四
小學　深尾權太夫弟　評定所勤儒者　深尾權次郎　三十

右此度御旗本其外下々輕きもの共迄、文道の儀こゝろがけ候様被ㇾ為ㇾ思召ㇾ候、御上にも文道履候儀甚

なげかはしく思召させられ、其方出精致し聖堂御再建出來次第、右之場所へ罷出可ㇾ申候、もつとも今日その方ども學派吟味致し候上は、以來相勵可ㇾ致二講述一候、猶追て可二申渡一候間、其段可二相心得一旨被二仰渡一候よし

丁未　十一月

柳生主膳正殿御番所にて被二仰渡一

米穀は人の命に懸り候ものにて、この上なく大切なるものにて候、凶事等に至りては、輕きものは寒中一衣をぬぎ候て米にかへ候ても、猶たらざるときは、餓死にもおよぶべく候、しかる處米屋等の商買は、米穀高直に相成不時の利を得候事をたくみ候て、下々は難儀に及候事は厭ひ不ㇾ申者も可ㇾ有ㇾ之哉、過去候事は日長に致し候、當夏米穀高直におよび下々難儀いたし候、米屋のもの共を打潰し候類も有ㇾ之候、此上右體の高直〆賣等いたし候ものは糺しの上嚴科にも可ㇾ被ㇾ行候、前條のごとくの命にかゝはり候おもきものを、彼是に託け安く買ひ高く拂ひ、しめ賣りかくし米等致し候ものこの上なき無道に候、尤町人の儀は利潤をもつて賣買取續候事に候得者、是又程のあるべき事にて候、既に入津候ても表向に買候内證直段をもつて、ひそかに買置候類等は無ㇾ之哉、當夏町中御救等のごとき難ㇾ有仕合有ㇾ之候處、右にも感ぶく致さず、一己の利潤をのみ存じ、人の難儀をも不ㇾ顧、御仁政の儀も相辨へず候儀は有ㇾ之間敷事勿論、此節は前條の儀厚く思慮可ㇾ致候、誠の道に叶ひ候得者、商賣も追

追緊昌いたし候は、自然の道理にていたせば自分の爲にて、則御奉公に候、右敎ひ候儀は、此上不了簡にて格別人々の難儀いたさせ候ものは嚴科に可ㇾ被ㇾ行候、是また嚴科に逢候ものは嘸々後悔可ㇾ致とぞんじ候得者、一先敎候て米屋の者共の上へは御奉公出來したし、世上の爲にも相なり、且嚴科にも逢不ㇾ申候樣なれかしと存候ゆへにて候、をしひ候上にて心得違のものは、嚴科の時に臨候ても後悔致まじく候、米屋のもの共の内にも不埓のもの、または素人にて買込候歟、又は仲間仲買等にも〆賣等致候ものも候得ば可ㇾ申出ㇾ候、御賞美可ㇾ有ㇾ之候、尤町奉行所にて右申出を待候ても無ㇾ之候得者、容易に露顯は致間敷候などゝ、愚なる人々と利慾にのみ迷ひ、我罪を不ㇾ存ものも有ㇾ之ものに候得者、そのところは前々申すごとく、凶年の時餓死にもなり候ものゝ心になりて相考候得者早速相分り可ㇾ申候、よく其人の心になりて、我等罪のあるかなきかの所を可ㇾ相辨ㇾ事肝要に候、右之通にても其罪を相辨ずして、重き罪に行はれ候も不便にぞんじ候故前廉より相敎置候、畢竟慈悲の沙汰に候、越中守殿にも右等の沙汰も有ㇾ之儀に候條、是また厚く心得候樣此度改候て申渡候にも無ㇾ之候得共、一體の所前かどに心得申聞置候事

未十一月

右之趣淺草御門外札差共、幷米問屋仲買脇店地廻り問屋共へ申聞候て、その方共支配の小賣米屋舂屋其外米に付賣買いたし候ものへも、洩さず前條之趣委敷申聞おくべく候

天明七未年十一月

東都より未年風說到來

一　瑣細の事兎角御奥より上意々々と申事いで、度々御正し御座候ところ、御内女中餘程御いとま下され、一ッ橋樣より御附のぶんは元より壹人も御座なく候、誠萬事政道を專一に被遊候、誰壹人詳り候人も無御座候よし

一　外御老中方殊の外御畏なされ、雅樂頭樣など別して御畏被成候由

一　井上仲家來御屋敷へ御扶持方請取に參り咄候よし、旦那と越中守樣御政務後天文相替り、殊の外宜相成候よし

一　町方役者にても無之三味線など彈、酌取女の樣なる者抱置候事御停止

一　當五月以來町方困窮の處、救ひいだし候者奇特に思召、此段達上聞候、依之越中守殿御取はからひにて、御褒美として金五拾兩以下救ひ候者へ百疋ヅヽ、百兩以下貳百疋ヅヽ、其上三百疋も被下候、右御褒美人數六千五百人程

日野大納言殿資枝卿より御旗本久世三四郎殿へ書面之寫

貴狀拜見、秋冷候得共彌御平安奉賀候、貴息無障御暮し珍重にぞんじ候、御詠草加墨致返進候、其御地靜謐に成候よし目出度存候、此地彌靜謐に候、近年凶作にて諸神へ御祈禱之由感心仕候、其御地當

時御振合相違候ゆへ、歌稽古は御遠慮のよし御尤に存候、しかしながら何れに仕候ても、本體を忘れ候を誤と申候、酒食には不レ限候、儒佛神文武とも過候てかたより候を古今きらひ候、松平越中守は資枝甚近き縁者にて、則親父杢頭は資枝甥にて、越中守資枝歌道門弟にて殊にやすらかに候、よくきこゆる歌よみに候得ども、故内府大教訓なども傳へ候學者にて風雅人にて候、一體にてものをよく覺悟せられ候人とぞんじ候間柄、殊に門弟にて候得者心安し、一兩月には必らず一度も詠草の文通も隔意なくいたし候、猶も親父杢頭六十賀にも出題、堂歌取かさねたのまれ候て、三十首計取かさね遣し候、ずんと正直なる人とさつし候、歌も重立になく、今少し稽古せられ候得ば、得道あるべき歌がらにて候、此節は繁多にて不精に御座候儀とぞんじ候、左候得者歌は無情にても正直を守られ候得ば、則當世の歌人にて候、凡忠孝より外歌道はなく、または此人御用に立られ候事、資枝において畏みぞんじ候儀に候、貴公にも歌會など御遠慮に及間敷候、夫とも中庸を用ひらるべく候、甚敷事は御座候得者とがめも可レ有レ之、資枝など歌よみ候も、本心はかくし藝の心にて候、そこね冠やぶれ裝束着用いたし走り廻り候事公家役にて候、歌は我國の道、ことに資枝實父光榮卿も候得者出精致し、末々御用にも立候得ば忠義と存候事にも、兎も角も世間より目立候樣出精致し、當世の人のしらぬ事を歌によみ抔致し候て、物知り自慢其身のさまたげにて候、乍レ序長文御免可レ被レ下候也

未八月廿六日　　資枝

三　四　郎　殿

一　高松中村氏より江戸にての沙汰

御城坊主の申遣し候とて、女中三人其内壹人は老女中御暇出候よし、是は田沼殿の罪を輕く取計ひ候樣可ㇾ被ㇾ仰出ㇾ由内々申上けるよし聞へ、いかなるものが此由申上候哉と越中守殿問奉られしかば、彼の女中の申上候よし仰あるによつてなり

一　庭瀨侯太夫森岡より書來る、浪華など町與力に至る迄武術專ら相勵み、是までおほく婢を抱へ候もの、婢をいだし奴を召抱候旨、花美の着服止、平日こと〲く綿服のよし、藏邸諸役人歸り物がたりのよし

天明七年未十二月五日申渡

寄合　赤井豐前守　六十一

御尋の上可ㇾ相愼ㇾ旨被ㇾ仰付ㇾ候已後

知行半知被ㇾ仰付ㇾ小普請入逼塞

富士見御寶藏番頭　土山惣次郎　四十八

死罪

同人弟

御勘定留頭

長瀧四郎右衛門 三十九
初揚屋入、後御役御免小普請入、逼塞

惣次郎母
林　昌院 六十一
初御預後押込

小普請組
酒井因幡守組
柳田次郎左衛門 五十三
御尋之上同道人へ御預、後同

御徒頭瀬名傳右衛門組
小普請役御徒假役
久田見仲助 四十九
右同斷

拂方御納戸役
上遠野　源太郎
五十幡利右衛門
佐藤榮次郎 四十一
同

石田儀左衛門妻
そよ 三十三
江戸拂 石田儀左衛門儀先達て自害

土山惣次郎召仕女

押込　すが　二十四

同人家來

初預り、以後同　若日常藏　二十七

同人召仕女

同　みね　二十三

同　八重　二十六

同　しげ次　十三

同　きよ　十八

同　さき　五十三

同人中間

同　與助　十四

同　喜八　三十五

同　彌五左衛門　五十三

菊之間緣頰詰

重追放

横田筑後守家來
福井　忠右衛門　五十七

預置金子取上押込

戸田大炊頭家來
中津　次郎兵衛　六十九

牢舍、已後押込

赤井豐後守家來
愛知　長左衛門　三十九

逼塞

牧野備後守屋敷
不動院方に居候 新義眞言宗　眞純　五十三

牢舍引廻し獄門

御書院番頭松平志摩守組
青木大之進地借
元赤井豐後守浪人
河野　庄右衛門

御小性組長谷川理十郎組
田附又四郎地借

俗醫本多富之進方に居候
同人父赤井豐後守家來
山本　平右衛門　四十

御仕置付なし

元飯田町半右衛門店
浪人德武嘉藤太事
東馬　四十

同

室町貳丁目飛脚問屋
孫兵衛手代
宗兵衛　五十四

牢舍引廻しの上獄門

京都姉小路馬倉西へ入町
家持飛脚問屋
五兵衛　四十一

同

北鞘町太右衛門店
飛脚問屋
宗右衛門　六十

牢舍引廻し之上死罪

溝口龜次郎領分
越後國蒲原郡
福島村名主
新之丞
煩に付代
惣助

過料五貫文

高砂町傳兵衛店
源右衛門
三十八

源右衛門儀京都に母有レ之候段暇乞に參り、直に町内へ歸り、自分より訴出候由承申候、死罪に可ニ申付一處、自訴致候存寄にて町内へ立歸り候に付、遠島申付

堀江町四丁目藤七店
與市
三十二

遠島

飯塚常之丞御代官所
四ッ谷内藤宿十郎兵衛店

急度叱り　八右衛門親　東作 四十

過料五貫文　深川海邊大工町、家持　八次郎 四十七

伊奈攝津守支配所

無構　品川歩行新宿三ツ目　七右衛門 四十五

同名主

同　北新町太右衛門店　庄太夫 四十八

飛脚問屋宗右衛門代

牢舎後御免同　半七 四十

堀江町四丁目

藤七店與市召仕

同　卯兵衛

新吉原江戸町壹丁目
半十郎宅茶屋
同　　　　市兵衛 四十二

同京町壹丁目
家持、駕籠屋
同　　　　太郎兵衛 四十三

駿河町、利兵衛店
同　　　　新七 五十四

右者於評定所左之通出席

寺社奉行　　松平右京亮
大目付　　山田肥後守
町奉行　　山村信濃守
御勘定奉行　　柘植長門守
御目付　　井上助之進

右之通立會、信濃守助之進申渡之

未十二月五日

申渡之覺

赤井豐前守

其方儀御勘定奉行相勤候節、御勘定組頭土山惣次郎申旨に任せ越後米御買上、御用右田儀右衛門へ申渡、同國御代官へ御預り所より代金可ㇾ相渡ㇾ旨申渡、儀右衛門印鑑渡遣し、右體大金取扱候儀先格之無ㇾ之處、御普請役右田儀右衛門壹人へ申付候故、惣次郎申合御買米金之うち掠取、その上兼脚問屋孫兵衛外貳人引請、北國米御藏納可ㇾ致旨申立、御前貸金爲ㇾ引當ㇾ問屋株式御金へ書出候得共、株式之者聢と取極候金高には不ㇾ相聞ㇾ候ところ證據に取用ひ、殊に京都所持屋敷沽券金高等得と糺も不ㇾ致、身元丈夫なる者と申立、御前貸金多分金子相渡し、且また勝手向家來に任せおき不如意に候とて、惣次郎儀右衛門貪とる金子のうち、借受候儀も不ㇾ存罷在候段不埒の至に候、依ㇾ之半知被ㇾ召上、小普請入逼塞被ㇾ仰付ㇾ候ものなり

留役勘定

長瀧四郎左衛門

其方儀實方兄土山惣次郎、當九月十六日の夜出奔いたし、同人娘ちよ幼年之節病死致し候處、届も致さず候間、其旨親類にも娘壹人と書出しおき、惣次郎親類書に娘兩人と有ㇾ之候とて、拾五歳の娘八歳

の娘兩人とも惣次郎召連れ、夜中裏木戸明けしのび出候趣相違の儀取扱申出候段不埒之至に候、依レ之
御役被ニ召放一、小普請入逼塞被ニ仰付一もの也
右今晩於ニ評定所一大目付牧野大隅守申渡、町奉行山村信濃守御目付井上助之進立會

御小性　赤井兵庫頭

父豊前守不埒之儀有レ之候に付御咎被ニ仰付一候間、依レ之其方儀御小性御免、寄合被ニ仰付一候
但差扣相伺候間、差扣候樣申聞
右於ニ太田備中守宅一申渡、若年寄列座御目付曲淵勝次郎牧野織部申渡

御勘定奉行　桑原伊豫守

其方儀先達而御吟味之儀申立候飛脚問屋孫兵衞御買上米一件之儀、此度御詮議之上夫々御仕置被ニ仰付一候事に付、右一件者松本伊豆守赤井豊前守掛りにて取極伺候儀に候得ども、其後吟味評議之趣、猶又豊前守打合評議之儀申上候、巨細に情をいれ糺候程に候はゞ、おのづから不審もおこり可レ申處、豊前守相糺置候になづみ候儀と相聞へ候、再應打合評議申渡し、其詮議無レ之次第無念之至に候、その後如何と心付候上、吟味之儀申立候儀、引請人身元株式等の糺等も追々取調候て、自分手間取候趣はし

ひて不束なる程の趣の次第にも不レ聞候得共、第一最初評議に懸り候節無念にて、何れも等閑なる儀に
候、依レ之差扣へ被二仰付一

御勘定吟味役
中野藤十郎

其方儀去年九月飛脚問屋孫兵衛外貳人北國米藏納之儀、松本伊豆守飯塚伊兵衛一旦評議之儀申渡候と
ころ、安直段に付信用致しがたき儀段々申立、其後桑原伊豫守御勝手に被二仰付一、尚又伊豫守豐前守申渡
候節、右之江戸米相場には無レ之、北國すじ其外餘國にて取極直段に付、米直段不相當之儀も無レ之旨、
幷引受人身元株式等しくと糺も致さず、一旦に信用難レ致儀は心付ながら、猶又不審の儀申立候段、再
應評議爲レ致候得共不埒に付、差扣へ被二仰付一候

佐渡奉行
久保田十左衛門

其方儀御勘定吟味役相勤候節、其餘中野藤十郎同文言
右今晩於二阿部伊勢守宅一申渡、大目付戸川山城守相越す

二丸御留守居
飯塚伊兵衛

久保田十左衛門文言同斷

天野山城守支配　　松本伊豆守

其方儀御勘定奉行勤中、御買米御用御普請役石田儀右衛門へ同役赤井豊前守申渡、御買上米代金之儀は越後國御代官所御預所より可ニ相渡一旨申渡、儀右衛門印鑑相渡候、右體之御用輕きもの壹人へ申付候儀先格之儀不ニ相糺一、その上北國米飛脚問屋孫兵衛外貳人引請、御藏納之儀申出候に付相伺候、右引受人身元引當は株式家敷等再應之糺しも致さず、慥成引當有レ之旨相違之儀申立候之段不埒之至に候、依レ之知行百石被ニ召上一、逼塞被ニ仰付一候

右今晩於ニ太田備中守宅一申渡、若年寄列座御目付曲淵勝次郎牧野織部相越す

富士見御寶藏番之頭

土山惣次郎

其方儀身持放埒にて遊女誰が袖を買揚、馴染身請致し妾に召し仕へ、且先年娘病死之節届ヶ致さず、內內にて幼年の娘貰ひ請、實子同然に可レ致心底にて、親類書へ娘兩人と書出し置、その上御勘定組頭相勤候節、去年二月石田儀右衛門越後米御買あげ御用として彼地へ相越し、おひ〳〵米買候內、同七月關東筋出水に付、猶また御買上の儀河野庄左衛門武州白幡村儀左衛門內々申談、飛脚問屋孫兵衛外貳人引請、仙臺米御藏納可レ致旨申立、內々取調候處同八月儀右衛門越後表より罷歸り、御買米追々積立候得ども、御藏納のうへ凡三拾兩程も損金相立候趣申候に付、仙臺米金壹兩に付壹石七斗替に相積り置、

平均壹石替に申付、右かゝり米をもつて用立いたし、損金可レ儀とぞんじ、買替米壹萬石餘之分へ、越後御代官役所より儀右衞門請取おき候殘り金の內五千五百兩、その方幷儀右衞門宅において兩度相渡し別段三萬五千石は同十月十二日赤井豐前守宅にて申渡、御前貸金貳萬兩相渡し、右德用より米代金五千百八拾六兩、其外幷儀右衞門庄右衞門儀左衞門四人に請取候積り儀右衞門取はからひ、右貸金の內五百兩取右之外越後米代金殘り、儀右衞門より請取候內、所々へ預けおき、または居宅普請其外暮方入用に遣ひ捨候段、掠二公儀一候仕かた、剩右御買上米殘米差滯、吟味有レ之候とて致二出奔一候儀、重々不屆至極に候、依レ之死罪被二仰付一もの也

土山惣三郎母

林　昌　院

其方儀當九月十二日夜土山惣次郎出奔いたし候に付、親類ども寄合相談之上、むすめちよ儀者幼年の節病死に候ところ、親類書に娘兩人は書のせ有レ之候に付、召連出奔いたし候趣可二申立一旨親類ども申聞候得共、外に子供無レ之うへは、親類どもゝ心付有體に可二申立一處、惣次郎娘兩人めしつれ、夜中裏木戶をあけ忍び出候旨、相違儀申立候段不埓之至に候、依レ之押込被二仰付一候

右今般於二評定所一大目付牧野大隅守申渡、町奉行山村信濃守御目付井上助之丞立會

松平內藏頭家來

渡邊儀助悴

渡邊定助

其方儀森左衞門へ應對之節、殺害致し候段尤至極と挨拶有レ之候得ども、その方卒忽の仕かたに不レ拘段は、自得いたし罷在候上は、いづれにも御用にて罷通り候旨承り候ば、主人へ引合御用の樣子承糺し、取計方も可レ有レ之處、無二其儀一御用にて罷通り候よし承ながら、德次儀殺害致し候之段卒忽之至、不屆に付重追放申付候

御構國

武藏　相模　上野　下野　安房　上總　常陸　山城　攝津　和泉　紀伊

大和　肥前　甲斐　駿河　河內　備前　備中　東海道筋　木曾路筋

松平內藏頭

當時藏屋敷留守居

佐藤兵右衞門

渡邊定助儀、元萬年七郎右衞門手代大山森右衞門召連、七郎右衞門中間德次儀及二殺害一候一件、江戶表より依二御下知一、定助は重追放、傳彌儀無レ構旨申渡し候間、其段內藏頭へ可レ被二申達一候

元萬年七郎右衞門手代

大山森右衛門

其方事定助儀徳次を殺害致し、松平内藏頭家來之旨申聞、定助傳彌兩人とも內藏頭松島村名主方へ引退居申候間、懸合之儀も有レ之候ば可レ致ニ通達一旨申候、定助は勿論傳彌をも留置、松島村名主呼候て申談、品により內藏頭家來へも對談にもよび取計方も可レ有レ之處、兩人の名前承り置迄にて爲ニ立歸一候段、其場之始末聽し候取はからひに相聞、不束の至不埒に付、武家奉公構へ暇差出し候樣申達し、引渡し遣し候

天明大政録卷之四終

天明大政錄卷之五

右仲殿　　　　　　　　　　　　　　　越　中　守

爲長迄細簡每々丁寧之儀存候、無異に被ㇾ勤重々目出度候、且又克終の聲、敬簡之訓備、薫陶不ㇾ淺不ㇾ薄大慶致し候、已後書ㇾ紳候て服膺可ㇾ致、吳々も令₂怡悅₁候、何事も誰も知たる事にて、言行共に其志たる樣に參らぬものにて困り申候、此上に心付候は、何ヶ度も被₂申越₁候樣賴ぞんじ候、此間は大學を反覆見申候處、扨々感服不ㇾ及₂筆舌₁事どもにて、くり返し〳〵見候へば、始見たる時とは格別に至り申候、閑暇欝散に博議または雜話など見申候、猶來春參府之上萬々可ㇾ申候、亭主此節如何候哉と案じ申候、國の爲に奪情せられよと御申候之樣存候、已上

十二月廿一日

只々不才重任日に戰競致し候のみにて候、書物之上には論も出候得ども、此上にとりては其機發のまへ已往の遠き抔中々小子の不ㇾ及事にて候、賴彌太郎より文章御越、扨々大慶致し候、賴氏の言のよし、寬猛は路の跡にて、寬猛の本は仁との事感心致し候、如ㇾ保₂赤子₁も仁にして、放₂流四海₁も仁にて候、感心候は宜被ㇾ申賴入候、大學にて工夫致したる事は、來年書付候て可ㇾ進候、正助どのよろしく

賴申候、白河公戊申歲旦に

君が代の春をむかへて天が下、萬の民とともにたのしむ

那善梅爲長とあるは、田安殿より白河家へ御附人にて、水野左內といへる人なり、右仲といへるは田邸の儒官黑澤右仲也、右仲は白河公幼なきころよりの侍讀なり、右仲元は土肥傳右衛門の門人也、井上仲など同門の人也、正助とあるは右仲の嫡子也

江戶より來簡

一　近來國字解の四書出來、大御奧へ三四拾部程、御入被ㇾ成候て、何れも見候樣に相成候よし沙汰仕候

一　近來町方御しまり宜敷火事無ㇾ之、御〆り筋被ㇾ成方宜、町方一統落着、殊之外感服仕、端々迄御〆り方行屆候樣に町方にて沙汰仕候

一　鍛冶橋の外町家に夫婦娘壹人暮し居申もの御座候處、その夫長病相煩候、妻甚だ不埒ものにて、ケ樣に夫長病相煩候ては飢にも及び候も難ㇾ計とて、夫に暇を貰ひ歸り申候、其後右之娘は父の病を介抱し、其暇には糸を捺ひ、是を賣て父を養ひ其孝行の厚に感じて、近所のもの桂川某などいふ御醫師へ右之趣を咄候得者、甚不便を加へられ、父の病を療治して遣し、娘の糸を賣步行し便に成候やうに書拵して遣し、公儀へも沙汰におよばれ候に付、此度御褒美被ㇾ成下ㇾ候由、金拾五兩と申事に候

右被二仰付一候書付未得取出不レ申候

戊申 正月十七日

壁書

一 淫酒は早世の地形

一 堪忍は身を立るの壁

一 苦労は榮花の礎

一 儉約は君に仕ふの材木

一 珍味珍膳は貧の柱

一 多言慮外は身を損す根太（ねだ）

一 仁（致カ）情は家を治るの疊

一 花麗は借金の板敷

一 法度は僕を仕ふの屋根

一 我儘は朋友に惡る（にくま）ゝ障子

右拾ケ條松平越中守殿本多彈正少弼殿居間壁書にて、可二相愼一條不レ可レ忘もの也とある事

丁未 十二月

大目付へ

此節米穀拂底にて江戸町方の者ども及二飢渇一難儀之趣に付、右御救方取計之儀伊奈半左衛門へ被二仰付一候、右に付津々浦々は勿論、國々米穀御買上方半左衛門家來差出可二取計一候間、其旨相こゝろ得差支無レ之樣御料は御代官、私領は領主地頭より早々可レ被二相觸一候

右之通り可レ被二相觸一候

丁未 六月

大目付へ

奉行所吟味引合等にて在方のもの呼出候節、差紙等江戸宿々の者へ相渡、江戸宿より飛脚を以村々へ遣し相付候、右差紙を請取候ものより飛脚賃錢其所において請取來處、近頃贋差紙を持來江戸宿飛脚屋を僞、飛脚賃錢かたり取候もの有レ之趣相聞候、依レ之已來於二其所一飛脚賃錢不二相渡一、差紙請取候もの江戸着の上、右差紙取次候江戸宿へ懸合當地において可二相渡一候、右之趣江戸宿共へも申渡置候條可レ得二其意一候

但全く怪敷差紙とこゝろ得候へば、右差紙持參候もの所に留おき、そのせつ可二訴出一候

右之趣御料は御代官、私領は領主地頭寺社領とも、不レ洩樣可レ被二相達一候

丁未 八月

大目付へ

一　享保年中諸人爲ニ學文ニ於ニ聖堂ニ日々講釋之儀林大學被ニ仰付ニ已來今以打續、日々朝五ッ時より九ッ時までの內講釋有レ之候間、右聽聞志し有レ之輩は、貴賤にかぎらず聖堂へ罷越承候樣可レ致候

右之通向々へ寄々可レ被ニ相達ニ候

大目付へ

近來御役人之家來と申、何之譯合も無レ之、理不盡に人の姓名を相糺、彼是權威を振ひ候類、又は喧嘩等致し候類、押買代錢不ニ相拂ニ類も有レ之由相聞、已來右體のもの有レ之候はゞ、其ものゝ姓名幷主人の名承レ之、夫々へ相達し糺し候樣可レ致候、尤慥ならざる樣子之ものは、彌其方之家來に紛無レ之哉、先方屋敷へ附隨ひ參り相糺し追て可ニ申出ニ候、右體胡亂成もの有レ之は捕置、武士方に候は斷、支配へ不レ及ニ申達ニ直に町奉行所へ可ニ申達ニ候、達し次第捕方のもの可ニ差出ニ候、町方に候ば早速町奉行所へ召連可レ出候、尤其段町奉行へも申渡置

丁未　九月

大目付へ

去る子年銀座役として鐵座眞鍮座申付、鐵座役所於ニ大坂ニ相建、眞鍮座は江戶大坂銀座役所にて取計、諸國より致し候鐵釼鐵之分、山元より大坂問屋へ積廻し鐵座へ相渡し、鐵荷物大坂問屋の外直賣致す

まじき旨、眞鍮之儀は江戸京大坂之外新規之吹方致間敷、其上眞鍮座差配を可ㇾ請旨相觸置候處、故障の筋有ㇾ之、鐵座眞鍮座差止候間、子年已前之通賣買可ㇾ致候

丁未 九月

近年打續米直段高直に付、末々の者共難儀致し候之趣に付、諸國造り來り候酒造米高の内半石造致し株の分酒造無用之段去午年相觸置候ところ、當春已來別して米穀拂底に付、追て及二沙汰一候迄は酒造米高三分弐相止、三分一酒造可ㇾ致むね、猶又當二月相觸候酒造之儀、株石に不ㇾ拘、只今迄造來候酒造米高の三分一造り候樣可ㇾ致候、一己之利得に拘り少しも增造等致し、或高直に賣買致候もの有ㇾ之においては、重き咎可二申付一候、尤株酒造は此以後共難二相成一候

右之趣御料は其所の奉行御代官、私領は領主地頭より急度吟味のうへ可二申付一候、若〆賣增造り等致し候もの有ㇾ之段及二見聞一候はゞ、早速可二訴出一旨可二申渡一候

丁未 十一月

大目付へ

近來米穀〆賣幷酒隱造增造り等不埒有ㇾ之候得ば、自分米直段に相ひゞき及二難儀一候に付、下々のもの右體の者へ意恨相含、多勢相集り穀屋、酒屋、其外之家居等に狼藉いたし候類有ㇾ之候に付、追々御吟味被二仰付一候事に候、却て米穀〆賣幷酒かくし造り增しづくり等之儀は制禁候うへは、右を犯し候ものは

御仕置被二仰付一候事に候間、右體之儀致候もの有レ之においては、御代官役所其外領主地頭役所へ訴出候は、下々難レ儀不レ及樣遂二吟味一可レ遣儀に候處、其段辨へず申合相集り、狼藉體之儀於レ有レ之は、徒黨之儀に付甚以不屆之至に候間、是又嚴科可レ被二仰付一候、右之趣下々へ得と申聞、心得違無レ之樣可レ致事

一　〆賣幷酒隱し造り增造等致候者は嚴しく吟味可レ致候、況訴出るに於ては猶以相糺し、難儀無レ之樣可レ致候、萬一下々心得違にて相集狼藉之始末有レ之ば、早々人數差出し、小勢之內召捕可レ申候、時宜により切捨候ても不レ苦候、尤御料所幷小給所等陣屋にて人數すこしの分は、明和六丑年相觸候通り、最寄の大名へ人數差出し候儀、可二申遣一候、勿論人數之儀申來候はゞ、不レ移二時刻一取鎮之人數差出し、小勢の內召捕可レ申旨、若手に餘り候はゞ切捨可レ致候、其上右體之儀のみを等閑に致し、遲滯致し相集候は多勢に相成、却て下々及二難儀一候、小勢の內召捕、又は切捨等に致し、早速取鎮候ば、働の次第によつて御賞美も可レ有レ之候、此段手拔等にて徒黨大勢に相成候ば取扱ゆき屆かず、其所之支配御代官領主地頭無念之筋可レ被レ及二御沙汰一候

右之通可レ被二相觸一候、萬石以下へも右に準じ取計可レ有レ之旨可レ被二相達一候

戊申　正月

大目付

此度京都大火に付檜材木之儀、公儀御用之外賣買一切令二停止一候、其外之材木之儀は早々伐出し、相

對をもつて京都へ可ㇾ致二賣買一候、勿論諸人救ひの心得をもつて、高價に商ひ致す間敷候旨能々可ㇾ致二教示一候、若相背き直段引上賣買致候か、又は其利を可ㇾ貪ため買〆置、不ㇾ賣者於ㇾ有ㇾ之は可ㇾ爲二曲事一候段、仲間たりとも右體之儀有ㇾ之ば可二申出一候、品に寄御褒美可ㇾ被ㇾ下候

右之通御料私領寺社領町方へも、不ㇾ洩樣早々可二相觸一候

戊申　二月

大目付へ

此度京都大火に付、差懸り諸人小屋掛にて可ㇾ致二難儀一候間、五畿内近江丹波丹後播磨國々材木松杉板屋根、勝手次第相對をもつて京都へ賣出し可ㇾ申候、尤諸人救ひの心得をもつて御料は御代官私領は領主地頭より申付、早々相廻し、高價に商ひ致す間敷旨能々教示致し可ㇾ申候、檜材木の分は此度相觸候間、及二沙汰一候迄は賣買致すまじく候、寺社領山々之方も人の救に相成候事に付、是また同樣相心得、此節材木伐出し賣拂ひ候儀は勝手次第たるべく候

右之趣五畿内幷近江丹波丹後播磨國々、御料私領寺社領とも可二相觸一候

戊申　二月

松平越中守殿御渡被ㇾ成候御書付

大目付へ

諸國酒造之儀只今迄造來る酒造米高、幷株高とも書付、御料は其所の奉行、私領は領主地頭より御勘定所へ早々差出、寺社領之方は奉行所へ取集め、是又御勘定所へ可ㇾ差出ㇾ候

戊申 三月

大目付へ

前々被ㇾ仰出ㇾ候通供立場廣無ㇾ之、我さつ等無ㇾ之樣可ㇾ被ㇾ致候、近來徒士足輕仲間陸尺等、江戸抱のもの別してがさつに有ㇾ之趣相聞候、殊に知行所のもの抔召連候面々有ㇾ之候得ば、申合口論等致候て供先差支におよび候哉に相聞、甚以不埒の至に候、江戸抱のもの共屋敷役人申付かたを不ㇾ相用、不法之儀致し候もの有ㇾ之候て、輕き分のものそれ〳〵仕置可ㇾ申付ㇾ候、重き儀にても老中若年寄へ不ㇾ及ㇾ申達ㇾ、不法之趣意書面に認め、月番之町奉行へ可ㇾ被ㇾ差出ㇾ候

但組支配有ㇾ之面々は、其頭支配より町奉行へ可ㇾ被ㇾ達候

一 人宿奉公人於ㇾ町方ㇾ喧嘩口論致し候者、先方より町奉行へ訴出候時宜に及び候得共、主人方にて承ㇾ之家來にては、銘々可ㇾ及ㇾ迷惑ㇾと存候哉、其當人へ無ㇾ申渡ㇾ宿呼寄暇差出、引取證文取置候類有ㇾ之哉に候、以來當人に暇申渡無ㇾ之分は、家來にて取計候樣町奉行へ申渡置候、右之趣人宿幷徒士口入の世話致し候もの共へ、町奉行より急度申付候間、主人々々にても書面之通り相心得候樣可ㇾ致候

右之趣向々へ寄々可ㇾ被ㇾ達候

申三月

一天明六年丙午十月廿六日俊明院樣御遺物被ㇾ進、并被ㇾ下候品

御使鳥居丹波守

一御屏風壹双　雪舟畫　日光御門跡

御使同人

一右同斷　探幽畫　隨宜樂院宮

同松平周防守

一御脇差　兼光代金七拾枚　尾張大納言殿

同牧野越中守

一同　長義代金七拾枚　紀伊中納言殿

同鳥居丹波守

一同　兼光代金五拾枚　水戸宰相殿

同牧野越中守

一同　康光代金三拾枚　紀伊前中納言殿

同松平周防守

一 同　盛光右同斷　尾張宰相殿

同牧野越中守

一 同　家助右同斷　紀伊中將殿

同松平周防守

一 同　越中國宗同貳拾枚　德川五郎太殿

同鳥居丹波守

一 同　次光右同斷　德川左衞門督殿

上使安藤對馬守

一 同　義弘同三拾枚　松平加賀守殿

同太田備中守

一 同　備前清眞同貳拾枚　松平薩摩守殿

同　同人

一 同　防州清綱同斷　松平陸奥守殿

同　同人

一 同　備前康光同斷　松平越前守殿

同　同人

一　御砂鉢　壹　　松平伊豫守殿

同西尾隱岐守

一　御書棚　　松平雅樂之助殿

同　同人

一　御砂鉢　　松平隱岐守殿

右之通以上使被遣之

御使牧野越中守

一　御指　御刀三條吉則代金五拾枚　御脇差盛光　同　拾五枚　　宮內卿殿へ

同　同人

一　同　御刀加州家正同五拾枚　御脇差康光　　民部卿殿へ

一　同　御脇差正清同五拾枚　　刑部卿殿へ

一　御卷物　琴棊書畫玉川筆　　松平慶之丞殿へ

一　同　宮馬之圖同筆　　松平好之助殿

一　種姫君樣へ　御繪鑑壹帖榮川筆　御香棚　豐川筆

一　御縁女樣へ　十二月花鳥和歌手鑑壹帖　歌公家衆寄合書壽久世三位　御見臺一脚

一 蓮光院樣へ 御繪鑑壹帖 大藏卿法印祐清筆 鈴御花瓶壹

一 宮內卿殿御簾中へ 十二月花鳥和歌 歌公家衆寄合書畫土佐光貞 御釣香爐

一 安祥院殿へ 御香爐

一 定姬之御方へ 月次花鳥和歌御手鑑 公家衆寄合書

一 圓締院へ 拾遺和歌集 公家衆寄合書

一 松平大膳大夫妻へ詠書經一卷 公家衆寄合書

一 酒井左衞門尉妻へ歌仙御手鑑 歌公家衆寄合書 繪住吉內記

一 眞含院へ 百鶴の圖 筆者不レ知

右之通被レ進レ之

一 鳥獸卷物 榮川 養川 筆 井伊掃部頭

一 九十賀御手鑑 松平周防守

一 十二月花鳥和歌御手鑑 牧野越中守

一 同 水野出羽守

一 西湖八景 鳥居丹波守

一 御掛物 觀音探幽筆 酒井石見守

一　同　熊　養朴筆　太田備後守
一　同　富士　同筆　安藤對馬守
一　同　虎　同筆　酒井飛驒守
一　同　龍　同筆　井伊兵部少輔
一　同　同斷　松平玄蕃頭
右之通御遺物於レ奥被レ下
一　御花瓶　一對花臺共　松平越中守
名代榊原式部大輔
右同斷に付掃部頭老中列座、出羽守申ニ渡之一
一　御刀　無銘代金七枚　津田日向守
一　同　兼宣同　横田筑後守
一　同　壽命同　高井兵部少輔
一　同　豐後統行同　太田伊勢守
一　同　正則　同　杉浦出雲守
一　同　信國代金七枚　西郷筑前守

一同　統行同
一同　乘宣同、
一同　義高同
一同　乘元同
一同　祐定同
右同斷被下之
一金壹萬兩宛
落髮に付
一金貳百兩宛

西丸御側
松平因幡守
小笠原若狭守
小出土佐守
田沼能登守
大久保下野守名代
宮内卿殿
民部卿殿
御小納戸頭
松平備中守
柴田修理亮
角南主水正
御小性
山本伊豫守

山田能登守

末吉加賀守

松平織部頭

三拾年以上相勤候ニ付、外ニ金三拾両被下

水野備前守

大久保半五郎

三拾年以上相勤候ニ付、外ニ金三拾両被下

一　金百両ヅヽ

御小性拾八人

一　金七拾両ヅヽ

御小納戸頭取四人

一　金五拾両ヅヽ

御小納戸六十四人

一　金弐拾両ヅヽ

奥醫師拾八人

奥外科　八人

眼科

一　金拾両ヅヽ

成島忠八郎
倉地政之助

一　銀拾枚ヅヽ

奥坊主組頭三人
奥坊主十五人

一　銀五枚ヅヽ　　奥坊主　六拾人　御時計役　八人　御時計肝煎　四人　御時計間貳拾五人

一　金貳兩ヅヽ　　奥組　貳人

一　同壹兩ヅヽ　　同陸尺貳拾八人

一　銀三枚ヅヽ　　二丸奥坊主六人

一　金貳歩ヅヽ　　同陸尺　七人

一　金百兩ヅヽ拜領之面々

御小性

新見大炊頭　　久留め安藝守　　岡野和泉守

皆川　市正　　松平佐渡守　　平賀式部少輔

水野相模守　　駒井安房守　　新見伊賀守

竹本大膳亮　　佐野兵庫頭　　内藤河内守

細井豊前守　　平岡松之助　　藤堂市十郎

水野鷹之助　　赤井權五郎　　石谷直三郎

奥請
佐野壹岐守　　御小納戸頭取　　萩原豊後守

平賀伊賀守

御遣金女中へ被ㇾ下候、左之通

一金貳百兩ヅヽ　老女　高岳　花その　常盤井
萬里小路　瀧川　野むら

一金百兩ヅヽ　御客應答　岩城　瀧山　留をか
清川　藤澤　松やま

一同斷　御中老　しん　ちく　とは
やよ　りを　そで
そね

一金七拾兩ヅヽ　御錠口　玉江　藤野　小野田　野澤
富川　留野　民野　菊野
岩野　小山　同格御祐筆頭　島田　同格　榮受

一金五拾兩ヅヽ　御次格　川野　御祐筆　速見　さ[illegible]　ゆら
まて　和の　とへ　御錠口助　くら
と代　御次　その　きそ　せつ
いし　へん　そよ　はや
みわ　つむ　きう　りち
いつ

御切手書三人　呉服頭壹人　御廣敷壹人　呉服間拾人　御次格
坴傳　呉服間格　林嘉　榮和　榮芳

右之通御遣金被ㇾ下ㇾ之

一金三拾兩ヅヽ御廣敷拾人　御三之間九人　同格盲女壹人　御末庫貳人
同格使番頭壹人　御末頭格拾壹人

一金貳拾兩ヅヽ御仲居五人　御仲居格使番頭壹人　火之番拾三人　使番拾壹人

一金拾兩ヅヽ　御半下三拾九人

右之通御金被レ下　惣〆高金三萬九千九百拾六兩貳分銀貳匁五分に成

俊明院様御附女中剃髪の面々

一老女　花ぞの事 祐清院　砂野事 本清院

一御客應答　岩城事 本量院　藤澤事 祐心院　松山事 松學院　清川事 清芳院

一御中老　しん事 晴心院

一御錠口　玉江事 玉照院　藤野事 松壽院　小田事 祈智院
林照院　定姫君様御婚禮相濟候迄、留川事薪炭油野菜銀只今迄之通被レ下

一表使格　榮受事 學信院

一御次頭　川野事 興運

一御祐筆　速見事 妙耀

一種姫君様御入輿御用相濟候迄者

御祐筆 さゑ　ゆら　御次格兼傳事 松　呉服間榮芳事 眞月　御次いく事 壽永　その事 妙眞

切手書之事　そよ事 眞遊　石野事 慈清　呉服間頭川井事 了壽　御座敷頭梶尾事 長善　呉服間しつ事 見壽

そよ事 法船　りへ事 理田　そめ事 妙道　しの事 瑞山　なよ事 知呂　せや事 妙榮

川越事 惠操
れん
ふせ事 本香
御三間ふせ事 知鏡
同格 育女
會壽
御末まさ事 妙壽
御末頭格たま事 貞心
御中居之助事 報珠
火の番かへで事 喜法
最中事 貞壽
火の番まる事 知高
元御右筆松の事 延壽院
火の番あづま事 妙條
元火の番 貞薫
元火の番あづま事 妙等

已上

天明六年丙午十月

一 俊明院様御出棺御供計り相勤候面々は御湯漬貳度、家來には御配り貳度、御先拵御葬送御供相勤候分御湯漬三度、御配り三度

一 御先拵相殘り候面々御湯漬四度、家來之分御配り四度

一 御出棺御當日御代官御賄被レ下候宿坊無レ之方者、御賄所へ罷越於二席々一被レ下候事

一 同勢相殘候御供之分は、御配り同勢場へ相廻し候事

一 本坊部屋割有レ之候は、本坊へ相廻候事

一 御出棺當日は御湯漬被レ下候、若年寄衆御側衆、高家衆此分本坊へ相廻し候事、且本坊部屋有レ之御用掛の面々奥向計、是又其外は御賄所へ罷越候事

一 御葬送當日御法事中御代官御賄所等覺院、御當日計春性院

一 御法事中着服、初夜後夜とも長袴着用之事

一　御出棺御道固め左之通

北はね橋より竹橋御門迄酒井石見守、幷田安御門番非番之者壹人、竹橋御門より本庄伊勢守屋敷まで松平周防守板倉伊勢守、神田橋御門番非番より壹人、稲葉丹後守屋敷脇より筋違ばし御門際まで稲葉丹後守秋元但馬守、筋違橋御門脇より井上筑後守屋敷際迄藤堂和泉守、松平伊豆守、松平恒吉、西尾隱岐守、井上筑後守屋敷際より黑門まで松平下總守、榊原式部少輔、松平甲斐守（是より跡なし、本の儘）

天明大政錄卷之五終

天明大政錄卷之六

天明戊申五月廿三日、土州儒官箕浦乙三郎來訪後談ず、世子筑後守殿の侍讀なり、舍兄箕浦古源次も同じ職にて、此春東邸交代を命ぜられ土州にかへる道、吾藩の泮宮を拜見の志ありて、去冬より土佐公へも願候て、浪華より陸地はじめて播磨路を經て岡山に來りぬ、是より讃州の渡海して高知の城に歸るといへり、誠に陸路百里餘の地を吾が藩に經歷せしは、いと志しの尊かりし事也

一　將軍家には天性豪雄の君にてあらん、補佐の臣あしくば散々の事になるべし、白河侯補佐の職になり給ふ、尾紀水の三君の御撰ならん

一　或日夕八ッ時頃將軍家近侍に人に問せ給ふは、越中守ははや仕舞候哉、見て來たれと仰有けるときはや下城仕ると申上ければ、夫より近侍の人と御遊びなされ、彼是御飛めぐりなされしとなり、御幼年の御心なれ共、かく程憚らせ給ふと聞へ候となり

一　將軍家の侍讀は成島忠八郎御養君にならせ給ふより勤られぬ、去る頃孝經の講釋を聞し召しけるとかや、忠八郎は道筑の子にて、和歌も長ぜし人と語りぬ

一　忠八郎の云、貴賤となく今時人の賢不肖をしるは何、其賢者なりと云ば、其人の樣子を能聞糺し、

彌才德あつてよろしき人なれば、初にいだしハも賢者なり、とかく人は貴賤となく、古へ聖人の仰られしごとく、其友とする人を見て知る事也と、人の見樣かたき事也と上へも申あげられし事也と聞ゆる、忠八郎は是等の事には心を用ひられしと覺けると箕浦生の物語なり

一 將軍家の御前へ白河侯黃金一枚、小判壹歩、南鐐銀、小玉銀、鳥目を携ひ出給ひ、是等は天下の御寶と申物に候、上にはいまだ具に知召されぬ事なるべし、黃金壹枚取出し是は小判七兩貳歩に通用仕、されども商家にて求むれば小判拾兩の餘なり、小判は銀六十匁に通用仕、壹歩四切にて仕候とて壹歩を出し、此半は南鐐銀一片、是より小玉銀、夫より錢に至る、是ほど天下の御寶は無之御座、今時乞食やうのもの雨露にぬれて、食乏しき身にても、若志しあるもの錢壹貳文あたへ候得ば、即時に餅など求め餓死をのがれぬれば、無益の事に金銀を費し候事は、天下の冥加に不叶事也と仰られければ、具に聞しめさせられ、近侍の人々暫時御退屈もあらんと申上、御庭へなりとも成せられ給はんかと申上ぬれば、白河侯私も御供仕べしとて扈從し給ひけるに、將軍家の仰にこの梅は誠に大木也と白河侯に仰ありしかば、侯此梅の木を撫で、惣じて大木の枝葉茂りて殊に見事に見ゆるは、夫程木根は丈夫にして、いかなる大風大雨大地震にも倒るゝといふ事なく花咲て見事になるも、元は根のたしかなる木にて、丈夫になければならず、上にも能この大木の通りにならせ給へ、ちいさき時より根よく地に付て、いかにも次第に根を丈夫にならせ給はざれば、天下の人民の上に立せ給ふ事能はず、風など吹

ば即時に倒るゝと同じ事也、呉々も御心をつくさせ給ふ御事也と仰上られしかば、上もよく御許容なされしとなり

一　將軍家金魚を好せ給ふて、數多く大なる器物など作らせて入置んと仰ありしに、近侍の人々是程の御慰物はくるしくもあらんかと、白河侯へ伺給ふべきやと御側役加納備中守殿へ被ㇾ伺ければ、備中守も如何とて白川侯へ伺給へば、何事も是程〳〵の事は不ㇾ苦と申せば、末はいづれも大に成ものぞかし、只今迄の通りの金魚は少し計りの事なり、最早此上は御無用に可ㇾ被ㇾ遊と、越中守申上候と被ㇾ申上ニ候へとの事也とぞ（我過にしころ東役せしとき、上御養君の命ありて御父宰相殿と御本丸に被ㇾ成せ給ひ、直に西御丸に入らせ給へし後、おいは來らぬかとしば〳〵問せ給へ、我等飼ひ置し金魚ちい持來れと度々仰有しかば、ちいさき小桶に入て平非逸平西城に出て獻じ奉りければ大に悦び給へ、しばし御前に侍座して、おいは又來れと仰有て退出しけるとなり、逸平は予が同姓にて一ッ橋の世臣也、上一ッ橋の邸に御座有し時は、逸平御傅の職にてありしが、西城に移らせ給へし時、其儘一橋に殘されし也、是はその時一橋の御家老田沼能登守の計ひにて、伯父主殿頭此時專ら掛りの御用勤られしかば、逸平はよからぬやうに取なしけると聞ゆ、逸平は世に聞へたる潔白人にて、終に御家老の宅御老中若年寄抔へはたえて見舞にもゆかず、增して御納戸頭たりしとき同僚の人はいかにといへども、つゆばかりも曲りし道に寄らず、人みな感じけるに、諸有司とは睦じからず、しかるに去夏御本丸へ被ㇾ

召出ㇾ御加增被ㇾ下、嫡子熊四郎ゟ刑部卿殿の御旗本御目見以上の列座となれり）

一　田安の世臣黑澤右仲のいへるは、越中守殿かたじけなくも有德院殿に似させ給ふ御容貌なり、實に御孫にておはします、乙三郎は右仲とは殊にこん意なりしが、しば〳〵議論質問し、白河侯の賢德を詳に聞けるとて語れり、予も右仲とは心安く、東役せし時聖堂の釋奠に御出あり、予も此時拜見に出けるに、凡ならぬ御樣子なれば、足下には能も御存ならん、彼君は並ならぬ人君ならんかと問ければ、大に喜びていかにも幼き時より學問を好せ給ひ、今は學にて才德を兼備し給ひけり、右仲は愚なる身なれども、御先々代の仰にて、襁褓の中より御側に侍座して、學問の道を諷諫して則侍讀となりて、日夜となく讀書し給ひ、いかにも篤實におはしまし、われらかたじけなき身に餘りぬる事也、白川侯の世子とならせ給ふ時、右仲にもかはらず侍讀にもかゝるべしとの仰なれども、右仲の答へていへるは、白河の御家風は前代より闇齋の學風を好せ給ひ、御家士も多くかの御家風を勤し事なれば、いかにも御養家の事なれば、御家士の人をゑらみて侍讀となされ、其餘をもつて予御嗜の伽にも召出されなば罷出べし、何事も御養家の風を一旦は聞召て宜からんと奉ㇾ答ぬれば、今は折々被ㇾ召寄ㇾて議論など仰せられしとぞ語れり

一　右仲は上總の鄕士の子なり、初め東都に出で、土肥傳右衞門（初源四郎といふ諱元成、字允仲霞洲と號す、田安の御番頭御用人勤られし也、井上嘉膳も詩をば允仲に學びしとなり、傳右衞門老後に

井上仲儀弱冠の頃にて此人の弟子となりぬ、傳右衛門は幼きころより學問の間へ有し人なり一弟子の禮を修しけるとなり、傳右衛門には劇職にて弟子などは絕てなし、右仲壹人は始終允仲に學びたると兼て井上仲子に詳に語りぬ

一　過にし冬の頃奧州の志村東藏の語りけるは、越中守殿執政と成せられ、右仲は大きに驚き、扨々日夜心勞雖レ申盡レ候、右功なる人君なれば、いかやうなる事あつて事出來んも計りがたし、扨も〳〵心勞する事なりとて歎息しけると聞傳けると語れり、右仲は篤實の人にて、越中守殿襁褓の中より侍讀して護り立し事なれば、殊に心力をつくして、日夜此君の事のみを思ひ廻らしけると聞ゆ、箕浦氏に此ごろ右仲の存念を問しに、右仲のいへるは、越中守殿には天性才德有て餘程學力も出來、白河の家政においては十に九までは古風に復し、民間迄も其仁德に服し、家政も改革し給ひければ、領地ひろき家中も多き事なれば、隅々迄も行屆かざる事もあらん、まして天下の政務を執行ひ給ふ事は、大切と申も此上なき事に候、さすれば學力も今しばし長じ給ひなば、などか天下の政を知し召とも、あまり心得違も少かるべし、若速に改革あらんとて、御政事に少しの過もあらんかと恐るゝ處に候、越中守殿には天性嚴威の君なれば、即時に改給はんとし給ふ事もありぬ、予は寢食をわすれて是等の事に心勞すると語れりと也

一　白川侯の著述に難波法といへる書あり、箕浦氏も此書の事を右仲に問しに、なる程前かど御著し、

愚意を御問被ㇾ成候事ありぬ、箕浦生も此書懇望の由申けれども、これらは朝廷の善悪を論じ給ふ書にて全く御政事にかゝはる事なれば、他見をばゆるさずと書れたりとぞ

一　白河侯東都の邸に穴藏を造らせ給ふとて、其職とするものに積らせられけるに、數百金の費用也と聞せ給ひ、是は元此方の手人にても穴を掘までは容易なるべしとて、足輕に小人數七人仰つけられしに、侯も倶に袴をぬがせられ、衆とともに土足になり、御衣服高く巻あげ給ひば、近侍の人々仰付られはなけれども、みづから土足になりて御手傳仕候はんとて、不日にして出來ぬとなん、夫より大工に命ぜられ板敷など入て出來す、扨御家中の面々火災の用意に申付候間、近火のせつは勝手次第に道具等入可ㇾ申候、徒士以下輕きもの家僕等めし遣はざる輩は、近火の節は主用に出ぬれば、我道具には力も及ぶまじければ、常に穴藏へ入おき候てしかるべし、扨近侍を初として士官の面々を召て、士たるものは常々の心得第一に候、此間何某はケ樣の襦袢、何某の下帯はケ樣のもの、扨も／＼ふるき姿なり、武士たるものは常のこゝろへこそ肝要なりと仰ありしかば、御家士速に下着の美服を改めしとぞ、此時侯木綿の襦袢を召れしと也

一　白河侯には近來本多彈正少弼殿、小笠原佐渡守殿、松平紀伊守殿と四君しば／＼出會し給ひて、互に國政の道を論じ給ひ、たがひに質問して天下の知己と交りあつく、彼方此方へ入らせられ給ふに、ある時紀伊守殿の邸へ白河侯入らせ給ふに、雨降しかば奏者白洲へいで案内せしを、白河侯右の三君

へ仰有しは、已後雨天のせつ奏者の白洲へ出られ候事は相止候てよからんか、御互にしば〳〵出會の事は國政にこゝろをよせ、仁愛のみちをみがき候はんとて、かく不ㇾ淺御交り申候事に家士の雨にぬれられてはいかにも氣の毒にこそ候得と仰ありしかば、一座の三君も御尤至極に候とて是より改りしとぞ聞へし

一　安藝の國の儒官賴彌太郎白河侯の召れて、此時も右仲同道にて謁見し、後々學問の御咄有て、近侍の人土瓶三ッと茶碗三ッを持て、右仲、彌太郎、侯の前へ壹ッヅヽ出し置ければ、扨茶をまいられよ、麁末の菓子とて盆に麁品の菓子を積み出だされ、是を茶菓子に參られよ、我等とてとつて喰せ給ふ、中々貴人の交りとは露計りもあらずと彌太郎語りぬとなり

一　土佐公のもとへ橋宗仙院法印來りて語れしとて、過にし頃越中守殿病氣とて召れ、夜の物など重ねて召され候得と近侍の女に念入られ、寒さに中り給はざる樣にと申ければ、越中守殿仰せありしは我奥がたはいまだ間違ひ候て、御自分には出會ず、已後病氣の時分は賴み候と仰られしかば大きに驚入、扨々失禮の御會釋仕恐れ入候と宗仙院殿申あげられしかば、奥方間違ひ候て存知無ㇾ之筈なり、此方より御出之御挨拶可ㇾ申述ㇾ筈、却て恥入候との御答へなりしとぞ、箕浦氏語れり

一　白河侯の仰なりと、彈正殿は扨々儉素なる人也、數年出會しに、みな人々手拭或はたばこ入はさみといふもの東都に流行出て、是を持ざる人もなかりしが、彈正殿はくわんぜんよりにて右兩品を結

びて持れしなり、中々我等共が及ぶ所にあらずと語り給ひしと也、何迄も出會し給ふ時、四君の中にて彈正殿は上座に進め給ひその敬禮甚かりし、白河侯は位階高し、田安藩の御連枝にて、まさしく上に近き御人なれ共、賢君を尊信し給ふ事感ずるにあまりありと、箕浦氏物語れり

一　當春右仲の密に語りしは、田沼殿の事は御裁許ありて落着しけるに、前伏見の奉行小堀の一件御吟味被二仰出一ぬるが餘程やかましく、越中守殿にも心勞ありて色々御吟味もありし、迚も嚴敷仰付られずは御〆りも附申間敷と語れり、前の京兆尹戸田因幡守殿も裁許の日、執政の邸へ召して嚴敷御叱り退職せられし、京都の市令丸毛和泉守も若年寄の宅に召し呼叱有レ之、兩子共差扣へし給ふとなり、諸侯の國除せられし事なれば、種々議論もなされしと聞へけるとなり

一　去秋小普請支配永井監物組植崎九八郎といへる人越中守殿へ上書しけると也、皆執政の私ありて天下の御爲大不忠のよし數百ヶ條を認めて、私儀恐ながら朝廷の御政事御改革の事を諫奏るは、愚昧の身恐入御咎も奉レ蒙候覺悟仕、切腹の心底相極申候に付、心服の處殘らず奉二言上一となり、去秋中東都御免許の遊女町の外に、近來數十ヶ所遊女を抱へ置候儀申上候由、此御制度被二仰出一候由、是等をもつて考しに、此上書を用ひ給ふと覺ゆると、箕浦氏の物語なり（此上書の寫一卷あり、箕浦も予にも懇望の事なれば貸あたへんとなり）植崎九八郎上書は載せて本叢書第十二卷にあり

一　箕浦氏右仲に問しは、白河侯執政の命ありし時白川より家老職出府して諫奏り、夫より水戸公へ

仰上られし事世上に沙汰せし事不審に存候ゆへ、如何有レ之候哉と問しに、白川より其節家老中来り候事もなく、まして受もとの有司には聞及ばざる事なり、世上にて沙汰するとて、予にも尋られし人々多しと答へけるとかや

一　松平伊豆守殿を當三月下旬の頃招かせ給ひて、足下には愛妾ありて權威もありと聞ぬ、心得違給ふ事ならん、ケ様の御心にては天下國家を治め候事はならぬものに候と仰られしかば、私大きに心得違恐入たる事なり、早速暇出し可レ申とて、即日伊豆守殿暇出し給ふとなり、夫より五六日過るころ御加判の列の命有しと也、箕浦申けると也

一　岡田平助といへる人の事を箕浦氏に問ひしに、平助は篤學にて器量も有し人と覺ゆ、白河侯にもしば／＼召して其道を質問し給ふと也、經濟の事には大にこゝろを用ひし人と聞へぬ、世上の沙汰にも、此人は召し出され何ぞ御役にも可レ被二仰付一と評判せしと也、この人は岡田某の伯父にて、甥の家にかゝりし人なりと聞へけり

一　箕浦氏語りしに、野勢といへる書をかり出し、土佐侯へも出しけるに、これは本多彈正少弼殿の著述にて執政へも出し給ふものか、政事を専ら論ぜられし書なり、御學力才德の程感じけると語れり

一　今年の春白河侯右仲に仰あつて、我等去年の夏加判の列に蒙レ仰し已來誠に當惑し寢食をも安んぜず、性多病なれば氣根も薄く、踏所をも覺へず、如何して御幼君を護り立奉り、天下に安堵の思ひ

をなさん事を計らばやと思ひば、不肖の我等その任に堪ざる事を歎息するが、此頃はすこし心も落着、何卒四海靜謐ならん事を思ひしにつけても、不徳の我等に候得者、初の心とは違ひ候て懈りおこりて候、禍は懈りよりおこるといふ事あれば、別して愼み恐るゝところにこそ候得と仰ありしとなり

一　乙三郎兄箕浦右源次は、予も東都においてしば〳〵往來して懇意也、もと第一の兄箕浦專八といへる人、予がはじめて東都にまかりし頃、土佐公の夫人奥留守居にて、長門侯權少將に被ㇾ任し時專八も御使を蒙り、予も同じく長門侯の邸に至り、凡半日計り相詰、此時專八はじめて相識となり、扨備藩に湯淺新兵衞どのと申方從來承り置きけれども、此節御息才に居られ候哉、諸君子の出會に御噂共承りぬ、東行筆記などの御著述過し頃寡君も室の津より旅行なれば携へられ、家中のものども重寶いたしけると問ければ、是は予が父にてこそ候、扨々存がけなき恥入候御挨拶にて候得といへば、夫より熊澤翁の行狀を詳に聞たく、烈言(公カ)の御遺風もさだめてのこるべし、ゆる〳〵御目にかゝり候て質問いたし申度候とて、其後予がもとへも過訪ありて今に十五六年交り淺からず、專八その博學才德かぞへがたし、殊に老母に至孝にして弟たちに仁友愛厚き人ときゝぬ、其後專八世子の侍讀近習物頭となりしが、去秋土州國政改革のとき大目付職に任ぜられ、父に至孝、弟共にも睦じく、國家の爲に志しをつくし候趣厚感じ給ふとの命ありて、父母に時服壹重ね胴服壹ヅヽ給りて、國中にて三人の人を撰まれて、あらたに大目付三人を命ぜられぬ、專八其壹人なり、右源次も弟なれば、文學をもつて儒官に召し出さ

れ、其弟乙三郎も同じく別に祿を給はりて儒官となされ、今は兄弟三家となり、廣き地のやしきを賜りて三家を其中に造りけるとなり、土州は古へより闇齋を信じ給ふにより、專八の父も西依儀兵衛（京師の人）にしたがひて學びけると也、儀兵衛は闇齋の學風に委しき人なり、予が先考存在せしころ、土州の儒官戸部助五郎も岡山に來りて、しばらくも彼國の事を聞し事有し

一　一兩年前右源次白河侯の求言錄を讀て博學を感じ、諸侯の第一に忠れし諫言を好せ給ふ事甚難き事にこそ候へ、世に稀なる人君也、右仲に對面して語り、此書は予も寫藏して寡君にも拜誦致させ度候といへば、右仲ふと越中守殿にまかりて此事を申上ければ、存よらず諸君子の手にふれしは大に赤面する事なり、此書は元他鄕の人には見すべき物にあらず、寡人深宮の中に生れ才德もなく、しかのみならず多病にして博文の教もならず、古へを鑑とする力もなければ、せめて家中の諫言をもつて國家をも治め、先考故中納言殿の名をも穢すまじくと思ひし餘りに筆のすさみにこそ候得、家中の者寫藏も煩しければ、藏板申付候までの事也、寡人知己の人には存寄も聞んために贈しもの、是は扨々耻しきもの、され共其人の面はしらねども、寫しとらんも煩しからんなれば一部を參らするとて、右仲をもつておくられしと也

一　右仲密に箕浦氏に語りしは、越中守殿忠信篤行古今に博學なれば、天下國家を治め給ふとも餘り大なる誤りはあるまじ、され共あまりに人の諫言も能く容れ給ふ性にて、はじめその人々樣々樣と申

上ければ速に其言を用ひ給ふ、今數十年の衰微を改革し給ふ志しなれば、急迫に相改候も事によりて手戻りあらんか、此處を予が恐るゝなりといへりとぞ、誠に衰俗の世を再び興し給ふ事なれば、越中守殿にも日夜寢食をも安くし給はず、今春に至りては十に二三も改革の風も顯れしなり

一 東都の風俗御旗本はいふにやおよぶ、御譜代の諸侯まで餘程衰風改りけれ共、國主の諸侯はその國風を專らにせし事なれば、東都の風に移らぬと見へたり、此事世上の衣服などを見しに、御旗本の子男抔武藝稽古に往來せし人々の殊に多くなり、御家人の子男抔に至る迄讀書弓馬、其餘武術を出精して勵し事前々に三倍せり、道途の說に、兩國橋を東西より御旗本の子男往來して、今は袴棧留木綿羽織のぶつさきを着て往來せし輩多く成ければ、一人は丹後琥珀の袴を着して通しをかへり見て、彼人は古風なりと笑ひしと也、されば風俗大きに改しと覺ゆ、學問ありて篤實の士をばおほく擧用ひ給ふと見へたりと箕浦詳に物語りせり

一 箕浦氏甲斐の國府をへて信州飯田道を旅行せしに、民間の老若の言しは、越中守樣御老中に御成なされ、何となく惡風も改り、博奕はすきと止たり、雲助やうの者宿の中にて博奕も得せず、まして民間に至るまで博奕は一切に制禁の御觸有しより速に止しとぞ、道の損所など繕ひ直しける人々、近日越中守樣御上京なれば、せめて御馳走の志なりと驛々の民間までも稱し奉るとなり、此度は京師はいふにや及ぶ、浪花の地、甲斐の御城駿河の御城御巡見ありて、御糺明あるといへる風說あるとなり

浪花へは御巡見の命ありしなり

一　本多彈正少弼殿は篤學にて才德兼し人也（父越中守殿忠如といへるも好學にて、仁君の聞へあり、詩文をも能なされ、家臣宮田子亮郡山國除の後は、招せ給ひて寵遇不ㇾ淺、予は先考子亮と交り篤けれは、越中守殿より度々召されて詩文の贈答など給ふ、近頃壺山集といへる彈正殿御父君の詩を集め給ひ、諏訪侯序を書給ひて先考にも贈りぬ）過にし頃高山彥九郎といへる者、（關東の人也、豪傑の人也と世に云り）諸侯にも仕へず諸國を遊行せしとなり、彈正殿故ありて謁せられし、學問の事は人君第一の務なりと諫言せしより憤發し給ひ、夫より學問に志しを殊に寄せ給ひけると箕浦生の話なり

一　彈正殿は天性儉素の君也、彥九郎初て謁見せし時、側にて仕せ給ふもの近侍の士と思ひしに、彈正殿がき共汝には相識にあるまじ、已後懇にせられよと仰有しと也、是は彈正殿の子男にて奥州の鄕談にや、子供をがきといへるとかや

一　彈正殿の述著「野ぜり」を見しに、なかなか古へより國政の議論多けれ共、此君の才德及ぶ事難し、數年困窮の家なれども、近來は家富て武備の役篤く、九年の食を納給ひ、誠に英雄の人君と稱し奉る也、凡人君學問し給ひても、才德兼備なくては國を治め給ふ事ならず、器量ありても學問なければ、いかでか其國家治るべき、越中守殿第一ばん本多殿を擧用ひ給ふ事は、器量の高きにあらずやと箕浦氏しばしば論ぜられけり

一　長崎奉行水野若狭守を白河侯呼れ、なんじ長崎へ往來せし時何國のいづれにてかやうの事ありしか、いかなる事にや承ると問ひ給ひければ、若狭守大に恐入奉レ存候、ヶ様〳〵の事にてかやうに取計ひ候よし申上ければ、已後急度心得可ニ相勤一旨きびしく御叱り被レ成ければ、九州にて遠境の事殊に聊の事なれば、老中抔聞し召れん事夢々ぞんじかけなき事なれば、大に恐入たるとの事を聞しと語れり、凡諸國の善惡は武州八王子に土着せし千人同心のもの、密々に巡りて言上する事なりと、東都へも輪番にて數十年相詰けるが、御内用の命を蒙れば我宿に歸らず、直にその國へ行事也と聞けると語れり、近頃は此同心殊更御用多き事也とかや

一　南鐐銀近年鑄られしかども、元來惡敷銀にて一歩半に及ぶものなれば、惡しき銀を上より鑄られん事も下を欺くなりとて、已後鑄られん事止られんとの命令有しとかや

一　御寶藏番之頭土山惣次郎、來る何日鈴ヶ森において死刑に行るべしとの命有ければ、其役人も早朝より鈴ヶ森に至り、見物群集せしに、晩七ッ時頃にも及けん、惣次郎死刑の事今一應御老中へ可ニ相伺一旨御差圖窺て申しか共、其日越中守殿御前へ御用向にて出られしかば伺奉る事ならず、時刻も延ければ、鈴ヶ森へ出し死刑に處せられんも、晩刻に及べは牢屋において死刑に行れ可レ申との御差圖あり、是は大罪ありてかく行れし身なれ共、元來御目見已上の人を群集の中にて、其死骸をさらされん事如何とて、牢屋敷にて被ニ仰付一しと也、死しても不レ恨といへるは、かやうの御取扱にこそと御旗本

の人々も感じけるとぞ也

天明大政錄卷之六終

天明大政錄卷之七

求龍之說

懿矣哉龍之於二蟲魚一也、猶下麒麟之於二走獸一、鳳皇之於二飛鳥一、泰山之於二丘垤一、河海之於上二行潦一也、而其爲レ形也、鴻洞輪傾、豐盈脩長如レ電、舌如レ劍、腹如二玳瑁一、鱗如二列星一、而望レ之、或如二紅霓之垂一、或如二朝日之陽一、或如二煙雲一、或如二山岳一、其臏首而一躍、則雲霧或集、風波忽起、鱣鮪於レ是乎奔走、黿鼉於レ是乎伏藏、猗矣哉龍之爲レ物也、可レ謂二盛且大一也、予欲レ見二眞龍一有レ年二于此一、然而不レ知二其所一也、或語レ予曰、某山之陰有二潛龍一焉、予聞レ之大喜、不レ覺起而躍者三焉、將二行而見一レ之、既而予自以爲、龍之爲レ物也、顯隱屈伸、變化無レ極、小則隱二指甲一、大則蟠二於天地一、上則薄二於日月一、下則潛二九淵一、乍飛乍潛、知レ幾知レ微、能二其時一也、猗々龍之爲レ物也、可レ謂二天下之至靈一也、予今雖レ欲レ見レ龍、而龍若不レ欲見、必蟠二泥中一、沈二深淵一、避而不レ見也必矣、苟如レ是耶、假令予行以求レ之、亦復何益、予於レ是仰レ天長歎曰、嗚呼、眞龍之難レ見、何其如レ是也、初予欲レ見レ之、而不レ知二其處一也、今也雖レ知二其所一、而不レ可二得而見一、其行乎龍不レ見レ予、其不レ行予不レ見レ龍、予將終不レ得レ見レ之乎、徐又自解曰、昔葉公好レ畫龍一、眞龍遂來而窺二葉公一、蓋公者徒好二畫龍一、而眞龍窺レ之、況予實求二眞龍一者乎、彼窺レ予不レ可レ疑也、若

某求ㇾ之心不二誠實一也、雖ㇾ行而求ㇾ之、彼避而不ㇾ見ㇾ予、亦不ㇾ可ㇾ疑也、又不ㇾ求二彼于此一、而徒求二此于彼一予、遂不ㇾ果ㇾ行、而求ㇾ之心愈切矣

右執政白河侯之所ㇾ著也云

戊未 七月中沙汰之趣

謹言、此度上意之趣に付白河侯御達書に付、誠思召も廻らされ候事共、諸御役人衆は元より萬民に押渡りて風俗直り、古來可二立歸一難ㇾ有次第御座候、繰返奉二拜誦一候處、文談の事身を保ち家を全く致し候儀、かやう成時節御奉公第一に相勤候ためにて候と有ㇾ之候、此ヶ樣成節と申處に意得致兼候、其故は近年凶作打續米穀不足に成、町家は別して困窮に付、無二勿體一も上を奉ㇾ犯及二騷動一候事不屆の至に候、去ながら是も米穀不足のみの事にて別段意心も無ㇾ之、或は田沼侯へ不首尾も珍らしき事にも無ㇾ之、惇信院樣御代には松平左近侯御不首尾も、趣は違ひ候得共似寄たる事外に差たる事も無ㇾ之に、事ヶ間敷ヶ樣の節□□と申程の事は有ㇾ之間敷と奉ㇾ存候、諸國蜂のごとく起り、刀刄を交る程ならば左もあるべし、愚昧の了簡には、白河侯思召不審の旨批判有ㇾ之由、白川侯御家來聞及び、密に侯へ此事を申上ければ、御一笑なされ候て、被ㇾ仰候は、予存候處とは大に違ひたり、亂て蜂のごとく起り刀刄を交るほど危き事勿論といへども、大神君以來御譜代の諸大名數々にて、一和だにするならば何ぞ恐るゝにたらん哉、予恐るゝは當時の模樣なり、諸侯の風俗など諂ひを表として權門役といふを拵ひ、

追從輕薄を第一として、天下の官祿金銀をもつて買調ひ、夫を以政務を取計るゆへ、町人の意地專にして天下の大本を不ㇾ辨、旗本は權柄を主として、馬達者騎射打ものを第一とすべきを、細身のみじかき大小を胸の所にさし、驕遊殊に長じ、武をわすれはてたる有樣見るにしのびず、先年關八州の中上州の民家騷動せしさへ、將軍の御威光薄く御恥辱と思召給へしに、此度武陽の騷動御膝元まで此ごとく其罪を赦捨置事政務の取計ひ違ひといへながら、上を見透しぬいたる事前代未聞、世の衰ひ此上有べからず、誠に戰國よりも危き時節と予は覺へたり、いまだ此文談には心をこめたる事共、何れ共畢覺不ㇾ察は心を不ㇾ用故也と仰有し也

丁未 十月君上御在國に付、留守居官より言上書

高階傳次郎殿噺を

一 惣て弓馬を勵武藝致ニ出精ー候樣被ニ仰出ー頭々より吟味有ㇾ之、銘々共も甚繁多に罷在候由

一 弓馬は度々上覽も有ㇾ之、吹上御庭にて大的上覽有ㇾ之、的は三十間または半的十八間の處を、近く中りよきやうに御仕構有ㇾ之候得共、兎角平日の通には中り無ㇾ之よし

一 馬不ㇾ持者には乘馬存る樣に無ㇾ之、依ㇾ之高五百石以下の者へは御領馬被ㇾ下、飼料可ㇾ被ㇾ下候御沙汰御座候よし

一 殿中着服も取飾之儀無ㇾ之樣御移有ㇾ之、輕きもの共甚難ㇾ有儀、着服之心遣ひ無ㇾ之樣に相成候由、

作然綿服は不相成候よし相聞へ候
一　何事によらす立身轉役請願等に至迄、頭々御役人へ進物手入無之候ては不致出來候處、是又被仰出有之候て心遣無之様相成、銘々出精心次第に御役儀有之様に相成候
一　御勘定方の者三十人程御暇出、御普請方の者二十人御暇出候由、御寶藏番頭と當覺申候、土山惣次郎と申男、先達て御勘定方勤役中甚私欲有之候を、田沼殿御世話にて御寶藏番へ相廻候哉、右御勘定方御暇出候砌退候て行衛相知不申處、河越にて日堀村正傳にて、山村信濃守殿同心小川直八近藤初之進召捕候由、是を見請候もの咄承り候に、黒羽二重の羽織の上へ繩かゝり居申候由、御評議有之揚屋へ入候様子の處、無宿もの故入牢と申儀にて御座候よし、右惣次郎妻は吉原遊女にて千兩に請出し候由、先妻も右同様のものにて七百兩にて請出候處、不義致し候故二百兩金附候て緣付遣し、殊の外家作をはじめ無類の奢りものにて有之由、御勘定方之者吉田儀右衛門と申もの退去致候處、下總佐倉にて自殺とも申、又は盜人に殺され候とも申由、御勘定方御普請方共段々御吟味有之、田沼殿にも此分にて相濟候得ば宜しと御咄し有之由、丸毛和泉守殿にも御役御免、御吟味候様相聞候由
一　所々御代官業病死之節、御勘定相立不申内は存命にて取計、勘定不足無之候ても、不足有之様に申立、直に右不足を其分になり悴へ御代官被仰付候様に仕なし、代々御代官相勤候者も有之よし、然る處此度御吟味有之、御評議の上正路に相改、右體の儀無之様に相成候御樣子相聞候由、外ならず

御家の儀ゆへ咄申由、未他向へ咄被レ申儀は無レ之旨被レ申候
一御三家樣には御政事にも御加り被レ成候哉と御尋申候處、急度御掛りとも不レ承候得共、度々御聞合も有レ之、老中御參會も有レ之由承傳へ候旨被レ申候

同月留守居官言上之趣

一田沼主殿頭殿貳萬七千石被二召上一、新知一萬石嫡孫龍助殿へ被レ下候て、主殿頭殿隱居下屋敷にて蟄居可二罷在一候、遠州相良の城幷城地被二召上一候よし、右下屋敷本鄕に有レ之
一其後沙汰は相良の城にも手を付不レ申、道具向に至る迄其儘にて相渡し候樣御家來へ被二仰渡一、八萬兩金子有レ之由、夫を相殘し御家來も可二引退一哉との事
但平人の重罪の者を、家財闕所と被二仰付一旨有レ之御振合と相聞候由
一岡部美濃守殿城請取に御出なされ、騎馬四拾騎にて當月末か、來ル十一月初に御出立被レ成候御沙汰、右相良の城御頂戴の御方有レ之迄、美濃守殿御在城との沙汰に御座候、御旗本方も御出被レ申候
一越中守樣御家來御役人悴の內に三人、淨瑠璃歌などの達人有レ之　世上に聞へ候位の男あり、御家中若もの三拾人計も弟子有レ之執行仕候由、然る處其後御內意御承知被レ成、三人共御聞被レ成度と仰られ、うたひ候處御褒美有レ之御目錄被レ下、扨翌日三人出精御驚入被レ成候、併當時御屋敷にて被二召仕一候儀不二相成一候ゆへ御暇被レ下候、何國にても心儘に出精可レ致段被二仰渡一、弟子の分へも志有レ之者に

候得ば、附添へ出精歌うたひにたり候共、自分存寄次第に可ㇾ致候、此方當時屋敷に召仕がたし、案内の者は御養被ㇾ遣候間、其身壹人御暇被ㇾ下候由被二仰渡一候由

一　御同家御醫師の内、燈籠の節吉原へ參り、殊の外大金を遣ひ遊び、仲の町を右左りにてさわぎ廻り候位に有ㇾ之處、直に越中守様被ㇾ成二御聞一、翌夕御診に有ㇾ之御醫師罷出候處、當年吉原の燈籠如何との御尋ゆへ、今年は淋敷由沙汰承り候之段申上候處、夜前は如何と御尋に付、右御醫師殊の外恐入候よし沙汰仕候由

一　此節隱密と申事はやり候由、隱し目付の事と申候、右之隱密吉原にて御旗本を見付申候て段々名前を相尋、ことの外御同人御謝儀にて、御家來よりも段々詫申候得共聞入不ㇾ申趣故、極密にて金子を遣ひ漸と虎口を御のがれ候て相すみ候處、隱密に又穩密がつき、役をしまひ揚屋へ入候由沙汰仕候、賄賂取候罪に入候よし

一　若年寄被二仰付一候本多彈正少弼様御評判よろしく候由、御廻勤被ㇾ成候節御口上には、拙者儀今日若年寄被二仰付一候、右御吹聽御廻勤被ㇾ成候との事にて、難ㇾ有との御口上無ㇾ之旨

一　御同人様へ御右筆御歡に參られ候處、其元は御物書に候哉との事にて、仰せの通りと返答有ㇾ之處、隨分入念認物被ㇾ致候様との御挨拶有ㇾ之候旨沙汰仕候、どなたにても御役成には、御祐筆方へは拙者儀不調法の儀に候得ば、以來心添相賴候段御口上相定候處、右之通に被ㇾ成候思召外様とは違候様

沙汰仕候

一　越中守様へ本多様於二殿中一御尋に、御拝領の御屋敷いくつ有レ之候哉と御尋被成候所、越中守様にも聢と御覺不レ被レ成候段被レ仰候ゆへ、御役にては如何の御口上と御不審被レ成候故、早々御歸りの上越中守様より御使者をもつて御挨拶被レ遣候との沙汰仕候

一　柳の間外様御大名之内三人若年寄可レ被二仰付一との沙汰有レ之未被二仰付一無レ之候、御壹人は毛利和泉守殿と申候外は相知不レ申候

一　越中守様へ御對客之節、早朝より御表へ御出張御待被レ成候て、御客御出なされ次第御逢被レ成御門外諸大名御供待少しも混雜不レ仕、御供大によろこび候よし

一　有馬中務大輔様當年は御滯府にて、八月十五日夜に金百兩ばかりにて臺のもの出來可レ被レ遣と被レ仰候へば、有馬の御用人申候は、被レ遣候ても迚も越中守様には御收納被レ成間敷と申上候得ば、先遣してみよ、もし受候事も可レ被レ有レ之と被レ仰、右の臺のもの越中守様へ被レ遣候得ば、御禮の上御受納被レ成、夫より一兩日過して、越中守様にも百五拾兩にて臺の物被二仰付一、出來のうへ先日の御答禮として有馬様へ被レ遣、音信すじの儀御請不レ被レ成と申儀御示し被レ成、夫より諸事音信等別て相止候よし

一　越中守様大奥へ御儉約之儀、諸事取〆之儀、奥女﨟へと御當被レ成、御直筆にて御傳被レ成候由、大奥女中殊の外心服之由沙汰仕候

一　御役人方輩子あまり無ㇾ之、家來々々屋敷にて稽古難ㇾ成、兼て好候者鞁の筒へ綿など入候て打候よし

一　尾張殿御學問御志厚く兼て學館御建、御自分樣初御連枝御家老頭役諸士迄學館へ集り講釋これある、學問武藝御引立近來町在までも御聞せ、在方へは師役遣はされ、所々集り講釋御きかせ、町在へは講釋の初に申渡、御當家御家柄を人々指はさみ、他所の者共下々不作法成儀致候樣相聞へ候、格別之御家筋故世上の手本にも相成候樣可ㇾ致と申聞せ、其後平和の時講釋聞せ、風俗尊く成樣に御取向、近來忠孝の子等數人御褒美被ㇾ遣候よし

一　水戸樣御手役は一統聖堂へ罷越し、聽聞可ㇾ致被二仰出一候よし、聖堂講釋聽聞御觸以後百五拾人位參候よし

一　上杉越前守樣御世被ㇾ爲ㇾ在候時、下民の性をよく御聞なされ、毎度御殺生とて御廻り有ㇾ之、下々風俗難儀御覽被ㇾ成、尊き御政共有ㇾ之由、今度御褒美に付尋沙汰仕候

一　本多彈正少弼樣兼て御繰廻し御難儀に付、家中引免之儀御用人申出候へば、左は被ㇾ成まじく、自分内所向初膳廻り萬事諸締りは下々迄手本になり、儉約可ㇾ致とて堅く御守り、夫より追々御勝手向直り候よし、御轉役に付取沙汰有ㇾ之、御轉役後早々只今迄御務來の御仲間御申傳候事、當役成候得ば大奥へ紅白縮緬二卷幷金五百疋ヅヽ夫々へ贈り申候先格有ㇾ之と御仲間御傳へ之節、彈正樣御申分に、私

小祿その上兼て勝手向難澁に有レ之候得ば、左樣の儀決して得不レ仕、此度役儀被ニ仰付一候も望にて被ニ仰付一候儀にも無レ之候得ば、早速御免被ニ仰付一候ても恥辱にも不レ存候得ば、右之贈物は得不レ致との御斷にて、その通り相濟候よし

一　加納遠江守殿御側役被ニ仰付一候後、朝鮮書翰差越し、只今まで林家にて國字解して差出來りし處、遠江守殿よく御讀なされ、直に言上被レ成候よし、御學力有レ之と沙汰いたし候由

一　池田修理樣京都町御奉行被ニ仰付一候、只今迄は御當日金貳百兩、翌日は三百兩程都合五百兩計も音信筋御入用有レ之來り候處、此度は少しも御入用無レ之事すみ候よし

一　御譜代家幷御旗本中近來武藝御出精有レ之、近々上覽も可レ有レ之よし

一　江戸中諸運上追々御免被ニ仰出一下方大に悅申、其上運上出候節も、相止候ても、金銀上納の員數相違無レ之、何方へ納損申哉、行所相知不レ申候由沙汰仕候

一　江戸町方浪人のもの等學問武藝之師匠仕候者、書出し候樣御觸有レ之よし

一　近來商人體の者に隱し目付有レ之由

一　近來米下直に相成下方ゆるぎ申候、其上世上事靜に相成、人々心得穩に相成候由下方にて申候

右いづれも世上風聞仕候よし

丁未秋中風說書

一　當夏六月伏見表に現米七百石餘買締致候もの有㆑之由、伏見奉行久留島信濃守殿御聞および、此節に至て米乏しく候ところ、雜人の業にて七百石の米たくわひ候哉と御吟味之處、京都近江屋忠藏と申もの買締置、京都救のために仕候由申出候に付、信濃守殿仰有㆑之は、京都は扨おき、先我等支配所の伏見中拂底におよび、既に餓死人もあらんかと甚心を盡し候事なれば、京都へ遣し候事は決て不㆓相成㆒、差留候と被㆓仰渡㆒、自分右米有㆑之處御巡見有㆑之封印附させられ候由、是は京都町奉行丸毛和泉守殿右の町家と元内密に計り、大數の米を買〆置追々〆賣にして高利を貪候心の由、信濃守殿兼て右の樣子御聞傳にての御取計と沙汰仕候由

　但京都にて風聞に、先比近江屋忠藏關東より御吟味筋にて被㆓召呼㆒候處、出奔行衞雖㆓相知㆒由、世上にて南宮忠藏と異名唱候よし、伏見與力同心の中にも、關東へ御吟味に付被㆑呼候共、網乘物など段段出來せしと沙汰の由

一　池田筑後守殿先頃京都町奉行職被㆓仰付㆒、上京の後泉涌寺御陵幷德川家の御位牌所へ拜參之節綿服着用のよし、世上大きに恐入候由にて、奢侈の者共屈伏せし趣、御同職の山崎大隅守殿沙汰よろしからず、無㆑程御役被㆓召放㆒候段風説のよし

一　前々は大坂御城代折々町奉行所へ御越あつて、公事訴訟等御直に御聞候事古例にて、何日可㆓罷越㆒と前びろより御案内有㆑之ゆへ奉行中其日には扱ひ安き公事訴訟等を撰出し、詮議致しよき事のみにて

濟來候處、此度堀田相模守殿御城代被㆑仰付㆑候處、何時となく不意に兩奉行所へ差懸り候て御越し有㆑之故、町奉行中私に取扱抔決て不㆓相成㆒、萬事御締嚴重に相成、前々は御用召にて五時揃とふれ有㆑之、諸侯の諸有司など早く出候ても九ッ時過迄も不㆑濟處に、五ッ時なれば即刻御用の筋被㆓仰渡㆒候樣に相成、組與力も前々は美服にてさわやかに有しが、紬の衣服などに改しと也

一　松平次郎兵衛殿御使番にて、當春より大坂御目付に被㆓相越㆒候處、先頃同所町御奉行職被㆓仰付㆒候て、石見守と叙爵ありしと也、御使番より直々町奉行轉役は近來無㆑之候得共、器量御見立被㆓仰付㆒候趣なり、餘程人德有㆑之て人並ならぬ人なりと、組與力などの惡しき風儀大きにあらたまり、甚與力など恐れ入、屈服の樣子のよし

一　福島村のもの堀田相模守殿大坂御城代被㆓仰付㆒候に付、作州より御領地四萬石程前替にて相渡り候に付、旭川筋大坂へ御廻米の藏元相勤度願にて、作州御領地の陣屋へ罷越候處、右之願主贈物など持參、郡方役人三人へ出し候處、何れも御役人中の儀故受納不㆑致とて返し候旨、總體の取扱けつばく正路に有しと也、作州の人もの語りせしに、相模守殿三ヶ年の中には、大坂の惡風を悉く古に改復の思召の由、難㆑有事なりと人々感服せし沙汰之由

一　京都御所司代戶田因幡守殿も先頃御用召之趣、十一月朔日より大嘗會御執行に付、右御用有㆑之傳奏衆より御斷にて延引有㆑之處、右御用相濟江戶へ御歸府之上、御役は被㆓召放㆒候との風聞之由

一　京都の風說に、當夏の頃石川土佐守殿子息を京師へ忍に差おかれ、段々聞及び見およひ有ㇾ之樣に沙汰有ㇾ之、伊奈攝津守殿より內密に役人を京師へ越され、萬事聞合等有ㇾ之よし、京師にてもたしかなる事の由沙汰有しとなり

天明大政錄卷之七終

天明大政錄卷之八

天明八年戊申二月京師の人來訪物語り之趣聞書

一 池田筑後守殿京都町奉行被二仰付一、上京の砌忍び〳〵に町中巡見あつて、下性の樣子具に見および聞及ばれ、近來衰政の趣ども細に聞給ひしと沙汰し候由

一 筑後守殿組與力の中木村九郎兵衞、妻木市郎右衞門兩人、兼て不正之取扱多き故御暇被二仰付一、尤追追御たづねの筋も可レ有レ之間、遠方へ參らざる樣被二仰渡一候よし、兩人共公事方萬端の頭取にて、私曲のすじ多く金銀を多く持居申由、兼々御政事にかゝり不埒にて、私欲のみの者ゆへ、市中の人々惡み居申候よし

一 筑後守殿御上京之砌、町奉行へ兼々立入候町方某とか申もの、金百兩携これしきには御座候へども、御用にも相立候ば難レ有仕合とて至て內密にて出し候處、ヶ樣の願一向に受納不レ致とて即座に返されければ、或與力の中に貳百兩にして密々出し候得と勸めけるゆへ、百兩增して又々出し候處、殊之外嚴敷しかられ我等事大祿をも賜り、其上御役知まで有レ之、不自由の事も無レ之候處、押附がましく金子など差出、其上彼是と品をかへ出し候段、重々不埒の至に候とて、御役所出入差留申付候とて

職敷咎られしと也、かゝる潔白の事ゆへ、誰有て進物抔致せしものはなかりしと也

一 先年石川土佐守殿京都町奉行職の時、京都の御政事殊に正しく、諸人感服する事高く、誠に潔白の取扱にて、板倉周防守殿以來の御奉行とて、洛中洛外迄も父母のごとくしたひ、土佐侯の御下知とさへいへば京中なびき從ひ、かゝる賢人の此役被二仰付一しは京中の幸ひなりとて、常に幾久敷御勤あれかしといひしが、俄に召しあつて關東へ歸られし時抔は、大津草津の邊までも數千人の見送りあつて、町々の役人はいふに及ばす、志あるものは皆々落涙に及び候程の事なれ共、中々筑後守殿の御樣子、土佐殿におとらせ給はじと人皆評判せしとなり

一 雜色四人の中松尾與右衞門仲間四人とも、今は町奉行にぞくし洛外までも御政事に懸り、町奉行の下役の樣になり來りしなり、往古檢非違使の下役のものなり、右之與右衞門市中の公事訴訟頓事等に、金銀賄賂をもつて私曲のすじ多く、不レ宜取計而已にて、殊に金も多く持て奢りものにて、京中も常に惡みけるが、筑後守殿京着後甚恐入候趣にて、種々表向を取繕ひ、何卒御咎も無レ之樣にと心を盡して大に困り居候體に見へ候由とて、不埒多きものゆへ勤向めしはなされ候由沙汰せしと也

一 去未夏過京都新屋敷に居候町與力の家へ、越前ものとて奉公に有付し男有レ之、此もの奉公まめやかにてよくつとめ人がらよく、主人もいたわり召仕へけるが、不意に古郷より父母呼かへしけるとて越前に歸りぬ、主人家内よりも金子などつかはし念頃にかへしけるとなり、此もの關東よりの忍びの

役にて參り込、何かと町奉行與力などの取扱の善惡、見聞して歸りしものならんと沙汰ありしとなり

一　去秋御役被ㇾ召放ㇾ候丸毛和泉守殿米をおほく買〆おかれ、異名を南宮忠藏といへる町人米屋伊三郎といふもの兩人を懇意にかたらひ、安く買込高く拂ひ可ㇾ申手段關東へも相聞へ、忠藏元は江州彦根の領地の者にて、實家の方へ立退申を京都より捕手を遣はされ候ところ、井伊掃部頭殿御役人中より彼男は此間尾州邊へ出奔せしと達し有ければ、御所司代より掃部頭殿へ早速吟味あるべしと被ㇾ仰渡ㇾけるゆへ、隱しおく事難ㇾ成、早速召捕へ二條へ被ㇾ差出ㇾ候よし、井伊殿の御役人取計ひ甚不ㇾ宜樣沙汰ありしとなり、米屋伊三郎は但馬へ立退しを召捕れ、兩人共入牢に相成候よし

一　去冬伏見與力の中一人四人になり、關東へ被ㇾ差出ㇾ候よし、以前より伏見附來りの御鐵炮百挺有し處、小堀殿御奉行の時不埒の筋も有ㇾ之哉、紛失などせしにや、御吟味之趣と沙汰せしなり

一　此春京師の大火は全く海內ひさしく昇平打つゞき、奢侈長じ四民困窮彌增候ゆへ、天の御戒の爲にかく大都を灰燼をなされしは、以後おごりの出來ぬやうにとの御しめしならんと、京師の人みないひけるとなり

一　內裏御炎上は正月二十九日夜九ッ時頃の由、松平紀伊守殿龜山より五里の道を一時に走り來り給ふ、即時に參內ありて御遷幸の儀を奏問ありて、御先乘は伏見奉行久留島信濃守殿、御跡押は紀伊守殿乘給へて（前々は所司代御供の例なれ共、此節闕官有しかば、龜山侯御勤也）下加茂祠に御幸ましましぬ、また下加茂へも火の來らん事心も

となければ、俄に又上加茂の社へ行幸輦ましぬとて出御ありしに、火既に鞍馬口に燃來れば、上のやしろも如何ならんとて、又聖護院御親王の宮に御幸ましくて、爰を假の皇居と定給ふとかや

一 仙洞御所は白河の里照高院宮に遷幸ましくぬ、同四月又改て青蓮院宮に移らせ給ふ、大女院御所は吉田二位殿の亭に移らせ給ふ、また風の吹かた心元なしとや、又東山の銀閣寺に移らせ給ふ、女院御所は梶井宮に渡らせ給へしが、是もあやうく一乘寺村の林括寺宮に、女一宮と同じく渡らせ給ふ

但所司代無レ之時は、何も伏見奉行職其代役古例也、此春大火の時は奈良奉行も馳來られて、伏見に警固ありしとなり

一 龜山侯五里の道を一時六歩に馳着き給ふ、難所をば馬よりおりて自分馬の口を取給ひ、家中の士月代仕かけ、或は髮抔結ひかけしものも髮を束ねて、一さんに馳着けると也、殊に先侯所司代職たりし時の記錄をたづさへさせ給ふ故、所司代の上京なき前ゆへ、專ら龜山侯の取り沙汰以前の記錄にて事決し候事多きとぞ、龜山侯の人數所々迄も火防の働もあり、殊に叡感淺からずむねの勅命をこうむられ、關東にても其功の御沙汰ありしとなり

一 京師燒死人數公邊へ言上の人數百四十九人とかや、於二智恩院一關東よりの御下知にて、弔法事を被二仰付一ければ、京中の貴賤殊に辱なき事と感服せしと也

一 二月中は禁裡の警衛聖護院の近邊六ヶ所御門假番所設られて、龜山侯淀侯水口侯青山侯交代にて、

火事裝束にて勤番有しが、所司代着後右の諸侯御暇にて所司代の御固に成し、是より皆上下着ながしなり

一　火災後内裏御作事初迄は、市中の作事見合居可ㇾ申旨被ㇾ仰出ㇾ有しかども、京中の人々田舍へ離散し、都も誠に野山のごとくなれば、何卒一日も早く作事成就せば、人々の安堵もあらんと又々被ㇾ仰出ㇾありて、各勝手次第に家を造るべし、銘々家業等ゆだんなく致べし、大工作料材木等高直につかまつり候ものあらば訴へ出べし、嚴科に處せらるべしと尊き御仁政の數ヶ條被ㇾ仰出ㇾければ、誠に京中の貴賤感服におよびてよろこびありとぞ

一　諸色高價に賣候もの四五人入牢被ㇾ仰付ㇾ、盜賊も三十人計召捕られて、翌日より諸色の高價連れ連れに下直に成しとぞ、尤諸色高直なるは唯一日の中にて、米の價も此節銀七十匁のよし

一　御所司代上京後、賢君とは稱せられけれ共、御上京後早速の事ゆへさしたる事も聞へず、池田筑後守殿の評判は誠に英傑の人物と稱し、米價など高貴ならざるはまつたく池田殿の力なりとて人皆悦しとなり、筑後守殿燒あとを馬上にて巡見有しが、或は町にて幼者燒跡に迷ひ居けるに、其町の年寄役なども番所に出張居ながら、しらぬふりをして他の町へ送り遣しけるを見給へて、扨も〳〵不仁なる取計方とて嚴敷年寄役を御叱り有ㇾ之、手鎖にて追込有しかば、京中も大に御仁政のむねに服し、諸締向も殊に改りけると也

右二月二十九日識レ之

申三月十九日板倉主水佐殿家士町田郡太夫明善へ物語聞書

一　主水佐殿御家來之內白河侯御家頼と親族ありて、去々年見廻に行けるに、暫時物語して湯漬など出し、折節御門外を鰹賣通りけるに、主人客へいひけるは、折よく能肴賣來れば、たま〳〵御出の御客に候得ば、調て振廻も申たく程に存じけれ共、越中守殿兼て申聞られ候は、此節の初鰹は中々求められぬ事なりと物語ありしを聞傳ひしかば、其志の篤きほどを家中のもの共感じけるゆへ、誠に湯漬飯のみまいられしといひければ、客も大きに感淚を催し、御家中一統公の思召に服しけるとて歸りて吹聽せしとなり

一　白川侯の御家もと殊の外困窮にて、家中も難澁の處、今の侯十九歲の御時思召し立にて、迚も嚴敷儉約せねば國家も保ち難き程に候へばとて、自分上着下着共綿服を用ひられ、邸中にては小倉織袴を召され、朝夕の食も燒味噌香のもの而已にて聞召しけるゆへ、家中の人々もせめて一汁一菜は可レ被二召上一やと申上ければ、成程我等も時々好候事も有べし、其時は兎も角もすべしとて、四日ぶり程ヅヽに汁を好せ給ひ、一月に三度宛も肴など召上られしとなり

一　節儉の命令を國中に被二仰出一し日より、衣食住はいふに及ばず萬事御愼み有レ之、三年目には少し御ふりも直りければ、武器の修復悉く被二仰付一候て、五年目より家中へ知行米定式のごとく賜りける

となり、去年迄に會計少しは直り、不意の手當も出來、國中何かの武備も出來せしとなり

一 家中の人々は云に及ばず、領内の民人迄仁愛厚く、去夏東都の御屋敷庭へ小人水打に廻りけるに、今日は誰々の水番之處、某といふ男見へず、もしや不快にもあらんかと尋させ給ふ、仰之通り今日は平臥居申候由申ければ、隨分心を付て遣すべし、輕きものといへ共みな我等が家來にて國の人なり、家來等上下の分なきもの、中間式と思ひばいやしき身なれ共、人に替りはなく、元國の民なりし故、我等も結構に相暮し、家中も安樂に相勤候は全く民家の力也、家中の人は國民の爲を露ばかりも等閑にすべからずと侍座せし人々に仰せありしかば、みな感涙を流しけるとなり、家中の人不快など聞召れけれぱ、日々病ひのやうすを具に問せ給へて、治療の事迄も心をつくさせ給へければ、人々此君の爲には命露計りもをしからずと常に語り合しとかや

一 橘宗仙院法印主水佐殿へ過訪ありて語り給へしは、越中守殿は扨も〳〵賢君なり、冬の衣服は木綿の着物に小倉織の袴、夏はさびらの帷子也、先年彼屋敷節儉の法を出されしより今日迄少し計りも違はず、平日の暮し向質素なる事感じ入たる事共多し、武備も近比は悉く調、會計も大抵には直りけると聞侍りぬ、只今は國元より召つれられし御家來も多く、不虞の備へも不足なきと承りぬ、僕は幼きころより多くの諸侯方へ心安く罷り侍り候に、何かたとても儉約とさへいへば家中の祿を減じ、嚴しく衣服の事など法令を出されても、程なく奢りはもとへ歸りし也、白川侯は始終少しも違はず、誠

に英雄の人君なりと物語り有しを、部太夫寡君に侍座して聞けると也

一　越中守殿執政の職とならせ給ふ日より、歩行目付二人ヅヽ、門番所へ出され、表玄關へ上り候人は格別、家中何某かたへ參りしといふは、其主人へ歩行目付附きそへて、何某殿某方へ來られし由帳面にしるし置書上仕候と達しけるとなり、是はもし內密に諸侯の有司、又は御旗本の輩等來り候ときのこゝろ得にかく被二仰付一しとなり

一　他所人裏玄關より出入一切に差留られ、如何の御內用といへども表玄關より上らせ、用向廣間にて公用人出張承はり、大目付一人歩行目付を召具して列座に居けると也、右廣間大目付列座之外にて、他の用向承候事はならざる法令也、元より內賴之類一切請不レ申候樣と被レ成候ゆへ、若年寄御旗本衆等おそれ申されしと也、今の御假屋敷へ移らせ給ふ日、中之口と唱て裏玄關の外に出入口有レ之、今迄の內賴の事ありし輩は、中之口より上りし事なるに、右の口を潰し給ひ、他所の者一切に表玄關より出入に成しと也

一　本多彈正少弼殿若年寄職被二仰付一候時、越中守殿仰せ有レ之は、貴方今日御役被レ蒙レ仰候、拙者儀も御同事にて候、兎かく惡事の出來るは、多くは良臣なく不肖の家來多く候ゆへ老中職となりても輔佐の臣なきのみならず、不正のもの多く惡敷手段もおのづから出來ぬ、貴方には常々懸る所をば心をつくさせられしかば中にもおよばぬ事なり、幾重にも良臣を御えらみ出し、公用筋御申付候事忠節の

事也とぞんじ候、御互に拙者共は大に不埒も仕間じき覺悟ながら、家來の所は甚心もとなく存候、能能御心を付られ候得と仰有し也

一　彈正少弼殿若年寄職被二仰付一候むね、主水佐殿御親族に付以二手紙一爲二御知一申來、其内に御役中は御間がらなれ共、一統へ御進物かたく御斷におよび候むね、重き事なればとて輕き肴と使者をもつて干鯛一箱贈られしに、御謝禮はありて、翌日兼て申述候通り御斷に及び候とて干鯛歸し給ふと也

一　去秋或御譜代諸侯の中に、近來御家督後病氣迚采地へ歸られ給はず、數年滯府の處、在所の御暇度々被二下置一候處、病氣を申立數年滯府仕候、先年城主にも被二仰付置一候處、在所政務筋之儀も家來任せ等閑に致し罷在候段甚不埒之至思召候、早速歸國之上〆り向も可二申付一旨御用番より被二仰渡一、甚不首尾にて早々御出立有レ之しと也、御姓名失念の由、若哉水野大學頭殿などには無レ之哉との物語り也

一　江都にての沙汰御譜代大名たり共、この以後御滯府願決て難二相成一御沙汰、柳之間詰之諸大名にても同じく國主方は猶以難レ被レ成趣に沙汰有しと也、若御病氣御申上之御方も有レ之候得ば、御醫師中を召て御老中御直に御吟味有レ之趣ゆへ、虛病の分へ藥など贈り候事は一向難二相成一との沙汰なり

一　石河土佐守殿町奉行職となり、度々御政事のうかゞひ越中守殿へゆかれけるところ、殊の外公用談多く晩方になりしかば湯漬可レ參とて、一汁二菜燒豆腐煮物にてめばるの色付燒にて、能まいらせられよ、腹中がすきては申談もならず、供中へも支度申付候と仰有しかば、終に是迄執政の方にて支

度など出る事はなき事ゆへ、甚かたじけなき事に思はれしに、大勢の家來まで被㆑下候事誠もつて忝なき次第奉㆑存候、却て恐入候旨篤く謝せられ退出ありて、供頭へ我等へヶ樣の料理被㆑下候事さへ忝に、まして汝等迄も支度被㆑下候事思ひもよらぬ事也と存る、定て汝等へは湯漬飯のみならんと問れ、扨明日殿中において御謝禮可㆓申述㆒といはれければ、士分歩行迄は、一人へ支度料金百疋ヅヽ、中間へは南鐐一片ヅヽ被㆑下、御役宅へ昨今引移候仕合ゆへ、一向手廻りがたく支度等及㆓斷に㆒候間せめて目錄の通贈たる間、町方にて支度御申付候へとの挨拶にて頂戴仕、誠にもつて御老中樣より仰こうむり拜領物仕候だん、冥加至極難㆑有儀など、供人感涙に及て悦びしと也

天明八戊申年正月十八日

町奉行　御勝手方　公事方　御勘定奉行

御作事奉行　御普請奉行　長崎奉行　小普請奉行

御納戸頭　御勘定吟味役　御賄方

右者今日越中守殿御宅へ、右一役一人ヅヽ、申合罷越し候樣頓阿彌を以被㆓仰渡㆒候、尤御直に被㆓仰渡㆒るは、去年以來御勝手向御差支に付、可㆓相成㆒丈御入用相減じ候樣先達て被㆓仰渡㆒候得共、兎角御差支勝にて、享保年中一統御借上米御座候間、右之趣越中守殿被㆓仰渡㆒候處、御前にも御身分如何樣にも可㆑被㆑遊候得共、下々難儀無㆑之樣との上意に付、依㆑之先達て被㆓仰渡㆒候定式高之内をも可㆓相成㆒

丈致二勘辨一相減じ候樣可二取計一之旨、併左樣にては下々難儀及び候はゞ、御思慮に不二相叶一候間、何分御費無レ之樣に一統可二申合一、これ又存付候儀有レ之候はゞ、同役無二腹臟一申合、無二遠慮一越中守へ申聞候樣にと被二仰渡一候

天明大政錄卷之八終

天明大政錄卷之九

京兆尹松平和泉守殿御家中へ被仰渡候御書付

此度不存寄結搆蒙仰候儀寺社奉行被仰付、月番もやう〳〵兩月ならでは相勤ず、其內ヶ樣之役替冥加に相叶、先靈樣幷巢光院樣へ奉對候ても何寄の孝道相立候、次には家賴共へ對し候てもこのうへなき雖有事に候、畢竟は强て我等勤向の善惡にかゝはらず儀、面々一致いたし相勤、邪曲非法私欲遊興之儀相愼勤候餘慶のゆへにも可有之候と甚滿足に候、中々壹人之上にてヶ樣之昇進有之まじく、扨右之通申候得ば、主人の善惡は良臣の(ママ)不和に寄ると存候、去ながら能始有て終有る事鮮と申候古語も有之候得ば、年月を經懈怠の志おこり候ては、初を能し候詮も無之、後悔不先立事に候、土地にての風俗も有之、商人遊女等以巧言令色求利候事も土地のものは有之儀に候、一旦の利得にも可相成哉も難計候得共、不案內の他國のもの右體の儀に誑(たぶらか)され候は必定の理候へば、愼の上にも守可愼事に候、扨又道中も格別の御威有やうにも承りおよび候、右に付萬一評判宜敷事と存候、隨意の振舞決て有之間數事に候、面々通例の旅行よりも不便利の心得にて可有之候、俗語にも禍は下よりおこると申儀にて、前文之通りの如く不存寄重任蒙仰候儀面々可然相心得、一同此度の儀雖有奉

ㇾ存、猶また此上一己を愼み、精勤之儀何寄之奉公と存候
一右之趣誰々も相辨候儀に候得共、猶又此上精勤勵候樣致し度、且は我等其面々の功を添候て無ㇾ滯相勤度候旁申出候、扨又我等行狀に付ても、猶もぞんじ候儀有ㇾ之候ば、輕き身分たりとも聊遠慮なく書上可ㇾ申候事

申 正月

一申三月四日松平越中守殿將軍家御輔佐被二仰付一、段々御懇の上意の上、御脇差御差料御手自拜領被二仰付一候

大目付へ

博奕懸の諸勝負前以御法度之處、近來一統に相ゆるみ、博奕賭之諸勝負等の儀色々名目を付て、武士家敷寺社又は茶屋幷辻等において右體之儀いたし候之趣相聞候、以來右體之儀有ㇾ之候ば急度可二申付一候、尤右體不埒のもの有ㇾ之候ば、密に奉行所へ可二訴出一候、吟味紀の上夫々懸合、先々迄も無二用捨一相糺仕置可二申付一候、尤うつたへ出候ものへは急度御褒美可ㇾ被ㇾ下候、同類之内たりとも訴出自分舊惡を改るにおいては、是迄御褒美可ㇾ被ㇾ下候

右之趣町方は辻々に張置、在方は高札場又は村役人宅まへとうに張置、町役人村役人五人組とも、組合切に申合直に改可ㇾ申儀、武家にても家來幷末々の部屋々々に至迄無二油斷一相改、寺社にても同

斷申合互に改可ㇾ申候

右之趣御領私領寺社領町方までも不ㇾ洩樣可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候

申 正月

大目付へ

廣東人參之儀先年賣買停止被ㇾ仰出ㇾ候處、此度糺之上病症により其功能も可ㇾ有ㇾ之に付、下々迄も容易に相用候ため、向後前々の通賣買勝手次第可ㇾ致旨被ㇾ仰出ㇾ候

右之趣可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候

戊申 正月

遠國狀且又諸向より差出候諸書物進達等に相用候料紙之儀、先年も相達候處、今以宜紙を相用候向も有ㇾ之者、以來紙を吟味致候に不ㇾ及候間、可ㇾ成だけ麁紙を相用可ㇾ申候、認方にも遠國狀その外至て細字に認め候向も有ㇾ之候得共、書面も程能可ㇾ相認ㇾ候、遠國狀も奉書紙に不ㇾ限、其所の相應の紙何紙にても相用ひ可ㇾ申候、書面强て吟味致候ては其場所の不辨に相成、却て御用向も手間取候樣に可ㇾ罷成ㇾ候、尤遠國役人は當地に詰合候ものより相達候樣可ㇾ致候事

右之趣向々へ可ㇾ被ㇾ相達ㇾ候

天明七年九月

戊申五月大坂御觸書

松平越中守殿當表へ御越に付、先達て町々心得又は手當等の儀追々申渡置候へ共、市中下々難澁のもの多き時節に付一統かざり手桶等の類有合候品可ㇾ差出ㇾ有合不ㇾ申分は差出に不ㇾ及候、右之外この類に准じ可ㇾ申事

一　道橋掃除惣じて町々入用懸り之儀、人足無益に費候儀成たけ無ㇾ之樣可ㇾ致候、縦先格に候得ども、當時末々難澁未相復不ㇾ申時節に付、町々役人共格別に心を付、聊も入用相減候樣可ㇾ取計ㇾ候

一　御通之節町人役人共罷出、前廉より往來人馬差留候に不ㇾ及候、御通行之節無禮無ㇾ之樣能々可ㇾ申含ㇾ候、右は下々困窮未相復不ㇾ申時節に付申渡候間、町人共壹町限に申含、萬端取繕ケ間敷儀決て不ㇾ致、成たけ諸雜用費不ㇾ相懸ㇾ候樣可ㇾ申合ㇾ候、尤此度時節により候て申渡候間、後格には不ㇾ相成ㇾ候、右は越中守殿より被ㇾ仰越ㇾ候趣を以猶又相觸候間、三鄕町中不ㇾ洩樣早々可ㇾ被ㇾ相觸ㇾもの也

申五月

口達書

此度越中守殿御出に付、町々取繕ケ間敷儀は決て致間敷旨、先達申渡置候通り彌相守可ㇾ申候、駒寄庇等の儀町幅格別狹く、御通筋に差障候處は格別、其餘は取除候に不ㇾ及候、併最早取繕等相濟候を又々繕直し候は勿論、却て可ㇾ致ㇾ難儀ㇾ筋のものも可ㇾ有ㇾ之間、其分は勝手次第可ㇾ致候事

一　町々厠雪隠之儀格別見苦敷分計り取繕候筈に候得共、態々莚簀をもつて取繕候も相見、却て目障に成いかゞに候、右は先達て申達置候通不淨等見通し、格別見苦敷分計有合候品を以取繕、其餘決て繕候に不ㇾ及候事

右之趣令ニ承知一、都て此度越中守殿御越に付取繕ケ間敷儀は決て如何に候間、掃除等入念不禮無ㇾ之様専一に可ㇾ致段、猶又不ㇾ洩様可ニ申渡一候事

此度松平越中守殿御越、上中之嶋松平隱岐守殿屋敷へ御着に付、近邊の町々別段に自身ばん申付先格に候へ共、此度は市中下々近年別て難儀のもの共多き趣に付、自身番不ニ申付一候間、町々申合晝夜ともなく心付可ㇾ申候

一　右御寄宿へ町人共御見舞に罷越候儀無用可ㇾ致候、併前々より罷出候ものは格別に候之條、今明日の内月番の御役所へ早々相伺差圖可ㇾ請候事

右は越中守殿より被ニ仰越一候趣を以、猶又相觸候通三郷町中不ㇾ洩様早々可ㇾ被ニ相觸一候もの也

申　五月　　　石見

　　　　　　　土佐

右御觸之趣、今晩中に町内へ不ㇾ洩様可ニ申聞一候、以上

御巡見御用掛り

五月晦日　惣年寄

松平越中守殿家來と申、或は理不盡に口論喧嘩猥にがさつの振廻をなし、町方の難儀を致し候もの、幷押買代錢不ㇾ相拂ㇾたぐひ、惣て右體のものは無ㇾ之筈に候事、萬一有ㇾ之候はゞ其所に留おいて、姓名乘り先方行方見とゞけ候うへ、早々町奉行所へ可ㇾ訴出ㇾ候、尤先方主人名相あらはし不ㇾ申者も右體之者候ば、これまた姓名承り行先見屆候ば可ㇾ訴出ㇾ候、若又見遁打捨置、後日に相顯候においては、町内の落度たるべく候、尤訴出候は先かたへ其趣不ㇾ相含ㇾ幷町入用不ㇾ懸候樣に早々埓明遣すべく候間、右之趣急度相守候樣相觸可ㇾ申候樣、越中守殿御沙汰に付左段可ㇾ心得ㇾ候

右之趣三鄕町中不ㇾ洩樣早々可ㇾ相觸ㇾ者也

申六月　石見
土佐

天明八年戊申　京兆尹松平和泉守どの先達て御上京、右爲ㇾ御引渡ㇾ五月九日松平越中守殿御越に付、御家來へ被ㇾ仰渡ㇾ候御書付

一　旅行に付新に用ひ候着込一通り旅鎗此二ッにて候、其外有合候物用ひ、着服等有合にて濟せ可ㇾ申候事、見苦儀も構無ㇾ之、結構は却て外聞惡敷候事

一　道中供徒士股引用ひ可ㇾ申候、着服木綿有來不ㇾ苦候事

一　乗掛裁附股引馬乗袴裾細、何にても木綿又は皮麻の類用ひ可ㇾ申事

具足櫃覆紺木綿紋白く染ぬき、雨桐油は青漆黄紋たるべき事

一　駄覆紺木綿袷に致候事、馬布も紺木綿、具足櫃は手繰次第爲ㇾ持候事勝手次第たるべく候、知行不足にても爲ㇾ持候ものは爲ㇾ持可ㇾ申候、駄荷へ入候ても不ㇾ苦勝手次第之事

一　ひきはだ成丈け枇杷色を用ひ可ㇾ申候、凡下のものひきはだ無ㇾ之方可ㇾ然事

一　米壹升ヅヽ明樽へ入可ㇾ申事

一　立弓爲ㇾ持候共黄紋に致候事

一　公邊の御沙汰其外穩便に愼可ㇾ申事

一　挑灯油紙にて包可ㇾ申事

一　無用之人足遣ひ申間敷事

一　駕籠のもの四人拂之外不二罷成一候

一　駄荷貫目輕き方に可二心得一事

一　馬方船頭人足等賤者にも必がさついたさす間敷事、又は難二相立一事も大體は後日之沙汰に不ㇾ及、問屋共も申談役人にも賴惡口等有ㇾ之間敷事

一　旅宿幷京都大坂、其外逗留中互ひに出會無用、相宿のもの共酒など給合候事急度制禁いたし可ㇾ申

候、後日に知れ候ても急度可ニ越度たる一事

一 此度之儀重き御役と申、重役の家來と申、此時節と申、人々善惡に付世上の手本にも相成候事、殊に度々有事にても無レ之間、少しもゆるみなく、別て嚴重に心得可レ申候事

一 供のものへ申付候得共、此ケ條は勿論、萬端不愼有レ之上は、格別之罪科可レ處候、此等相守がたきものは供斷可レ申候、後日咎有レ之候ても、答之趣之上は心得違不埒に候間、罪科に處可レ申候間、其節に至り後悔致間敷候事

四 月

天明八年戊申五月六日於ニ評定所一三奉行大目付松浦和泉守御目付桑原善兵衞立合、土井大炊頭山村信濃守申渡、左之通

申 渡 覺

小堀和泉守

其方儀伏見奉行勤役中、彼地町人共出訴之儀有レ之候に付、右評定之答書被ニ仰付一候處、彼是不取締成趣に付、先達て御役御免被レ成追々御吟味遂られ候處、借用金返濟手段に、支配之町方の者へ賴母志無盡之儀、家來共相企候を承り屆其分にいたし置、且又金子借請の儀組與力同心に爲ニ取計一、濟地子銀取立候儀に付不束なる取計いたし、與力同心家來共謝禮金致ニ受用一候內、其方勝手入用にも差出し候由、

右體不埒成儀を家來に爲₂取計₁相任置、そのうへ町人共へゆへなく名字差免、又は年來立入候ものとて、支配の町人方へ度々相越饗應を請候儀とも、奉行職の第一有間敷儀、不行跡の至に候、殊更伏見御屋敷惣圍の內西北の門番人差出、夜分は出入を改來候處、其方御役間も無ᴸ之明放に致置番人相止め候段、取締にも拘り候儀を、一己の存寄にて取計候儀、重々不埒之次第思召候、依ᴸ之領知被₂召上₁、大久保加賀守へ永々御預被₂仰付₁候

五月

申渡之覺

和泉守嫡子

小堀主水

父和泉守不屆之品有ᴸ之間、領知被₂召上₁大久保加賀守へ永々の御預被ᴸ成候、依ᴸ之其方儀改易被₂仰付₁ものなり

五月

小堀和泉守へ申渡之節可₂申聞₁覺

其方家來共無罪之者路頭に迷ひ候儀可ᴸ爲₂難儀₁に付、三ヶ年の間身分片付候迄は飢渇爲ᴸ凌、扶助之儀御手當有ᴸ之事に候、右之段可₂申聞₁候

一右相濟候うへ御遠縁之續に付、土岐老之助殿遠藤下野守殿御家來鳥居丹波守殿へめし呼れ、和泉守殿の家來無罪もの引取人無レ之面々、老若男女人別書上被ニ仰付一候、依て右之面々御兩家中屋舗下屋敷の內へ引取養育被ニ仰付一候、若建家不足に候はゞ其段可ニ申上一旨被ニ仰渡一候事

六月二日

大久保加賀守へ御預け　小堀和泉守　四十七

改易　嫡子　小堀主水　十八

中追放　伏見奉行支配與力　小輪源太左衛門　五十八

押込　同　小野三十郎　四十八

中追放　同心　近藤小八郎　三十七

押込　小林小十郎　三十七

死罪　小堀和泉守家來　財滿平八郎　三十八

遠島　太田垣伊右衛門

同　加藤又兵衛

死罪　森奥十兵衛

過料五貫文ヅヽ　伏見撞木町　平野屋傳六

同　帶刀町　伊勢屋佐兵衛

伏見構江戸拂　　同七瀬川町　次兵衛

重キたゝき　　惣右衛門

構無レ之　　勘兵衛

右於二評定所一三奉行大目付松浦和泉守御目付桑原善兵衛立會、土井大炊頭山村信濃守柘植長門守申二渡之一

戸田因幡守
名代　戸田五助

伏見町人九助九郎兵衛出訴一件御吟味之儀、於二彼地一久留島信濃守丸毛和泉守被二仰付一候處、數年及二延引一不行屆次第に付、御當地御吟味有レ之、夫々御仕置被二仰付一候、其方諸司代勤役中之儀候得ば、右體ゆへなく遲滯候儀萬端可二心付一候處、其儀なく等閑に存罷在候段不束之事被二思召一候、依レ之差控被二仰付一候

右五月六日晩於二鳥井丹波守宅一大目付戸川□御目付牧野織部罷越、丹波守申渡

丸毛和泉守
名代　松尾庄右衛門

其方儀京都町奉行勤役中、伏見町人九助九郎兵衛出訴一件御吟味之儀、彼の地において久留島信濃守

其方兩人へ被二仰付一候處、吟味不二相決一數年及二延引一、其上不取調に付御當地御吟味有レ之、夫々御仕置申付候、右體遲滯に及び候上、吟味書取調方不行屆不束之事に付、依レ之差控被二仰付一候

右於二太田備中守宅一、神保喜内相越、備中守申二渡之一

御使番 山岡十兵衞

御書院番 白須甲斐守組 井出佐左衞門

（被レ下物闕）

右者小堀和泉守儀御預ヶ被二仰付一候處、和泉守領分近江屋小室へ爲二御目付一被レ遣候に付被レ下候旨、於二芙蓉間一老中列座、丹波守申二渡之一、若年寄衆侍座

但御序無レ之候に付、御目見不レ被二仰付一候

五月七日

一 和泉守殿儀五月六日晝過被二仰渡一、同夜曉御請取相濟、大久保殿御屋敷右騷動之由

一 和泉守殿御同道、遠藤殿松平下野守殿

一 御家內方小堀河內守殿へ御預被二仰付一候

一 御在所近江小室、當地井伊掃部頭殿へ御預被二仰渡一候

一 和泉守殿跡屋しき、土岐老之助殿へ御預被二仰付一候

一 和泉守殿御家來御間柄に付、土岐老之助どの遠藤備前守殿へ引取候樣被二仰出一、尤由緒も有レ之引取

候儀は勝手次第可ㇾ致之よし、由緒も無ㇾ之引取候方も無ㇾ之分は書上可ㇾ申、三ヶ年の內御扶持方可ㇾ被ㇾ下旨

但一說には遠藤殿と三宅備後守となり、但先年金森どの落着の時などは、御家來へは御扶持之御沙汰無ㇾ之、此度は越中守殿思召にて御執計にて可ㇾ有ㇾ之と申沙汰のよし

一　右御吟味中和泉守殿御愼被ㇾ成候樣被二仰出一、家老以下は揚屋へ御入置、御家老の太田垣伊右衞門遠島被二仰付一候、このもの最初御穿鑿より申上候事一言も相違不ㇾ致、御呼出之度々不憫之儀もこれなく由、其外は御吟味の度々、色々模樣を替申候得ば種々申口違候由、此家老申上候者、何れも申候儀は一向埓も無二御座一候、何事私申上候儀相違無二御座一候間、私申上候事を證據可ㇾ被ㇾ成旨申出候、五度御呼出し有ㇾ之候處、用人以下は四度不快に付得出ず、揚屋にても藥など服用のよし、始より伊右衞門は死に決居申候樣子のよし、諸人も家老程ありし、覺悟よくせしと評判申となり

一　和泉守殿御評定所へ被二召呼一候處、やう〳〵九ツ時過御出之由御家來段々と逃失候哉御供のもの御供雇のよし、夫ゆへひまどり候之由、大久保殿へ和泉守殿御請取晩がたに相成候よし、其內は和泉守殿御家來御評定所にて入置所有ㇾ之、右のところへ來候由、御家人中申開候は、私共は雇のものに御座候間、御免被ㇾ下候樣に申候由、御家中諸道具等大方片付置候哉、あまり混雜も無ㇾ之よし

同姓和泉守屋敷心添候樣可ㇾ致旨　小堀土佐守

右五月七日御老中御達有レ之

五月九日

金三枚　御代官　羽倉權九郎

此度小堀和泉守領知被二召上一御預被レ成候之間、右領地江州小室陣屋幷郷村爲二請取一被レ遣候に付、被レ下レ之旨御老中被レ仰二渡之一

百日押込　伏見奉行組與力　岡田又左衞門

同　同心　武井佐左衞門

湯淺喜太夫

輕追放　中村秀右衞門

藤井忠右衞門

井藤直右衞門

急度御叱り　伏見竹中町醫師　山本元順

弓町東町三字屋吉右衞門借宅　信右衞門

同斷　御駕町元年寄木屋惣次郎親　淨丹

過料五貫文　兩替町壹丁目　德力彌左衞門

苗字御取上げ

御[illegible]町壹丁目馬場年寄　林久八
伯耆町　下村六兵衞
六地藏松辻丁馬借役人　高田惣次郎
榑木町　高井武右衞門
常阿彌町　久我屋勘兵衞
同町　大津屋孫三郎
花町　雁屋彌助
新大工町　萬屋權兵衞
　忠兵衞
兩替町橋五丁目年寄　鹽屋庄右衞門
城道町　但馬屋八郎兵衞
京橋通五丁目　河内屋權兵衞

過料五貫文ヅヽ

一　下箇之儀に付堀田村勘兵衞願之通伏見奉行所へ可ㇾ申達ㇾ候、格別今般不ㇾ及ㇾ沙汰ㇾ候、且小堀和泉守存寄にて苗字差免候町人共、御糺之上苗字取放可ㇾ申旨

右於ㇾ評定所ㇾ三奉行大目付松浦和泉守御勘定奉行柘植長門守御目付桑原善兵衞立會、土井大炊頭山

村信濃守申渡候

森奥

病死　宮川庄太夫

存命に候得ば百日押込可ニ申付一處、數日揚屋の間宥免咎之儀は不レ及ニ沙汰一候

天明大政錄卷之九終

天明大政錄卷之十

松平和泉守樣御上京被レ遊候處、道中間屋場へ御役人中樣御附置嚴重に御改にて、下々陸尺等迄がさつヶ間敷儀毛頭無ニ御座一、人馬代夫々無ニ相違一相拂被レ成宿々一同難レ有仕合奉レ存、御役人中樣御往來之節、和泉守樣御格に御取計被レ成候得ば、道中宿々助鄕村々とも、貳三ヶ年之內困窮立直り可レ申と奉レ存候、依レ之爲ニ御禮一申上候、以上

卯三月

伊勢
近江
宿々

道中御奉行所

天狗狀如ニ奔星一、色黃有レ聲、其止レ地類レ狗、所レ墜望レ之如レ火、光炎々沖レ天、上銳下圓、如ニ數頃田處一、謂ニ之天狗星一、或赤氣如レ血、從レ上墜レ下、或從レ濁升ニ于天一者、天狗星也、或曰、有ト如ニ火流星一從レ濁升上レ上、初落或住少時、或經レ刻而墜者天狗也、或有ニ火流星一、赤色光照レ地炬六七、炬聲而落者天狗也、李淳風曰、天狗出ニ入濁間一、不レ出ニ入列星一、墜レ地者天狗、不レ墜者流星也、天狗者五星、氣出ニ西南一金火氣

合、而爲二天狗一、見則兵起大戰、天下饑人相食、天狗所レ下、必有二天戰一、破レ軍殺レ將、伏レ屍流レ血、天狗下食レ之、不レ出二三年一、所レ下之國當レ之、天狗下則四方相射、其君失レ道、兵大起、國易レ政、戒二守禦一

天明八戊申年夏四月十一日十二日兩宵、中天有二火光一、色赤色少帶二青色一、人望レ之其大如レ斗、從二東方一墜二西南一、今蒙レ命

吉田靱負考

天明八年六月朝鮮人來聘延引之儀被二仰出一候

先達て來聘之儀、先格之通時節之儀追て相伺可レ申旨被二仰出一候通、來聘之儀唯今迄格別延引致候儀は無レ之候得共、卯年以來凶年打續、下之困窮宿驛衰微いたし、諸大名とても不如意の輩多き事に候間、此節來聘等有レ之候て彼是可レ爲二難儀一候、通聘之儀も不レ輕儀に候得ば、下々難儀困窮可レ及儀尤重き事に有レ之候間、追々民力舊時に復し候儀も遠かるまじき事に候間、暫く來聘之儀延引之事懸合候樣可レ致旨被二仰出一候、凶年打續候儀外國へ相聞候て不レ苦事に候、鄙文誠信之儀に候得者、凶年等之儀不二相顯一、取餝候樣にては誠信之道にも相背、且又人々難儀に及候儀有レ之候ては、於二朝鮮一も同樣に可レ厭事に有レ之候、此節專ら御救荒之事而已にて、御仁惠の餘通聘御延引之儀被二仰出一候には、於二朝鮮一も同樣可レ爲事に有レ之間、誠意を以懸合可レ被レ下候、右に付例を以和文町庵へ遣され、彼所において書翰取調候事に候得共、和文にては曾て行違ひ可レ申に付、案文取調被レ遣候間、町庵へ遣し取調候

樣可ㇾ被ニ申談一候、追て朝鮮へ申遣候刻、彼是掛合之儀有ㇾ之、譯官通辯之儀に付、萬一少々にても語路のちがひ等有ㇾ之候ては不ニ容易一事、殊に抑も疑心有ㇾ之候樣にては不熟の本にも候間、此度はのこらず筆語をもつて互に掛合て町庵等へも申遣候間、對州表において即答申遣し難き旨も候はゞ、そうそう關東へ可ㇾ被ニ相伺一候、尤惠林院致ニ出府一居候間、是又同樣申聞候、早々町庵へも申遣候樣申渡、是等之儀は相心得可ㇾ被ㇾ申候事

右之趣宗猪三郎家來へ申遣候間、其旨可ㇾ被ㇾ存候事

大目付へ

唯今迄領中の產物獻上之儀、先々より相定の通に候得共、格別御用も無ㇾ之、譯柄等も無ㇾ之品、無益の雜費相懸り候處、仕來を以獻上有ㇾ之候ても如何に候間、右等の品有ㇾ之候はゞ追々相調候間、品替之儀可ニ相伺一候

右之趣萬石以上之面々へ可ㇾ被ニ相觸一候、萬石以下にても相觸可ㇾ然面々へは可ㇾ被ㇾ達候

戊申七　月

大目付へ

近年凶作打續米價高直に候處、去年作毛宜趣にて候へども、一作之儀に付下々打續難儀復し可ㇾ申程には無ㇾ之儀に候、此上米穀融通宜候へば下々凌安き事に付、品々御沙汰有ㇾ之儀に候、右に付何れも來

聘迄は家來在府の人數可レ成程相減候て、江戸扶持米等銘々領分より成たけ相廻し候樣可レ被レ致候、且又近年農家ゟ奢侈の風に相成農事も懈候に付、おのづから作毛も不レ宜樣に相聞收納も減候に付、勝手向さしつかへ多く、下々にてゟ扶食乏しき樣に成行申事には儉素勤農之儀精々被二申付一、山林苗木植等迄も行屆、無用の物作り不レ申、酒造減石等も吟味方嚴しく被二申付一候樣可レ致候、右之通人數減少中は供立人數等少々減じ候共不レ苦候、尤減方可レ被レ伺候

右之通可レ被二相觸一候

戌申七月

天明八年四月京都御諸司代松平和泉守殿爲二心得一被二仰渡一候趣

奢侈は勸めざるに日々に增長し、節儉は雖レ守懈安しとは古今の通言にして、富家の驕奢のもの、貧賤を見る事草芥のごとし、甚敷は質素の行を嘲弄するに至り、終に餘分もなく身にて富家と奢侈をくらぶれば、互に心得違ひも有レ之間敷にも無レ之、自然に貧賤の身分ゟその質素の行を忘却いたし、終に富豪をねたむ心より貧富境をへだて、新に交る者は親しく、緣類は疎き樣にも可二成行一候、扨奢は微細より增長するものにて、譬ば天鵞絨を衿にし、錦を鼻緒に用る類は、おの〳〵心付ざる所に無用の費は多かるべし、こん度の火災は一統の難儀たるべし、自今以後質素を專らに勵むべき事に候、扨又夫に付ては株を持る者など、一分をもつて遊女體の者どもを抱置、つね〳〵商賣柄にて客を遊する輩

も可ㇾ有ㇾ之哉、是等は可ㇾ恥の至り、勿論右は面々御法度の筋と相心得、かつもつて有ㇾ之間敷申明白に候得ども、當地は諸侯の屋敷も無ㇾ之、婦人奉公の先も少く、自然の勢ひ且は其地全盛の風俗と相成候之間、面々恥辱と不ㇾ存、女子は年丈け候迄夫をさだめず、徒らに遊客を惑し候事のみ相學候習性と成候儀は憐べきの至りに候、可ㇾ成だけは十五六歲以上は早々婚姻を取結び、早々家をもち候儀を存じ、驕奢逸遊に時日費し候事を相辨へ、京師の風俗は餘國にて羨み候樣可ㇾ有ㇾ之事に候間、各正道を守、恥辱をすゝぐべく事

一　戊申四月中松平越中守殿より御先手衆をもつて諸侯へ被㆓仰聞㆒候趣は、病氣押て旅行相成候はゞ、何卒御定之通交代有度事に候、左樣無ㇾ之候ては領內取締も如何、可ㇾ成程は押て出立有ㇾ之度旨相傳候樣との御事に候、夫々諸侯方へ御廻し候て被㆓申傳㆒候趣のよし、尤國主方へはこれなき旨

戊申　三月御役替左之通

一　御側御用人　　松平伊豆守

一　若年寄頭之通御免、鴈之間詰被㆓仰付㆒　　酒井飛驒守

一　御老中頭之通御免、鴈之間詰被㆓仰付㆒　　阿部伊勢守

一　右同斷　　水野出羽守

一　若年寄被㆑仰㆓付之㆒　　青山大膳亮

一　御加判之列被レ仰ニ付之一　松平

一　御補佐被ニ仰付一、御用番御免被レ成候　松平越中守

一　御老中御免　松平周防守

一　弐百俵御加増、御勘定奉行被ニ仰付一候　久保田十左衛門

一　被レ叙ニ四品一、御側御用人被ニ仰付一、無レ程彈正大弼と昇進　本多彈正少弼

一　將軍家急に御庭へ植木仰付られ、夜中に取寄植させられ候趣伊豆守殿御聞有レ之、近侍のめん〳〵へ段々御教訓被ニ仰聞一、自分之了簡にも無レ之故人之教のよし其例を被ニ仰聞一、越中守殿にも甚御感心有レ之よし

戊申六月四日

御勘定奉行支配無役

元御代官

遠島　青木楠五郎

右楠五郎儀兼て勝手向不如意に付、役所返濟又は暮方にもさしつかへ、御年貢銀を私用に遣拂、年々郡中村々へ用金申付、御年貢も先納取立、前年の御年貢に繰替相納、多分引負いたし候段、諸事手代共へ任せ置、委細に勘定は不ニ相辨一罷在候旨、今般御吟味の上申立候得共、御代官被ニ仰付一候以來弐

拾ヶ年餘も辨へも無レ之、未熟成儀にて旁不埒の取計致候段、御役儀第一に可二心懸一御年貢を私の費用に遣拂候儀甚以不埒之至に候、依レ之遠島被二仰付一候

右於二評定所一、松浦和泉守山田信濃守御勘定奉行不レ殘桑原善兵衛立會和泉守申二渡之一

青木楠五郎元〆手代

遠島　山岡吉右衛門

同

中追放　村松良助

富永雄助

玉井嘉右衛門

門倉熊助

中村半藏

塚田周藏

江戸拂　脇屋丹右衛門

町田彦助

西村佐助

叱り

高橋丈右衛門
岸本源右衛門
佐々木幸右衛門
山岡宗三郎
書役 柴崎半助
井上逸作

搆無レ之

村松市兵衛
同断 渡邊條兵衛
同江戸元〆手代 東條辰右衛門

江戸拂

針尾順助

手代奉公搆

山根榮助

急度叱り

中山幸七郎
上野又市
戸田新右衛門

過料三拾貫文　　大坂松尾町家持
河内屋
彦右衛門

右於ニ久世下野守宅一、桑原伊豫守柘植長門守根岸肥前守久保田十左衛門桑原善兵衛立會申ニ渡之一

戊申　六月七日

御勘定奉行支配
青木楠五郎惣領

中追放十五歳迄親　　青木辰之助
類どもへ御預　　青木　都
青木千勝
青木乙巳之助

右於ニ評定所一松平和泉守柳生主膳正桑原伊豫守久世下野守柘植長門守根岸肥前守久保田十左衛門桑原善兵衛立會、和泉守申ニ渡之一

天明八年六月十八日柳生主膳正殿町中へ被ニ仰渡一候書付

近年打續米穀不作に付追々米直段高直之處、去夏中の儀は格別之米高直に付、輕きものども饑死にも及ぶべく候之處、御救にて助命いたし、漸く去秋豐作にこれあり、當夏作之出來もよく、貴賤安堵可

ㇾ致度、又候此節天氣等不順に有ㇾ之、尤土用半頃迄で天氣にも相成候て當秋作之障にも相成間敷候得共、萬々一當年なども不作致し、輕きものども飢にものぞみ、また〳〵上へ奉ㇾ懸㆓御苦勞㆒候ては何とも恐多儀に有ㇾ之、是に依て下々御憐の品々不ㇾ薄御世話ども有ㇾ之候處、此節天氣相替以心痛の至りに候、依て申含候趣は、たとへば暑の時寒を忘れざる者は、寒に至り寒からず、豐年に凶年を忘れざる者は、凶年に至りて飢ず、此類の道理萬事に付品々有ㇾ之候得共、凶年之事はしばしも忘るべき事にあらず、然らば時日を不ㇾ移、此節より粥はもちろん、何にても害にならず品にてあらば、米をいれ食をのばし置候處爲ㇾ致度候、又前に云通豐凶の道理辨へざるにあらざれ共、其人により不慮の不仕合打續、是非なく先當時々々の凌ぎのみにて其日を送り候者は、凶年の心懸にても難儀にも可ㇾ存、只此度の喰ひのばし米の儀は、其一己の爲に金銀米錢を貯へ置のみならんや、其譯は譬へ一日壹人壹合宛喰延し候得ば廣太成事に候、是は壹人の貯へにあらず天下の貯なり、此貯をもつて凶年の時天下の人を救はんがためなり、この貯なき時は金銀何ほど有とても、いかにも手便なく天下の米こく拂底なる時に至り、壹人に諸人の過たる貯ある時は必害あり、去夏中など町々打こわし此害なり、天下の貯へは德なりて害なし、然れば凶年の心懸、さし當りては難儀なる樣にあれども、喰延しに過たる事はなく候間、只今より早々可㆓相守㆒、しかしながら右の內に荒業致候職人、或は力業致し候人足車力等の類は據なく候得共、是又妻子等はいかやうにも可㆓相守㆒事に候間、心得違無ㇾ之樣能々申ふくめ、返す〳〵も

壹人の貯は天下の貯の道理、有德なるものも能々可ニ相辨一事專要に候、壹人のたくわへもまた無用といふにはあらず、分限相應の貯もなければ不レ成事に候得共、金銀米錢は融通をもつて第一の事とす、今既に去夏中全く米ぎれと見へたれど、却て去秋米穀出來以後、今以丑年米も賣買これあるを見れば、全く米切といふにもあらず、融通よからざる故に候間、米商賣の者は勿論有德なる町人どもは、融通の儀專一に心懸候樣に可レ致候

有之趣町中裏々迄不レ洩樣あつく相守候樣可ニ申含一候、且又別紙之趣兼て米屋どもへ申渡置候間、爲ニ心得一見置候樣可レ致ものなり

申六　月

申六月十四日米屋共へ申渡之覺

米穀去年は格別出來方もよろしく候へども、下り米御當地へ出方無レ數相場もおのづから引立可レ申候勢ひに有レ之候處、去冬申含の趣を相守能勘辨いたし、申談じ取計候儀と相聞へ、去年來より相場引上候儀無レ之、此節迄渡世いたし候段、誠に奇特成儀にて一段之事に候、然る處此節は天氣相にも候哉、俄に相場引上べく人氣にも相聞へ、全く天氣相等相計り自然の勢には可レ有レ之候得ども、米こくの儀は先達て申含るごとく、人命に拘り候て重き品にて、輕き者ども凶年の勞いまだいえずうへ、錢相場下直にて別て難儀の趣に相聞候、錢の儀は年々の吹方格別の御減少有といへども、いまだ急に其驗も無

レ之候處、此節又々米穀も纔五六十日の儀に候へば、是迄其方ども申含の趣を守り、出來方勘辨いたし取計ひ、今少しの儀にて諸人の望を失候ては、何とも殘念の至りに候之間、其方ども格別申談、今一度出精いたし候はゞ其功不レ洩儀にて候間、先達申含候趣忘却は致間敷候得共、猶又再覧いたし厚く申合候樣致度候事

申六　月

右之通主膳正樣御内寄合へ年番名主中被レ召出一被レ仰渡一候趣、猶又私共へ被レ仰渡一慥に奉レ承知一急度相守可レ申候、爲二後日一店連判依而如レ件

申六　月

天明大政錄卷之十終

天明大政錄卷之十一

戊申八月十九日申渡覺

御小性組
戸川山城守組
金田惣兵衛

其方儀七年以前より四年以前まで、春中度々宅へ松田勝十郎罷越、妻まち妾とみ其外手合くわゝり、讀かるた又は廻り筒にて賽引等いたし、四年以前勝十郎其外福嶋助市宅へも罷越、其方助市谷金五郎其外手合加はり、廻り筒にてこま博奕いたし候段、御籏本の身分に是あるまじき儀不届之至りに候、依て遠嶋被仰付もの也

寄合
福嶋助市

其方儀四年以前四五月中度々松田勝十郎宅へ罷越、金田惣兵衛谷金五郎其外手合加り、廻り筒にてこま博奕いたし、其方宅へも寄合博奕致候段一件之者ども申立候處、右體の儀曾て無之由申立、猶又

再應相尋候節に至り、酒狂之上前後を忘れ博奕致候哉、其儀は難ㇾ計候得共、覺候て博奕致候儀無ㇾ之旨申といへ共、既に一件之者ども申立候て分明成上は、博奕不ㇾ致との趣難ㇾ取用ㇾ御旗本之身分に有ㇾ之間敷儀旁不屆之至に候、依ㇾ之遠嶋被ㇾ仰付ㇾもの也

御書院番
金田伊豫守組
水原善次郎

其方儀四年以前四月頃松田勝十郎博奕道具持參博奕いたすべき旨申候せつ、手合之者無ㇾ之に付岡善藏呼寄、其外侍體町人體之もの相手にいたし、廻り筒にてきま博奕致し候處、吉田幸右衞門異見申聞候に付、其後相愼候由に候得ども、勝次郎家來里見前々より致ㇾ懇意ㇾ候とて、勝十郎方にて構暇遣し候者を長屋に差置、家來同樣に用向申付候段、御旗本之身分に有ㇾ之間敷儀旁不埒之至りに候、依ㇾ之遠嶋被ㇾ仰付ㇾ候

小普請支配
前田安房守組
谷　金五郎

其方儀四ヶ年以前四月中度々松田勝十郎宅へ罷越、勝十郎編しま助市金田惣兵衞其外手合加り、廻り

筒にてこま博奕いたし其節勝十郎同道遊女買揚、同年十月中より助市たく又は其外其方宅にてこま博奕致候段、御旗本の身分に有間敷儀不屆之至りに候、依㆑之遠嶋被㆓仰付㆒もの也

金田惣兵衛妻

まち

其方儀七ヶ年以前より四年以前まで、春中度々夫惣兵衛かたへ松田勝十郎罷こし、同人幷惣兵衛其方且妻とみ其外手合にて、よみかるたまたは廻り筒賽引等いたし、惣兵衛他所にて博奕いたし候儀は不㆑存旨申といへども、御旗本妻之身分にて博奕致し候段不屆之至りに候、依㆑之遠嶋被㆓仰付㆒もの也

金田惣兵衛惣領

金田榮太郎

其方儀父惣兵衛宅へ七年以前より四年以前まで、春中度々松田勝十郎罷越、惣兵衛幷妻まち妾とみ其外手合にて、よみかるた又は廻り筒にて、賽引とういたし、其方手合に加り候儀は無㆑之候へども、右體の儀存罷在候上は、異見をも加ひ可㆑申處無㆓其儀㆒不埒の至りに付、父惣兵衛遠島被㆓仰付㆒候に付旁其方儀追放被㆓仰付㆒もの也

松田勝十郎

妻

其方儀四年以前四五月中、夫勝十郎宅へ福嶋助市金田惣兵衛谷金五郎其外寄合こま博奕いたし、助市惣兵衛水原善兵衛かたへ罷こし博奕致候儀無ニ相違ー處、最初尋候せつ夫の儀とは申ながら、右體之儀無レ之旨申陳候て、勝十郎申立候節に至り右體に申立、勝十郎次男室之丞を松田新三郎心當養子に致候約束致置、新三郎より及レ斷候に付片付金合力米普請金等致ニ受納ー候儀は不レ存段雖レ申、右體の博奕有レ之候はゞ、異見をも加へ可レ申之處其儀なく、女之儀とは申ながら不埒之至りに候依レ之親類共へ相渡し押込差置もの也

松田勝十郎惣領

松　田　貞　橘

其方儀四年以前四五月中、勝十郎宅へ福嶋助市金田惣兵衛谷金五郎勝十郎其外寄合、こま博奕致し遊女買揚候段無ニ相違ー處、最初尋之節父之儀とは申ながら、右體之儀無レ之旨申陳じ、勝十郎申立候節に至り右體申立、弟室之丞を松田新三郎心當養子に致し候旨約束いたし置、新三郎より斷に及候儀は存罷在、金子等致ニ受納ー候儀は不レ存旨申といへども、右體宅にて博奕有レ之候はゞ、異見も加ひ可レ申候處無ニ其儀ー其節は幼少之儀には候得共、何れにも等閑之儀に付、父勝十郎存命に候へば遠嶋被ニ仰付ー候者に付、旁其方儀中追放被ニ仰付ーもの也

水原善次郎惣領

水原萬之助

右善次郎不埒之品有レ之候に付遠嶋被二仰付一候、依レ之其方儀中追放被二仰付一者也

谷金五郎惣領

谷鐵三郎

父金五郎に付右同斷

右評定所において大目付山田肥前守申渡、町奉行山村信濃守御目付菅沼新三郎立合

山田肥前守

山村信濃守

菅沼新三郎

但萬之助鐵三郎儀は、拾五歳迄親類どもへ御預け置候事

一 福嶋助市殿は當月、土方彥助殿御預なり

一 松田勝十郎殿は牢屋にて打首に相成候と申沙汰のよし、病死には相きこひず候事

小普請組曲淵甲斐守組頭

松田勝十郎次男

松田室之丞

父勝重郎儀不屆之儀有レ之、存命に候得ば遠嶋被ニ仰付一候者に付、家之承儀中追放申付候

但拾五歳まで親類どもへ預置可レ申候

御小性組戶川山城守組

金田惣兵衞次男

金田金之助

御書院番金田伊豫守組

水原善次郞次男

水原德之助

小普請組前田安房守支配

谷金五郞次男

谷龜之助

父共不屆之儀有レ之候に付遠嶋被ニ仰付一候、依レ之三人共中追放申付候

但拾五歲迄は親類共へ預置可レ申候

山田肥後守

山村信濃守

菅沼新八郎
御小性組戸川山城守組
金田惣兵衛
妻とみ
遠嶋
右同人中小性
遠嶋　幸田亦吉
小普請組前田安房守組
本田左京家來
同　直井幸助
御小性組秋元壹岐守組
同　山田五郎作家來
岡善藏
禁裏附
水原攝津守家來

江戸拂

吉田幸左衛門

神田明神表門前

良助店七兵衛母

喜代

急度御叱り

右家主

良助

同所西町

源八店

忠助

右之通御仕置被仰付候

水原萬之助

谷鐵三郎

右之者別紙之通申渡、十五歳迄親類共へ預置候様可致候

山村信濃守

山田肥後守
菅沼新八郎
小普請組曲淵甲斐守支配
組頭
松田勝重良

右勝十郎儀存命に候得ば遠島被二仰付一候ものに候間、其旨可レ被二相心得一候

一五畿内十ヶ國御巡見御使番松平惣兵衛殿、幷御兩人歸府有レ之候處　その翌日御巡見中不法の事も有レ之候旨御咎に付、小普請入被二仰付一候旨、尤御三人共其身には不埒之筋も無レ之處、召連候家來中不法之儀有レ之、京極備後守殿御領分丹後峯山御巡見之處、備後守殿御役柄故達二上聞一候旨

一出羽奥州御巡見之三人御歸府後御褒詞有レ之候旨、此三人は被二召連一候家來殘らず知行所より呼出し候て召連候に付、何れも田舍者にて主人より堅申付し通り嚴重に相守候に依てなりと沙汰有レ之よし

九月十日御役替

町奉行
柳生主膳正
御勘定奉行上座

浦賀奉行
町奉行　初鹿野傳右衛門
御目付
京都町奉行山島大隅守代り　井上助之丞
新番頭
小普請支配　松平但馬守
新番頭
松平但馬守代　松田相模守
京都町奉行
御持筒之頭岡田庄五郎代　山島大隅守
御目付　平賀式部少輔
御書院番大島肥前守組
同　坂部十郎左衛門

右於ニ御前ー被レ仰ニ付之ー
大目付へ

禁裏幷御所方其外御築地方御入用、先例之通五萬石以上之面々獻納之儀先達て被ニ仰出一候間、前々之通所司代より可ニ相達一、尤先格は一度に獻納候得共、近年一體不作打續不如意多之儀に付、御用捨を以申酉貳ヶ年に、獻納可レ有レ之候、金高合せ上納等之儀掛り御勘定奉行へ掛合候樣是また諸司代より達し可レ有レ之候、然ながら土地隔り候に付、遠達におよび候ては如何に付、五萬石以上之面々へ寄々可レ被レ達候

戊申九月

申九月十一日

右は此度御用相勤申度旨先達て相願候事に候得共、此度京都御造營御用之儀は莫太の儀、近來諸方不作等其外夫々物入之儀も有レ之候間、公儀皆御入用に被ニ仰出一候、右に付ては御手當筋御手薄におよび候間上納金被ニ仰付一候、御用捨を以三四年に上納可レ被レ致候、右に付御手薄にも無レ之時は規模之至りに候旨、於ニ御黑書院溜一老中列座、備後守申ニ渡之一

松平豐後守

細川越中守

名代

細川喜一郎

右同斷之旨於二御白書院御緣頰一列座同前、同人申二渡之一

右に付風說に、御兩家より凡金貳拾七萬兩程上納有レ之由沙汰致候

一田沼龍助殿川々御普請御手傳金當時五萬兩差出し、殘り壹萬兩は當暮相納候樣被二仰渡一候事

田沼殿事先達て定式川々御普請御手傳被二仰付一候由、八月頃沙汰有レ之候處、此度右之通りのよし、御留守居衆より手より有レ之書付寫

一金八萬兩　仙波太郎兵衛
一金六萬兩　三谷三九郎
一金五萬兩　豐田庄兵衛
一金五萬兩　鹿島屋淸兵衛
一金五萬兩　大坂屋孫八
一金四萬兩　播磨屋新右衛門
一金九千兩　豐島屋十右衛門

合三拾三萬九千兩

申　十月十九日御役替左之通

奈良奉行小出遠江守代り　西丸御目付　三浦甚五郎
御留守居番長田新五郎代り　駿府町奉行　依田五郎左衛門
駿府町奉行依田五郎左衛門代り　御使番　石野八太夫

西丸御目付新庄惣右衛門代り
右同斷三浦甚五郎跡
御徒士頭仙石次左衛門跡
右同斷石谷市右衛門跡

九月廿八日於二殿中一御役替左之通り

御普請奉行松田相模守代り
浦賀奉行初鹿野傳右衛門代り
御目付伊藤河内守代り
御鑓奉行八木丹波守代り
御持筒頭大久保式部代り
九月中日限不レ知田安殿御附家老

申 七月八日左之通被二仰出一候

五百俵被レ下

同　堀田式部
御徒頭　石谷市右衛門
中奥御番安藤出雲守組　薬師寺次郎左衛門
御小性組石川大隅守組　岡部秀五郎
御目付　伊藤河内守
御徒頭　仙石次左衛門
小普請組頭　中川甚三郎
西丸御目付　新庄與惣右衛門
盗賊火附改　堀帶刀
御勘定奉行　柘植長門守
金森靫負
本多兵庫

右者家筋被二思召出一、此度新規に五百俵被レ下名跡被二仰付一寄合被二仰付一

一　西御丸下御厩御召馬百疋被二差出一候處、近來六拾疋計りならでは居不レ申候樣に執政松平越中守殿御聞及び有レ之、御召馬毛付書上可レ申旨諏訪部文九郎殿へ被二仰渡一候ゆへ毛付差上候處、入二上覽一越中守殿にも御披見有レ之、此通に候得ば宜敷との御事にて有レ之處、伊豆守殿思召を以右之内四拾疋計り厩に無レ之毛付の馬に點を御懸なされ、此馬及二老馬一候間小金ヶ原に放し候樣被二仰渡一候に付、越中守殿より御尤の御取扱と被レ仰候旨、私欲一兩輩の事にも候得ば被二仰付一筋も有レ之候得共、數人御咎にも相成候事故、御仁政の思召のむね

一　越中守殿御上京御參内之節、藤織り紋の藤紫の指貫御拜領被レ成候、誠に難レ有仕合長く家の重寶に仕、過分之御品着用之儀は恐多く候得ば、着不レ仕候段被二仰上一候旨

一　禁裏炎上に付御築地板圍麁末にて出來候節、公家衆より、武家方へ御沙汰有レ之候處、御時節柄にて先假に被二仰付一候旨被二申達一候處、越中守殿御覽有レ之、甚だ麁末に付上木を以て仕直し被二仰付一候旨、御入用五人に入札被二仰付一候旨高札に被二仰付一候、尤外四人之者どもゝ立加り相談仕、隨分念入候樣被二仰渡一有レ之旨公家方へ被二仰達一候は、此度御入用入札申付候儀誠に野心なる事、上へ對し麁末如何と奉レ存候得ども、是は江戸おもて御入用高の積りを知り申度迄の事にて、夫ゆへ高札に申付、猶また念入候樣申付候段被二仰達一、此旨宜賴存候旨傳奏迄御達し有レ之候に付、京都にても一統感伏有

レ之よし

一　越中守殿御上京大井川御渡りのせつ、川越之ものども御家來へ不法之事有レ之、御捕へ被レ成江戸へ召被レ呼候旨、貳拾人計ともまたは七八拾人とも沙汰せしとなり

一　七月江戸にて五人男とて盜賊之張本人、其内主たる女行廿（ママ）歳五人とも此度死刑に被二仰付一候旨、此女力業など致候て大都へも被レ召たる女のよし

　戊申　七月御裁許被二仰付一、左之通

一　久世隱岐守家士用人堀又兵衞娘お吉、白山御殿に居候評定所留役御勘定格生猪三郎（高百五十石二十人扶持）妻に嫁候處、猪三郎方へ御徒士何某之弟高岡九兵衞と申人、養子片付の爲に黃金など多く有レ之候て猪三郎の厄介人に相成候處、九兵衞お吉と密通いたし、去年六月中合退去候て京都へ罷越し居候處、當春の大火にて住居難レ成、江戸へ文通してお吉見の勘當をも許され、父又兵衞も許容して京都密夫と同道して歸りしに、父又兵衞品川へ人を出し置、娘おきちを奪ひ取、夫より漸くこしらひて松平越中守殿奥方へ奉公に出し置候處、又兵衞近頃隱岐守殿在所勝手に相成、同役交代勤になり、關宿へ歸り申候、密夫九兵衞遺恨におもひ、關宿へ行て又兵衞居宅の邊にて自殺せしとなり、是より御吟味に相成又兵衞公儀より重ら閉門被二仰付一、娘は死刑に被二仰付一候、猪三郎儀去年妻退去仕候節御屆も不二申出一、不埒之段御咎役めし放され、永代小普請被二仰付一候旨

一 戊申 七月廿日秋元但馬守殿病氣に付、願之通御奏者番御免、雁之間詰被ニ仰付一候

一 六月中下總の御代官宮村孫左衛門御預ヶ被ニ仰付一候旨、但此以後御裁許之趣不ニ申來一

六月十八日

若年寄被ニ仰付一候　京極備前守

六月中日限不レ知

御目付被ニ仰付一候　永井伊織

申 六月廿六日御役替左之通

寺社奉行　松平紀伊守

同　板倉左近將監

大番頭　白須甲斐守

御書院番頭　中坊近江守

御小性組番頭　戸川山城守

稻葉丹後守

寺社奉行役御免被レ成候　土井大炊頭

一 同日寄合福島助市土方彦吉御吟味中御預け被ニ仰付一候

一十月初土井大炊守寺社奉行勤役中之儀に付、御咎有之差控のよし
　但御叱の儀其に承はらず候
一九月廿八日松平越中守殿へ將軍家御自筆御拜領に付、御親族がたへ御拜見に入られ候間、御招有之松公御出被成候處、御飾付御料理向等諸事御質素に可有之候に付、御書付御所望被成候得共御斷の由に候得ば、心得にも相成家來共へも申聞置度旨被仰置候に付書付來り候間、江戶詰之面々爲心得拜見仕置可申旨一統へ御書付寫傳達有之候

御書うつし

長熨斗三方

銚子盃八寸にすへ吸物箸小鯛

御肴　魚切み　交かつを　につけ　かんぴやう

膾　平目、くり、せうが　坊風、れん根

汁　つみいれ　小かぶ

香の物

平　莨半ぺん、長いも、車ゑび、　椎たけ、八重なりもやし

燒物　小鯛色付

飯次

盃

銚子

肴　黃葉、くわい

酢淺　重魚、せうが

湯次

薄茶

水さし

菓子　まんぢう、きくかん、小みとり

天明大政錄卷之十一終

天明大政錄卷之十二

庚申　八月十日小普請組へ殘らず被レ仰渡レ之趣、曲淵甲斐守宅に於て被二仰渡一書付之寫

唯今迄は御目見へ以上以下とも御足高有レ之候もの、書出し不レ申樣何となく成行、下にても左樣に存候ものも有レ之、御執立之程至て重く、小高の者等は迚も御足高無レ之候ては難レ出事にて候間、出身の道塞り候心得に相成候て、おのづから文武藝術平日の愼み不二行屆一樣之ものも候之處、格別御用立可レ申者文武藝術出精致し身持人柄至てよろしき、場所相應之器量得手等有レ之もの何人にても申聞、互ひに相勵み出精いたし候樣別紙之通り越中守殿被二仰渡一候、難レ有儀に付御奉公は勿論、自分之嗜にも可レ致文武之藝術出精無レ之面々も多く相聞へ候處、大體不心懸之御咎は無レ之、かへつて御憐ミの被二仰渡一骨髓に徹し恐入候事どもに候

一　銘々御奉公相勤申度可レ存は勿論之儀に候處、心得違ひ罷在候面々も有レ之樣に相聞へ候、御用にて召され候せつ、病氣とは申ながら當日出られざる衆も有レ之候、且長病にて一向頭へも面談無レ之面々も多分有レ之候、御恩澤冥加のほど可レ被レ存は勿論之儀、可レ成だけ押候ても出勤可レ被レ致儀、一兩年も養生之上は本快有無凡可二相成一儀に候、實に出勤難二相成一樣子にも候はゞ、子息有レ之面々は了簡も

可レ有レ之事に候、右被二仰渡一候趣ども、等閑に相心得候面々相聞へ候はゞ、聊か厭ひなく申上候ても宜可レ有レ之、一統心得違無レ之様心懸可レ申候、且つ只今まで稽古致し候武藝をくわしく書付、師匠之名まい可レ被二差出一候

一 銘々文武藝術外にても得手之儀有レ之候はゞ、縦令御用に立申間敷と存候儀にても可レ被二書出一候事

申 八月

大目付へ

此度弐朱判吹方差留、丁銀吹方被二仰付一、勿論弐朱判之儀は永代通用可レ致旨被二仰出一候、猶また諸色直段正路に相守り、下直にいたし候様江戸京大坂町々へ可レ被二相觸一候、且只今まで遠國等にて弐朱判通用未レ馴場所も有レ之候哉にも相聞へ候、以來永代一統通用之ことに候得ば、少も無二差支一様可レ致候

右之趣御領は御代官、私領は領主地頭より不レ洩様可二相觸一候

戊申 四月

御巡見一件　戊申九月二十八日

御郡代判形壹人　大目付壹人

町　奉　行　　　　　　　寺社奉行

御[illegible]奉行　　　　　　　御普請奉行

御勘定奉行

此度諸國御巡見被二仰出一、中國すじ石尾七兵衛殿花房仙五郎殿小濱平太夫殿御越しの筈に候、右御馳走筋之儀御役人等其外の儀寶暦十一年の御格をもつて可二取計一候、江戸表御留守居へ被レ成二御渡一候書付別紙の通りに候、幷御趣意別紙之通り被二仰出一候間、銘々相考池田波門へ申談伺ひいで可レ申候、右御三人江戸御發足御當地御巡見之頃、相知れ次第可二相移一候

御書付九郎兵衛へ御渡し、右御用被二仰渡一に仕置出候由

池　田　波　門

御巡見御用向請込しらべ可レ被レ申候

公邊近來の御搆様之儀殊に當時御年限中の事にも候得ば、人夫其外費用不二相懸一候様、ほどよく御作略等有レ之可レ然哉との趣にて候得ば、とかく此度の處七兵衛殿にて御渡しの書付通り諸事御取扱ひ有レ之、支度用意等も一汁一菜の外決して用意不レ致、旅宿畳替の儀御用意も可二相成一を改、表替等致し候儀は不レ宜候、諸事御不敬之筋は無レ之様に何れも相心得、とかく取飾り御馳走がましく事無レ之、隨分御不敬無レ之様に被レ成、御内分取扱之筋無レ之様可レ仕候、御勝手向御難澁之趣先達て公邊へ被レ及二

御沙汰ニ候間、此度御巡見之御方御不勝手の趣見被レ及候方は隨分不レ苦、取飾り候て萬一花麗なる樣子被レ及レ見候ては、兼々御勝手向之不都合に相成候間、此旨相心得候樣との事

口達之覺

中國巡見被ニ仰付一罷越し候、依レ之寶暦年中罷越し候節の通り、御領分御知行所にて休足泊り、幷罷通候村々休泊り之間、里數先規之通書付御差出し可レ有レ之候

一 於ニ巡見先一相守候ヶ條答書前々の通、於ニ彼地一御差出し可レ有レ之候、右之品々銘々へ御差出し可レ有レ之候

一 巡見として罷越し候せつ、以ニ御使者一御音物等之儀兼て御斷申置候、御用中之儀にも有レ之候間、御音信等御座候ても難レ致ニ受納一返却いたし候、左候得ば却て無禮に相成候間、兼て堅く御斷申置候、其外御馳走がましき儀是また堅く御斷申置候

一 休泊旅宿疊替御取繕ひのぎ堅く御斷申候、有來りの儘にて少も不レ苦候

一 於ニ休泊ニ一汁一菜の木賃の外餘菜差出し候ても不レ及ニ受納一、馳走がましきぶんは殘らず即座に相返し申候、左候得ば不益之儀、且召連候御家來ども心得違等も有レ之候ては如何に付、此段兼て旅宿へ堅く無用之旨御達し置有レ之候樣致し度候、其場所に着され候上可ニ相達一候得共、兼て相達し置申候

一休無レ之場所より有レ之候せつは非常持さん、野合にても鷹の內にても相認、末々も嚴敷非常申付置候間、茶や等御修理之儀堅く御斷申候

一差當戸支候當用無レ據調物等之儀、少分之儀に候とも其せつの用人ども印鑑をもつて可レ申達レ候、末々の者まで堅く申付置候、此段も御心得として兼て御達し申置候

右之趣爲二御心得一御達申置候

八月

一中國筋巡見道すじ幷休泊、寶曆年中之通相心得書付可レ被二差出一候、但道すじならびに休泊とも相違の所も有レ之候はゞ其譯可レ被二相認一候、且また領內御分知御內分の御方も有レ之候はゞ、是又書付可レ被二差出一候

覺

一公儀御制札何枚之事

一御關所有無之事

公儀手形か自分手形歟之事

一領境より江戸里數之事

附在所より江戸里數之事

海邊里數之事
一 御領分惣高之事
附郡高村高附并取箇分郷之事
一 故城跡有無之事
附名所舊跡之事
一 城之名之事
附山城か平城かゝ事、大手方がく東西間數、南北間數、櫓數、天守、馬留間數之事
一 御領知東西南北何里の事
一 御陣屋有ㇾ之哉之事
一 郡村數之事
一 獻上の品名物之品、并魚鳥之事
一 御城下町數之事
一 去春より御城下有無之事
一 牢屋數之事
附牢舍有無之事

右之趣先々にて相尋被ㇾ申候、尤此外にて相尋られ候儀も有ㇾ之候へども、右之趣先前廣に爲ニ御心得ニ得ニ御意ニ置申候間、御領分參着之せつ御認可ㇾ被ニ差出ニ候、勿論此書付御渡し可ㇾ被ㇾ成候、以上

八月

石尾七兵衛内

佐々木丈右衛門

中村宇平次

覺

一 切支丹并類族之事

一 高札何ヶ所之事

一 遠見番所有無之事

一 孝人有無之事

一 郡名之事、附村名之事

一 金銀鐵銅山之事

一 林山有無之事

一 巣鷹有無之事

一 百姓飢人有無之事

附手當之事

一　人別毎度改候哉之事

一　御朱印寺社之事

一　新地荒地否之事

一　御預人有無之事

右之通先々にて相尋可ㇾ被ㇾ申候、もつとも此外にも被ㇾ相尋ㇾ候儀も有ㇾ之候得ども、先此趣前廣に爲ㇾ御心得ㇾ得ㇾ御意ㇾ置候間、御領分參着のせつ御認御差出し可ㇾ被ㇾ成、勿論此外書付御添可ㇾ被ㇾ成候、以上

石尾七兵衞内

佐々木丈右衞門

八月

中村宇平次

覺

一　今度諸國巡見雖ㇾ被ㇾ仰付ㇾ國繪圖城繪圖無用之事

一　人馬家數改無ㇾ之事

一　御朱印之外人馬御定の通、駄賃取ㇾ之無ㇾ滯可ㇾ出事

一何方を見分仕候とも、使之飛脚へ音信物一切可レ爲二無用一候
但案内之者入候所は其斷可レ有レ之事
一掃除等可レ爲二無用一候、但有來の道橋往來不自由の所は格別の事
一泊々の宿所作事等可レ爲二無用一候、幷茶屋新規に作り申間敷候事
一國廻りの面々泊り〳〵にて、つき米大豆其所の相場をもつて可レ買レ之、此外賣物常々其所の直段
に賣可レ申事

以上

申三月

一今度國々御領所村々巡見被二差遣一候、右之面々相通候とも、道筋掃除幷道橋一切作申間敷候、馳
走にて送り迎の者出候儀可レ爲二無用一事
一右之面々御朱印幷證文員數之外人馬入候せつは、定の賃錢有レ之處は其定の通、定無レ之處は近邊
御定之割合をもつて駄賃錢取レ之人馬可二差出一候、御朱印幷證文の外、無賃之人馬一人一疋も不レ可二差
出一候事
一巡見通道筋にても、百姓農業之儀少も遠慮なくいとなみ候樣可二申付一事
一私領村々令二旅宿一候者少々の小屋懸も取繕に及不レ申、疊替可レ爲二無用一事、古く候ても不レ苦候、

賄道具等も有合を借可ㇾ申事

一　旅宿に可ㇾ成家一村に三軒無ㇾ之所は、寺又は村近く隔候ても不ㇾ苦候事

一　泊晝休之場所にて入米の飯米味噌薪、并酒肴野菜等は其品々相場次第賣候樣可ㇾ被二申付一候事

一　其所に無ㇾ之商賣物脇より遣し買賣いたす間敷候、衣類諸道具は勿論、酒肴にても持寄賣候事堅可ㇾ爲二停止一事

一　右之面々金銀米錢衣類道具等は不ㇾ及ㇾ申、酒肴菓子等迄一切受納無ㇾ之筈に候間、內々にても堅く音信不ㇾ仕候樣領分知行所の者共へ可ㇾ被二申付一候、若內々にて音信仕候旨相聞候はゞ、急度曲事たるべく候間、其旨急度可ㇾ被二申付一候事

一　何方見分仕候とも、私領方よりの音信も一向受納無ㇾ之筈に候間、音信物は不ㇾ及ㇾ申、使者飛脚差出し候儀も堅く可ㇾ爲二無用一事

一　右之面々家來末々迄も在々に於て、衣類道具等買不ㇾ申樣申渡候間、得二其意一商賣不ㇾ仕候樣可ㇾ被二申付一候事

一　野道馳走として新規茶屋作り候儀堅く無用之事

右は此度御領所國々へ巡見差出し候に付、往來の道筋は私領村々書面之條々、先達て領主地頭より村々へ申觸、相違なく樣急度可ㇾ被二申付一候

一　宿疊表替ひ無用に候、古く候ても不レ苦候事、湯殿雪隱者無レ之處は成る丈輕く可レ致事

一　鹽桶柄杓鍋釜古く候とも不レ苦候、もし是なく所は輕く可レ被レ致ニ支度一事

一　宿所に可レ成家一村にて三軒無レ之所は、寺院にても又は村越し爲候ても不レ苦候事

一　其所に無レ之賣もの、脇より遣し賣買申間敷候事

御賄方へ戊申八月被ニ仰渡一

下々末々のものを手詰に致候て、御益筋有レ之候儀は無レ之事に候得ども、頭支配心付、諸事滯なく妻子扶持の儀御蔭を以て出來いたし候樣致度儀に候、右體の儀は却て御儉やくの御趣意に相叶候ことに候

一　小身の者御蔭を以妻子扶持無レ滯出來候もの可レ然儀候共、勝手向不相應に宜敷、家作幷召仕男女多く日々遊樂をいたし候程の御蔭を蒙り候儀有レ之間敷候、左樣なる猥りなる事無レ之樣いたし度候儀御儉約の當に候

一　右之如く猥りの御蔭を蒙り候事無レ之樣致候者、頭支配の者心得一ッに有レ之候、頭支配之者重立候て、右に差次候ものは縱令朽腐御不用之品にても、一厘一毛重き者へ下り候事無レ之、少々にても下り候品貫々御不益に無レ之分は、輕き者方へ先に下り候樣致度事に候、諸職人音物類は勿論、聊の下り物にても重立候ものは必至に受納致まじく候、右體に及候はゞ重立候もの取續出來兼可レ申哉にも

可レ有レ之候、萬一御下りの品少々にても重立候者受用無レ之に付、年により迷惑の筋有レ之、取續相成兼候事も有レ之節は、越中守へ申聞候樣成丈助力もいたし度存候事に候

大目付へ

近年打續米價高直にて下々難儀におよび候、當年作方宜候得共、人々凶作手當持圍ひ候氣分に相成候に付、米價引下げ兼候樣に相成、凶年手當は致し內の儀に候得共、此節持圍ひ候心得のみに相成候ては、自然と大坂廻り米拂米買なく、融通不レ宜樣にも可ニ相成一哉に候、萬一融通不レ宜樣にも成行候ては、下々難儀可レ致不便に思召候、右に付此節なるたけ大坂は勿論、最寄々々より江戸表へ廻米いたし、拂米數多被レ致候儀肝要の事に候、右體に相成候得ば下々の爲に相成候間、不便に思召され候處もおのづから休ませられ候儀に候條、勘辨をとげ夫々へ申付られ、領內へも被ニ申付一方可レ有レ之儀に付、右之通厚く心得可レ被レ申候

右之通可レ被ニ相觸一候

丁未 十二月

米價高穀一統

困窮落ニ塗炭一、不

レ安ニ

宸襟ニ被レ思召一之間、
萬民安堵之可レ成
猶ヲ樣可ニ取計一
關白殿被レ命ニ付
執達依而如レ件

月日　　　　　　　兩傳奏

老　中　衆

東都信濃守樣御家臣丹沼善右衞門より申來候趣

一　白河公御沙汰江戸表にてはなほもつての事、道中下賤の者に至るまで一統美事のみ奏レ稱候、江戸品川邊より高輪惣じて市中茶肆酒屋等はさして前々に少しも替り不レ申、甚繁花の趣前同樣に御座候、併しながら夜中町々御締は甚嚴重成事にて、夜五ッ過頃より人別に拍子木にて次町へ知らせ送り申候、前々御長屋下并御藏まへ夜分食物は賣候人ひきもたへず通候處、當年は一向右體之もの御座なく、わづか一兩人通候事も御座候、兩國邊柳原土手にては前々晝分も辻にて賭之勝負事のるい所々相見へ候處、是は決て無レ之相止申候、右體の御締りは大きに違ひ嚴重なる事に御座候

一　伊勢路鈴鹿萬吉宅往來邊に御座候故、立寄暫時休み申物語りに受給り候、岡山にて沙汰の通に御

座候、第一萬吉母の様子中々鄙賤のものゝ趣には相見へ不ㇾ申候、其うへ言語應對實義に見へ申候、白川公當春京師より御歸り飯田を御通行にて、鈴鹿は御通り無二御座一候、關宿に御止宿にて、同驛へ萬吉母とも召させられ、段々あつき御意御座候て銀三枚被ㇾ下候よし

一　白川公當春京都へ御こしのせつ、道中筋殊の外嚴重なる事にて甚御人少く、御近習より以下まで一統木綿服、扨えき〳〵馬借問屋へ越中守様御役人壹人宛罷越、御同勢通りしまひ候内相詰居申候、御家中末々まで賃錢滯なく拂候哉否權威がましく事有ㇾ之候哉吟味いたし、驛々右之通に御座候て、少も餘分の人馬入不ㇾ申、殊に御家中の荷物等も、御定法の貫目にて重き事も無二御座一、結句外大名の御通行よりもやかましき事無二御座一候よし問屋共咄し申候

一　二條幷大坂御番衆など是までは殊の外道中權威つよく、賃せん等も一向拂不ㇾ申、泊にて旅籠錢とも借り、歸りに拂ひ可ㇾ申など申、其儘罷こし候事ども御座候處、去年以來これも殊之外嚴重に相成、拂方も壹錢も不ㇾ仕よし、尾州公御家中往來のせつ、荷物にても貳人まへ宛賃錢拂ひ罷通り申候、其驛荷物迚も御定法にては罷成不ㇾ申、貫目重く相成申候、夫故貳人拂のよし、尾州家一統左様に御座候、扨々せん〳〵とは雲泥の違ひ、結句諸家御家中は以前同様にて改り不ㇾ申旨道中筋一統に申候、道中人足等酒手等申候事一向無二御座一候、府中江尻の邊も酒手等人足のもの申出候得共、道中抔は一向申さず、却て三州よりの人足うねにて酒手無心いたし候、他所人は嘸々可ㇾ申となげかはしき事に御座

候、其外御領天領は道中筋人情改り候樣に被レ存候

一　府中ゑじり沖津その外御領之分、驛端に建札有レ之、左之通り

一　馬子人足等賃錢定の外、酒手等ねだり取候よし御聞に及ばれ、此度道中御奉行御見廻よりきびしく御吟味にて問屋役人共甚恐入候事に御座候、常々も嚴重申付候得共、なほまた申付候間、若旅人に對し聊も酒手等ねだり候はゞ早々御しらせ可レ被レ下候、問屋より繼立候人足馬士は名前を記し置有レ之候間吟味きつと申付候、右之趣建札に御座候、大井川阿部川の川ばたにも、右同文言にて川越の者申付御座候、人足の者咄し申候は、此度嚴重被二仰付一候にて、若定法の荷物にて酒手等申候者有レ之候はゞ所追放、品に寄江戸へ引遠島被二仰付一之旨被二仰出一候由、併旅人荷物御定法の通に候得ば甚だ道中致しよく、御法をそむき重き荷物は、勝手次第酒手相對にて取候樣被二申渡一候旨、前々より大きにねだり、右體の人は道中も難澁仕候よし

一　尾州公殊の外今以御樣子宜敷、去年御歸國あたりのところ、從二公儀一御賴にて定府にて御座候、御幼君に付しばらく御後見のよし、左候へば中々近年にも御歸國の事は相成間敷よし沙汰仕候、當年參り懸尾州御領佐谷之道秋竹と申處の茶屋亭主噺し申候は、一昨年より尾州御領内百姓九拾歲に相成候ものには、毎年米壹俵ヅヽ下され、則右茶屋亭主親も去年より九拾歲にて壹俵被レ下候、百年以上は格別の御褒美御座候よし

一一昨年凶年に付尾州御領內も殊之外百姓こんきうに及び候處、御近習衆多く御領內へ御出し、金錢持參御救ひ被ㇾ成候由、中々村役人手より渡し候事には無㆓御座㆒候、御近習衆直に百姓家へ參り、金錢配分いたし遣し候よし、御領より參り尾張に行倒れ候もの多く御座候處、早速御醫師參り服藥被㆓仰付㆒暫く御扶持下され候よし、右の類おびたゞしく御座候よし、誠に當御代は神の如く、御領分一統難ㇾ有存候由秋竹の茶屋あるじはなし申候

一　當時道中池鯉鮒驛より吉田領の者途中同道右之者噺申候、伊豆守樣御樣子中々近年の事には無㆓御座㆒候、御家督以來今に至る迄殊之外御仁心、百姓一統難ㇾ有奉ㇾ存候、去年御老中に御役成りに付、前前御役替御座候得ば、大方所替御座候處、若當君御所替御座候哉と存、御領內之もの一統申合せ、村役人五六人百姓七八人惣代として吉田役人にしのび、去年十一月江戶表へ罷越、當君殊の外御仁心之趣書立、何卒永々御所替無㆓御座㆒候樣に百姓一統奉ㇾ願候段、下馬にて右訴訟狀越中守樣へ御駕籠訴仕候處、越中守樣右訴狀御取あげ御駕籠に入、百姓ども自分屋しきへ參れと御意にて御登城候故、右百姓ども白河公の御やしき御門前へ參待居申候ところ、晝頃御下城にて、御直に御意にて、百姓ども申出候趣心得たとの御事にて、皆々空腹にあるべし支度遣せとの御意にて、白河公御臺所にて右百姓ども支度被ㇾ下候よし

一　伊豆守樣甚だ質素にて御節儉に御座なされ、御勝手向も殊之外宜しく、前々より御家中御免十分

一ツヽ御引免數年相渡候處、當御家督の年より今年まで壹年も御引免無レ之よし、扨また毎年御高三分ツヽ籾にて納候間、三年ツヽ前繰に籾を摺り、外之御藏へ御詰替御座候間、右籾納申候御藏籾藏迚大きなる御藏のよし、米と籾にて兩方にては三年の御物成は常に御貯御座候よし、一昨年凶年に付右御貯米半分御救ひに出し申候へども、又々當年迄には元のごとくに相成候よし、一昨年六萬石の下へ九萬石御救出候よし、御領內の百姓一統誠に天照大神宮より殿樣こそありがたしと常に申居候よし、右吉田のもの噺し申候、其外いろ〳〵被二仰出一候御役人へ御示しの趣ども、噂承り候得ども、餘りながく書取がたく御座候

一　道中金谷宿へ先頃御普請方西村逸作いま壹人江戸より參られ、大井川毎年度々數日の川づかへ旅人の難儀に候、若大井川今までの渡し場より外に上か下かにて、滿水のせつにても渡され候處は是なく哉と吟味いたし候處、川下にては隨分如何程にても渡し候處有レ之に付、右之趣申上候處、左候はゞ右川下にて滿水のせつ渡し候ても、少しも氣遣成事無二御座一候段川役人より書物取、右道筋見分御座候由、富士川阿部川も同樣にて、皆々上下にて渡りやすき所御座候へ共、前々より堅く御制禁の場所之由

右之趣にて下方沙汰に、大井川此以後洪水のせつ三日の內は川留にて、其餘も支候はゞ右之川下渡り場にて相渡候樣相成候おもむきのよし申候、併いまだ仰付られは無二御座一事か、御普請方見分計

りにて御座候よし、若左様にも相成候得ば宜しき事に御座候

右あら〱承り候趣申上候、尾州公水戸公白河公伊豆公御揃賢君御執政、御美事のみ歡喜之至に御座候、以上

戊申十一月

寔や太平の御代山の奥如何成島の果てまでも、行届たる國恩の、ありがたき世ぞ目出度けれ

天明大政錄卷之十二大尾

嚶鳴館遺草

同附錄

細井平洲著

嚶鳴館遺草

尾藩平洲先生之令嗣、曰ニ徳昌一、字世克、刻ニ嚶鳴館國字遺草一、因ニ上田子成一索レ叙、余年少時執ニ贄於太寶井子一、而先生於ニ井子一契有レ素、因余亦時來往、受ニ其誨言一、今而思レ之、恍如ニ夢寐一、事在ニ四十餘年外一、此編皆係ニ雜記答問及書翰一、其言的實深切易ニ通曉一、人能服行、資ニ其日用一、不ニ啻如ニ布帛菽粟一、而其間往々亦有レ所ニ親聞一、因倍追ニ念往事一、俾下人不上レ勝ニ悽惋一、嗚呼、逝而不レ返者歲也、老者謝而少者老、唯有ニ文字一不ニ磨滅一耳、世克刻而傳レ之、固其宜、乃弁ニ詹言一

天保乙未花朝前三日　　林　衡

嚶鳴館遺草目錄

嚶鳴館遺草目錄終

嚶鳴館遺草巻第一

平洲細井徳民著

野芹序

むかし賤の男有けり、野芹をつみてたうべけるが、またなくうまく覺えければ、人々にもすゝめもの

しつ、富る人のありてこれをきゝてたうべければ、いとあさましく味なかりけり、この一卷も昔がためにつみてたてまつる野芹なるべし、されど昔よりなへくさの數にもそなへくれば、あだなしとてひたぶるにすて給ふべきにもあらず、にはたつみにおふる草も、まことの心もてつみてすゝめ奉る時は、神もうけさせ給ふとなんきゝはべれば、はゞかりをわすれて書てたいまつるもの也

大意

節儉の政は御領分の全體を初め、御家格御風儀元來よりよく存候御役人共の可₂申上₁儀、固より私體の推量を以て可₂申上₁筋にては無₂御座₁候、併千事萬行道理の外に取組べき道は無ㇾ之儀と存候付、此一冊一途に道理のみを申上候、不敬の文言も多く奉₂恐入₁候得共、腹藏仕候ては愚忠を盡しがたく奉ㇾ存候間、前後を顧みはゞからず相認申候、日用御省略の細密に至り候ては、夫々堪能の御役人共へ御相談可ㇾ被ㇾ遊儀に御座候へば、態と相認不ㇾ申候

野芹上　根本三個條

○國の財用は土地と民力との二ッを根本にして生じ候外に出る所は無₂御座₁候、土地の大小、民力の多少に隨て、財用の生ずる高も限有ㇾ之候もの故に、財用を用る法を入を量り出を制すと申候、入とは年内出來る物成を申候、出とは夫をつかひ出すことを申候、入來る高にくらべて、遣ひ出す高を定候より外に財用の繰廻しかたは無₂御座₁候

○入を量り出るを制すは、古來より定りたる法にて候へ共、家國の費用いつも定の通には不レ參ものに候、依レ之財用不足と申時は、節儉の政を勤めて格別に物入を減じ候外に、財用を足し候法は無二御座一候、元來定法をはづれ候てのうへに、財用不足に相成儀に候へば、定法の政にては元へ立歸し候樣も無二御座一候、依レ之非常の法を用て遣ひ方を減じ元へ立歸し候儀に御座候、さて非常の法を用候とて、無理なる制を以て下を苦しめ候儀には無二御座一候、非常と申は平生にことなる事を申候、平生にことなる事と申は、君は一國臣民の天と戴き奉る所にて、尊きこと不レ及レ申候、然ば御一人御平生の奉養と申も、一國に唯御獨ゆたかに餘り足り給ひて、飮食衣服行止出入何ひとつ御事のかげたることもなく、備へ具へていつきかしづかれ給ふこと、是人君に備り給へるかたのもちまへにて御座候、その平生の奉養を格外に省き給ふを非常の法とは申候、人君は一國臣民に天と戴かれ給ふからは、御身に天の如くの御德の無レ之候ては、君の位に目出度被レ爲レ居候事は不二相成一ことにて、常々御覽被レ遊候通、聖經賢傳の上、古今人君の賢愚興亡歷然たる儀に御座候、扨天の如き御德と申は、天は萬物の父母として、凡そ天地の間に有とあらゆるもの、天の惠みをかけ給はぬ物は無レ之候、そのごとく一國萬民の天とならせ給へば、天の心を御心として臣民の父母となり給はねばならぬが人君の道にて御座候、夫人の父母と申ものは、とにもかくにも子供等を不便に存候て、我身の飢凍え候苦しみより、まづ子供等の飢凍え申ことを歎き悲しみ申候が人の天性にて御座候、然ば人君の上にて一國臣民を子と思召候時

は、御一人のみ御安樂に被レ爲レ居べき御心は無レ之筈に御座候、依レ之御一人御平生の奉養も何程にも御省略あらせられ、臣民とおなじく御艱難を頒ち給ふべき仕方をたて給ひて、上下に財用をゆきわたり候やうにと可レ被レ思召レことに御座候、格別に御省略被レ爲レ在候事に候へ共、せめてかやうにも被レ遊候てなりとも、下を御惠み被レ遊たく被ニ思召立ニ候格別の御仁政故に、非常の法とは申候、これぞ節儉の根本にて御座候

○君は一國の天として戴かれ給ふ御身にて居せられ候へば、いか樣にも御安樂に被レ爲レ在候て、御家中より百姓町人に至るまで省略仕候樣にと被ニ仰渡ニ候ても可レ奉レ畏事に候へども、政は下の心の上に和するを以て行れ、和せざるを以破れ候事古今一揆に候、たとへて申候はゞ、一軍の宰配を司り候大將は一軍の頭、諸軍兵は手足にて、頭がほろび候へば手足も隨ひてなくなり候、大將は尤以て大事なる一命にて候へ共、さればとて大將一人は楯の後にかゞみかくれ矢玉をしのぎ、軍兵ばかりをかゝれすゝめと宰配をふり候ては、一人もすゝみ候者は無ニ御座ニ候、すゝめかゝれの下知に及ばず、大將必死になり候て眞先にすゝみ候時は、一軍一同に申合たるごとく先を爭ひ矢玉を犯し、一命をなげうち候心に相成候は、全く人心の和したる處より出候故に、人君の尊き御身を以て臣民とひとしく勞苦をわかち、御手元を御省略被レ遊候へば、御下知に及ばず下は靡き隨ひ御制度を相守り候、これ非常のことにて、目にも見なれず耳にも聞なれぬわざをなし給ふ故に、人みな感心奉り恐れ畏り候て、被ニ思

召一候通に御政事も行れ候事に候、但し夫とても外の視聽を驚かさんとのみ被ニ思召一候て、御實心の仁徳より出申さず候へば、是又彼大將の眞先にはすゝみ候へども必死の心なく、敵の色合により引歸し候心少も有レ之候へば、士卒も大將の勢ひをうかゞひ、跡へ半分は心を殘し候故に、とても敵を乘敗り候迄には行屆ざる道理に御座候、さ候へば非常の法を御立可レ被レ遊には、先君上の御心を鐵石の如く御固め被レ遊候儀根本に候、左やう無レ之候ては五年拾年と申御儉約の政は、たちとげ不レ申事に御座候

右三ヶ條は節儉の政の根本にて、此根本を固く不レ仕候ては、枝葉の榮可レ申道理無ニ御座一候

野芹中　枝葉四個條

○　君上の御心は樹木の根本の如し、根本堅固にして搖がざれば、枝葉は自然と繁榮仕候事不レ及レ申候、儉約の政を立給ふことは國の財用をゆたかにして、君上御安樂を極給ふべき爲にあらず、財用ゆたかなる時は、臣民の御惠みも思召まゝに被レ遊ニ御屆一候爲に、先節儉を被レ遊候て財用の足り候樣にと思召被レ立候御事に御座候、是人君第一の御仁徳にて、すなはち天道への御奉公、御先祖樣への御孝行無ニ此上一御儀に御座候、民は令する所に隨はず、好む所に隨ふと有レ之、すべて下は上の御心を以て心と仕候事自然に御座候、一人仁を被レ爲レ好候へば、萬人仁を好み候事無レ疑候、一國に一人の天と奉レ仰候君にて候へども、臣民を子の如く御不便に被ニ思召一候故に、朝夕無ニ勿體一御艱難を被レ遊候て、かくまでに御儉約に被レ爲レ暮候と見上奉り候時は、御家中は申に及ばず、御領分の民百姓までも此事

を傳へ承り、過分の驕りを仕候ものも何となく恐れつゝしみ候心を生じ、自然と一身一家のくらしかたもつとめ候て相凌候やうに相成候故に、財用は不足なりにも繰廻し候樣に相成候、然ば上より財用を以て人々に御惠を御施し不レ被レ遊候へども、おのれ〳〵が手前にて事足り候やうに相成候て、親子夫婦兄弟親類も自然とむつまじく暮し候樣に相成候、これを孔夫子も惠すれ共不レ費とは被レ仰候、扨亦御家中諸役人も、上の御心を心と仕候て下々を取扱ひ候時は、おのづから、慈悲を第一に仕候て、下への當りも貪慾なることを不レ仕候付、下の怨を生じ上の御不爲に相成候やうなる不調法なることもすくなく、重き御咎を蒙り不レ申候、是すなはち君上の御仁惠にて御座候

○上の如く君上格別の御省略を被レ遊、御手元を御不自由に被レ爲レ暮、御性得御好のとも御堪忍被レ遊候て、一途に費用を御厭ひ被レ遊、下々の爲にだに可二相成一ことは、御一身の上いかやうの御苦勞をも被レ遊候時に、萬一下に立申候御家中此御心をも不レ奉二感入一候て、一分の驕樂を極め財用不足に及び、父兄妻子を養ざる者も有レ之候時は、是は樹木に枯枝のたとへにて、枯枝を其分につけ置候ては、外枝のいたみに相成候付、これを取拂ひ候儀に御座候、但し枯候枝とても本身につき候枝に候へば、切をり捨をり候ては、外枝のいたみにも相なり候へば、取除けかたも可レ有レ之儀に候、扨又枯候枝にも差別有レ之候、根もゆるぎ不レ申諸枝はよく茂り候へ共、其内の一枝何のわけもなく枯候は、其枝のうちより生じ候枯病にて、不レ及二是非一とりのけ候より外は無レ之候、又一枝ふと風に吹をれ、或

はあしき蟲などの外よりつき候て枯候時は、其枝の不幸にて内より枯候には無レ之候、これを直に取掃ひ候ば植木を好候人にては御座なく候、早速に添木を仕り、又は油をそゝぎかけ日除を仕り、何卒其枝のいたみの直り候樣に手當を可レ仕儀に候、其如く常々上の御心を汲知候て、身分相應に相愼み儉約にくらし、父兄妻子をもよくいたはり候實儀なるものに候へども、不幸にて病患死亡賊難火難等臨時の災に遭、または老人幼稚など多く、介抱難儀におよび候人は、彼風にいたみ蟲にいたみ候臨時の枯枝にて候へば、是をば格別の惠みをも早速に被レ成下レ候て、御救ひ可レ有レ之事に御座候、是を恩惠とは申候、不埒不覺悟なるもの共と一樣に御救無レ之ては、不仁と申ものに御座候、右之通候へば上の御救と申事も、莫大の費用は無レ之事に御座候

○大學の篇にも「生レ財有二大道一、生レ之者衆、食レ之者寡、爲レ之者疾、用レ之者舒、則財恒足矣」と云如く、財用を足すの道外に不レ可レ過レ之候、必竟當世諸侯方の御不如意は、いづれも大學の敎に相違仕候故に御座候、萬石は萬石、十萬石は拾萬石、御領分より出候財用は分限有レ之儀に御座候、然に平生の御暮し高は一統に右の分限には超居候、分限に超え候根元は、農工商の三民に懸合せ候へば、士の數過分に御座候、さればとて御先祖御代々御扶持被レ置候士を、今更御減少可レ被レ遊樣は無二御座一候へば、ともかくも此なりにて御儉約を被レ遊候儀先務と奉レ存候、但し御役人は十人は五人、五人は三人に減じ候事は、制度の立かた次第にて可二相成一儀に御座候、せめて役人を減じ候へば、大分の費用を

省き候儀に御座候、是も有來り候處の役人を俄に減じ候ては、人情殊の外不手廻の樣に心得候ものに候へば、心易くは不㆓相成㆒儀に御座候、君上の思召を以て此上增長不㆑仕候樣に被㆓成置㆒、漸を以て御取直し被㆑遊度儀に御座候、役人多く御座候は第一不手廻にて、人情輕薄に相成候根元に御座候、此儀は深き道理も有㆑之儀に候へば別段にも可㆓申上㆒、此一冊には筆略仕候、さてこのまゝにて御儉約被㆑遊候はゞ、先日々出勤仕候輩を寬暇に被㆓召仕㆒儀にても可㆑有㆓御座㆒候、寬暇と申候儀は、當番ゆるやかに相勤申候儀にて御座候、當番をゆるやかにと申候は、五人ヅヽ出勤仕候を三人ヅヽに減じ、十人ヅツ出勤仕候を五人ヅヽに減じ申候儀に御座候、左候へば日勤は隔番、隔番は三番、三番は四番五番に相成候、すべて士の身の上は餘計の無㆑之ものにて、年內被㆓下置㆒候給分を以て、御奉公と家內の暮しかたとに配り合せ申候儀に御座候、不足と申時は家內の暮しかたをつめ候へ共、御奉公の入用はつめ可㆑申樣も無㆑之候、依㆑之覺悟不覺悟によらず、家內多きものは御奉公入用不足に及び候事に御座候、出勤繁く仕候へば衣類も早く損じ候付、一ツは二ツ、ふたつは三ツと增長仕候、加之月代湯行水もしば〳〵仕候へば費用も增長仕候、日々にて聊のやうに御座候へども、年內に積候へば莫大の儀に相成候故に、君よりつばを被㆑爲㆑好候へば、臣下はいつとても貧窮に相成候儀に御座候、誰しも不奉公を仕座者も無㆓御座㆒候に付、なるたけは內分さま〴〵の差くりを仕、まづ今日々々をと相勤候につき、行詰候へば御惠を願候より外は無㆑之ものに御座候、うへの御苦勞を奉㆑察候て御惠をねがひ申間敷と存

候へば、病氣等申立引こみ候より外は無レ之候、依レ之御惠と申は下々の勤安き樣に被ニ成下一候て、上には御不自由を被レ遊候御儀に御座候、下々願のまゝに金銀を以て御救被レ遊候事は、金銀の山を積候ても相屆不レ申儀に御座候、政は淸淨簡易を貴ぶと申ことは、可レ仕事をなげやりに仕置候事にては無ニ御座一候、人々にいそがしからぬやうによろづ事ずくなに被ニ召仕一候事に御座候、大勢集り候て常々さわがしく仕候は財用不足の根元に御座候、たとへて申候はゞ、根入あさき身木に枝葉多くつき候へば、風雨にさわぎ候樣なるものにて、身木のいたみはこれより生じ候儀に御座候

○植木を好候者、枝葉のうるはしく榮ゑ候樣にと存候へば、日除風除霜除なんど心を盡し候儀は勿論に御座候、しかしいかやうに外より用心を仕候ても、根本の養ひ不レ仕候ては水氣の惠のぼり不レ申候、其如く臣民は枝葉、君は根本に御座候へば、先根本の御德を專要に御養ひ可レ被レ遊儀に御座候、德を養ひ候事は文武二道を御守被レ遊候より外に無ニ御座一候、孝悌忠信仁義禮讓の德は文より起り、質素敦朴篤實廉恥の風は武より生じ候、委細は花實の條に申上候、扨先節儉の政は君の奧向より始り候儀に御座候、男子の心貴賤智愚相應に、是非邪正の道理も辨へ候へども、女子と申ものは尊卑賢愚一統に道理のわかりにくきものにて、決斷つよく此方より限をあたへおき不レ申候ては、何事も納得づくには不レ參ものに御座候故、萬の政これよりやぶれ申候儀に御座候、近年米澤侯にて節儉の政を御始候時、先最初に奧向のしまりを御定被レ成候て、五十人餘の女中を只九人に被レ減候、局を相勤候老女一

人の部屋子を持罷在候、歲は十六にて奥方樣御側へ被㆓召出㆒御奉公仕罷在候處、右の女も御暇被ㇾ下候、然處老女より家老色部修理まで願出候は、此者の儀私老後の力にも仕度存候へば、御暇は下され候共内分にて私部屋にさし置申度よし、尤別段御扶助は戴き申まじく候間、願の通被㆓仰付㆒被ㇾ下度旨深く相願申候付、無ㇾ據事に存其段可㆓申上㆒と受合候て右の趣申上候處、自分の養ひにて内分部屋に差置候とのことに候はゞ其通致し可ㇾ遣候、乍ㇾ去我等奥へ參候節は必目通へは罷出不ㇾ申候樣に申聞置候へと御許容相濟候付、修理より其段申渡候、翌朝に相成修理を被ㇾ召候て被㆓仰出㆒候には、昨日申聞候老女が願の儀其通と許容いたし候へども、昨夜中篤と相考候處、これは願の通には相成まじく、子細は右の女としも十六歲に相成、容貌もすぐれて美麗なる女なり、我等もとしわかき事に候へば、外樣の者共追々承及び候て、上には御儉約にて奥向女中をも格別に被ㇾ減候へども、其内美人壹人は御留被ㇾ成候て、御勝手なることなど申候時は、目通も不ㇾ爲ㇾ致候と申事は、一人〳〵に申分もならぬもの也、付ては儉約の申渡も立行まじき基なれば、早々外へ遣し候やう可㆓申付㆒との御事に付、修理もことの外迷惑仕候て申上候は、御意には御座候へども、此儀は申渡がたく候、子細は願人と申は、女ながらも御奥の頭を勤候局より私へ申聞け、私儀も不肖ながら御家の頭職にて、尤に承り候て申上候處、御上にも尤と被㆓思召㆒、願の通被ㇾ遊㆓御許容㆒、已に以て其旨局へ申渡候、然處今朝に相成又候御意の通申渡候はゞ、老女の威もうすく、御奥のおもしも輕く相成可ㇾ申候、私とても頭職の規模も立不ㇾ申迷

惑仕候、併是は私の儀に御座候へ共、第一君上の御意反古に相成候ては、下々へ信を失ひ申候儀如何に奉ㇾ存候間、何分にも此儀は先此分に被二成下一度由申上候處、なるほど一通は至極に候、しかしながら其方とても存知の通、「過而勿ㇾ憚ㇾ改」と聖語にも有ㇾ之候、我等若年故に思慮不行屆候て此儀はあやまち候、夜中篤と相考候て過と申處に心づき候付今朝は急度改候、しかれば老女へ昨日の申渡は彈正不念にてあやまり入候間、是非に堪忍いたし候て早々外へ遣しくれ候やうにと其方相賴可ㇾ申候、あやまり入たるとあるは、千萬恥辱のやうに其方とても可ㇾ存候へ共、よく〳〵考候へば此度の儉約は家中の上下數千人を始め、町々在々の人民までを不便に存候に付、何とぞ銘々省略いたし取續かせたき存念より起たることに候へば、此旨行屆候儀肝要に候、我等老女へ誤入候體の儀はいくつ有ㇾ之候とても我等恥とも不ㇾ存候、一國を持こたへざる時は、先祖へ對し奉り、天下後世へ對し申わけも無ㇾ之、莫大の恥辱に候へば、是位の恥にはかへがたく候間、正直に彈正誤入候、かんにんを致し候樣可二申渡一候と仰付られ、早速右の女を外へ御出させ被ㇾ遊候、扨又御自身綿衣を御召、朝夕も一汁一菜に御定被ㇾ成候付、御家中上下一同に内外綿衣を着し相勤候やうにと被二仰渡一候、依ㇾ之御近習向一同に綿衣に相成候へ共、外樣にては年來奢侈の俗習にて、とかく綿衣を着し不ㇾ申候付、一日御間談の席此儀をことの外御氣のどくに思召候段被二仰聞一候、私申上候は、外樣の者共綿衣着用不ㇾ仕候事道理なる儀に御座候、年來美服を着用仕來り、其上國君の思召候樣に一國の上を世話に存候人は無ㇾ之、己々の身のうへ

きりの安樂をのみ願候は凡下の人情にて御座候、左候へば先銘々衣服を快仕度存候筈に御座候、但し其風俗を御移し替被レ遊候は人君の御德に御座候へば、下々の儀は御とんぢやく不レ被レ遊、御一人の御手前を御守り可レ被レ遊候、やがて綿衣着用可レ仕候、物事氣短には不レ參事に御座候、ゆる〳〵と御移し替可レ被レ遊候と申上候て退き申候、其後罷出候節又々被レ仰聞レ候は、得と相考候處、外樣の者共綿衣を着不レ致事至極尤に候、我等綿衣を着申候とて何程の儉約にも相ならざることに候へ共、それを着し候ことはさのみ是を以て儉約を致し候と申にては無レ之、多年不如意にて家中の者どもの食祿をも貸上げ置候て、艱難を致させ候儀何分にもいたはしく存候付、せめて我等綿衣にても着用いたし、朝夕の食味とても減じ候て、下々とともに〳〵艱難を致し候てなりとも、人君たる身分の天道への申分と存候心より起りたることに候、然處拙者綿衣を着用とは申せども、下にはやはらかに絹紬をかさね着用致し候へば、必竟表向綿衣と申見せかけばかりにて候へば、外樣のものども心服不レ致候こと尤なる事に存候、依レ之拙者儀も下より綿衣を着し候はゞ、げに〳〵綿衣を着し候實義も相立可レ申と存候付、納戶役へ申付下より綿衣を着用いたし候とて、木綿じゆばんの上に御家紋つきの綿衣を重ね御着用被レ成候、私申上候は、至極御尤なる御儀に奉レ存候、但し一汁一菜も御一生被レ召上、綿衣も御一生御ぬぎ不レ被レ遊樣に仕度奉レ存候と申上退き申候、右の御實心ゆゑに、程なく上下心服仕候て、執政大臣より一統に綿衣の外は着用不レ仕候、然ば節儉の政行れ候も行れざるも、君上御一人の實不實に有レ之候事毛

頭無レ疑候、是全く根本の立候處より枝葉におよび申候

右四個條は節儉の政の枝葉にて、枝葉榮え申候はゞ、花實自然につき可レ申事に御座候

野芹下　花實五個條

○梅の木に梅の花のひらき、櫻の木に櫻の花の咲候は天地自然の道にて候、梅の木に櫻の花をさかせ、櫻の木に梅の花をひらかせ候事は、造化の巧にても出來ざる儀に候、然ば其花を見て其木を知り候事定りたる儀に候、但しはなの咲と申にも兩種御座候、根本の惠つよき木にさき候花は、いかにも色美しく咲候て、さかりも久しく、其上花は十ひらき候へば實は八ッ九ッ結び申候、根本の惠うすく身木いたみ候へば、花は澤山つき候ても、いろつやなくかせ候てさかりも短く、花が十ひらき候ても八ッ九ッはむだ花にて、實はとまり不レ申ものに御座候、仍レ之植木を好候人は根本の養ひを專一にして身木の榮を悦び、花の澤山につき候を嫌ひ申候、花を不レ愛には無レ之候へども、むだ花多ければ身木のやせ候を嫌ひ候故にて候、素人は花だに多く咲候へば、一春一秋の盛を愛し悦候ゆゑ、身木ゝそだち不レ申候、家國の風儀は草木の花の如し、しまりたる國は實多く花少し、ふしまりなる國には花のみにて實なし、是ひとへに根本の君德より顯れたる花實にて候故に、賢明の君上に在せば、下にはでなる風俗なく、實儀なる氣立多し、暗愚なる君上に在せば、下にはでなる風俗多く、實儀なる氣立少し、國の興衰は風俗の厚薄により候事故に、人君はこの風儀を世話やき給ふとにて御座候、風俗を引立候源は、文

武二道をはげみ給ふより外は無御座候、文道行れ候へば孝悌忠信仁義禮讓の風儀多く、武道行れ候へば質素敦朴篤實廉恥の風儀多く相成事に候、風儀正敷は富足の元、風儀怠弱なるは貧窮のもとに御座候

○人情は移りやすきものに御座候、我と我同士の交にても、平生親み候うちには其人の風儀をさのみまね申候心は無之候へ共、いつのまにか其風儀の移り候ものに候、ましてや君上と奉仰候御方の御風儀は、高嶺よりおろし候大風の如く、麓の艸木いづれか靡きふし申まじきや、依之人君御平生篤實質素を御好み被遊候て、かりにも浮花風流なる御物好の無之時は、下は自然とかざりをやめて質をつとめ候、文學行れ候へば人々道理に明らかに相成候、武術はやり候へば華奢風流にながれ不申候、酒宴亂舞は人心を蕩し候根元にて候、節儉の道は費用のおこる處を防ぎ候事肝要に候、扨又文武と申ことは車の兩輪の如く、ひとつも廢し候ては政行れ不申候、其内にも文は讀書にならひ、道理を辨へ候道故に、人の頭になり候人だに是に明らかに候へば、ともかくも下を取扱ひかね不申候、その下々は道理にくらき人有之候ても、かしらの取扱ひ次第にて一生を全し可申ことに候、武の道は弓馬劍槍の技を兼候ことにて心計武を存候ても技に長ぜざる時は用に立不申候、わざにだに長じ候へば上の宰配次第に用をなし候こと故に、中以下はおしなべて不致候てはならぬ道に御座候、道理に明らかなる人は身分不相應の驕を致し、非義の立身出世をも願ひ不申候、技藝を嗜候人は飲食衣服の物好も薄く、未練きもしき追從は自然と不仕候、是何の故と申こともなく、元來好み候處文と武と二道より出

ることにて、人の風儀このふたつに御座候、たとへ聖人の本經に叶ひ不レ申候ても、人情をはづれ候程の過は少く候、唯つまる處人情を敗り君父をわすれ候事は、元來奢靡の心より生じ候儀に御座候、むかし賢明の君御夜食の御給仕を仕候御小性の內、一人着用仕候袴をつく〴〵御覽被レ遊候て、その方の袴は何と申ものぞと御尋被レ遊候付、其人謹で是は茶字にて御座候と申上候へば、以の外御氣色損じ、御器を下におかせられ、其方は心得違たるもの哉、世の中はやう〳〵きのふけふちとをさまりたるに、最早其方ふぜいの者のさやうなる奢を仕るか、名もしらぬものを着用仕てと御意遊され、御膳も不レ被二召上一候由ふるき記錄にも見え候、賢明の君奢靡風流を惡み給ふこと、古今一揆にて御座候

○ 御屋敷の風儀は御領分の風儀に相成申候と、千里も比隣の如くに御座候へば、まづ〳〵御家中の風儀を第一に被レ爲レ附二御心一度儀に奉レ存候、前段申上候通、此儀にて費用を被レ減候より外に、財用の足しかたは無レ之儀と奉レ存候、御領分の儀は前々より年貢運上無二殘所一、御取稼も十分の由傳承候、左候へば此上の重斂を可レ被レ命樣も無二御座一候、他借立用と申時は、瓶中に切花を活候譬にて、一旦は美しく相見候ても、また明年咲出候種は無二御座一候、米澤節儉のはじめ、御城下遠き在々へは號令も行屆不レ申候處、御近習相勤候者の父隱居にて、其砌遠在へ遊山に參候て、日比心易く仕候有德なる名主どもの宅に止宿仕候、其夜居風呂へ入候付、衣類をぬぎ置候て紅染の木綿じゆばんばかり屛風に打かけ置候て湯を遣ひ候を、亭主見申候て尋候は、何故にそまつなる木綿じゆばんを格別大切に被レ成

候哉と覺れ候付、さればこのじゆばんは尊き子細有レ之候、我等忰は存知の通り屋形樣御手水番を相勤居候へば、いつも御召下を拜領致す事に候、このじゆばんも御召下に有レ之候、年寄には紅染が藥に候へば、我等に着用いたし候樣にと忰が申候　依レ之かやうに着用はいたし候へ共、御垢付のことなれば勿體なく候間、平生是ばかりむざと下には置不レ申候と噺し候へば、亭主一家內の者を呼集め、じゆばんを戴かせ候て淚を流し申候は、扨も〳〵有難き御事に御座候、先達て在々へ御觸の趣、屋形樣にも木綿衣を被レ爲レ召候間、下々は猶更絹布等は停止可レ仕旨被二仰渡一候へ共、我々存候は、これは下々へ奢を戒め給ふ御方便にて可レ有レ之、何とて十五萬石の殿樣が木綿を可レ被レ爲レ召哉と實心信用不レ仕、只今現在拜見仕候て驚入候、御身に被レ爲レ附候御下召だに、我々の着用仕候同樣の木綿にて、かやうにそまつなる品を被レ爲レ召候へば、御朝夕の一汁一菜もさぞ〳〵と勿體なき御事御座候と申候て、一人の娘を嫁入致させ可レ申と支度仕置候衣類の內には、絹紬の類よほど有レ之候を他所へ爲レ持遣し皆々賣拂候て、悉く木綿衣にとりかへ嫁入を致させ候、この儀を近鄕傳へ承り自然と百姓どもゝ感服仕、一統に御儉約の御觸を相守候樣に相成申候、根ある木に花の付候は歷然のことと奉レ存候

○草木の生を見候に、一ヶ年の內に實植より花咲實のるもの有レ之、五年十年を過花咲實る物も有レ之候、數百年をたもち候木には、年を經不レ申候ては花咲みのることは無レ之候、家國は長久なるもの故に、政も一旦の功を見ず、幾久敷利に相成候儀を第一に可レ仕事に候、眼前の利を急ぎ候へば必國運を

ちどめ候ゝとゐにて候、儉約の政ゝ末永く心靜に勤不ㇾ申候ては全功を難ㇾ得候、近來世中に勝手直しと申流有ㇾ之候て、大分の金銀を持いれ、一旦に財用の融通をつけ候へ共、十年とは不ㇾ過もとの不勝手へ立戻り候は、一年ぎりの草木に花さき實のるが如く、能心得候て其實を植つぎ候人有ㇾ之候はゞ相續も可ㇾ仕候へ共、人情は安きには安じ易きものにて、只今まで苦しきより俄に樂しきに出候へば、始の苦しきを忘れ、いつまでもかやうに樂しきものと心得候故に、忽ちもとの苦しみに歸り候ことに御座候ゆゑに、知者の仕事は松柏を植てさかり久しきを專一に、いつまでもおなじことを勤候て怠らざるを善政と申候、人君の御仕事は御一代ぎりの事にては無ㇾ之候、御子孫代々御長久の道を可ㇾ被㆓思召㆒事に候へば、一旦の華美を御好み被ㇾ遊まじき御事に候、さて長久に儉を守り候には、先人情を定め風俗の敗ざるやうに、二十年も三十年も同じやうに御世話被ㇾ遊候御心ならでは成功は見え不ㇾ申候、二十年三十年と申事は、君上の御實心より出不ㇾ申候はでは堅固には立遂不ㇾ申候、日に一日を愼むと申候て、まづ〳〵ゆくすゑの成不成は御とんぢやく不ㇾ被ㇾ遊、今日々々を御大事に御守可ㇾ被ㇾ遊候、今日百金の御費用を六七十金にて御暮し被ㇾ遊候て、又明日も又明日もと同じやうに永く御堪忍被ㇾ遊候より外は無㆓御座㆒候、節儉の本意は多く蓄へ候儀にては無ㇾ之、奢不ㇾ申候樣にと守候儀と奉ㇾ存候

○　土を發し實を植候て、さま〳〵に養ひをかけ手當を仕候て、二葉を生じ枝葉と分れ、花をさかせ實をならせ候ことに候、室咲の梅さくらには大木は出來不ㇾ申候、野植仕候て心をつけ育ひ上候て、其

時節にも至り花さき實なり候へば、親木の有レ之候うちに、猶又實植を仕候て又の親木に仕候へば、いつも見事なる梅櫻たえ不レ申候、家國の節儉も如レ斯御座候、今日を減じ明日を減じ、減を積で不足を足し、財用生じ候へば實植の手當を仕候て、いつまでも風儀奢侈に不二相成一樣にと御子孫の計を被レ爲レ貽候事に候、千萬も君心を根本にして枝葉花實さかえ候事に候へば、偏に君心鐵石の如く御固め可レ被レ遊儀と奉レ存候、人情は貴賤となく他を願ひ申ものに候へ共、「令聞廣譽施二於身一、所三以不レ願二人之文繡一也」と孟子も被レ申候通、匹夫匹婦の身にても、美名を一世に顯し候人は、人の尊位高祿美衣甘味はうらやみ不レ申儀に候、況人君と被レ爲レ成、固より尊位尊爵に被レ爲レ居候上には、別に御願可レ被レ遊事は無レ之筈に候、最早此上には末代迄も賢君とうたはれ給ふより外に御志願は有二御座一候間敷儀と奉レ存候、賢君の御德は仁道に勝り候ものは無二御座一候、仁者は身を殺して仁をなし、生を求て仁を害せずと孔夫子も被レ仰候、一身を殺し候ても願ふべきは仁德にて御座候、況今日いかばかりの御苦勞を被レ爲レ重候とも、御身を被レ損候程の儀は無レ之候へば、何分にも御節儉を御勤可レ被レ遊御儀と奉レ存候

右五ヶ條は儉約の政の花實にて、花實をだに被レ遊二御覽一候はゞ、いかばかり御樂しみなる御儀に可レ有二御座一と奉レ存候

嚶鳴館遺草卷第一　終

嚶鳴館遺草 巻第二

上は民の表

○かみは民の表也と申て、君一人は萬人の的とし奉る所也、故に人君の徳を明徳とも顯徳共稱して世中へ廣く推出し、誰も見聞て御尤に奉ㇾ存やうに明白に行ひ給ふこと也、人君の上にて人に見せまじ聞せまじとつゝみかくす所行はかならずよからぬこと也、然れ共人君と申して必しも聖人にてもなければ、美徳ばかり備り給ひて、ひとつの不徳もなしといふことは世に希なることなれば、人臣の奉公は君の不善をかくし、君の善を顯して、見聞人の感服するやうにと心得たるを忠臣とはいふこと也、然るに常なみの人はいかにもよき御所行なれ共、人の耳目にたつはでなることなどいひて、たまたま世にめづらしき善行をもし給ふべき志あれば、それをおさへ妨てつゝみかくすやうにすること、いかなればかくまでは心得たがへたるものぞや、或はまたよきことはしりながら、すゑずゑもし仕遂給はざる時は、却て世の謗を受給ふ本など申て、よきもよすぎ給はぬやうにととりなす臣下も多く有ㇾ之こと也、是又甚敷心得違なるべし、行末心元なく善行をも得し給ふまじき君ならば、猶更忠慮を盡し諫勸奉りて、聊の善をもとりかひそだて可ㇾ申こと也、それにても行末善を行ひ給はずんば、是非もなきことに

てはいかゞはすべき、せめて一度二度二事三事にても善行をなしたまはゞ、始終ひとつも善行のなきにはいかばかりかまさりたることとなるべき、然るを遂もし給ふまじとて是をおさへ妨てよしやわろく其世上なみならば、はづかしからずと心得たるを忠臣といふべしや、いかにも水臭き至極なるべし、酒宴遊興音曲亂舞の筋は公の戒にもおもく禁じ置給ひて、人君の愼み給ふべきこととなるを、是は諸侯貴人の有まへなることゝ云て、さのみ人の見聞をはぢず、衣服行裝立派を好み給ふは公の制も有レ之ことなるを、道路の耳目にかゝれども、さしてはでなることゝて諫る臣下もなく、たま／＼道訓に志をよせて、世の手本にもなり給ふべき所行を思ひ立給へば、時に珍らしく人の聞見もいかゞなどきのどくがりて、うるさきものにふたをするやうに難をおそれ憚るとはなく、たゞ已々の心ぎりにつゝましく思ふことと愚なること也、孝經事レ君の章に、人臣の君に仕へ奉る道を敎給ふ中にも、其美を將順し、其惡を匡救すとあり、其美を將順すとは、君のよき命令は速に受隨ひ行ふこと也、其惡を匡救すとは、君もし心得違給ひてよからぬこともあれば、諫とゞめて惡名をとらせ申さぬこと也、されば君に仕る臣下の心得は、聊も君に善行あらばとりはやし奉りて、一寸の善は一尺にもそだて、聊も不善あらば念比に諫防で、一寸の惡は五分のうちにも救ひ、增長し給はぬやうにと心を盡すこと、忠臣の節これにすぎたるはなし、人々不忠を好にてはあらざれども、心得違たる所より忠臣の法に背き申こと、皆これ不學無術より出ることなれば、口をしき次第なり、文王は大聖人なれども、疏附、先後、奔走、

禦侮と云て、この四種の臣をそなへ持給へるを以て、周家八百年の業を興し給ひし也、疏附といふは、下を率て上をしたしましむるをいふとありて、君と民との中に立て、下の上におもひつき奉るやうに下々の心をとりかふこと也、先後といふは、相導て前後するをいふとありて、君の前にたち後に廻りて、御あやまちの無レ之やうに手をひき腰をおして、君を善道に導き奉ること也、奔走とは、徳を喩し譽を述ると云て、世上を走り廻りて君の美徳をあげあらはし、他所他國の人までも我君の徳をしたひ奉るやうに吹聽すること也、禦侮といふは、武臣折衝をいふと有て、武略をめぐらし勇力を奮ひ一陣にすゝみて、いかなる强敵をも追拂て、誰殿の家の誰某と他所他國までも恐憚るゝほどの勇名をとること也、文王の聖徳を稱し奉りて、この四種の臣を備へもち給へるを、世に難レ有ことに詩の大雅にもほめうたへり、是にても人臣の君に仕る道を辨へしるべきこと也、上のことはよきもあしきも穩密にするを敬と心え、下のことはよきこともあしきこともおさへかくすを愼と心得たる時は、下の上をかたじけなくしたしみ奉る情は絕はつること也、君臣銘々の忠慮を盡し、君の政を助不レ申時は、君いかばかり賢明にても、一人一己ぎりの御働に止り、千萬の臣を持給へども十人百人とおなじことにて、社稷を保ち四民を安じ給ふ功をなし給ふべき道はあらず、されば右の四種の臣道のうち、何れなり共人々の性のちかき所を修錬して奉公を仕べきことなり、四種の名目悉く不得手ならば、尸位素餐のそしりをまぬかるべからずはづかしき次第なるべし

○下を牽て上を親ましむといふは、總て君と民との中に立て政事にあづかる士大夫、何れも此心得を第一とすべし、しかしながら中にたつ士大夫は、何分に下の心をとりかひて、上を親しみ奉るやうにと心を盡し候共、元來人君の上に下のかたじけなく思ひつき奉るべき實の御所行のなければ、下へふれ行ふべきやうなし、されば先第一人君の上に諸有司の下へふれ行ふべき美德をつとめ行ひ給ふべきこと也、いかばかり君を大事に存る忠臣にても、まんざら君にかたちもなき德を僞こしらへて下へふれ行ふときは、人々げにと信服し奉るべきやうなし、微なるより顯なるはなく、隱れたるより見はるゝはなしと中庸にも有レ之通り、隱微の場所よりつゝしみ給はざれば、顯見の譽れは得がたきこと也

○相導て前後するといふこと、すべて君に仕ふる臣下の忠節なれども、是また人君のうへに忠臣を親しみ愛し給ふ德なければ、君の前後へ立廻り手をひき腰をおすべきやうなし、古より忠臣の良謀を盡して君を賢明に誘ひ立たるは、元來君の性質美しき德のありて、忠諫の臣にすねもとり給はず、いかにもよく手をひかれ腰をおされ給ひしなり

○德を喩し譽を述ぶといふは、君を大事に存る心からは、君の美德を世間へ吹聽致したく思ふことと申におよばざること也、去ながら君の上になにひとつ吹聽すべき德のなければ、人まへにても口をしくは思へども默するより外はなし、臣下どもの美目にもなり、咄の種にもなり候やうにと自己の所行をつゝしみ給ふべきこと也、但し邦君の御身のうへに人に吹聽すべき程の德は世にまれなるもの也、

何故ぞといへば、すべて男子の藝は文武のふたつに勝れる能はなし、しかれども貴人と申ものは、襁褓のうちより爵位の尊きにからめられ、安逸の樂しきにならひ給へば、山川の景勝も聞見かぎりあり、世態の苦樂も噂のみにて、身にしかと受給ふことなければ、詩文章つくり歌連歌よみ給へばとて、微賤の人の險阻艱難を經歷し、眞實の感慨より出たるとはちがひ、實に人を驚す程の手段はあり給はぬものゝ故に、推出し吹聽もならぬこと也、弓馬劍槍の術とても、大概貴人の筋骨は氣力のかぎりもありて、たとへ印可はとり給ふとも、氣骨健なる卑賤の人の目錄位ならでは得し給はぬものなれば、是又口ひろく吹聽もならぬこと也、まして其餘は容貌美しく、衣紋つき立派に立廻り、しとやかに應對發明に見え給ふといふとも、是又下々にいくばくも有ふれたること也、よひまとひし給はず、朝起し給ひて飲食におぼれ給はず、公のつとめ世間の問ひ見まひ怠りなく、酒宴亂舞にそまり給はぬといふは、なみ〳〵には超まさり給ふといへども、是又下々には三百六十日日參をかゝさず、十年廿年を皆勤し、一汁一菜を甘じ、一妻一妾に安じ、一家一類むつまじく出入して、終身を改ざるひとも多分なれば、ひとり人君の君德とて吹聽もなりがたし、かやうにかぞへみれば、何ひとつ人君の美行と口廣く吹聽をすべきことはなし、唯ひとつ君德を生れつき給ふのみは、いまの世界へ披露し將來百年へも申傳て稱譽すべきこと也、君德とは何をかいふや、爵位の尊ときにも驕り給はず、國郡の富にも奢り給はず、君は萬民の父母となり給はねば、天に奉ずる職分に違ひ、祖先に受嗣ぐ孝道に背くといふ所を露のま

もわすれ給はず、雨のふり風のふくにつけても一筋に下民の上をのみ案じ給ひて、自己の奉養をつゞめ、士民の養ひをゆたかにし、正直質朴の臣を親しみ、忠諫の言をみち引、柔弱佞媚の臣を遠ざけ、面諛の言をふせぎ、先祖の功業を失はぬやうに子孫の興衰をはかりて、老を敬し幼を憐み、孝悌の人を賞し、鰥寡孤獨の民を惠み、群有司の賢否を審にして、小過をゆるし成功をはげまし、封內風俗の美惡を一身の苦世話に持給ひて、明暮にたゆみ怠り給ふ心なきを君德とは申なり、但し君德は古先聖王の遺訓に隨ひ給ふより增長することなれば、學問を好み給ふこと最初第一の美德とすること、古今歷然たること也、右體の德備り給へば、げに〳〵天福を得給ひて、人君の尊きに生れ出給ふかひもありといふもの也、これ家國を保ち給ふ君ならでは、いかばかり賢なる人といへども、この德を行ひ施すべき處なし、依レ之この德ををさめ給ふ君は、いか程世界ひろく稱揚しても、千人萬人おなじ心にかたじけなく敬ひしたひ奉りて、後世までもかたり傳へて、千秋萬歲現にいますがごとく存奉ること、昔をかんがみて此後とても思ひやるべし、これより外に諸侯貴人のうへに美目とすべきことは無レ之ことなれば、貴人のうへほど吹聽すべきことのなきものはあらじといふことなり

教學

玉不レ磨不レ成レ器、人不レ學不レ知レ道、故にいにしへの聖主賢君かならず學宮を建て人を敎る所とす、天子の學宮を辟雍といひ、諸侯の學宮を泮宮といふ、何れも德行道藝を敎る所也、この稽古所にて古聖

主の身を修め人を治め、天下國家を安定し給ひし道を學びしりて、其後君の官職をうけて奉行頭ともなり、下民を教へ導きさばきをさむる役人とはなることなり、凡人の生質美善なりといへども、古の道を學びしらざれば、思慮通融することあたはず、自己の心をのみ定規にして人を取扱ふゆゑに、たとへばさしがねなくて角なるものを作り、ぶんまはしなくて圓なる物を作るが如し、その人々の目分量ぎりを以て作り出すこと故に、定規といふものもなく、實の所は出來あがり次第といふもの也、出來上り次第に人を取扱へば、下の心も心次第にて善惡邪正をわきまへず、思ひつき心まゝなることを申出る時、上なる役人も何といふ心控もなく、其時々行掛り次第に思案をめぐらし、そこよことよと問合閙合、たゞ耳學問目功者にて當座ぎりのすみくちさばきを專とする故に、年中間斷なき苦勞をすることとせんかたもなきこと也、法度はすみがね、役人は大工、下民は材木の如し、すみがねあれ共大工なく、大工あれ共材木なくば、いかで造作をすべき、又すみがねよからず、大工下手にて材木あしくば、何を以て細工の手際を見すべき、さればすみがね大工材木三ツ揃やうにとて、教學の道は人君の貴きより下民のいやしきまで第一のわざとはすること也、古の聖主賢君天下國家を治め給ひし掟はくるひなきすみがね也、このすみがねを能遣ひ覺る人は、上手大工となるなり、周禮に、師氏保氏などの職の人に、三德三行六藝六儀等を教る法は、ことく\く上手大工を取立る法也、卿大夫州長より以下品々の職分は、おの\く勤方はことなれ共、大要は人に德行道藝を教へはげます役目にて、

民ぐさ材木を素直にそだつる法也、古の聖主賢君民をとりかひ給ふ道は親の子を育るが如く、心のいたらぬくまもなく、教へみちびき給ひて實やるせなきこと也、民を惠むといへばとて、金銀米錢をまきあたへて一時の飢寒を救ひ給ふのみにあらず、民の罪に落入ものの多きを憂ひ給ひて、是に善を教へさとして、自然に上の刑戮にかゝらぬやうにととりかひ給ふこと也、下民は上の教にだに隨ふ時は、罪もなく咎もなく、生涯を心ゆたかにくらすこと故、教化の世話をやき給ふは、無上の仁政、莫大の恩惠也、人君の惠むこと陰陽の氣の物に布が如く、雨露風霜の節たがはずして、深山大澤のくまぐままで竹木花草おのがさまぐ榮え茂りて、素直なる良材幾千萬もそだちて、上手大工のすみがねに隨ふ時は、のみかんなのはもかげず、心易く造作も調ふべし、下民の材木をそだつる政は、教導の官を儲けて曉喩の法を廣くするにしくはなかるべし、學宮嚴重なれば、よき奉行頭は其内より生じて、人を愛する道を以て下を取扱ひ、曉喩の官四方に居て世話をやかば、其下より順從の民生じて上を犯す風はやむべし、「君子學ㇾ道愛ㇾ人、小人學ㇾ道易ㇾ使」と、孔子もをしへ給ひけらし

政の大體

政をするに大體によらざれば、君上の仁みな小惠にのみ止りて、廣大の德は及不、中葉に御座候、先天地をかんがみ候に、其德春暖夏著秋涼冬寒の節たがはず、山川原隰の宜をたがへざるまでにて、人は其間にはらまれ、春の暖を得て種をおろし、夏の著を得て物を長じ、秋の凉を得て實のり、冬の寒を

得て取收め、畠には麻麥をうゑ、水には稻を植て、おのれ／＼がかせぎを以て衣食のふたつを拵へ出し、身に着し口に食て一生を過し申事に御座候、四時の運土地の宜を違へ給はぬまでは天地の德なれ共、己々動き働き不レ申候ては、今日を生て通るべき道も無レ之候故に、人々天運地宜の大德をうけながらも、今日は自分の働にてわたることゝのみ心得、朝夕に天地を拜み禮を申心もなく、うかと一生を過し申事、これすなはち天地の大仁無量廣大なる所にて御座候、人君上に立給ひて、下萬民御影を以て性命を全し一生を暮すも、先その如く誰が惠ともしらず、人々精をだに出せば一生は心安く暮さるとのみ思はせて置給ふが人君の恩澤にて御座候、凡上よりあたふる惠といふは限有レ之事にて、一里にはたれども十里にはとゞかず、十里には渡れ共五十里にはあまねからぬものにて御座候、是を平等に行渡るやうにと申所を主意に仕候て、令を施し可レ申ことに御座候、孔子も「君子惠而不レ費」と仰られ候

○爲レ政在二於得一レ人」と申聖言に止り申候、君上は如何程の仁心あらせ給ふといふ共、其心を受て施し行ふ奉行役人未熟に御座候ては、恩惠の下に屆べき道は無レ之候故に、仁を施し可レ申には、先奉行役人を正直に仕候が初にて御座候、奉行役人を正直に仕候は、貪欲の心をおさへ申事に御座候、貪欲の心をおさへ申ことは、廉耻をしらせ申すことに御座候、廉耻をしらせ申事は、禮義をあきらかにしらせ申すことに御座候、禮義を明らかにしらせ申すことは、聖賢の學をいたさせ申すことに御座候、聖賢

の學を致させ申事は、聖賢の道を尊み候て見せ申すことに御座候、聖賢の道を尊み見せ候ことは、孝悌忠信禮義遜讓の人を賞美仕候ことに御座候、但し善人を賞美仕候と申時は、不次の選と申て其人の身分よりは二等も三等も越させ申候て、衆人の耳目を驚し申程に立身を致させ、其人の器量を十分に用にたて申ことに御座候、乍ㇾ併孝悌忠信の人とて、必しも才知發明なる人ばかりは無ㇾ之ものに御座候へば、其用ひかたは君上の明を以て其人の器量相應に處置可ㇾ有ことに御座候、且又善を賞し申候とて、惡をいましめ不ㇾ申候時は、賞も尊からず候故に、不忠不孝無禮無義の人は嚴罰をくはへ黜退可ㇾ仕事に御座候、大概世に仁君は有ながら仁政の行れ不ㇾ申候ことは、前後左右東西南北浪風たゝざるやうにと穩便を先とし給ふより、善を揚ること明らかならず、惡を退ること嚴ならず、風を移し俗を易ると申までに至りがたく候、一人の善を揚て萬人の惡を化し申ことは、舜の皐陶をあげ給ひしなどは格別のことにて、中々難ㇾ及儀に御座候へば、十善をあげ十惡を退け申候程に、骨を折世話をやき申候はでは不ㇾ參儀に御座候、威に畏れ德に懷くと申は、人君下にのぞみ給ふ第一の柄にて、畏をいだかせ懷しみをもたせ申こと、政令の行れ申候根本にて御座候、仁知勇の三を三達德と申合せ給ひし聖意を察し可ㇾ申儀に御座候、進退を明らかにし賞罰を嚴に仕候時は、衆吏清廉を守り貪濁の風改りて、自然と下々へのあたり正道に相成候付、民間何となくゆるやかに相成候へば、有德の者は五人養ひ候者も十人養ひ申樣に相成、衣食の蓄へ無ㇾ之者も、こゝへよりかしこへたより候て相持に今日を過し、困約

窮死におよび候者は自然と無ㇾ之ことに御座候、民間衰微にいたり候時は、五人くらし候者も三人に減じ、人の上より我上と一家の繰廻しを案じ申心より、不便とは乍ㇾ存五合一升のみつぎも太儀に相成候て、貧民を見殺に仕候こと世の有様に御座候、詩の大田の篇に、「彼有ㇾ遺秉、此有ㇾ滞穂、伊寡婦之利」なりと申は、百姓ゆたかなる時は田刈取いれのときも、一把二把の取おとし刈残しはをしみ不ㇾ申、その落こぼれを拾ひ候ても、やもめ〱は今日を渡ると申ことに御座候、上より一升一合をせめはたり候へば、百姓共も落穂を拾ひ申ものまでを盗人よなどせちかひ申心に相成候こと故、老弱窮困の民は飢て死候より外は致かたも無ㇾ之候、されば大體とは大ぐゝりの場を考へ候て、下は下にて相互相持になりて飢凍えず、やみ煩ひと申時もどうかかうかに服薬も仕候て、誰が情ともしらず心安く今日を過し候様にと申ことに御座候、賤しき諺にもある手にまゝこなしと申通り、繼子につれなくあたり候は、元來が足らぬ故に御座候、人が人につれなくなり行候ことは、一身の取廻しむつかしきより出候ことにて、とにかくに己が衣食のなり候程に候へば、山野の民はなか〱貪欲には無ㇾ之、人の上も相成たけは惠み申候ものに御座候、人が心につれなくなり候ことは、政のからきより起り申候風儀にて御座候へば、この風儀をうつしかへ候て、人が心にやさしう相成候やうにと申こと大體にて御座候

○　人の善を賞し惡を罸し給ふことは、誰も〱心地よく存候とに御座候、然處可ㇾ賞善人は鮮く、可ㇾ罸惡人はたえ不ㇾ申候こと何故ぞと申せば、賞は其人一人の仕合に止り、罸は他人まで累の參る故に

御座候、たとへて申さば、町村に一人の孝子有レ之候時、この者の孝行を申上候て御褒美を願可レ申と存候時は、庄屋組頭のものいくばくも世話を仕、足をはこび筆紙墨を費し、其後支配へ申出候ことに御座候、其上には彌間違は無レ之か實事に候歟否など數遍被二呼出一、樣々に吟味定りて御褒美と申に相成候時は、當人一人恩惠を蒙り候までにて、餘人の仕合にて曾而相成不レ申候、乍レ併至極の孝心を見受候ては、人情自然と感服仕候こと故に、物入造作も厭ひ不レ申ことに御座候、但し右體の善人は其分にて不二申出一候ても、指て上よりの御叱をもうけ不レ申候へば、大概のことにては先其分に打捨置候ことも多く有レ之候、さて不孝不忠不埒ものと申時は、町村にて常々厄介に相成、そのうへ萬一のことを仕出し候時は、庄屋組合の者まで大きなる咎を蒙り申こと故に、物入造作は千萬迷惑ながら後難を恐れ申候て、一日も早く申出候ことに御座候、且又その惡人御法度を犯し申候者にも候へば、よくぞ申出候とて御譽にもあひ申ことに御座候、依レ之惡人は年々多きもの、善人はたま〳〵有レ之ものとのみ存知候風儀には相成候ことに御座候、善人を申出候時は、その支配頭たる者ども〳〵御譽を受候ことに候はゞ、善人も年々絶申まじく候、然時は善人も多きものと申風儀にも移り可レ申ことに御座候、扨またた善人多く出申候て不斷御恩惠を被二成下一候時は、上の財用も多分に費え候など存知候人も有レ之候へども、善人へ賞をあたへ給ふは少分の儀にて、其賞を受しものは百姓は以後いよ〳〵耕作を出精仕、町人はいよ〳〵商賈を出精仕候こと故に、自然と上の御物入を仕出し、御損をかけ申やうなる不屆は

仕出し不ㇾ申候。惡人と申時は何れ其分にはなりがたく、役懸り吟味に吟味をとげて、いくばくも根氣を盡し、筆紙墨を費し、つまり輕重相應の御仕置は仰付られ候こと故、上の損分多きのみならず、頭分向隣の難儀となり、はて〳〵は其一人はそれぎりになくなり候者も多く、一人二人と申内に、國中にてはいくばくも民をうしなひ申ことにて、剩右の費は再び立戾候時は無ㇾ之候、かやうの所通例の役人は心付不ㇾ申、惡人は申出るに隨ひ世話をする筈、物入をする筈とのみ心得居候こと淺ましきことに御座候、以前米澤の小國と申所に、市三郎と申百姓孝行のものなるにつき、其持まへの田地三石目永代作り取に申付られ候、其砌役人共の中にかやうに持高を孝子へ作り取に被ㇾ下候時は、小國三萬石の御高入ゟ次第に減じ可ㇾ申など申もの有ㇾ之候、家老何某承ㇾ之候て一通り尤に相聞候、乍ㇾ併年々孝子へ作り取に申付候ても、拾年廿年にて小國三萬石の內千石は減申間敷候、何卒是を手本に見習ひ聞習ひ候て、田地を作り取に被ㇾ下候やうなる孝子の五十も百も出候はゞ、家國の大慶は此上なく候、かやうに褒候ても、なか〳〵人の感ずる程の孝行は人々得せぬものに候、且又十年廿年には千石ほどは上の費をはぶき可ㇾ申候、たとひ御高入は減申候ても、市三郎が米は御國の米にて候、市三郎を見習ひ、一郷一村にて百姓共が毎日一鍬宛餘計耕し候はゞ、小國中にては日々貳三萬鍬は增し可ㇾ申候、左候はば五石十石は年々に作り增し可ㇾ申候、殘念なることは市三郎が持高少分にて候、せめて百石目も持居候はゞ、作り取も目立申候て、一入人もうらやみ可ㇾ申事に候と申聞候よし、大臣の存慮大體にかなひ

候やうに奉レ存候

農官の心得

むかし聖王堯舜天下を治給ふに、五穀樹藝の官長を后稷と名づけて重き職掌なり、周語には虢の文公といふ賢君、天子宣王を諫て「民之大事在レ農」といへり、治民の政は第一農業にあることをいふなり、管子には「凡有ニ地牧ニ民者、務在ニ四時ニ」とをしへぬ、有地牧民とは國君領主のことなり、「務在ニ四時ニ」とは春夏秋冬に隨て農業怠らざるやうに民を世話すること也、孟子には「諸侯の寶三土地人民政事」とあり、土地は地方なり、人民とは士農工商の四民なり、政事とは右の四民を取扱ふ仕方也、土地廣けれども、人民すくなければ國貧弱なり、人民衆けれども、取扱宜しからざれば四民安堵することなし、さて四民の中にては農民を國の根本とす、されば今の世にても奉行代官と成て百姓を取扱ふ身分は、至て大切なる職掌といふことを最初第一に心得べきこと也、上は天子の尊きより下は匹夫匹婦の卑きに至まで、人の性命を立る本は衣食のふたつにとゞまる、衣食の源は百姓の勤よりいづることと眼前のこと也、しかるに奉行代官のいたづらに權威をさかんにして、下より惡事の出來る時、是を吟味して仕置を加ふる役とばかり存じ、百姓をせたげはたりても、年貢未進を取立るを今日の奉公とのみ心得たるは淺ましきこと也、なべて賤しき下々はもとより、道理をまなび辨へたる侍などの義を存し禮を守りて、上下左右を思ひ計るおとなしき心はなく、たゞおのれ／＼が身の今日を安樂にくらして、一生を心よ

くわたりたく思ふより外に願はなきもの也、然るゆゑに上に立てこれを司る奉行代官といふものなければ、人々身勝手にのみなりゆき、己だに立ゆく時は上の爲をもはからず、人の上をもかへりみず、はかなき心よりしてはて／＼は己が身ひとつをだに得たもたず、終には不埒不屆を仕出して重き刑戮にもおちいること故に、奉行代官是を世話やき、千人萬人もろもちになり、相互に立ゆくやうにと或は敎へ或はおどし、まめやかに指圖を加へて、百姓の氣をゆるめざるやうに農業をすゝめ勵して、衣食の源を丈夫にし、性命の根をかたくすること也、但し人情は智あるも愚なるも、仁愛になつき服せぬものなければ、先第一に仁心を專として下をいたはる道をつとむること也、よき役人を循吏良吏といふ、あしき役人を酷吏賊吏といふ、循良の吏は正直不欲にて法度をみださず、不義非道の指圖をせず、慈悲柔和に下を取扱ひ、上の氣にいらんとて下をくるしめず、下にほめられんとて上をあざむかず、家國ゆくすゑの利害を案じ考へて役目を勤る人をいふ也、酷賊の役人は貪欲偏頗にて、法度をまげ威勢を以てむごくからき下知を加へ、眼前の手柄を專にして、家國ゆくすゑの利害をかへり見ず、立身出世を心懸るものをいふ也、故に國に循良の役人多ければ、君上の德澤萬民にながれわたりて、人心悅服する故に、天地神明も福慶を降して、家國富强安榮すること響の聲に應ずるが如し、酷賊の役人多ければ、君上の恩惠下民に降らず、衆心なげきうらむる故に、天地神明も殃を降し、家國衰弊危亡すること影の形に隨ふが如し、この二道をよく辨へしりて、職分に思ひを盡す人を忠良の臣と稱し

て、家國の至寶とすることなり

嚶鳴館遺草卷第二終

嚶鳴館遺草 巻第三

もりかゞみ

○凡そ草木を植そだつるに、二葉三葉より成長して用にたつ木草となるまでには、始中終の三段あり、草に勁草あり、木に堅木あり、然どもそのはじめ苗草苗木の時は、いづれもしなやかにして、直にもそだち、曲てもそだつべし、是其始也、既に草となり木となれば、勁き質の草木は年月につよみわたりて、副木をたて繩をまとひてのべかゞめんとすれども、最早こゝろのまゝならず、是中也、花さき實なり、枝さし葉茂りて、それ〳〵の用にたつほどになりおふせたるは終也、まづ此始中終の養ひに心をつくべきこと也、苗木苗草の時より心をつけて育れば、苦勞もなく良草良木の用を成すこと也、しかし苗木の自由になればとて、無理に曲撓めて心のまゝにせんとすれば、いかなる勁草堅木も或は枯或はいたみて、たとひ年月を經ても、いじけひねびて材用に備ふべからず、草木のみにあらず、禽獸も又しかり、駒兒犢牛犬子猫兒の育まで、始中終はあるもの也、故によく獸を飼ふものは、始中終に隨ひ無理をほどこさずして、それ〳〵の生を遂しむ、人は萬物の靈貴なるものといへども、始中終のあることは聊も異なることなし、故に古の聖人敎誨の道をつとめて人情を遂さしめ給ふ、尊卑貴賤

品かはれども、教といふ道をすてゝ性命をたつべき道なし、さて其教の法に始中終をわけて、天の性に逆ひもとらぬやうに定めおき給ひしこと也

○人の始中終は幼少を始とし、强壯を中とし、老衰を終とす、此三時に隨ひ敎戒を施す法一同ならずといへども、先おほよそを語らば、聖人の教は乳をふくみて眠り、飯をくゝめられて戯るゝ孩兒には、元服して上下着こなしたるものゝわざをさせず、上下着こなして元服したればとて、頭はげて額にしわのよりたるものゝ思慮分別をせめず、少壯老の三の時に隨ひて、其みごとなるべきことをなさしむるやうに教ること也、但し人は萬物の靈にて、心もまた靈知はやきものなれば、苗木苗草の時より其身其程につれて、善心善行にむかふやうにと導き教ることもまた大事の敎也、無理にまげたわめねども、自然と成長せしめて、それ〳〵の德を成就せしむること、いたらぬ所もなきは聖人の教なり、すでに胎敎といひて懷妊のはじめより視聽言動をつゝしませて、生るゝ子の吉祥を望むことなれば、ましても生れたるうへのことは申にも及ばざること也、故に敎の道は先第一に教る人の善惡邪正を撰にありて、幼弱當身の上をせむるのみにあらず、習慣は自然の如しと孔子も仰られて、人君の尊貴なるより衆庶の卑賤なるに至るまで、その習慣する處を愼むこと、人を敎るの極意なり

○無位素賤の人の子は、僅に乳ぶさを放れ候頃より、うちには父母兄長の威を恐れ、外には他人の戒を憚りて、いまだ是非の道理は辨へしらねども、何となく遠慮挨拶するものといふことを知る、是

素賤の人の人を畏敬するに習ひ慣たるもの也、然るに尊貴の人の子は、胎内よりひとにうやまはれ、出生し給へば其儘おびたゞしき尊崇をうけて、僅に人を見知り給ふより人々畏敬の心をいだき、前に伺候する程の者は息をひそめ容を守りて、先其座の機嫌をのみはかりて取扱ひ奉ることにて、たとひ父母兄長の教戒をうけ給ふほどのことありといへども、稀たまさかなることにて、其餘は常に臣妾の介抱のみにそだち給ふことなれば、幸に善良の質を受給へば、それが中にても賢明の君とはなりたまふもあれども、もし不幸にして驕傲の氣象を受給へば、遂には暗愚暴戻の君に終り給ふ、古今みなしかり、是ひたすら人に畏敬尊崇せらるゝにのみ習慣して、人を畏敬尊崇するに習慣し給はざる故也、故にいにしへより師傅の禮を尊くして其威を嚴にし、日夜にその教戒を服受して畏敬尊崇する道を習慣せしむること、いにしへの三公三孤のまうけは是が爲也、禮記には天子の太子といへども、學宮に至り給へば年長の下に座し給ふことをしるし、又天子にものををしへ申時は、臣下といへども北面せぬといふことをしるせり、是にて古の教をかんがみるべし、幼より習慣する所を愼ましめて、いつの程にか賢明の徳を成就すること、苗木苗草の時より手木をそへ力縄をはりて屈曲をふせぎ、良草良木の用を成就すると異なることなし

○　教あり類なしと孔子ものたまひつれば、人はたゞをしへ次第なるもの故に、教る人を撰ぶこと最初第一の要なり、曲れる木をたてゝ直なる影を得べからず、よからぬ教戒の下によき人の出くべき道理

なし、但し直たる木をたてゝ正しき影を求めんとすれども、日月の光なくしてはかげはさゝぬものなり、師傅の禮を尊とからしめ、その威を嚴にあらしめ給ふことは、先君の命爵を尊とくし愛敬をあつくし給ふより始ることなり、いかばかり忠賢の士といへども、受る所の命いやしく、遇せらるゝ所の恩疎なれば、世子の提敬をおこすべき道なし

○師傅一人忠良を得といへども、近習の臣和一ならざれば、養長の道達することなし、幼き御心にて誰彼がいへる所はよく、これかれが申し所はよからずなど辨別し給ふべき道理なし、一かたにては宜しと申、一かたにては惡しと申、一人とふるまへば、又一人はかくして見せ奉るときは、かならず心まどひ給うて、はて〲は自己の心よく思ひ給へるかたに落着し給ふより外はなし、これ教の敗るゝ所なり、師傅一人いかばかり忠誠を盡し候とも、一齊人に衆楚言のたとへにて、遂には多勢にさまたげらるゝことよんどころなきこと也、且又師傅は世子の尊敬し給ふ人といへども、二六時中前にも伺候せざれば、退て後は近習の臣師傅の教奉りし言行をすゝめ喩し奉るを以て、習慣も熟し給ふことなり、若又近習の臣一言一行も師傅の教を輕じ侮てみせ奉れば、これぞ一日あたゝめて十日こゞやかすのたとへにて、習慣も敗れ給ふもの故に、ひとり師傅のみにあらず、近習の臣に忠良をえらぶこと、是又大事なること也、古今ともに中以上の君は世子の爲に師傅を撰給ふことは心づき給へども、近習の臣をえらび給ふに及ばず、たとへば病を治せんとて、一藥を施し十毒をいまざるが如し、參附姜桂の

良藥といへども、毒に合せて用る時は毒の能ざかんなり、なべて善の重目はかるく、惡の重目はおもし、十人の臣に一人不良の臣立まじれば、一人の毒まはりすみやかなり、尤はやく退くべし、まして十人に三人とも不良の臣交りつかうまつれば、七人の忠良は有てもなきが如し、古より然なり

○賈誼がことばに、天下の命は懸二於太子一と云り、國郡といへども其政を日出度せんと思ふ時は、只一人の君の心をたねとして出くること也、されば其君の心を正善に歸し奉ることは、師傅一人の教にかゝること故に、師傅の任より重き任はあらじ、師傅の德は仁厚長者なるを第一として、師傅の才は博學多通なるを第一とす、其人仁厚なれども博通ならざれば、曉喩の道ゆきわたらず、其人博通なれども仁厚ならざれば、忠篤の誠うすし、この兩樣を兼たる人を成全の師傅とすべし、但し學德全備の君子は常にしもあらず、まづ人となりおとなしく正直にして、人の賢をねたまず、人の善言をきくを好み、ひとの美行を稱することを好み、古今の經籍にかきしるせる話言といへば一筋に敬信して、一言一行なりとも日々に人に學び聞て、是を今日の用にたてむと思ふ心のある人ならば、師傅の位を授候ても害なかるべし、利口發明に取廻して、是に似て非なる人を此任にすうれば、善人は日々にうとく、便佞は日々にすゝみて、世子の言行を敗ることとふせぎとゞむべからず、尤恐るべきこと也、つまる所は師傅の官に任ずる人は、つとめて學問をすべきことゝなり

○六經より以下諸書に、人君の教戒を述たること備らざる所なし、但世子を教るの術をまとめて手

近くみるべきは、國語の楚語に申叔時といへる人、世子の教かたを說たること念頭也、漢書の賈誼が傳の治安の策の中に親切に論じたり、この二通りをよく〳〵讀てみるべし、まづ世子をそだつる道は第一に孝悌の德をいざなふべきこと也、尊貴の上にては親子の間も疎遠なるものにて、卑賤の人のやうに二六時中に顔と顔をも合せざるものなれば、親愛の情も自然と下々のやうにはこまやかならぬもの也、此處をよく心得て、とにかくに御親子の間の相互になつかしくなり給ふやうにと心得とりかひ可申こと也、これ孝悌の德を長ずるもとなり、下々の上にてだに、成人いたし妻子をも持候時にいたれば、父母の膝の廻りになりし時のやうには親愛の心もなくなりて、幼年にてきとくに見へ候子も孝行者といはるゝほどにはつひに得ならぬもの也、まして貴人の上にては成人し給ふに隨ひ、御互の禮節もおごそかなるものなれば、御幼年の時よりうと〳〵しく育ち給へば、のち〳〵は禮儀ばかりになりて、恩愛の情はいつとなく絕はつるやうになり給ふも多くあること也、次には驕傲の心吝嗇の氣に長じ給はぬやうに、人を恕し給ふ心を專にそだて奉るべきこと也、孔子も周公の才の美ありとも、驕りかつ吝ならば其餘は見るにもたらずと仰られし、驕傲とは氣も心もうはもりて人をあなどりかろしめ、すべてものを目下にのみ見給ふやうになること也、吝嗇とは財寶をむさぼり物をしわくをしみ給ふこと也、不孝の心は親子の間疎濶なるより生じ、驕傲の心はあたりに氣遣ひし給ふ人のなきより生じ、吝嗇の心は義理をつとめ給ふことを教へざるより生ず、みな〳〵こと〴〵く習慣せしむる所なり

○孝愛の情を厚くせんとならば、朝夕に御膝元へ親しく參り給ひて、機嫌をきゝ給ふやうにすべし、驕傲の心をおさへんとならば、近習の臣相互に恭遜にして、師傅を尊敬して見せ奉るべし、吝嗇の心をふせがんとならば、相互に義理をつとめて見奉るべし、恭遜とはかりにも互にいんぎんにつきあふて、ものいひ挨拶もしとやかに美しく、かりそめにもあなどりかろしめ候いろなく、人をたてゝ我をはらず、あらそひもとるふりを見せ申まじきこと也、もしあやまりて角たちたる體をする人ある時は、師傅の人これをいましめてさはいはぬものぞ、かくはせぬものぞと、おとなしくしかり教へてそれを見せ奉るべし、義理をつとむとは、たとへて申さば、何にても被レ下候時は、食物はうまく、大きなるを仲間傍輩へもわかちあたへ、物品はよきかた見事なるを傍なる人にもわかちあたへ、我はあしきかたをありがたく頂戴して、義理を專にして欲得を第一にせぬふりを見せ奉るべし、御手遊御手習道具筆墨紙とても取をさむるときは、人々に被レ下候時よごれ損じ候ては惡しく、夫故に大事にいたし候段を常常をしへ奉り、衣類調度なども君の爲とてはをしまず、のち〳〵人へ拜領の爲にとて疎末にし給はざるやうにといふところを、かりそめにも見聞せ奉るべし、此心を長じ給へば、人の君となり給ひては、御自身のうへを儉約し給ひて、下を惠み給ふものといふ習ひ癖になり給ふこととなり、君上の德は恭儉になつかぬ人もなし、驕傲をうとまぬものもなく、爽利をよろこび吝嗇をさげすみ奉らぬ人もなし、人心のなつき奉るは家國繁榮の元、人心のはなれ奉るは家國衰微のもとゐなれば、尤大事なること也、

目前の費をいとひやぶさかなる心を持せ奉れば、儉約とはあたへめぐむものをもあたへめぐまず、きたなくしわくして、只金銀の山をのみ積給ふことゝのみ心得給ふことになりて、仁恕の心を失ひ給ふものなり、仁とは御身のうへはともかくもになされ候て、人のうへをあはれみ苦世話に持給ふことなり、恕とはものごとに思ひやりふかく、人見ずなる身勝手をし給はざることなり、いにしへの明王賢君の自己の身を節儉にして、下の惠をあつくし給ひしことは、書籍にも數々かきしるして人もよくしりたること也、ちかき比青山故大膳亮殿は生得質素なる人にて、よそめにはしわき人のやうに見え候ひしが、或時外よりかへられ候て役人共を召出し、誰彼の宅へ參り玄關を見れば、手廣くて自由もよくみへ候、自分屋敷玄關はことの外せばく候間、いま一間通りひろげたく思ふ也、大工共に入用を積らせ候て見せ候やうにと申付られしに、役人ども常々しわき氣風を存じ候故に、隨分下直につもらせ、金八兩にて出來候由を書つけ差出せしを、大膳殿つく〳〵見られ候て、いや〳〵無用に致すべし、八兩と申金子にては足輕一人を扶助することぞとて、普請をやめられ候よし、然るに尼が崎居城の節、大坂の御城失火につき江戶へ早追の使者を以て注進申され候時、兩人の使者を目通り近くよび出し、膝の側に小粒金を紙にもりおきて兩の手にすくひて、定めて手當は役人共より申付候はん、是は自分がやるぞとて、其ものゝ右の袖へ自身入らる、使の男平伏して退かんと致し候へば、まて〳〵と申され候て又兩手に一すくひ左の袖へいれられ候よし、兩人へ同樣に四すくひ給り候付、兩人も一入忝存じ道

中もはげみ候て、江戸への注進壹番に着いたし、其後大膳殿參府の節規模なる上意ぬ有レ之候よし、且又不斷玄關に置付の長持ひとつあり、內に金千兩はだか金にていれおかれ、鎖まへ封印もなく、當番の廣間番代り合の時分蓋をあけみ候までにて、受取わたし事濟候よし承り傳へ候、君上の心持は此所をよく〳〵心得候てをしへ奉るべきことなり

○始にも申し如く、人の性は幼壯老の三時に順ひ敎戒あることなれば、幼少の君へは先幼少の時につれて習慣を熟させ可レ申こと也、すでに一人だち是非のわきまへもしり給ふ時には、又其時の心得にてならはし奉るべきこと也、併いやしき諺にも三ッ子のたましひ百までと申せば、御幼年なりとてなほざりにはすまじきこと也、但し勁草堅木ぬ實生苗木の時は、なべてやはらかなるものなれば、大木のかげならでは風雨をしのぎ成木すべき道理なし、故に師傅の人は幼少をいつくしみあはれむ心を第一にして、大木のかげになりひなたになりて風雨をさゝへ、其かげに苗木の成長する所を片時もわするまじきこと也、とにかくに習はぬ經はよまれずといへる世話の通り、古今の敎訓に通じ不レ申候ては、師傅の忠を盡さんとしても行屆ざること多かるべし、しからば先道を學ぶべきこと師傅の要務なり、學問といへばとて、朝より夕まで机のうへに書籍をひらき眼をさらすのみにあらず、晝夜の間には一時半時のいとまは誰もあるもの也、其ひま〳〵をつとめて要文を一行二行にても誦習して、この言葉はかくこそその文言はかくこそと心に思ひひそめて、是を日々の言行につとめて世子を敎るたねとせば、

詩書六經は申に及ばず、草紙物語のうちにもいくらも、教のたねとなることはあるもの也、これ則學問なり、別して幼くおはしまし候御方には、むかしいまの物語のうちに、人君の有がたき言行などを弘く覺え居てはなし聞せ奉ること、尤以て利益の道なり

對ニ人之問一忠

臣下の御身分にては、何よりまづ忠不忠の境を篤と御辨被ㇾ成度と御心付候つき、右の境とくと御合點參り候樣に可ニ申述一旨、御深切の御事先以致ニ感心一候、忠臣の所行は時に隨ひ事にのぞみ、一槪には難ㇾ申事と存候、乍ㇾ併一體の心持は先心得申度事に候、知行格式は祖父代々傳へ受たるものとのみ心得候て、君の高恩を戴く共不ㇾ存、ひたすらに自己一分の利害をのみ存じ、忠敬の道を露いさゝかも辨へ不ㇾ存ものは、人の形にて人の心なきものなれば、もとより是非善惡の沙汰に不ㇾ及候、聊も君臣といふことを辨へ知りたる人よりぞ、忠不忠の論には及べき事に候、凡人臣たるものは身分の尊卑にもよらず、生得の賢愚にもよらず、おのれ忠臣よと呼れたく存候は人の天性にて、萬人同情に御座候、然共忠不忠の道を明らかに會得不ㇾ致候へば、心一ぱい忠を致すと存候へども、いつしかと不忠におちいることを不ㇾ知候、尤口惜き次第に候、まづ忠と申文字はまめと訓じ、まめはまめやかと申こゝろにて心いきの親切に行屆事に候、かりにも如才なく身一分當座切にことを勤て、人みずなる心のなきことを申候、君は上に一人立給ひて、臣は下に數十人數百人數千人、君の大身小身に隨ひ臣の多少は有ㇾ之候

へども、いづれも下に立ならびて、一同に君の政事を手傳ひ、家國の安危を相談するものにて候、是を人の一身にたとへて、きみを元首と申候、元首は頭にて候、臣を股肱耳目と申候、手と足と耳と目の事に候、股肱耳目の四をあげて鼻口唇舌爪牙百骸はその中にこもり候、目は見、耳は聞、手はつかみ、足はあゆみ、口はくらひ、鼻はかぎ、唇舌爪牙百骸上下左右に動き働きて、一身の主たる頭に隨ふありさま、一人の君に下群臣の奉公をするにことなる事無レ之候、四支百骸の頭に隨ひ動くこと、誠に如才もなくまめやかなるものに候、手つかまんとすれば足すゝみ、目がみるうちに耳がきゝ、相互に思ひ合たすけ合て、一身をかいはうすることいはんかたなく候、故に古より賢明の君上にいまして、忠良の臣下に立ならぶ代は、たとへば一身達者無病なるものゝ起居運動すくやかに立廻りてまめ／＼しきがごとくに候、手は足のすゝむかたに向ひ、足は手の向ふかたにはしり、打も提もたつもをるも、思ひ合て動き働き、耳目口舌欲する所のまゝに候、是を富强安樂なるありがたき御代とは申候、また暗愚の君上にいまして、不忠の臣下に立ならぶ時は、たとへば一身虛弱多病なるものゝ起居運動すくやかならず、立廻りもぶせうなるがごとくに候、手つかまんとすれども足すゝまず、足はあゆめ共手がきかず、たつもをるも心まゝならず、耳目口舌欲する所のまゝならず、是によりて困亂衰弊なる國となり、淺ましき代とは申ことに候、一身は手足のまめなるを以て無病と稱し、手足のまめならぬを以て多病と稱す、國家は群臣の思ひあふを以て富强をなし、思ひ／＼なるを以て衰弱をまねく、誠に忠なる人は何

宰己が君を古の聖の君にもならひ給ふやうにし奉りたく存候は不レ及レ申事に候、然ば人我相互に思ひ合て、手足耳目の一身に隨ふ如くねぢれもとる心なく、左右上下一同に心力を合せ、政を手傳ひ奉るべき事に候、是全く身一分の利害をすてゝ、至極公忠なる心なくては相ならざるわざに候、人我互に我が慢心をさしはさみ、忠勤は仕勝と心得たるは、忠に似て不忠の甚しきにて候、是則手はつかむ役とばかり心得て、足のいたみをなでさする事、手の役と申すことをしらず、あしはあゆく役とばかり心得て、手の廻らぬ時は蹴る踏むと申わざの有ことをしらず、同じ一身につきながら、左右上下すぢりちがひて、つまる所は一身の不自由におちて、用にたゝぬ手足と申すものにて、君のためにはかやうなる人を不忠不令の臣と申候、たとへていはゞ、金奉行の金銀をたしみ、藏奉行の米穀ををしみ、諸拂役諸渡役の拂ひ殘のなく、渡かたの滯らぬやうと存候は職分の當りまへにて、忠にても不忠にても無レ之候、公忠の場を明らかに辨へ候はゞ、金奉行も不肖をして存慮より多くも出すべし、諸拂役も不肖をして存慮よりひかへて拂ふべし、作事奉行は普請の出來ばへをこのめども、金方の出の多きをいたはりて、己が手際を十分にせず、勘定奉行は收納皆濟をこのめ共、諸代官の百姓へあたりのつよくなる所をきのどくに存候て、皆濟の御譽をかせがぬやうにと相互に思ひ合て、我ひとり忠臣とはならず、人も我も不忠ものにならぬやうにとこゝろがくる、是を公正忠良の臣と稱して、家臣の至寶と致し候事に候、己が一官の功を立んと存候時は、他役所の迷惑はかへり見られぬ事故に、一分の功はこゝに

て立ども、多分の功はかしこにて損ずるなれば、忠といふものにあらず、一人の君に對し奉りては莫大の不忠にて候、家國の上を存じ四面上下行とゞく心なきより出候事にて、古今ともにかやうの類を姦邪の臣と名づけ申候、實忠は目前の小功を見ず、家國永久の謀を專として、自己一人の手柄をかせがず、萬人のつとめをたすけはげますを君子の大忠とは申候、戰場に趣く士は一己々々手柄をかせぐ心なく候ては、敵に勝べき道理は無之候、それすら一己ぎりの手柄をのみ專にかせぎ候時は、他組にて十人討死はするとも、我組にて三人功名をすればよしと存候時は、千騎も百騎同樣にて、軍の負は大將一人の難儀と相成候、常々見もしらぬ疎遠なる朋輩にても、手詰の場にては肉親兄弟の如く、助太刀介打をいたせばこそ、味方の勝利とはなるなれ、大將一人への奉公是に過たる忠は無之候、故に軍令にはぬけがけの功名をかたく禁じ候て、第一の越度に申付候事に候、一人の手柄をむさぼりて、味方の勝敗をかへり見ぬ不忠ゆゑに、和漢古今一同に重きおきてとはいたし候事に候、昔楚國の執政子文と申候人、三度まで執政になり候へども、そのたび〳〵にさのみ嬉しと存候顏色もなく、又三度まで執政をめし放れ候へども、其時々うらめしと存候顏色もなく、自分の勤の内に宜しかりしことも、あしかりしことも、跡役の心得になるべきことはこまかに申送りてつゝみかくす心無之候、これ自身の利不利をわすれて、君の家國の爲をのみ如才なく大切に存候心故に、孔子も忠也と稱し給ひ候、すべて人の交りは禮讓を第一と致し候、禮讓とはじきふかく人をそらさず、我よきにほこらず、人のよきを

たつる事に候、人のよきをよこに立る心だに有ㇾ之候へば、人見すなることを致べきやうなく、人みすなる所行だに無ㇾ之候へば、人と思ひ合事は不ㇾ及ㇾ申、物ごとむつまじくゆきわたり候て、家國安富の相談も成就致すことに候、奉公をしのぎと心得候不忠のわざは、禮讓の心なきよりおこり候ことにて、家國の災はみな是より生じ候故に、孔子もよく禮讓を以て國ををさめば、何かあらんとは被ㇾ仰候、むかし齊の執政管仲と申人、禮義廉恥の四を四維となづけて、國を治るひかへ綱とさだめ候、この四のひかへ綱たゆむ時は、國則滅亡すと申候、禮は不ㇾ踰ㇾ節と申候て、人々身のほど〳〵を守りて、上をおかししのぐ心のなきことに候、義は不㆓自進㆒と申候て、上の引たてをまたず、自己より立身をたくむやうなる所行のなきことに候、廉は不ㇾ蔽ㇾ惡と申候て、我あしき事をおしかくして、今日を過るやうなるさもしき所行のなきことに候、耻は不ㇾ從ㇾ枉と申候て、たとひ身の爲よければとて、よこしまなるかたに心をよせざるけなげなる所行を申候、この四は人の所行第一のひかへ綱にて、是をとりにがしては不ㇾ叶事に候、人の臣下たるもの此四のひかへ綱にだにはなれ不ㇾ申候へば、自然と忠良の臣となりて、家國の爲に至寶の人と成候事に候、群臣それ〴〵に官職をわかち受て、君の國政を取扱ひ申候は、たとへて申さば、樂人共の鐘太鼓笙ひちりきさま〴〵の道具を持よりて、一曲をかなで候やうなる物に候、五音六律調子揃ひて何の申分もなきは、明君の朝に賢臣の揃ひたるにて、すなはち聖人の御代なればいかで及べき、せめてよく心得たる上手同志の出合たる時は、すこしヅヽのめりか

りは有ㇾ之候へども、笙はひちりきをたすけ、かねは太鼓をたすけて、相互に人の間のぬけぬやうに、一曲ことㇾ故なくかなですまして、又もなき殊勝のきゝ事にて候、もし下手樂人のあつまりたる時は、笙は笙、笛は笛計を我一と吹そうし、鐘太鼓は我一と打あげて、我こそ笛の上手ときかれたく、太鼓の名人とほめられたく、餘所の緩急めりかりにもかまはず、おのれ／＼が調子を一ぱいにせいをはりてしたりがほなれ共、聞人は耳をふさぎ腹をかゝへて、一曲の終るをまちかね候こと口をしき次第に候、是ひとへに思ひあふ心なきより、其中には實々上手も有べく候へ共、とも／＼に聞なとはされて、功者も無功者も一同に下手樂人のそしりをうけ候事あぢきなきことに候、君の政にしたがふ士大夫人人己々この所を心得候はゞ、日出度心なるべくと存候、已上

建學大意　君相　三側條

○　日月星辰春夏秋冬は、天地有しより其運を改ず、君臣父子夫婦兄弟朋友は、人民有しより其倫を改めず、孝悌忠信仁義遜讓は、道訓ありしより其徳を尙ばざるものはなし、然れば時勢古今と變じ、風俗五方を異にすれども、安上利民の政を立るには、先徳を尙ぶを最初とす、尙徳とは魯の大夫南宮敬叔が「羿善ㇾ射、奡盪ㇾ舟、倶不ㇾ得二其死一、然禹稷躬稼、而有二天下一」と申たる時、孔子の「君子哉若人、尙ㇾ徳哉若人」とのたまひしを以て尙徳の本義とすべし、善射盪舟その材藝の萬人に超絶するをいふなり、然れ共其人もとより不祥小人、自己一人の欲を逞して世を憂へ人を恤む仁心なきを以て、終には身

を亡すに至れり、媚様すといふは、さのみ智惠才學にもよらず、卑劣頑勞凡人にことなることなきに似たれども、其人もとより吉祥善人、自己一人の安逸を忘れて世を憂へ人を憫むの仁心切なるを以て、終には天下の人心を應受す、されば安上利民の政は仁義德行を尙ぶに成り、利口才智を用ふるに敗るゝこと古今の鑑瞭然たり、日月星辰は萬古の天地を照臨し、春夏秋冬は萬古の氣節を運序すれ共、自以勞とせず、自以功とせず、即天地の大仁を見て天地の大讓をしるべし、故に此仁讓にのつとる人を有德君子と稱し、此仁讓にそむける人を不祥小人といふ也、君子上に位すれば恩惠下に降る、故に萬民承順す、小人上に位すれば貪虐上に恣なり、故に萬民怨憤す、治道は承順に起り、悖亂は怨憤に生ず是を以て有德君子を尊崇して、顯位貴職にすゑおくを德を尙ぶとはいふなり、德は遜讓より美なるはなし、美德は仁者の所行也、不德は驕滿より惡なるはなし、惡德は不仁者の所行なり、舘を□と名づけしこと美德を修し惡德を除せんが爲也

○□は腹の内より□□は腹の内より□襁褓の内より諸人に頭を下られ、已に西東を知るに至れば、自高貴なるをしらぬ童子もなく、驕泰の心知とゝもに長じ、亢傲の態心とゝもに成り、四書一通も讀しらねども、元服すれば終には□の執權になる身分と落付たる痼疾、いかなる良藥を用ひてか仁厚恭敬の君子とはなるべき、顯位貴職に仁義の人なくば、何を以て忠愛の德を施し行ふべき、忠愛の德上より降らずば、下民何の所に手足をおくべき、但し夫とても二百年來相濟きたる國風な

れば、この行末何の思ひかあらんといはゞ、教學の道は沙汰におよぶべからず、與讓とは讓をおこすとよみ、讓を興すとは恭遜の道を繁昌さすること也、一國萬民の天と奉〻仰君上の思召を以て、恭遜の道を修行せさせ給ふ御役所にても、腹の内より貴きものはやはり父兄の上に齒し、揖遜辭讓の道をならはずば、何國いかなる所にてか恭遜の德のうるはしきを辨へしるべき、□の節において御ゆるしを受たる驕泰なれば、最早一國に憚る所有べからず、然れ共卿大夫は職祿を世にし、幼弱なるも長老の上にたゝねばならぬは勢也、故を以て君上より其位を貴し、其權を重じ給へば、朝廷には爵にしくはなし、爵位身にあれば如何はすべき、氣のどくながらも長老賢者の上に座することぞとおもふ心をもたせんが爲に、古先聖人の道德を學ばせ、今日の恭敬を習はして、後來の驕逸をふせぐこと也、學宮の門高きこと僅に六尺、戶扉の厚さわづかに三寸、內には德行の尊きを知り、外には爵位の貴をしらしめんこと何の耻とかすべき、何の害とかすべき、是をはぢ是を害とする心あらば、儼然たる不祥小人なり、是を群僚の上に位せしめ、政柄を預ること嬰兒に白刃をあづけて僥倖にけがのなきを願ふ如き心ならば、仁知の沙汰にはおよぶべからず、一國の天と奉〻仰君上萬民の安利を思召れてこそ、もつたいなくも南郊の汚泥に御足をけがし、鋤鑚を取給ひし其御心を察奉り、世祿の大臣簑笠に風雨をしのぎ郊野に起臥するは、希代の美事六十餘州の手本たるべし、驕泰の習ひ性となり、耳目の珍らしき所よりよからぬことゝ思ひ誤り嚴刑を犯し、四方のあやしみを受ることと是いかなる所より出けん、仁義恭敬の道

を存ぜ自己の身分を高ぶらずば、いかでかくくちをしきふるまひの有るべき、前車の覆るを見て後車の戒とす、雪ふみを先へたつるは跡より行人のたふるまじき爲なり、此所をかうがみんこと學宮の敎の專要なるべし、善にしたがふこと崩るゝが如く、己をすてゝ人にしたがふは古の明訓なり

○　水營は人君なり、薪火は士農工商なり、卿大夫は鍋釜なり、米は上自疑ひなし、薪は操村能燃れども、中をへだつる鍋釜がわれひゞけたらば、何を以て飯をたき出すべき、先よき鍋を鑄立て、さて其上に飯の煑あんばい、火のもえかげんもいふべきことなり、釜を鑄るをはじめとす、君を鍋釜にすべからず、薪はなべかまにもなられぬは、御先祖以來の常典いかゞはせん、さらば鍋こそ肝要の道具なれ、學宮のふいごを以てよき鍋を多く鑄立て、一國の性命をつなぐ飯をばたき出べきこと也、よき鍋を鑄立ること政の根元なれば、學宮の師長はふいごもとの惣奉行、大切の職分は申におよばず、しかしながら元より高明賢德一國の仰望する人にもあらず、其權自輕し、然れども師長は先聖の御側取次にて、其言は夫子の御意也、三奉行まづ一月一次講堂に拜參し、師長に敬侍して恭遜の禮を尽し、弟子の行を勵すべし、こひねがはくば學宮の體面を正すにたらんか

師長　二ヶ條

○　師長の任は人に信ぜらるゝに在、人に信ぜらるゝは己が守りの堅固なるにあり、己が守りの堅固なるといふは、いつまでもおなじことを退屈せず、人の信不信をとはず勤行こと也、久しておこたら

ず、人の信は其中より生ず、己が天性なればせんかたなしと自身よりゆるしを出し、企て及び俯して就の修行をすてば、古人弦韋の戒は美行とするにたらず、師長はまづ自弦韋を帯べし、剛柔利鈍其才のまゝに取量て、おの／＼一器物に備ふるは、人を用ふる法にて、人を教る法にあらず、「求也退、故進レ之、由也兼レ人、故退レ之」とのたまひしを以て、仲尼の人をとりかひ給ひし容子をおもんみるべし、つよき馬は手綱をひかへ、弱き馬は鐙を入れて、才不才もろともにすゝむやうに心を盡すべきことなり、能を教へ不能を矜み、書生の成敗を己が任にして、孝悌忠信仁義遜讓の行義を習慣せしめ、一館の父母となりて善を成し惡を掩ひ、厚に厚をかさねて、教化の道を補助する事を終食のまも油斷なく心得べきことと師長の極意なるべし、師長の嚴なるを尊ぶといふことは、教訓の法を嚴正にして、子弟に怠慢を生ぜしめざるやうに取あつかふこと也、面を四角にし臂をはり、鞭扑をとりしばりて、あやまちあるは責讓せんときせいはるを嚴にするとはいふべからず、惣て教諭の仕法は學記に詳悉すればまづ此篇を講明すべし

○　學記曰、小雅肄レ三、官二其始一とは、今般建學の主意也□に出入して其終はいかなる人になれる、□の子は御家老□共なり、群僚の上に位して一國の安危を任ず、□の子は大目付□諸物頭となり、命を上にうけ令を下に施す、尊卑貴賤職掌に差等はあれども、上に奉じ下にのぞむ人にあらざるはなし、この行末を思ひはかりて銘々の心持を覺

悟せしめ、他日の用に備ふること最初第一の教誨とすべし

生員　一個條

○　生員は命を受て學館の弟子にえらばれたれば、在館中別の奉公とてもなし、書典に通じ演藝にならひ、他日に上の用となるを以て今日の業とす、その勤かたは師長の教にしたがふより外はなし、されば別に心得を論ずるに及ばず

こはある國に學館たてられし時、作りてあたへたるおきてぶみなり

嚶鳴館遺草卷第三終

嚶鳴館遺草巻第四

管子牧民國字解

此書ハ齊ノ管仲名ハ夷吾ト云人、桓公ト云君ノ執政トナリ、國ヲ治ムル道ヲ書綴リタル書ト云傳テ、元來八十六篇アリシガ、内十篇ハ亡テ現ニ存スルモノ七十六篇、ミナ經濟ノ道ヲ微細ニ論ジタレバ、人君ノ讀玉フベキ書也、但シ古書ナレバ疑ガハシキ所々モアリテ、全書管仲ガ言ニ非ズト云傳ヘタレドモ、牧民等ノ篇ハ誠ニ其本意ト見エテ、神妙ニ説盡シタレバ、人君心ヲ留テ讀玉ハヾ、治國ノ政ニオイテ功ヲ得玉フベキヿ也

牧民

牧ハ養ト訓ジテ、牛飼ノ牛ヲ飼育ツルヲ云フ、ソレヨリシテ人君ハ民ヲ養ヒ育ツル主ナル故ニ、一州一國ノ主ヲ牧トモ云フ、書ノ舜典ニ群牧ト云フハ、今ノ諸大名ノヿ也、此篇ハ凡人君國ヲ有テ民ヲ治玉フ道ヲ説タル篇也

凡有レ地牧レ民者、務在二四時一、守在二倉廩一

凡人君萬民ノ主トナリ玉フ身分ノ本意ト云ハ、其領シ玉フ土地ヨリ生ズル所ノアラユル財貨ヲトリ

マトメテ、ソレヲ以テ上天子ニツカヘ、下領内ノ臣民ヲ敎ヘ導キ養ヒソダテ、人々今日ヲユタカニクラシ活ベキ程ノ命ヲ活テ、無難ニ一生ヲ終ルヤウニ世話ヲヤキ玉フガ君トナリ玉ヒシ本意也、右ノ本意ヲ達シ玉ハントナラバ、先ヅ領内ノ臣民ヲ蕃昌イタサスルガ根元ナレバ、此世話ヲ始トシ玉フベキ事也、臣民ノ蕃昌ト云ハ、尊卑貴賤老少賢愚トナク、人ノ身ニ急要ナル物ハ衣ト食トノ二ツ也、故ニマヅ第一番ニ衣食ノ二ツニコトヲカヽヌヤウニシテ、ウヤサズコヤサスヲ目當トスル事也、衣食ノ二ツハ農桑ノカセギヲ本トス、農ハ百姓耕作ヲハゲミテ五穀ヲ作リ出シ、桑ハ桑ヲ植エ蠶ヲカフテ絹紬ヲ織リ出ス事也、尤ソノ土地ノ宜キニ隨テ、五穀ト云ヘドモ稻ニ宜キ田ガチナル所モアリ、麥ニ宜キ畠ガチナル所モアリ、桑ノソダヽヌ地ニテハ蠶モカハレヌモノナレドモ、苧麻綿葛ノ類何ニヨラズ、衣類ニナルベキ品ノ一向ニ生ゼヌト云地ハナシ、其土地ノ宜キ植物ヲ考ヘハカリテ、春暖夏暑秋凉冬寒ノ四時ノ氣節ニ隨ヒ、春ハ植エ、夏ハ耘リ、秋ハ刈リ、冬ハトリ藏テ、上ノ倉入ヨリ下々ノ蓄ヘマデ匱シカラズ、衣ト食トノ二ツニ苦勞ノナキ樣ニト云ガ國郡ヲ治ル仕事ノ元根也、是ヲ凡地ヲ有チ民ヲ牧フモノハ、務メ四時ニアリ、守リ倉廩ニアリトハ云也

國多レ財則遠者來、地辟擧則民留處

イカバカリイブセキ山ノオク、海ノハテニテモ生レ故鄕ハ離レガタキハ人情ノ常也、マシテ衣食ユタカニ、財用モ足リタル國ヲステ、逃走ル民ハ希也、他所他國ノ人ト云ヘドモ、聞傳ニモ寄集リテ、

人民イヨ〳〵蕃昌スレバ、上ノ世話ニ及バズ、己々ニカセギツレテ、五斗一石目ノ田地モ荒シオカヌ様ニ作リ廣ゲ、コヽノ外ニハスムベキ世界モナキヤウニ思フ丁也、是ヲ國財多ケレバ遠キ者來リ、地ヒラケツクセバ民留リ居ルトハ云也

倉廩實則知禮節、衣食足則知榮辱

凡人ニ養ハルヽモノハ、犬子猫兒ノ無知ナルマデ、教ヘテ教ヘラレズト云丁ナシ、マシテ人ハ萬物ノ靈ニテ、千人ハ千人、萬人ハ萬人、善ヲコノミ惡ヲニクムハ人ノ天性ナル故ニ、好ム所ノ善ヲ導キ、惡ム所ノ惡ヲフセギテ教ヘソダツルガ上ノ道也、是ニヨツテ上ハ君ヨリ下ハ執政諸有司マデ人ヲ治ル職分ハ、十ガ十人ヲ教ヘ導クヲ以テ主意トスル丁、古ヨリ官ヲ建ルノ本意也、サレバ人ノ上ニ立ツ程ノ人ハ、何卒下々ニヨキ心ヲ持セ、ヨキワザヲサセタク思フ丁定リタル丁也、但シ下々ニヨキ心ヲ持セヨキ業ヲサセタク思フ時ハ、マヅ上ヨリヨキ心ヲ以テヨキ政ヲシムケテ教ヘ導クハヅナレドモ、是又倉廩ノ財用乏クテ今日ノウヘムツカシケレバ、教ヘ導ク手段モタヽズ、イツトナク辛クツラクノミシムケネバナラヌヤウニナリテ、ミスミスヨカラヌ仕方トハシリツヽモ、上ノ威勢ヲ以テヒタスラニ押付テ仕舞フナラハシニナレバ、イツノホドニカ禮義正シキ教モ失ハテヽ、上ハ下ヲ虐ゲ、下ハ上ヲ欺キテ、相互ニタヾ其日其日ヲ過スマデノ心ニナリ下ル丁也、然時ハ親兄弟睦マジク、夫婦中ヨク一類ノ難儀ヲ救ヒ助クルハ美目ナル丁トシリ、親兄弟ムツマジカラズ、夫婦中アシ

ク一類ノ難儀ヲモ見ヌフリスルハ恥カシキヿトハ知リツヽモ、飢寒ノ身ニ切ナルニサヘラレテ、オボエズ貪欲非道ノ業ヲモナシ、相互ニ恨ミ怒リテ、其ハテハ二ツナキ身命ヲモ刑戮ノ為ニ殞シ失フヿニナリハツルヿ也、上ノ倉元ユタカナレバ、下ヘ向フ心モノドカニテ、自然ト教ヘ導ク手段モ調ヒ、善ヲ賞シ惡ヲ罰スル掟モ行届クヿ故ニ、上ノ正シキ掟ヲ守リテ、下モ律義ナル心ニ返リ、己己ガ分際ヲツヽシミ、不義不法ノ所行ヲ耻テ、ケナゲナルフルマヒヲミメナルヿニ思フヤウニナレバ、人々身持カタギニテ風俗モ美シク、上ノ世話ノヤケヌヿニハウツルヿ也、故ニ孔子衛ノ國ニ入玉フ時、人民ノ多ヲ見玉ヒテ庶アルカナトホメ玉ヒケレバ、冉求ガ此上ハイカナル世話ガ始メニサフラフヤト問ヒシ時、此上ハ民ノ富ムヤウニスベキヿト答ヘ玉フ、サテ富ミサフラハヾ、如何イタスベキヤト問ヒシ時、富タラバ其上ハ教ヘ導クベキヿト答ヘ玉ヒケリ、是貧苦ニセマル民ハ教ヲ受ルヒマナク、富ル民ハ教ニ向フヿ速ヤカナル所ヲノタマヒシ也、是ヲ倉廩ミツレバ禮節ヲシリ、衣食足レバ榮辱ヲシルトハ云也

上服ㇾ度則六‐親固、四‐維張則君令行

人間界ノ法式ト云フハ、上天子ノ貴キヨリ下匹夫匹婦ノ賤マデ、人ハスベテ親ハ子ヲカナシミ、子ハ親ヲイトホシミ、兄ハ弟ヲメグミ、弟ハ兄ヲウヤマヒ、夫ハ妻ヲシタシミ、妻ハ夫ヲ大切ニスルヿ定リタル法式也、サレバ上ニ立玉フ方ハ、マヅ此道ヲ教ヘ示シテ、法式ノ崩レヌヤウニ仕玉フヿ

也、故ニ孝悌ヲ賞シ和睦ヲホメ玉フオキテハ大切ナルヿナレドモ、國貧ニ財用乏シケレバ、此褒賞ノ道モ行届ズ、褒賞ノ恩ウスケレバ、法式モ等閑ニナリテ、親兄ヘ不孝不悌ノ人モデキ、夫婦フラチナル者モ多クナリテ、恩義愛敬ノ道モ廢レ、水臭キ人情ニ成ハツルヿ也、アル手ニ繼子ナシト云賤キ喩ノ如ク、國富ミ財ユタカナレバ、上ニタツ人々ノ上ニ恩義愛敬ノ道モ行レ、上ヲ見習フ下ニテ、賤キ下々マデモ恩義ヲ忘レ、愛敬ヲ失フヿハ何ヨリキノドクナルヿニ思フ風俗ニウツリ、六親ト云テ父母兄弟妻子ノ六ヲ相親ムハ世ノ中ノ立チ行ク元也、禮義廉耻ノ四ノヒカヘ綱タルマズ、人人此四ヲ守ル時ハ、上ヲ畏レ敬フハ勿論ノヿニテ、下知法度ヲ犯シ背ク惡風儀ハ自然ト改マルヿ也、是ヲ上度ヲ服スレバ六親固ク、四維張レバ君令行ルトハ云也、四維ノ義ハ下ニクハシ

故省レ刑之要、在レ禁二文巧一、守レ國之度、在レ飾二四維一

國ヲ治ル人ノ目當ハ、下ニ姦民ノ少クナリテ、刑スベキ罪人ノ希ナルヲ第一ノ願トスルヿ也、然ドモ律義正直ノ風俗廢リテ、ワル賢クカタマシクナルト云本ハ、艶カザリヲヿトシ小利口小才覺ニナラヌ様ニト云掟ノナキ故也、此風ニナラヌ様ハ先四維ノ禮義廉耻ノヒカヘ綱ヲタルマヌヤウニシテ、カリニモウハムキヲ作リ飾ル元ヲ禁制スルヿ也、是ヲ故ニ刑ヲ省クノ要ハ、文巧ヲ禁ズルニアリ、國ヲ守ルノ度ハ、四維ヲ飾ルニアリトハ云也

順レ民之經、在下明二鬼神一、祇二山川一、敬二宗廟一、恭中祖舊上

政ノ立ツ本ハ、萬民上ニ順從スルト云ガ日當也、下ガ上ニ承順セヌト云ハ逆也、逆ニテ政ノ立ツヿハナキヿ也、故ニ先下ヲ上ニサカラハセズ、ウケ順ハスル樣ニスルヿ也、ソレハ上下尊卑ノ分限マギラハシカラズ、ハツキリト分ル樣ニ法式ヲ立ルヿ也、下ガ上ニ順ハズ、卑キガ尊キヲ敬ハヌ時ハ、イカバカリヨキ政モ行レザルヿ故ニ、兎ニ角ニ下ハ上ニ敬ヒ順フ樣ニト云所ヲタテニシテトリシムルヿ也、其仕方ハ如何ト言バ、下ヘ向テ上ヲ提レ敬ヘト計リフレ教ヘタルトテ、其通リニハ從ハヌモノ也、下ノ上ヲ輕シメヌ樣ニトナラバ、先上ニテ上ヲ敬ヒ提テ見セ玉フヿ也、尊キ君ノ上ニテ上トシ玉フハ、天地山川祖父親ノ神靈、先祖ヨリ立置玉フ古キ掟ハ、皆々君ノ尊ビ順ヒ玉フベキヿ故ニ、天神地祇ヲハツキリト提レ敬ヒテ見セ、山川ノ神事ヲ如才ナクツトメ玉ヒ、宗廟ノ儀式ヲ嚴重ニシテ見セ、先祖ノ法度ヲ大事ニ守リテ見セ玉フ時ハ、人々上ニタツモノニハ敬ヒ從フハヅト云ヿヲワキマヘシル風ニナリテ、上ニハ是非ニサカラハヌモノト萬民ノ心一定スルヿ也、是ヲ民ヲ順ニスルノ經ハ、鬼神ヲ明ニシ山川ヲ祇ミ、宗廟ヲ敬シ祖舊ヲ恭スルニアリトハ云也

不レ務ニ天時一則財不レ生、不レ務ニ地利一則倉廩不レ盈、野蕪曠則民乃菅

天ハ四時ヲモツテ春暖秋涼ノ節ヲカヘズ、萬物生々ノ氣ヲ下シ玉フトイヘドモ、人ト云者ガソノ時時ニ隨ヒウエマキノワザ、タガヘシ、ツチカフノツトメヲ怠ル時ハ、生ズルモノモ生ゼズ、生ジテモ實ノリヨロシカラズ、サレバ生氣ヲ下スハ天ノチカラ、其氣ヲ受テソダテアグルハ人ノ力也、人ノ

力ナケレバ萬ノ財用生ズルト云トモ用ヲナサズ、地ト云モノハ山川高下ニ隨ヒ物ヲ生ゼヌト云理ハナケレドモ、是又人ガ水田ニハ稻ヲウヱ、山田ニハ麥ヲ蒔、ソレソレノ地ノ宜キ所ヲ見計ヒツチカヒコヤス世話ヲヤカネバ、五穀ノ美ナル種ト云ヘドモ蕃殖スルヿナシ、百里千里ノ國土ヲ有ツト云ヘドモ、民スクナク力行屆ズ、荒地荒田ノミ多ケレバ、民モ食フベキモノナク、木ノ根草ノ葉ヲ食物ニスルヤウニナレバ、菅ト云テクサバノイロノ如ク、人ノイロモ青ザメ氣勢モウスク、百人モ十人ニハカケ合ヌヤウニナルヿナリ、是ヲ天時ヲ務メザレバ財生ゼズ、地利ヲ務ザレバ倉廩ミタズ、野蕪曠ナレバ民スナハチ菅スト云ハ云也

上無レ量則民乃妄、文巧不レ禁、則民乃淫、不レ璋ニ兩原一、則刑乃繁

國ヲ治ルト云ハ、マヅ制度ヲ立ルト云テ上ヨリ定メテワタシタル、ツモリハツトヲイサヽカモソムクヿノナラヌヤウニスルガ初也、サナケレバ下民ノ心トリ守ル所ナク、己々ガ思付シダイニ妄ト云テムサトシタルヿヲスルヤウニナリテ、萬人ハ萬人ノモノズキ次第ニナルヿ也、刑法ヲキビシク立テ、正直ヲ賞シ不律義ナルヲ罰シ、ウハベヲカザル風ヲ禁ジ、止メザル時ハ民ノ心淫スト云テ、次第ニシマリナクダラケタル風トナルヿ也、右ノ妄淫二ツノミナモトヲタヅヌレバ、上ヨリツモリ定メヲ立ズ、時勢ナリニ人ニモノズキ次第ヲサセテオクヨリ起リテ、ソノハテハ姦佞狡猾ノ民漸々ニフエテサマザマノ惡事ヲモスルヿユエニ、イヤトモニシゲシゲ刑戮ヲモセネバナラヌヤウニナルヿ

也、是ヲ上量ナケレバ民スナハチ妄ス、文巧禁ゼザレバ民スナハチ淫ス、兩原ヲフサガザレバスナハチ刑シゲシトハ云也、障ノ字ヲ本註ニ章ニ改テ明ニスルト見タレドモ、障ハ音障ト通ジテフサグ心ニミルベキカ、障ハ水ヲフセグツヽミノコトニテ、ワキヘモレヌヤウニセクコト也

不レ明二鬼神一、則陋民不レ悟

鬼神ヲ提レ敬フハ、人情ノムカシヨリ習ヒ來リタルコト也、ソレニ隨テ鬼神ノ上ニモ大小尊卑ノ差別アルコトヲ教ヘ示シテ、貴キ神ハキツト尊ビマツリ、賤キ神ハ事ヲハブキマツリテミスレバ、ソレヨリシテ人ノ上ニモ尊卑ノ品アリテ、賤ハ貴ニ事ヘ、小ハ大ニ隨フヿヲサトリシルヿ也、神トサヘ云ヘバ、人民ニ功ノアルカミモ功ノナキ神モ、一ツニウヤマヒミスルトキハ、上下尊卑ノ分モハツキトワカラヌコトニナル也、是ヲ鬼神ヲ明ニセザレバ陋民悟ラズトハ云也

不レ祇二山川一、則威令不レ聞

山ハ雲雨ヲ出シ、川ハ潤澤ヲ施シ、民生ニ大功アル物ナレバ、其神靈ヲツヽシミ祭ルヿハ、人ハメグミヲウクルトコロハオソレタツトブハヅト云フミチヲシラスル道也、領分ノ山川ヲ等閑ニシテ時時ノ禮ヲ怠ル時ハ、君ノ威モウスクナリ、令モ行ハレヌヤウニナルヿ也、山川ヲ祀ルハオンガヘシノ禮祀リト云ニツケテハ、君臣上下數多ノ役人貴賤ソレゾレニツヽシミ物イミシテ、禮式ノ衣服ヲ着シ、禮式ノ道具サヽゲ、物ヲ持ハコビテ嚴重ナルツヽシミヲ見スル故ニ、領分ハシバシノ民マデ

ソノ嚴重ナル儀式ヲ見聞テ君ノ威ノサカンナルヲシリ、仰出サレトサヘ云ヘバフルヒウゴイテウケ隨フヿ也、是ヲ山川ヲ祇マザレバ威令聞エズトハ云也

不レ敬二宗廟一、則民乃上校、不レ恭二祖舊一、則孝悌不レ備、四維不レ張、國乃滅亡

先祖ノ靈屋ヲ尊敬アリテ過サリ玉フ祖父親ヲ現ニ在スガ如ク崇メオソレテ見セ玉フハ、凡ソ下ニタツモノハ目ウヘヲ畏レ敬フハヅト云教ノ出ル所也、シカルニ此道オロソカニシテ、靈屋ヲアガメ玉フノ禮ナホザリニナレバ、下々モオノヅカラ目上ヲ恐レ敬フ心モウスクナリテ、ソノハテハ下知法度ヲモオカシソムキ、下カラ上ヘハリアヒタテガウヤウニナルコト也、サテ又上ニテ先祖ノ法式ヲモツヽシミ守リ玉ハズ、フルキヨシミヲステ玉ヒテ、古德ノ老人ヲモアガメテ見セ玉フヿナケレバ、下々親ヲイトホシミ兄ヲウヤフ孝悌ノ心モ自然トウスクナリ、彼四維ノヒカヘヅナモユルビテ、禮義廉耻ノ心モタヽズ、人ノ心タノミナケレバ國ヲタモチ守ルベキ相手モナクナリテ、滅却スルヨリ外ハナシ、是ヲ宗廟ヲ敬セザレバ民スナハチ上ニ校シ、祖舊ヲツヽシマザレバ孝悌備ラズ、四維ハラズシテ國スナハチ滅亡ストハ云也

是マデヲ國頌ト云、頌ハ容也ト註ス、容ハカタチト訓ズ、ナリフリノコト也、物ニハナリフリト云モノハイヤトイハレヌモノニテ、治リタル國ニハ治タルナリフリアリ、亂レタル國ニハミダレタルナリフリアリ、此ナリヲトリシメザレバ國政ハ立ヌコト也、故ニ國ノナリヲマヅトヽノヘテカヽ

ルヿ最初第一トス、タトヘバ人モ四支百骸具足シタル上ニテ、十人ナミノ動キハタラキハナルヿ也、五體具足セザル人ニハ、一人前ノ働キヲサスベキヤウナシ、國モ制度ヲ定メタル上ニテ美政モ行ハル、ヿ也、根本ノナリフリヲトリミダシ、出來ナリ次第ニ治メテ富國安民ノ道ノ成就スルト云ヿハ、聖人上ニ在ストイヘドモ決シテナラヌコト也

國有二四維一、一維絶則傾、二維絶則危、三維絶則覆、四維絶則滅、傾可レ正也、危可レ安也、覆可レ起也、滅不レ可二復錯一也

人君ハ民ヲ以テ國ヲ守リ、人民ハ心ヲ以テ身ヲ守ルモノ也、サレバマヅ國ヲ治メ玉フ君ハ、臣民ノ心根ヲトリカタメ玉フガ最初也、人ノ心ヲカタムルニ、四維ト云テ四ノヒカヘ綱アリ、コノヒカヘヅナダニタルミナケレバ、國ヲ治ムルニ難儀ナシ、コノ四ノヒカヘヅナキレタユレバ、人ノ心ヲトリツナギトメラレズミダレタテバ、幾萬ノ臣民アリトモ人ナキ國モ同ジコト也、但シ四ノツナ一筋キルレバカタブキ、二筋キルレバアブナク、三筋キルレバクツガヘリ、四筋共ニキルレバ滅却ス、カタブキタル分ハオシナホステダテモアルベシ、アブナクナリタルハモチコタフルテダテモアルベシ、クツガヘリタルハ起シカヘステダテモアルベシ、滅却ト云ニ至リテハ、又トリ立ベキタネモタエハツルコト也、是ヲ國ニ四維アリ、一維タユレバカタブキ、二維タユレバアヤフク、三維タユレバクツガヘリ、四維タユレバホロブ、カタブクハ正スベシ、危ハ安ズベシ、覆ハオコスベシ、滅ハマタ錯ベ

カラズトハ云也、錯ハトリタテル心也
何謂二四維一一曰禮、二曰義、三曰廉、四曰耻、禮不レ踰レ節、義不二自進一、廉不レ蔽レ惡、耻不レ從レ枉
人心ヲ繫ギ止ルハ禮義廉耻ノ四ノ綱也〇禮ハ人ノ人タル作法也、キヤト訓ズ、キヤハジギノコトバニテ、人ニユヅルコヽロ也、コレ人ノ作法ハ先己ヲヘリクダリ人ヲ敬フヲ第一トシテ、ガマンヲハラズ、人々ヤハラギムツマジクナルヤウニト、上古ノ聖王天地ノカタチヲミ、人情ヲクミハカリテ、凡人々ノ分限ニ隨テ作法ヲ立テ、上下尊卑ノ次第、老幼男女ノ差別ノミダレヌヤウニ定メ置玉ヒシ道也、君ニハ君ノ作法、臣ニハ臣ノ作法、父兄ニハ父兄ノ作法、子弟ニハ子弟ノ作法、夫婦ニハ夫婦ノ作法、朋友ニハ朋友ノ作法、尊貴ニハ尊貴ノ作法、卑賤ニハ卑賤ノ作法、老者ニハ老者ノ作法、幼者ニハ幼者ノ作法アリ、其大略ヲイハヾ君ノ作法ト云ハ、君ハ一國ノ上ニ位シ、百官萬人ノ頭ヲフマヘテ下ト云下ノ手本トナリ玉フガ其身ノ分限也、シカレバウカトシ玉ヒテ、ワレハ一番タツトキ身分ナレバ、イカヤウニシテモヨキゾトオモヒアヤマリ玉ヒテ、氣マヽ我マヽヲシ玉フ時ハ、下ヨリ見習ヒ聞習ヒ手本ニスベキ行作モナクナルコトユヱニ、一番タツトキ身ナレドモ心ヲトリシメ玉ヒ、ウハモリタカブル心ナク、一人ノ身ハトモカクモ、萬民ヲ立テヤルベキコトヽ思ヒ玉ヒテ、立ツモ居ルモ敬ヲ忘レ玉ハズ、視聽言動衣服器用マデモ大事ニ心得玉ヒテ、視マジキコトヲ視ズ、聽マジキコトヲ聽ズ、言マジキコトヲ言ズ、スマジキコトヲセズ、著マジキ衣服ヲキズ、トリアツカフマジ

キ器物ヲ取扱ハズ、下ヘ向ヒソレゾレノ格式ニタガハヌヤウニ、上ニ立ツ者ヲ敬ヒ、下ニ立ツ者ヲイタハリ、無理ナルコトノナク、トニカクニタカキモヒキ、モソレソレニタテ、下サル、ト云ガ君ノ作法ナリ、臣ノ作法ト云ハ、大身小身ソレソレニ君ヨリウケタル格式分限ヲ守リ、上ノ命ヲウケテ下ヘホドコシ、下ノコトヲ取次デ上ヘ達シ、私ノコトヲ次ニシテ公ノツトメヲカヽズ、オゴラズ、タカブラズ、人ヲオシノケテ身一分計リタヽント思フ心ナク、爭ヒハリ合フ心ヲヤメテ、オトナシク役目ヲツトムルハ臣ノ作法ナリ、親兄ノ作法ト云ハ、親兄ハ子ヤ弟ヲ下ニタツモノトテ、ムゴクセズフビンヲカケ、ヨキヲ敎ヘ惡キヲ誡メテ、子ドモ弟ドモノ立ツヤウニトリカフハ親兄ノ作法也、夫婦ノ作法ト云ハ、夫ハ正シク、妻ハ柔和ニ、朋友ノ作法ハ、人ヘウソイツハリナク、氣マヽ氣ズイナル人ミズナルコトノナキヤウニ、尊貴ノ作法ハ、尊貴ダケニキツトシテ下ヲメイワクサセヌヤウニ、卑賤ノ作法ハ、目上ノ人ヘ對シブシツケノナイヤウニ、老者ノ作法ハ、オトナシクヲシヘメグミ、幼者ノ作法ハ、インギンニウケツカヘ、身分身分ノ分限ヲサシコサヌヤウニツトムルガ人間界ノ作法ナリ、コノ作法ヲ守リテ定ノ人ニ出ヌヤウニスレバ、人ト人トノ交リムツマジク申分ナキコト也、此道ヲサヘ守レバ君臣父子夫婦兄弟朋友上下尊卑長幼ノ分限キツト明白ニワカレテ、爭ヒ怒リ恨ムルト云殃ヲ生ゼズ、是ヲ禮ハ節ヲ踰エズト云也○義ハヨロシト訓ズ、義理ヲ立ルコト也、又義方ト云テ人々ノ向フ方角ノハキトソカレ、スヂスヂノワカル、道也、右ノ禮ヲ守ルウチヨリ生ジテ上下ニワタリ、

筋道ヨロシキ行也、是又君臣父子夫婦兄弟朋友ニツキタル行ニテ、時ニノゾミ事ニ從テ、イヅレニモヨロシキ道ヲ聖人ノ立テオキ玉ヘル所也、人ノ善惡能不能ヲ察シテ、善ヲ賞シ惡ヲ罰シ、能アルヲ用ヒ不能ナルヲ敎ヘテ、今日ノ用ニ立テ玉フハ、上ニタツ人ノヨロシキ行也、善ヲ修メ惡ヲステ、能ヲミガキ不能ヲツトメテ、上ノ見出シヲ待テアゲ用ヒラルヽタネヲ拵テ待テイルハ、下ニタツ人ノ筋ヨロシキ行也、シカルニ我ト我身ヲテラヒウリテ、人ノスヽメヲモマタズ、身デ身ヲナカダチシテ上ヘノボラムトスルハ、下ニタツ者ノ宜シカラヌ筋ナキ行也、是ヲ不義ト云、下ヨロシカラザレバ上モ宜キヲ失ヒテ、上下トモニ筋道ヲ取違フルコト也、イカ計ヨケレドモ、ヨイトアル見出シヲ待ガ義ト云モノナリ、タトヘバ女ノイカニミメウツクシケレバトテ、我コソミメヨケレバ妻ニ持テクレト媒ナシニ出ルハ、不義ニテ宜シカラズ、故ニ此義ノ道ヲ辨ヘ知レバ、我ト我ヲウリツクルヤウナル筋ナキ行ヲスル人ナシ、是ヲ義ハ自ラ進ズトハ云也○廉ハカドヽクンズ、人ノ行作ニキツカリトカドノタチテケナゲナルコトナリ、己ニアシキコトノアルヲツヽミカクシテ、ヨキフリヲシテ居ルハサモシキコトニテ、カドヒシノナキ行也、人ハシラネドモ己ガ心ニ知テ居レバ、オホヒカクマジトテ、己ヨリシヤントカドヲタテヽカヽルハケナゲナル心也、人ノ貪欲ト云ハ心ニケナゲノナクテ、ムサボリ欲スルヨリ、人ヨリハ多クホシク身ニソフマジキ財寶ヲモトリタムルコト故ニ、ドンヨクナルヲ不廉トモ云也、ソノキタナキ心ノナクテ、ケナゲニ無欲ナルヲ清廉廉潔ナドト

モ云也、勿論我悪事ヲサヘ我手マヘヨリツヽミカクサヌ心アラバ、人ノ邪悪ヲエコヒイキニユルシオクベキコトナラズ、故ニ正道ナル役人ヲ廉吏トモ云ヒ、正道ニ吟味スルヲ廉察ストモ云ナリ、是ヲ廉ハ自ラオホハズトハ云也○耻ハハヂト訓ズ、心ニハヅカシク思フコト也、人コソシラネ心ニハヅカシト思フ人ナレバ、ヨコシマナルコトニ從ヒヘツラヒスマジキ行作ヲシ、思マジキミレンヲ思ハヌモノ也、是ヲ耻ハ枉レルニ從ズトハ云也

故不レ踰レ節、則上位安

右ノ四維ハ上ニ立テ下ヲ敎フル肝要也、國ハ人ヲ以テ立チ、人ハ心ヲ以テタツコトナレバ、マヅ一國ノ人心ヲ正シクトリナホサズシテハユカヌコト也、人心ヲ正シクスルニハ、此禮義廉耻ノ風ヲ明ニシテ、敎ヘ導クヲ本トスルコト也、此レ國ヲ治ル大切ノ大綱ヒカヘナハ也、此四維ダニタルマネバ、カタブキクツガヘルオソレナシ、何故ゾト云ヘバ、人々分際ヲ守リ定ノ外ニ出ヌモノト云コトヲシレバ、賤ガ貴ヲウラヤミ、下ナルガ上ナルヲオシノケテスヽミノボラント思フ心ナシ、下ヨリ上ヲシノギオカスノ所行ナキハ、上ニタツ人ノアン心ナルコトナリ、是ヲ故ニ節ヲコエザレバ上位安シトハ云也

不ニ自進一、則民無ニ巧詐一

巧詐トハタクミイツハリ也、何程己ガ善行才能アレバトテ、身ヲ身デウリイヅルハ不義ナルコトヲ

シレバ、利口ヲカザリイツハリヲ行ヒ、人ヲダマシスカシテ身ヲ利セントスルヤウナル不實ナル風ハナシ、是ヲ自ラスヽマザレバ民巧詐ナシトハ云也

不レ蔽レ惡、則行自奎

我アシキコトヲ我トカクシツヽムマジキト云フケナゲナル心アレバ、自然ト行作ヲツヽシミテケガレタルコトヲスル人ナク、人々ソレソレニ廉ガ見エテ、シヤント正シクナルコトナリ、是ヲ惡ヲオホハザレバ行自ラ奎トハ云也

不レ從レ枉、則邪事不レ生

ヨコシマナルコトニシタガフハ、ハヂヲワスレ利ヲムサボル故也、人コソシラネ我心ニハヅカシト思心ナレバ、人ノマガリタルニ從フコトナシ、マシテ我マガリタルコトヲ仕出スベキヤウナシ、是ヲ枉レルニ從ガハザレバ邪事生ゼズトハ云也

是マデハ四維ヲ專ニ說タリ、右ノ四維ハイヅレモ上ノ教ニアルコトニテ、國ヲ治ル人ハマヅ此四維ヲ丈夫ニ教ヘ導クベキコト也、四維トハイヘドモ、禮義ノ二維ヲ父母トシテ、廉耻ノ二維ヲ產スルコト也、禮義トハイヘド禮ヲ夫トス、禮ノ夫アレバ義ノ妻來ル、然レバマヅ禮制ヲ嚴ニ立ルコト最初第一ノ教ト知ルベシ、父母ヨリ子ヲ生ジ、子ヨリ孫ヒコヤシハゴヲ生ズル如ク、此四ノ教ヘヲ立ルコトハ人ノ百行ヲウミ出ス本ナレバ、政ヲスル根元也

政之所レ興、在レ順二民心一、政之所レ廢、在レ逆二民心一

政ト云ハ、君大夫士上ニ立テ下萬民ヲトリサバクオキテ也、下ヲトリサバクオキテト云ハ、マヅ人情ニ從ヒ無理ナルコトノナキヤウニ、イヅクマデモ道理ヲ立テトリアツカフコト也、人ハ貴賤賢愚ノ差別ナク、ウレシキコトニハ喜ビ從ヒ、イヤナルコトニハソムキモトル、是計ハ萬人一情ニテ、如何ナル賢知ノ君上ニ立玉ヘバトテ、コノ人情ヲヤブリテ上ノ威勢ヲ以テ下ヲムリニオシツケ置ト云ハナキコト也、ムカシ堯舜ノ政ニハ一天四海ノ服從シタルト云モ、人情ニサカラヒタルオキテナキ故也、是ヲ政ノ興ル所ハ民心ニ從フニアリ、政ノスタルトコロハ民心ニサカフニアリトハ云也

民惡二憂勞一、我佚二樂之一、民惡二貧賤一、我富二貴之一、民惡二危墜一、我存二安之一、民惡二滅絕一、我主二育之一

政ヲ司ドル人ヲ執柄ト云フ、柄ハエト訓ズ、太刀刀ノツカノコト也、タトヘバ太刀刀ノ柄ヲ握リタル人ハ、打モ切モ挨モ心ノマヽ也、此柄ヲ握リテ打テヨキハ打チ、切テヨキハ切リ、挨テヨキハ挨ク、政ヲトル人ハ萬事ノツカヲニギリテ、萬民ヲトリサバク故ニ、執柄トハ云ナリ、此柄ニ六柄ト云コトアリ、六柄トハ生殺貧富貴賤ノ六ツノ柄ナリ、上ニ柄ヲニギリタル故ニ、人ヲ生スモ、殺スモ、富シムルモ、貴クスルモ、貧シクスルモ、賤シクスルモ上ノ心マヽ也、シカシ心マヽナレバトテ心マヽニスル時ハ、人情ニモトリサカラヒテ政モタヽズ、國モ亂レヤブレテ、ハテハテハ我握タル柄ヲ人ニウバヒ握ラレテ滅亡スルコト也、サレバ柄ヲニギル君大夫ハ、仁ト云德ヲ目當ニシテ

行フコトナリ、仁トハ人ヲフビンニ思フガ本ニテ、人ノウレシクナツカシク思ヒツクヤウニスルコトナリ、上ニ立テ尊キ身分ナレドモ、我身勝手ヲヤメ人ヲタテ、ヤリタク思フコト也、コノ心ヲ忠恕ト云テ、仁ノ行ハル、本也、忠ハマメト訓ジ、恕ハハカルト訓ズ、人ノ上ヲ我身ノ上ニツミテマメヤカニオモヒヤリヲツヨクスルコト也、コノ道ヲ行ヘバスナハチ仁ナリ、上ヨリ下ヘ向フ向ヒカタハサマザマナレドモ、オシナラシテ人ヲフビンニ思ヒ、我身ヲツメテモ人ヲアンドサセタク思フハ仁ノ行ヒカタ也、然レバ民ハ萬人ガ萬人心ウキコトト、身ニ骨ノヲレルコトハイヤガルモノ故ニ、上ノカゲニテ何卒下ヲウキメニモアハセマジ、ホネヲリヲモサセマジト云ガ上ノ目當也、マヅシクイヤシキハ萬人ガ萬人キラヒナルモノ也、故ニ何卒トマセタク、ダツトクシテクラサセタク思フガ目當也、アブナキヿハ萬人ガ萬人イヤガルモノ故ニ、何卒ヤスクシテヤリタイト云ガ目當ナリ、死タユルハ萬人ガ萬人キラフコト故ニ、何卒活テソダツヤウニト云ガ目當也、但シ民ヲ樂ニセントテ上ニトリツカハズニオクコトニアラズ、トリツカヘドモ何卒ツカハズシテスム場ニイザナハント云眞實ヲ忘ルヌコト也、富貴ニセントテ人々ニ爵祿ヲアタフルコトニアラズ、下ハ下ダケニ貴賤アルモノ也、タトヘバ主從クラスモノハ、主ハ貴ク從者ハイヤシ、貧ニナレバキノフノ主ガケフノ從者ニナルコトユヱニ、主ハ主デタチ、下人ハ下人デタツヤウニト云眞實ヲタテニスルヿ也、安クセントテ、アブナキコトヲ一切セズシテハ上ハタ、ヌコトナレバ、今危キメヲサスルハ、後ニ安クナル爲

ト云主意ヲマテニスルコト也、滅絕サセマジキトテ、罪アル者ヲモユルシオクコトニアラズ、アシキヲコロスハ、ヨキヲイカシフヤサン爲ト云眞實ヲタテニスルコト也、トニカクニ下ノキラフコトヲヤメ、スクコトヲスルト云目當ヲタガヘヌ政ヲ行フコト也、是ヲ民ハ憂勞ヲニクム、我是ヲ佚樂セシム、民ハ貧賤ヲ惡ム、我是ヲ富貴ニス、民ハ危墜ヲニクム、我是ヲ存安ス、民ハ滅絕ヲニクム、我是ヲ生育スト云也

能佚㆓樂之㆒、則民爲㆑之憂-勞、能富㆓貴之㆒、則民爲㆑之貧-賤、能存㆓安之㆒、則民爲㆑之危-墜、能生㆓育之㆒、則民爲㆑之滅-絕

人情ハ相見互ナルモノニテ、上ヨリ樂ニシテヤリタイト云仕向ケニナレバ、下モツライコトヲイヤガラヌ心ニナリ、上ヨリ富貴ニシテヤリタイト云仕向ケニナレバ、下モ貧賤ハウラミニ思ハヌ心ニナリ、上ヨリヤスクシテヤリタイト云仕向ケニナレバ、下モアブナイ目ヲモイトハヌ心ニナリ、上ヨリソダテヽヤリタイト云仕向ケニナレバ、下ハ死ンデモ上ノタメニナリタイト云心ニナルヿ也、タトヘバ一手ノ大將我一人ハ打死シテモ、士卒ヲ打セマジト云心ナレバ、士卒ハ皆死デモ大將ヲ打セヌ氣ニナリ、大將ハ人先ニニゲテ、士卒ニ防ギ矢ヲ射ヨト云心ナレバ、士卒モ我先ニトオチ行コト人情ノ歴然也、易ニ「悅以使㆑民、民忘㆓其勞㆒、悅以犯㆑難、民忘㆓其死㆒」ト云ヿアリ、民ノ心ノウレシキヤウニシオキヲスレバ、民ハ死デナリトモ恩ヲ報ジタク思フモノ也、是ヲ能ク之ヲ佚樂スレバ民之

ガ為ニ憂勞シ、能ク之ヲ富貴ニスレバ、民之ガ為ニ貧賤シ、能ク之ヲ存安スレバ民之ガ為ニ危墜シ、能ク之ヲ生育スレバ民之ガ為ニ滅絶ストハ云也

故刑-罰不レ足ニ以畏ニ其意一、殺戮不レ足ニ以服ニ其心一

ソレユヱニ上ノ掟ニ従ガハヌモノハ、刑罰ノ法ヲ以テ殺戮スルトバカリニテハ、刑罰ハイカニモオソロシキイヤナルモノナレドモ、アナガチニオヂオソレヌ心ニナル也、人情ハオソロシキヨリハアリガタキガツヨク、イヤナヨリハウレシキガツヨキモノニテ、タカヾ死スルマデトステ鉢ヲウツヤウニ人情ガナリテハ、刑戮デハフセギトヾメラレヌモノ也、是ヲ故ニ刑罰以テ其意ヲ畏レシムルニタラズ、殺戮以テ其心ヲ服スルニタラズトハ云也

故刑-罰繁而意不レ恐、則令不レ行矣、殺戮衆而心不レ服、則上-位危矣

オソロシキコトモフダンニ慣ヘバ、アマリオソロシカラヌハ自然也、タトヘバ太刀刀ハ忽ニ人ヲ殺ス道具ナレドモ、是ヲサヤニヲサメテマサカノ時ナラデハ抜キハナサヌ物ユヱニ、太刀刀ノ威モアルコト也、コレモ常ニ太刀刀ヲ抜放シヒラ〱ヒラメカシ、肩ニカツギテ居ル物ナラバ、サマデ恐シカルマジキ也、五十日百目ノ鐵炮ハキクモノ、肝ヲ消スホドノ響ナレドモ、鐵炮ケイコ場ノ傍ニ住ム人ハ、イツ鳴タルヤラ氣モツカヌヤウニナルハ聞ナレダル故也、國ノ刑戮モヲリヲリシゲシゲニテ、サマデモナキコトモトガメトガメト云時ハ、人心モフトクナリテオソレツヽシミモウスク、上ヨリ

キビシクフレ流シテモ、又例ノコトヨト云フ心ニナル、サレバトテ下知ニソムキタレバトテ、出カカリ次第ニ人ヲ殺セバ、無理無法ナルコトトノミイカリウラミテ、身ノアツイニハコタヘラレズ、我人同意一味シテ上ニ敵タフ、一機謀叛ハ是ガ本也、サレバ威勢計リツヨクシテ恩信ノナキハ、上ニ立ツ人ホドアブナクナル也、是ヲ故ニ刑罰シゲクシテ、意オソレザレバ、令行ハレズ、殺戮衆クシテ心服セザレバ、上位危シトハ云也

故從二其四欲一、則遠者自親、行二其四惡一、則近者叛レ之

佮ノ通リ故ニ政ヲスルトハ、マヅ下ノ欲シ願フ道ヲ行ヒ、惡ミキラフミチヲヤムルヿ也、民ノ欲スル道ハ四欲ト云、佚樂富貴存安生育ノ四ハ萬人ノ願フ所也、此願ノタツヤウニト云目當ナレバ、自國ノ民ハ云ニ及バズ、他所他國ノ人モ來リシタシムコト必然ノ道也、民ノキラフ道ハ、四惡トテ、憂勞貧賤危墜滅絶ノ四ツハ萬人キラフ所也、コノキラヒナル政ヲ行ヘバ、遠國ハ云ニ及バズ、自國近隣ノ民モ背キハナルヽコト是又必然ノ道也、是ヲ故ニ其四欲ニ從ヘバ遠者自ラ親ミ、其四惡ヲ行ヘバ近者之ニ叛クトハ云也

故知二予之爲一レ取者、政之寶也

人情ハ相互ニテフビンガレバイトホシガル、イタハレバホネヲリヲモイトハズ、ムゴクスレバニクガル、アイレバ、ウラミソムクヿ、此方ヨリノ仕向次第ナルモノナレバ、下ヨリ忠敬ノ奉公ヲ上ヘ

トリタク思フ時ハ、マヅ上ヨリ慈愛ノ恩ヲアタフルコトガ始也、ヤルハトルノ本ト云コトヲ能シルコト政ノ極意也、是ヲ故ニ予フルガ取ナルコヲ知ルハ、政ノ寶也ト云也

是マデヲ四順ト云、政ハトニカクニ人情ニ順フヤウニスルヨリ上ハナシ、上ノ四順ニ従ヒ、四惡ヲシカケヌコト也

錯二國於不-傾之地一、積二於不-涸之倉一、藏二於不-竭之府一、下二令於流-水之原一、使二民於不-爭之官一、明二必-死之路一、開二必-得之門一、不レ爲レ不レ可レ成、不レ求レ不レ可レ得、不レ處レ不レ可レ久、不レ行レ不レ可レ復

國君ノ身ノ上ニアグミタルコトヽ十一ケ條アリ、マヅ國ト云モノハ、元祖業ヲ始メテ山川地勢ヲ審ニシ、四封ノ要害ヲ考ヘ、百代マデモ氣遣ノナキ場所ヲ見立テ、イカニモ堅固ニ建置玉フコトナレドモ、運ニ盛衰ト云アリテ、決シテ傾クマジキト云コトハウケアヒガタキコト也、是一ツ也、粟倉ヲ多クタテヽ米穀ヲツミコミ置玉ヘドモ、食ヘバヘルモノニテ、決シテヘラヌヤウニト云コトナラヌコト也、是二ツ也、金庫ヲ多クタテテ財寶ヲツミタクハヘ置玉ヘドモ、ツカヘバヘルモノニテ、決シテヘラヌヤウニト云コトナラヌコト也、是三ツ也、下知法度ハ水ノ流ルヽ如ク下ヘヨク行ルヽヤウニト願ヘドモ、決シテ行ハルヽト云コトナラヌコト也、是四ツ也、銘々ニ知行ヲアタヘ格式ヲ定テ、職分ギリノ奉公ヲ能スルヤウニト定メ置玉ヘドモ、トカク無理ナル立身ヲ望ミ出世ヲ心ガケテ、人ヲフマヘニシテモ我升ランアラソフコトヤマズ、トカク分限ニ安堵スルヤウニト云コトナラヌ

コト也、是五ツ也、アシキコトヲスレバ命ハナキモノ、身ハ立ヌト云コトヲキツトシラセタキコトナレドモ、ナラヌコト也、是六ツ也、ヨキコトヲスレバ、仕合ニアヒ、身ノ爲ヨロシト云コトヲキツトシラセタキコトナレドモ、ナラヌコト也、是七ツ也、トテモ成就セヌコトヲシカヽツズ、スルホドナラバ是非成就スルミチ計ヲシタキコトナレドモ、ナラヌコト也、是八ツ也、コレヲ求メテモ求ヌエラレヌト云コトハモトノズ、ホムレバエラルヽミチ計ヲ求メタキモノナレドモ、ナラヌコト也、是九ツ也、事ハイツマデモスタラヌヤウニ長久ニ立行クコトヲシタキモノナレドモ、ナラヌコト也、是十也、一度ニテナラヌコトハ、幾度モ幾度モシハホシノナルミチ計ヲシタキモノナレドモ、ナラヌコト也、是十一也、右ノ十一ヶ條ハナリニクキ至極ナレドモ、イヅレモ望ノ通リニナルベキ道ノアルコトヲ下ニノベタリ、是ヲ國ヲカタブカザル地ニオキ、涸ザルノ倉ニ積ミ、竭ザルノ府ニ藏メ、令ヲ流水ノ原ニ下シ、民ヲ爭ハザルノ官ニ使ヒ、必死ノ路ヲ明ニシ、必得ノ門ヲヒラキ、成スベカラザルヲナサズ、得ベカラザルヲ求メズ、久シウスベカラザルニヲラズ、復ビスベカラザルヲ行ハズトハ云也

錯國於不レ傾之地ニ者、授ニ有德ニ也

家國ノ傾クト云ハ政ノアシキ故也、政ノアシキト云ハ不德ナル人ニ政ヲサスル故也、天地ハジマリテ以來、世ノ中ノ治亂興廢ヲシルシタル書籍ニ、不德ノ人ノヨキ政ヲシタルタメシナク、ヨキ政ヲ

セズシテ家國ノ榮エタルタメシナシ、故ニ家國ノハンジヤウヲ願フ時ハ、ヨキ政ヲスルヨリ外ノ仕事ハナシ、ヨキ政ヲセントテハ徳アル人ヲ用フル外ナシ、徳アル人トハ仁心アル人ノコト也、仁心トハオトナシキ心也、オトナシキ心ト云ハ、爵位ノ尊ニモホコラズ、一身ノ安樂ヲネガハズ、我身一ツハ死シテモ生テモ、君ノ爲民ノ爲ニナリテ、一人ノ身ヲ以テ萬人ヲ濟ハント思フ大器量ナル人ヲ云也、此徳アル人ニ尊爵ヲ與ヘ、貴職ニソナヘテ下知指圖ヲサスルコト也、但シカヤウノ人ハ澤山ニモナキモノナレバ、一人二人ニテモエラビアゲテ萬事ヲ司ドラスル時ハ、ソレヨリシテハヨキガヨキヲ見立テヒキタテヽ、ヨキ人ノ埋レカクルヽコトナク、イツトナク諸方手ノ揃フコト也、オトナシキ人ハ己一人ガ知恵才覺ヲフルヒテ、己ヒトリ手柄ヲセント思フヤウナルチヒサキ志ハナキモノ故ニ、我ナラヌコトハナル人ニサセ、我思案ニ及バヌコトハ思案ニ及ブ人ニ相談スルコト故ニ、一人ニテ百人千人ノ知恵モ持ヨリニナリテ、何事モ成就スルコト也、不徳ノ人ト云ハ不仁ナル人也、不仁ト云ハ、尊キ位ニ居レバ威勢權柄ニタカブリ、一身ノ榮花ヲノミ心ガケテ、君ノ爲民ノ爲ヲ思ハズ、人ハ倒レテモ己ヒトリハ立ツ心ニテ、手柄ヲ人ニサスルハ殘念ニ思ヒ、我一人ノ功ヲ立ントノミ思フテ、ナラヌコトモナルフリニテ今日ヲヤリツクルモノ故ニ、タトヒ其人小才覺アリテ小リコウニ立廻ルト云トモ、只一人ギリノ知慮分別ニテ、下ニ幾百人ノ忠臣謀士アリトイヘドモ、一言モ出サレズ、一事モ行ハレズ、サレバ百官百司ヲ備ヘテモ、ヒトリモ同樣ニテ、ハテハ

テハ民ニウトマレ、國ヲトリミダスコト古今一般也、鳥ヲ鵜ノ代リニ使ヒテ水ヲノマスルハ鳥ノツミニ非ズ、カタチノ似タルヨリ見アヤマリタル使人ノトガ也、故ニ古ヨリ明王賢君ハマヅ第一ニ有德ノ人ヲエラビアゲテ、國政ヲアヅケ玉フコト百王一同ノ法也、是ヨリ下ノ十ケ條モマヅ此一條サヘタテバ、竹ヲワリル勢ニテノコリハミナ苦勞ナク調フコト也、是ヲ國ヲカタブカザル地ニオクトハ、有德ニ授ル也トハ云也

積ㇾ於不ㇾ凋之倉ニ者、務ニ五穀ニ也

春夏秋冬ノ天氣ニ從ヒ、山川高下ノ地力ヲ考ヘ、少壯老ノツトメヲワカチ、播種耕耘ノワザヲハゲマス時ハ、每年每年出來ルモノハ五穀ナリ、水旱ノ不同、熟不熟ノ多寡ハアリト云ドモ、生ズル物ノ生ゼズト云トシハナシ、此セハヲサヘ等閑ニセネバ、百年モ千年モタヘヌ物ハ五穀ナリ、居食ヒハ山モ崩ルヽト云フタトヘノ通リニ、イカバカリツカヒメヲ減ジテ費ヲハブクトイヘドモ、作リ出ス本ノ世話ヲ怠ルトキハ、遂ニハヘル物ハ倉元也、五穀ヲ務ルト云コトモ、ヒタスラニ百姓ヲセガミタテヽ精ヲ出セトバカリニテハ精ヲ出スモノニアラズ、精ヲ出ス氣ニナルヤウニトリカヒヤウハイクラモアルコト也、古ノ法ハ人ノ老壯幼ノ年バイニ從テハタラキヲサスルコト也、カヤウナル所マデニ心ヲツケテ功者ニ民ヲ使フトキハ、五穀ノ出來バエモ一倍スルコト也、是ヲ不凋ノ倉ニ積トハ五穀ヲツトムル也トハ云也

藏ニ於不レ竭之府一者、養ニ桑麻一、育ニ六畜一也

金銀珠玉ハ貴キ寶トイヘドモ、食ノ代リニ食フベカラズ、衣ノ代リニキルベカラズ、トリ出シガタクツカヒ費シヤスシ、種ノツクル品也、桑ヲウヱカヒコヲカヒ、苧麻ヲウヱテハタヲオリ、牛馬羊豕雞犬ノ六ツヲカヒソダテ、衣食ノ二ツヲ助ルミチハ、百年千年モ種ノタヱヌ仕方也、是ヲ不竭ノ府ニヲサムルトハ、桑麻ヲ養ヒ六畜ヲ育スル也トハ云也

下ニ令於流レ水之原一者、令順ニ民心一也

上ヨリフレ出ス觸面ノ、源アル水ノ流レテヨドミナキヤウニ下マデ行屆クト云ハ、上ニイヘル四順ヲ以テ民ノ心ニイヤト云ヌ道理ナル下知ヲ下スコト也、人情ニモトリサカハヌミチヲサヘ申シ付レバ、オシカヘシサカラフテ上ニタテガフ氣遣ヒナシ、是ヲ令ヲ流水ノ原ニ下ストハ、令民心ニ順フ也トハ云也

使ニ民於不爭之官一者、使ミ各爲ニ其所ロ長也

人々職分ニ精ヲ入レテ、人ヲオシノケテモ我進マント無理ナル望ヲカケヌヤウニト云コトハ、上ヨリヤクギヲ申付ル初ニ、其人々ノ才能ヲコヽロミハカリテ、ソノエテタルトコロヲトツテエテタル役ニツカヘバ、仕事ニモ精ガイリテワキヒラヲ伺ヒネラフ心ハオコラヌモノ也、譬バ能書ヲモノカキニシ、算者ヲ勘定役ニ使フトキハ、自然ト我得手ニ安ジ、我不得手ナル人ノスルワザヲ奪ハント云

念ハカケヌモノ也、必竟我器量ヲカヘリミズ、高ノボリヲシタガル心ハ、上ニ引手サヘアレバツトマルマジキ役ニモ、立身轉役ノナルト云所ヨリ追從賄賂ヲシテ、人ヨリ我先ト爭フ心ハ生ズルコト也、トテモ上ノ目ガ明ラカニテエセヌ仕事ハサセ玉ハズ、エテタルコトハ是非サセヌマフト云所サヘシツカリト居リテキレバ、無理ナル望ヲカケヌ也、望ヲカクレバカヽルミチノアル故ニ、推擧見出シヲモマタズ、我ナルナラヌモカヘリミズ、上ヲ希フ心ニナリテ、ソレヨリシテハ我役目モ當座切リ、其日グラシノツトメニナリ、上ノ用ニタヽヌモノ多クナルコトナリ、是ヲ民ヲ爭ハザルノ官ニ使フトハ、各ヲシテ其長ズル所ヲナサシムトハ云也

明ニ必死之路ニ者、嚴ニ刑罰ニ也

惡事ヲスレバ決シテウキ目ニアフト云事ヲシルコトハ、上ノ刑罰ニエコヒイキナク、如何樣ニ手イレヲシ賴ヲカケテモ、身ノ罪ダケハ無難ニハシノガレヌト云コトヲシル故也、惡事ヲシテモ仕合ヨクヒイキツヨケレバ、音信賄賂ノカゲニテ無難ニモタツト云事ノアルヨリ、萬ニ一ツノマグレ幸ヲタノミテ惡事ヲスルモノヽ絶ヌコト也、是ヲ必死ノ路ヲ明ニストハ、刑罰ヲ嚴ニスル也トハ云也

開ニ必得之門ニ者、信ニ慶賞ニ也

善事ヲスレバ決シテヨキメニアフト云コトヲシルハ、上ノ恩賞ニエコヒイキナク、イヅレヘトリ入リ賴ヲカケネドモ、身ノテガラダケハステヽハ置玉ハヌト云コトヲ知故也、善事ヲシテモ不仕合ニテ

取持人ナケレバ、褒美ニモアハヌモノアルト云ヨリ、善事ヲスルニモハリ合ナク、人ナミナミニシテ居レバ、本ノ身ナリハ取失ハヌト云心ニナリテ、功ヲ立ント思フ人モナク、役目モオロソカニナルコト也、是ヲ必得ノ門ヲ開クトハ、慶賞ヲ信ニスル也トハ云也

不㆑為㆑不㆑可㆑成者、量㆓民力㆒也

普請開發山切川ザラヘ何事ニテモ、上ノシカカリタル程ノコトハ成就シテ、トテモ成就スマジキコトヲシカヽリタリト後悔スルコトノナキト云ハ、マヅ始ニ我領內ノ民ノ多少貧富トヲハカリテカヽルコト也、千民ナラデハナキニ萬民ノカヽルコトヲ始メ、千兩ナラデハ出ヌニ萬兩ヲトリタツルト云コトハ、トテモカクテモ出來ヌハ決定也、百人仕事ヲ千人ヲ以テ始メ、千兩ヲ萬兩ヨリ出サスルコトハ、成就セヌト云コトナシ、ナルカナラヌカモハカラズトリカヽル時ハ、何事モ成就スベキ道ナシ、是ヲ成ベカラザルヲナサズトハ、民力ヲ量ル也トハ云也

不㆑求㆑不㆑可㆑得者、不㆔強㆑民以㆓其所㆒㆑惡也

上ニテ用フル財用ハ、萬物ミナ下ヨリトリ求テ國用ハタリルモノナリ、シカシナガラ求テエラルヽミチアリ、求テエラレヌ道アリ、トテモカクテモ求テエラレヌ道ヲ以テ求ムルハ、ツタナキノ至極、亂亡ノ根元ナリ、タトヘバ年貢運上ハ上ヘトリ上ルハヅノ物ナレドモ、アグルコトノナル政ヲ行ハズシテ、下ハツブレテモアゲヨト云コトハ是非ニナラヌコト也、故ニトリアグル爲ニアゲラルヽ道

ヲアタヘテ、アグラレヌ仕向ケヲ以テアゲサスル道ハタエテナキコト也、タトヘバ主ノ慈悲深キハ下人ノキラハヌ道也、下人ノジコサイナク奉公スルハ主ノキラハヌ道也、親ノ子ヲ不便ガルハ子ノキラハヌ道也、子ノ親ニ孝行ナルハ親ノキラハヌ道也、兄ノ弟ヲメグムハ弟ノキラハヌ道也、弟ノ兄ヲ敬フハ兄ノキラハヌ道也、夫ノ妻ヲムツマシクスルハ妻ノキラハヌ道也、妻ノ夫ヘ貞節ナルハ夫ノキラハヌ道也、ホウバイ友達ノ交リニウソケイハクノナキハ相互ニキラハヌ道也、故ニ主ニハ慈悲ヲカケヨ、下人ニハ奉公ヲ如才ニスルナ、親ニハ子ヲ不便ガレ、子ニハ親ヲ大事ニセヨ、兄ハ弟ヲメグメ、弟ハ兄ヲ敬ヘ、夫ニハ妻ヲムゴクスルナ、妻ニハ夫ヲ大切ニセヨ、ツキ合ニハ信ヲツクセト云コトヲ目當ニスレバ、求ル通リニ得ラル、道ナリ、スナハチ孝悌忠信ノ教ヲタテ、世話ヲヤクコト也、コノウラヲ以テ人情ノスカヌ道ヲムリニ申付テ、申付ノ通リニナレカシト求ムルコトハ、トテモカクテモエラレヌコト故ニ、得ベカラザルヲ求メズトハ、民ヲ教フルニ其悪ム所ヲ以テセザル也トハ云也

不レ處レ不レ可レ久者、不三偸取二一世一也

役人ヲ富ニスエオクコトハ、當時目前ノ手ガラヲ目ガケズ、末代マデモ手本ニナルベキ功ヲ目アテニスルコト也、ナルホド今目前ニハ上ノ爲ニモ下ノ爲ニモナルヤウニテモ、多年ノ後ハヨロシカラヌコトハ、末ノ手本ニナラヌノミナラズ、遂ニハ國ノ害ニナルモノ也、此所ヲ明白ニセズシテ末ハ

トモカクモ、マヅサシアタリ便利ナルミチヲテガラトテホメソダテヽ人ヲ使ヘバ、人々我モ我モト當座マカナヒナルコトヲ上ノオタメトテカセグ風ニナリ、モシ己ガヨロシト申シ出ル道ヲ上ニテ用ヒ玉ハヌ時ハウラミ不足ヲ存ジ、カクシタラバ宜シカルベキヲナンド、ソレヨリフテスネテツトムベキコトモツトメヌコトニナリ行也、然ルニ上ニテハ當ブンノ爲フタメハカマヘナク、イツマデモ立行ベキコトヲセズシテハ、功ニハ立テ玉ハヌト云所決定スレバ、目ノ前ノ功ヲカセギ當座マヲ合セ、ソレヨリ轉役立身スレバ、本ノ役ノコトハカマハヌト云ヤウナル水クサキ心ナク、一度スワリタルバヲ一生ノヲリバト心得、末々マデモ用ニ立チ、爲ニナルベキ功ヲ心ガクルコト也、コノ見切リノ立ヌモノハ用ヒニアハネバトテ、ウラミフソクモイハレヌコト也、是ヲ久シウスベカラザルニ處ラズトハ、イヤシクモ一世ニトラザル也トハ云也

不ㇾ行ㇾ不ㇾ可ㇾ復者、不ㇾ欺ニ其民ニ也

上ニテトリ行フ道ハイク百度行フテモ、サシツカヘヌ道ヲ行フベキハヅ也、一度ハ行ヒタレドモ二度ハナラヌト云コトハ、元來下民ヲダマシスカス術故ニ、一度ハダマサレテキケドモ、二度ハ承知セヌコトニナリテ、コノダマシガ始終ノ害ニナリテ、ダマサヌ道モ疑ヒヲ生ジ、ウケヌヤウニハナルコトナリ、タトヘバ出金ヲ申シ付ルトキ、ナンギナガラモ出スベシ、追テハ返シ下サルヽト云テ出サセタレドモ、トテモ返シ下サラヌ時ハ、二度メニハモハヤ返スト云フコトモ申出サレヌコトナリ、

ナンギナガラ上納スベシ、返シ下サルヽコトハナラネドモ、タトヒ千兩ノ處ハ百兩ト、ノヒテモ、又モ又モ申シ付ラルヽ道也、スベテダマシテモ利ヲ得ントスルコトハ、後々ハダマスモトデモナクナリテ、コトフサガル根元ナリ、タトヘバ金銀借入シテ間ヲ合スルハ、一度切ニテカヘサヌトキハ、二度ハナラヌ道也、十ヲ九ツニツメ、九ツヲ八ツ七ツニツヾメテ儉約ヲツクシ、地方ヨリホリイダス道ハ、イク百度モナル道也、治國ノ政ハ、アトノツヾク道ヲ行フコト肝要ナリ、是ヲ復スベカラザルヲ行ズトハ其民ヲ欺カザル也トハ云也

故授ニ有-徳一則國安、務ニ五-穀一則食足、養ニ桑麻一育ニ六-畜一則民富、令順ニ民-心一則威-令行、使レ民各爲ニ其所ヲ長則用備、嚴ニ刑-罰一則民遠レ邪、信ニ慶-賞一則民輕レ難、量ニ民力一則事無レ不レ成、不ニ彊ニ民以ニ其所ヲ惡、則詐-僞不レ生、不ヨ偸取ニ一世一、則民無ニ怨-心一、不レ欺ニ其民一、則下親ニ其上一

此段ハ上ノ文ヲトキカヘシタルモノ也、右ノ通リ故ニ有德ノ人ニ柄ヲトラスレバ國ハイツマデモヤスク、農耕ヲハゲマセバ食物モユタカニ、桑麻ヲソダテ六畜ヲカヘバ民モ今日ニコトヲカヾズ、民ノ心ニサカラハヌヤウニ下知スレバ、上ノ威光モタチ、フレ面モ行ハレ、人々ニエテタルコヲサスレバ上ノ間モ合ヒ、シオキヲキツトスレバワルモノスクナク、恩賞ヲ約束ノ通リニヤレバ、下民モ大儀トルコトヲイトハズ、民ノ精力ヲハカレバ何事モ成就シ、民ヘ無理ヲ申シツケネバ下モ正直ニナリ、當前ノテガラヲトリ用ネバ人々ウラミフソクナク、下ヲダマサネバ上ヲウトマズ、トカク上ヨリ下

ヲトリアツカフハ猿持ガヘ也、猿ガモノヲモテタルヲトラントテハ、ヒトツカハリヲヤラネバ持タルモノヲハナサヌモノ也、民ヲアツカフモ此心トシルベキ也

是マデヲ士經ト云、士ハ事也ト注シ、コト、訓ズ、經ハ常也ト注シ、ツネト訓ズ、經ハハタノタテイト也、ハタト云物ハヨコノ糸ハカハレドモ、タテノ糸ハ始終カハラヌモノ也、ソレユエニイツマデモツネフダンニテカハラヌコトヲ經トハ云也、此章ハ治國ノ法ヲオリタツル大事ノタテ糸ニテ、古ヘヨリキツトサダマリタル道ノアルコトヲイヘル也、右ノケ條ハコノ外ニ仕方モナク、トニカクニモコノ經ノタテイトニヨラネバナラヌコトヲ云也

以レ家爲レ郷、郷不レ可レ爲也、以レ郷爲レ國、國不レ可レ爲也、以レ國爲二天下一、天下不レ可レ爲也

上ニ立テ下ヲ治ムルノ道ハ、シタシムベキヲ親ンデ人心ヲ得ルヲ始トスルコト也、タトヘバ一家ノ内ハ父子兄弟ナレバ、元ヨリ親ミヲツクサネバナラヌコト也、ソレヲ一郷ノ他人ヲミル如ク水クサキ心ニテハ、一家ノ人ノ心ヲダニトリエヌコトナレバ、マシテ一郷他人ノ心ヲトリエテ、治ムベキヤウナシ、一郷ノ内ハ親族縁者多ケレバ、元ヨリ親ヲツクサネバナラヌコト也、ソレヲ一國ノ他人ヲミル如ク水クサキ心ニテハ、一郷ノ人ノ心ヲダニトリエヌコトナレバ、マシテ一國ノ人ノ心ヲトリエテ治ムベキヤウナシ、一國ノ内ハ先祖ヨリスミ來リテ、元ヨリ他邦ノ人ノヤウニハアルマジキコトナリ、ソレヲ親ミ同國ト云心モチナキホドニテハ、マシテ天下ノ人心ヲトリエテ治ムベキヤウ

ナシ、是ヲ家ヲ以テ鄕トスレバ、鄕治ムベカラズ、鄕ヲ以テ國トスレバ、國治ムベカラズ、國ヲ以テ天下トスレバ、天下治ムベカラズトハイフ也

以レ家爲レ家、以レ鄕爲レ鄕、以レ國爲レ國、以二天下一爲二天下一

サレバ一家内ヲ父子兄弟トテ親ム心ヲ以テ、一鄕ヲ一鄕ノ人ト云心ニテ親ミ、一鄕ノ人トテ親ム心ヲ以テ、一國ヲ一國ノ人ト親ミ、一國ヲ一國ノ人ト親ム心ヲ以テ、天下ノ人ト同ジ天下ノ民ゾトテシタシム、是古ノ明王一天下ノ人ヲミ玉フコト、同ジ一家ニスム親子兄弟同樣ニエコヒイキナク親ク思ヒ玉フ心ヨリ、天下萬民モ又一家ノ子弟ガ父母ヲシタフ如クニナツキタルコト也、是ヲ家ヲ以テ家トシ、鄕ヲ以テ鄕トシ、國ヲ以テ國トシ、天下ヲ以テ天下トストハ云也

毋レ曰レ不レ同レ生、遠者不レ聽、毋レ曰レ不レ同レ鄕、遠者不レ行、毋レ曰レ不レ同レ國、遠者不レ從、如レ地如レ天、何私何親、如レ月如レ日、唯君之節

一家ノ内ニスム人ニ向フテ、今日ノ生活ハ銘々ヒトリカセギニセヨト云ヤウナル水クサキ心ニテハ、朝夕目ヲ見合セテイル人モ心ハ他人同前ニウトクナリハツルコト也、マシテ一重隔タル疎遠ナル一鄕ノ人ガ我ヲシタシムベキヤウナシ、一鄕ノ内ニスム人ニ向テ同ジ鄕トオモハヌ水クサキ心ニテハ、マシテ一國ノ人ガ我ヲシタシムベキヤウナシ、一國ノ内ニ居ナガラ同國ト思ハヌ水クサキ心ニテハ、マシテ天下ノ人ガ我ニナツキ從フベキイハレナシ、故ニ君トナリテ下ニノゾム心ハ、地ノモノヲノ

セズト云コトナク、天ノ物ヲ覆ハズト云コトナキガ如ク、私ノ親疎ナク、日月ノ四海ヲ照シ玉フ如クカゲヒナタモナケレバ、唯君人ヲ目アテニシテモノヽキリツモリヲウクルコト也、是ヲ生ヲ同フセズト云コトナカレ、遠キモノキカズ、鄕ヲ同フセズト云ヿナカレ、遠キモノ行レズ、國ヲ同フセズト云コトナカレ、遠キモノ從ハズ、地ノ如ク天ノ如ク、何ヲカ私シ何ヲカ親マン、月ノ如ク日ノ如ク、唯君ニコレ節ストハ云也

御レ民之轡、在ニ上之所レ貴、道レ民之門、在ニ上之所レ先、召レ民之路、在ニ上之所ニ好-惡-

民ヲトリカフト云ハ、四馬ノ車ヲ乘ル人ト同ジ心持ナリ、車ニハ四車ヲカケテ、服馬ト云テ中ノ馬二匹兩タヅナニテ四スヂ也、驂馬ト云テ兩傍ノ馬二匹、是ハ外タヅナ一筋ヅヽニテ二筋也、都合六スヂノ手ヅナヲ六轡ト云フ、是ヲ御者ト云テ車ヲ使フ人一人ニテトリサバキカケヒキヲスルコト也、サコノ六筋ノ手ヅナヲ使ヒ方ニテ、四ノ馬ノ氣ヲソロヘ足ヲソロヘテ、心マヽニノリマハスコト也、サレバタヅナノサバキヤウノ上手下手ニ隨ヒ、自由ニモナリ不自由ニモナルコト也、民ト云モノハ馬ノ如ク、君ト云モノハ御者ノ如クニテ、上ノ口ノトリ次第ニ民ハヨクモナリアシクモナルモノナリ、上ニハヤルコトハ下ニハヤル、故ニ民ヲヨキ方ニミチビカントテハ、上ニタツ人ガヨキカタニ先ダチテ引入ルヽコト也、民ヲヨキ路ニヨビイレントテハ、上ニ立人ガヨキヿヲ好ミ、アシキコトヲキラフテミスルヨリ外ハナシ、上ニテハ西へ行クホドニ、下ハ東へマネレト云ミチハ是非ニナラヌモノ

也、是ヲ民ヲ御スルノ轡ハ、上ノ貴ブトコロニアリ、民ヲ道クノ門ハ、上ノ先ズル所ニアリ、民ヲメスノミチハ、上ノ好惡スル所ニアリトハ云也

故君求レ之則臣得レ之、君嗜レ之則臣食レ之、君好レ之則臣服レ之、君惡レ之則臣匿レ之

上ハ形チ、下ハ影ナリ、カゲト云モノハソコヘカタチノ出ルヨリ早ク、長キ形ニハ長キカゲガサシ、ミジカキ形ニハミジカキ影ガサシ、カタチガスグナレバカゲモスグニ、形ガユガメバカゲモユガム、マニハツヲイレラレヌモノ也、サレバ上ニテスルコトハ、下ハ上ヨリハ一段ハヤキモノナリ、君ガホシキトテ求メサガシ玉フ内ニハ、臣ニテハモハヤイツカ手ニ入テヰルモノ也、君ガウマキモノナレバタベタイトオボシメス内ニハ、モハヤ臣下ハイツカタベテヰルモノ也、君ガスイタル衣裳ト思ヒ玉フウチニハ、モハヤイツカ臣下ハ著シテヰルモノ也、君ガキラヒジヤト思ヒ玉フ内ニハ、モハヤイツカ臣下ハオシカクシテシマフモノナリ、是ヲ故ニ君之ヲ求レバ臣コレヲ得、君コレヲ嗜メバ臣之ヲ食フ、君之ヲ好メバ臣之ヲ服ス、君コレヲ惡メバ臣之ヲカクストハ云也

毋レ蔽ニ汝惡一、毋レ異ニ汝度一、賢者將レ不ニ汝助一、言レ室滿レ室、言レ堂滿レ堂、是謂ニ聖王一

右ノ通リナル故ニ、君ノ德ヲ明德顯德ト稱シアキラカニカクサレヌ德ヲ云也、君ハ下ノテホントナリ玉フハヅノモノユヘニ、手本ニナルウヘニテ、コレハ表ヘハ出サレヌト云ヤウナルフラチナル所行ノアリテハナラヌ事ナリ、世界萬人目ヲツケテキル尊キ位ニ立玉ヘバ、暗夜ニ火ヲタクガ如ク、カ

クシオホセラレヌハ君ノ所行也、善事ヲシ玉ヘバヨキ君、アシキコトヲシ玉ヘバアシキ君ニテ、我ハハデナルヲスクホドニ、下々ハシツソヲスケト云フハ、天子ノ貴ト云トモ賤キ匹夫庶人ニモムリニサスルコトノナラヌ道也、サテ又君ノ道ニソムキタル所行ニハ、小人ハオソレ從ヘドモ、君子ハ見カギリ助ケズ、賢者ノタスケヲ失ヘバ、愚者ハ幾萬人從フト云トモ、家國ヲタモツベキミチハナキコト也、サレバ一言ノ仰セ出サレニテモ、奥表ノ差別ナク露顯シテヨキコト計ヲ仰セ出サルベキコト也、コレ聖王ノ所行也、是ヲ汝ノ惡ヲ蔽コトナカレ汝ノ度ヲ異ニスルコトナカレ、賢者マサニ汝ヲ助ケザラントス、室ニイヘバ室ニミチ、堂ニ言ヘバ堂ニミツ、コレヲ聖王ト謂トハ云也

城郭溝渠、不レ足ニ以固守一、兵甲彊力、不レ足ニ以應レ敵、博地多財、不レ足ニ以有レ衆、惟有道者、能備ニ患於未形一也、故禍不レ萠

故ニ城イカ計リ高ク堀イカ計リ深キトテ、ソレデ計リ籠城堅固ニハナラヌコト也、武器澤山ニ士卒ノ力量勁キトテ、ソレデ計リ敵ニハカケアハレヌモノ也、領分ヒロク金銀澤山ナリトテ、ソレデ計リ大勢ガ上ニナツクモノニアラズ、城ヲ守リ敵ヲフセギ、人衆ヲ從ヘテヰルニハソノ道ノアリテ、コノ道ヲ能ワキマヘタル人サヘアレバ、ヤブレ城ニコモリテモセメオトサレヌシカタアリ、タケヤリナハタヅナニテモ敵ヲカケタツルシカタモアリ、金銀不足ニテモ多勢ヲカヽヘモツシカタモアリテ、事ノ出ヌ先ニ用ジンスル術タクマシケレバ、傾敗ノ禍ハキザシエヌコト也、是ヲ城郭渠溝以テ固ク

守ルニタラズ、兵甲强力以テ敵ニ應ズルニタラズ、博地多財以テ衆ヲ有ツニタラズ、唯有道ノ者ノミ能患ヲ未形ニ備フユヱニ、禍キザヽズトハ云也

天下不レ患レ無レ臣、患レ無ニ君以使一レ之、天下不レ患レ無レ財、患レ無ニ人以分一レ之

天下ハ古今トナク治亂トナク、ヨキ臣下ノナイト云世ハナキコト也、タヾヨキ臣下ヲアゲ用ヒテヨク使ヒ玉フ君ノナキヲ患トスルコト也、又財用生ゼヌト云世ハナシ、世界ノ財用ヲヨク用ニ立テ、世ノ中ヘワリクバル器量ノアル人ノ用ヒラレヌヲ患トスルコト也、是ヲ天下臣ナキヲ患ヘズ、君ノ以テ之ヲ使フコトナキヲ患フ、天下財ナキヲ患ヘズ、人ノ以テ之ヲ分ツコトナキヲ患フトハ云也

故知レ時者可ニ立以爲一レ長、無レ私者可レ置以爲一レ政、審ニ於時一而察ニ於用一、而能備レ官者、可ニ奉以爲一レ君也

一官ノ頭トナリ事ヲ取扱フ人ハ、臨機應變ノ働キナキ人ハ、夏モ綿入ヲ着シ冬モカタビラヲ着スルヤウニ變化ヲシラネバ、人ニ下知サシヅヲスルコトハナラヌモノ也、又一國ノタバネヲシテ萬民ヲ一人ニテ安堵サスルト云コトハ、少シモ私ノ心ヲサシハサミ、私ノ物ズキノアリテハナラヌコト也、時勢ノスベキトスベカラザルトヲツマビラカニ考ヘ、ソレノ人ハソレノ役ニ叶ヒ、コレノ人ハコノ役ニ叶フト云才能ヲコヽロミハカリテ、ワリクバリヲスルホドノ器量ナクテハ、人君ニハナラレヌコト也、是ヲ時ヲシルモノハ立テ以テ長トスベシ、私ナキモノハ置テ以テ政ヲスベシ、時ヲツマビラカニシテ用ヲ察シテ官ニソナフルモノハ、奉ジテ以テ君トスベシトハ云也

綏者後ニ於事ニ、孤ニ於財ニ者失レ所レ親、信ニ小人ニ者失レ士

是ハ君ニテモ臣ニテモコノ弊アル時ハ、政ノ立行レヌコトヲ戒ナリ、コトハテバヤク見切リ、決斷ヲシテ行ヒカヽラネバ、スベキ間ヲハヅシテ手ノビ手後レニナリ、成コトモナラヌモノ也、財用ヲ費エヌヤウニト云ハヨキコトナレドモ、タヾ惜ム計リニテ用ユベキ道ニ用ヒヌ時ハ、賢良謀士ヘノ恩惠アマネカラズ、人ノ親ミヲ失フコト也、サテ又コリヽシク立廻ル小人計リヲ信ジ、大見識ノアル人ヲ用ヒヌ時ハ、賢者モ進ムベキ道ヲ失ヒ、ズヽマントスレバ小人ノ妨ゲニアフテ、忠謀ヲ盡スヿナラズ、サレバイクバクノ賢士アリト云ドモ、ナキモ同樣ニテムナシク衰亡ヲマネクコト也、是ヲユルキモノハ事ニオクレ、財ヲヲシムモノハ親ム所ヲ失ヒ、小人ヲ信ズルモノハ士ヲ失フトハ云也

是マデヲ六親五法ト云、六親トハ人ノ親ミヲ得ルミチ六ツ也、家ヲ以テ家トス、是一親也、郷ヲ以テ郷トス、是二親也、國ヲ以テ國トス、是三親也、天下ヲ以テ天下トス、是四親也、地ノ如ク天ノ如ク、何ヲカ私シ何ヲカ親マントス、是五親也、月ノ如ク日ノ如ク、唯君ニコレ節スト云、是六親也、五法トハ民ヲ御スルノ轡、上之貴プ所ニアリト云ヨリ臣コレヲ匿スト云マデ一法也、ソレヨリ是ヲ聖王ト云マデ二法也、ソレヨリ故ニ禍萠サズト云マデ三法也、ソレヨリ奉ジテ以テ君トスベシト云マデ四法也、ソレヨリ士ヲ失フト云マデ五法也、コノ六親五法トクト辨ヘ知ネバ、政治ノ道ニハ通ジ難キコトヲ云也

嚶鳴館遺草卷第四終

嚶鳴館遺草 巻第五

つら〱ぶみ君の巻

つら〱世の中ヲ被レ成二御覽一候所、大概高位貴人には、知慮通明德行優美なる君は稀々にて、無位素賤の士には、知識人に勝れ德行世に被レ尊候人々不斷出候事、御會得難レ被レ成候間、愚老所見御聞被レ成度との御事篤と承知仕候、先以高貴の御身分にてヶ樣之所に被レ付二御心一候御事、必竟常々御好學御讀書の御力と感心仕候、愚老淺學之所見賢慮に相叶可レ申哉無二覺束一奉レ存候得共、貴問に隨ひ無二腹藏一申上候、不敬之文言等は御用捨可レ被レ下候、先づ人と申物は、上は天子王侯の尊貴なるより下は山野細民の卑賤に至るまで、此世に生れ候得ば、其儘敎と申ものにて人と成立候事に御座候、赤子のうちは混々沌々ほぎや〱より外は無レ之物に候を、父母がいだきかゝへ候て、ひだるいかとて乳をふくめ、寒いかとて着せ、あついかとてぬがせ、ねむいかとてすかし、七夜のうちよりしゝをやり候得ば、能申事を聞取はづしを不レ致とて、無理無體にしい〱と敎へ、扨目も見え耳も聞え、舌も廻り手足も働き候程に相成候得ば、父母兄弟を初め寄添ひ候程の人が、ぢゞばゞとゝかゝと申習はせ、月日を指てはのゝさまとをがませ、花をうつゝあかいとをしへ、鳥はとゝ、犬はわんわと申聞せ、にぎ〱とて手

を操らせ、あいよ〳〵とて歩ひ習はせ、寸時の間も教へ不ㇾ申といふことなく、是によりて成長いたし、十五六とも申せば最早人中に立交り、身分夫々の付合をも致し、熱い寒い否な應の辭儀挨拶も、人なみなみのおとなと申ものに相成候、此段は貴人とても賤民とても、事品は替り候得共敎なくて成立候と申人は無ㇾ之候、然處に身賤く生れ候得ば、何辨へもなき幼年の時より、聊もあしきこと有ㇾ之候得ば、父母兄弟抔が目をいからし齒をかみ、おどし戒めてかくするものぞ、さはせぬものぞとたしかりのゝしり候故に、幼兒の時よりものに遠慮氣遣ひと申事を自然と覺え、苦しきを忍び、大儀なる業もいたし習ひ、人の氣をかね、目顏を悟り成長いたし候得ば、利發なるも愚鈍なるも、人間相應の勤は致し候事に御座候、其中に福德厚く受得て生れ候人は、物心覺え候よりいつとなく手習學問抔に志ざし候て、素讀を致し講釋など承り、少々宛合點參るに隨ひ、日々月々面白く相成、夫よりしては人も賴まぬ辛苦心勞をも自身と好み候て、なつかしき父母兄弟の手を離れ、他所他國へも罷越、他人の交りをも廣く致し、堪忍用捨をも致し、習ひて飢渇の難儀をも身に受け、人情の厚薄人事の苦樂をも辨へしり、賢智ある人を見れば敬ひ尊び、敎導指南を願ひ受て、古今の世の姿、安危存亡之道理まで會得仕り、身に微官寸祿も無ㇾ之候得共、自然と人にも信用せられ候て、終に名譽の人と相成、素賤のまゝにて高位貴人の前にも伺候し、治國安民の談にも預り候程に相成候事に御座候、總て賤き作業にても稽古修行を不ㇾ致候て、生れのまゝにて上手功者に相成候事は、古今無ㇾ之儀と相見へ申候、古の聖王賢君と

申せ共、胎教と申候て懐姙の內より教を設け、生れ出玉ふ日より賢相輔佐の大臣忠信篤敬の侍臣左右前後に立並びて、起居動靜教へ戒め諫めたゞして、下々の父母兄弟の如くしかりのゝしり、打はたきをせぬまでにて、寸分の油斷なく教へ育て參らせ候に付、儒の如く聖主賢君にはなり給ひし事に御座候、恐多候得共東照宮の御幼年より千辛萬苦を被レ爲レ積候て、天下の主と成給ひし儀は、誰も彼も傳へ承り候事に御座候、然故にかくまで目出度御代となり、御子孫御長久に被レ爲レ榮候御事に御座候、亂世の時を推し考へ候所、只今國主城主の面々、其先祖々々を承り傳へ候得ば、扨も／＼辛苦艱難なる儀共言語に絶し候事に御座候、然所東照宮の御幼年より御辛勞を被レ爲レ盡候御かげを以て、四海太平に一統仕り、弓は袋に包み、太刀刀は鞘に納り、けふよあすよと年積り世移り、最早貳百年の安樂世界に生れ候人は、上下共に何の恐れ氣遣ひもなく、次第々々に驕奢安逸の風俗に相成、諸侯貴人は腹の內よりの諸侯貴人にて、生れ出玉ひたる日より前後左右に立寄候程の人は、唯一筋に機嫌を伺ひ追從を專に致し、聊發明らしき事も有レ之候得ば、大さうに譽そやし、餘程惡敷事有レ之候ても、それはおしだまり候て、婦人女子の宮仕へ同樣に面を和げ聲をひそめて、角立ぬを第一の奉公と心得候得ば、人君の作業は冠裝束を美敷被レ召、ものごし立廻り重々敷、下よりは一言の善惡も難ニ申上一樣にふるまひ給へば、是を威風ある君と稱し、おほへい手高にて大儀苦勞の言葉をもむざとかけ玉はぬを尊きことに存じ、かりにも恭遜謙讓の姿はおめ／＼敷樣に恥玉へば、下人臣の行儀もまた衣紋立派に立廻

り、閉口低頭して是非善惡の沙汰は一言も不ㇾ申上ㇾを、君を敬ひ尊ぶと心得候事故に、凡今の人君は生れ出玉へる日より、人の實心實情の取扱ひを受玉ふこと露いさゝかもなく、虚僞浮薄の介抱にのみ育ち給へば、人情世態安危存亡の道理を悟り玉ふべき便りなく、成長に隨ひ驕傲の心のみ募り候て、貴人と申者はよきもあしきも、人はすべて敬ひ尊み大切に存ずるものとのみ思ひ玉ふことに成行候こと、是非もなきならはしに御座候、亂世の時は貴きも賤きも人も我も、一統に不安心の身の上にて、足輕鑓持の機嫌をさへ大切に心得、たべる物を分て與へ、着る物を脱がせて人の心を取不ㇾ申候得ば、まさかの場所にて身の代りにならぬと申道理を存じ、其中にも名將賢主と聞え候程の人は、取分此間辨萬人にも勝れ、我一己切の知惠才覺にては、何事もならぬものと申所を深く會得して、家來眷屬と申せば、手足の如く大切に存じ、其手足の助を以國郡の主となられ候時は、忠義有功之臣には高知貴職をも授け與へ、身にかへて重寶被ㇾ致候に付、其人〳〵も主人は一身の首よりも大切に致し、手足の力を限り君の爲國の爲には身を塵芥とも不ㇾ存、君に聊も過失ありて世の誹りをも受玉ふべき時は、命を捨て諫言教訓を盡し、君を明君に仕濟し、我は忠臣になり濟して、君臣ともに今の世までの手本とは成候事にて御座候、只今の世は君に君の稽古修行とても無ㇾ之、高位高官には生れ出玉ひながら、明君賢主と後代稱せられ給ふべき福德はたへて生れ付玉はぬ衆中もあまた有ㇾ之候樣に被ㇾ存候、先づ諸藝術を御覽可ㇾ被ㇾ成候、劍術に名有人は折々人に打たゝかれ候人が上手に相成申候、馬術に功者なる人は折々落

馬も致し候人が名人に相成申候、一度も打れ不ㇾ申、一度も落不ㇾ申、稽古修行もなくて直に達人に相成候人は無ㇾ之候、人君も幼年よりしば〳〵諫諍の臣に仕こめられ玉ひて、折々赤面を被ㇾ成候程の人がいつにても明君賢將に成玉ふことに御座候、是は今の世計にては無ㇾ之、常々御覽被ㇾ成候通、古今の書籍に記し、聖賢の君と名を殘し給へる君は、唯此稽古修行の功を積玉ひし人々にて御座候、世話に申候盲蛇におぢずと申ことは、めくらは勇氣なるものにてへびを恐ぬと申譯にては無ㇾ之、我をさす蛇が目に見えぬ故に、をしげなく踏つけて足をさゝれ候と申心にて御座候、必竟學問を不ㇾ致候得ば、古今の姿をも不ㇾ存、何あやぶみ恐れ候氣遣ひ用心も辨へ不ㇾ申、無理無法の氣隨氣儘に相成候て、貴賤ともに淺ましき謗り恥辱を受け、人と生れ候詮も無ㇾ之、夢現となく一生を過し、草木の枯朽候樣に身を終りたる跡は何花香も殘り不ㇾ申、下賤無習のものと同敷苦の下露と消はて候事に御座候、前文にも申候通素賤の身と生れ候得ば、物心存じ候より人は此身を終り候までは、不道理にては人がゆるし不ㇾ申、一生が行屆かれ不ㇾ申候付、何卒一生を安泰に人にも人らしくいはれ候半と存候得ば、さま〳〵の堪忍苦勞を致し、才不才相應におのれが心力を盡し申事に候得ば、其中より名譽顯達の人も多く出來申候事當然之理に御座候、貴人と生れ候得ば、右申候通心勞苦行も人にさせ、思慮思惟も人にさせ、我は我にて一生は濟と申所より、賢知有德の君は稀成ものと相見申候、ヶ樣に申候得ば我は我にて濟申候て、辛苦はいらぬものと申樣に相聞候得共、人と生れ候て人たるの知惠を天よりうみあたへ玉ひしか

ひもありて、我が我より思慮思惟も致し候得ば、心は我心にて、一生も我一生にて御座候、其かひもなく人の思慮思惟にて終り候得ば、我心とては無之、永き一生も人の一生同様にて、我身は有て無き物に御座候、是を行尸飛肉とも申、醉生夢死とも申、あぢきなき人とは申候、但し夫とてもまゝにして大きなる赤子は上下着たる同樣に世を過し申候人は、是非善惡の沙汰には及不申候、君候などは御果報目出度人君に生れ出玉ひ、又其上に天福萬人にも御勝れ、ヶ樣の道にまで御立入被成候て、かくまでの御切問に及申候事、誠に以重疊目出度御事御座候、彌益人君の稽古修行を御積被成候て、後代までの鑑に被爲成候樣にと奉存候、愚老が所見とても別段なる儀は無御座、右申上候事は皆々常々被成御覽候手近き書物に有之候道理に御座候得ば、大略を申述候迄に御座候、誠恐

○　先達て御切問に付愚意申上候所、貴慮に相叶御悦被成候との御事大慶仕候、右に付最早世子にも追追御成長被成候得ば、君候御一己而已にも無御座、世子へも人君の御修行被成付度思召候付、右修行之法則如何御心得可被成哉、委敷御聞被成度思召候との御事承知仕候、先書申上候通、人君之御修行は常々被成御覽候四書五經を初め、凡書物一枚御開き被成候得ば、悉く其事のみにて御座候へば、愚老不申上候共御自見も可被成儀には御座候得共、貴問に候得ば誰々も能存候事ながら御答へ申述候、貴意之通御自己切之御事は不及申上候得共、如何樣世子御育ての儀は猶更厚く御心得も被爲有度御事奉存候、總ての物は先鍛ひと申事有之候、南蠻鐵も三遍鍛より五遍十遍

の鍛は金もよくねれあひ候て、太刀刀に致し候ても、きれ味もするどに御座候、天草樫も側立の儘にては弱く、打はりを致し込み候得ばしなひもよく折れ不レ申候、萬物此道理にて、人も生れ立より日に晒され、風にもまれ、陰陽自然の寒暖に身骨を鍛ひ候人は無病壯健に生立申事に御座候、然に貴人と申物は生れてより此鍛ひをうけ玉ふことなく候故に、氣力も自然と薄くものに堪へ忍ぶことがよわきものに御座候、されば何事も氣折には不レ参次第、よく取扱ひ不レ申候得ば、成就不レ致候、仍レ之まづ習慣を油斷致間敷事に御座候、貴賤共に子はとかく親のまねを致し候事、幼年より見慣ひ聞慣ひ候故に御座候、良弓の子は箕を作り、良冶の子は裘を作り慣ひ候事自然に御座候、然ば子共に善業を爲レ致度存候得ば、まづ親が善業を致し候て見せ申候事當然之理に御座候、まして御子達に賢君の稽古修業を御仕入被レ成度思召候はゞ、まづ御自己に御勤可レ被レ成事不レ及二申上一候、乍レ併いつも申上通、下々の子共は幼年より親の取扱ひも無造作にて、彼鍛ひ丈夫にて熱い寒い退屈大儀もいやを不レ爲レ申仕入候得ば、都ての作業も次第に苦勞難儀とも不レ存勤習ひ候得ば、何事も面白み早く付き申候て、さのみせがみ立不レ申候得共、見るを見まね、聞を聞まねに、いつとなく上手名人に相成申候、「膏粱之性難レ訓」と古より申候て、うまくたべ、暖に着て、物に氣兼氣遣ひなく生ひ立玉ふ貴人は、生れ落より前後左右が厭ひいたはり候事を專要に致し候得ば、物事しひて被レ勤候事は甚難き事に御座候、げに下賤の身分とは違ひ、群臣左右に圍繞せられ、萬民の上に被レ立候て尊き身分に候得ば、下々同様に押

つけ押下げて取扱ひ可レ申譯は勿論無レ之、機嫌を伺ひ程能取かひ、修行も募候様に可レ致事には候得共、併此いたはりての心持次第にて、以之外の間違ひに相成候事に御座候、眞實に主人を大切に存じ、行く〳〵賢明の主にもなられ候様にと思ひはまり候侍臣計に候得ば、常々勞はりかしづき申候内にも、爲に相成候筋を晝夜心得居候事に候得ども、先書にも申候通、當座の機嫌のみを伺ひ、我不首尾致さぬ様にとのみ心得候人計立並び介抱致し候得ば、兒共に飴と申譬の通、蟲の出候は不レ厭あまい言をのみ進め申候、是を君に鴆毒をすゝむる邪佞の臣と申候、此所を辨へられ候が人君の稽古の最初第一に御座候、扨毒はすゝめ申間敷と存じ候人は、必當座の機嫌には隨ひ不レ申、苦み計を申物に御座候、苦けれども蟲の藥と世話にも申候通、蟲の藥はにがきに勝る物は無レ之候故に、古今の名將賢君と申程の人は、この苦口をきく人を秘藏致され候て、甘みを申家來を厭ひ嫌はれ候事に御座候、但し人情と申物は我と我同志の間柄にても、人の氣にはさはらぬ甘い言は申よく、機嫌不レ構に苦口は申悪き物に御座候、まして主君の威は雷霆よりも恐きものに御座候得ば、中々並々の氣丈にては、歯に絹きせず申事は至て難レ成事不レ及レ申候、然ば御子達へ賢君の稽古をさせられ度思召候はゞ、先づ此輩を御選み御附被レ成候事最第一の儀と可レ被二思召一候、其上にては御修行の被レ成方御思惟次第、何様にも相調ひ可レ申事に御座候、已上

○人君の側には、重角正直に物を申人を被二召使一候が第一と兼々被二思召一候所、愚老御答申候趣と

符合致し候付、御安悦被レ成候との御事大慶仕候、乍レ併是非善惡を明かに致二辨別一、正直に申述候程の人に御事を被レ缺候との御事御尤に承知仕候、如何さま何方にても御家來は數多に御座候ても、右之筋を聢と辨へ君を諫言など仕候程の人は澤山には無レ之物に御座候、誰とても主を持候人は、我君あしかれと存候人は一人も無レ之候得共、心に辨へ覺え候力無レ之候得ば、申上度儀も可二申述一樣も不レ存、むざと口出しも難レ致、心中には不快に存候得共、おしだまり候て其日々々を過し申候事、げに餘儀もなき事に御座候、さればなきぞとて被二捨置一候道理も無レ之候得ば、そろ〳〵申ものゝ出來候樣に被レ懸二御心一度儀と奉レ存候、是非善惡を辨へ申候人の出來候樣にと申候手段は、人に道理を知せ申事に御座候、人に道理を知せ申候手段は、學問を爲レ致候事に御座候、學問を爲レ致候は、まづ大學之道はと讀み習はせ申事に御座候、よみ覺え候得ば、其譯をも存度相成候事人心の常に御座候、一ツ承り二ツ承り數をかさね申候得ば、物事のしれて參り候事人心の靈妙なる所に御座候、心に知れば口にも申され、身にも被レ行候事も又自然に御座候、世話にも申候通、習はぬ經は讀まれぬと申事は、聖賢の上にても同樣に御座候、世に物知りと申人も、習はぬむかしは素人にて御座候、然故に御覽被レ成候通、古より聖王賢君の天下國家を治め給ふ道も、まづ人を人に敎へたて候が治道の手初に御座候、人に善惡を辨へさせず、善をせよ、惡をするなと申事は、天子の御威勢にても不レ參儀に御座候、御家中之輩も學ぶと申事よきことゝ申譯を存候はゞ、誰かひとり不學のものは有レ之間敷候、愚老弱年の時人の申に承

り候事有㆑之候、或主人生得學問嫌ひにて、常々被㆓申出㆒候事も不道理のみにて一家中致㆓迷惑㆒候付、家臣共存付候て、兎角少々講談にても被㆑承候はゞ、道理も分り可㆑申と申合、色々とすゝめ候て儒者を招き、大學の講釋を初め申候所、一座被㆑承候內いかう退屈にてふさぎ被㆑申候哉、口を雜し被㆑申候付、夫よりいよ〳〵嫌ひに被㆓相成㆒、講釋と申ものは、人には大毒とてふつ〳〵聞不㆑被㆑申候に付、彌不道理もつのり氣儘氣隨に物ごと被㆓申出㆒候て、兎角家中の迷惑不㆓大形㆒候付、大臣共又候色々訴訟致し、せめて一座御聞被㆑下候得とて、又或儒者を招ぎ講談を爲㆑致候所、初の程は又目を雜し可㆑申かとて、甚不安心の容子に御座候所、右之儒者如何樣に講じ候哉、殊之外に面白く被㆑存、一向退屈の體もなく候付、家臣共も甚致㆓大悅㆒、まづ短かく申候樣にと側よりさゝやき候付、能程に講を休め申候得ば、扨々面白事に候、嘸大儀には可㆑有㆑之候得共、可㆓相成㆒は今一度承度との儀にて、夫よりは常々講日を被㆓待兼㆒被㆑承候付、次第に道理も合點參り、後々は餘程ほめ候程の主人に被㆓相成㆒候由、定めて初の儒者はこと六ヶ敷自分が多年の精學の功を其座ぎりに向へも會得爲㆑致度、微妙之道理を細かに說たるにて可㆑有㆑之候、然故にうゐ〳〵敷被㆑承候耳には何の事に候哉、一向譯も聞え不㆑申候付、退屈も被㆑致候事斷成儀に御座候、後の儒者は定て功者にて、書面之通誰も彼も會得の相成候筋を大さやかにすら〳〵と講じ候付、被㆑承候に隨ひ道理も分明に分り、實に〳〵面白く被㆑存候筈之事に御座候、惣而諸藝共にしらぬ人が嫌ひに相成候物に御座候、茶之湯蹴鞠能囃子にても、しらぬ內は退屈

にて、少しも其道を存じ候得ば、面白く相成候事人情にて御座候、是によつて世話にも下手が嫌ひになる、上手が好きになるとも申、嫌ひが下手に成、すきが上手に成共申候、兎角世の中は間違多き物に御座候、我主人は嫌ひと申家來は、まづ家來が嫌ひに御座候、家來が嫌ひと申主人は、先づ主人が嫌ひ成物にて御座候、嫌ひか好きか、なるかならぬは、致して見不レ申候ては難レ決物に御座候、されば人々の學ぶ心に相成候は、上一人の心持が本に御座候、善惡利害を辨へ人に利害を能教へ喩し申ものを、一兩人も御引立被レ成候而御賞翫被レ成候得ば、誰も御賞翫には預り度、其内には才不才の差別は可レ有レ之候得共、其人相應に知惠もひらけ、道理の分り候程には相成候事相違無二御座一候、但し夫とても差當り御手元に相應の人柄無レ之候はゞ、他所他國の人にても御注文に叶ひ申候人を御雇ひ可レ被レ成御事に御座候、雇ふと申事は耻にはならぬ事と相見申候、先大きく申候はゞ、天地の妙用にても聖徳の天子を御雇ひ被レ成候て、陰陽造化の功を助けて御もらひ被レ成候、天子は諸侯を御雇ひ四海を治め玉ひ、國主領主は家老諸役人を御雇ひ、領分の世話をさせられ、侍は鑓持仲間をやとひ、奉公の働を助けてもらひ申候、ちいさく申候はゞ、人の心の臟は一身の主に候得共、手足を雇ひつかみさすりあるきはこびも仕候、其手足も大指計にては不レ參、中指小指の手傳ひを雇ひ不レ申候得ば、なでさすりも叶ひ不レ申候、申て見候はゞ、尊き御方程雇ひを多く御入被レ成候事に御座候、古今高名の武將も勢を多く雇ひ持玉へる人が大身大家にて御座候、綱公時武藏坊にても己一人にては一陣の戰は持れ不

レ申候、されば雇ひ候事は美目なることにて、耻辱にはならぬことゝ被レ存候、乍レ恐東照宮は六十餘州の大小名を能御雇ひ被レ遊候故に、如レ此一統太平を被レ遊候、他山の石以て砥とすべしと申詩の敎へは、常々被レ成二御覽一候事に御座候、相州物は相州の砥にて研ず候てばきれぬと申譯は無レ之候、扨雇ひと申時は師匠を一人御雇ひ被レ成候事に御座候、師匠は一人にては百人は敎へられぬと申事は無二御座一候、一人に申聞せ候道理も、百人千人に申聞せ候道理も、道理は同じ道理に御座候、申さば一人も多く集め候而申聞せ候得ば、承り候人も我身の上と計は不レ存、たとひ身に覺へ候氣の毒なる儀有レ之候ても、耻敷とて顏を赤め申事もなく、心のどかに公に承り候内には、人々己々何となく存當り思廻らし、道理も得と合點の參る物に御座候、主人一人へ指向ひ申候時は、主人計を異見致候樣に相聞え、家來へ計申聞せ候得ば、家來計を戒め候樣に聞え候物に御座候、君臣一同に承り候得ば、君の心得も有レ之、家來の心得も有レ之、上がよければ下の爲もよし、下がよければ上の爲もよしと申道理、分明に辨へしらるゝことに御座候、併師を尊ぶと申道をまづ心得不レ申候ては不レ參事に御座候、古今共に師を尊敬仕候事は重き道に御座候、申せ聞ふと申樣成疎末成ことにては、何を承り候ても無益なることに御座候、依レ之古先聖王より後世の明君賢王に至るまで、師を尊崇被レ成候事は常々被レ成二御覽一候書面之通に御座候、唐土の昔々計にても無二御座一、我朝代々の天子親王の御上にても、師匠を尊寵被レ爲レ在候次第は物語り等にも書傳へ、殊の外にうや〳〵敷大事なることに相聞申候、先此段を急度御

思惟被レ成候はゞ、夫よりしては御家臣等御用立候人あまた出來申候て、後々は外より師匠を御雇ひ被レ成候には及申間敷候、如何樣よき田地にても、種を蒔き不レ申候てはへ申候苗は無レ之候、已上

○ 先書之趣御覽被レ下候所、兎角御家中によき種を御蒔被レ成度思召に付、右種に相成候人を御雇ひ可レ被レ成思召候得ば、猶又種の美惡撰み方委敷申上候樣にとの御事承知仕候、まづ人の才能は一樣には無レ之、得手不得手有レ之事に御座候得ば、一人に十善を備候事は、聖人の外には決して無レ之儀と被レ存候、乍レ併善き種にも被レ成度思召候はゞ、大概不具合なることのすくなき人を種に被レ成度候、不具合と申候は、昔より學問を尊び候事は、學び候へば心もけなげに、道理も明かに、所行も正敷相成候を尊び申事に御座候、然處學び候て物識には成候得共、志行正しからず、不義不信の沙汰多く世間に聞え候人は、其學問とは喰違ひ候付、是を不具合人と申事に御座候、一ッ二ッをあげて申候はゞ、孝悌は美徳と申事は乍レ存、自身の所行は親兄にもしほらしからず、驕傲と申は不徳なることゝ乍レ存、我一人ものしりと心得人を見下し、古賢先輩をむざと誹謗し、誠の賢者は我よき道理も、若や心得違ひにては有レ之間敷やと恐れ氣遣ひ候をこそ、謙讓の徳と稱し候事なるを、さまで見出したることもなきを珍敷大相に申唱へ、たゞ俗人を驚し申事を自己の手柄と心得候を、古人は學ぶ所にそむきたる人と申候て、不具合の甚敷ひとに御座候、ヶ樣なる輕薄の人種に相成候得ば、見るを見まね、聞を聞まねに、何わる心々なき素人も、なまなかこの學問故にもて餘したる人に相成候事世上に不レ少候、種は一粒

に候得共、みのり候得ば千粒萬粒にもはびこり候間、先大事成儀御座候、但し行跡正しければ、師匠は夫計にて事濟とも難レ申候、師匠と申時は人の問を待ものに御座候、十の內三ッ四ッは不二辨存一候共、殘り六ッ七ッ位は辨へ居不レ申候ては、人の信仰も生じ不レ申候得ば、博學多識勿論之事に候、然し唯博識多才而已にて、躬行之美無レ之人を用ひ申候時は、貞宗正宗如何に結構なるわざものとて、拔身のまゝにて腰に指候同樣にて、用心と存候內いつか自身の怪我を取出し申候、左候得ば先素志素行を失ひ不レ申人を師長に御用ひ可レ被レ成事御座候、素志と申は、幼年より存込み候よき志をいつ迄も持通し候事に御座候、素行と申は、幼年より平生所行よろしく、壯年に相成候ても右の善き行をたゆまぬ人を素行ある人と申候て、はえぬきの人間に御座候、但し少年の時は不都合成所行も有レ之候得共、成長之上良師良友の助にて志行を改め、有德の士になり候人も數多有レ之事御座候得ば、人君廣く人才を擧用せられ候日には、右の前過前失を以て被レ捨候事には無レ之候得共、なみ〳〵の人情にては、この人にも以前ヶ樣〳〵抔不都合を數へあげて、善を妨げ候人も多き物に御座候得ば、まづは瑕のなき人を師長に立て人を敎へさせ申時は、初より信仰もつき、おとなしく敎訓を受用致候事定りたる事にて、此段はおしつけにも不レ參事に御座候、扨又平生躬行正敷と申內にも、生れつき窮屈片氣なる人は人の師には難レ致候、何故と申候得ば、總て人を取育て中心持は、菊好きの菊を作り候樣には致間敷儀にて、百姓の菜大根を作り候樣に可レ致事に御座候、菊好きの菊を作り候は、花形見事に揃ひ候菊計を咲せ

申度、多き枝をもぎとり、數多のつぼみをつみすて、のびたる勢ひをちゞめ、我好み通りに咲まじき花は、花壇中に一本も立せ不レ申候、百姓の菜大根を作り候は、一本一株も大切にいたし、一畑の中には上出來も有、へぼも有、大小不揃に候ても、夫々に大事に育て候て、よきもわろきも食用に立て申事に御座候、此兩樣の心持を辨へ可レ申事に御座候、人才は一樣には無レ之ものにて、一概に我持方の通りにのみ仕込み可レ申と存候樣なる片氣にては、被レ教候人も挫衆候ものに御座候、智愚才不才夫々相應に取かひ候て、必竟よき人にさへ相成候得ば、何ぞ御用には立ものと心得無レ之識度狹少なる人は、師長には難レ致事に御座候、先ケ樣ノ處御勘考可レ被レ成候、蒙レ仰候種の撰みかたも被レ成ニ御覽一候書物には數多有レ之候得ば、愚意大概を申述候、以上

○追々得ニ賢慮一候付、彌御家中に學問被レ行不レ申候ては不レ叶儀と思召候得ば、可レ然儒者御雇ひ指南御賴被レ成度思召候得共、當時學問には種々流儀も有レ之候て、何れか可レ然御一決難レ被レ成候得ば、當時行れ申候程朱學、仁齋派、徂徠派、三派の內是非を致ニ決定一候て申上候樣にとの御事承知仕候、乍レ併愚老式先賢先輩の學術、其是非を致ニ裁斷一申上候などゝ申儀は中々難レ及儀御座候、先以て一家の學を興し候程の人は、何れ共に一世の豪傑にて、各所見有レ之事に御座候、但し聖人にても無レ之候得ば、人々是非得失は勿論有レ之うちの事に御座候、長を用ひ短を捨て申候はゞ、何れ利益の無レ之學も有レ之間敷候、然ば其門流々々にて其師學を推尊致候事、是又尤なる儀に御座候、乍レ去何流にても

未學未熟の人に候得ば、一概に其書のみを讀み、其言のみを信じ、廣く是非得失を詳考不ㇾ致、唯其流儀之外は總てひがことの樣に申唱へ候事古今同弊に御座候、譬へば僧家の行法も四宗八宗さま〲に品替り候得ども定て得二佛性一之外は有ㇾ之間敷候、儒者之言論も種々に御座候得共、成二德行一之外無ㇾ之樣に被ㇾ存候、必竟其僧の修行次第佛性をさへ得候はゞ、何れの淨土へか往生は可ㇾ致候、儒者も其人の修行次第美德をだに成就致候はゞ、何れの國家にても御用には立可ㇾ申候、左候得ば兎角其人の德不德を御撰み被ㇾ成候て、流儀之處はさのみ御撰み無ㇾ之候ても可ㇾ然樣奉ㇾ存候、己々流儀を偏屈に申唱へ候て他流を排棄致候は、全く其儒者一人切之私心にて御座候、人君は萬民の主に御座候、何れにても篤學美行の賢者を御用ひ被ㇾ成候て、一家國の人心を教化有ㇾ之、一體の風俗を美敷被ㇾ成候と申が公道なる御所作に御座候、但し先書追々得二賢慮一候通、偏僻なる人をば、師長に御立被ㇾ成間敷と申儀は彼菊好のきく作り候樣には致間敷と申道理にて御座候、兎角人君の花畑には牡丹、芍藥、菊、桔梗、紅白黄紫咲交り候て、いつにても生花御入用の時は、御望次第に赤なり黄なりとも、其香かうばしく花形見事に開き候を、何十本にても花瓶へ御とらせ可ㇾ被ㇾ成事に奉ㇾ存候、はなぶりが惡きとて枝も莟もむしり捨候て、我好の黄菊一色と申事は、萬民の主の物好には不ㇾ宜事と奉ㇾ存候、人の行は善惡唯二通りに御座候、善人多く生じ、惡人の滅じ候樣にと申より外に教化の本意は無ㇾ之儀と奉存候、をかしき咄を承り候事有ㇾ之候、或淨土宗の老師宗徒の内に内々法華を信じ候由を承り、

甚不快に存じ、染々教誡致し候には、世の諺にも法華佛にならずとこそ申せ、左樣に法華を信じ被ㇾ申候ては、中々極樂往生は不㆓相成㆒事に候と申聞候所、其人申候は、左樣には御示し候得共、此間我等親敷淨土宗の人致㆓病死㆒候て、三日目によみがへり申候、冥途にて地藏尊の御手引に逢ひ、地獄極樂をこと〳〵く見て歸り申候所、常々念比に致し候法華宗徒の内にも、大分往生を致し居候もの有ㇾ之候由、現在此比の事に御座候、然ば一概に法華佛に不ㇾ成共難ㇾ申候半と申候時、老師大きに氣色を損じ、扨々苦々敷事に候、左樣なれば彌陀如來も最早尊からず候、たとひ如何成大善業の人にも致せ、我祖師源空上人の一枚起請を背き、他宗を念じ候者をむざと極樂往生を爲ㇾ致、膝元へ引寄られ候事阿彌陀如來以之外の不都合と存候、左候はゞ愚僧など最早々々往生極樂を願ひ候念は無ㇾ之候と申候由、大體世上の儒者も皆此淨土宗老師と一般の見識と被ㇾ存候、古今の諸賢世話をやき候は、何れみな先聖後聖の教を尊崇致し候爲に御座候、たとひ孔孟の本意には違ひ候ても、我流儀の祖の遺言には違ひ申間敷と申事は何共會得難ㇾ致儀かと被ㇾ存候、申さば今の世に生れ候人は、一統にむかし生れ候人の弟子にて御座候、愚老如き生質魯鈍なるものも、幸に幼年より書物を讀習ひ、秦漢以後の讀書、程子、朱子等の遺書も伺ひ、仁齋、徂徠抔の見識をもかり候て、其影にこそ寸志の愚見をも申樣には相成候事に御座候、然ば人しれず此恩德は廣大無量なる儀と存候、乍ㇾ併うみの親の教へ置事にても、成長の上にて考へ候得ば、一概に左樣にも難ㇾ成事もたま〳〵有ㇾ之ものに候、とんぼうかみと月代剃り候時の差

別もなく、親の中置たる事とて、是非其儘執行ひ候而大間違を仕出し候はゞ、親の心にては草葉のかげよりも餘り悅びは致間敷候、必竟宗論をつのり候借は悟道徹底の師には有レ之間敷候、學脉のみを申つのり、德行の沙汰に及ばざる儒者も難レ信人と被レ存候、人君の學政を御世話やかれ候主意は、能教へて人民を善に向はせ申事が專務に御座候、程朱學を尊び候人は德尊き程朱學師に學ばせ、仁齋徂徠を好き候人は、おとなしき仁齋徂徠學者に教へさせ、兎も角も人をよくとりかひ候て、善心になり候樣に可レ被レ成儀にて御座候、何流にても我執つよく人を得教化不レ仕候はゞ、無益の學問と可レ被二思召一候、誰とても昨日孔孟より直に授り受候弟子にても無レ之候得ば、古賢先輩とても是非得失の無レ之候ては不レ叶儀と可レ被二思召一候、先書申上候通、大儒師長は素志素行正敷、片見片氣無レ之、學問も諸書廣く見渡し、古今の治亂興亡人情變態によく通じ、唯人を親切に導き、はなたらしの小童迄も、何卒善行善心の人になり立候樣にと實情に取飼ひ候人を、先御家中の師に御定可レ被レ成候、善言善行を見習ひ聞習ひ候て、夫より追々成立候はゞ、其中よりは一廉の大賢英才も出來可レ申候、然ば先寬々教化に向ひ候樣にと御世話被レ成度御事と奉レ存候、己一人ものしりと心得候て、驕傲不恭なる人を師長には必御遠慮可レ有二御座一御儀と奉レ存候、以上

つらつらぶみ臣の巻

君侯いまだ御弱年の御事、貴公御忠誠を以そろそろ御取かひ被レ成候て、行々名譽の君と仰ぎ候樣被

㆑成度との御事、乍㆓今更㆒さりとは致㆓感心㆒候、いつも〳〵得㆓御意㆒候通り、一國の治亂萬民の憂喜は、只君一人の德不德に掛り候事不㆑及㆑申候、上一人だによく候はゞ、千事萬行何か惡かるべく、上一人の宜しからぬと申時は、千事萬行よかるべき道理は古今無㆑之儀是又不㆑及㆑申候、大人は君の心の非を格すと有㆑之候、貴公などの御職分にては、何は差置唯君心を御取かひ被㆑成候事無上の御忠誠、莫大の大功にて可㆑有㆑之候、今世ヶ樣の儀に志を盡し候人は扨々珍敷候得ば、乍㆓慮外㆒貴公などは希代の忠臣と存候事に御座候、扨人君の德は兎角眞實心に御自己より善を御好み惡を御嫌ひ被㆑成候より外は有㆑之間敷、其眞實心に自己より善を好み惡をにくむと申事は、是非邪正之道理を自己の心に聢と辨不㆑申候ては不㆓相成㆒儀、其是非邪正之境を自己の心より辨へ候道は、學問より外には無㆑之と御心付候との事、最早此上に明智明慮は有㆑之間敷存候、彌益學問を御進め被㆑成候事、いつ迄も勇猛に御怠慢無㆑之樣にと存候、但し御眞實に學問を御好き被㆑成候樣にと色々被㆑盡㆓御心㆒候得共、とかく此所御思慮之通難㆑參御心勞被㆑成候との御事御尤至極に致㆓承知㆒候、御深切に御申越之儀、乍㆓慮外㆒愚意之趣無㆓腹藏㆒得㆓御意㆒候、先以貴公御志は至極に候得ども、一體の御取計ひ方未御行屆無㆑之故かと存候、先篤と思惟可㆑被㆑成候、何の業にても初心より面白き事は無㆑之候、まして學問と申は心術の事に候得者、御弱年の御方御自心初より面白がり可㆑給わけは無㆑之候、依㆑之古より教學の道はまづ良師を求め良友を撰み申事に御座候、師友無㆑之候て聖賢の君にひとり成られ候人は無㆑之候、扨良師良

友とても其君愛敬の二ッ無レ之候ては、是又無益の人に相成候事に御座候、輕き身分の人は師匠へは常常親敷問答をも致し、朋友とは常々心易く咄合も致し候に付、いつとなく心もとけ候て、師匠もむつまじく教訓を致し、朋友も無二氣遣一是非を爭ひ候に付、其中に學び候得ば、人も我も何心なく其風に移り、學問おもしろく相成候事に御座候、貴人と申せばたとひ師範などゝ名目は尊く聞え候得共、必竟主と家來にて、君には何となく輕侮の心持も有レ之、臣には元より畏敬の心有レ之候て、まづ〱十の事は二ッ三ッならでは申さぬものに御座候、まして學問御相手に相成候輩も、學問朋友とも難レ申、唯御伽一通りの心に候得ば、辨へ存じ候事も、先はおしだまり居候てむざと不二申出一候、是にて主君の學問と申ものゝ面白く相成候筋はいつまでも無レ之筈に候、左候得ばまづ學問の面白く御成被レ成候樣にと申時は、此處を能々御勘辨可レ被レ成事に存候、されば君の學び給ふ臣は師臣と稱し、又は賓客賓師など申名目も有レ之候、惣て學問の御稽古計は常禮常格をはづし、師は實の師匠、學友は實の學友と申姿に參り候樣に可レ被レ成事に御座候、君臣心を隔て禮法のみに拘り、はるかの末座に手をつき頭をたれ、讀かへりよりよみ仕舞まで定りたる文言を講じ、向へ聞えきこえざるの無二差別一禮法を失ひ申間敷までにて一章二章を申濟し、其餘の事は一言半句も申上ぬ事と申樣成姿にては、世にいふ御書院講釋と申物にて、たとひ何年學び給たり共少しの益も無レ之、誠に規式一通りの事に御座候、人を教誨すると申心得は、向の年時相當、身分相當、性質相當を考へ、いづれにも向へ受用のなりやすき樣にと

申儀専要にて、書面の義理をたがへず、教へかたはさま〴〵有レ之事に御座候、元來御聞被レ成候方もいまだ胸中に力とても無レ之、學問と申物は唯ヶ樣にて、いつまでも聞えぬ事を聞て居ることゝ計御心得被レ成候得ば、げに〳〵いつまでも面白くもをかしくも無レ之事、尤至極成事に御座候、但し此姿は大臣重職の人能勘辨有レ之、自身よりまづ其座に伺公して問答應接を致し見せ參らせず候ては、末々の輩にては不二相成一儀に御座候、愚老が如き愚鈍なるものも、たま〳〵諸家の招を請候て、乍二無調法一師匠の眞似を致候處、右之姿にて何れも親み深く申述候に付、いつとなく學問に深く立入被レ申候て、後々は愚老など及び不レ申ほどに上達も有レ之、隨ては一家の政事も手厚く、人心悅服致し候程の方々も追追有レ之候、愚老など外に知慮も無レ之候得ば、論より證據と申諺の通り、唯々乖ていたし覺え候所を得二御意一候、扨右の親しみの內には、時としては詩作のあそび、文章の樂しみなども有レ之候、是又學問の一事に候得ば、夫よりはいつとなく義理は面白きものと申に相成候事自然と被レ存候、然ば御申越之趣にては先ヶ樣の處に被レ用二御心一度存候、あしく致し候得ば、學問々々と申名目計にて、いつまでも無面目の素人にて濟し被レ申候衆も不レ少樣に被レ存候、必竟取かひ樣の不行屆故と存候、但し是は愚老だけの不調法なる了簡に御座候半哉、猶又博識高德の人へも御相談有レ之度事に存候、以上

○　追々御政事御取扱候て篤と御勘考被レ成候所、兎角上下一和不レ致候ては何事も不二參屆一候得ば、何卒一和致候樣にと被レ盡二御心一候得共、御思慮之通には難レ參候に付、愚老へ被レ及二御相談一候との御事

致㆓承知㆒候、成程上下一和不㆑致候て、善政成就いたし候事は古今共に相見不㆑申候、但し是も極意の所は人君と輔相との徳量にかゝり候事勿論に候、乍㆓無調法㆒愚昧だけの了簡つゝまず得㆓御意㆒候、先以人交りは貴賤老少知愚の交共に先施と申道有㆑之候、先施とは先づ施すと申儀にて、交接は向をまたず先我方よりしかけしむけ候事に御座候、人より親まれたく存候得ば、先づ我方より親み、人より敬れたく存候得ば先我方より敬ひ、萬事人の我によき様にと存候得ば、我先人によき様に致候事に御座候、貴公などは重職の事、格祿共に御家にて一二の御身分にて候、左候得ば貴賤と申時は御身分は貴にて、御席より以下は皆賤にて御座候、貴を以賤に下り、上より下にくだると申は、無上の徳に致し候事は天地の道も天氣下り不㆑申候得ば地氣も上り不㆑申候、天は天、地は地にて、陰陽の氣交り不㆑申候得ば萬物生育不㆑致候、仍㆑之上下の交り調ひ候はまづ上が初に御座候、たとへて申候はば、賤きものが尊き人の前へ出候時、貴き方よりまづ是へと申挨拶無㆑之候得ば、賤き方より先それへとては難㆓罷出㆒候、此姿にて御考へ可㆑被㆑成候、親みも上より下を親み候が初にて、和するも上より下に和するが初にて御座候、惣て人情は賤は貴きに寵せられ、をさなきは年かさに愛せられ、愚なるは知惠ある人に悦ばれ度存候は自然にて御座候、然所上は下より親むをまち、老は幼よりなつくを待候て、上より先施なく、老より先施なく候得ば、下より親むべき便なく、幼よりなつくべき便無㆑之候、然時は上下老幼相互ににらみくらべを致候様にて寄付れ不㆑申候、寄付心のなきは疎遠の初め、疎遠なるは不相

のもとにて御座候、惣て人嫌を致し候人は、人に嫌はれ候人にて御座候、故に古より賢相良佐と申傳候人々は、何れもまづ先施の德厚く、貴を以賤にくだり、人の心を能取たる人に御座候、さて執政大臣を棟梁の臣と申候事は、上には上やねをいたゞき、下には柱戸障子をふまへて、上と下の眞中に立たる役人を申事に御座候、然處當時の人は家老執權と申役に居り候得ば、そのまゝ主君と同樣なる心持に相成、上へ〳〵と申志は有レ之候得共、下へ〳〵と申志は無レ之、昨日迄は我人申合たる奉公も、今日よりは格別に引離候て、物事念頃に不レ見不レ聞候を職を守ると心得候故、接遇の道日々月々に高上に相成候得ば、下々我と諸和すべき道はふさがり申事に御座候、貴公抔は讀書も被レ成候て、右之道理は御辨へ候事に候得ば、一體の和を御志候はゞ、まづ下諸役の人々へ心易く物事御相談を御しかけ被レ成度候、相談と申時は貴賤上下の差別なく、人々了簡を申合候て是非曲直無ニ腹藏一論判いたし候事に候、當世の姿は下より申達候は、皆々五寸一尺の書付にものを申させ、家老執政の前へ差出し候て低頭平伏致し、安否寒溫の外は一言も申さず、是非は其指圖下知次第に畏り候て退き候を官長を敬ふとのみ心得候得ば、官長より裁斷申渡候て受は受候得共、實內心に服し候哉否は官長にても不レ存事に候、諺にも一寸の蟲にも五分の魂と申候得ば、人々腹中には是と非と有レ之候事、あながち知者賢者にもかぎらず候、然故に面從後言の惡風次第に增長致し、影にては各々樣々の欝憤を申合候てうは向とは相違し、内心にはうそ笑ひ候樣なる惡情を引出し候て、終には君の御政事をそゞろ事に致しなし候樣

にも相成候事に御座候、愚老以前或侯國へ被ㇾ招罷越候て寛々致ニ逗留一學政の世話致し候事有ㇾ之候、其節家老大臣一統に申合候て、一月三度宛政事に預り候程の役方は一席に會合致し講書など致候て、跡にては四方山の事、政事の心得にも可ニ相成一咄を致し候、其節は老臣銘々酒肴なども相携候て酒も汲かはし申事に候、但し咄の内には政事の上遠慮なる筋も有ㇾ之ものに候得ば、給事抔は壹人も近付不ㇾ申、諸士相互に酌を致し候、時々は上座執政の人もかはる〲立候て酌をいたし、末々役筋へもたべさせ申、ケ様に一堂の上にて底意なくおもひ〲の了簡を申談じ、是非邪正の評議を公に致し候に付、いつとなく人心一和いたし、其節の取扱萬事模樣よく政事も相立候て、主君にも甚滿足の事に候ひき、只今など存出し候得ば、扨々珍敷樂敷事をも見聞いたし置候と老後の思ひ出に御座候、とにかくによきことも實々に致し候得ば、眼前の利益有ㇾ之候、如何程よき事にても、規式一通りにて實々に無ㇾ之候ては詮も無ㇾ之事と被ㇾ存候、貴公抔は國の巨室、常々人も尊敬致し候御身分に候間、眞實に御志さへ御立被ㇾ成候はゞ、上下忠節一和の風も起り可ㇾ申候、何れにも一和と申事は御政事の行はれ申候最第一に御座候、忠思を御廻らし被ㇾ成度事に御座候、必竟和合はならぬものと申言葉は、和合を願はぬ心より申事に候、人性の善に候得ば、善にむかはぬ人は無ㇾ之ものに御座候、初申述候通人を嫌ひ候が人に嫌はるゝ元、人に和せざるは人の和せぬ元に御座候、先々先施を御心懸可ㇾ被ㇾ成候、御深切の御相談に任せ、彼是不ㇾ顧ニ慮外一無調法の有たけを得ニ御意一候、以上

○人君は民の父母と申候得ば、御主君にも先々父母の心持を能御辨へ被ㇾ成候事、肝要之儀と御心付候て切角御精力御盡し、學術に御向ひ被ㇾ成候樣にと御取かひ被ㇾ成候所、兎角時世の俗習にて、主人の學問被ㇾ致道理分明に被ㇾ相成ㇾ候ては、下々難ㇾ勤堪兼可ㇾ申儀、只今迄無ㇾ之候ても相濟候儀を、いらざる御取そだて被ㇾ成候抔人々迷惑がり候得ば、是には御こまり被ㇾ成候との儀御尤に存候、是一世おしなべ候俗情、元より淺はか成了簡より申事に候得ば、無ㇾ是非ㇾ事に御座候、但し仁智の徳も勇と申德無ㇾ之候ては不ㇾ行事に御座候間、勇猛に御居り御世話被ㇾ成度事と存候、先能御考可ㇾ被ㇾ成候、臣民家國の下に住申候は、てうど人が家の內にすまひ候樣なるものに御座候、家と申せば誰も彼もよき家には住よく、あしき家には栖うく御座候、扨其家はまづ棟うつばりは上道具、柱かもゐ戶障子唐紙などは中道具、緣敷居ねだつく土臺廻りは下道具に御座候、然處如何計上中下の道具材木よろしく候ても、上屋根と申物無ㇾ之候ては、一日も雨露の凌ぎは成不ㇾ申、仍ㇾ之上中下の材木は、たとひひばひのきけやき抔の上材にても、上やねが雨漏いたし候得ば、三材ともに朽腐り申候、少々柱はゆがみ戶障子は破れ損じ候ても、上やねさへ丈夫に候得ば人は其家に住居申候、然故に上屋根は成たけ丈夫に致度、かやぶきよりはよしぶき、よしぶきよりはこけらぶき、こけらぶきよりは瓦ぶき、其瓦も銅瓦に候得ばいつまでも破れもり候心遣ひは無ㇾ之候、主君は此上やねにて御座候、家老用人諸役人諸頭平士は上中下の諸道具にて御座候、如何計上中下の道具よき材木に候ても、上屋根が破れ屋根に候得

ば、家を可㆑持樣無㆑之候、左候得ば上屋根の丈夫に相渡候を嫌ひ申候事、先以餘りなる無分別に御座候、國の大小臣おの〳〵我こそ棟よ梁よ、我こそ床柱よきゝ柱よ抔いかめしく存居候內に、屋根がぼろ〳〵破れ損じ候はゞ、如何可㆑致哉、雨露に朽くさり候より外は有㆑之間敷候、家國も上壹人の德明かに、仁義の道正敷被㆓執行㆒候はゞ、下臣民一統に安泰なる事眼前の理に御座候、然るをあかるく成候を嫌ひ候心はうしろぐらき心有㆑之故に御座候、貴公唯今御主君を明君に可㆑被㆑成との御志は、彼上やねを丈夫に被㆑成、下に住候人々安泰にとの御事に候、最早貳百年有難き安樂世界に住み申事は、天下の御上やねが御丈夫なる御影にて御座候、今國の上やねを御修覆被㆑成候を厭ひ嫌ひ候人情も、必竟太平安樂の世に生れ、先祖々々の辛勞苦行して立置候家の內に、何心なく明しくらし候て、風雨露霜の難儀を身に不㆑受人々に御座候、此人情に御こまり候て學問と申ものを爲㆑致、家が倒れ候得ば直に風雨の難を受候道理を辨へさせ、人も我も供勢に此家を持くづさぬ樣にと申御世話に御座候、扨又むなぎうつばり弱く候得ば、何程よき上やねもたるみ、棟梁つよく候ても柱々が弱く候得ば又ゆがみ、柱々が丈夫に候ても土臺廻りが朽候得ば又かたき、土臺丈夫に候ても地形がしまり不㆑申候得ば終にはくつがへり申候、百姓は國の地形にて御座候、仍㆑之古より地形の百姓を子の如く憐み給ふを仁君と稱し、その地形を預りて正敷取扱ふ代官を良吏と稱し、柱戶障子の如く所々に立ならびて、自分々々の役儀を大切に勤る人を忠臣と稱し、棟梁の如く上をうけもち、下のゆるがぬ樣に重しになる人を賢

相大臣と稱し申事に候、扨君は上屋根の破れ損じて、下に立物のぬれくさらぬやうにと心を被レ用候事に御座候、惣て人は異見教訓を能聞受候得ば、たとひ過失有レ之候ても救ひとゞめ候事も相成候に付、昔より人君は諫諍の臣を寶に被レ致候事に御座候、然共諫諍の臣を被レ用候は、元來自身の德明らかなる故に候、一向道理にくらく横紙を破り候人には致方も無レ之候、さればこそ昔より諫諍の臣は有ながら、其教に不レ隨家國を滅し候君も數かぎりなく候、殷の末にも箕子、微子、王子、比干、膠鬲など申候賢知の大臣揃ひ居り候得共、紂王不レ被レ用候時は致方もなく、みす／＼殷の世は亡び申候、今人君高貴の身分自心より是非邪正のかみわけ無レ之と申時は、下なるものは齒をかみ手をにぎりながら、その無分別に隨ひ破れ屋根の下にてとも／＼朽腐り候より外は無レ之候、然故に自己心より恐れ愼み給はり候樣にと申所より、其道理の分る學問を御すゝめの事に御座候、然ば人君の明智になられ候は、盡く下たるものゝ心身安樂なる根元に有レ之候、是を迷惑に存候人は何共可レ申樣なき至愚の人に御座候得ば、さやうなる人々には御頓着被レ成まじく候、惣じて善政を存立候時は、賢知の人の服し候樣にと申を目當に可レ致事、至愚の人は此方より夫々に取扱ひ遣し可レ申事にて、其了簡を用ひ可レ申筈には無レ之候、善を擧げ不能を敎へ候事上たる人の心得に御座候、さればまづ主君を明智に致し、明智の風高根より吹おろし、下々愚昧の草木は其風になびき隨ふやうに被レ成候得ば、いつの間にか共々に君の明智を悅び有難がるやうに相成ものに御座候、愚老弱年にて長崎に遊學いたし候節、笑止なる儀

目前に有ㇾ之候、或町人一家内殊の外河豚汁を好きたべ申候、然處に隣家へよき醫者家移りを致し、右町家の亭主と念比に相成、彼ふぐ汁を好き申候儀見候て、常々異見を致し候に付亭主も尤に存じ、一家内ふぐ汁を法度に申付候所、妻子召使ひ共甚憤り候て、詮なき醫者が隣へ參り主人のふぐ汁をやめさせ候とて、彼是と申合色々讒訴を致し、終に右醫者と亭主とを中たがひ爲ㇾ致候、夫より又々ふぐ汁をたべ候事に相成候、或時又々例のふぐを買求め候て、一家内打寄存分にたべ候處果して毒にあたり、亭主妻子召使共七八人皆々倒れ伏申候、翌朝になり晝までも門戸を不ㇾ開候付、近隣よりあやしみ氣を付見候處、膳椀も其儘にて行燈の前によりこぞり倒れ居、全くかの河豚の毒にあたり候體に相見候、其内に小でつち一人竈の前に伏し居、是のみ息かよひ候に付、ふぐの毒を解し候には人糞が妙藥と申候て糞を用ひ候得ば、暫過候て是は仕合によみがへり申候、其者申聞候は、今日は家内打寄ふぐ汁をたべ申候、私はかね〴〵隣の御醫者の被ㇾ申候を尤に存じたべ不ㇾ申候處、今日は主人夫婦大きにいかり、主さへたべ候物をおのれ一人たべ不ㇾ申哉とて叱られ候に付無二是非一少々たべ、のこりはそッと隱して捨申候と申聞候由、ふぐ汁をとめ申候醫者は身の安全を敎へ候人に御座候、然共ふぐ好き共は却て身の安全を惡み嫌ひ申候、扨ふぐ好きどもが身の安全を嫌ひ候とて、我も養生をやめ毒をたべ候は、此小でつちにはおとり候人にて御座候、でつちも心ありて毒を少く給候故、糞は給候得共命は助り候、とてもの事に全く不ㇾ給候はゞ、糞もたべまじく候、すべて俗情はをかしき事多き

ものに御座候、以上

嚶鳴館遺草 卷第五 終

嚶鳴館遺草卷第六

花木の花本

○はな木の花の十分につきたるは、見事なる至極也、されども花を十分につけおけば、次第に身木もひねて實もすくなく、やがて枯枝多く出來て、身木のいたみなれば、見事なりし名木も見所なくなることゝ故に、をしけれども枝をとめつぼみをすかして、いつまでも見事なる花をめでんとはすることゝ也

美服美食美宅は太平の世の有さまにて、誠に目出度けれども、十分に奢らすれば次第に財用困窮して、やがて飢饑する者も多くなり、家國の衰微となりて、目出度かりし家國に奸民多くなり、付ては刑戮もしげく、外聞實義ともに取失ふこと故に、明君賢相は是を憂へて、制をたて禁をまうけて奢をとゞめ質素にたてかへして、いつまでも目出度家國をたもたんとはし給ふことゝなり

花木の花をいつまでも見事にみんとて、枝をとめ蕾をすかせば、一春二春は見ごとなる賞翫にならず、され共一年二年の賞翫をこらへて、行末久しき春をたのしむは、實に花木をすける人なり

めでたき家國を幾久敷とりつゞかせんとて、五年十年の節儉を守り苦勞なる政をつとめて、行末の安富を計り給ふは、實に家國を大事に保ち給ふ仁君なり

花木のはなのさかりなるは、去年今年の實生にあらず、實植よりとしをかさね春をつみて、花は盛りに實もみのれる也、しかれば此はなを永くみんとて、枯枝をきり蟲つきたる葉をつみ、延過たる末枝をとめ、蕾過たる花をすかし、日除霜除をして根に土かひ、朝な夕なに心をつけて、身木のいたまぬやうにして、肥過て花のあせぬやうに、實のよくとまるやうにと如才なく世話をすること也、もし心得違へて一旦に枝をもぎとり、蕾をむしりとりて、土かふ手當はなく、切つめることゝのみ心得れば、忽に枯木となり、多年の賞翫もむなしくなること也

目出度き家國の繁昌は、十年廿年の功業にはあらず、祖先開國の君戰爭の心をしづめ給ひて、順從の氣に移さんとては、弓は袋にをさめ、刀は鞘にをさめて、よろづしとやかなる風を賞し給ひしより數十百年を經て、ひと〴〵あらくれたる風儀をやめ、おとなしきすがたとはなりたるなり、されど共强氣は質朴にて、柔和は奢美に流るゝは自然の勢なれば、今太平の人民富饒の世に生長して、質素なるつとめは何となく難儀なるやうに思ふことゝは道理なること也、しかれども此富饒を久しくつづかせんとて、不孝不弟にて父母の養ひを忘れ、家業をすてゝ惡行をことゝするものを取除、其儘に捨おけば、不屆者にもなりはつべきものをいましめ、似合ざる無益の藝能を好みて、今日をむだに過す者をおさへ、美服美食美宅をことゝして、己が富饒なるを人におごり示す者を嚴禁して、其上に孝弟禮讓の道を教へ喩して、よき者は一人もふえ、惡きものは一人も減るやうに心を用ひて、衣食

の用困窮に至らぬやうにまめやかに世話をし給ふこと也、もし心得違て善を舉て不能を教ふる化道のつとめをわすれ、俄に省減の法をのみやかましくたつれば、人心いとひうらみて國風荒衰し、恩政のしるし見えぬうちに、先怨憤の情を引出し、上もこり下もこりて、はて〳〵はゆきなり次第になりゆくもの也

病をうけて後俄に藥を用ひ、灸をすうるは手おくれなること也、しかし手をつかねて死を待よりはましといふまでにて、養生の本意にあらず、實の養生といふは先不斷の心懸にて、口にうまけれ共膏味を過さず、身は樂なれ共安逸をほしいまゝにせず、よきほどに食、よきほどに運動して、氣血を廻らし臟腑をすかし、病の出ぬやうにと中處、養生の專要なり、亂世の民は食乏しく、疲衰へてうごきえぬ人の如し、其疲て力なき人は、うちに入るゝ食物の乏しきゆゑなれば、粥雜炊の類にてもそろ〳〵たべさせて養ひたつれば、次第に肌肉もつき色艶も直り、手足の力も出來て丈夫になりやすし、治世の民は食物すぎて肥ふとりたる人の得動かざるが如し、其ふとりこえて氣おもく、手足だるきは美食の過たる故なり、さればとて幼年より美食美味をたべ習ふて、數十年に肥ふとりたる人を俄に瀉下の藥を用ふれば、元氣を損じて死に至る、さればとて外よりそぎへらすべき術もなし、うちへいるゝ食の多きとて、斷食をさすれば忽ち死す、せんかたもなき病氣也、この病人には先其利害をよくのみこませて、三椀の飯を二椀に減じ、二汁五菜を一汁三菜に減じ、うまく仕立る鹽梅をいつとなくかるく仕立て、

日々月々に用ひ習ひて、かるきものは腹心よく、小食は氣分のかるくなる道を自身と覺て運動すれば、身も健になるを覺るやうに教るより外はなし、是を教化とはいふなり、孔子衞國に入給ひて、富さん教んとの給ひしは亂世の勢也、食物拂底にて腹一杯も得たべず、痩つかれて居る人には、まづ〳〵粥にても雜炊にても快くたべさせてからの養生也、今餓死もすべき人に動き働きをすゝむべき樣はなし、されば富せて後に教んとはの給ひし也、只今太平貳百年、富榮えて衣食住にことかゝぬ目出度御代の民は、たべふとりて氣重になりたる病人なれば、此病人を療治する法は、上に申如く自分と養生に心ざすやうにするより外はなし、されば教へて後に富すべき時節なり、金銀米穀にはことかゝぬ世中なれ共、奢侈の風さかんにて無益の費かぎりなく、人々貧になりたるなれば、昔の民はなくて貧になりたる也、今の民は有餘りて貧になりたる也、されば自身と養生を心懸さへすれば、外より食物を求るに及ばず、食物を減じて丈夫もつくことにて、節儉を尊ぶ心になれば、財用は自然と融通すること也、是をしへて後に富する道也、聖人の詞を取直して今日の用に立ることは、恐多きことのやうなれども、是即時と勢とをしる道にて、實に聖學の極意也、貧病は治し安く、富病は治し難し、亂世の民は養ひやすく、治世の民は養ひがたし、扨又養生にしおきの養生といふことはなし、たとへば昨日灸をすゑおきたる故に、今日不養生をしてもよく、今日藥を飲おくは、明日大食すべき爲といふやうなるは、よに愚なること也、今日も明日も、飲も食も氣をつけて身の働も愼み、けふも愼みあすも愼みて、九

十歳百歳の壽命を保つ、是養生の極意なり、家國の政も又然り、今日よく世話を致し置たれば、是にて五年十年は世話をやくに及ばぬといふ道はなし、政の道は元朝より大晦日迄、一日一日とつとめてぬけめ油斷のなきやうに、まめやかに世話をすること也、故に賢人君子は夙夜不懈、一人につかうまつりて始終かはらぬを忠といふ、世話する人がなくなれば、又よき世話人を代りに立て、とかく善政の絶ぬやうにと心を盡し給ふは仁君の道也、家國の興衰は常といふことはなく、上の世話よくとゞけば榮え、世話不沙汰なれば衰ふ、禹湯文武の聖王にても、子孫愚にして忘たれば、ありがたかりし政もすたれはてし事歴然たること也

亂世久しく續きて、やうやく治りたるはじめは、世界一統に財用不足して、貧につまりては飢餓に至るものも多きなり、太平久しき御代は世界一統に財用も滿足して、富饒に餘りて奢侈長過し、夫故に飢餓に至る者多し、されば亂世の民は貧にせまりて苦み、太平の民は富に餘りて苦む、貧より貧になりたる民は救ひ惠み安し、富より貧に成たる民は救ひ惠みがたし、たとへば蔬食乏しく食つけたる人の腹のへりたるは、湯漬食に鹽菜にても、佳肴珍美におなじくうまけれども、美食澤山に食つけたる人の腹のへりたるは、一汁二菜の料理にてはさのみ食たるやうにも思はぬは人情の常也、故に古語にも凍えたるものは衣をなしやすく、飢たるものは食をなしやすしなどいへる也、亂世に貧窮を救ふ道にては、治世の富饑はすくひ難し、亂世の民は食にうゑて、疲勞れ動きえぬ病人なり、

治世の民は大食してふとり過ぎ、立居のならぬ病人也、病みて得動かぬ處は同症と見ゆれども、病因は雲泥の違ひなり

奢侈になりたる民は病人也、支配する役人は醫者なり、病には內傷外感其病さま〳〵也、是を療治する醫者は望聞問切さま〳〵の功者あることなり、まづ望といふは、病人の顏色容貌に心をつけて、とくと見察すること也、聞といふは、病人のものごし音聲に心をつけて、得と聞察することなり、問といふは病のおこり、次第を得と問ひしることなり、切といふは、脉をとり腹をおして、しつかりと心に見切を定ること也、この望聞問切は何れの醫者もすることなれども、病人に深切なる醫者は、げにげに病人の苦痛を我身の苦痛の如く、眞實心より平癒いたさせたしと思ふ處より、匙加減もとりツ置ツ思案工夫をこらして、一日に一度見まはる所へ二度も三度も立廻り、藥の加減に油斷をせぬは、是上手にてたのもしき醫者也、役目一通りに脉を見、思ひ付次第に藥をもり、治不治は病人の運命次第と、二日おき三日おきにちら〳〵と見まうて療治油斷なる醫者は、誠にたのもしげなき下手醫者也、上手にかゝれば癒る病氣も、下手にかゝれば怪我するは歷然たること也、故に子どもらが病氣といへば、其親かならず良醫をたづねもとめて藥を用ひ、かならず下手醫者にはかけぬものなり、君は父母なり、民は子也、如才なる役人に預けて雜儀をさすること、仁君の甚おそれ給ふ所なり

よき役人と申は、深切なる醫者の病人の死生を身に引受て療治に心を盡すがごとく、民の苦樂を身

に引受て、晝夜世話をまめやかにする人を良吏とはいふなり、醫者深切なれば、食をくひかけ眠き目をこすりても、匙よ藥箱よと夜る夜中も厭はずかけ走る、これ如才なき醫者也、深切なる役人は馬も駕籠も捨て、歩行はだしにもなり、民の爲を思へば苦勞大儀もわすれはて、風雨寒暑の界もなく、世話のとゞくを樂しみに思ふ人、誠に忠なる役人とはいふなり、火燵に足をあたゝめて、病家にて待兼るも思ひやらぬは、水くさき醫者也、頭痛疝氣を申立て願ひ裁許の延引するも、きのどくがらぬは情なき役人なり、故に明君賢相は人をしるを最上の智とし、誅賞に怠り給はぬを急務とす、富る故に奢れば、貧になるまで取上れば、自然と奢はやむと心得たる役人は、聚斂殘賊の惡吏なり、食ふ故にふとり過れば、斷食させて肉をおとさんといふは下手醫者也、奢るうちは樂みなるやうなれども、奢られぬやうになれば苦しき故に、おごるゝうちに儉約をして、いつまでもたのしみを失ふなと敎へ導く役人は、公正忠貞の良吏なり、食過ればふとり過て病氣の出る故に、食るゝうちより食をひかへて、いつまでも達者に病ぬやうにせよといふは上手醫者也、此間毫毛の違ひにて、君を仁君にすると、君を不君にするとのわかれめなり

花木の花 末

○花木のはなを賞翫すれば、日除霜除をして蟲をとり、鳥をおどして撫さすらぬばかりに大事にはすれ共、かんじんの根に土かひこやしをいるゝ道をしらねば、色香の榮えを願へ共、やがて枝葉も枯花

もすかれて、見事なりし一木も、いつのまにかは薪となること、根に心をつけざりしあやまち也

國用の盈虚、家産の貧富も又然り、根を忘れて枝葉の榮を望み願ふ心より富を求むとせしまに、いつのまにかは貧になりゆくこと也

花木の花の榮えを願はゞ、根株に心をつくるを專要とし、家國の富を願はゞ、榮辱の實意を辨へしるを基本とすべし、榮はさかえと訓じて、美目なること也、辱ははぢと訓じて、面目なきこと也、美目なることとは、賢愚貴賤となくすき好む道也、面目なきことは賢愚貴賤となく嫌ひ惡む道也、但しみめを好めども、美目の實意をしらず、辱をきらへども、辱の實意をしらず、故に富を失ひ貧を招く、口惜きこと也

美目と辱との實意は、おのれ〳〵の天分を知るを美目とし、天分を忘るゝをはぢとす、天分といふは、此世に生れたる程のものは、生れ出るより貴賤それ〳〵の身の分限定りて、上は王侯貴人と生れ、下は農工商賈と生れつきたる分限なり、されば此分限のうちにこゝろをとりしめて、分限の外に心を取逃さぬやうにと思ふ人は、貴賤學ぶ學によらず、げに尊とく愛たき人也、又此分限の内に心を取しむることをわすれ、分限の外に心を取逃したる人は、貴賤學不學によらず、げに卑しく愛たからぬ人也、愛たき德をつむ人は榮え、愛たからぬ德をつむ人は辱しめらる、天道の自然也

分限の内に心を取しむると申は、先邦國の君と生れ給へるかたは、下萬民に敬ひ尊まれたまひて、生

涯めでたき位に安じ給ふことゝ也、されば敬ひ尊まれ給はんとては、先自己の苦樂は後にし給ひて、下萬民の苦樂を第一に世話に思ひ給ふはずの天分也、此天分の内に心をとりしめ給ひて、朝夕に下の樂みをたのしみ、下の苦みを苦み給ひ、政教を愼み給ふ時は、萬民其恩德を慕ひ懷き奉りて、千代萬代も此君の愛たくあらせ給へとのみうたひことぶくことゝ、君の天分に應じて此上もなき美目なること也、もし此天分の美目を美目とし給はず、此外に美目を求め願ひ給ふ時は、美目を失ひ耻辱を招くことゝ也、みめを求めて耻辱を招くと申ことは、たとへば宮室に金銀をちりばめ給ふは、美目を思ひ給ふしわざなれども、民の草屋は雨露もりて、風日を凌ぐ便りなき時は、金殿の美しきを見るにつけても、一入奢侈のつよきを譏り、政のからきを恨み歎く、その耻いづくに遁れ給ふべき、君の衣服に錦繡を重ね給ふは、美目を思ひ給ふしわざなれ共、民は布子の綿もなく、雪霜を忍ぶ便りなき時は、錦衣の美しきを見るにつけても、一入奢侈のつよきを譏り政のからきを恨み歎く、其耻いづくにか遁れ給ふべき、君の食膳に八珍を備へ給ふは、甘味を好み給ふ故なれども、民は稗の飯にもあかず、飢餓を凌ぐ貯へなき時は、佳肴のうまきを見るにつけても、一入奢侈のつよきを譏り政のからきを恨み歎く、其耻はいづくにか遁れたまふべき、君の出入に行裝をかざり給ふは、美目を好み給ふ故なれども、民は親子兄弟をすて、夫婦同居もならぬ時は、行裝の立派を見るにつけても、一入奢侈のつよきをそしり、政のからきを恨み歎く、其耻いづくにか遁れ給ふべき、是榮えを願うて辱を招く、みな天分を忘れて榮

辱をとり違へ給ふ故也、君の宮殿は傾きたれとも、民の家居は軒端たゞしく、君の衣服は垢つきたれども、民の衣類はあたゝかに、君の食膳は水くさけれども、民の食物はことかゞず、君の行列は見苦しけれ共、民に飢餒の患なくば、是を見聞する人何をか譏り何をか笑はん、自國の民の懐くのみならず、他所他國の人までもうらやみ尊とみ奉らば、誠に天分のほまれ此上もなき美目といふべし

天分を忘るゝより榮辱を取違へ、辱まじきことをはぢて財用を費し、辱べき道をはぢずして財用を惜まず、國の衰敗するは古今みな然り、餘處目はいかばかり見苦しく共、内の備へ丈夫なれば、受持給ふ家國は子孫萬世に傳へて、人に窺るべき氣遣ひなし、餘處の人は不レ悦とも、内の人が悦び慕ひ奉れば、何ひとつ辱べきことなし、是榮辱の分を明らかに辨へ給ふ故に、堪へ難きことをもこらへ給ひて、無益の費用に困しみ給ふ憂ひなし、されば國の富は是を基として得給ふべきこと也

臣は君を以て心とすること自然の勢ひ也、故に君上の好み給ふ處は、臣下令を待ずして行ひ、君上の嫌ひ給ふ處は、臣下禁を待ずしてやむ、古今の鑑歴然たり、士は萬石千石百石十石の身上も、是亦天分を辨へしりて榮辱を取違へざれば、無益のかざりに俸祿を費さず、身分相應の富を保ちて、分のたたぬ貧窮に至らず、たとへばさねよき鎧を用意したるは心掛よき士也、但し甲冑の修理は少金にて一度すれば、五年十年は物入なし、太刀刀は中身だにたしかなれば、子孫までも用前の害なし、衣服器用に立派を好めば、その費過分にて終身物好の止事なく、妻子の奉養不足なきを美目として、奉公の

差支になるを耻ず、給使する下女の多きを美目として、生死の場にて見續ぐべき侍者黨を減省し、仲間小者の立廻りよきを美目として、日雇ひのものに弓槍を預ることをはぢず、出入の町人に茶を振舞ふを美目として、知行の百姓の袖乞するを耻ず、衣服の垢つかぬを美目として、呉服商人に延引をわぶるを耻ず、かやうにかぞへみれば、美目と耻との辨へ明らかならぬこと、いくばくといふ數もしらず、一生辛苦をして快樂なる心はなく、窮鬼に責られて身を終ること是非もなき次第なり、國は君臣榮辱を明らかに辨ふれば、財用滿足の基本たつ、農工商賈は上に忠直の奉行頭をだにたてゝ取扱はすれば、上の好次第にうつりかはる物故に、君上のつとめは榮辱を明らかに、爾して善良の役人をえらみ給ふのみにて、瑣細なる役筋の末々までを察し給ふ道はなし、兎にも角にも廉耻の道を正して財用の靡費を省き、富を願はずして富に至り、貧を惡まずして貧をいづる政をたてたきものなり

七年の病と見れば、三年の艾を心掛ることもどかしきことのやうに思ふは、今の世のみに非ず、しかしながら三年の艾を用意すれば、七年は病むはづの人も四年目には平癒すべし、もどかしとて用意せずば、七年目には治し難き病と成べし、醫者の治療のとゞかぬに至る病人は、大體は不養生を止ぬ人に多きもの也

對二某侯問一書

以二別紙一申上候、老衰之儀手筆相乖き、字形も不レ正、文言も前後仕り重複多く、ヶ條之次第も相調

ひ不レ申、不敬之至奉二恐入一候、改書仕候て可レ奉レ入二御覽一筈に御座候得共、精神弱く罷成幾度も相認直し申候儀甚以難儀に罷在候得ば、隨意に筆記仕候までにて差上申候事、何分にも奉レ蒙二御忍恕一度奉レ存候

一　御國に學問所を御造立被レ遊候御本意は、御先祖樣よりの風俗を失ひ不レ申、萬人安堵仕候樣に被レ遊度と申所極意にて、人を利口發明に被レ遊度と申所にては無二御座一候、元來御國之舊風質實篤行にて、諸家に勝り申候事多く御座候、乍レ併太平二百年之恩化次第に奢靡逸樂に移り候所多く相成候付、御政事も六ヶ敷罷成候處を御氣之毒に被二思召一候故に、學問と申事を第一に御引立て被レ遊候御事に御座候、學問を不レ仕候ては人々我見我意のみにつのり候て、上の御仁德と申所を思ひめぐらし申事無レ之故に、其思ひめぐらし候心持の生じ候樣にと被二思召一候故に御座候、左候得ば御國之學風は先第一人情の質實に相成、浮行虛飾之無レ之樣に被レ遊度御儀と奉レ存候、但し學問を致し候と申口には四書五經をよみ習ひ、夫より其義理をそろ〳〵辨へ候て、少々宛にても身に行ひ慣ひ申事に御座候、但し書物をよみ習ひ候へば、自然とむかし〳〵の事も相知れ、人のしらぬ道理もそろ〳〵合點參り、善惡邪正も辨別仕候樣に相成候へば、凡人には勝れ知慮も開き口もきかれ、人にも見こなし不レ被レ申樣に相成候事勿論に御座候、但し此所より不レ覺自滿之心も生じ、我を高ぶり候事にも移り申候事、是又自然之病氣に御座候、仍レ之善良の師長を御立て、其人の言行を見まね聞まね候樣に被二思召一候て、師役を御立て被

ニ頭書に御座候、左候へば先づ師と相成候人此所を能心得可レ申事第一に御座候、扨人を敎へ候ても、百人が百人一樣には不レ參もの、人心は各々別なる事は不レ及二申上一候、孔夫子三千の弟子、七十人之程夫弟子達も、人々心慮も別段、所行も殊異にて、盡く一統には相見不レ申候、乍レ併聖人の德化にて何れも善良君子に被二相成一、大は大小は小、それ〳〵に世界の用に立つ人計と相見申候、聖人の御德にても御一樣に敎へ立てられ候事は不二相成一ものかと被レ存候、併し人が善良に相成候所は一同に御座候

一　師長の人を敎へ候事は、他國はともあれかくもあれ、御國の御爲になる樣にと申所肝要と奉レ存候、他宗他國之まねをするなと御定め被レ置候事は、御先祖の深き思召と奉レ存候、但し他所他國之風を學ぶなと被二御置一候得ばとて、よその國の善事をするなと申候事には有二御座一間敷候、餘處の風を致し候て、御國の人情にあはぬことはするなと申事に可レ有二御座一候、孝悌忠信仁義禮讓は何國にても人の悅ぶ道に御座候、但し富貴なる家にては被レ下物取扱ひもゆたかに御座候、貧乏なる國にては至て少く御座候、是も一樣にならぬことゝ被レ存候、併し學問を致し理義明かに相成候得ば、多少厚薄はさのみ怨みつらみもなく、一統に取扱の能きは難レ有奉レ存候事、それが學問を致し理義を辨へ申候人の所得に御座候、此所を辨へ候樣に敎へ可レ申事、師長の第一と奉レ存候、有レ敎無レ類と被レ仰候かと奉レ存候

一　師長と申候へばとて、我計是非々々善き事は不二相成一候、聖人萬世の師といへども得不レ被レ成樣に相見申候、但し人を敎ふるものは、人と共々に善事を致度、人と共々に惡事は不レ致樣に心得申候て敎

へ申度事と被レ存候、發明ものも愚鈍なるものも御家中の人に御座候へば、發明は發明丈にをしへ御用に立て、愚鈍は愚鈍丈に敎へ戒て、刑辟を受ぬやうにと申ことかと奉レ存候

一　人情は同を悦び不同をにくみ候事無レ據事に御座候得共、其所を勉强して同異の論無レ之樣にと申事、衆人の師長の役に御座候、我好む所を膝に加へ、我惡む所を淵におとしいるゝ樣いたすは、道德を敎る人の任には無レ之候、善を賞し惡を退け給ふことは、人君と大夫の職に御座候、其人君大夫不都合之事有レ之候はゞ、諷諫して何卒不都合無レ之樣にと忠を盡し申は、儒臣の職分に御座候

一　時に治亂あり、所レ施に宜所あり、先第一心得可レ申事に御座候、亂世と申は人の尊卑にもよらず、續き柄の親疎にもよらず、今日戰に勝ち我國を强くする人をあげ用ふる事に御座候、治世と申は人々の尊卑分限ひしと定りありて、我國が惡いとて人の國へも行れず、とてもかくても君主の下知に隨ひ不レ申候ては一日も立ち不レ申候、分限を超候事も、主君の御眼力次第にて、下に屈し居候ても可レ恨事は不二相成一候、扨大夫は大夫になり、士は士にて御奉公を仕るより外は無レ之候、大夫に擧用仕給へば大夫の所作を致し、士に被レ成候て御用被レ成候得ば、士にて生涯おとなしく相勤め、心底一杯に忠實を盡し可レ申事、學問いたし候人の安樂なる所に御座候、是を辨別なく時を恨み上をそしる人は不良の人に御座候、其不良の人の澤山にならぬやうに敎へ導て遣し可レ申事、師の職分に御座候

一　學館學生の業は、四書五經を素讀して文字訓點正敷よみ覺えさせ、次第に講釋を承り、そろ〳〵

義理を辨へ知りて、ちと宛も身行を習慣爲ㇾ致候て、其うち奇特の者を御褒め可ㇾ被ㇾ遊事に御座候、詩文を習はせ申ことは心情をのべ辭義をしほらしく作り覺え、無風雅殺風景にならず、其功により古今之治亂興廢人情の厚薄をも辨へ知べき遊散に御座候、上手は秀才、下手は不才之差別迄にて、さのみ國政之利害には與り不ㇾ申候、但し辭と申ものは申樣にて、人心を感じ候事妙なるものに御座候得ば、善良之心を長じ申樣に心得申度事に御座候、狂言妄語當座之遊戲と心得申候得者、利益は少く損害は多きことに御座候、損害と申は、驕傲自負の心を長じ、詩を作り文を書き得ぬ人は人にても無ㇾ之樣に見下し候て、夫よりは人の詩文をほめそしり候事が面白く相成候時は、人の德を損じ不ㇾ計害を生じ申事古今澤山に有ㇾ之候、詩文は心に思ふ所不ㇾ申してはゐられぬ人情に候得ば、其思ふ所不ㇾ好候得ば申出す言葉も豪慢不敬多きものに御座候、左候得者上手もよし、下手もあしからず、必竟心の存する所、眞情を取失ひ不ㇾ申樣にと申所が作者之本意に御座候、左候得者先々經書を深切によみ、一句一言にても心に會得致し候事を、言に言ひ身に行ひ候樣に致度事に御座候、今日治世の分限を忘れ、直にむかし〲の人のやうになりたく存じ候は、萬端に害を生じ申候、書をよみ申時は、人の世に立ち死する迄無難に渡り可ㇾ申、本文は紙一枚に幾所も記し有ㇾ之候、それを全く身に行ひ言に出し候は賢人君子に候得共、左樣にはなられざることに候得ば、一ツ二ツ宛もいたし習ひ言覺へ候て、君子の仲間に入り申度ことに御座候、入ては孝、出ては悌とよみ覺へ申候得ば、不ㇾ及までも是を心がけ可ㇾ申事、

は朝夕よみ候得共、一向に言行は其所とは違ひ申候ては、盡く學ぶ所に負きたる人にて不良人に御座候、此道理を能く辨へ可レ申事、書生之業辨へさせ申度が師長の職分に御座候

一　身に分限の有レ之事を辨へさせ不レ申候得ば、人々の人欲にて人よりは尊くなり、人よりは富有になり度ものにて、いつか分限を忘れ候より不法不埒も出來り、學問の害夥敷、終には身を失ひ生を亡し候人も有レ之事に御座候、所謂論語よみの論語しらずにならぬやうに學度教へ度事に御座候、扱師長と申者は先人に信ぜられ愛せられずしては不レ參事に候、人に信愛せられ候得者、悅服して畏敬の心も生じ申事自然に御座候、人を悅服爲レ致候事は、第一言語容貌を愼み可レ申事に候、溫柔敦厚は詩のをしへなりと有レ之候、詩を作り申人は此處を能心得可レ申事に御座候、此場より詩に入候得者、其人物もいつとなく溫和になるべきことに御座候、我慢我執つよくなり候は、詩のわき道へ入りたる人に御座候、詩を學ぶも文を作るも君子の所作に御座候、君子はいかなる人を云ふ、小人は如何なる人を云ふと申所を辨へ申度事に御座候、人のよくなる樣に、あしくならぬやうにと、古聖賢名言を申殘し置れ候て、其理義をさへ辨へ知り候得者、乍レ不レ及其通りに不レ致してはならぬ事に御座候、其理義を辨へしるには、書物をよみ師の教に隨ひ候より出來候事にて御座候、それも出來ぬは書物をよまず、師の教に不レ隨より生じたる不肖小人に御座候、君子の多くなる樣に、不肖小人のすくなくなる樣にと申君上の

御願望より、大勢人を集め候てともずれにすりあげみがき上度、夫故學問所を御取立て被ㇾ遊たる事に御座候、左候得者學問所を預り申役は、重役も下役も扱々重き職分に御座候と申所を心底に寸時も忘れ申間敷は、師長のつとめに御座候、忠臣は出で不ㇾ申共不忠者の出ぬやうに、孝子は出ずとも、不孝ものゝ出ぬやうにと心得候て、二年三年宛教化をいたし度事に御座候

一　盛衰は物の常に御座候、盛なればとて百年も二百年も一樣にては立ぬこと古今歷然に御座候、併し取扱方にて十年が廿年、五十年が百年までは持こたゆるものと相見申候、取扱あしければ火のもゆる樣に候得共、びつしよりと水をかけたるやうに相成候、君子不窮之業をはじめ候時は、まづ衰へたる時は如何樣に可ㇾ相成、但しびつしよりとはきえぬ樣と申所を最初に考へ申度事に御座候、勝ても長追ひをせず甲の緒をしめ候事、古より名人の所作に御座候、君上御仁明に被ㇾ爲ㇾ在、其御德化次第に行屆き、御封内之人民孝悌力田の民も次第に多く、扨御學館も次第に繁昌仕り、學問出精の人も多く相成事可ㇾ申上ㇾ樣もなき目出度御儀に奉ㇾ存候、併しつら〳〵相考へ申候得ば、最早只今の御政治此上も無ㇾ之御十分之御儀と奉ㇾ存候、何卒世々子孫の御上迄もかく有ㇾ之度事に奉ㇾ存候、御學問所狹く相成候はゞ、人を分ち、講日を分ち、如何樣共人が納り候樣に被ㇾ遊度候、澤山なる時も一杯、不足なる時も一杯に相成候樣に仕度候、敝邦にて明倫堂を造立仕候節、隨分手廣く致ㇾ經營ㇾ候得共、初て講を開き候日は一統麻上下にて罷出候付、一向手せまにて納りかね、無ㇾ據老中之指圖にて、堂の前後に敷物を爲

レ致候て尊卑を分ち、貴人は堂上、賤者は堂下に居並び申候て講を終り申候、老臣執政喜悦にたへず、急に又々堂を作り足し可レ申評議に御座候、其時愚老申談じ候は、忝事に御座候得共、始終はヶ樣には無レ之事必定に御座候間、先暫増作は御止め可レ被レ下候、貴賤の席を定め講日を分ち、上分は一月六度、中分は四度、下分は二度と相定め申度候、扨講日出席は朝五ッ時を以て定とし、五ッ時には學館の門を鎖し、たとひ大臣有司にても門より歸り候樣に被レ成可レ被レ下候、左候得者七八百人千人位は納り可レ申候、行々衰へ候ても玄關の敷臺へ子共の集り、手まりをつかぬやうに御定め被レ下度と申達し候得ば、尤なる事とて相止み申候、仍レ之いつ迄も堂に一杯は有レ之候、近年督學も三代目、人々の存慮も有レ之、信敬も薄く相成候得共、規則は私の立て置候通にて、相應に人も出候て學問所は依然と御座候、二度之釋菜も急度有レ之、上之名代は爵位の老臣大紋にて相勤め申候、先づヶ樣なるものに御座候、學館せまく候とて作り增〱候ては、限りも無レ之事にて可レ有ニ御座一候

一　御學問所を御立て被レ遊候本意は、御國の人俗質實を失ひ不レ申、浮虛にならぬやうにと申所肝要に御座候、大夫は大夫之道を守り士は士の職を守り、上下貴賤一同に我國よりよき國は無レ之と存候樣に致度候、他所他國への吹聽は不埒の政なく、不埒の罪民なき樣にと聞え候はゞ、無上の御儀と奉レ存候、百石は百石之入用、千石は千石の入用、大きく申せば國土は十萬石は十萬石、十五萬石は十五萬石、其上の事は不レ致事、扨ならぬ事に御座候、浮虛之無レ之樣、實行之多き樣にと教へ立て申度候、其所

は師長之敎へ方學生の學びかたに有ㇾ之候、追々學生輩の詩文も出精故に澤山に傳見仕候、先日某が參り悅申候付、敎方宜敷故にかく迄詩人の出來之事、手柄至極之段稱美遣し申候、其後參り候て詩文澤山に持參仕り、是をある盛なる學館へ遣し、夫々の評をも請ひ可ㇾ申由申聞候付、可ㇾ然とは申候得共、如何にも可ㇾ然とも不ㇾ存候付、又々參り候節は止申候て、先哲他へ遣し候事は見合可ㇾ然趣申聞候得ば、成程と致二承知一罷歸り候、良工は人に示すに璞を以てせずと覺申候、至極上手感心にたへぬ程にても、非論は多き物に御座候、いまだ作り習ひの詩文、大邦君子へも示し申度と申は、最早浮靡なる心より起り申候、此浮虛の心情長ぜぬ樣に致度候、先づ內輪にて得と熟し候て之上と申心が實心實情に御座候と、愚意には存候より右之通りには申聞候

一　大邦御政事の助けと申は、人々實行を志し、虛飾を恥の樣に敎へ申度候、報上之心は實行より出で、競進の心は虛飾より生じ申候、人々分限を辨へ今日を安じ申候事、學問之所得に御座候、御學問所頭取の人物は君上之御眼力に有ㇾ之事、大夫之取扱に有ㇾ之事、三人にても五人にても御入用程御擧用被ㇾ遊候て相濟可ㇾ申、黜陟進退時宜に御隨ひ被ㇾ遊候、唯々人々分限を守り候樣にと申處肝要之儀と奉ㇾ存候、某生三年在塾頭取を爲ㇾ致置候處、實義篤心可二看破一事聊も無ㇾ之候、始終調子の替らぬ生得に御座候、外々もヶ樣に御座候はゞ、學政は先御間も合ひ可ㇾ申かと奉ㇾ存候、人々溫柔敦厚に相成、一同に相親愛相恭敬して、異論異風の起らぬ樣に心得可ㇾ申事、師長之極意に御座候と奉ㇾ存候、以上

初に申上候通老衰にて何是ぐど〳〵仕り、手筆はかなやらかたかなやら埒も無二御座一候、扨々不敬之至極實以奉二恐入一候、朝夕をはかりがたき老衰之儀、心程には申取りも相叶不レ申、さりとは慚愧なることに御座候、其所は千萬蒙二御忍恕一、一ッにても御取用に相成候事は、御汲量被レ遊被二下置一候様に仕度奉レ存候、筆に随ひ候得者、いか程申上候ても盡き不レ申候得ば、先大略之所を書記し奉レ入二御覽一候、大夫君子へ篤と御評議被レ下度奉レ願候、以上

是先師以二寛政丁巳之春一所レ賜レ余之手書、事狀詳悉、蓋儼然一編米澤紀行矣、書到之初、柳川致仕大夫今村子共、適訪二余廬一、余出示レ之、子共觀而大喜、感稱不レ已、遂請二數日之借一袖歸、子共好善、蓋寫而傳二之于人一、厥後寫々相承數年間、我四隣侯國之讀レ書好レ道者、往々皆傳レ之云、先師沒去レ今十有七年、而此書則二十有一年、嗚乎舊矣、先師賜二書余家一甚多、而此牘尤深感レ人、謹裝以貽二之于子孫一

文化十四年冬十一月　　樺公禮拜

嚶鳴館遺草卷第六　大尾

嚶鳴館遺草 附錄

新年恭喜猶甚宴候得共、御揃彌御安福に、殊更今春は令女孩笑御交々目出度御迎陽可レ被レ成と重疊目出度奉レ存候、小錦中老少無レ恙致ニ加年一候、御安意可レ被レ下候

一 去年追々御詩書節々無レ滯致ニ拜見一、大きに慰ニ遠念一申候、貴校も追々御造立落成之由、賢勞には候得共扨々恭悅之御事、御本望之趣致ニ遠察一候て、於ニ愚老一も大慶不レ過レ之候、近年列國追々校舍取立ても相開候、其内半ばは愚老常々參り候諸侯家造立之功も追々致ニ與開一候て、本望之事に存候、貴邦は猶更足下御取立の事心底致ニ喜悅一候、此上勸學之主法等無ニ御油斷一御心掛被レ成候樣にと存候、兎角急には不レ參事に候間、永久之處を專に御議し被レ成度御事に存候

一 愚老去八月廿五日東都致ニ發足一候、此行は偏に米澤今侯老侯への孝心より事起り、久々御面談も不レ申、老侯常々遙念不レ已候付、今侯其所を甚勞念有レ之候て、急度市谷へ願達有レ之候付、市谷にても甚孝心を感心被レ致候故に、年ニ大儀一下向候樣に被ニ申渡一、日限之儀も彼地の用事相濟候迄は、心次第に逗留致候樣にと細々被ニ申含一、元來生涯に今一度老侯へ對面いたし度本心下懷に相叶候付、七十老を忘れ百里之旅行も存立候事に候、途中介抱之爲に服部吉彌を被レ添、日々の取計ひは内田吉左衞門と申

勝手方之老吏壹人行旅の事を司り、轎夫共迄謹愼之者を撰みにて、愚老の門生上田雄次郎、菱刈卯三郎兩人介抱に同道、隨身之家來は那須良助鑓持草履取兩人、其餘の持人雜人何れも彼家之謹直者計を被附候付、扨々道中も賑々敷、自甚之堂之態吟咏歌笑樂敷事に御座候、兩生之內も上田は東都人にて、山野之風景に逢候へば躍り候て日々勞を忘れ申候、日光之左右は元來足下歷遊之地所々にて御噂を申、此行同携不致事を恨み申候、刀禰川以東驛々にても、逆旅主人往々志有之者も御座候て、米澤聖君樣の御師匠樣と申唱へ、逢に罷出し者も多く、宵に參り又朝に夜を込めて途中迄禮服にて送り候者も有之候、依之米澤侯之德隣國に布き申候樣子共致感心候、十一日振之旅行九月五日に南境板谷關に至り候所、國校之督學（提學近來督學に被改候）神保行簡前日より罷出以命勞し申候、其餘吏人も多く差出し被置候、翌六日に嶺を下り、府城より三里大澤と申驛に至り候所、老侯親敷郊迎之沙汰相聞候付、急ぎ候て八ツ過に羽黒堂と申地に至り申候、此所は南郊一里五六丁も府城を距り申所に候、最早侯の儀衞遙に相見候付、五六丁轎を下り步み申候所、普門院と申寺の門前に兩傍に雲從俯伏、侯は路の中心に立て被相待候、進で拜し申候所、愚情は地に手して拜度存候得共、侯の態度左候はゞ地に手して答拜可有之樣子故に、無是非足跗に手して拜し申候、先何之言もなく老涙滿顏に御座候、侯も一向無言にて涙滿面、先生御安泰と計にて、御案內可申とて寺門に被入候、外門より中門迄足指仰ぎ申候三丁計の坂に御座候、聯步にして進み申候、中々一步も前行は無之候、杖を被進候得共辭して不杖候間、若やつまづ

さも可レ致哉との心遣と相見え、手を引ぬ計に比肩して被レ進候、堂に上り候節御案内と被レ申候て、階を上り堂板に座し、俯伏して被レ待候、夫より座に上り候時、是は例御存知之通辭讓久敷候て漸對座に相成、ツロ〳〵、言も出で候て御互に及二言語一申候、杯進み候て例之通進じ申候て獻酬も相濟候、國老伍戸六郎兵衛（九郎兵衛事改名）は今侯の命を以同敷是迄郊迎、勿論整儀候て禮容深切に候、扱駿河守殿其外諸公子よりも名代の使者皆禮服にて是迄罷出候、大老侯は其節丹泉に入湯に付、附の家老一人使者に被二差出一候、今日近傍の村民無二老少一田畔に伏して儀を觀申候者、嗚呼の聲計にて皆々落涙飲泣の聲啾々と聞え候得ば、侯の德民心に感戴之所は是にて相知れ申候、於レ是愚老なる者豈可レ不レ泣乎々々

一　御案内可レ申とて老侯發駕、直に引續き尾して府城に入り申候、都城之民滿途老侯の儀衞を拜觀し、並に愚老を見申候て、是又嗚呼之聲不レ斷レ耳候、旅館は三ノ丸内老侯の隱館より三丁計も有レ之候、奥山良助と申侍近比家作を致直し、屋敷も手廣く家も甚調ひ申候宅に御座候、此人願出候て愚老逗留中之旅館に被二仰付一度甚殊勝に被レ存、右屋敷を明渡し旅館に被レ定候、愚老嚢年泉水を好み申候段被二聞及一候て、新に右庭中に泉池を被レ築、流水潺湲中々おもしろく候、但し日々多忙、右庭中へ下り致二逍遙一候事は只一度にて御座候

一　館に至り候前より國老中條豐前、竹俣兵庫以下之長有司皆々禮衣嚴然待迎へ候て、慰勞無レ所レ不レ至候、諸公館より着之悅之使者不レ斷レ門候、其夜は半ば甚勞し申候ひき

一　翌朝改て老侯より使者を以被レ勞、竝に請じ被レ申候付、四時に隱館へ罷出候所、門に見次ぎ之者兩人相待、愚老旅館を發し申候相圖を報じ申候て、愚老門に入候得ば、附之用人兩三人玄關式臺に出迎ひ、取次は下座に待申候、入二座敷一候得ば老侯廊上下外宮三の間迄御出迎にて、御自身前導有レ之、直に奥座之間へ案內にて賓主を分け、例之對座にて先々笑泣談に及び、夫より料理出候て馳走無レ所レ不レ至候、炙は御自身被レ引候、例之通杯を進じ申候て、諸有司奔走八ッ過迄飮宴、夫より左右を退け精密之言談に及、國事共先々荒增質問有レ之學談に及、今日は勞し可レ申とて七ッ比に致二退出一候、送迎如レ常痛入候事共に御座候、歸館後直に以二使者一仍几一ッ蒲席一ッ小杯一ッ被レ贈候、命に御老年之儀勞疲を甚恐れ申候間、此几により此席に座し、誰に逢候共必々席を離れ几を退け等之儀は決て無二御座一樣にとの儀、杯は近年小杯を御好みの由、是にて心儘に御用候樣に、几は高低心に叶ひ不レ申候はゞ又々可二申付一候、蒲席は國產之蒲にて新に柔に織せ置候由、養老之意無レ所レ不レ盡候、又命に此度御下向に付老臣共初め、皆々日々罷出候二起居一可レ申候、先生より御出之儀は決て御無用、此段兼々老臣共へも申付、其外家臣一統に右之段申渡置候、大老侯の宮諸公子へも同樣、是は此方より日限をトし御請じ可レ申との儀、其內に三老臣も參り安否を問ひ、夫より二十年の心事を談じ、元來弟子之儀に候得ば無二殘處一愛敬、老侯よりの被二仰渡一之通りに、私宅等へ爲二挨拶一罷出候事は、必々斷に及申候由皆々申聞に候、依レ之逗留中三老臣及其餘之大臣より一統に日々來問を請け候計にて、愚老は一向不レ參候、發足前に飮宴と申

候前三老へ一夜宛咄しに參り歡を盡し申候、大老侯の宮へも兩日被ㇾ請候て參謁、大老侯七十七淚を垂れて御悦に候、盡日馳走無ㇾ殘所ㇾ候、三公子（當侯乃弟）（豐前守殿相模殿近江殿）是も追々來問、自ㇾ是は不ㇾ參、立前に一度宛參り馳走に逢申候

一　中條豐前、竹俣兵庫、莅戸六郎兵衛三老は一日に二度は參り候、一度不ㇾ參日も無ㇾ之、夜は四ツ九ツ迄飲宴交歡樂敷事に御座候、其餘新舊相知之諸有司諸學生日々來問、是又同斷樂敷候

一　學館へは着之翌々日聖堂へ拜謁、諸學生と飲宴交歡致し候、一月に六日二七ノ日終日罷出、晝前は大學を講じ、晝後は詩文又は學事を談じ申候、前學生當學生數十人圍繞いたし悦申候、右之外に町家の者願ひ出、兩日講談四百人計、（頭分計）町奉行將而出申候、不ㇾ相替ㇾ皆々落淚襟を濕し申候、勿論例之通愚老も泣き申候ひき、學館へ出席の日は老臣諸大臣も不ㇾ殘出席、學生何れも上達、志業風を成し見事之樣子に御座候て扨々樂敷事に候、上田菱刈兩生諸學生と交歡日々悦申候、此段餘り長く相成候付略し申候、餘は御想像可ㇾ被ㇾ成候

一　老侯之宮へは毎日晝過より參上仕、夜は早きが五ツ遲きは四ツ過に歸館致候、時々三老も交り何是例之國事に及申候、老侯朝四ツ時より晝過迄は大老侯伺ひに御出一日も怠り無候、其間四丁程有ㇾ之候、日々之伺ひ陰晴風雨疾風迅雷決而不參無ㇾ之候、扨も〳〵至孝之性萬民感戴、先づ是が第一の君德に御座候、大老侯も一日も老侯を不ㇾ被ㇾ見候得ば不ㇾ樂候、仍ㇾ之諸公子も同斷孝心感服致候、老侯宮にて

は日々孝經を講申候、附〻之有司一統不㆑及㆑申、三公子も日々參會被㆑聞㆑講候、就㆑中感心之儀は當主之養子世子宮杢殿、今年八歲甚怜悧に御座候、老侯宮中にて成育有㆑之候、起居動靜言々行々全く老侯の德度を見聞有㆑之、御祖父樣より外に難㆑有人は無㆑之と被㆑存候由にて、いやはや驚入候、日々講を被㆑聽候得共倦怠之容色一ツも無㆑之候、御祖父樣同樣に其位に座し、威儀容度儼然可㆑見事に御座候、老侯之愛育敎誨は勿論天性不㆑及㆑申候、直丸殿御事を內心に存出し含㆑淚候ひき、御遠察可㆑被㆑成候、老侯の德はとても筆紙に不㆑盡候、仍㆑之略し申候

一　領內之美事不㆑遑㆓枚擧㆒候、孝悌力田風を成し、有司は安然として慰勞するのみに御座候、此儀は上田麥刈見聞泣き申候計に御座候、生育の世話も行屆き、今は一民も子を不㆑育者無㆑之候、不思議之事に候、歸府之上市谷にて此事を申述候得ば、是計にても明君なり、大功哉〱と稱美被㆑致候、甚三郞も嘸嬉敷存じ候ひつらんと悅被㆑申候

一　泉氏之婦病歿之儀早速早便にて被㆑告候、愚老はとても覺悟、已に八月末には參り候て永訣いたし候得ば、別て痛心も不㆑致候、乍㆑併老侯を初老臣以下一統之悲哀にて、扨々却て哀を添へ申候ひき、老侯は訃を被㆑聞候と直に哭泣、先生之心中如何計とのみ被㆑申候て、左右從臣も是を甚愁へ申候、別て竹俣莅戶兩人は參り弔し候て、愚老よりは甚之落淚、其餘之深交諸子勿論いやはや迷惑いたし候、仍㆑之三日過㆓忌明㆒に付强て老侯に謁し申候所、又々悲哀甚敷、是には度々迷惑御遠察可㆑被㆑下候、却て

愚老不人情之態にも相見可ㇾ申哉とこまり申候、乍ㇾ併此場にて少しも痛み候得ば、一藩中之愁を生じ候付、實は歯をくひしばり落涙は不ㇾ致候、情は見ニ拙作一候

一　三老を初諸有司之輯睦見事成事不ㇾ及ㇾ申候、是にて政事も行屆き申事と存候、莅大夫甚劇職中文雅を不ㇾ廢、面白く相見へ申候、竹大夫勿論中條も俗人にあらず、當々面白く睦合申候、神保學問を上げ申候、督學用人を兼帶、政談も多く此人に決し申候、片山紀兵衛文職を轉じ郡奉行に相成候、米澤にては要務之職に御座候、御預り所之人民難ニ取扱一諸國一般に候所、此人郡奉行に相成候得ば、じつてい早縄も入用に無ㇾ之、民心甚和ぎ申候、人を被ㇾ用候事不ㇾ堪ニ感心一候

一　五十二日逗留、雪も降り申候付、是非に斷り十月廿八日米澤を發し申候、當日老侯駿河守殿莅大夫は當主の命を以、又羽黒堂迄如ㇾ前郊迄之儀衛儼然、新舊相知一統に送り申候て、一里餘南郊羽黒堂にて別れ申候、老侯を初一統之落涙御遠察可ㇾ被ㇾ成候、神保は送り之役人を引連れ、命を以板谷關迄送り申候、別離の態御想像可ㇾ被ㇾ成候、生涯最早再遊は無ㇾ之地、山川遂落錯與言語同斷御座候、十一月九日東都に着き申候、櫻田より迎使千住迄罷出、一崖小館へは大夫中熊子兩人待居申候、丁寧不ㇾ及ㇾ申候、僕も生涯の仕舞旅行、供廻りも本格之通りにて馬も爲ㇾ引申候、少々俗吏の態はをかしく御座候

一　九日夜に入り歸着に付、翌朝市谷第に朝し申候、君上も早速奥座へ被ニ召出一候て寛々慰勞、米澤

物語に相成、一時計咄しを被レ聞候て喜色不二大方一候、退出之時諸老臣用座へ呼出し、又々同樣にて長物語りに相成、八ッ過第を出て近邊官長廻勤いたし暮に致二歸宅一候、門人群集八ッ比まで咄し申候、翌十日朝山田平次罷越、今日は當主御禮に市谷へ參上之序、直に高館へ被レ參筈と申聞候付、大きに取込候て彼是掃除申付候內に、儀衞儼然米澤侯麻衣裳、駕籠側は麻上下ドロ〳〵と御入來に候、直に奧の小座敷へ請じ申候、中々賓座には就間敷、愚老客座に就き候樣にと例之恭遜辭讓時を移し甚こまり申所、中燕士須田多仲却て先生を勞し候事如何御座候と申述候付、漸對座へ御上り有レ之候、此度先生を遠國へ招待之御禮市谷へ今日申上候、隨て直に罷出御禮申上候との儀、辭謝反覆丁寧痛入候、銀綿端匹酒肴表座敷へ備へ座に滿ち申候、其內に家の鍛工へ被二申付一刀脇指二口を新に被レ爲レ鑄候て持參に御座候、目錄は米澤侯御自身に被二相渡一候、是は先例越侯濱町へ御出之禮之通りに御座候、妻子婢迄被二召出一懇に慰勞、各賜物有レ之候、塾長召出し目錄を給り候、隨從兩生（上田菱刈）も召出し謝辭有レ之候、賜物は米澤にて有レ之候、何も供し不レ申、吸物一ッ御酒肴計にて盃を例之通進じ相濟候、夫より甚悅喜にて七ッ過迄物語有レ之御歸り有レ之候、愚老は玄關式臺にて達て辭謝に付入り申候、駕は門中にて被レ召候樣にと申候得共承知無レ之、漸門の內しきみのほとりにて、忰無理に請ひ候て上輿有レ之候、禮には決て不レ參樣に急度御申聞に付、無レ據十四日に初て櫻田へ參り、盡日交歡飲宴罷歸り候、市谷邸中は不レ及レ申隣里を赫灼いたし、きのどくなる事に御座候、山村伊勢守よりは家來を遣し急成事に候得

ば不都合に可レ有レ之候間、何にても手傳可レ申由を申聞候、一統珍敷がり申に付、世の儒敎の季世に及申を歎じ申候、有間敷事にも無レ之候、已に濱町小屋へも父侯は御出にて有レ之候ひき、但し當侯志を被レ繼候事は感服いたし候

一　上田菱刈二生は仕合者に御座候、米澤にても客遇丁寧なる事に候、老侯宮中へ被二召出一目見有レ之、丁寧に慰勞有レ之、料理を給り目錄も玉り候、十日の暇を與へ奥の松島へ游覽爲レ致候、然所米澤を離れ他領へ罷越候事、道中無二心元一由にて僕壹人給り馬一匹を被レ供候て、御馳走にて松島を見て歸り申候、此段は二生生涯にはならぬ遊賞、東都館中之門人ども甚ねたましがり涎を流し申候

以　上

此度の北行前後之次第記錄し置可レ申と存候處、着後事を了し候て散々風邪、十七八日平臥、そりやこそ旅疲など醫師どもさわぎ申候得共、何之苦もなく解熱それより漸々快復、飲食常に復し、此節は全人に相成、年始も元朝曉七ツより出仕、諸方廻勤も大方昨日切りに濟し申候て、今日は此書を認め申候、御安心可レ被レ下候、今年之御出府も無二心元一、又明年にも可二相成一哉、扨々老心は是のみ愁へ申候、世儀々々忍心哉と妻子共と常々申暮候、面語に代へて此書を認め申候、書牘に可レ致と存付候へ共それも面當、足下計一見あればすむことと俗書にて申進候、廣く他見は御無用、御口語は御勝手次第に御座候

一　泉も甚よわり申候得共、諸侯家禮遇甚厚く、去年忌明後日々他行娘にこまり申候、妻折々參り致ニ看顧一候、好婦も有レ之樣に相聞え申候、春の内には繼絃の積りに御座候、扨々老人是には氣を痛め申候、妻儀愚老同樣に足下ハ東行を相待申候、春寒御自愛令女育成之御手當可レ被レ成候、進度物も有レ之候得共、扨々遠國便りも不自由不レ任ニ心底一候、令内へも宜敷申述可レ被レ下候

一　巴太仲能出隨身好書生に御座候、御安心可レ被レ下候、何事も後便と草々御祝詞申納候、頓首

正月四日　　紀　德　民

世儀樺賢契
梧右

猶々米澤にて保督學とは常々御噂、保生も西望いたし候、已上

嚶鳴館遺草附錄終

先師平洲先生國牘跋

平洲先生之學之德之大、世尙有㆓知與㆒ㇾ不ㇾ知、我侯屈㆓致之千里㆒者三、區々唯恐ㇾ失㆓其禮㆒、且敝邑之事、一無ㇾ可ㇾ觀者㆒固矣、而聘㆓虛聲乎大方君子㆒、慚愧何勝、雖ㇾ然先生之親㆓我侯㆒、亦豈尋常行路之人耶、經㆓年所㆒者二十餘、久矣哉、先生曾有ㇾ云、樺世儀助ㇾ吾者也、信哉言也、一卷之國牘、執而讀ㇾ之、一字一淚、使㆓人慨㆒焉、憶往日先生而有ㇾ知、不㆔亦哭㆓泣九圍之上㆒耶

文化十五戊寅淸明前一日　　七十六翁神行簡拜

此ふみはこたび遺草輯錄のことを聞及びて、世儀男子述はる〳〵とうつしつかはしければ、こゝに錄し出すになむ

先君子平洲先生國字遺書、存㆓篋笥㆒者若干卷、所ㇾ應㆓于諸侯、及諸子需㆒者、十居㆓七八㆒焉、辭ㇾ世已久矣、人或借去、間有㆓散逸㆒、余每憂ㇾ之、會舊門生來集、話次及ㇾ之、僉曰隻字拱璧、不ㇾ可ㇾ不ㇾ重、假令借者愛護、亦恐轉寫之誤、貽㆓瑕於夫子㆒、不ㇾ可ㇾ知也、私刊而傳ㇾ之何如、余甚然ㇾ之、於ㇾ是有㆓斯擧㆒、匪㆓敢公㆓諸世㆒也

天保乙未歲仲春　　男　德　昌　謹　識

肥後物語

亀井道載著

肥後物語序

肥後物語ハ專ラ光君ノ爲ニ記セシ草本ナリ、臣幼年ノ時ヨリ學問ハ經濟ヲ本トスト承リシユヘ、諸國ヘ游歴シテ政要時勢ヲ聽コトヲ好ム、肥後ハ當侯賢明ニマシマスユヘ、國政モワケテ調ヒケレバ、數數游學シテ傳聞セシコトハ假初ニモ記シ置ケリ、サレド國政ハ妄ニ沙汰スベキ事ニ非レバ、何ゾ途聽道說ノ誚リヲ免カレンヤ、然リトイヘドモ當侯改制ノ主意ヨリ諸有司ノ信義ニ向ヒ、國風移リ行シ荒增ハ見ニ侍ルナルベシ、抑今草本ニ編ナバ、諸國ノ美事モ書集ムベキニ、肥後ノ物語リニ限リシハ聊ノ故アリ、去シ比鈴木淸左衞門ト云ヘル人、一橋卿ノ使トシテ下ラレシニ、木村曆庵ヲ介紹トシテ臣ニ出會バヤト申送ラル、臣モ年來其人トテリヲ聞テ慕ヒケレバヤ、賢シト曆庵ガ別業ニ詣デ、相見ス、聖賢ノ古事ニタトヘンハイト片腹痛ケレド、傾蓋如レ故トヤ云ン、一タビ口ヲ開ケバ肝膽ヲ披瀝シ、彼我座忘シテ晝夜ヲワカズ物語シケリ、三人ノモノ面ハ各異ナレドモ心ハ同ク、君侯ノ德性ヲ他事ナク思ヒ、イト行末堯舜ノ君ト仰ガレサセ玉ハンコトヲナン願ヒケレバ、物語センコトモ世俗茶飲ノ事ニ非ズ、肥後政事ノ譽レ、諸有司ノ善行ナド二ツ三ツ云出シ、共ニ讃歎セシコトナリ、其翌日淸左衞門曆菴君侯ニ朝見セシニ、昨夕臣ニ出會四方ヤマノ物語セシコトヲ申サレケレバ、君侯學ヲ好ミオハシマ

セバ、尋常ナラヌ物語ナラント問セ玉ノ、二人膝ヲ同シテ肥後美政ノコトナド申出シ、讃歎セシアリサマアリノマヽニ申上ラル、其時君侯悦バシキ御氣色ニテ、二人ヲ膝下ニ召サセラル、肥侯ノ政績一ツ二ツ問召、且ハ喜ビ且ハ憂ヒ玉ヒ、サテハ三人思ヒ入タル物語ナリ、尚モ委ク聞マホシキ旨仰ゴトアリシトナン、厩庵他日臣ニ語ル、君侯ノ徳量ヲナナン感悦シケリ、君侯ノ徳量聰明ハ云モサラナリ、サレド猶春秋ニ富セラレケレバ、一日萬機ノ政思召ツカセラレシコトモ、謙讓未遑トヤラン、深ク慮リ遠ク謀ラヒ玉ヒテ、年月ヲ積セラレタランハ、サバカリノ徳教仁政ヲ發セラレ、聲譽四海ニ仰ガレサセ玉ハンコト鏡ニカヽテ明ナリ、サレバ肥後ノ政績モ萬機ノ一助トナリナント拙キ筆ニ書集メ、電覧ニ供ヘ侍ランコトゾ願ヒケル、時シモ御氣色例ナラズオハシマシ、程ナク病重ラセラレ、ツヒニ萬民ヲ棄サセ玉ヒヌ、上下大小ノ臣ヲ限ラズ、都鄙ノ農商マデ悲ミ傷ミ、恐レ思フコト宛モ考妣ヲ失フガ如シ、マシテヤ臣元楽市井ノ狂生ナリシヲ、神變不思議ノ明斷ニテ衆議ヲモ顧ミ玉ハズ、破格ノ寵ニテ儒職ニ召出サレ、程ナク諸儒ヲ超テ侍讀ニ召サレ、或ハ瞽説杜撰ノ言ナド獻ジ奉リシニモ、不敬ノ咎メモマシマサズ、言路ノ塞リナンコトヲ憂ヒ玉ヒヌルニヤ、却テ賞命ヲ下シ玉ヒ、家業志厚シトナン聞エサセ玉ヘバ、優待ノ至リ感ジ奉ルモ尚餘リアリ、加レ旃此程病ノ御床ニモ臣藥師ノ道ヲ習ヒケレバ、日日尊脈ヲ拜診セサセ玉ヒ、御藥ナニクレト問ハセ玉ヒ、世ニアリガタキ寵遇ヲ蒙リケレバ、臣不肖眇眇之身海恩ノ涓滴ヲモ報イ奉ランコトノ覺束ナケレド、御齢イマダ三十ヲダニ越サセ玉ハザレバ、昔

根ノ長キ御代時ヲ得機ニ臨ミテ寸志微志ヲナン献ジ侍ラント頼モシク思ホエシニ、僅四年ノ月日ヲダニ事フマツラズ、此大喪ニ遭スルコトノ哀サ云ンカタナシ、去歳ノ夏我父ニハナレ、今又我君ニ棄ラル、天墜地裂スル心地シテ越方ヲ顧ミ行衞ヲ慮リ、氣モタエ魂クラミテ、只夢中ニ夢ヲ占フトヤ云ン、折シモ几案ニ向ヘバ、兼テ書集メシ草本タマ〳〵稿ヲ脱シケレド、献ジ奉ランヨスガモナク、一言一句モ君ニ献ゼント記シオキシ詞ナレバ、又他ニ泄スベキニモ非ズ、イカヾセント目ヲトヂ思ヒ煩ヒスレバ、夢中トモナク現トモナク、死ニ事ルコト生ニ事ルガ如シ、此書ヲ献ゼズンバ君ヲ死セリトスルナリ、在天ノ神ヲ奈何セント、サモイカメシク呼ハル、コハ淸左衞門ノ聲ナリト覺テ、ハタト目ヲ開ケバ全ク臣ガ妄念ニゾアリケル、サテハ妄念ナリケルヤ、去シ比淸左衞門申上シヲ、倘モ委ク聞マホシク仰セラレシヲ暦菴告シラセシトキ、已ニ此草本ヲ記シ初ケレバ、妄念ガ正念ナルヤ、正念ガ妄念ナルヤ、ゲニ神靈マシマセバ献ジ奉ランヨスガニ非ズヤ、カケマクモ忝モ許多ノ思召ヲ抱キモテ登ラセ玉ヘバ、天ハ人ヲ假テ言ヲタヽシ、時機ヲ待得テ賢臣ニ命ジ、福ヲ社稷ニ降シ、國人ノ惠ミ玉ハンコト唯測リ知ル者アランヤ、仍テ一本ヲ寫シ緘定襲緘シ、尊靈前ニ献シ奉ルモノナリ、誠惶誠恐、頓首頓首

于時天明辛丑之冬　　小臣龜井魯拭淚謹誌

肥後物語凡例

一此物語ハ彼地ノ人ニ追々承リシマヽ書集スレバ、溢美ニシテ實ニ過タルコトモアルベシ、又ハ覺違ニテ虚妄ナルコトモアルベシ、然レドモ秘シタルコトヲ聞タルコトナレバ、再ビ詮議ナリガタク、疑ハシキコトモ其マヽニ記シ侍ルナリ、芻蕘ノ言モ君子コレヲ撰ブコトアレバ、專ラ神明ノ取舍ヲ祈リ奉ルナリ

一肥後當侯立セラレシ後、國中制法ヲ立カヘタマヘリ、彼地ノ人ノ物語ニ、改制以後ト申ハ即此事ヲ云ナリ

一肥後改制アリシトテ、古來ノ舊制ヲ殘サズ改メタマヒタルニモアルマジケレド、其政ノ大體ニカヽリタルコトヲ改メタマヒシコト四五箇條コレアリト存ジ奉ルナリ、第一ハ學校ニテ、人才ヲ仕立ルコトヲ政ノ基トシタマヒシコト、第二ニハ執政ヲ大奉行ト名ヅケ、祿二百石以上ノ士ハ才徳次第昇進ナルヤウニシタマヒシコト、第三ニハ國中ノ政ヲ十二職ニ分ケ、六奉行ニテ統ブヽリ、混雜コレナキヤウニシタマヒシコト、第四ニハ國中ヲ六備ニ分チ、武備ヲ極メタマヒシコト、第五ニハ刑法ノ職ヲ立奉行ノ一役トシ、刑法ヲ委ク定メタマヒシコト、是正シク改制ノ政要ト存ジ奉ルナリ、其

外ニモ二三箇條モ申立ベキコトアレド、直ニ承ヌコトナレバ斯ト申シガタシ
一　六奉行ノ分職十二、第一機密方ト云、社稷ノコト又ハ大臣ナドニカヽル秘密ノコトニ預ル、第二ニ選擧方ト云、物頭以下ノ役人ノ擇ビヲ掌ル、以上ハ憚ル、第三考績方ト云、諸役人年中ノ功績ヲ考ヘ視ルコトヲ掌ル、第四學校方ト云、學校一切ノ用事ヲ掌ル、第五刑法方ト云、大小ノ訴訟、罪人ノ刑罰ヲ掌ル、穿鑿方ノ役人此ニ屬ス、右五職ハ重職ナルユヱニ、總頭ヲ家老一人宛請持ツ、タトヘバ機密ハ長岡助右衛門、選擧ハ有吉四郎右衛門ト云ガゴトシ、大奉行一切ノ政ヲ兼統ルトイヘドモ、右五職ノコトハ皆請持ノ家老ニ談合シテ決斷スルコトナリ、第六勘定方ト云、第七郡方ト云、第八町方ト云、第九屋敷方ト云、第十天守方ト云、第十一類族方ト云、第十二作業事方ト云、右十二職ナリ、外ニ客屋方船手方ト云役名アリトモ承ル、イマダ詳ナラズ
一　官名ハ天下ニ通ズルコトナレバ、江戸ヤ他國ニ對シテ改メガタキコトナルユヱ、大抵他國同樣ナリ、任職ノコトハ內々ノ事ユヱ、イカナル名目ヲ付ンモ勝手次第ナレバ、撰擧考績等ノ分職モコヽアリト見エタリ、委ク條理ノ立タルコトト存奉ルナリ

肥後物語

南溟　龜井　魯著

堀平太左衞門昇進ノ事

肥後當侯入部ノ始メ、堀氏ヲ擢拔シテ重キ役儀ニ任ゼラル、（此役名不レ承）同人精忠ヲツクシ勳功モアリシニ、其頃天災打續キケルニ、家中扶助モ支ナク、飢民モ多カリケレドモ、宜ク救ヒタテ一國ノ人信服セシニツキ、程ナク昇進シテ、元來五百石ノ身上ナリシヲ新地千五百石ニ加增下サレ、外ニ役料トシテ千五百石仰付ラレ、都合三千石ニテ、大奉行トシテ國中ノ政ヲ任ジタマフ（此事寶曆六年ノ秋ナリ）其以前侯イマダ江戶屋敷ニ住セラレシ時、肥後國上下困窮ノ砌ナレバ、僅ノアテガヒニテ萬事不自由勝ニ渡ラセラレシユヘ、諸役人ニ內談シテ用事ヲ辨ゼラレケルニ、國君ノ舍弟ナレバ、諸役人モ何卒シテ不自由ニナキヤウニト皆々世話イタシ內々肝煎シニ、其頃堀氏ハ用人ヲツトメケルガ、內用ヲタノマルレバ顏色ヲ正シ申シケルハ、當時國用不足ノコトハ御存ノ前ナリ、然ルニ御舍弟ノ身分トシテ御入用多クテハ、畢竟主君ノ御難儀トナル、ヨツ〱丁簡ヲ付ラレ、入用少キヤウニナサルベシ、何程仰セ聞サルトモ、內々ノ御用事ハ某ハ一向世話仕ラズトテ決テ取持ズ、剩ヘ異見ヲ申上ゲ、毎々迷惑ニ及バセラレシニ、大變

アリテ程ナク國君トナラセケルユヘ、堀氏ハ定メテ首尾アシカラント人々申合シニ、左ハナクテ大忠臣用達ノ者ハ平太左衛門ナリトテ、右ノ通リ重ク召使ハレ、其後彌上下ノ人心服セシヲ見スヘ、國政ヲ任ゼサセタマヒシトナリ

稻津彌右衛門水損ヲ救シ事

稻津彌右衛門ト申ハ誠實ニテ知略アリ、甚文盲ニテ無筆ナリケルヨシ、當侯入部ノ始メ郡方總奉行仰付ラレ、納方便利ニテ農民殊ニ感服セリ、其頃玖摩川大水ニテ堤切レ、民家田畑夥シク破損セシニ、普請役ノ面々ヲ追々遣ハサレ、種々世話シケレド民ノ難儀彌增ニテ已ニ飢ニ及バントシケルユヘ、彌右衛門ニ仰付ラレ、其方一存ニテ如何ヤウトモ取計フベシトアリシニ、彌右衛門畏リ其里ニ罷越シ、大簣小簣夥シク作リ、右破損シケル百姓共ヲ呼集メ、此節水損ニツキ其方ドモ危難ニオヨブ段、御上淺カラズ不便ニ思召上ラル丶條、公儀ヨリ食物ヲアタヘラレ賃錢ヲ以テヤトヒタマフニツキ、隨分出精イタスベキ由申付、大簣ハ何程小簣ハ何程ト賃錢ヲ極メ男女老若オシナメ其力相應ノ簣ニテ、日々土ヲ運ビ土手ヲキヅカシメラル、窮民ドモ大ニ悅ビ程ナク普請出來タチ、田畠モ舊ニ復シケルトナリ、其節窮民ノ中誰トハシラズ歌ヲ作リ、土ヲ運ブモノナメテウタヒケルハ、稻津彌右衛門樣ハ神カ佛カ、死ヌル命ヲタスケヤルト、某十九歲ノ時彼地ニ遊ビシニ、肥後ヨリ島原ノ方ニオモムキシヲ、彼地ノ儒者何某一里アマリ送リシガ、其路ニテ右ノ歌ヲ無拍子ナル田舍ブシニテ歌ヒシヲ聞ケリ、鄕ノ子產ノ政

ヲナセントキ百姓安堵セシニ、歌ヲ作リシコト左傳ニ見エタリ、サレバ民情徳ヲ感ズルコト今トテモ無キニシモ非ズ

長岡主水大臣ノ體ヲ具シ事

長岡主水人トナリ剛强ニテ、學問博ク詩ヲモヨク作リ、年未三十ニ滿タザリシ時ヨリ、當侯モ憚リ思召ス風儀ニテ、實ニ大臣ノ體ヲ得タリシトナリ、彼國家中ノ人浪人トナリ筑前ニ來リシガ、兼テ江戸屋敷ニモ勤タルモノニテ、主水ノコト物語セシニ、江戸屋敷ニテ主水在番ノ節ハ、屋敷中ノ人々恐ヲ抱キ兎角氣味アシク自然ト物音シヅカニコレアリシトナリ、一頃當侯月夜ニ酒宴ヲ設ケラレ、女中交リ興ニ入ラセラレシニ、夫人仰ラレシニハ、私事主水ノ笑顔ヲ見申セシコト是マデ一度モコレナシ、今夕召サセラレ御酒頂戴仰付ラレ、何卒笑セタマハヾ一入ノ御慰ナランヿアリケレバ、侯イカニモト思召、今夕月ヲ賞スル間酒宴ニ侍リ申サルベキ旨主水方ニ仰ツカハサル、主水アリガタキ御意ノ趣、相仕舞罷出ベシト御請申上ラル、其アトニテ夫人付ノ女中ニ仰含メラレ、種々ワヤクノ手段ヲ敎ヘタマヒシニ、程ナク主水入來リ、今夕ハ月モヨク晴、御酒宴御興ニイラセラレ、御酒頂戴仰付ラルベキ旨アリガタク存奉ル段一通御禮申上、例ノ風儀ニテ威儀儼然トシテ着坐シケルガ、侯モ夫人モ今夕ハ少々打クツロギ御酒用ヒラルベシトテ追々進メタマヘバ、主水モ二三杯傾ケラレシニ、兼テ仰含メオカレシ女中酌ヲ取シガ、主水樣恐ナガラ御杯頂戴仰付ラレ下サルベシト申ケルニ、主水ハ一向聞ヌ體ニテア

リシニ、夫人イカニモ憚ナガラ御杯頂戴サセタマヘト御取ナシニヨリ、左アラバ其方ニツカハサントテ杯ヲオクリケレバ、女中オシイタヾキ何卒シテ笑顔ヲ見マイラセタキ工ミナレバ、誤リテ酒ヲ受過シタル體ニテ少シ呑サシ、何トモ慮外ナガラ御酒宴ノ御樂ト思召上ラレ、此酒ヲ直ニ指上タク存ジ奉ルト申ケレド、主水サアラヌ體ニテ何トナク四方山ノ物語申上ラル、女中彌近クヨリモシ〳〵ト幾度モ願ヒケレバ、主水ツト顧ミ女中ノ帶ヲツカミ、後ヘドウト擲チ金屏ヲ打倒シ、御前ナレバ其分ニ指免スト一言申シ見向モセズヤハリ御咄等イタシ、勿論少モ不敬ナル體モナク、暫アリテ暇ヲ乞ヒ退出ス、遂ニ笑顔ハナカリシトナリ

肥後侯學者ヲ優待シタマフ事

秋山儀右衛門ハ元來豐後鶴崎ノ醫者ナリ、鶴崎ハ肥後領分ナルユヘ、醫學修行ノタメ熊本ヘ罷出居ケリ、儀右衛門學識アリテ詩ヲヨク作リケレバ、侯召出シタマヒ三百石ノ祿ヲ給リ、毎日御前ニ召サレ會讀詩會講釋等仰付ラレ、江戸ニモ毎々召連ラレ、甚寵遇ヲ得タリ、儀右衛門元來田舍人ニテ、身ヲ自由ニ持ナシタルヿナレバ、困究ニ存ズベシトテ隨分自由ニイタスベキ旨仰付ラレ、且酒ヲ好シユヘ同人請所ニハ格別ヲモツテ毎日酒一升アテ給ハリシトナリ、其後家中専ラ學問ニ向シユヘ、儀右衛門ト御相談ナサレ稽古所ヲタテタマヘリ、其頃片岡善次郎ト申セシ儒者モ元來陪臣ナリシヲ、俸祿ヲ給ハリ直勤ニ仰付ラレタル人ナリ、同人ハ年老タリシガ是モ會讀ナドニ召サレシニ、甚寛ナル生付ニテ毎々刻限ヲ

誤リ、侯ハ已ニ着坐ナサレ待セラレシコトモ多カリシニ少モ御咎モナシ、一日殊ノ外ニ延引シテ晩景マデ待セラレシニ、善次郎漸ク出勤シケレバ、是ハ以ノ外ノ不敬ナリトテ、人々皆恐入ケルニ、侯ハ何ノ御憤モナク、今日ハ殊ノ外待久シカリシ、定テ餘儀ナキ暇入アリシナラン、最早晩ニ及ビタレバ今日ノ會談ハ相止タシト仰ラレタルノミニテ、後日ニモ何ノ御沙汰モナカリシヨシ、侯學問ハ國政ノ基ト云ヿヲ得ト御呑込アルユヘ能々學藝ヲ尊崇ナサレ、用達ノ學者世ニ稀ナルモノト云コトヲシリテ、同ジ臣下ノ中ニモ學者ヲバ格別ニアヒシラヒシコトナリトテ、只今ニ至テモ彼國ノ儒者毎度自滿シテ物語セシコトナリ

附錄、伊形正助ト申ハ木葉村ノ百姓ナリシガ、詩上手ナリトテ選擧セラレテ俸祿ヲタマハリ其比堀平太左衞門公所ニテ出合、正助ニ對シ此以後ハ懇意ニイタシタシ、拙者屋敷ニモ參ラルベシ、佳什ナドアラバ見セタマフベシ、サテ拙者ヘ用事アラバ取次ヲタノマズ直ニ書狀ヲ給ルベシ、左ナクテハ詩文トリヤリハ致シガタキユヘ必ズ遠慮シ給フナト申サレケル、他日正助用事ノ節直書ハ憚リト存ジ、取次マデ用事申遣シケレバ、平太左衞門直書ニテ返事セラレタリ、其後平太左衞門他ノ儒者ニ對談ノ節サテモ學者ト申ハ不思議ナルモノナリ、先日用事ニツキ伊形正助ニ返書ヲ認メタルニ、已ニ書調タル上ニテ見レバ、何トカ無禮ナル辭アルヤウニテ落付ズ、又書直シテ見テモ兎角宜カラズ、凡三度調直シテ漸ク成就シタリ、日用ノ書狀ヲ調直シタルコトハ多クハナカリシニ、サテ〳〵不

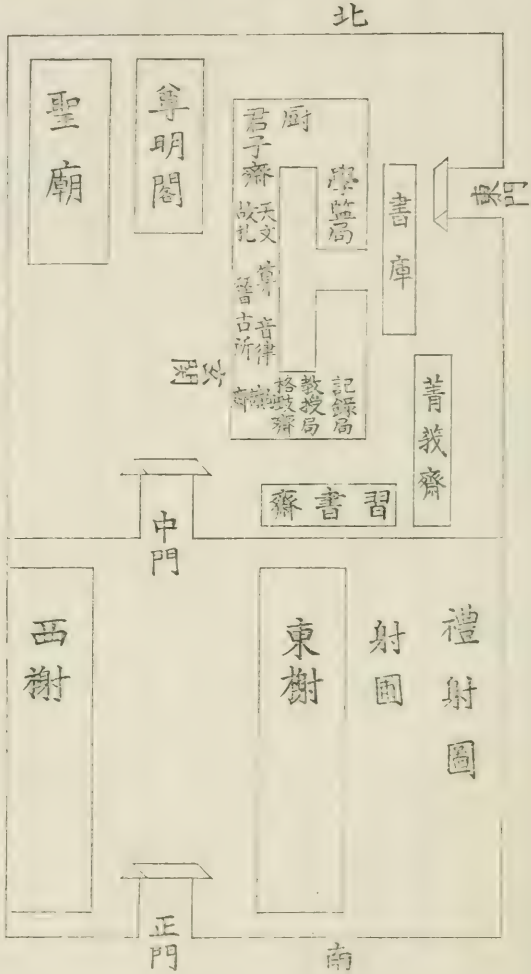
思議ナルモノナリ、正助ハ輕キ新參ノ扶持人ナレド、偏ニ學問ノ德ニオサレタルナリト物語セリト
ナン、是ヲ以テ考レバ、肥後ニテハ學者ハ甚尊信セラル、コトト見ヘタリ、上下ヲ限ラズ、學問流行ハ
尤ノコトナリ、肥後モ以前ヨリ儒者ハ家藝ニテ餘國同前ナリシニ、近年改制ニテ儒者ノ相續不學ナレ
バ平士トナリ、學問ヨケレバ儒者役申シ付ケラル、トナリ、格別尤ノ制法ナリ、學問ハ人ノ生質ニ
テ用達モアリ、用達セヌモアルモノナリ、儒役ヲ家藝ニ申付ル程無理ナルコトハアルマジキゾ、軍學
武藝馬術ナドモ家藝ハ無理ナレド、是等ハ亂世ノ用意ナレバ當時ニテハ用達不用達ノ所サダカニ知
レガタケレバ其通リナレド、儒者ハ常用ノコトニテ、用達ナキ所明白ナリ、然ル處學問ノ尊キコトヲ
知ラヌ上カラハ、儒役ヲ家藝ニ申付ケ、少々書ヲヨミ講釋ニテモスレバ、夫ヲ儒者ナリ學者ナリト心
得ラレ、內心ニハ風儀ヲカシク思ヒナガラ、丁寧ニテ謙退スルヲトリエニシテヨキヤウニ取持ルレ
バ、儒者モ自然ト氣象ヒキク、世間ニテハ猿樂師茶道ナド同樣ニアシラハレテモ恥辱ト存ゼヌ分際
ナレバ、平士ヨリハ永沈地獄ニ陷ルヤウニ思ホド賤キモノニ成ハテシハ、學問ハ用達ナキモノト觸
流スヤウナルモノナリ、サレバ心實ニ學問スル人ノナキハ、畢竟上ノ仕向悪シキユヘト知ルベシ

學校ニテ人才ヲ仕立ル事

肥後學校ノ起リ、秋山儀右衛門取立シトキハ、時習館トテ至テ小キ事ナリシガ、追々立廣メ、儀右衛門歿
後ハ藪茂次郎學頭トシテ愈益仕組ヲ立テ、只今ニテハ文學武藝算術天文手習仕付方マデ皆々學校ニテ

仕立ルユヘ、一家中ノ人學校ニテ稽古セザル者ハ一人モナシ、右ノ通リ學校ヲ諸士ノ仕立所ニ致シタルモノユヘ、至テ重キ法ヲタテ物頭ヲ家老ノ職ニシ、役名ヲ總教ト云、學校中稽古人ノ賞罰黜陟ヲ掌リ、幷ニ師役ノ面々ノ願等ヲ承ル、其下役ニ學監トテ六百石以上ノ人二人ニテ相勤ム、學校御目附ト稱ス、學頭ト同ジ位階ナリ、學頭ハ文學稽古人ノ精不精、才不才ヲ吟味シ、學監ハ武藝稽古人ノ精不精、才不才ヲ吟味ス、此兩人大役ナリ、其外文武ノ諸師役人大勢相詰ル、稽古ノ人數ハ文學ノ方バカリ承リシニ、日々三百人程コレアルヨシ、サテ稽古人吟味ノ仕法ハ、諸師日々ニ稽古人ノ精不精才不才ヲ考ヘオキ、歲ノ終ニ封印ヲモツテ文學ハ學頭、武藝ハ學監ニ申達ス、學頭學監封印ヲ開キ得ト考ヘ定メ、其書付ヲ總教ニ達ス、總教又考定メテ來年正月開講ノ次、出精ノ者ニハ賞美ヲタマフ、拔羣ノ者アレバ君聽ニ達シテ章服金銀ナドヲ賜ハル、不精ノ者ハ輕ハ叱リ、重ハ稽古ヲ指留ラル、過ヲ改ルトキハ諸師ノ言上ヲ以テ舊ニ復ス、其外ニ奉公附ト云コトアリ、此ハ日々ノ勤惰ヲ記ス仕形ナリ、筆紙ニ載ガタケレバ略ス、又試業トテ稽古人ノ藝業ヲ試ムルコトアリ又略ス

附錄　學校小圖　南北六十間餘東西四十間餘ナリ



學校役人ノ事

總教　家老

教授一人　物書一人使令一人屬ス

訓導四人

學監二人　横目三人物書四人屬ス

助教一人

句讀師六人

算學師二人　天學師一人

習書師一人　故實師二人

音樂師一人　武藝師五十人程（一本四十人程ニ作ル）

右ハ兩棚ニ詰ル軍學弓馬劍鎗其他ノ武術師皆備ル

役人三人（一本一人ニ作ル）手附三人

右ハ學校ニ付タル雜用スヘテ主ル

居寮生十人餘　此中ヨリ句讀指南ヲ加勢スルコトモアリ

手傳荒仕子數人

以上總計百人程

居寮ノ事

國中ノ人上下ニ限ラズ、才氣拔羣ニテ以後用達モスベキ人物ヲ見立ヌレバ、學頭ヨリ總教ニ申達ス、總教得ト吟味ヲ加ヘ、愈拔群ノ人物ナレバ君聽ニ達シ公儀ヨリノ御養ニテ一年中學校ニ召置レ、其望ニマカセ何藝ニテモ稽古セサセタマフ、愈勤學シテ才學ス丶メバ、二年モ三年モ留學仰付ラル、其内一應才學成就スレバ、直ニ役儀ヲ申付ラル丶コトモアリ、句讀師ナドニナルモアリ、モシ案外ニ進マヌ人ハ一年ニテ寮ヲ出サル丶、某十九歳ノトキ彼國ニ遊ビシニ、居寮諸生四五人アリシガ、近年ハ十四五人ハ年々タエザルヨシ、ケ樣ノ筋ユヘ家中ハ勿論、在町マデモ學問出精ノ者多ク、醫者出家社人ナド

ニ文盲ナルモノハ至テ少キナリ

附錄、三年以前肥後諸生兩人遊學シテ拙宅ニ來リ、六七日滯留セシガ、一人ハ伊形伊作トテ居寮ノ人ナリ、一人ハ本田禮助トテ何郡莊屋ノ倅ナリ、イヅレモ二十四五歲ノモノニテ、學問モ進ミ詩モ餘程ヨク作ル者共ナリ、某禮助ニ對シ其元ハ右體ノ詩作學問ニテ、何ユヘ居寮ハイタサレズヤト問シニ、禮助答テ私モ居寮仕度志ナリ、學頭藪氏モ居寮イタサセタキ存念ニテ段々申出ラレ、總教モ合點致サレタル由ナレドモ、當時ノ國風ニテ郡地ハ郡代合點イタサネバ、諸大夫執權ノ手ニモ及バヌコトナリ、右ニ付郡代ニモ段々其旨ヲ願ヒケレド、郡中ニモ相應ニ學問スル者ナケレバ御政事行屆申サズ、勝レタル者ハイツモ公儀ニ召上ラレテハ如何シテ田舍ヲ治メン、此方郡代ヲ勤ル內ハ曾テマカリナラヌト理强ク申スユヘ、學頭モ總教モ仕形ナク、私モ志ヲ遂申サズト、郡代ヲ恨ミ口ニテ申セシカド、某ハ此物語ニテ一役切ニ締リアルコト感ジタルナリ、彼國ハ郡代一郡ニ二人ヅヽアリテ、一人ハ郡ノ役所ニツメ、一人ハ城下ニ居テ互ニ萬事ヲ聞續テ相勤ム、其役頭ハ六奉行ノ內ニテ、郡方奉行トテ一人アリ、サレバ十四郡ニ二十八人コレアル役人ニテ輕キ役人ナレド、郡ヲ其人ニ任ゼラレタレバ、其人ノ了簡次第ニ治メルコトト見ヘテ、理ニ叶ヒタルコトハ上役ノ手ニモ及バヌ模樣ニテ、尤然ルベキコトナリトテ感ジ入リシナリ

藪市太郎先手ヲ辭セシ事

藪市太郎壯年ノ時先手物頭ノ役ヲ勤メケルガ役頭ヨリ今日ハ何方ニ富札ヲツキ候條、組ノ者召連ラレ同所ニ參、非常ヲ警固アルベキ由仰出サル丶ニツキ、其心得ニテ罷越サルベシト申渡サル、市太郎申ケルハ、是ハ難儀ナル御用筋ナリ、御用ナレバイカナルコトニテモ畏リ奉ルベケレドモ、侍ノ身分ニテ博奕ノ警固ハ何分ニモ恥ガマシキコトナリ、此儀ノミハ公命トテモ畏リガタシ、兎角然ルベク賴ミ奉ルトテ再三斷リケレバ、役頭モ仕形ナク大奉行堀平太左衛門ニ其段ヲ申出ケレバ、大奉行承リ、市太郎申分理ナキニ非ザレドモ、舊例ナレバ今日ハ相勤メラルベキヨシ申渡サレヨト申サル丶ユヘ、役頭重テ其旨ヲ申シ渡シケレドモ、市太郎尙又畏ラズ、左様ノコトニ候ハヾ恐ナガラ私右ノ役儀今日御免下サルベシ、且憚ヲカヘリミズ申上ル所思召ニ叶ヒ申サズハ、如何刑法ニ仰付ラル丶トモ、博奕警固ノ恥辱ニタクラベバ少モ殘念ニ存ゼズトテ愈〻申ハナスニツキ、役頭モ手ニアマリ、又々大奉行ニ申出ケレバ、平太左衛門モ是非ニト申ガタク、サラバトテ當日ノ役目調ハヌユヘイカヾ申付ベキヤト侯ニ伺ヒケレバ、侯顏色ヲ改メラレ市太郎ガ申所甚理ニ叶ヘリ、イカニモ富札ノ警固ニ侍ヲ申付シハ此方ノ無理ナリ、今日ヨリ先手頭ノ警固ハ相止メラル丶旨仰出サレ、市太郎出方ハ御免ナサレ、ヤハリ前役ヲ勤シトナリ

此以前彼地ノ學頭藪茂次郎ト物語ノツイデ、渠問テ申ケルハ、貴國ノ政事實ニ諸國ノ手本トモナルベキコトナルガ、富札ヲツカセタマフコト、渠了簡ニテハ玉ニ瑕ト存ズルナリ、堀氏イカヾシテ右富札

ヲ止ラレザルヤ、其元了簡ハイカヾ思召ヤト申セシニ、茂次郎答テ、成程平太左衛門モ年來此事ヲコソ氣ノ毒ニ存居ナリ、サレド一國ノ政事モ手廣キコトニテ行屆ヌモノト見ヘタリ、右富札實ニ政事ノ大疵ナレドモ、古來寺社普請ノ手當ニ致シ來リタレバ、富札ヲヤムレバ、右ノ手當ノ財用ニ困ルユヘ氣ノ毒ナガライマダ止キラズ、一年兩度二ケ處ニテ富札ヲツカセルコトナリ、拙者ナドモ其事ハトクニ氣ヅキ、平太左衛門トモ毎々内密ニ申談ゼシコトナレド、サテモ止ガタキ筋ト聞ヘシト、甚困リタル顏色ニテ物語セシナリ、此物語セシコトハ已ニ十四五年以前ノコトナリ、當時ハ右ノ富札ハ相止ラレタリヤ否ヤイマダ詳ナラズ

肥後侯御部屋アシラヒノ事

某十四五年以前彼國ニ遊ビシ時、彼地ノ儒者何某ト同道ニテ所々ヲ見物セシニ、一ツノ屋敷アリケルヲ、何某指テ是ガ若檀那ヲ產シ妾ノ住ケル屋敷ナリト、某サテハト心ヲツケ見シニ甚淋シキ體ナルユヘ、侯ヨリノ御アテガヒハ如何ナルヤト問シニ、何某答テ、サレバ漸ク暮シノ出來ル位ニテ、人々モ餘ムゴシト云程ノコトナリ、剩若檀那ノ誕生以後ハ此屋敷ヘマキラレ、再ビ目見モナシ、然シナガラ若檀那ノ方ヨリ便ノ節金子ナドヲ少々送リ來ルヨシ、是ガ樂ミト申噂ナリト物語セリ、是等ハ賢人ノ行ニハサシテ珍キ事ニテモナケレドモ、當時ノ淫風ニテ何方ニモアツガマシキコトナドアルニ較視レバ、格別ノ事ドモナリト互ニ感ジ入シナリ

國中ニ蠶織ヲ仕立ラレシ事

肥後蠶織ヲ仕立タマヒ、只今ニテハ上下トモニ一統ニ女中ノ所作トナレリ、最初少々流行イデタルトキ、其事ニ至テ心寄タルモノアリシガ、右ノ者罪アリテ夫婦一同ニ追放セラレ、其モノ夫婦直ニ京都ヘ上リ西陣ニ居住シケルガ、本ヨリ致覺タルコトナレバ織屋ニヤトハレ、夫ヲ今日ノ渡世トシケリ、織屋モ永ク住居スル人ノヤウニ思ヒ、後ニハ秘事モ口傳モ遠慮ナク申聞セケル、三四年モ右ノ通リニシテ住ケルガ、思ヨラズ肥後ヨリ歸參仰付ラル、旨申來リケレバ、夫婦甚悦ビ歸リヌ、其比西陣ニ其者同前ニ織屋ノ手傳ニヤトハレシ夫婦モノアリシヲ、西國ニ下リナバ滯留中ハ賃銀高クヤトフベキガ同道シテ下ルマジキヤト申セシニ、右ノ夫婦ノ者同意ニテ四人一同ニ下リケル、其砌肥後ニハ蠶織仕立最中ニテ、大夫以下ノ婦人ガタ家中一統ニ種々ノ絹ヲ織出セシ時ナレバ、家々右ノ四人ヲ師匠トシテ追追秘事口傳ヲツクシケレバ、只今ニテハ何類結構ナル絹モ家中ヨリ織出スナリ、某前年藪茂次郎方ニ參リシニ、庭ノ内ニ桑ヲ夥シク植タルヲ見、貴家ニモ蠶織ヲシタマフヤト問シニ、家中一統イタスユヘ是ニモ勿論イタスナリ、即近來織出シタル絹見セマヰラセントテ其倅ガ着物ヲ持出シケルガ、最早染タル絹ナリシガ、隨分地宜キ紗綾ノヤウニ見ヘタリ、茂次郎申ケルハ、イカサマ古人女工ニ蠶織ヲイタサセタル筈ナリ、甚利益ト相成筋ナリ、則妻下女ナドノ分際ニハヨキ所務ニテハコレナキヤ、只今ニテハ家中在町オシナメテ蠶織イタシ覺エシユヘ、下女ヲ召使テモ左ノミ費ニナラヌナリト物語セ

リ、近年ハ彼國蠶織繁昌シテ、田舍ニハ役人ヨリ桑種ヲ拵ヘ、地ヲ見立テ植立テサセ、蠶ヲ飼ザルモノハ桑ノ葉ヲ賣ルヤウニ申付ルヨシ承レリ、何國ニテモ一向蠶織セヌ國トテハナケレドモ、全體ノ事不案內ニテ、何ノ吞込モナク仕立タルコトニテハ却テ不利トナルユヘ、終ニハ相止ヤウニナリユクナリ、肥後ニテハ大夫以下皆學問ヲ好ミ、古今ノ政事ノ根源ヲ得ト吞込タレバ、蠶織ハ古聖人モ仕給ヒシコトユヘ、急度利德ノ政事ト云コトヲ會得シ、公儀ヨリ世話ニシテ蠶ノ飼ヤウ、絹ノ織ヤウニ吟味ヲ委クシ、追々申付タルモノユヘ、國ノ大利トナル程ノコト成就シタルモノナリ、是等ハ得ト事情ヲ得テ仕立ナバ、三四年ノ內ニハ其國ノ利益トナルベキコトナリ、第一ハ大家ノ奥方ト云モノ當時ニテハ何國ニテモ甚不埒ナルモノニテ、其主人ハ日勤ニテ手足ヲハコビ、何カト出精アルニ、奥方ハ何ノ所用モ無ク、琴三味線其他種々ノ慰ニ長ジ日ヲ暮シカネタル體ナリ、サレバ癪氣ナドノ病モ榮燿ヨリ釀シ立ル節モアリ、附々ノ下女ナドモ指タル仕事モナク粧飾ヲ仕事トシ、是モ慰ミズキトナリ、家ヲ持テモ女工ニ精ヲ出サズナド云コトニテ、宜シカラザルコトノ第一ナリ、サアルユヘ聖人ノ教ニハ、天子ノ后宮ヨリ以下程々ニ蠶織ノ業ヲ致スヤウニ仕掛タルモノナリ、當時ニテモ諸侯ノ御錠內ナドニ至極ノ仕事ナルベシ、御錠內ノ仕事トナラバ、大夫以下ノ婦人ハツレテ其通リニナリユクベシ、先年某氏ト此事ヲ議論セシニ、某氏ノ國ニモ隨分蠶織ヲスルモノアリ、珍シカラヌコトナリト申サレシニ、臣夫ハ何方ニテ仕ルヤト問シニ、何郡ノ莊屋ガ女房至テ上手ニテ好絹ヲ織出スナリト答ヘラレシユヘ、

臣再ビイヤ百姓ノ女房ハ蠶織セズトモ、何事モ身分相應ノ仕事アルベシ、蠶織ヲシテ國家ノ利益ヲ起スハ、大夫以下ノ奧方ナメテイタサル丶ヤウニアリタシト云コトニテ、下々ノ紬ヲ織出スコトヲ申スニテハナシト云シニ、某氏決テ同意セヌ風情ニテ、イヤ家中ノ奧方ハ木綿ヲ織レバヨケレドモ、夫サヘモセヌコトナレバ蠶織ハ思モヨラヌト申サレシユヘ、是ハ人情ニ通ゼヌ云分中々合點參ルマジト存ジ、其通リニテ議論ヲ止メケリ、サテ人情ニ通ゼヌ申分トハ、當時大家ノ奧方ハ幼少ノ時ヨリ榮耀ニフケリ、嫁シタル後モ尚又慰ミノミヲ今日ノ仕事ト致シタル身持ナレバ、世帶ノタメニナルユヘ、女工ヲスルト云了簡ハ決テ無キハズナリ、且ハ木綿ヲイカホド織出シタリトモ、小者ノ着物カ下女ノ帶カニナルコトニテ、何程仕事シテモ目ニ立タル仕事ハ出來ヌヤウニ存ズレバ、木綿ハ心進ミテ織レヌ筈ナリ、蠶織ハ左樣ノ道理ニテハナク、少々心ヲ用ヒ念サヘ入レバ、其年ヨリ嫡子ノ帶位ハ出來ルコトニテ、少シ上手ニナレバ上下地羽織地モデキ、遂ニハ今度檀那殿ノ江戸下リノ待設ニ然ルベキ品オリタキト思フハ、婦人ノ情ニ必ズアルコトナリ、夫ヨリシテ主人モ悦ビ、脇カラモ吹聽スルガ力ニナリ、年々蠶モ餘分ニ飼ヒ、小兒ノ着物ナドハ調ヘズトモ濟ヤウニナリ、成人ノ娘ナドアレバ、手織ノ帶地下着ナドモソロ〳〵用意スルヤウニナルコトニテ、覺エズ世帶ノタメニ相成コトナリ、ケ樣ノ譯ナルユヘ木綿ハ織ラズトモ、蠶織ハ仕掛ニテ隨分イタスモノナリ、故ニ古聖人モ絹ヲ織コトヲ大家ノ女工トシテ、麻布木綿ヲ織レトハ敎ヘタマハズ、士ヨリ以下ハ麻布木綿マデモ織ヤウニ定メタルモノナリ、

御國ニテモ公儀ヨリ御世話アリテ、御錠内ヲ始メ諸大夫三四家モ仕立ラレ、少シ利益見ヘルヤウニアレバ、其以下ハ申ニ及バズナベテ仕立ルナリ、凡利ニオモムクハ人情ノ常ナルユエ、仕向ニヨリテハ早速ニ風俗トナル事ナリト知ルベシ、サテ蠶織ヲ仕立ルニ大事ノ譯アリ、其譯ト云ハ桑ヲ植立ト絲ニナス仕方トヲ得ト吟味シテ、絲存分ニ出來立テバ、オリヤウノコトナリ、隨分手元ニテ丈夫ニ織出スヤウニナケレバ、世話イタシタル程ノ所務ナキユヘ忽ニ屈託スル、是又人情ナリ、絲サヘ出來レバ、織事ハ博多ニツカハシテスムト云ハ一通リノ云分ニテハ、ソレニテハ絲ノ費ヘ多クテ是又世話程ノ功見ヘヌユヘ、氣ヲオトスニ付、所詮手元ニテ丈夫ニ出來立ヤウニ、最初ヨリ詮議ヲ委クシテ仕カヽルコト肝要ナリ、其情ヲ得トシリタルモノユヘ、肥後ニテハ京都ヘ追放トミセカケ秘事口傳マデ聞セ、利益多ク費ナキ仕法ヲ仕覺ヘサセ、手易ク出來テ人情ノスヽムヤウニ仕掛タルモノナリ、桑ノ植立ヤウハ屋敷ノ垣畠ノ畔ナドニ心掛植レバ、何程モ空地ハ多キモノナリ、御國中ニテ大槩ヲ云バ、只今マデ垣ヤ庭ハシ畔ナドニ生茂リタル木槿、棟、チンイバラナド云雜木ヲ追々ニ桑ニ植カヘルヤウニナレバ、地ハ少モ費ヘズシテ年年ニ出來立コトナリ、聖人ノ敎ニ惠デ不レ費ト云コトアリ、此蠶織ノ仕法上ヨリ少シ御世話アリテ、國中上下ヲ限ラズ、丈夫ニ行渡リナバ、實ニ少モ費サズシテ大ナル御惠ナリ、聖人ノ敎ニ叶ハセタマフベシト存ジ侍ルナリ、其外風俗ノ上ニモ宜キコトコレアルベキハ、大家ノ奥方榮燿華美ニテ何事モシラヌヲ大名ソダチト自慢スル風俗ニテ、剩ヘ癪氣ナドアリテ持藥ナド呑ヲジヤウニンノ樣ニ覺ヘル自然

ノ人情ナルヲ、右ノ蠶織ヲイタサザルレバ、春ヨリ段々ニソレ〳〵ノ仕事アリテ様々ニ世話シ、絲出來立バハヤ織立ノ世話アリテ口ヲ暮シカネルホドノ暇ハナクナレバ、琴三味線ノ慰ミモ、自然ト遠ザカリ癎氣ナドモ大暇ノ時ヨリハ極テ少クナルベシ、左様ノ女工ニ身ヲ入テ見レバ、相應ニ家ノ利益トモナルユヘ、女モ仕事セネバナラヌモノト思ヒ、娘ナドヲ仕立ル心得モチガヒ、自身ノ世話ニテ着服ヲ一ツツツクリテ見レバ、諸物ノタヤスカラヌコトモ氣ヅキ、教ヘズトモ儉約ノ心モ生ズルコトナレバ、附々ノ召使ノ者モイタヅラモノニナラズ、萬端ニツキ女中ノ風俗宜クナルハ必然ノ勢ナリ、是等ノ所ヲデ聖人ハ工夫ヲ積デ事情人情ヲツクシ、蠶織ヲ女工ノ一大事ト仕置レタル事ヲ會得シテ、肥後モ右ノ通リニ御世話アリテ仕立ラレタルコト知ルベシ

家中質素ノ風行ハル、事

臣諸國ヲ遊歴シ、士風民情等ヲ何國ニテモ心ヲ付見ルニ、幾度參リテモ熊本ノ風俗ニハ感ジ入タリ、家中ノ面々其勤職ニ出精シテ遊惰ナル風少モ見ヘズ、ヤスミノ人モ學校ノ稽古ヲ奉公ト申テ得ト修行シ懦弱ナルコト決テナシ、侍小路町方ヲアリキ廻ルニ、琴ヤ三味線ナドノ音聞ヘズ、川漁ナドニユク士ヲ見及タルコトナシ、此二事ハ定テ一向コレナキニテハアルマジキガ、臣ハ一度モ見聞セザリシハ、至テ稀ナルコト存ゼラルヽナリ、彼國ニテ交リシハ多クハ儒者ナリシガ、其面々出勤スルヲ見侍ルニ、袴羽織モ皆木綿ナリ、大城多十郎ト申スハ元來町人ニテ、富有ナル酒屋ナリシヲ、學問モスグレ詩文モ

達者ナリシユヘ儒者ニ召出サレタルモノナリ、臣以前ヨリ懇意ナルユヘ、遊學ノ時ハイツモ同人宅ニ止宿ス、同人一日古キ日野ノ單羽織ヲ着出勤スルヲ見テ、今日ハ飾ラレシガ如何ナルユヘゾヤト問ケレバ、多十郎答テ今日ハ學校ニテ試業コレアルユヘナリト云リ、試業トハ稽古ノ人文藝武藝ニ限ラズ、一統ニ其業ノ進退甲乙ヲ試ミラルヽコトナリ、其日ハ侯御出座ナサルヽコトモアリ、左モナケレバ親類ヨリ御名代アリ、次ニ家老、學頭次ニ學監、次ニ師役ノ面々相詰ル、其前ニ稽古人一人アテ罷出、其々業ヲ勤メルコトニテ、至テハレナルコトユヘ、多十郎モ絹羽織ヲ着シタルナリ、又彼國滯留ノトキ、有馬源内ト云儒者ノ臣ニ逢ニ參リシガ、酒ヲ一陶進ズトテ持セタリ、臣多十郎ニ相談シテ、何ゾ肴ニテモアラバ盃ヲ致シタシト申セシカバ、源内肴ハ是ニ持參セシトテ、豆腐ニ小鰷ヲ烹マゼシヲ小キ器ニ入タルヲ出シ、其肴一種ニテ盃ヲトリカハシ、隨分醉テ歸リシナリ、其無造作ニテ深切ナル風情、初對面トモ覺ヘズ感入シ事ドモナリ、熊本酒至テ惡ケレド、改制以後ハ他國ノ酒ヲ一切入込コト禁ナリ、諸大夫トテモ自國ノ酒ヲ一統ニ用ヒラルレバ、以下ハ尙更ノコトナリ、是等ニテ衣食ノ質素推シテ知ルベシ、是モ畢竟當侯儉德アリテ、朝夕モ至テ淡泊ヲ好マセラレ、華美ナル事ヲ甚キラハセラルヽユヘ、格別觸付モナケレドモ自然ト出來タル風俗ナリト承レリ、蒲池喜左衞門ト云ハ彼地ニテモ名ヲ得タル役人ナリ、同人二十四年ノ間奉行職ヲ勤ム、彼國ハ限アル役人ハ、皆上下ニテ夏ハ肩衣ヲ用ユ、喜左衞門漁人ノ用ル網ニテ肩衣ヲ作リ、二十四年ノ間右ノ肩衣一ツニテ濟セシヨシ承レリ、又飯田孫左衞門江戸

ニテ肥後ノ侍ト出合、懇意ニ何カノ物語シケルニ、先樣ヨリ貴國ニテハ服制イカヾナリヤト問シニ、孫左衞門答テ、當時ハ國用乏キユヘ諸士一統ニ儉約ヲ申付ケレバ、正月朝禮ノミ服紗ヲ着シ、平日ハ一統綿服ナリト申ケレバ、先樣重テイカサマ貴國ハ御富饒ナリト承テ承レバ左モアリケン、肥後ナドハ正月ノ禮タリトモヤハリ綿服ナリト申ケルヨシ、孫左衞門感ジテ物語セリ、前條ニ記シタル書織ノ繁昌ナル上、右ノ通リ綿服ヲ專トスレバ、絹類ハ皆旅用ニ用ルト見ヘタリ、サレバ國中財用ノ費ハ少ナキコト推シテ知ルベキナリ

附錄　熊本衣服制度ノ大略

一　章服ノ外ハ縮緬羽二重唐織一統停止、婦人トイヘドモ同前

一　侍分單羽織單袴ハ紗綾日野絹マデヲ許ス、無禮ハ許サズ、但シ給羽織裏附袴ハ侍分トイヘドモ許サズ、紬ハ無禮トテモ羽織マデハ許ス

一　醫者出家ハ制度ナシ、百姓町人絹類ハ一統ニ停止、但シ町年寄等ハ少差アリ

一　大小ノ拵無禮ノ分ハ、金拵停止

愚按ズルニ醫者ニ制度ナシト立テ、町醫トテモ絹類停止ナキ譯ハ、醫者ハ僧官ヲ受ルモノユヘ、法橋法眼ニ任ズルトキハ禁裡ヨリ許サルヽコトナレバ、國元ニテモカマハズ着スルコトナリ、右ニ付行末法ノ破ヲハカリテ、制度ヲ出家同前ニ立タリト見ヘタリ、尤ノコトナリ、サテ全體ノ制度ヲ論ゼバ、

上下尊卑ノ差別ナク、縮緬羽二重唐織ヲ停止シ、一統ニ綿服ヲ用ルコトアマリ質素ニスギタルコトニテ當時ノ明君賢佐ノ支配シタマフ内ハ法ノ通リ締ルベケレドモ、質素スギタル事ハイツト無ク必ズ法ノ破トナルモノナレバ、願クバ大臣小臣尊卑ノ差別ヲツケ、屹度制度ヲ立オキナバ、行末支配ノ人代リタリトモ、法ノ破ル、氣ヅカヒハアルマジキナリ

徒刑ノ事

徒刑トハ輕キ罪人遠島追放ナドニナルベキヲ或ハ一年或ハ二年三年トキハメ牢ニ入オキ、城普請溝ザラヘナドサセ、或ハ米ヲ搗セ薪ヲワラセ、或ハ細工ナドヲサセルコトニテ、古來ヨリ唐土ニテトリ行シ刑ナリ、肥後侯改制後右ノ徒刑ヲ始メタマフ、其仕法ハ罪ノ輕キ重キ論定ル上牢舍ヲ申付、輕罪ハ一年重罪ハ三年ニモ及ブ、右ノ罪人ハ眉ヲソリ前髪ヲ立、誰ガ見テモ知レルヤウニシオキ、取出シ召使フ時ハ、紺色ノ上着ニテ是モ一同ニ目立ヤウニシ、足輕支配シテ朝牢ヨリ出シ普請場ヘ連越シ、終日働ラカセ暮方ニ連カヘリ又牢ニ入ル、毎日右ノ通リナリ、サテ右ノ罪人ハ毎日米一升ヲ給ハリ、内五合ハ食ニ殘シテ、五合ハ公儀ニアヅカリ、其内ニテ髪付、草履ノ類ヲ辨ジ、其殘ハタメオキ、罪人年數ミチ牢ヲ出ルトキ、積リテ何程ト算用シ、錢ニシテ其者ニ渡シタマハリ、町人ナレバ町方役人、郡ノ者ナレバ郡代直ニ呼付テ、以後急度相愼ムベキ由念頃ニ申付ルナリ、右相渡サル、錢僅ノコトナガラ、出牢ノ砌相應ニ遣錢トナリ、三年モ歷テ全ク勤メタルハ有付本手トモナレバ、恩惠ヲ感ジ罪ヲ悔ルユヘ人

柄ヲ改ルモノ多シトナリ、且十人ニ一人ハ今一二年牢舍仰付ラレ度ト願、其通リニテヤハリ召使ハル、モノコレアルヨシ、面白キ事ドモナリ、サテ又了簡違シテ普請場ヨリ逃失タル者ハ、何方ニテモ其面體ヲシルシニ捕ヘ出シテ、牢ノ前ニテ、刎首ニ行ハルトナリ、臣彼國ニ遊ビシトキ、遙先ヨリ總髮ニテ一樣ニ出立タルモノ大勢來ルユヘ、同道ノ人ニ彼ハ角力士ト見ヘシガ、何方ニ芝居ニテモコレアルヤト問シニ、同道人笑ヒテ、彼ハ卽徒罪ノモノナリ、イカサマ普請場ヘ連越ニテアリケント申ス內、追追近ヨリ見レバ、成程足輕ト見ヘテ刀ヲ指タル一人先ニ立參ル、右徒罪ノモノハ繩ヲモカケズ、手バナシニテ十人アマリ刀サシニツイテ通リシナリ

愚按ズルニ、此徒刑ノ法唐土ニテハ古來聖人ノ刑ニモコレアリ、世々行ハルヽコトニテ至テ仁政ナル由、然シナガラ日本ニテハイマダ何國ニモ執行ハレタルコトヲ聞ズ、タトヒ少々行ハレタリトモ、ケ樣ニ調タルコトハ肥後ノミナルベシ、是ハ萬端ノ仕置ヨク〳〵行渡リ、仁政德敎國中ニミチテ、上下ノ人信服シタル上ナラデハ決テ行ハレ難カルベシ、盜賊ヲ日明シナドヲ賴ミ詮義スル位ノコトニテハ所詮徒刑ノ仁政ニハ立登ルベカラズト知ベシ

堀平太左衞門笞ヲ試事

笞トハ罪人ヲウツムチナリ、彼國ニハ笞刑トテ、至テ輕キ罪ニテ一通リ叱リテハ以後ノ懲シメニナラヌユヘ、笞ニテウチ恥辱ヲ示スヤウニイタシタルモノナリ、先年右刑法ヲ始メタマヒシトキ、平太左衞

門役人ニ申付箠ヲツクラセ出來タリトテ持參シニ、平太左衛門若黨ニ申付、其方カ一バイニ打ベシトテ自身肩ヲヌギ出サレケルニ、若黨憚色アリシヲサテモ申付ル事ヲ背ヤト叱ラレ、止コトヲエズ若黨カ一バイニ打ケレバ、平太左衛門其痛ヲ考ヘ箠ノ數ヲ極メラレシトナリ、此事彼方ノ儒者同所ニ參リシ折節、其坐ニテノ事ニテ直ニ見タルヨシ感ゼシアマリ物語シタルナリ

附錄、肥後刑法

一火罪 火付ノミニ限ル　一磔　一梟首　一斬罪　一刎首　一黥　一徒刑　一箠刑

右八條ノ内ニテ徒刑箠刑バカリ引ワタサズ、餘ハ皆引ワタス、黥ハイレズミナリ、盜ナレバ額ニヌノ字ヲイレ、喧嘩ノ次第ニヨリ刑スレバ、劒ノ形ヲ額ニイルヽ、此刑ニカヽル者ハ刎首ナレバツヨスギ、徒ニテハカロキユヘ是ヲ設ク、刎首ノカハリナレバ死ヲ免ルヽマデノヨシナリ

論ニ云、臣按ズルニ、政談、經濟錄皆イヘラク、刑法ノ官ハ別ニ立タキモノナリ、當時町奉行郡奉行ナド刑罪ヲオモニスルユヘ、宜シカラザル事多シ、譯ハ町奉行郡奉行ハ其觸下ノ民ヲ教ヘ治ル役人ナリ、夫ニ刑罰ヲ兼帶スレバ、其下ノ人民刑ヲ恐ルヽ心アルユヘ、却テ教ノ行屆カヌ端トナル、如何トナレバ刑ト教トハ表裡ノ道理ナルコトナリ、且ハ町人ト郡民ト訴訟シタルトキ町奉行ハ町人ヲカコヒ、郡奉行ハ郡民ヲカコフ、是亦人情ノ常ナレバ、餘儀ナク法ヲ曲ルコトモアルナリ、サルユヘ刑法ノ官ヲ別ニ立オキ、町人ニテモ郡民ニテモ罪科訴訟等皆刑法方ノ役人ニ遣スヤウニアリタキ

モノナリ、サアレバ常ニ古今刑法ノ事ヲ吟味工夫ヲ盡スユヘニ罪ニ應ジ、即座ニ論決シテ刑法ノ滯リナキコトナリ、唐土ニテモ歴朝共ニ右ノ官ヲ格別ニ立タルハ此譯ナリ、因テ其譯ヲ二書ニクハシク論ゼシコト格論ト云ベシ、肥後侯聰明賢德ハ勿論、其他ノ諸大夫政事ニアヅカル役人ハ皆々學問ヲ重ンジ、經濟ノ書ヲ常ニ枕トスルト承レバ、右二書ノ意味ヲ得ト呑込ミ、刑法ヲ十二職ノ一職トシ、刑法奉行ヲ一人タテ、穿鑿方ヲ手先トシテ吟味ヲトゲ、追放ナド云淫刑ヲ除キ、徒刑笞刑ナドヲ定タル事ト見ヘタリ

長岡主水堀平太左衞門ヲ服セシ事

長岡主水ハ壯年ヨリ大臣ノ風儀アリトテ、國人モ服シ侯モ憚リ思召ス人物ナルガ、平太左衞門少モ仕落アラバ國ヲ亡ト心掛居ラレシ折節、侯ノ江戸ヘ御發駕ナサレシ後、五六日モ經テ國中ニ出銀ノ觸付アリ、八代郡内マデモ觸來リシニ、主水其儀ヲ承リ、居城ヨリ熊本マデハ八里ノ道程ナリケルヲ早馬ニテ驅ツキ、直ニ公館ニ着座シ、平太左衞門ニ所用コレアリ、急ニ逢度ヨシ申入ラル、平太左衞門ハ何事ヤラント急ギ出席アリケレバ、主水申ケルハ、此節出銀ノ御觸アリイカヾ其元一存ニテアリヤ且ハ侯ノ仰置レタルコトナルヤ、平太左衞門答テ、カヽル大事ナレバ私一存ニ任スベキヤウコレナシ、勿論侯仰出サレタル御事ユヘ觸付タルナリト申ス、主水重テサテハ侯ニハ不義ヲ行ハセラルヽヤ、此節ノ出銀百姓ニカヽルベキ筋ニアラズ、然ルヲ百姓ヨリ出スハ以ノ外ノ不義ナリ、然シナガラ侯ハ一旦

萬機思召違モコレアル筈ナリ、思召違アルトキハ大臣ヨリ申上、御執行不義ニナラヌヤウニスル事ナルベシ、左樣ノ不義ヲ仰出サルヽヲ、身ニカヘ諫メラルヽコソ其元ノ職分ナルニ、不義トシリツヽ諫メラレヌハ、近比大臣ノ體ヲ忘レラレタルナリ、我等ハ侯左樣ノ不義ヲ行ハルヽヲ存ジツヽ見テイルコトナラヌ役目ナレバ、此節ノ御觸ハ憚リヲカヘリミズ手前ヨリ觸返スユヘ、左樣心得ラルベシト申サレケレバ、平太左衞門モ尤ト存ゼシヤ、思召次第トノミ答ラル、主水ハ又早馬ニテ八代ニ歸リ、此節出銀ノ儀御觸返ノ趣國中ニ觸流シ、百姓出銀ハヤミヌ、平太左衞門ハ一旦仰付ラレタル事ヲ右ノ趣ナレバ甚恐入リ、早飛脚ヲタテ其趣ヲ申上ケレバ、侯其由ヲ聞召サレ、悅レシ氣色ニテ大臣義ヲ以テ爭ヘバ安心ナルコトナリトテ、主水ニモ平太左衞門ニモ後日ニ何ノ御沙汰モナカリシトナリ、主水ハワカキ氣前ニテ、平太左衞門ヲ義ヲ以テ服セシトテ悅バレシトナン

附錄、鄕校ノ事　八代ハ熊本ノ孤鄕領地三萬石ナリ、薩摩攻入ノ要害ニテ、城ヲ堅固ニカマヘ小諸侯ノゴトシ、主水右ノ風儀學問ニテ臣下ニモ學者多ケレバ、此十三四年以前鄕校トテ稽古所ヲ立ラレケルニ、熊本ヨリ一人ノ儒者ヲモヤトハズ、自分ノ臣下ニテ師役モ不足ナクソロヒ、今ニ至テ鄕校繁昌ニテ、肥後ノ文化イヨ／＼行渡リケルトナリ、先年獻上仕リシ樂泮集ニテ見侍レバ、八代臣下ノ内ニテ十八人ノ詩ヲ撰ビ載タリケレバ、學者ハ他ノ大國ヨリモ却テ多シト見ヘ侍ルナリ

賄賂追從路塞リタル物語ノ事

某萱茂次郎トハ年久シク交リシユヘ、學問風雅ノミナラズ、萬事表裏ナクカタラヒケルガ、逢度ニ熊本

ノ政事宜キ事アレバ、問ハズトモ告知ラスルナリ、一頃何カノ物語シケルニ、茂次郎臣ニ對シテ、國政

モ多端ナル事ニテ、殊ニ江戸ニ對シ餘儀ナキコトモアレバ、彼コガ出來テモ此ニタラズ、右調ヘバ左

ニオモソクアリテ、首尾殘ナク調フ事ハ聖人ノ御代ナラデハアルマジキナリ、當國ノ政道ナドモ諸大夫

格別勤勞スルユヘ、他國ニ比レバ餘程勝レタル事モアリ、遠方ヨリ聞及デハ尙更宜シク思召入ラルベケ

レドモ、自國ニアリテ見レバ、此彼處行屆カヌ事モ又多シ、然ルニ近年國政ノ上ニテ第一宜シキ事ト存

ズルハ、賄賂追從タエテ行ハレザルコトナリ、是ノミハ他國ノ人ニ見セテモ聞セテモ、少モ恥シカラヌ

ト申ケリ、某答テ申セシハ、イカニモ多端ノ政事殘リナク調フコトハ難キコトナルベキガ、拙者少ク疑

ハシク存ズルコトアリ、追從賄賂ト申スモノ、何國ニテモ政事ノ妨ゲナレバ、强ク禁制アル事ナレドモ

止兼ルモノナリ、其譯ハ賄賂ト申モノ上向ニハ決シテ知レヌモノニテ、如何ニモ仕形ニヨリテ執行ハル

ルコトナレバ、イカニ咎メント存ジテモ申立ガタキモノナリ、追從モ同然ノ事ニテ心安ク出入スル人

日々夜々ニ出合フモノナレバ、イツトナク私謁等モアルナリ、是モ得ト實否詮議ナリガタク、停止ノナ

ラヌ筋ナレバ、賄賂追從ノ一向タヘテ行ハレヌト仰ラルヽハ甚呑込ガタシ、イカサマ格別ノ御仕法アリ

テ、右ノ通リニ成行タルナルベシト語リケレバ、茂次郎重テ尤ノ不審ナレド、此一事ハ拙者ガ申ス通リ

少モ相違コレナシ、サラバトテ仕法ヲ以テ賄賂追從ヲ止ルト云事ハ是マデ無キコトナリ、自然ト出來

タル風俗ニテ、何故ト申スコトモ存付ヌナリ、一頃承リシ事アリ、城下富饒ノ町人堀平太左衛門方ヘ早朝ニ伺公シ、御機嫌伺トテ肴ヲ一折持セタリケルガ、平太左衛門イカサマ存付シコトアリシヤ、右ノ町人ヲ玄關ニ通セ、次ノ間ヨリ對面シ、其方ハ某ニ何ゾ頼タキコトアリヤ、分ニ過タル肴ヲツカハシタリ、サテ〳〵愚ナル者ナリ、理節アル事ナラバイカナル下賤ノ者ナリトモ、理ノ通リニ捌クマジキヤ、又イカナル物ヲツカハシタリトテ、無理ナルコトヲ取上ベキヤ、平日其方ナドニ分ヲ守レトコソ申聞セオクニ、分不相應ノ事ヲイタスカラハ、其方内存分明ニ見ヘタリ、左樣ノ者ハ此方ニハ用ヌユヘ、トク持歸レト大ニ叱リハイリケレバ、町人モイカサマ見込レタルニヤ、肴ヲ持セ空ク歸リケル、暫クアリテ町役人右ノ町人ノ宅ニ來リ、其方堀大夫ニ賂シタル由、右ノ御咎ニヨリ五日ノ間見世ヲ下スベキ旨仰出サレタリトテ、表裏ノ門戸ヲトヂテ引取タリ、ケ樣ノ事ナドハ間々承リ及ビシガ、急度賄賂追從ヲ相止タルコトハ聞及ビ申サヌト物語セリ、其時某モ賄賂追從ノ相止ミタル筈ナリト合點參リ、熊本役人ノ風儀義氣格別ノ事ナリト感心セシ事ナリ

經界ヲ正シ農民安堵セシ事

經界ヲ正ストハ、田品ノ畝數ヲ定メ、上中下ノ品ヲ得トシラブル事ナリ、熊本モ先侯以來行屆ザルニツキ經界ミダレ、豪民ハ上田ヲエリドリニシテ頻ニ利潤ヲ得、小百姓ハ質入レナドシテ、少シヨキ田ハナクナシ難儀ニ及ビ、多クハ下作ヲシテ取ツヾクヤウニナルコトナリ、然レドモ國中手廣キ事ナレバ、急

ニ御世話モ出來カネタルニヤ、右經界ヲ正サレシハ今十年アマリニモナルベシ、仕形ハ小百姓下作百姓ト申モ、元來ハ一列ノ百姓ナリケレド、家ヲ分ルト申カ長病ト申カ、不精致シタルカニテ、世帶漸々ニ悪クナリ、力盡テセンカタナク田地ヲ賣カ、又ハ質入ナドニシ、終ニ豪民ニ取リアゲラル、體ノコトニテ、以後少モ作リ出シ買ントスレバ、ヨキ田ハ手ニ及バズ、餘儀ナク悪キ田ヲ買ト申カ、自然ヨキ田手ニ入テモ方角アシキナド申ヤウナル事ニテ、所務少クナリ行キテ、ヤハリ水呑百姓ニテ作リ出サヌモノナリ、右ニ付小百姓當時不如意ニツマリ賣タル田地、又質入ニシタル田畠ノ畝數ヲ得ト吟味シ、公儀ヨリ銀ヲカシ本ノ田主ニ買モドサセ、質入ナレバウケモドサセラレタルナリ、豪民モ銀子ヲ餘分ニ得ルヿユヘ少モ恨ル心無ク、隨分正路ニ出來テ、大小ノ百姓安堵シケルトナリ、何方ニテモ田舍ノ憂ハ、豪民ハ益々富テ貧民ハ益々困窮スルコトナレバ、此事ハ何方ニテモ世話アリタキ事ナレド、田舍ノ治メ能々行屆キタル上ナラデハ、中々出來カヌル事ナルベシ、肥後田舍ノ治メ行屆クベシト存ズルハ、一郡ニ郡代ヲ兩人タテ、郡内ニ郡代屋敷ヲカマヘ、一人ハ郡ノ屋鋪ニ出張リ、郡内ノ事一切聞屆ケ、一人ハ城下ニ居テ聞ツギ兩人交代ニテ勤ム、其上役ハ郡方奉行ナリ、是ハ十四郡ノ郡代二十八人ヲ手ニツケ一切ノ事ヲ承ル、シカノミナラズ公事訴訟アレバ、刑法方ニ渡シテ此方ノ世話ニナラヌ事ナレバ、郡役人ハ郡内ノ政教ノミヲ常ニ心懸ルナリ、然レバ郡内廣キコトナガラ、萬端カクレ無ク政教モ行屆ク筈ナリ、左ナクテ役人城下ニ居テ、莊屋共ガ申出ル事許リ取捌キ、其上公事訴訟マデモ聞屆レバ、中々手ノ屆カヌ事ナルベシ

捨子捨馬死罪ノ法立事

此儀ハ當春肥後侯通駕ノ砌承リタル物語ナリ、其節山家村ニ止宿アリケルガ、同所ノ莊屋方ニ醫師宿シタリ、莊屋イカヾ思ヒケン、醫師ニ熊本政事ノ荒増ヲ承リタシト願ケレバ、拙者ハ醫師ニテ左樣ノ事ハ存ゼズ、弟子共ノ中ニ聞及ビタル事モアリケント、七人召連タル弟子ニ對シ、亭主折角聞タガルヲ聞セヌモ本意ナシ、誰ゾ近所ニ宿シタル者ノ然ルベキ者ナドハアルマジキヤト相談シケレバ、弟子ドモ聞合セ、幸何某隣家ニ止宿シタリト答ヘケレバ、サラバトテ侍醫ノ許ヨリ手紙ニテ何某ヲ招キ亭主ニ引合セケリ、某ハ元來田舍ノ役人ナリケレバ、在方ノ事殊ノ外ニクハシク存ジタル者ニテ、種々ノ事ナド物語ス亭主捨子ノ御仕法ハイカガナリヤト問ケレバ、何某答ヘテ捨子捨馬致シタル者ハ死罪ナリト申ス法ニテ甚嚴重ナル事ユヘ、只今ニテハ決テ捨ル者ハナシ、ナルホド隱密ニ捨ル者アリテ顯ハレネバ仕形ナケレドモ、少ニテモ手掛リアレバ決テ見ノガシセズ、詮議ヲトゲテ死罪ニ行ハル、トナリ、此前捨子一人見當リテ、イマダ息絕エザリケレバ、公儀へ申出ケルニ、先右ノ子ハ役所ニ受トリ乳ヲ求メ至極念ヲ入育ラレ、其親ヲ段々詮議アレドモ決テシレズ、其通リニ成ユキ、其子七歳ニナリ生付モヨク發明ニモアルユヘ、何トヤラン御側ニモ召使ハル、ナド云取沙汰アリケル時ニ、捨タル父母ソロ〳〵顯レタルヲ得ト吟味ヲ加ヘ、愈其者親ナリト云事落着シケレバ、御法ノ通リ兩親トモニ死罪ニ行ハレシナリ、此通リキビシキ事ナレバ、當時ニテハ一人モ犯ス者ハナクナリシト物語シケル

ヲ、郡奉行手附ノ者ニ右ノ莊屋喘シテ、郡奉行津田源次郎某ニ物語セリ、イカサマ法ヲ立ントセバ、ケ樣ニ手緊クアリタキモノナリ、ケ樣ニ手緊クアリテハ締ラヌト云事アルマジキナリ、夫トテモ田舍ノ事ハ郡代其郡ニ居住シテ詮議スルユヘ、萬事隱家ナク知レタルモノナリ、遠方ヨリカケ〱ノ事ニテハ、農民ノ欺ヲ受ザルコト決テナリガタカルベシ

國中カルタ賣買コレナキ事

彼國ニ博奕トリアツカフ者ナキヨシ兼テ承リケレドモ、此事ハ天下一統ノ御法度ニテ、何方ニテモ禁制スル事ナレド、スキト止ムト云コト甚稀ナリ、彼國モ沙汰ノ通リナラント信疑相半セシニ、彼地ノ儒者伊形正助ト申人ノ物語ヲ聞テ、餘程禁制ノ行屆キタリト云コトヲ知リヌ、右正助ハ先年侯ノ命ヲウケテ京都ニ職原ノ學問ニ上リ、五六年滯留シケルガ、一日伏見ニ遊ビ、返リニ行暮六條邊ニ止宿ス、明朝ニ至リ宿ノ亭主、戸板ノゴトキ物ニカルタヲツケ數枚ホシケリ、正助近眼ナルユヘ得ト分リカネ近ク立ヨリ見レバカルタナリ、正助得トハ見知ラヌユヘ、心ヲ附ヒタスラ見ケレバ、亭主申ケルハ、此品何ノ國々トテモ參ラヌ所ハ無キニ、九州ニテ肥後ノ國ノミハ賣買ナラヌユヘ一向ニ差下サヾル由承リ、不思議ノ事ナリト物語ス、右正助ハ詩歌ノ上手ニテ學問ハヨケレドモ、政事ノ筋ノ事ニハ一向氣ヲツケヌ人ナレバ、自國ニカルタ賣買ナク、京ヨリ下サヾルヲ聞テ、始テ國ノ政事ニ餘程面白キ所モアルヨト感ジケル由申ケリ、亦姪濱ヨリ彼國ニ椀商買ニ行ク者餘分コレアルユヘ、數年彼國ニ參ル

商人ニ彼國博奕ノコトヲ尋ケルニ、商人申ケルハ、博奕ハキビシキ法度ニテ、先カルタ買フコトナラズ萬一カルタヲ賣買ノ者ヲ見當リ聞出セバ、殊ノ外詮議六ケシキ事ニテ、一町一村ノ騒トナルニヨリ、此賣買ハ役人ヨリ常ニ吟味スルユヘ、只今ニテハ博奕絶テコレナシ、川尻ナドモ船着ニテ、旅人參リ博奕スルコトアレド、自船ニ持來リタルカルタ有レバ格別ナレド、町ノ見世ニハカルタ一枚モ無シト物語セリ、此二事ニテ考レバ、博奕ノ禁制モ餘程行渡リタリト存ゼラル丶ナリ、然シナガラ博奕ノ道具カルタノミナラネバ、其外ノ品ハイカヾアリケン、定テ是モ賣買ヲ禁ズルニテアルベシ

長岡主水(帶刀)領地ノ雜劇ヲ民ニナシタル事

熊本ノ醫者宮田元(本イ)(一本作玄)雅ト云者遊學ニテ來リシ時、折節某ガ門前ヲ明日狂言ノ外題ヲ觸通リケルニヨリ、肥後芝居興行ハイカヾナリヤト問シニ、元雅答テ拙者事是マデ學校ニ數年居寮シケレバ、左樣ノ筋得ト承ラズ、承リ及ビシハ二月ト八月二箇月ノミ芝居免許アルヨシナリ、雜劇者ハ何方ヨリ參ルヤト問シニヤハリ自國ノ者ナリ、他ノ者入込コトハ禁ナリト承ル、尤八代領內ニモ雜劇一組アリ、是モ熊本ニテモ芝居スルコトモアリ、然ル處右八代ノ雜劇ハ近比平民トナリシ由承レリ、長岡氏芝居ハ人心ヲサワガシ宜シカラヌ筋ナリトテ、一人前ニ銀五百目宛カシアタヘ、夫々ニ家業ニモツカセ平民トナサレ、雜劇共モ大ニ悅ケル由承ルト物語セリ

熊府春望ノ事

肥侯學問ヲ深ク好マセソレ、別テ詩ヲ好タマフユヘ、人情ニ通ゼラレシ政事多シト承レリ、禮記ニ詩ニテ國政ヲナセバ、風俗溫柔敦厚ニナルトモ有ルハ此類ヲ云タルコトナルベシ、侯モ右ノ通リ好マセラル、事ナレバ、長岡主水ヨリ以下ノ諸大夫家中上下ニ限ラズ、皆々詩ヲ好ムコト諸國ニ秀タル事ナリ、此十年以前ニモアリケン、侯江戶ヘ發駕ノ前廣ニ仰出サレシハ、今般江戶ヘ土產トシテ持越度存ズル間熊府春望ト云題ニシテ、家中大小ノ士詩ヲ作リ一卷ニ仕立テ、姓名ヲモ書記シ指出スベシトアリケレバ、上下共ニ面白キ命ナリトテ思々ニ詩ヲ作リ、程ナク成就シテ一卷ニ認メ指上ケリ、五七言律絕古詩歌行等モアリ、人數百人餘アリシ由承レリ、サテモ驚入タル盛ナル事ナリ、凡一國ノ下ニハ大抵添削ヲ加ヘズ、世上ニ披露ナルベキ程ノ詩ヲ作ル者、大國トテモ十人カ二十人トハ無キモノナルニ、ケ樣ノ夥シキ事ハ古今ニ秀タル珍事ナリト感ジ奉ルモ餘リアル事ナリ、且又其詩ト申モ、其人々ノ性情ヲ思々ニ述ルモノナレバ、人々ノ志ストコロ詩ノ中ニ見ユルモノニテ、喜ビタルモアリ、悲ミタルモ有リ、或ハ君恩ヲ感ジ、或ハ國政ヲ讚メ、或ハ行届カザルヲ刺リ、或ハ願アリテ叶ハヌヲ憂ヘ、或ハ器量アリテ用ヒラレヌヲ怨ミ、或ハ貧賤ヲ安シトシ、或ハ富貴ヲイトヒ、或ハ太平ヲタノシミ、或ハ安クシテ危ヲ忘ザル趣向モアリ、或ハ年老タルヲ哀ミ、或ハ世ヲ厭ヒ隱者ヲ羨ムナド、詞ノ風雅ナルヲ種トシテ、心中ノアリサマヲ顯シタルモノナレバ、刺ルモ美ルモ、怨ルモ喜ブモ、少シモ角立タル事ナク、咎ムベキ所モナシ、サレバトテ心得テ聞ケバ、此方ノ戒メ用心ニハナル事ナリ、是詩ノ妙用

ニテ、古聖人ヨリ詩ヲ政事ノ上ニ重ゼラレシ所ナリ、殊ニ熊府春望ノ作者ハ、平日召使ハル丶役人又ハ家中ノ子弟ナレバ、其人々ノ心底ノアリサマ知レテ、侯ニハ別シテ面白ク見タマフナルベシ、實ニ太平君子ノ目出タキ樂ミト謂ツベシ、左樣ニ學ヲ好ミタマヒケレバ、格別秀タル人物モ追々出ケルナリ、米田波門ト云ハ家老長岡助右衞門ノ舍弟ナリ、波門ハ少キ時ヨリ學問シテ、服部南郭ヲ師トシ詩ヲ學ベリ、器量モスグレタル人ナレバ、先年召出サレ藏米三千俵ニテ別家ニ立ラレ、本姓米田ヲ名乘レリ、當時參政トテ堀平太左衞門政事ノ相談ノ相手ナリ、詩ノ上手ナル事ハ國中ニモ並ビ少キ程ナレバ、四時園集ト云ル自分ノ詩集ヲ江戸ニテ侯ヨリ板行仰付ラレ、大夫ノ詩集ハ古來ヨリ珍シキ事ナリトテ、諸國ノ心アル人ハ國ノ土産ニ買調ヘ歸ルト承レリ、某一ト頃彼國ニ遊ビシ時、彼地ノ儒者ニ出合ヒ、米田大夫只今ニテハ政事ニカ丶リタマヘバ、詩作ナドハ疎ニナリナント問シニ、彼儒者答テ云ケルハ、此頃モ咄ニ參シニ、匆シキ中ニモ詩ハ止ラレヌ由ナリ、殊ニ先日檀那江戸ヨリ四時園集續編ヲエラミ遣シナバ、又々版行申付ベキ由仰ヲ蒙リ、折角詩ヲエラビニ暇ナシト物語シケリ、政事ヲ賴オカレシ大夫、右ノ通リ詩集ナドヲ板行ニイタシ、侯ニモ自贊ニ思召サレ、續編マデモ版行ナサレツカハサル丶事、實ニ希代ノ美譽、太平ノ盛事ト云ベキモノナリ

武備調タル事

肥後文學ノ事ハ前ニモ段々記シタル通リ、古今ニ勝レタル事ナリ、文事アル者ハ武備アリト孔子ノ詞

ニモ見ヘ、別シテ御當代ハ武威ヲ重ゼラルヽ御制度ナレバ、侯ニモ武備ヲ存分ニナサレタク、以前ヨリ大望ニアラレケレドモ、文學トチガヒ江戸ノ御憚モアル筋ユヘ、思召立ノミニテ御手ハ付ラレザリケリ、然ル處天草ヲ日田ノ隔下ニ仰付ラレシ時、侯ヲ召サセラレ天艸ハ不虞ノ所柄ナルユヘ、萬一ノ節ハ後見ヲ御賴遊バサルヽト上意ヲ蒙ラルヽ、其時侯時至リヌト悅ビタマヒ、武備ヲ仕組セラレシトナリ、其仕形ハ一國ヲ六備ニ分ケ、備ゴトニ大將一人宛キハメ、大將ハ皆家老ノ職ナリ、其以下軍奉行ヨリ先手頭マデ某々ト定メオキ、一年ニ一備アテ用意申付ラルヽ、用意トハ其役ニ當リシ面々、大將ヨリ小臣マデ身上ニ應ジ人馬ヲソロヘ、甲冑武器ヲ不足ナキヤウニ調オキ、スハ天草ト仰出サルレバ時日ヲ移サズ、一備殘ラズ繰出スヤウニ兼テ支度イタシヲル事ナリ、熊本騎馬數ハ得ト承ラザリシガ、譬ヘバ騎馬數千二百アレバ、一備ノ分二百騎トキハメ、家々召連ルヽ家賴ノ人數ヲ加ヘヌレバ餘程ノ人數ナリ、右ノ人數ヲ殘ラズ用意シテ不虞ニ備ヘ置コトナリ、夫モ六備一同ニ用意スル事ナレバ難澁スベシト、一備一年ヲ受持チ、翌年ハ別ノ備ニ讓リ、六年ブリニ一度ノ用意ナレバ、覺悟ナリヤスキ事ナリ、然ルニ當時諸國一統ニ大困究ノ時節ナレバ、不如意ノ家アリテ中々用意ナルマジケレバ、如何ニシテ熊本ハ相應ニ支度ナルゾヤト云ニ、是ガ上ノ政事ノ仕向次第ニテ、至極タヤスキ事ニテモアリ、至極ムツカシキ事ニテモ有ルベシ、士風ノ華美ニナルト質素ニナルトノ二ツニテ事濟ムコトナリ、大抵ヲ申サバ、飲食饗應家作贈答ノ費ヲ省カバ、人馬ヲ養フ事ハ自由ナルベシ、女房ノ衣服首ノ飾琴三味

線ノ慰ナドヲ止メバ、武具ハ調ラルベシ、去レバ左ノ物ヲ右ニ取カヘルマデナリ、今日ノ輕薄カザリヲセズシテ、後日ノ覺悟ヲスルヲ質素ノ士風ト云、後日ノ覺悟ヲ忘テ今日輕薄カザリヲスルヲ華美ノ士風ト云、熊本ハ質素ヲ第一ニ心得テ仕向タル政事ナレバ、家中ノ士人馬ノ飼料武器馬具ノ用意ニ困究スル事アルベケレド、輕薄華美ノタメニ自身手ニ困窮スル者ハ多クハアルマジキナリ、時世ノ風ニツレ衣服ニ飲食ニ耽リ、家居婦女等ノ飾ヲ盡シ、華美ハ好ミナガラ困究ユヘ武士ノ覺悟モ出來ヌト云ハ、イカナル勿體ナキ了簡ナルラン、農賈ノ身分ニテ自身手足ヲ働キテ今日ヲ暮スモノハ、タトヘ華美ヲ好ムモ質素ヲ好ムモ其了簡次第ナルベキガ、君恩ヲ受ケ俸祿ニテ暮ス身分ハ、甚了簡アルベキ事ナリ、當用モナキニ祿位ヲアタヘ、餘分ノ士ヲ召抱オカルヽハ、畢竟亂世ノタメナリ、サレバ亂世ノ用意ハセズシテ、今日ノ華美ノタメ困究ニ及ブハ勿體ナキ了簡チガヒナラズヤ、然ルニ其了簡違ヒト云モノ、根元ハ天下一統ノ風俗ニ醉テノ事ナリ、天下一統ノ風俗ト云ヘバ、餘儀ナキモノヽヤウナレド、國方ノ士風ハ其國政事ノ仕向次第ニテ直ルモノナリト承レリ、熊本ノ士風時世ノ風ニツレズ、質素ニテ功名ヲ立ル事ヲ第一ニ心掛ヌルハ、畢竟政ノ仕向ヲ能ク仕込タルユヘト知ルベシ

蒲池喜左衞門勤ヲ斷リシ事

蒲池喜左衞門ハ先侯以來至テ幼少ヨリ側ニ召使ハレ、兎角人ニ異ル操アリトテ、彼國ニテ譽アル人ナレバ、終ニ奉行職ニ撰レケリ、生質遲重ニシテ少モ利發ナル事ナク、途中ニテ人ニ出合タル時急ニ相

膳ノ挨拶モ出アハス程ノ事ナリ、奉行職ヲ勤メシ後モ、日々ノ政事少シ六カシキ事ハ決テ即坐ニ捌カズ、宿元ニ歸リ思案工夫ヲ盡シ得ト落着ヲツケ、翌日出勤ノ上申出ルニ、必定奇計良策ニテ、執政其他ノ役人同意信服セズト云フコト無シ、右ニツキ奉行六人ノ中ニテモ、別テ秀タル名譽アリテ諸大夫モ憚ル人物ナリ、一ト頃侯水前寺村ト云所ノ茶屋ニナラセラレ、當日ハ如何ナル事ニヤ、堀平太左衞門喜左衞門其他ノ役人モ召連ラレ、女中交リニ酒宴アリケルガ喜左衞門異操アル人ニテ、殊ニ衣服等モ拔群粗末ニシテ、且ハ魯鈍ナル風儀ナルニヨリ、女中ナド醉ニ乘ジテ少々ナブリ戲ケレバ、喜左衞門甚不本意ニテ、平太左衞門ニ對シ云ケルハ、少々不快ナレバ御先ニ引取申スベシ、御前宜ク賴入ルト云捨テ直ニ歸リ、明日ヨリ出勤ヲ斷リ引籠リケリ、侯眞ノ病氣ナラザル事ヲ察セラレ、用人ヲツカハサレ內々聞合アリケレバ、實ニ病氣ナリト申ス、其節侯家老ヲ差立ラレ御斷リトアリケレバ、喜左衞門申ケルハ、私事勿論身不肖ナルモノナレバ、イカニ致タリトモ苦シカラザレドモ、奉行職ヲ仰付オカレシ上ハ職分重ケレバ、女中ナドニ調弄セラレテハ職分ヲ輕シメルト申モノナルユヘ、何卒奉行職ヲ御免仰付ラルヽヤウニ御取次賴奉ルトテ、何ト斷ハラレテモ合點セズ、家老モ理ニ服シ空ク歸リ、右ノ趣旨ヲ侯ニ申上ケレバ、侯甚尤ニ聞召サレ、是ハ一通リノ事ニテハ出マジキゾ、如何セントテ御親類長岡伊豆ト云人ニ仰付ラレ、此節蒲池ガ立腹大概ノ事ニテハ出ベキヤウスニアラズ、申處モ理ニ中リ尤ナルコトナリ、右ニ付身共甚迷惑ニ及シ譯得ト申シ、重疊相斷ル旨申聞ラルベシト仰アリテ、

伊豆ハ畏リ喜左衛門宅ニ行向ヒ、右ノ由ヲ述テ斷ラルヽ、彼國ニテハ御親類殊ノ外重キ事ニテ、是ヲ聞入ヌハ君命ヲ背ク同前ナレバ、喜左衛門モ難有ク承知シテ、翌日ヨリ出勤セシトナリ

藪市太郎八代郡代勤功ノ事

市太郎八代郡代役ヲ勤シ時ニ堤普請ヲ申付ラレ、公役ヲ大勢召使ヒケルガ、高山崩レカヽリ怪我人多ク其中兩人ハ即死シケリ、其節市太郎役場ニ參リ怪我人ハ養生申付、死人ノ親類ニ對シ申シケルハ、サテモ兩人ノモノ不便ノアリサマ言語ヲ絕シタリ、然レドモ百姓ノ公役ニ出ルハ武士ノ戰場ニ出タルト同前ナリ、武士戰場ニ出タル時ハ命ヲ惜マズ合戰ヲスルコト本懷ナリ、サレバ彼兩人モ公役ヲ大切ニ存ジ入タレバコソ、命ヲ終ルマデ出精シタルナレバ、戰場ノ打死モ同樣ノコトナリ、死ヲ哀ムハ人情ノ常ナリ、其方ドモサゾ愁傷イタスニテアリケン、然レドモ公用ノタメ打死ヲ致シタレバ、不慮ノ怪我トハ格別ノ事ナリ、右ニ付此節上ヨリ打死ノ褒美ニ準ゼラレ、倉米若干兩人ニ下シ置ルヽ條セメテ葬ニテモ念ヲ入執行スベシト丁寧ニ申ツケ、右褒美ノ米相渡スニ及デ、同役ノ郡代何某ノ市太郎ニ對シ、左樣ノコトニ相用ル米錢ハ郡溜ヨリ取出スガ舊例ナリ、倉米ニハ及マジキナリ、貴樣新役ニテ不案內ユヘ左樣ノ心得違ヒアリト申ケレバ、市太郎答テ、イヤ／＼夫ハ事柄ニヨルベシ、郡溜ト申ハ多クハ不祥ノ米錢ナリ、打死ノ褒美ニ準ズル事ナレバ、不祥ノ米錢ニテハ相濟マジトテ同役ノ氣ヲ破リ、御倉ヲ開キ取出シツカハシケレバ、悲ミニ沈入タル親族ドモ大ニ國恩ヲ感ジ奉リ、其外公役ノ者ドモ、以

後別テ出精ヲイタシテ、程ナク普請成就シタリトナン、五月大水ノ頃玖摩川山中ヨリ材木夥シク川下シケルガ其川水八代郡内ヲ通ルユヘ其節ハ紛失ノ無キタメ郡代ヨリ證文ヲトルコト舊例ナリ、然ルニ市太郎郡代トシテ在番アリシ時ハ、其者ドモ郡役所ニ參リテ、市太郎樣ノ請合ト仰セラル、一言ニテ相濟トテ、イツトテモ證文ハ取ザリシトナリ

附錄、最初市太郎郡代ニ申付ラレ郡役所ニ罷越トキ、以前八代郡代ヲ勤シ人何某方ニ參リ、心得ニナルベキ事ナド問ケルニ、何某申ケルハ、郡地ノ事ハ莊屋大莊屋ノアツカヒ第一ノ心得ナリ、莊屋大莊屋ト云モノ、常人ニハ餘程勝レタルモノドモナレバ、此方ノ内冑ヲ見スカレヌヤウニ用心セラルベシ、内冑ヲ見ラレテハ扱ヒニクキモノナリト云ヘバ、市太郎暫ク思案シケルガ、夫ハ拙者兼テノ了簡トハ大間違ナリ、拙者郡地ニ參リナバ莊屋大莊屋ナドヲ呼集メ、何ケノ事相談イタサバ此方ノ内冑ヲ先開キテ得ト見ヤント存ズルナリ、此方ノ内冑ヲ見出シテ思ヒツキ、彼者ドモ出精イタサバ、實ニ郡代ノ任ニカナヒテ、少々ノ御用達ニモナルベシ、若内冑ヲ見出サレ宜シカラズシテ御用達イタサズバ、郡代ノ任ニカナハヌト云モノナレバ、公儀ヨリ早ク別人ヲ撰バセラレ御取カヘアルベシ、右ノ譯ユヘ内冑ヲ見セヌ了簡ハ拙者ハ少モコレ無シト云ケレバ、何某モ甚尤ト感ジケルトナリ

藪市太郎寵臣ヲ怒リシ事

市太郎ハ御先手頭ヨリ郡代ナドヲ勤メ、段々功績モコレアルユヘ二百石加増シ、昇進シテ奉行職ニ仰ヲ蒙リシ日、何方ニテモ有ルナラヒ酒宴ニテ甚賑ハシキ事ナリシニ、何某トイヘル人祝儀ニトテ參ラル、同人モ七百石バカリノ侍ニテ、才學モ分別モアル人物ナレド、酒狂スル事常ナリ、如何ナル譯ニヤ、侯ノ思召ニ叶ヒ寵愛フカク常ニ御側ニテ召使ハレ家中ノ士其寵愛ニオソレ、イカナル無禮モ許シオク人ナリ、其日脇ヨリノ歸リナルヤ甚醉レケルガ、直ニ座敷ニ通リケレバ、市太郎忝シト挨拶アリシニ、同人申ケルハ、今日ハサテ〳〵目出度御事ナリ、シカシ御奉行ブリテノ裝束ハ無用ナリ、御奉行樣ナレバチガヒタルモノナリト云テサマ〴〵嘲弄ノ體ナレド、平日左樣ニイタシツケ、何方ニテモ其通リニテ通セケル人ナレバ、市太郎少モアラガハズ、種々モテナシ居ケルニ、同人ツト立ヱンサキニ出テ手洗ヲスル體ナリ、市太郎ノ弟茂次郎モ同席ニアリケルガ、其足本危ク見ヘケルニ、介抱ノタメ後ヨリツイテユキケルニ、同人手ヲ洗ヒ、手ノ雫ヲ茂次郎ノ面ニシタヽカニフリカケタレドモ、茂次郎ハ酒興ニトリナシ、袂ニテ面ヲフキハラヒケル、市太郎モ同人大醉シケレバ、怪我ナド有リテハト危ク思ヒツキソヒケレバ、同人後ヲ顧ミ、御奉行ノカタキハ何事ゾ、脇指ハ取レヨト云ッヽ腰物ニ手ヲ掛ケレバ、市太郎大ニ怒リ同人ヲ庭ニ蹴落シ、其方酒狂ト存ズレバ先刻ヨリ指許シケルニ、ツキアガリテ謂レザル惡口ヲ申シ、剩ヘ武士ノ道具ニ手ヲカクル、但シ意趣アリテノ事カ、大切ノ日並ニ非レバ手ハ見セヌ其方ナレド、身分祝儀ニメンジ了簡スルト叱リ付シニ、同人ハ甚アハテ恐レ露次口ヨ

リ逃ゲカヘリケル、市太郎ハ寵臣ヲ手過シタレバ定テ越度タルベシト評判アリケルガ、後日何ノ沙汰モナク相濟シガ、其後ハ市太郎茂次郎兄弟ノ人品ヲ種々取沙汰シケリ、茂次郎手柄ヲコラヘタルハ、儒者ナレバ然ルベシトホムルモアリ、又餘リ弱シト刺シルモアリ、市太郎戰落シタルハアラシトモ云、サスガ奉行ノ器量ナリト感ジタルモ有リシトナン

役人選擧ノ仕形委キ事

凡役儀ヲ勤ムルニハ、其人々ノ人物得手不得手コレアルモノナリ、此事ハ何ノ國ニテモ少シヅヽ氣ノツク事ニテ、大抵聞ガケニテ吟味セヌ國ハ無キ事ナレド、得ト行屆テ急度御用達ニナルヤウニ出來ヌコトナリ、何方ニテ承リテモ、年久ク賢路ヲ塞ギツトメタルモノヲ勤功トヤラ云テ昇進サスルヤウナル詮モ無キコトナリ、只熊本選擧ノ仕形ノミハ殘所無ク吟味ヲ盡スヤウニ能々氣ヲ付メルモノナリ、其仕形イカニトナレバ、先仕官タルモノハ上下ニ限ラズ、皆々學校ニカヨヒ稽古セヌモノハ無キ事ナリ、學校稽古ノ時ヨリ其人柄ノ正邪、器量ノ大小、稽古筋ノ事、出精スルモ不精ナルモ、學監ト學頭トノ手前ヨリ書付ヲ以テ一々分明ニ選擧方ノ役所ニ屆ケルヤウニ致シタルモノナレバ、仕官ノ面々ハ上下ニ限ラズ、選擧方ノ役所ニハ何某ハイカナル人物器量、何事ヲ稽古ナシタルモノ、何某ハケ樣、何某ハカウト一々ニ記シ有ル事ナリ、サレバ役儀ヲ申付ルトキ直ニ詮議出來ルナリ、サテ役儀ニ付メル上ニテハ、考績ノ役人受取テ、其勤方出精不精ヨリ功績ノ出來、不出來、且ハ過失仕落等ノ事マデモ常

ニ吟味シテ、年々其頭役ニ申達スルテリ、右役儀ニ付タル人ヤハリ學校ニカヨヒ稽古筋モ勤ムレバ、學監學頭ヨリモ吟味シテ役頭ニ達ス、然バイカニ小キ役儀ニテモ大役ノ人ニテモ、考績ノ役所ト學校ノ詮議トニテ、器量モ功績モ又過失仕落等マデ、少モ隱レ家ナク知ル丶ナリ、右ノ通リノ人物器量行狀分明ニ知ル丶ヤウニイタシオキテ、退役ノ人アリテ其役入用ノトキ、選擧方ニテ詮議スレバ、役儀相應ノ人直ニ知レルナリ、右ニツキ選擧ノ總頭、學校ノ總頭、考績ノ總頭、皆家老職ニテ至テ重キ事ナリ、選擧ニハ何方ニテモ贔屓偏頗アルモノナレド、熊本ノ仕方ハ考績ノ方ト學校ノ方ヨリ、アリノマヽニ年々書付ニテ申達シオキタル者ナレバ、贔屓偏頗ハ決シテナラヌ譯ナリ、ケ樣ニ役人ノ吟味ヲ致シタルモノユヘ、其役々ニ一得手ナル人ヲ見立ル事自由ニ出來テ、用達ノトコロ格別ナリト知ルベシ、古今政事ノ善惡ハ專ラ役人ノ正邪ヨリ生ズル事ナレバ、此吟味クハシカラズ、贔屓偏頗ナドニテ役人ヲ申付ルハ大ナル僻事ナリ、扨又贔屓偏頗ニテ申付タル役人ハ、元來器量行狀ヲ見スヘタル所ノ無キユヘ、イヤトモ私曲ノ氣遣アリテ役儀ヲ打任セラレヌユヘ、此方ヨリ押ヘ控ヘノ指圖ヲスルナリ、扨テ押ヘ控ヘノ指圖ヲナシテハ、役儀ニハマリテ心一盃ニサレスモノナルユヘ、上モ下モ疑ヒアリテ、宜キ事ハイツマデモ出來ヌナリ、サレバ熊本ノ仕形ノゴトク根元ヨリ吟味ヲ遂テ、人物行狀器量得手不得手ヲ見スヘ役儀ヲ申付タル上ハ、其人ノハマリ次第心一盃ニサセ、功績アレバ賞シ、過失アレバ罰スルヤウニスルコト、古聖人ノ仕置ニモ叶ヒタル事ナルベシ

明鎌、無本ニテハ役儀ヲ申付ラル、日條目ヲ渡ス事アリ、條目トハ其役其役ノ勤方ノ要文ヲ、條目ワタテ一紙ニ書記シタルモノナリ、何役ニヨラズ條目極テ、勤方ハ右ノ條目ニ記シ有ルユヘ、役儀申付ラレタル日ニ條目ヲ受取リタレバ、其役ノ勤方是々ノ筋ト云コト相分リテ、自分ノ器量次第ヨクモ惡モ相勤マルナリ、此事輕キ事ノヤウニシテ甚面白キ事ナリ、右條目ナケレバ勤方ノコトヲ、先役ノ人カ同役カニ承ルヨリ外ノ仕形ナシ、先役カ同役カニ承レバ、其人ノ了簡ニテイカヤウトモ指圖スルナリ、其人器量アレバ器量ノ開カケニテ指圖シ、不器量ナレバ不器量ノキヽカケニテ指圖スルナルベシ、サレバ勤方是々ト一定シタル事ハナクテ、人々ノ了簡次第ト云ニ落着スルナリ、人々ノ了簡ニマカセテハ、時世ノ風俗ニツレテハ、如何ヤウニ了簡センモ知レヌ事ナルユヘ、役儀ノ本意ヲ取失フモ尤ナル事ナリ、然レバ條目ヲ立テ申付ラレタル時ハ、右ノ條目ハ即君命ナルユヘ、時世ニツレテモ役人ノ了簡違シテ條目ノ筋ニ違タル事アレバ、役儀ニ付タル其日ヨリ心一盃ニ同役ヲモ正シ付ラルルナリ、サレバ條目ヲ渡ス事甚ダ重キコトナリ、右ノ咄ヲキヽシトキ是ハ尤ナル事ト存ゼシユヘ、條目ノ書法ヲ再三問ケレドモ秘シテ申サズ、推テ問ケレバ知ズト答フ、サラバ其元ニ渡リシ條目ヲ聞セタマヘト云ケレバ、拔々迷惑、是ハ國元ニテモ銘々甚秘スル事ナリト云テ語ラズ、拙者仕官ナラズ誠ニ學問ノタメニ承ルコトナレバ何卒教ラレヨト云ケレバ、サラバトテ二三箇條云テ書マデハ書ザリシナリ

堀平太左衛門暇ナシノ事

平太左衛門ニ國政ヲ任ゼラレシコト當侯入部ノ砌ヨリノ事ナレバ、最早三十年ニ餘ルベシ、同人ハ少年ノ時ヨリ學問ニ甚出精シテ、江戸ニテハ服部小右衛門弟子トナリ詩文モ上手ナリシガ、國政ヲ請持テ以後ハ晝夜思案工夫ヲ盡シテ、ヨム書物ハミナ經濟ノ書ノミニシテ、雜書ヲヨミ詩文ヲ作ル暇モ無キユヘ、近來ハ和歌ヲヨミ習ヒ、途中公館ナドニテ案ジ心ヲナグサムトナリ、其嫡子モハヤ壯年ナルユヘニ別役ヲ勤メケルガ、互ニ繁多ニテ四日モ五日モ對面セヌコトナドモ有ルヨシ、如何ニモ大國ノ政事ヲ任ジ、何卒シテ主君モ安心マシ／＼、世ニ善政ト仰ガレ、後代マデモ動カヌヤウニト存入レバ、百官ノ上ニ立ツ同人ナレバ、何程才識高明ナルトモ右ノ精勤ナクンバ、得トハ出來ヌ筈ナリ、周公旦天下ノ政事ヲ執行ヒタマヒシトキ餘リ事繁ケレバ、沐スルニ三タビ髮ヲ握リ、食スルニ三タビ哺ヲ吐トテ、殊ノ外ニイソガシカリシコト古書ニ見ヘタリ、平太左衛門行狀ニテ存ジ合セヌレバ、サモアリツラン事ナリトテ益々聖徳ヲ感ジ奉ルコトナリ、サレバ役儀ヲシカト心ニモカケズ、酒宴ヤ遊興ニテ日ヲ送リ、能治リシユヘ閑暇ニテ目出度ト太平樂ヲ歌ヒテヰルハ、大ナル了簡違ナルベシ

附錄、熊本侯堀平太左衛門ニ被二仰渡一之書附

平太左衛門儀御加祿御斷ニ付、願之趣達二尊聽一候處、謙讓之旨具ニ被レ爲二聞召屆一候、格別之存念ニ付被二達下一度儀ニハ被レ爲二思召上一候得共、御家重キ勳業之御賞賜を抂而被レ爲レ闕候儀は、平太左

衛門存念御感心一偏之思召ニも難被任儀ニ付、御書附之通彌以被下置候條、此段可申聞旨
被仰出候、以上

口達之覺

平太左衛門儀御加祿御斷ニ付、尚又被仰出候趣ハ只今申渡候通ニ而、厚キ存念之趣逐一被聞召
届被遊御感心候、然處御政務之管轄ハ格別平太左衛門ヘ被仰付置、多年之勤勞數多之勳業疾
ニモ可被賞之處、深キ思召有之御賞賜之儀當時迄御指延被爲置候得共、著キ成功及御國家、
不被賞候而ハ於御政務之重キ、御賞賜之一事闕候ニ付、先蹤後鑑何分共通ニ難被指置、彌以御
書付之通被下置旨被仰出候、乍然枉而右之通被仰出候儀ハ、於平太左衛門ハ迷惑可奉
存ト此（一本作段）以テ御苦惱ニ被思召上候、右之趣尚又委敷申聞候様被仰出候、以上

右ハ三四年以前肥侯江戸ヨリ加增下サレタルトキ、平太左衛門斷ノ願書指上タルニ、重テ仰付ラレ
タル書付ナリ、俗文ナレバ格別ノ事モナケレドモ、文言ノ體甚面白ク、少モ鄙俚ナル詞ナク、無理
ナル文字使ナク、且賞賜ノ旨明白ニテ、左モ有ルベキ筈ナリト思ハレ、殊ニ君臣互ニ謙讓セラレタ
ルコト別テ感ズベキ事ナルユヘ、附錄シテ御覽ニ入奉ルモノナリ

三殊勝ノ事

其以前ヨリ肥後ヘハ毎々遊學シテ、國風民俗ニ氣ヲ付見侍ルニ、他ノ諸國トハ一體ノコト格別ニコト

ナル事多シ、其内ニ別テ目出度コトハ、百姓ドモノ殿樣ヲ自慢スルコト無ク、何方ニテモ國主ノ事ヲ譽ルハ其國人ノ常ナレド、サナキ國モ又多シ、熊本ノミハ仕官ハ勿論、百姓ノ自慢マコトニ信實ヨリ出テ、又世ニ無キコトノヤウニ有リガタガルコトナリ、此六七年以前薩摩ニ遊學セシトキ、肥侯ノ國內ヲ通リケルニ、殊勝ナルコト三事アリ、一ツニハ熊本ヨリ北六里バカリニ高瀨ト云村アリ、其村ハヅレニ高瀨川トテ大河アリ、其頃秋ノナカバナリシガ、河水少クテ舟二艘ニテ通路ノ人ヲ渡ス、其渡リカヽリ渡賃ハ何程ト問ヒシニ一文ト答フ、何國ニテモ公儀ヨリ右體ノ定メナルベケレドモ、旅人ト見カケテハ決テ定ノ通リニハ申サズ、餘分ニ申カクル渡守ナドノ常ナリ、三文ト云テモ五文ト云テモ、渡ラネバナラヌ事ナレバ、旅人ノトモガラ爭ハズトラセ、其通リニテ事濟モノナルニ、一文ト答ヘシハ實ニ國法ノヨク締リタルコト見ツベシ、二ツニハ熊本ヨリ南二里(一本四里)バカリニ川尻ト云宿アリ、某餘リツカレタルユヘ宿ハヅレノ小キ茶店ニ腰ヲカケ休ミ、程ナク茶店ヲ出二町アマリ行ケレバ河アリ、渡シ舟居合ヌユヘ岸バタニ休ミヰタルニ、店ノ亭主追カケ來リ古扇ヲ指出シ、是ハ各樣ノオトシ置レタルト見ヘテ店ニアリシユヘ持參リタリト申ス、成程某落シ置キシユヘ直ニ請取テ、此古扇遠キ所ニ持參ルニハ及バズト云ケレバ、只今殘著ノ砌ナレバト云ステ後ヲモ見ズ返リケリ、當時踈薄ナル人情ニテハ、少シ愚ナル事ナリト聞ナス人モ有ルベケレド、某愚按ニハ、最モ風俗ニカヽル所ト存ズレバ古ノイハユル路ニ遺タルヲ拾ハズト云ルコトナド思出シケリ、三ツニハ薩摩ニ堺ヘタル所ニ水俣ト云村アリ、

此所ハ船附ニテ家數モ五六百モアルベシト見ヘタリ、某松合ト云所ヨリ船ニノリ、右ノ水俣ニアガリ旅人宿ヲ尋テ茂兵衞ト云者ノ家ニ宿ス、其夜ハ途ニテ作リシ詩ナド弟子ト兩人ニテ艸稿ニ寫シ、程ナクヤスミ、明朝ハ早天ヨリ宿ヲ出テ薩摩地ニカヽル、薩摩ニ凡三十日餘リ逗留シテ又水俣通リニ歸ルユヘ、以前ノ宿茂兵衞方ニ一宿セリ、便船ノ事茂兵衞ニ賴ミケレバ、茂兵衞心得タリト所々聞ツクロヒシニ、松橋ト云所マデ便船アリトテ、至極深切ニ世話スル體ナリ、某薩摩ニテ唐筆ヲ得テ背負タリシヲ茂兵衞見ツケ、奉書紙十枚バカリ持出、何ニテモ書クレヨト願フユヘ、行草數枚書ツカハス、十四五歳ノ忰ヲ召ツケ、右ノ書タル物ヲ戴カセ甚悅ブ體ナリ、不思議ト思ドモ、田舍モノユヘ左ノ通リナラント存ジ其夜ヲアカシ、明朝ニ至リテ少ノ銀子ヲ封ジ、弟子ヨリ相渡サセケルニ、茂兵衞是ニハ決テ相及バズトテ指返ス、宿賃ナレバ受ラレヨト再三申セドモ受ズ、平ニト申セシニ茂兵衞申ケルハ私マコトニ片田舍ニハ住候ヘドモ、幼少ノ時四書ハヨミ申タリ、最早三十年餘此所ニテ旅人宿ヲイタシケルガ、聖人ノ道ヲ學ブ人ヲ宿シタル事ハ此節ガ始メニテ、甚珍シキ事ナリト心ニハイカバカリ嬉ク存ズレバ、平ニ御斷申トテ決テ受ヌ氣色ナルユヘ、弟子ニ云ツケヒソカニ雞ノ塒ノ内ニ入レテ立ケレバ、茂兵衞目早ク見付取出シ弟子ニ渡シ、父子トモニ船マデ送リ、新シキ茶碗二ツニ茶ヲ相ソヘ持參リ、船子ニ向ヒ是ハ大切ナル客ユヘ、隨分心ヲツケ渡シ申スベシト念頃ニ云ツケケル、某其志ヲ感ジケレドモ再ビ參ラヌ所ナルユヘ、弟子ニ云ツケ宿賃ノ一封ヲ岸ニ投サセ、船ヲ出サセケレバ、茂兵衞

少シ顏色ヲ變ジ、此方ハ尊公方ヲ知タルニ、尊公方ハ此方ヲ御存無キハイカガナリト心ワルゲニ云タレバ、某モ此辭ニ驚キ、イカニモ誤リタリト心中ニ恥ヲ抱キシナリ、右ノ水俣ハ熊本ヨリ南ニ二十五里隔リ、其南十町バカリ山ヲ上レバ薩摩地ナレド、至極ノ片田舍ナルニケ樣ナル人情コレアルハ、畢竟肥侯學問ヲ專トシ德敎ヲ施シタマフ善政ニテ、蒸出シタル民俗ト見ヘ侍ルナリ、故ニ右二箇條ノ事ハ、其節作リシ南游紀行トイヘル道中記ニモ委ク記オキシナリ

近來承リシニ、國中所々ニ忠婢忠僕アリテ、每々公儀ヨリ賞美ニアヅカリ、銀子ナド拜領スルモノ多シト云ヘリ、下男下女ノ身分トシテ公儀ヨリ賞賜ヲ受ルハ、イカニモ目出度政事トヤイハン

諸國ヨリ法ヲ取ニ來ル事

某薩摩ニ遊ビシトキ肥後ニテ藪茂次郎ニ立寄ナニカノ物語リニツイテ某申シケルハ、貴國ノ文政ハ水戸黄門公備前芳烈公以來タグヒマレナル盛ナル治化感ジ奉ル事ナルニ、當時諸國ノ政事何方モ行屆カヌ事ノミ見ユレバ、其國君大夫ノ面々殘念ニモ存ゼラレバ、貴邦ノ政法ヲ承リタキハヅナルニ、左樣ノ問合ナキハ不思議ナル事ナリ、孔子ノ中都ヲ治ラレシニ、一年ヲ歷テ四方ノ諸侯法ヲ取トテ皆々政法ヲ承リ合セ、其通リニ行ハレシ事記錄ニ見ヘケルユヘ、右ノ物語ヲイタシタルナリ、茂次郎答テ、イヤ〳〵善政ハ通例ノ事ニテハ調ヒガタキ事ニテ、諸國法ヲ取程ノ事ハ聖人ノ政ナラデハ有ルマジキナリト云ヘリ、夫ヨリ某ハ薩摩ニ遊ブ、其歸ルサニ又茂次郎方ニ立寄ケレバ、茂次郎申ケルハ、先日立寄

ラレシ時諸國ヨリ法ヲ取コト無キカト仰ラレシガ、不思議ヤ是頃二諸侯ヨリ法ヲ取ニ參リシナリ、一ツハ相良侯學校ヲ思召立テ、其國家老何某ヲヒソカニツカハサレ、私宅ニ四日滯留致シ、其國柄ノ仕形ヲ得ト吟味セラレ歸ラレシナリ、一ツハ肥前蓮池侯ノ儒者一人祐筆體ノ人同伴ニテ參リ、政事ノ心得ヲ問ヒ、是モ私宅ニ五六日滯留シテ、大略ノ事ハ吟味ヲトゲ歸シ、其國家老松枝善右衞門指圖シテ熊本ニツカハシタルヨシナリ、サレバ先日法ヲ取ザルガ不思議ト思召タルト存合セ、尙又不思議ニ存ズルナリト申ス、其後薩摩ヨリハ赤崎源助トイヘル老儒者ヲ太守ノ命ニテ熊本ニ遊學サセ、三年餘モ滯留シテ善政ヲ聞出シ次第ニ、山田司ト云ヘル薩州用人ノ許ニ申ツカハスヨシ、源助直談ニテ承ル、然レバ政事ニ心ヲ盡ス役人ハ隣國ヨリ政法ヲ聞合セテ取用ユルト見ヘタリ、尤然ルベキ管ト存ジタテマツルナリ

論ニ云ク、政事聞合セト申スハ至テ難キ事ニテ、タトヘバ軍中ニテ犬ヲ入レ、敵兵ノ形勢ヲ伺フ同然ナルベシ、凡庸ノ人物ニテハ實事ヲ聞出ス事ハナラヌ事ナリ、故ニ心アル役人ハ皆々學者ヲツカハシ聞合スルト見ヘタリ、前年御國ニ御仁惠ニテ諸士ニ銀ヲ拜借仰付ランタル時、熊本ヨリ聞合ニ參リシハ即學頭藪茂次郎ナリ、其時ハ某イマダ召出サレザル時ナリシガ、茂次郎何心ナキ様子ニテ御國ニハ御仁惠ニテ諸士ニ御救ヒコレアルヨシ、扨々アリガタキ御政事ナリト申ス、某モイカサマ結構ナル時節ナリト答ヘテ暫クアリテ弟子ドモ退キタル時、茂次郎重テ問ケルハ右御銀拜借ノコトハ

彌行屆キ御仁惠ニ相ナルベキヤ、貴兄ニハイカヾ思召ゾト云ケレド、總體御國政ノコトハ小事タリトモ下々ニテ評判致スハ恐多ケレバ、アカラサマニ了簡ヲ申ベキヤウモナク、左樣ノ筋ハ拙者ナド了簡ニアタハザル事ナレバ、何分コレアルベキヤ行末ノ事ハ測リガタシ、當時ハ諸士中相悦ヨシ承リシト答ヘケレバ、茂次郎是ハ只今マデ懇意ニイタシタル甲斐モ無キヿドモナリ、熊本國政ノ事ハ兼兼尋タマフニ、何分ニモ披露シガタキ事モ、學問ノタメト仰ラルレバ、是マデ隔意ナク物語シケルニ、存寄ノ實情ヲ仰ラレヌハイカヾナリト責ルユヘ、其時某申ケルハ、然レバ竊ニ了簡ヲ申スベシ、拙者ナド愚昧ニテ勿論定見コレ無キユヘ、家中ニテ了簡アル人ニ段々問合セケルニ、種々評論アリ其中ニ此節ノ御仁惠ニテハ世帶相續イヨ〱行屆クハヅナリ、然シナガラ華美ヲ好ム士風ナルユヘ、十人ノ內九人マデハ了簡違シテ、以後却テ迷惑ニ及ブベシ、十人ノ內一二人ハイカニモ丈夫ニ相續イタスナルベシ、サレバ一統ノタメニハ却テ害ニ相成程ノコトナルベシト申ス、此論拙者ハ尤ト同ゼシナリト答ヘケレバ、茂次郎モ得心シケリ、是等ニテ他國政事ノ問合セト申ハ至テ難キ事ト知ベシ、サレド不案內ノ人ハ左樣ノ問合セ盜賊詮議モ同前ニ存ジ、輕キ無禮ノ役人ニ申付ツカハスナド丶云コトモ有リケン、中々實情ノ分ルト云事アルベキヤウ無シ、其上左樣ノ不案內ナル人ハ必ズ自身ノ政法ヲ自慢シ、他國ノヨキ事ヲ譽レバ心ニウレシク思ハズ、惡キコトヲ聞タガルモノユヘ、輕キ役人ナドタトヒ他國ニテスグレタル事ヲ聞出シ來リタリトモ、先樣ノ氣ニ合ヌ事ナレバ直言ハ得イハ

ズ格別ノ珍キコトモ無シナド丶ヨキ加減ニ申シキルユヘ、何ノ益ニモ立ヌ事ナリ、ヨク〳〵心力ヲ盡シ工夫ヲツヽマズシテハ、事情ニ達シタル政事ハ出來ヌ事ナルベシ

肥後物語 終

農家訓

山名文成著

農家訓序

古先聖王之治レ國也、明ニ道德一、敷ニ法令一、務在レ敎ニ導斯民一、故置ニ司徒之官一、以掌ニ邦敎一、黨有レ庠、州有レ序、以ニ餘力一學レ文、加レ之以ニ三老五更之諭告一、申レ之以ニ飲射讀法之公事一、所三以敎ニ導斯民一、至深至備、是以夫人孝悌忠信、有レ恥且格、風俗敦龐、和同以聽、相率躋ニ於仁壽之域一矣、降及ニ後世一、德化雖レ衰、典刑猶存、如ニ孝悌力田之擧、木鐸老人之設一、皆所下以敎ニ諭下民一、勉中勵流俗上者、而先王之遺法也、名草郡永穗邑農夫山名文成者、耕稼之暇、嘗編ニ撰一書一、名曰ニ農家訓一、說ニ四恩五常、稼穡勤儉之道一、諄諄然不レ已、其意將三以公ニ諸世一、取而閱レ之、雖三其言卑俚淺近、乏ニ士君子之觀一、然於レ啓ニ廸顓蒙之輩一、極爲ニ切實一、故許ニ梓行之一、以布ニ民間一、亦邦敎之一助也、詩曰、采レ葑采レ菲、勿レ以ニ下體一、覽者取ニ其切實一可也

農家訓凡例

都て民間に通じ安く、愚蒙のものも耳に入時は益あらんがため、平がなにて書き記すもの也

四恩

農民の男女文盲の族は、天地君親の恩をしらざる故、辨へ安き樣に書き記す

五常

農民の下男女は性暗く、仁義禮智信の道をしらざる故、耳に止り安き樣に書き記す

農民用心の說

此抄は農民恒の稼業、朝夕心得の趣、見るに哲（サトク）、聞に安き事を記す

赤子養育成人辨

此抄は農の婦人懷妊するより、成人十五六歲迄の日用をしへ方の心得を記す

準繩曲尺辨義

此抄は農民平常天地より受得たる善性は、聖人愚人も不ㇾ異して、儒佛神の三敎同じき事を記す

始末の大旨は早く知るに在る說

此抄は農民始末の心得、日用の渡世、日に益し月に富（サカン）なる事を記す

天下の三民同恩の解
此抄は上より下へ通じ、天恩を蒙る所は同然なる故、田返す事農民に不レ異、君臣同業たる事心得安き事を記す
小童へ勸レ學の說
此抄は中人以下い小童男女迄も學問不レ致候ては、物の道理をもしらざるゆへ、勸學の趣を分れ安き樣に記す
堪忍兩義章
此抄は農民料簡の心得、堪忍に兩樣ある事を辨ふべき事を記す
三光天象不レ違義
此抄は上下のへだてなく、言行正直ならずしては、天神地祇に背け身命不レ全といふ事を、農民の男女童までも分れやすき樣に記す
孝行意得の說
此抄は中人以下孝行に心得違ひある事を記す
上下通情の辨
此抄は上の思召しを下へ通じ、下亦忠心を上に厚くする事を假りに記す

農家訓卷上

山名文成著

四恩　一天恩、二地恩、三國土恩、四父母恩

天恩

夫天は九陽の至極方象の父なり、司る所火なり、恩といふは、日月かはる〳〵普天の下を照したまひて、五穀萬草竹木生ず、人間及び鳥獸虫魚天地の間に生ずる動物は、皆五穀を以て命を安じ性を遂るなり、百草は藥に製して人間の病を治し、竹木は霜露を凌ぐの材用と成りて、人間の寒暑雨暘の難を救ふ、しかれば天地の間に人間より靈なるものはなきゆへ、至誠を法レ天、直方を則レ地て業を其間に厚うし、潔レ行して禮ニ星晨ニする時は、通レ神じ化レ佛なり、よく其意味を知りて、寢食の間も天に私なく、人間を憐みたまふの恩を忘るまじきものなり

地恩

夫地は陰の德を極め萬象の母なり、生ずる所の一切萬種の物、雨露の惠みにて生育するなれば、司

る所水なり、日月の照す所霜露の落る所、五穀萬草竹木植るに熟せずといふ事なし、虚に飛行する鳥も地に下らで不レ合、地を穿通陰蟲も地中にて遂レ命、地上に住む人間を始め、凡動息の者五穀を食せずといふものなし、五穀は則地のやしなふ所なり、故地恩の辱をおもはゞ先づ可レ貴ニ五穀一、是仁の始め、晝夜寤寐にも不レ可レ忘、農家春秋に社を祭るは、地の靈を敬祀するなり、人倫正直なる事を示めしたまへば、植る所私なきの理を證として、四時不レ違、百物生ずるが如く、心行至誠なる時は必福あらずといふ事なし、是地は義をとゝのへ禮の由て出る所也、事を納るの末なり

國土恩

夫國土の恩とは、上施レ制して法度を定め、規矩を同うして國人を安んず、暗夜に獨り行時も盜賊の患を免れ、夜安く寢れども毀レ家奪レ財の難も又希なり、野夫賤俗の强きものも、掟の忝に依て往來に煩ふ事なし、茅屋の廬舍なるも放火燒亡にも遇はず、犯者の大小の罪は依ニ其差一變易ありぬ、仁行明かなれば無道の劒難を免る、入ニ他邦一も慕レ己の族なく、鰥寡も侮る事なし、是皆王法國令の忝き所に非ずといふ事なし、孟子曰、勞レ心ものは人ををさめ、勞レ力ものは人にをさめらる、人を治るものは、人にやしなはれ、勞レ力ものは、人を養ふとあり、是德を以て國土ををさめ、安レ人ずるの大仁なり、王法の準繩、國家の曲尺、日に新月に隆る故なれば、唯忘レ己て、國家の豐饒を願ひ、救レ弱給レ闕農業を懈らず、天地の至誠に從ふべし

父母恩

夫父母は如ニ天地一、故孝は百行の本といへり、父母の養育に預り、及ニ八歳一入ニ小學一口體を養ふ、外餉費レ財の勞あり、是皆如レ令レ食ニ親身一、されば父母孝ニ朝夕一といへり、禮記曰、父召時に食口にあれば則、吐レ之とあり、論語は父在ば則不ニ遠遊一、遊必有レ方とあり、背ニ父母命一時は、天神地祇四方八面の靈加護をはなれ、十方の諸佛の冥理を失ひ、天下の人非人と戒む、恐れて可レ敬は父なり、仰て可レ親は母也、若破ニ法度一失ニ孝養一の輩は己のみにあらず、父母を地獄に墜す、かゝる不義に及ぶ者は福を受べきのいはれなし、誰か夫妻のかたらひなく、亦何れか可レ不レ持レ子、不孝なる時は其餘殃及ニ子孫一、よく盡レ心可レ思ニ後悔一、今世に博奕といふものあり、是公命の法度の第一にして衆人惡レ之、佛神は勿論君子は尤可レ爲レ鄙、唐土にては鬪棊をして爭ニ其勝負一、財を取やりして妨レ日棄レ業、因レ是國制して其背者は人倫の交りにも卑とす、今日本にて樣々手段を拵へ、勝負して金銀の出入を致す、博奕と號事唐の鬪棊勝負に準てなり、是を仕るものは背ニ公命一、父母を煩はす、しかのみならず己が身の一生の破滅と成、若亦君父の不肖を蒙る時は、普天の下率土之濱、廣地も狹く成り、高天も低て五尺の身おのづから屆が如し、己が身に鬼生して攻ニ其身一、自案を綯て其身を縛、若耽る者は常に搆レ僞誑レ人欺レ親、いつとなく掠レ人の心是より發る、國政爲レ之所レ役、制道嚴なり、盜賊是を初とす、人間一生は再びかへらざる旅なり、年三十の比ひ石瘕の病ある時は出世の道後れ、奔馬

にても同友の善者に追付事かならず難レ成、此理を不レ用則は老後の憂となり、背レ親の罪天命の不背莫レ大レ焉

オノガツミ、セメテヤヒトノ、ナサケナク
ミニシムアメノ、アマヤドモナシ

といふ歌のごとし、雨降る下に己身置所なし、旦には敬レ父夕には伺レ母て、稼業怠る事なく、餘力あらば索レ道之情勿レ忘

五常　俗耳聞やすき様に解

仁トハ
慈悲にして堪忍の情厚く、優にして人を不レ傷、己を慎み、善をすゝめ、惡を退るをいふ

義トハ
常に言を正し行を直うし、心神の清濁を辨じ、本レ勇恥レ後、身高振事なく、卑下する事なく、不レ忍レ饑、所ニ以不レ忘ニ忠孝節操一之道なり

禮トハ
天地三寶、父母兄弟、自他親友の交りを善し、日月に無レ私、佛神に不レ祈ニ邪欲一、立時は容貌を正し、坐する時は威儀を正す、不レ知則は不レ言なり

智トハ

人生第一の本源にして、古を溫、聖賢の道を常にし、上下の四民己を治め人を治るの德なり、勇める時は過あり、後るゝ時は人に辱らる、其中を用ひて救レ人播レ仁、萬事無レ私業を專にす、是人間貴賤の進退取捨を辨知するの急たるものなり

信トハ

人道の筋骨にして五倫の神なり、無レ誠ものは賊よりも罪あり、慮を準繩にし、做事を曲尺にして、他人を不レ僞、他人に不レ欺の大道なり

農民用心說第一

凡六章、天地の間に生活する動物、爲レ是養れて安穩なる事、此仁業の至德によれるものなればなり

○夙起而詠二乎星一、夜勸而拜二乎月一

といふは、百姓の事なり、其心は百姓の稼は朝早く起きて芸、畜二牛馬一にも牽牛星大白星の精露を帶し、草を喰しむる時は、牛の病を除くといへり、夕には月の出る迄も耕し、農業に懈ぬやうにすべし、夫百姓は誠に國の本なれ、天が下の人間は勿論、鳥獸の類迄五穀を食せざるは希なるべし、農業の德たる事、年貢の餘力ありて人に賣時は、おのづから國人を養ひ、己れは其價を取て妻子を潤す、若日

月に私して耕作に怠る時は、天道是を惡せたまひ、終に福を得る事不ㇾ能とこそいひ傳へたり、日月に私すといふは、朝寢して朝日出たまひて起る人は、かならず夕べにも早く寢るゆへに、日月を盜也、此罪、人のたからをうばふよりも大きなるべし、一年の中日毎に朝半時早く起き、夕べに半時遲くやすむ人と、又朝半時遲く起き、夕べに半時人よりはやく仕廻ふ人とをさし引見るに、一日に朝夕を勘辨すれば二時の差あり、三百六十日を算れば七百二十時となりぬ、是を晝六時に直せば日數百二十日の務越しとなるべし、しかも此百二十日の日數には飲食の雜用不ㇾ入して、自得自然の福たるべし、かやうの百姓へは天道納受をたれたまひて、家族堅固にして災難除き、代々繁昌する事必然の道理なり、朝半時遲く夕べに半時早く仕廻ふものは、年季數ふる時は三百六十時の怠りにて、是を晝六時に直せば全く六十日を賊ふなり、依ㇾ是天道の惠みもかげて作物不熟し、年重れば困窮し、おのづから年貢に可ㇾ納物を盜み食ひ、未納次第に出來て、終には家宅をも沽り代なし、父母を煩はしめ妻子を饑に及ばす天下の大罪なり、醫書曰、破傷風といふ病は身體僅成疵よりして病を生ずとなんいへり、歩行の時足石にあたりて指を蹴傷り、是に療用を不ㇾ加して水に入り風に中る時は、其傷より寒熱往來し、患へ甚しきに至りて終には命を失ふ事間々あり、百姓として先祖相傳の田畠を賣果し、身上を失ひ妻子眷屬を路頭に迷はす事、此病に同じかるべし、農業の俗(ナラ)ひとして豐作凶作の難ある事誰も知れる事なれども、未來の遠きを不ㇾ慮より發病して、先祖の家業を失ふに及ぶ、算書曰、六石六年六十石といふ法立あり

て、塵芥成レ山に準へたり、六石十ヶ一の六斗年貢に未進出來て年を重ぬるに、六年に及ばゞ六石に可レ成、元來六石の未進ならば六十石に可レ成、初僅の六斗の未進より終には數十石の未進と成りて、相續の家財を失ふ事皆農業の怠りより起るなり、可レ恐の第一なり

○農夫三年耕而有ニ一年之蓄一、九年耕而有ニ三年之蓄一、是謂ニ仁農一乎

農作の餘慶は補ニ凶年一爲なり、三年耕して一年の蓄へあるは、凶年の時家族安からしめんが爲なり、九年耕して三年の餘計を蓄ふるは、陽九の年厄來りて國下飢に及ばんとする時、自他の患を救はんが爲なり、自から懈る時は妻子家族與に怠る、勤る時は與に勤む、百姓の業は仕ふるよりも安し、日月を盜ずして稼を約にする時は、貢足りて無レ罪、餘慶他に食はしむるの慈あり、天惠レ之て麁食なれ共滿レ己、麁惡なれ共防レ風の衣服足り、而して意(コヽロバセ)誠ありて天道に私なき時は、平常に神祇に祈らざれ共、自から合レ道て得レ福、佛に不レ諂して佛意感レ仁、しかも守ニ憲法一て不レ欺ニ公命一故に、縱ひ儒道を學ばずとも道に合ふべきなり

附錄

農業の勤めは天下の食(ヤシナフ)レ生原なれば、商人の交易して貪レ得の道とは事かはり、竭ニ勢力一自得レ富は如ニ天祿一、天祿とは、唐土のむかしの聖主堯舜の行迹なり、舜も處ニ畎畝之中一自耕し、孝行天下に屬なき人にて御坐せしが堯の王業を祚(ウケ)玉ひて、天下の道明にして、旱魃暴風霖雨霪雨の患ひありて、百姓憐む事

ある時は、舜爲天下巡行して御救ありしと也、仍而三光感應仁德ましく〳〵て、舜賜天祿といへり、今農民の富は不貪人、天地の旱露風雨の性に任せて、育五穀養天下之人、其上重法度ば天道地道人道の罪を受る事なし、故に君は天道の仁を繼で撫育國人したまふ、百姓樂堯舜之道愈寢食安し、しかれ共農家此忝さをわすれて、自安穩なるやうに思ふは大に差へり、僅薄紙の如くなる戸を閉て寢るが固か、壁の竹簀に土塗りたるが慥なる用心になるか、能かへり見て唯今日の無事なるを思ふべし、上刑罪を制して下安く、手弱ものも不遇打擲之害、毀戸壁の偸賊なし、其潔白なる治世に住ながら、掠上の心を起、稼業を怠り私天道する也、されば上は下を子のごとくし、其不肖を容したまひて、晝夜心勞無休息御坐在ゆへ、聖人も如保赤子と申へり、上は赤子を如安樣に憐みたまふを不辨して、慈悲に甘ひ貪欲を思ふは、小兒よりも下愚なる事なり、速に五常の義理を案じ、御代の長鎭國人課役なく、光陰を延ん事を稽首し奉りて莫僞上、犯上は掠天なり、私上は奪天之物なり、百姓平日此道を辨ふる時は、繁榮及子孫免天災、佛神不祈して加護したまふべし、苟も此道を背けば、天命殺己子孫永く絕て先祖を恥む、大なる不孝にしてあさましき事なり、人は死すれば土灰となりて果んなれば、衆人の益なる事は不隱心底、隣里の男女且自邦他邦によらず、善事を傳るが陰德なり、德不孤必隣ありと示たまふも此行ひあれかしとなり

○鄕邑獨有原民而貴善、則濟衆大於爲施矣原民之原字愿字同、善良之民云

一郷一邑の中苟少きなりとも、己を愼み家を齊へ、僻る者ある時は、道を説て令レ去二煩惱一、公命に私するものには、上の仁厚く政の直を令レ開本心に反らん事を責、作レ惡するものには古今の罪科糺明の道を開、好レ惡華へは身體をうしなふ理を云聞して能令レ改レ過、一心なる事を可レ示、萬物を施して貧人を救ふは、當時の飢のみ凌ぐべし、道レ善て濟レ衆は其功不レ可レ計なり、邪僻を悟らしむる時は、人の三惑道の疾を療し、公命を欺くものを本生の直きに復らしむる時は、身命を恙なうして子孫猶繁げからしむるに至る、若惡人一人をすくふ時は、其父子兄弟の不レ辱二身體一無明の暗道をはなる、是施よりも大なる仁心なりとぞ

○詩曰晝爾于茅、宵爾索綯、亟其乘レ屋、其始播二百穀一

百姓の業を作事は我が爲のみにあらず、天下の兆民を養ふ大なる奉公也、國家に獻レ貢餘積は易レ賈、自他に益あり、此勤勞懈る時は兆民飢を凌に便なし、多く耕作するものは收税も多く上る故に、國君への奉公も厚く、國恩の仁心も他に異、耕事隙ある時は木樵柴苅茅苅して牛馬をやしなひ冬寒の凌とす、我が爲にせんとおもふは淺レ恩也、遠は先祖の祭祀を存し、近くは父母を養んが爲の孝業とおもふが能ぞ、父母過たまはゞ死後追善、猶我が子孫相續の幸勞とおもへば、我欲にかゝはらざる故に、朝夕身を勤るに安かるべし、孟子といへる聖人もさま〴〵不孝の差あれども、子孫斷絶するより大なる不孝はなしといへり、農家職に怠る時は先祖の祀も不レ届、相傳の田畠財寶もうしなひ、子孫も斷絶に及

ぶ、是不孝の重き所なり、たとひ不幸にして貧く日を過す共、子孫相續く時は孝行なるべしとなり、只家の盛衰は車の輪に同じかるべき事なれば悔に足らず、衰へたる時生れ來る者は、他の富る形勢うらやむ、是によりて復家を發す事もありぬ、家富る時生れ來るものは、食の貧事をも知らず、寒暑の凌も足る事而已知りて、衰る者衣食に苦む事をしらず、是によりて亦子孫衰るに及ぶものぞ

○仁者不ㇾ欲ㇾ己自給、行ㇾ爲ㇾ己者、却不ㇾ如ㇾ意乎

人の爲に己を損ずるものは仁者の常にして、己れ一金を得る事ある時、世界九金の弊有事あり、然ば少き己が一金の私を捨て、世界九金の助に替んとおもふこそ道なり、儒佛神の三教いづれも我が勝手を捨、世人を救はん事をしへたまへり、かやうにあらん百姓こそ、不ㇾ祈して道に叶へば自足る事を得べし、亦世界九金の費を思はず、己が一金の利を欲するものは他を助るの仁なく、三教に背逆ニ天心人道、仍ㇾ是神佛不ㇾ爲ㇾ罪ども、殃來りて福除き、一生不ㇾ如ㇾ意して子孫不善の子生れ來りて、終に斷絶に及ぶものとぞ

○論語曰、百姓足、君孰與不ㇾ足、百姓不ㇾ足、君孰與足

上は以ㇾ天かなひ、下は地を以合ふ、百姓給して貢を献ぜんとおもへば、君も又下を惠ん事を勞したまへり、むかし唐土殷の湯王といへる聖人の天下を治めたまふ時、七年旱魃續き、天下五穀の種を失ひ、民饑に及んとする事ありしかども、國に九年の貯へありて百姓憂る色なしとなり、又唐土に帝堯とい

へる聖帝の御世にも、九年洪水續て天下の兆民殆からんとせし事ありしと聞しかど、九年の貯ありて民を濟ひ、野に飢たる者もなしとこそ聞えし、その御代は古今にすぐれたる靜謐にて、萬民軍役の患なく、鐘鼓鬪諍の聲を聞ず、晝夜寢食の安穩なるも、上仁ありて下不足なき故なり、不ㇾ背二上命一法度を堅守り、父母兄弟親族朋友等のしたしみ其黨にかぎらず、他の弱きものあれば餘力を添へ、煩ふ者は農稼の後るゝを加勢し、隣り憂あれば共に患へ、歡びあれば與によろこび、不慮の難有時は合ㇾ力が道なり、鄕俗是を號て京の親子に隣かへずとこそ申なれ、されば明王も百姓足る事を視したまひ、竈の煙厚く立を見てはともに賀したまふ、凶年めぐりて民色なき時は亦共に患玉ふなり、人々後の身の上を知るを思覺といへり、思覺とは、おもひさとると書けり、未來といへば死後の事をいふ樣におもへり、未來はいまだきたらずといふ事なれば、朝には夕べを未來とし、今日は明日を未來とす、今月は來月を未來とし、今年は明年を又未來とおもふ、死後は左もあり其遠かるべし、正月朔日よりは暮年の三十日が年季の未來なり、日過ぎ月來て光陰矢の如し、依ㇾ是日月の光を盜む百姓は、先祖の遺(アト)をうしなふなり、いかんぞ可ㇾ不ㇾ恐哉

附錄

田舍の村里多少の人數不ㇾ和時は均しからず、其治る事三ッ有、第一役人の行司なり、其故は上は古代聖賢の立ㇾ極し法度を以規矩とし、其慝を下して令ㇾ示、若過て驕る時は一村惡ㇾ之、欲多ければ惡ㇾ之、

偏僻する時は悪レ之、不仁なれば悪レ之、依怙あれば悪レ之、自まんすれば悪レ之、利强ければ悪レ之、作略なければ悪レ之、耽酒すれば悪レ之、第二長農奢則は不レ治、野業懈る則は不レ治、有二佞智一則ハ不レ治、侮二役人一則ハ不レ治、肥二古例一則ハ不レ治、巧二公事一則は不レ治、掛二我慢一則ハ不レ治、賤二小農一ずる則ハ不レ治、動二利口一則ハ不レ治、失二仁義一則ハ不レ治、第三小農奢者は害二取納一あり、稼業懈る者は害二作物一あり、不才にして有二邪意一者は害二法度一あり、誘レ人羨レ富者は害二他人一あり、飲伅忘レ己者は害二自家一あり、好二博奕一欺レ人者は害二天下一あり、此三ツの者は郷邑の疾病、國家の賊なり、村里を治る者、日に三度雪レ己て可レ無レ忘二五常一事なり

赤子養育成人辨第二（小學篇可レ加者一章、入二是篇一）

凡四章、胎内懷妊の中より年十九二十歳に及ぶ迄の大旨を此篇にて解説す

○農夫恒病、在レ擇二其種一、擾二苗田一、日夜勤勞、而祀二三光一、祈二夏至旬晦之橦配一（擾養レ種、音憂也、橦苗配植也）

百姓常に心を節にするは、五穀の種を撰より大事なし、今年秋收レ稲の時、早稲の種は此田にてや取ん、中稲の種は其所の籾、晩稲の種は是所の稲（イ子）と、秖糯（アカヨ子マジリ）をえらび吟して來年の種とす、五月の收レ麥時は、吟レ稽（ムギタ子）も同様にて、農夫の常に憂勞する所なり、春穀雨（三月中）の比苗代へ籾種をこぼして、霜露移り生て苗給（タル）二三寸一なり、芒種（五月節）に是を田に配り植て、是より初中末の三伏の暑熱をしのぎ、片時寸隙の間もなく晝夜爲レ是勞するにあらずや、是を以案ずるに、赤子の胎内出生養育の道理是に異

なる事なし、婦人初て懐妊の時思ふ樣は、女はいづれとも無ㇾ據道にて難產するもあるなれば、如何して安產せばやと思ふは日夜の心勞なり、且は安產するとも、出生の赤子五體不具にはあるまいか、口盲では生れまじやと案ずるに暇なし、月來て安產すれば、夫婦歡びて十月圓滿の古へ心神の苦勞をおもへり、是より赤子を育して、晝は父の撫寵を蒙り、夜は母の乳味を貪り、多年疲勞す、此比に離れありて赤子成人せば、惡人となれかしとおもふものはあるまじきぞ、然るに月過年重て小學の門に入せん事を思ふ、此時善惡の兩道相萠て、吉凶の辨も出る事なれば、善をなし惡を去るの道を評示すべし、世間に頑惡人出生して、父母へは不孝し、破ニ法度ー て背ニ天道ー、欺ニ人道ー て塞ニ五常ー、世間一統の族となるあり、是等の父母は常に其意誠なく行正しからず、義心薄く身體脩らず、五常虧げ、母は嫉妬邪念多言妄語の氣交りて、散亂放逸の人間と成るなり、是其身常に不ㇾ愼して五常の種をえらまざる故なり、假令父心直しく常行大方なり共、母平常の心底惡き時は、生るゝ子不同にして、不ㇾ順ニ父母ー不孝人と成る、たとへば稻の種を吟して、其蒔所の地の草種を除かざるが如し、能き種を蒔とも苗代地あしき時は、稗芺様々なる草種交りて不善なるが如し、又善き子を生出して父母に孝を盡し、よく勤ニ家職ー不ㇾ犯ㇾ上、交ニ人道ー而も信ありて不ㇾ及とも、仁愛の氣おのづから具る、かくの如き人は其父五常正しく言行の種能吟じ、母も胸中苗代地の草種を除き、其地より產れ出たる子なれば、成人して自然と持ニ慈愛ー、父母に竭ニ孝行ー善人とこそなりぬらんとぞ

宣秋門院御歌

ウエテミヨ、ハナノソダヽヌ、サトモナシ、コヽロカラコソ、ミハイヤシケレ

然れば善き種をうへて善き花を咲せ、善き實を取る事都鄙の隔はあるまじきなり、人も貴賤は京田舎の變りはなきものなるべし、能心の鏡を磨、ひとり歩行の燈を點じて明ニ足下ーせよとぞ

○少好レ學者如ニ朝光ー、老好レ學者似ニ夕燈ー

小兒八歳より任レ性てよみ書をも教る事なり、父は萬事の師にして、手習ひさせんと思ひ、算術學問其外の小藝をも習はせんとおもふも、父家職を勤めて、其餘力によりて暗昧を啓き、善良の人になれかしと思ふなれば、孝行の道はおのづから具はるべき義なれども、能因果の道理にてこそ、親も不孝の子は持ぞなれば、父の準繩曲尺が違ふによりて、身體五常の心柱ゆがみて、六根の戸障子柱の立口に不レ合、其透間より邪風這（ハイ）りて、五倫の大病と成りて全き命をやぶり、身は土となれども惡名は火にも不レ燒水にも溺れず、風雨の難にも逢はずして、後代まで穢れを殘し、父母の恥辱となる、諺曰、人莫レ知ニ其子之惡ーと書のこせり、栴檀木は二葉よりかんばしといへり、されば赤子も出生養育のころより、其父母溺レ愛て不レ知ニ其枉ー、草木も萠出て尺半なるとき、直なる竹木の丈夫なるへ結び付けて、年月にしたがひて兪勢を添るときは、撓る木も直く成木して材用に足るなり、人も幼より父母の直なる心木に結び付けて育れば、成人して心直く人愛備はり、物を教るときは朝蚤起而日光を待がごと

し、次第に白日明に心圭の玉みがけて、脩ㇾ己濟ㇾ人の心令ㇾ安二父母一の氣ありて天下の器となる、其父不ㇾ正ば子亦同ㇾ是とは此謂なり、然れば六藝の道は師の行作によつて、進不進虎狐の道を爭ふがごとし

師責ㇾ善、而擲二弟子一

ヨキミチニ、イラバヤトテノ、シノムチハ、オイテノノチニ、クイテシルラン

不ㇾ惜而爲ㇾ令ㇾ道ㇾ善

ニクカラデ、ミチニモガナト、オモフシノ、ナニトテノチノ、ハヂヤネガハン

一日學難ㇾ買二千金一

タヾマナベ、シカノミヅグキ、ヒニソフル、イチジイチジノ、ハナモミトナル

人間一生の旅行過則はおくれ、勇み過れば道に迷ふ事もありぬ、惟中庸の不ㇾ搖して能し難きに可ㇾ據とぞ

○父教ㇾ子者、本爲ㇾ愛二其子一也、繼ㇾ之以ㇾ怒、則反傷二其子一矣、父既傷二其子一、子之心又責二其父一萬事習ㇾ親は子の常なれば、成人に隨て道かはれり、一より十をかぞへ、十より百千萬の大指を覺、八歳の比入二小學一、漸く道成つて三民相應の家職を勤む、中にも百姓は萬業の大仁なれば、耕作の道は四時相應の作物に應じて、花實は任二天象一、若耕稼時に逆へば、成熟不ㇾ如ㇾ意といへり、父其子を可愛ゆう

おもふが故に教るものなれば、短慮にして罵り怒りをしゆる時は其至善をうしなひ、反而其子の心を惡くするなり、未熟なるを以て教ふるものなれば、子其父の怒を無理と思ひ、其善なる事を不レ省して、不レ從レ命至レ責レ父、仍レ是植ゆるものは種をえらび、教るものは己を正して施レ人、父母不レ治ニ其身一、心直からずして教る時は、堪忍の情缺て、不レ用して反而傷る、古書曰、不孝の罪は親に七分子に三分と書けり、親子の禮にしては、不孝より大なる罪なし、故に天道は是を罰し、人道は是を惡む、他人の禮にしては、世間を惱す大惡人なり可レ畏、其親不孝の惡人を育て、令レ欺ニ公命一、掠レ人博奕し盜賊し、他人とものいへば諍ひ、爲レ是世惱で上下とも館外茅屋の戸壁を固うし、かけ鐵樞尻差に隙なし、或は家燒して多くの人を憂へしめ、上へは死罪火罪などの勞に與るもありぬ、是皆惡人の爲に世の煩ふ所なり、其種を生ずるものは親なれば、子をそだつるみちは、恐ニ天命一重ニ國政一愼ニ人道一最可レ恐の大事なり、農家若是惡人を育てゝ、不レ如レ己を惡で義絶して舊里（キリ）放の獄（ウツタヘ）に及ぶか、然れば己がやしなふ所の病犬を世に放つて、世間の人を嚙ましむるにあらずや、其親に不孝なるは父母の難計なり、其惡人の爲に煩ふ者は數萬人なり、在レ國ては僅に八十か百の惡人に犯されて、上には數多の役を備へ下には夜番晝番に暇なし、かゝる國賊を世に生ずる親は天罰いかゞあらん

○如下船筏不レ用而欲レ渡レ海、無レ羽而欲上レ飛ニ行虛一（是文省ニ前後一無ニ連續一以レ繁略）

人倫は愼レ德、神慮は崇レ直、蛟蛇は一寸にして其氣を呑む、鯉は三寸に成りて龍に化するの念ありと

なり、腐縄は其氣長うして、一寸に成より己れ大蛇と成りて人を呑んとおもふの念あり、深山大澤に身を忍んで、若稀有に見はるゝものハ人を食ふ事もありぬぞ、鰻は三寸に長て己れ後來登レ天化レ龍とおもふも情の深き所なり、百姓は卑も志を厚うし念レ進レ道て、兒童の時より泄二賢者一言無レ僞、行不レ亡二禮義一、心直く不レ私二天道一、交二他人一て不二謀言一、敬レ上下へは仁を加へ、不レ欲レ爲レ己して不レ及とも、濟二他衰一んとおもひ、學ぶ時は德おのづから成る、業を行時は天命に稱ふ、是人の性分に誰もある事なれ共、不レ勞ばならず、不レ勤ば不レ至也、船筏は河海を渡る具なれ共、それを不レ用して彼の岸に至んとすれば、水に溺れん事殆し、無レ羽して虚に飛行せんとおもふが如きは、高き棚に物を置てこれを取るに梯なく足代なくして、無理に身を及んとする如く又危かるべし、たとひ士民なり共胸中に正直の丈夫なる階子を調へ、野に耕時は信心の鋤鍬に身を勞して、貢納の餘慶を積み、其餘力に任せ行ふ時も、帶レ文不レ捨時は、日を費して學ばず共、治レ身齊レ家程の事は成ぬべし、さすれば無レ羽共人倫正道の階かゝりて、尊きに至らん事必せり

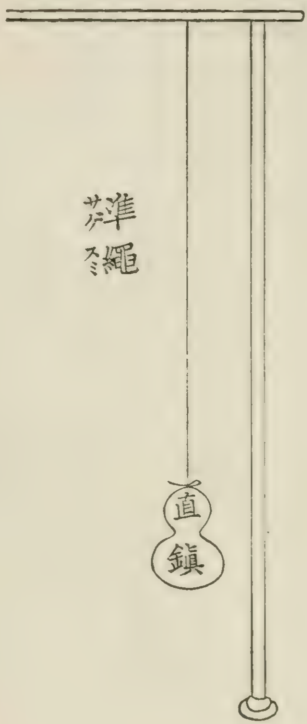
準繩曲尺之辨義第三

凡六章、此解の意は世界未開闢の古より末代迄變易なき規矩を明し、三教の人倫上下鳥獸草木に至るまで、同氣にして等き事を圖解す

○建物之不レ直者、可下以二準繩一致上レ制、阡陌之凸凹者、可下依二曲尺一爲上レ準矣

東西云レ兩、南北云レ阡、○孟子曰、離婁之明、公輸子巧、不レ以二規矩一不レ能レ成二方員一

工匠作レ家先に定レ礎、次に間尺を配て陸不陸を見る時は信二曲尺一、柱の直不直は準繩を憲とす、東西南北角形梁貫虹梁桁模雲(モヤ)の類は曲尺を以決す、是同器なれども、準繩は陽なり、曲尺は陰なり、此器を以て方圓陽角陰角の器物作るに不レ成といふ事なし、是を以人性の上下とも温レ故知レ新、此準繩は天神七世のむかし下し時も、其糸撓しといふものあるべからず、佛在世の曲尺なり共、今の世のさし金とは變ありといふものあるべからず、曲尺の法は三四五にし圖レ左



陽角トハ
三角五角七角九角
十一角餘ハ同ㇾ右
陰角トハ
四角六角八角十角
十二角餘ハ同ㇾ右



圓丸　菱形　卵形　半卵

圖する所の器は皆曲尺の三四五を規矩とす、寸角の箱を作り、亦四十里一劫の方面の地形精舍を造營するとも、此曲尺にあらずんば不ㇾ成、圓き物を作るにも其圓法步積を察する事は開平方にて算し、開立方にて大小廣狹を積るも、四角なる物正直なるを以て知るぞ、其根元は三四五の法也、人は心神のさし金を以五倫の枉(ユガミ)を直し、五常の下ゲ墨を以て身の斜曲(ヒヅミ)を改む、末代の濁世なり共、上は王公より

下は庶民に至るまで、心を準縄にし行を曲尺にする時は、神在せしいにしへの道も目前、佛在世の方便の禁も瞑目にして悟る、儒は元より曲尺の憲なり、今釋に化度を廣示し、書巻を繁多にして充二塞仁義一爲レ是衆人迷ふ、已五常固き時は、佛心に合ひ神も納受す、直なる道は二ッなし、神ならん事を欲する時は、神のをしへ無二弐事一行ひ正き時はすなはち神なり、佛ならんと欲する時は、佛敎行レ己の氣偏レ茲時は即ち佛なり、されば不レ及レ見二數巻一言正しく行直き道より深き事なし、主君に忠を盡し、父母に孝養を致し、朋友と交りて信だにあらば、いまだ不レ學といふとも、是をまなびたりといはんとのたまへり

○牛者犂二田圃一而仁矣、馬者濟二農夫之力一而助二成衆民一

牛は獸なれ共田畑を耡覆に利ありて被レ爲レ愛與二其役一故に不レ知レ殆して畜はるゝ事を得たり、是も四足不具にして耕二田地一に横に行か、左勢右勢いづれに偏ても業に益なし、さて亦牛は善く其犂道具のあしき時は、牛も力を盡しながら益を失ふなり、牛も道具も能共遣人下手なる時は、耡覆に遲し、右三ッの物いづれか是非あらん、是其曲尺の法の難きによらずや、正直を表する辭に曰、如レ件と書は、牛の律義なるの謂を以て、人偏に牛といふ字を連たり、人如レ牛正直なりと表示するなり、しかれ共牛も根情あしきもありて、横に行ものは其心不レ直が故なり、引綱に左右長短あれば、自然と短き方へ曲る、犂も罌金の違ひある時は、耡地に深淺出來るなり、とかく牛の心を能知り、平常可愛がり、

道理仁慈を加へ遣はざれば、氣粗く成善き牛もあしく成なり、是心柱の虚實の爲所なり、準繩曲尺によらずや、馬は乗り人の心に寄る、千里の馬も乗り人あしくば百里も行まじ、駑馬も遣人能く馬の氣を存て遣へば徳あり、盲馬も地を粗荷を負て、日用被レ畜ほどの恩は遺るものなり、假令百姓にして善き馬持たり共、遠行往來の業も日毎に有にあらず、毛色にも構べからず、唯日用に不レ勞力强きにありてこそ徳ともいふべき、是も馬士あしくば善き馬もあしくならん、人も馬も皆心の正直と仁不仁によりてなり

正成曰

馬は毛を好べからず、長三寸計有レ之、遠行不レ疲を以よしとす

といへり、むかし劉訓といふ人常に好二黒牛一で畜ふ、或時牡丹花の下に繋たのしむに、人來りて牡丹の美にして見事成を挨拶すれば、牛の黒く善きを譽るかと、己が好物に心偏りてかへし言いはれしとなり、是より牛を黒牡丹と異名すといふとあれども、其牛色黒き故に農業に用ひて格別の徳ありといふ事も見えず、唯牛馬は太く逞して、力强く能ありてこそ善かるべきに、何ぞ毛色形によらんやとの義なるべし

○猛獸者無レ慈、而反害二於人一傷二農民之植物一爲レ煩二國内衆一

牛馬は役ありておのづから仁を作故に被レ爲レ愛、國内の猪熊鹿猿虎狼山犬野犬の輩は、世を助成する

の慈なければ、常に忍ㇾ晝で夜散亂し、害ㇾ人事もありぬ、剰さへ五穀を荒して天下の人をなやます、人是を罪として山野に狩する故に、遇ㇾ老て及ㇾ殺、是善なきが故なり、三民耕す事を知らで日月を盜み、無ㇾ恩して食ㇾ命ものは、天是を罪して食不ㇾ足して人に乞ふにいたる、且つ罪重きものは命を殘(ソコナフ)ㇾ野て、父母兄弟親族の辱を作者なり、獸よりも劣れり、毛物死せば其皮殘りて世界の用にも立べきに、人は穢れたる名を殘し、先祖後代まで不孝となる事、あさましき事なるべし

○草木養則不ㇾ害、而爲ㇾ禮以ㇾ花、遣ㇾ恩以ㇾ實、人而不ㇾ知二恩禮一者、如ㇾ畜ㇾ梟歟

愛二草木一人は時節に順ひて植へ、萠るに任せて肥し、培ひて虫を除き、垎(カハキ)には地を濕し、四時移るにしたがひて蕾莢(アラハ)を見す、花ひらけば朝夕人の心を優にし、人の目を悦しめ、華過ては實を結び、人の口を悅ばしけるなり、且つ仁核ある物は病を除く藥と成るもありぬ、是天地の性、陰陽の準繩、四時の不ㇾ違の曲尺にて、五行おのづから備る故なり、人は天地の間に生れ、萬物の靈なる身を以て五常の闕げたるは、ふねありて楫械なきが如くなり、梟といふ鳥は不孝の鳥なり、而も其形ち醜し、天の罪ある故に晝飛行する事不ㇾ叶、希に晝出れば諸鳥惡ㇾ之て、啄追(ツヽキ)などする故にいづる事なし、巣を作り卵(カイコ)生て孵(カヘリ)、其親鳥に餌を哺(クヽイ)らるゝ時、元より不孝の罪ある故に、天より與ふるの豐饒少く、漸く蚊夜虫の類を餌とする故に、乏くして貪り親鳥に啄(ク)ひ付故に、羽の內の濕をうくる事なしとなり、人としてて恩禮を知らざるものは、彼の梟にも劣るべきものなるか、鳫も飛行すれば老たるを先とし、鳩も樹

に棲む時親鳥よりは三枝下へ宿し、鳥も親鳥に餌を哺められて、成鳥して飛行するまでの日數半分は親鳥へ哺かへすとなり、人として無レ孝はたとへてひとしかるべき者もなき也

○立積平積之方數、明レ之者以二算術一索二其正一者、不レ能レ不レ由二曲尺一、不レ有二徑繩一不レ直、皆任レ實而開、乘レ法而究者也

規矩準繩は三千大千世界の正直の本なれば、過不及もなく萬物敎の一なり、是算法に比して爲レ制、立る物平なる物其數多少を數ふるも、此曲尺を正とせざれば明らむる事不レ能して、瓢形の地も繩を引て直なる事を不レ求ば實法の便りなし、至哉方地、直地、股地、片挾、三斜、圭地、梯地、曲地、菱形、扇地、直圓、錢形、半月地、丸玉、雞卵の積法も、此曲尺の三四五に據らずんば何の法やあらむ、森林の竹木も直ならずんば、良材とはなるべからず、人も直ならずんば、賢者聖人の號はあるべからず

○兆人之直生而直身乎直者不レ行直世之中

もろ人は天下の士農工商の衆人なり、直ぐに生れてとは、上下共に生た儘ならば邪氣はあるまじきに、六根といふ疫神の魔魅が入て、見る時は欲を興し、聞時は沈二嗔恚一、言時は罪を發す、利レ臭時は惡きを知る、身搖ば行レ過、意働けば妄念攻レ己、嗚呼、本生に復らんものは、德盛に家富るものとぞ、直なる身をとは、五體不具にも生れず、神佛の形にかはらず、疵なき玉の身なりとぞ、直には行かぬとは、成人して善道に入らで五逆の罪を作り、其身を人にいやしめらるゝ事なり、直な世の中とは、日月

あきらかに季旬も不ㇾ差、人道の上には御政事も靜謐にして、四海吹塵の風もなき御代なりけるに、何
として直にはゆかぬぞと、世人をうらみあやしみたる義なり

始末大旨早知るに有る説第四

凡六章、始末の解は人間年後れて知りて益なく、少年是を知る時は、老後養ㇾ己子孫をして安穩なら
しむる事を記す也、農家の子弟小童を始め此篇を能く辨へ、一生苦患を可ㇾ免道しるべの章なり

○物有ニ本末一、事有ニ終始一、知ㇾ所ニ先後一、則近ㇾ道矣

人間生出の始共死ある事を知り、且つ一年中の内も元三ありて臘晦ある事、誰一人知らぬ者はなけれ
共、未來の覺悟を知らで、命終に及で死恥を見（サラシ）、正朔より油斷して日月に私する故に、貢獻に可ㇾ上米
穀を喰ひ費し、剰さへ年の暮には諸役を凌兼、先祖相傳の田畠諸具をうり、且つ未納に利分加はり、
年重りて僅成未納の疵口より風入て、破傷風と成りて家財を離るゝ者あり、是少年の時始末倹約の養
生藥不ㇾ用ゆへに老て此病あり、是に苦む百姓多し、されば本あれば末あり、始あれば終ありとはしり
ながら、其進退が惡さに遠き道に迷ふ、農家日に新にして旦暮此氣配ありて、朝は早く起て手を洗
ひ、雪ㇾ心して日に拜禮し、天氣のよしあしを窺ひ夫より業を始、夕には明日の仕業いづれが先か、い
づれが後かと委ㇾ心時は、天氣の晴曇暴風霖雨（三日過るアメヲ云ㇾ霖）霪雨（十日過るアメヲ云ㇾ霪）の變化を自然と覺る、是四恩の爲
に身を盡し、己れに不ㇾ爲ㇾ欲によつて、心直のさし金に其虚實を察するなり、氣配によつて事の先後

を知るの大益あり、世界の財寶を貪らざれ共、業の斯引には善き作をなし、貢納の豐饒は己身を助け、心正くして身修り至レ齊レ家、すなはち近レ道の始末なり

○家必自毀、而後人毀レ之、國必自伐、而後人伐レ之

四民先祖相續の家祿をうしなひ、身を流浪し家族をうれへしむるを賊といふ、士は私レ君して賊レ祿、農は惰レ貢て賊二國仁一、工は備家の賦を私して料錢を賊し、商は貪欲に心神暗み、掠レ人賊レ財而後に家おのづからやぶれ、困窮逼レ己、是は少き時日月を盜み、今年も五十日天道に借用出來、明年も六十日貸り、亦翌る年も徒に月日を過し、一生の間に幾許ともなき大借用出來、此かり方に家財をうしなひ、且つ斷絶ともなりぬ、人間はいづれの借用にも取方より催促が來れ共、此天道のみ小學の齡より百年の老におよんでも、催促の來ぬが日月の空借にて帳もいらず、日數怠慢は徒もの面々我が心の帳に留むべしと天命ありぬ、然共人のかり方はゆるさぬ故にや、毀レ家て分散となるなり、國命怠る時は失二國人一自伐レ國とぞ、且他邦欺二其命一時は、夷狄の爲に伐ち取るゝと君子の宣ふ事もあるぞ、上下本末を知るは、物を儉にし事を約にせんが爲なり、都て下民の俗として食物を不レ喰、衣る物を着ぬ計を始末と心得、終日手に宛る事に皆始末ある事を不レ知、家職日用の行詞麁食を飽き麁衣を溫に衣て、寒風を淩ぎ暵に顚頓ざるにあらずんば務がたき業なり、夏至の暑日も襦袢一重着物で三伏を務む、是皆命の始末にして、寒氣に不レ中不レ傷二暑熱一が爲なり、始末を取忒たるものは、寒に薄く衣て風寒に中らて病と

なり、炎天に單物も不ㇾ着して暑に中られ、霍亂の症となりて長煩ひする者もあるぞ、平常の始末本末の取ちがへより、始末が反て奢よりも身上の破れとなるものなり

○農具不ㇾ善者失ㇾ力、土地不ㇾ拾ニ小石一者失ニ鍬鍤一、作不ㇾ除ㇾ草者失ㇾ種（鍬犁也、鍤鉏鍬器也）

萬民の坐臥日用の道具は、あしきを遣ば大に損ㇾ力なり、鉏鍬の柄などのあしきを用る時は、力を盡しながら業事跡あしく、五穀の爲にもあしき也、此始末の理解は僅に鍬の柄一挺にて、上と下との直違ひ銀五分か六分の簡略をして、日用の遣ひ惡き事一日に錢二文や三文の事にては易へがたし、是を一年の中百五十日鍬を遣ふ日ありと見て、一日壹錢の違ひにして錢百五十文なり、いはんや鍬一挺六七年も遣はるゝ道具なれば、儉約とおもふて代安き道具を調るは、力をうしなふ大損なり、田畠に小石ある時は拾はざれば、鍬つかふ度毎に刃釼（ナマリ）て鐵を損（ヘラ）し、對（コタヘ）ㇾ肩て氣味わるし、作物には尙あしく、且力をうしなふぞ、作の修理は緩なる時は、萬草生じて五穀を損じ種をうしなふぞ、しかしながら天災難ㇾ計先後の油斷あるまじき事如ㇾ是

雖ㇾ富不ㇾ飽ㇾ心者卑

トミヲネガフ、ミニハナサケノ、ミチキヘテ、ヨクノミフカキ、コヽロコソアレ

雖ㇾ貧爲ㇾ足ㇾ心者貴

マヅシキモ、コヽロニカギリ、アリトセバ、タカキヲミチノ、サキトコソスレ

農家の身分にして財寳を貯へむとするにも、道に叶ふ樣は作物に勢出して善き熟を取るは、日月を不レ盗を天も感じたまひて、豊饒を與へ下さるゝ故に貪欲には非ず、天道人道の二行に合ふ所なり、强欲貪欲は交易するに人の物をむさぼり、萬事己に私する故に、天道是を欠、人道是を惡んで不レ爲レ貴、たとひ業を盡すに無レ暇、不レ盗二日月一不仕合來りて家貧に至る時は、天我に與へたまふ分量是なりとおもへば、さしてうらやましくもおもはず、こゝろに足んぬとする故に、福人に等しと也、三民職業を勤ざるものは、日月を盜み人倫の間に五穀を喰ふ、是を食盜人ともいひ、國賊ともいふ、是皆始末を不レ知によりて至レ貧なりとぞ

○罪者不レ語レ人、而罰者不レ道レ天者矣

天地の間に孕れたる人間、四民生得たる役ありて、士治二三民一脩レ己治レ家、國内に盜あらん事を行ずるの役あり、しかれ共君恩を忘れ身命を我がものとおもひ、私闘或は害レ人て、殆きに及び命を捨るものは祿の賊なり、恒に此命は君に預り奉りたる命なれば、何時反せと被レ仰る事もやあらん、若損じてかへさば自不念なり、蚤蚊の刺ても申譯なしと、常に堪忍の進退して勤めずんばあるべからず、此勤にも爲レ我爲レ君といひて二義があるぞ、欲レ爲レ己して勤るものは道に非ず、父母妻子を安く養ふは君の恩祿によりてなれば、其恩とおもひ尚來後が大事なりと勤るは、恩賜を送る心なれば私の勤には有べからず、勤を能し其功を以て立身せんとおもふは我が爲にして、主君へ物をかして追而利分を取

らんとおもふ様なり、主君にかりたる物を濟(ナス)とおもふがよかるべしとぞ

貝原篤信が狂歌

サキノヨニ、カリタルモノヲ、イマナスカ、タヾイマカシテ、ノチニトルノカ

農家の分限は己にありて君になし、農夫のいやしき蠅虻の身なれ共、罪なければ夜行ども殺されしものもなく、臥れ共容易に家破るものなし、是皆國家の大恩にあらずや、端嶋の末までもよく御政の行屆によりてなり、此恩の爲に農業して貢を献ずるぞと思へば、天賜自然と惠みて、家業繁くして子孫安からむ事必せりとぞ、是も心得違ひのものは、國家の爲つとむる行なりと思ひ、國君に恩にきせる了簡にて、おのづから欺二憲法一故に、天其道にあらざるを惡で、家衰へ親族うれへ、罪をもかうむる也、罪あれ共人に不レ語れば、不レ知様におもへ共、天命の罰はものいはずして己にむくう、陰德あれば陽報あり、始あしき事すれば終にあしきに報う、此始末に日夜委レ心ものは、家富るの道にちかしとなり

○大樹者伐レ本、作二材用一而爲レ益、其根萠生而經レ年、則且可レ至二數丈一、及二下民逼迫一而用レ倹、則先可レ使二家狭小一、祖恩之地、不レ可レ代レ賈(アタヒ)也

郷民期至つて及二家貧一親族病(ウレ)ひ、日に逼り月に迫りて慢二貢納一事ある時、家職其勤行苦レ日、不レ續時は重(イヨく)患をなして衰に至る、倹約を用ひて其貧を補ふ時は、苦病治して其業全き事を得るなり、譬へば大木の本を伐りて材木に作り、家を造るの益となせ共、其株は亦及二春陽一萠天生出て年季經り積りて數丈

の大木となり得べし、若し根を穿ち伐取りて樵木に用る時は、ながく絶ん事必せり、下民家衰へ逼迫して至二難澁一ては、先家財寶を賣代にして補二不足一、貢納の闕げたるを償ふがよし、家業不レ用二儉約一時は益貧きなり、是が爲に家を狭くし具を省く事しかるべきなり、此期に至て家財寶をさし置、先祖より相續の所領田畠より賣代する時は、祿減じ愈不足して苦む、譬ば大樹の根を掘り取て其木枯るゝが如し、且田地所領を不レ賣して家財寶を質にして事を足し、己を謙り驕りを止る時は、田地所領の餘德潤二身族一事草木の萌出る如く、家業續きて興レ家に益あり、伐り取りたる木の株殘り萌を出し、年舊りて大樹と成に等しかるべし、是始末第一の本源なり

○論語曰、子曰、奢則不孫、儉則固、與二其不孫一也寧固

奢るものは末をしらず、儉約の過たる者は賤に似たり、兩義中庸を失ひて而も不賢なるものなり、驕る者をば衆人も共高振る事を惡んで陰言して譏、己身不レ脩が故に至レ苦、儉約の過たるものは他人是をいやしんず、仁義禮の闕たるを惜んでなり、二ツのもの損益する時は、奢の過たるよりは儉約の過て固が宜となるべし、禮服を用るが奢じや程に、寧麁衣を服て儉せよとなり、不孫とは道理に不レ順ゆへに、其身の害となるを歎じてなり

農家訓卷上終

農家訓巻下

天下の三民同恩解第五

凡六章、此篇の意は、士農工の三民、天恩を受る事は一同なる故、いづれも其業を勤めて、天恩を報ずべしといふの義を釋す

○天地萬物稟ニ陰陽一而其性生、鳥獸虫魚者、其氣無レ邪、故飢自給、而不レ及レ渇、人者私ニ天道一惰ニ家業一天命尤レ己、而及レ渇不レ行ニ其道一也

天を父とし、地を母とし、其間に活もの、其性によらざるはなし、鳥は作物の零るゝを啄ばみて、命をやしなひ、毛物は喰レ草もあり、又果を喰ひ蟲を餌とするもあり、蟲も夫々の育ありて、飢る事なく、魚は水苔を喰むて命を延る、是天より與ふる所の性なり、然るに人間は萬物の靈にして、貴きものなれ共、渇命といふ事ありて、非業の死をするもありぬ、この意趣を考るに、士は君の祿を喰ながら、勤めにおこたり、欺ニ天道一ものは、田の恩を返す事なく、祿賊の罪あり、且つ日月を盗み徒に口を過す故に、平生足事なく、是に逼て萬事無理なる事あるなり、其身の分限は能知れたる事なれ共、始末を遠く慮らざる故に如レ是逼る也、此分限の内第一には軍役ありて、其魁せん時の爲に、幾年も是を

積置、次には家族病患ある時の爲に貯置、亦次には衣服家宅の修理に用意し、殘る所を以て平生日々の諸雜用とす、小知大知も此心配にて、結構なれども、心得違ひ、或は奢り、亦は遊興に費やし、君恩の重きを忘るゝの咎、彌過して遠島流罪に及ぶもありと聞へぬ、農人は家業に懈り、寒きには屋に隱れて身を安んじ、暑き時は樹下に休息して日を費し、徒に三光を偸む者は、作物には草生ひ、しかも地疲て不ㇾ實、いつしか日數積りて、其不足陽九百六の厄とて、本卦一周（六十一年をいふなり）に一度有かなきかの飢饉に及ぶ時、食不足して渴命に及び、一生の天罪此時に來つて、自倒れ死するあり、是國下の田畠を預りながら、其預り物を麁略にし、日光を盜み始末を知らざる故、此難に遇ふなり、本末を知る百姓は、九年耕して三年の貯へをするぞ、是は人の物をうばふに非ず、日月の光を盜まず、稼ぎを善くし、上へは不ㇾ背㆓憲法㆒して、己より下へは慈悲を行ふ、されば同じ三光を請る下に地をならぶるに、たとへば一田には米一石六斗を得るに、一田には一石二斗ならで取得ず、此違は百姓の稼と不ㇾ稼の故なり、田は愛すればよく實熟て、恩を反すものなり、天下飢饉すれ共、ヶ樣の百姓は常に三百六十日の日數を、未明より極晩まで勤過して、四百日の餘も勤る故に、其餘慶凶年にも蓄ありて、渴命といふ事を知らず、工匠の類は世に用る所の器ものを作りて人に益あり、農具を制して農夫の助とす、皆田畑より生ずるものを食して命を延る故に、田の息を返す爲に力を盡し、不ㇾ欺㆓天命㆒して、業を大切にし、其餘慶を以五穀不饒の患を凌ぐなり、士は務ㇾ役て郡縣を守りて、民を安すからしむ、

是も田畠より生ずるものを食すれ、田の恩を返すために如レ是勤るなり

〇孔明曰、治レ世以二大德一不レ以二小惠一諫行言聞

國王（クニツギミ）は大德を施し、普天の下を惠ませたまひ、國家を平均ならしめ、農も其德を謝して、税を献り、其食倉庫に滿れば、君も天恩の爲に田がへしたまふ同前なり、小民を惠ませ玉ふにも、小惠を行ひたまはず、一よりは二を助け、五分よりは十分を救ひ、平等に行わたるやうに被レ遊るは、是君の御役なりとぞ、善を以て爭ふ臣ある時は則其諫を納れ、其奏言を聞しめしたまふ、諂ふ臣は、盜臣と同く、祿を竊むといふものなり、農も稼業に怠たれば、國家の大惠をかうむるの恩を知らず、盜臣に同じかるべし、臣の不忠も百姓の不業も、皆逆二天命一の罪ありて、終に禍を得て家絶んとする時は、先祖へ不孝といひ、子孫流浪して、死後も祭祀をうしなふものとぞ

〇善者、所三以使二衆也、善則得レ之、不善則失レ之

上公は下へ憐をたれ、小民の智惠なきを不便に思召れ、赤子を養ふ如く慈悲をたれたまふ故、民是に懐き、敬レ上政に化して、撫育の父母とす、是を忠孝の二ツにして、先なるものは忠なり、後なるものは孝なり、大役を勤るもの、衆民を使ふ所なれば、善を以て使ふ時は民を得、不善を以て使ふ時は民を失ふ、上は爲レ政に勞して衆を治めん事を思ひ、民は是に治られて身安し、犬猫も愛するに随ひて懐くなり、百姓も君長に愛せられて、私計おもひ懐かざるは犬猫にも劣るべし、然ればとて上の慈悲

に、もたれすがるは小兒の甘ひて、責レ親が如くなるべし、浮沈は一生の内の幸不幸に限らず、親不仕合にて渡世困窮の時生れて、親の幸苦を受繼ぎて身を勞するもあり、ヶ樣の百姓は我が家まづしき時に生るれば、生得始末儉約の道備りて、年老死期には福の期來り、死光と申に逢ふものもあるとぞ、親仕合にて渡世も宜敷時生れ來りしものは、おのづから不自由といふ事も知らずして、稼に懈たり、費を厭はずして、華美を習ひ、或は親に私曲して財寶を掠め、博奕等にふけるの族出來て、一生の内は不幸にして、死期に逼りて、死恥を晒すもあるなり、唯百姓は渡世の定木、儉約のさし金を極めて、其中庸を守り、常々誠の一字を忘るゝ事なかれとなり

○蔽レ賢者妨レ道病レ國、不レ辭孰甚レ焉

其善を善とし、其惡を惡とす、是人道の明かなる所なり、上明かなる人をえらんで、民を役せしめ、民間にありて其是非を制すれば、曲るものは己が非なるを顧見ず、都て其制に依て、横道氣隨のならざるを恨で、其人の賢智を欺き、利を狂て非なりと譯し、善を覆ふて惡くいひなし、世間の善人の敵となる、ヶ樣の者は道の妨げ國の病となりて、善に可レ趣ものをも、邪道に引入、無道の訴訟公事を拵へ、國政の大害をなす也、一村の長農なるもの横氣ありて、ヶ樣の善からざる事を爲時は、下民是にならふて、愚かなる心より善き事とおもひ、罪となるの譯をしらず、戮せらるゝに及んで、後悔するに至る、五十家百家の中にも善人ありて、道を道とし、天道人道のことわりを人々に示し、父子兄弟

夫婦人倫の道をも、常に聞しむる時は、佛神冥慮して自他靜謐、上には哀みを下して、一村穩なり、農人は元より愚かなるものなれども、力め行へば智德孰にか劣らん、耕作の隙あらば、聞レ道て人にもをしへ、一人にても善ならしむる時は、先祖の功をあらはし、子孫の名も淸かるべし、子ありて惡人となし、令レ病レ國時は先祖の功をうしなひ、子孫の名を穢す、不祥とて世の惡しき事は、是より大なるはなしと也

○上明ニ上古之禮樂一、下示ニ群侯之法正一

國上(クニツカミ)には、和漢の賢き御代の日出度仁義の政を御吟味ありて、是の道は非也、是の道は是なりと、御穿鑿の上にて御政事を行はるゝ事なれば、誠に慈悲圓滿の御代にて、禮を以て民の道を正し、樂を以て、民の心を和げしめ、群侯卿大夫は其道の曲りを直うし、下へ其法を示す、依而萬戶安き事を得て、劒難狼藉强盜の患ひを免るゝ事、皆民を救ひたまふ、君上卿大夫の心配なり、天下の食田より生じて、萬物の生を養ふ事なれば、卿大夫も民を治むるに役する時は、同じく田返すといふべきなり

○司ニ其役一者、聽ニ民訟一、强暴不レ順レ理者、傷レ人損レ人、則自他不レ全矣

上に役所ありて、下の訟を聞て其曲直を分ち、無道の願ひを誣るものには、尙亦是非を聞かしめ、順路明なれ共、百姓のおろかさは、利不盡に强訴し、狼藉にて不レ順レ理も間々ありて、妨ニ人事一なり、かやうの族は、元來一邑に二人か三人の溢者にて、非を理に曲て、人を進め人を損ふ、是を暴民とい

ふ、終には遠流四刑の咎に逢ふて、己が後悔に前非を不ㇾ改して、却て衒盜賊(かたり)共なりぬ、人非人の恥をさらし、餓鬼道の苦みを受る事、不便の事といふべし、「釋書曰、闇昧未生、今世無明終」といふ、此理りならんか、あさましく口惜き事なるべし、是に與するものは、他も我もみな全からずして、ともし火なき闇路に一生を過す事、あはれなるありさまなり

小童へ勸ㇾ學の說第六

凡九章、士民小兒の時より農作隙ある時は、學問して道を習ひ、德行成て止㆓至善㆒事、其次第階に登る如く成事を記

○君子者用ㇾ德、小人者用ㇾ富

富貴は人の欲する所にして、而も富を願ふ者は十に六七人ありて、貴を懐んずるものは二三人なり、才德は後世の益、富は一世のやしなひなれば、德を以て人を救ふものは、萬代の不易にして、其功不ㇾ盡ものなり、富を以て人を救ふもの、目前少間のやしなひなり、それ故釋氏も智慧光無量とも說置れしなり、一生の財と數萬劫の名といづれか賢、且貪欲のものは、慈愛少く損ㇾ人事あり、富貴の仁に二義あり、一には積雪の仁、二には巖苔の仁なり、積雪の仁、とは富を以て人をやしなふは、當時の貧きをすくふ計なるが故に、積る雪の消る事、暫く遲きが如し、巖苔の仁とは、德を以て人を救ふものは、其功長久にして、巖の寒者に不ㇾ傷して、年經る儘に苔蒸に似たり、最神妙なりといふべし、書に識る

して、後世見る者みづから愼而避ㇾ殃、不ㇾ貪して人の爲にするの手本ともなすべし、其功名火に入て不ㇾ燒、水に入て不ㇾ溺、土に入て不ㇾ腐、金剛の德といふ、詩にも骨は埋む共名は不ㇾ埋といへり、農家はいやしきものなれども、習ひ修して、智德を成す時は、君子の德に等し、德行の道には、上下の差別なし、高貴に生れたり共、道に暗き時は、人これを卑とす、下賤なりとも、道を習ひ得る時は、人これを尊みて、治ㇾ身齊ㇾ家、國家の有政にも施すべしとぞ古人もの給へり

○衆人之才、老而不ㇾ迷ㇾ心、小人之財、老而爲㆓心病㆒、子孫貪ㇾ財、則至ㇾ傷㆓於家㆒矣

上下の隔なきは、才德の道なり、庶民八歳の兒より善道に發心せしむる事は、愛厚して後を慮ばかればなり、難行の道に入せ、心の力行已事なき時は、鳶も變ㇾ鷹、蝙蝠も作ㇾ燕、才を身に得る事は、藍を以染ㇾ衣如く、其德身に染て、功名世に顯る、衣は洗ふ時は、色薄く成共、身に染たる才德は洗ふ共不ㇾ剝、其餘計を以て日に救ㇾ人、月に善を進むれば、自他流俗の迷ひを免れ、身は老れ共心日に益て明かなり、前の章に見す所の少して好ㇾ學者は朝の光の如く、老て好ㇾ學ものは夕の燈に似たり、好ㇾ善する者、後るゝ時は益なし、習ひ修して智德となる時は、見ぬ唐土天竺の風土も心に悟り、計㆓天地㆒日月時候の季旬をもさとし、四海萬民日用當行の道に明かにして、誠の一字より發て、千言萬語種々の道理をも知るゆへ、俗通して器量といふ、器はうつはものにして、量は物をはかる升なり、人の智德は器量の如く、日々の用に立て片時も缺べからず、小人は財に心深うして其仁をしらず、家富

るものは必貧からず、死期には財に心殘りて、迷ひの種となる、子孫の族道なきものは、殘財を貪りて、兄弟親族不和の種となるもの、民俗の內に時ある事なり、財寶なくんば弟兄をうらまじ、兄弟を惡くはいはじ、是富を貪るのいやしき未練の心ある故なり、人其道を敎るに不ㇾ進ものは畜類にも劣るべし、一日祭禮の賑はしき所に至り、見せものとて錢二三錢を取て、群集の人に見するを見れば、犬猫鼠の操なり、其使ふもの犬にいふ樣は、汝は輪の形に可ㇾ伏といへば、犬屈ㇾ足て伏、猫に向ひて曰、おのれは犬の上に跪て可ㇾ居といへば、猫そろ〳〵と犬の伏たる上にあがりつくまつて居れり、又鼠にいふ樣は、己はちう〳〵と鳴て猫の背に這上り、天頭へつくまふべしといへば、鼠其言にしたがひて猫の背に上り天頭に至る、使ふ者亦鼠は猫の鼻をねぶるべしといへば、鼠猫の鼻を舐る、犬にわれは猫の咽をねぶれといへば、犬言の如くにす、且鼠猫の天頭にて車井の水汲眞似して、其業こまやかなり、是を感じて見れば、犬は猫をかみ、猫は鼠を喰ふはその道なり、然るに使ふものゝ其令法を固うして敎ㇾ之れば、犬も猫をかむ事あたはず、猫も鼠を喰ふ事かたし、獸なりといへ共、敎る時は法を知り、度を守るなり、まして人間は活物の長なる身を以て、敎ふれ共難ㇾ得、法度あれども毀ㇾ之、犯ㇾ制道にて罪にあふは、犬猫鼠にも劣り、あさましといふも猶愚かなり、百姓成共小兒の比より道に入らしむる時は世に尊まれ、飛龍天に在が如きも、みな至德の行ひよりして至る時は、貧賤は道のさはりならざる事とぞ聞へぬ

○子曰、好レ學近二乎知一、力レ行近二乎仁一、知レ恥近二乎勇一

小兒小學の修行、日に新に月に新にする時は、是非善惡の辨へを知りて、行成り道明にして、身を治め、家を齊へ、親を安じ、家族正直なり、成人しては守レ業力レ行て、余慶施二他人一、仁行積りて及二子孫一、日月是を惠みて、慮ばかる事盡く成る、是皆學でさとり、行ひて得る所なり、三百の禮儀、三千の威儀、自然と我が行作となりて、身安く心廣く體胖なり、若人の謗りを見聞しては、恥を知りて無念に思ひ、過ちを改め善にうつり、日夜勵二義理一、惜二名垢一ものは勇に近うして、君父の難を防がんため、忍レ己て養レ命、忠孝兩全の道にて、可レ磨可レ礎の智忍なり

○人生稟二天地之氣質一、質雖レ實、然不レ學則道難レ得、性雖レ愚、然及レ學則道可レ得、珠玉金銀、雖二久居二其間一、及二其盗一不レ盗、不レ可レ得レ之、交二聖賢一者、耳二其言一、目二其行一、而得レ道、是不レ學而益也

人初て生るゝ時、天地五行の氣を受け得て性質となり、天は其正なる事を具へ、地は其直き事を足し、五行は仁義禮智信五常の事を司りて、心神稍く生る、然共生ながらにして知るものなく、習ひ誦して智徳となる、其好み惡みんずる所は皆耳目より發る、其行の成る所は朋友による、賢なる性あり共、不レ學してしる事かたく、愚なる質ながらも、强て學時は成る事遲しといへども、道終にそなはら、おのづから清濁を覺る、珠玉金銀の中に日月を經るとも、其盗んに及では、盗みとらずんば得がたし、それとは違ひ、賢人善者の席に交るものは、其善言を聞ては、不レ學して道を知り、其善き行を見

ては、不ㇾ習して義理を知る、故に表しても補二益心神一、一生の邪魅を除くなり

○小童教ㇾ道者、所二以施一親也、兆民得ㇾ福者、所二以合一天也

父母の子を教訓するに、手習させんと思へば、師を尋て是に預け、學文させんとおもへば、其道の師を擇びてこれに賴む、然れば善き道に令ㇾ入も親なり、あしき道に趣き、後ち親の煩ひとなるも父母の所爲なり、愛ㇾ之能無ㇾ勞乎と論語にいふも、善ならしめんが爲の謂なれば、親も其初道を愼み、尋常の行儀を堅く守り、業稼を努むるに怠らず、これを以てその子を教へ込めば、自然と天道に叶ふゆへ、天の福を得るなり、五常の道かぐる時は、天神地祇人鬼までも是を惡で、罪を天にかうむる、されば善を敎ふるにも過不及の差ひありて、手習學文の外に能き道はあらじとおもひ、子の深愛に溺れ、始末を忘れ、自然と稼業に惰る事を知らざるは、分限に過といふものなり、過るもあしけれども、また不ㇾ及ぬ老て可ㇾ悔、是中庸の心、墨金の違ひなるべし、世人の諺歌曰、「世帯仕フヨリヤ奉公がマシジヤ、不ㇾ過不ㇾ足の身がツライ」といへり、夫は表向の業を司り、婦は內證の過不及を分量す、四民共に家に大小あり、內に貧富あり、其家々に中庸ありて、過たるものは身體をうしなひ、老て苦に至るもあり ぬ、不ㇾ及ものは衆人に卑められ、仁道も缺げぬるものも有ぞ、世帶とは世の帶とよめり、帶は人間頂首足下の眞中にするものゆへに、不ㇾ偏して人々身上の眞中を積りて行ひ、驕り不ㇾ奢、十が五ッに少し不ㇾ及程こそ、中人以下の中庸なるべし、萬事に通じて此中庸を忘るまじき事なり

○古人曰、化口空言者、失レ衆者也、化口者、變而報ニ善言一、空言者、反レ善而責レ己

古人の曰、言多き者は品少し、虚言無實をいふ者は、恒に衆人に其旨を見レ知て用られぬぞ、邇近所用にて使レ人にも、常の詐を察して、可レ急にいそがず、緩かなるは尚更なり、これ庶人の心をうしなふなり、化口(アダ)をいふ者は實に變じて、追而善き事を言ふ時にむくい、益をうしなふ事あり、戯言も後障となるものにて、善を以てすれ共、人共善を反て己をせむるに及ぶ、君子戯言すれば、聞者後學と成て、用る時は益あり、小人戯言すれば、聞もの後の過をなして身を損ふぞ、これ自他をやぶるなり、可レ戒

○老眏曰、今人以レ赤雜レ紫、則易レ染、以レ紫革レ赤、則難レ變矣

當時擧レ世て阿レ人風儀となり、交ものは諂ひ多、朋友の差も不レ責レ善、救レ人と思ふ事もなし、中庸曰、人の道をなして遠レ人、不レ可レ爲レ道といへり、人の道をしらんと物習ひして、行レ道時は仁を以本とす、仁は人に近き道なり、朋友と交りて責レ善は仁なり、人の惡を見て、不レ改ニ其惡一は忠信に非ず、赤を以紫に雜る時は、色濃て染やすし、紫を以赤に染かふるは、いろくすみて難かるべし、論語曰、紫の朱を奪ふ事を惡むといへるも同意ならんや、人は可レ撰ニ朋友一事なり、日用の行ひ惡き友に交れば、己心清たりといふ共濁り安し、心濁りて名も垢るゝ時は、二度其垢たるを雪めん事難し、赤白黄の色を濃(ダ)み黒紫に爲ん事は安く、紫黒を變じて赤白黄にかへさん事難レ成し、人の性は善なれ共、人の

助けなければ善人と成事を得ず、唯可レ吟レ交、人の過を見ては己れが是有が如し、善なるを見ては欲レ行レ乎己一、人の仁德ありて衆人を愛するを見ては、己にも其愛あらん事を思ひ、義を正して節道を守る事を見ては、己にも其守りあらん事を願ひ、禮節正しく威儀あるを見ては、己にも其敬あらん事を慮ふ、智惠通二萬事一て、進退自由なるを見ては、己にも其器量あらん事を欲し、誠の萬事に渡りて、金石をも碎く勢ひあるを見ては、强力は誠に不レ勝の理を悟り、勇めるもの過多きを見ては、己身も其失なからん事を心に禁め、亦後れたるも恥辱とやおもはん、是皆中庸の準繩にして、人々心得べきものなり

○聖賢之質、欲レ似而不レ似、下愚之質、欲レ不レ似而必易レ似、譬如下種二白菊一希二其白一、不二必白花一、色變而爲中區別上也、鄙里下女謠歌曰、帶レ劍其質貌似二于父一哉胎中之子與

都鄙の習ひ小兒の形容似二父母一たるもあり、且不レ似もありて不同なり、尙しも親は聖人の言を倣ひ、賢人の行を作ども、心質は必不同なり、故君親の爲とても、代レ命例あれ共、替レ心例なしといへり、婦も其夫德行あれば、出世の子可レ似のおもひあり、何ぞ不智に似ん事を冀はんや、然れ共必其善には似ぬものなり、下愚の人の質は、其夫愚にして每事悔る事ある故に、其婦常に人の智あるを羨み、懷妊ある時は、せめて父母いやしく共、胎内の子は智者賢者共なれかしとおもふ故に、不レ似レ己樣にと懷へども、其善にはあやからずして、惡に氣質あるなり、菊の花の種々あるも、其本は白き種より生

ず、愛する人その白く奇なるを求めん爲に、又白きを植れ共、花咲て見れば白きは希にして、色變りまち〳〵の花と出來とぞ、鄕里の下女の口慰の歌に「カタナサイタモ、ソノナリフリモ、オヤニニヨガナ、ハラナコガ」と謡ふなり、蜾蠃は己れ子を生ずる事不レ能して、巢を作て其穴に靑蜘五ッ六ッ入て口を塞ぎ、似我々々と咒咀事日に三度す、廿一日を經て徐く蜂の形生て兩羽出來、亦七日を過て飛事を得たり、是蜘の數五ッ六ッの別なるもの、一個の虫となりて而も其心一個なり、故に蜾蠃といふ字は、虫偏に似我と書、似我々々と咒咀となり、しかれば人間は貴き靈體を持ながら、其子の善人に不レ似は口惜き事ならずや、親にならざる子もなし、子を持ざる親も稀なり、父善人ならば、常に似我々々と咒咀べし、蜾蠃は他の虫をもつて然り、人間は人間の子を持つ事なれば、善き道を敎へ、朝夕無ニ心隙一似我々々とまじなはゞ、よもや親に似ざるものはなかるべし、若父不善ならば其子亦不善なるべし、心を愼み行ひを正しくするものは、佛神に不レ祈とも、加護ありて如ニ蜾蠃一子も父に似るなるべしとぞ

○恭ニ敬上一而不ニ仁ニ于下一則不レ中、孝ニ父母一而不レ謙ニ于壤人一則不レ中、悌レ兄而不レ慈ニ子弟一則不レ中、脩レ己而不レ靜ニ家族一則不レ中、是皆中庸之偏者也壤猶レ衆

上に恭敬すとは、下としては國君の御恩の忝さのあまり、暫くも忘るゝ事なく、國の父母たるを尊禮する儀なり、上に事ふる禮義の道は善れ共、己より下を矜事を不レ知ば、頭目を大切にして手足の痛みに不レ搆がごとし、父母に孝行はすれ共、世人朋友の交に信あらざるは、身を湯浴して衣服は垢づきたる

が如し、兄をは敬すれども、弟に慈愛なきは、雨を養ふ具ありて木履のなきが如し、己を治るは善けれども、家族口静し、不順不静は病痿え食進め其膝下猶不働がごとし、處其中庸の聞たるものなり

堪忍兩義章第七

凡四章、此章は人情恒有可忍、有不可忍の兩義を解して審にするなり

○行不正、則言不順、一言傷人、一言治人、言不順、則事不成

日月晝夜運行して、天地の間の活物霜露を受て花實相成る、誠は天の道也、是を誠にするは人の道なり、尋常の言行人より仕掛る事に付ては堪忍するを、己を慎むはかんにんなり、對人に言葉の進退、愛敬の差引皆己にありて、いづれも智徳の作略なり、前に忍ぶ所、後に見はるゝ時は難忍、見れて忍ぶ時は辱かしめらる、故に賢人の堪忍は前に愼む、小人の堪忍は後に用ゆ似弱たり、常に言行を正せざれば、命ずる時衆人不用之、我が言ふことを不用を怒りて短氣すれば傷人、察人心して忍内時は治る、外忍ぶ時ははづかしめらる、愼前とは心誠に行直く、不強不弱、用其中て使衆時は、人不背之して其事成る、一言の過不及にて治亂窮、是を一言傷人、一言治人といふ、然は堪忍は恒の謹にして、事に及ぶを待ず、世上の堪忍は及事で用る故、弱うして事不成、賢人の堪忍は常に用ひて、及事時不足用、其先後は内に隱して、道は日に顯し行ふべきものなるべし

○口者好味美、腹者惡其不給、然不可忘者食也、不可懈而易懈者、勤業之道也

人間身體の要害は六根の城郭を構へ、其内に一心の主を以て守らしむ、常に此城郭より耳目仁義の將を出して、横行邪欲の敵を防ぐ、鼻舌並び出て鬪諍時は、鼻は無レ聲して弱に似たれども過つ事なし、口は力より高聲にして强に見ゆれども、動もすれば過ちありて、しかも尤を蒙る事多し、手足は一心の主に進退せられて一身の奉行す、此君常に短氣を堪へ忍び、臨レ事時は堪忍といふ事を不レ用、然れ共堪忍にたる事二ッありて、口には其味の美ならん事を不レ忘、日に三度ヅヽ萠しぬ、腹は其味を不レ撰して思ふ儘に充ん事を欲す、然して怠るまじき家業をばいつも忘るゝゆへに、財寶乏く、修理普請に懈り、或は六根の臣を飢すに至る、諸事に忘るゝといふ事あれ共、日に三度食せん事を忘るゝといふ事なし、右によりて闘ニ世間一に、君父の勤をわすれ、人倫の禮をうしなふ有、是を食に易て食を忘れて、忠孝を日に三度思はん、賢者の堪忍は內に行ふ故に、事に用れ共色なし、愚者は常に堪忍を忘るゝ故に、事ある時忘れ置たる堪忍やぶれ出て、自他不レ全して喧嘩口論にも及ぶ、唯分別は堪忍にありと信玄の書殘したまへるは、平常所レ治レ人の堪忍なり

○君子恒忍レ人、在ニ乎仁一、貴臣恒忍レ人、在ニ乎忠一、下人恒忍レ人、在ニ於敬一上全レ身、皆言忍ニ於內一、而事不レ用ニ於外一者也

國君の堪忍は恒に無レ色けれども、慈レ民行レ仁、弱きものは助け、飢たる者は救ひ、時に使て薄レ斂、是仁の大道にして、國君の堪忍なり、自ら愼むの餘りにて、民の父母となりて、撫ニ育衆子一したまふなり、

惡き子は捻揶して異見するは、みな爲ㇾ令ㇾ善なり、國に法制を用ひて刑罪を行ふも仁なり、有ㇾ罪者の刑せらるゝも善智識なり、道心は已れ罪に行れて人の惡を懲らしめ、皆善道に入らしむるが故なり、上恤ㇾ孤で民不ㇾ倍といへるも、君子の堪忍より治めたまふ所なり、侍臣は頂二戴恩祿一し、君に奉ㇾ捧命を預り居る故、常に禁二短氣一、內二堪忍一、外には顏色を和げて妄に怒る事なく、會二朋友一ては無益に諍ふ事なく、朋輩の惡を見ては責ㇾ善、三度までは勸め、不ㇾ用時は自ら離る、是皆堪忍は無事の時に用ひて、有事の時に不ㇾ用なり、下人の堪忍は他事なく公事訴訟を巧まず、不ㇾ犯二上命一、堪二辛抱一て不ㇾ願二我欲一、寒暑の勞を忍んで耕作を勤め、貢納に不ㇾ私して日月の稼不ㇾ懈、常儉約を不ㇾ忘貯へを致し置く、此故に凶作に及び飢饉の節、不常の餘慶充ㇾ家て難澁する事なし、是常に堪忍を用ひて、事に及で堪忍は不ㇾ及ㇾ用の咎なり、總て衆人の用る所のかんにんは、事ある時堪へ忍べるを而已とおもへり、君子の堪忍は右の如し、世上にては上下爭論を興し、喧嘩無法をなす者を治るをかんにんとおもふ、是双方庸行の堪忍の本義を知らざる故に此難ありぬ、一心に曲尺を中て、自身の斜曲を改る時は、是非明にして人の氣質をも察し、堪忍の進退常に行はるゝなり

○二民性貴者、有ㇾ義也、不ㇾ義者不ㇾ禮、不ㇾ知ㇾ禮者不ㇾ知ㇾ恩、不ㇾ知ㇾ恩者不ㇾ盡二忠孝一、不ㇾ盡二忠孝一者不ㇾ誠、不ㇾ誠者天下之賊也、不ㇾ懷二於君父之讎一者、人而非ㇾ人、劣二於鳥獸一者乎（二民士農也）

君臣の間は義を以て合ふ、君より俸祿を下さるゝ故、臣義を以て事へ奉り、抛ㇾ命て忠義を勵む、畢

レ世て是を尊しとす、君主遇二危難一を見て、下臣忍レ命は不レ可レ謂レ忠、父及レ難を見て、其子忍レ命は不レ可レ謂レ孝、恒に堪忍をたしむは、君と親との爲に命を捨んが爲なり、しかるを命は我が物なりと心え、塵芥のあらそひに命を仕廻ひ、假り初の事に喧嘩して傷レ命は、不忠不孝の至りなり、上智は君長壽せば、臣も命を永くもがなと思はんずらめ共、賤く愚かなる者は、父母長命して日月を凌ぐに暴き時は、我が命あらん内に父母を見殯（オクリ）たし、死して父母跡に壽へ（ナガラ）たまはゞ、とや有角やあらんと慮過して、父母の殯（カリモガリ）を待事もありぬ、臣として私事の爲に命を捨るは、士の道を不レ知して文道に暗き故なり、兵書曰、士の猛者は非レ士、勇の暴者は非レ勇となり、臣は君に命を與りたるなれば、過ちて怪我するも不忠なり、有レ親ものは親に預りたる命なれば、煩ふも不孝とやいはん、常に養生をするこそ道なるべし、なして下民は己死せば、父母憂ふる而已か、養ふ事も亦覺束なし、飲食するにも、過して成レ病事を愼み、遠く遊ぶ事も不孝なりといへり、朝夕にかんにんを用ひて、君父の讎を忘べからず、或詩に「人情徳爲レ骨、骨腐唯殘レ名」ともあり、農家春分の比鴈歸り燕來り、民家の檐に巣を懸るなり、萬戸毎に同じ、一家に卯月下旬卵生じて、雌雄日暮に愛して、更代溫る事十餘日に及で、卵開けて雛生る、生れて七日過る比、二尺半なる蛇いかんしてか巣に入り、一疋を呑で去ぬ、雌雄翩翻として悲み鳴き、明る朝へびの來りし梁の上に塗（ドロ）を置て、土の不レ乾中柚の針を含み來りて刺し置き、土乾て堅く尖れり、間三日過て蛇來る、此時柚の針の上を蛇這ひ行、半過て蛇庭に落つ、家人驚て是を見れば、腹割て少

間の内に死せり、是其子を喰れし寃讎を報ぜし事を始て知れり、其作所も家人始にはしらざるなれども、蛇死て漸く知るとなり、又一家に猫を畜へるが、夏至の比燕家に出入りするに、猫其雛を取て喰ふ、雌悲んで卵を守り、終に成る、一日猫家の側に臥す、雌燕飛來りて猫の右の眼を啄きければ、猫終に病して左の眼盲たり、是を見る者奇誠に不レ驚といふ事なし、鳥類さへ報レ敵る事を知る、いはんや士として君の恩義をしらざるものは、鳥類にも劣りたるものなるべしとぞ

三光天象違はざる義第八

凡五章、此篇は日月星辰の季候、不レ言して見レ道（アラハシ）、熟二花實一して育二萬物一の本義を、俗耳に通じ易き樣に記す

○過者近レ有レ虧、不レ及者遠レ有レ傾矣

日中する時は傾むき、月盈るときは虧げ、寒極る時は暑となり、暑極る時は寒となる、それ故天地の間に活るもの、盛者必衰の理ありて、みてるものは欠るに近く、不レ及ものは傾く事遲し、衆人も滿てかげんよりは、不レ足して傾く事の遠きがよかるべきか、中庸の禁め、虧る事も不日（シバラク）、滿る事も少間（シバラク）なり、故人間は兎角身を謙りて、驕り高ぶらざる樣に兼々心得べし、左すれば運命長久にして、いつまでも虧る事はなきなり

○明二天質地質人質之三性一、則淸濁曲直、責レ己而足、天者無レ罪レ人而持レ仁、地者不レ咎レ人而與レ信、人

道者準ニ直於天一、受ニ育於地一也

天地人の三性氣質同様なれば、濁世の人といへ共、おのづから身分の性に缺たる事なきものなるに、日月の光を受ながら、曲濁の氣あるはあさましき事なり、天の性は正を誨へ、地の性は直を示す、人質は有レ私が故に賤とす。天地の性を知る時は、曲濁責レ己て晝の晴きをも覺へ、夜の明きをも悟る、人日あり共不レ與ニ三光一ば、物を見る事なし、夜も灯にあらずんば、日あり共見る事たらじ、しかれば晝も晴きが如し、夜も灯火ありて事を足す時は明きが如し、そのともし火といふは、日天の精にて、實(ミノリ)たる菜種にて製する油の灯火なれば、是則日光の陽氣なり、月の出入に汐滿あれば、人の血肉に且(マダ)滿干ありて、人體五行の脉强弱あり、氣も是にならひて、音聲呂律の差あり、是人と天地と同體のしるしなり、依レ之天は人を不レ罪して、活物の咎を免し、ひろく救ニ萬物一たまふ、地は見(アラハシ)レ信て四時不レ違、種る時は必萠出て、花實なりぬ、人倫陰德を施せば、陽報の福ありといふも、善き種をうへてよき花實を結ばん事を念(イノル)なり、地の信を與ふといふも、無レ僞の理をあらはしたまふ所なり、人物天の正、地の直なる間に生育して、天のをしゆる道に逆ふは、心得違ひたる事にあらずや、地に實のる所の五穀を以命を延く、是地に養はるゝ所なり、しかるに地の道に戻るは勿體なき事にあらずや、逆レ天者は必得レ禍、欺レ地者は難レ得レ福といふの義、可レ愼事の第一なり

○僞ニ日月一、欺ニ世人一者、輕ニ公命一而背ニ憲法一、是逆ニ天道一也、故不レ全ニ其身一也

兆民日月を僞とは、天は自然の恵そなはり、人にをしへざれ共、旬に順ひて氣相を播し、萬物不レ差し て虚る、夏至午陽の晝、永き頂上たるも、一刻半を限とす、冬至子陰の夜、永き刻底たるも、一刻半を界とす、人道二旦間一で盡レ力成レ業ものは百姓也、工商の益は仁業の外なり、依レ之農を高しとす、しかるに農民として朝遲く起き、暮にははやく仕廻ひ、家業怠るは、是行の徒者なり、日遁り月迫りて已不二事足一時は、他を欺いて私欲を行ひ、公命をあなどりて年貢を滞り、法度を背いて世の道を破るは、是徒づらの農なり、徒二仁義一の罪天道に逆ふ故に、卒に其身不レ全して、子孫の繼を絶ち、失二先祖之祀一、可レ戒の至りなり

○易曰、天道虧レ滿而益レ謙、地道變レ盈而流レ謙、鬼神害レ盈而福レ謙、人道惡レ盈而好レ謙也

天道は滿るをへぎ缺て、謙りたるものへ益レ補したまふ、闕二有餘一補二不足一といふの義なり、地道は盈るを變レ他じ、謙るかたへながして行なり、鬼神は滿て奢り、犯レ人して誇レ己貪レ欲ものに、災害を降して盛を滅じ、身を謙りて愼み、あやぶみて不レ安ものを愛て、福を下さん事を誓へり、人道は厚富の人身を持ちあぐる事を怒り、謙退して他に配分せん事を有まほしく念ひ、もつとも孤獨弱手なるものを好んじ愛す、是人我常に出る所にして、實に左も有へきなり、人間は五常を以て性質とし、正を天に象り、直を地に法とり、農民は耕作を以生活をなすの靈なれば、天地の道に不レ私して稼業怠らざる時は、神祇佛陀の明文、儒教の五常、此三教に合ひて家業不易にして、盛衰の患へを免かれ、過不過の

違ひなしとぞ

○天氣以二四時一教レ人、以二呂律一頒二春秋一、以二赤黑一理二南北一、以二青白一作二東西一也

年季配（ワカツ）二四季一、いづれも九を以て陽數とす、東の方三月一季九十日、寅卯辰、立春、雨水、啓蟄、春分、清明、穀雨、立夏を限り正寅、二卯、三辰に九を加へて、十二律の內三音を春として色青し、草木萌出天々乎、五穀未だ草なり、仍而いづれも熟る物なき節なれば、東貧と號、南の方三月一季九十日、巳午未、立夏、小滿、芒種、夏至、小暑、大暑、立秋を限り、四巳五午六未九を加へて、十二律の內三音を夏として色赤し、草木初て盛なるの節、陽至極して病患發り易ゆへ、南病と呼、此季凱風多ければ、五穀病し人多く病、もつとも小暑、大暑、立秋を草厄の甚しとす、西の方三月一季九十日、申酉戌、立秋、處暑、白露、秋分、寒露、霜降、立冬をかぎり、七申八酉九戌に九をくはへて、十二律の內三音を秋とす色白し、五穀成就の節、萬草千果の熟實する福の時なれば、民家安堵の比なり、仍て西福といふ、いづれの人の歌にか、五穀成就をよめるに

ハルアヲキ、クサモナツキニ、ハナサイテ、ミノリノアキニ、フユゾヲサムル

北の方三月一季九十日、亥子丑、立冬、小雪、大雪、冬至、小寒、大寒、立春を限り、十亥霜子極丑に九を加へて、十二律の內三音を冬とす色黑し、萬草苅稅（チサイ）て人氣收斂し、長壽の時なり、仍て北壽と祝す、農家は天の時を知りて、五穀を種へ穫る事なれば、一通り右等の事をも記し置なり

孝行意得の說第九

凡五章、此抄は孝行の道を論じて俗耳に通じ易く、下民日用の心得に便りするなり

○身體者、五常之所以宿乎、仁者持庶民不傷己、慈愛之役也、義者辨治亂直自他、奉行之職也、禮者有過不及之差、爲不强不弱之節、藥療之役也、智者分百行之是非、決萬事之進退、大夫之官也、信者主實斥虛、以固國之筋骨、而身體之君子也

天下の人五行を以て身體に具足し、六根を以て指揮をなし、五常を以て城郭に比す、仁は柔弱にして、比器すれば丸き物の如し、國家にありては護持强く、四民を懷て不損自他、過る時は反て毀國、梁武は厚仁して無節が故、後天下亂れて其害基よりも惡し、臣にありては、最前に弱くして後に强く、不忘中庸して賓客を待遇が如なるがよかるべし、義は剛强して、比器ば角なる物の如し、束帶して立朝て、政事を聞沙汰治亂、操を守りて上下を安じ、身體の奉行なり、禮は比器すれば角切角の如し、貴賤の隔ありて、仍人過し、依人不過、其間において强者も和し、弱きものも固うし、譬ば據其病藥の加減有が如し、禮義三百威儀三千といふも如なり、智は比器せば如彈丸、五行の動五常の行を主つて、大小事の下知進退をなすの道にて、大夫の官なり、信は比器せば如準繩、似曲尺たり、國君の政無偏して虛なるものをば斥け、佞するものは遠ざけ、國の筋骨を固くするの道、身體の君子なり、父母全くしてこれを生み、子全くして是を歸すとて、身體は父母の借り物なれば、傷

レ身垢レ名は大なる不孝なり、國有ニ爭臣一則君不レ墜ニ不義一家有ニ爭子一則親不レ墜ニ不義一忠孝の兩義、上下の隔なくして、其行は異なり、臣君に戴レ祿、先祖の祭りをつぎ、苗裔の命を安んず、君長鎮トコシナヘに臣久きは、君臣與に無レ私故なり、君懐レ臣に以ニ仁愛一すれば、臣事レ君に以ニ志敬一す、阿る時は損レ國、君墜ニ不義一佞するものは君に諂ひ、害ニ人氣一傾ニ國家一寧盜臣よりも甚し、且君の不義を見ては命を擲ちて爭ひ諫め奉り、君以ニ白刄一怒りたまふ共、不レ惜レ死こそ臣の道なれ、私ある者は自その身に厚うして無レ誠ものなり、君の不義を諫めざるの臣は、祿賊とて罪莫レ甚レ焉、家責レ善て爭ふ子あれば、父不レ墜ニ不義一となり、然るに父母に爭ふは不孝なりと心得、不善を見ても不レ諫レ之、人に辱しめられても不レ恥んば、子として失ニ恩禮一といふべし、不慮にして父母不善に墜、恥辱を得る事あり共、これを不レ爭を孝行とやいはん、父は子の爲に隱し、子は父の爲にかくす、直事其中に有りといふも、內に爭ふて外に隱す也、諍ふにも孝あり、不レ逆にも不孝有としるべし、むかし一人はなはだ怒て打ニ其子一其子不レ撓レ悲して哭す、傍人問て曰、汝年長て何故に泣くやといふ、答て曰、親の怒りを恨むるに非ず、打杖の弱みたるを悲んでなりといふ、其弱き謂を尋れば、去年迄は打杖も强かりきに、はや今年は杖の力も弱みたりといへりとなり、是古の孝人にして書にも書殘せり

○父子之間不レ責レ善、責レ善則離、離則不祥莫レ大レ焉

濁世の民は、父頑に母嚚に不レ能レ知レ道、其子も教訓を聞かざれば、唯人欲を行ひ、五常の規矩を不

レ知して、今日を過ぬもあり、教レ之ものは鄕邑に稀なり、若鄕邑に一人あらば可レ有レ益レ濟レ人、今斯に委く示して誘レ俗ものなり、父子の間は不レ責レ善とは、子として父の過をいさむる時、依二其氣色一若諫を不レ納時は退き、三度諫めて不レ聽時は、泣々父にしたがふなり、且父として子の過を改るに怒りを以する時は、未熟の少年不レ趣レ善して反而背レ親、故に父子の間は責レ善則は至レ離、離るゝ時者、不吉亦是より大なるものなし、仍二其風土一則二其制一、下民の孝は唯善く足レ食溫レ寒和レ言て、養レ老より外なしとぞ見へぬ

○孟子曰、不孝有レ三、無レ後爲レ大、舜不レ告而娶、爲レ無レ後也、君子以爲猶レ告也

禮曰、不孝三事あり、令レ衷無レ實して阿り、行不レ直して失二家業一時は、外聞辱レ親、如レ陷二親不義一、是一ッの不孝なり、家貧く父母老い、不慮の病あらん事も思はずして稼業を惰り、奉公せん事をも不レ仕日月を偸む、是其二ッの不孝也、孤獨して子もなく、絕二先祖の祀一、是三ッの不孝なり、三ッの不孝の中にも無レ後を爲レ大とて、無レ子して家の祀を絕つを第一の不孝とす、大舜は孝行の人なれ共、父母に娶らん事を語る時は、父母不レ聽して不レ能レ娶を知りて、父母に不レ告して娶りしも、後胤の絕る事を愁んで也、父母に不レ告は不孝の樣なれ共、是も君子の了簡に取りて見れば、猶告るが如しとなりとぞ、何事も父母に伺ふが道なれども、舜も妻の事を父母に告ては用ひざるによりてなり、左あればとて不レ娶ば子なし、子なければ家祖の祀り絕なれば、時の見計ひを以てかくこそありぬ、凡の事二父母一に不

レ告して我が欲に行ふは不孝なれ共、父母に語ては不レ成二其事一大不孝に陥るゆへ、出レ不レ得レ已時の見計らひなり、若其親頑なる非二瞽瞍一ば大舜の不レ告は、天下の罪人なり

○父子之道以レ天合、責レ善而不二相遇一則賊レ恩而將レ至二於離一故諫レ之以レ善、不レ可則哀傷、而從二父之令一

父は天に配し、母は地に配す、子は其間に育せられて成レ人ものなれば、恩禮廣大の頂上なるべし、父不義に陷り邪をしたまふを見ては、其子急度なく善道を以ていさめ、若父不レ給レ用、却而怒り擲ちたまふ事あらば、恩を賊ひ家を出て、何國にか往んと可レ思、離るゝに及ばゝ、いよ〳〵親子の道を失ふなり、父母の老年及びて迷ひたまはん事存知ながら、奔退くは大なる不孝なり、仍而三度まで善を以て諫るに不レ可時は、泪ながら無二是非一父の意にもしたがふとなり

○人爲レ人、難二乎得一道爲レ道、難二乎行一與

天下の兆民の中にも、人として人の道を知るものは希なり、國有レ道の時は聖賢も見はるれ共、濁世に及んで無レ道時は賢聖隱、是其政を惡てなり、君上聖主にて在ば、德風四方に薰して、天下の民草の如く偃して、聖賢國朝に遊び、順レ期出るものは君子の人なり、周の文王政善く、殷の紂王政惡しければ、殷の民趨二他邦一太公望ひとり往レ周而釣二渭濱一文王巡二狩畿內一したまふ時、太公望が異なるを見たまひ、覺得二其賢一たまふなり、卞和が夜光も平石より撰び、文王の太公も俗民より出づ、上に聖人君

子ありて政事を執行へば、國人忠孝をなし憲法を守り、賊邪佞諂貪欲淫亂成罪して、道ならぬ事をなすものはなし、臣に問レ忠則は可レ說レ道、子に問レ孝則は可レ道レ孝、人に問レ法則は可レ說レ憲、賊邪佞諂有二其氣一者問レ正則は可レ語二其直一、貪欲淫亂有二其氣一者問レ信則は可レ論二其不義一、皆是備二人倫一ながら不レ行者なり、顏淵は出レ口程の事は行ひ、進む程の事は不レ退と見へたれども、今の人口に出せ共不レ行、且開レ道共不レ能レ用、嗚呼後世如レ是の風俗誠に嘆しき事也、孝は親禮の先なれば、合レ心を以可レ爲レ道

上下通情の辨第十

凡五章、此章は上下の情を通る事を、下俗の通じやすき樣に便宜するなり

○勇力者危如二枯木一乎、仁力者護レ身如レ甲也、信力者固似レ巖乎、智力者通二萬事一、而隨二方圓一也

兆民の間に変り與レ人共に爭ひ競ひ、以二勇力一治レ身とする者は、枯たる木の枝を便りとするがごとく甚危し、勇める者は過多しといふも是に比せり、仁力は似レ弱たれ共、平常の堪忍救レ急て殆事なし、身體を守る事如レ甲外に强しとなり、龜は外レ骨して肉を内にす、今仁者は弱きを表にして强を内にすれ共、事ある時は仁は變じて成レ甲なり、信力は如二磐石一にして、不レ傾不レ恐、不レ腐不レ傷、不レ弱不レ强、一心を以當二千兵一とも不レ後、兵書曰、治レ亂有レ三、一には以レ仁、二には以レ信、三には以レ直と、治國平天下の語といふべし、智力は萬事に能駈け引するものにて、發る事を治め、患る事も止め、魍すれ共治レ後、譬ば水の器によりて能其方圓に隨ひ、角ある人にも相叶ひ、丸き人にも不レ棄して、其德不レ可

レ議、智光不ニ磨滅一、功名無レ絶レ世、下民の家に仕る者は、爲ニ主人一命を捨るにも不レ及、唯其勤不レ怠して諂盗する事なく、日を盡にあるべきなり

○君子能行ニ先王之政一、使下細犬之務、無中不ニ畢擧一

上公の行事さへ、むかし聖賢の能治めたまひし時の政を繹（タツチ）玉ひて、無ニ大小事一聞しめし、大臣小臣の隔なく、應ニ其職分一有功のものは夫々恩賞を與へ、亦不勤にて有レ罪ものは相當の咎罰を行ひ玉へば、此上はあるまじき事なり、農夫の忠は野業無レ私勤め、税能不レ滯、是民家の成功なり、國君爲レ國施レ仁して令レ安ニ民人一、仍レ之飽まで食ひ、暖かに衣て、代々困窮の憂なし、是仁國の至德なり、難レ有は君子の言行、仁政の恩澤なりとぞ、善辨じて上の爲に力を盡す事を忘れざれ

○孝不レ立ニ於忠上一、忠難レ立ニ於孝下一、忠信者滿レ國、孝悌者充レ家者也

忠は義禮信の三ッを合して一心とするなり、佞諂の垢を濯ひて、人心の眞中を行を以て中心と書けり、孝は不レ背レ道行ひ正く、常に謙りて卑レ己して儉約を守り、厚レ親するものなり、忠孝の兩義廣く厚く尊く明なり、上下無ニ差別一行レ之時は、心五常の理にかなひ、道廣く土地平かにして、其の身の災なし、不レ行時は道狹うして荊棘茂り、傷レ身且躓く事多し、忠臣は廣大にして、其功滿レ國て士に示すの手本なり、孝悌は其間へ國に施すといへども、其功成事は滿レ家て、子裔の法式なり、神祇に通じて天福レ之、可レ尊可レ仰、下民旦暮事ニ其親一事を至誠といはんや、其品を論ずる時は、忠は先にして廣く、孝

は後にして狹きもの乎

○忠信重ㇾ祿、所㆓以勸ㇾ士也、時使薄ㇾ斂、所㆓以勸㆓百姓㆒也

報恩謝德は人間自然の道なる故、上より感㆓其功㆒て增ㇾ祿時は、下愈厚恩を存じて抛㆓身命㆒なり、士の忠は己をしのんで懲ㇾ身、出ては以ㇾ信て仕へ、入ては禮を以て家を齊へ、十分の內八分を以入用とし、儉約を以貯㆓餘慶㆒、不ㇾ美㆓衣服㆒、不ㇾ奢㆓飮食㆒、皆爲㆓兵役㆒君に奉りし急を凌ぐの事に用ゆ、若臣不儉にして、身貧く家不ㇾ齊時は、君の殆を凌がん事成がたし、身不ㇾ安んばおのづから人を虐るの心起る、臣として利不盡に民を掠ふ時は、天道に逆ふ、故に不ㇾ成㆓其功㆒、還而當ㇾ敵て利を失ふ、依ㇾ之兵書にも天道不㆓ㇾ違事を第一とす、日用儉約にあらずんば不時の貯へなくして、事ある時不ㇾ覺天道に違ふ事をもなすなり、よつて軍役の料を貯へ、其餘は家族病患等の費となすべし、百姓の業は豐凶不ㇾ任ㇾ心ものなれば、民を使ふに農業の隙を以し、困む時は貢を薄し、豐かなる時は斂を益す、是民をして爲ㇾ令ㇾ安なり、國君仁なれば民報ずるに以ㇾ敬し、役ある時は身を捨て勤む、惟民の事は不ㇾ在㆓仁德㆒不ㇾ安、不ㇾ在㆓義道㆒ば不ㇾ治、不ㇾ嚴㆓憲法㆒ば盜害不ㇾ止、下としては國家の太平を念る事旦暮忘らず、上恩の難ㇾ有事を忘るまじき事なり

○戰國策曰、儀狄作ㇾ酒、禹飮而甘ㇾ之、曰、後世必有㆘以ㇾ酒亡㆓其國㆒者㆖

むかし唐土夏の禹王之時、儀狄と云人献ㇾ酒ければ、禹王甘ㇾ之のたまはく後世必此酒におぼれて忘

レ己、其國を亡すものあらんとのたまひしとなり、下臣仕レ君ものは先愼レ酒後愼レ色べし、醉狂する時は怠レ勤亂レ言失レ行、及ニ度々一時は俸祿を失ひ、家族路道に沈吟するもありぬ、下人酒に醉狂するものは、身上を損ひ過レ己、人に交て口論し、あばれ鬪諍て人を害ふもありぬぞ、しかのみならず飽迄飲するも、天下の徒ものなり、必惰レ業偸ニ日月一ものならん、長ぜるものは老後內傷の病となりて終レ身ものもありぬ、信玄曰、色と酒は敵なりとしるべしといへり、家を破り人を損ずるものは、色と酒とに可レ有と聞へぬ

天明四甲辰三月

跋

右農家訓、雖下勸ニ三農一辨ニ五常一之節在上ニ拙踈一、得レ蒙ニ君子除加一、而以爲下示ニ農家一之便宜上、小盜賊レ財而潤ニ己身一、文成偸ニ君子之德一、以成ニ施レ衆之功一、嗚呼可レ不レ恐ニ大罪一哉、俯以產ニ今世一、而樂ニ堯舜之道一、非ニ予幸而已一、兆民所レ奉レ仰也、而村邑之童子、亦可レ知ニ上恩之至大一、則天降レ福、地避レ災、而家業日盛、子孫月益、而君與足矣、庶幾寬ニ稼暇一、覽ニ此一書一、則得下ニ老而無レ悔、子孫遵上一道、爰豪レ許ニ梓行一、因作レ跋以述ニ其意一云レ爾

農家訓卷下終

攝陽大坂順慶町五丁目書林　柏原屋　與左衛門梓行

宮崎幸麿
小西武治　校

大正四年八月一日印刷
大正四年八月五日發行

日本經濟叢書
卷十五
非賣品

編者　瀧本誠一

發行者　佐藤卯兵衛
東京市神田區駿河臺鈴木町拾六番地

印刷者　中田福三郎
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所　株式會社秀英舍第一工場
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所　東京神田區駿河臺鈴木町拾六番地
日本經濟叢書刊行會
電話本局三一八五番
振替口座東京二六八一〇番

理事　高木龜之丞
佐藤卯兵衛

CONTENTS
of the fifteenth volume

BIBLIOTHECA JAPONICA ŒCONOMIÆ POLITICÆ

VOL. XV

TŌKIŌ
NIHON KEIZAI SŌSHO
KANKŌKWAI
1915.

BIBLIOTHECA
JAPONICA
ŒCONOMIÆ POLITICÆ

VOL. XV

TŌKIŌ
NIHON KEIZAI SŌSHO
KANKŌKWAI
1915.